

PACIFIC AND AMERICAN STUDIES

アメリカ太平洋研究 Vol.15 March 2015

東京大学大学院総合文化研究科 アメリカ太平洋地域研究センター



東京大学
アメリカ太平洋研究

目 次

特集：「移民国家のつくり方——アメリカ、オーストラリア、スペインの比較」 移民研究における国際比較の視点を求めて

..... 遠藤泰生	5
報告	
Undocumented Immigration to the United States: Historical and Contemporary Perspectives	Mae M. Ngai 8
Imagining Borders / Policing Borders: Australia, Asylum Seekers and the Oceans of the Asia Pacific	Catriona Elder 27
新しい移民流入国としてのスペイン——社会統合政策の形成と市民社会の反応	深澤晴奈 47
アメリカ移民法における「家族」——市民権、永住権と家族の権利	小田悠生 58
コメント——イタリアにおける「移民」の経験	北村暁夫 71

特集：「アジア太平洋の経済秩序とアメリカ——新しい秩序は生まれるのか」

..... 古城佳子	77
報告	
アジア太平洋の通商秩序とTPP	菊池 努 79
BRICSの金融戦術とアジア太平洋	片田 さおり 96
G2時代における韓国の対外通商政策——FTAヘッジング戦略	朴 昶 建 111

論文

The Implication of Aesthetic Appreciations of Nature: Comparison of Emerson and Thoreau	Maki Sato 123
“Successful” Nisei: Politics of Representation and the Cold War American Way of Life	Sanae Nakatani 143
連邦の統合と「異端」の国家観——無効宣言論争(1828-33)における 強制徴収法案の意義をめぐって	遠藤 寛 文 163

ポスト講和期の日米文化交流と文学空間

——ロックフェラー財団創作フェローシップ(Creative Fellowship)を視座に

…………… 金 志 映 …… 181

19世紀前半のノースカロライナ州に見る奴隷所有者の権利

——トマス・ラフィンが下した判決のテキストからの考察… 児 玉 真 希 …… 200

フィラデルフィア・アカデミーの創設——一八世紀植民地都市における

公共性の生成に関する一考察…………… 鱈 淵 秀 一 …… 218

書評

中山俊宏著

『アメリカン・イデオロギー——保守主義運動と政治的分断』(勁草書房、2013年)、

『介入するアメリカ——理念国家の世界観』(勁草書房、2013年)

…………… 中 野 博 文 …… 235

久保文明・高畑昭男・東京財団「現代アメリカ」プロジェクト編著

『アジア回帰するアメリカ——外交安全保障政策の検証』(NTT出版、2013年)

…………… 湯 浅 成 大 …… 241

菅英輝編著『冷戦と同盟——冷戦終焉の視点から』(松籟社、2014年)

…………… 上 村 直 樹 …… 247

小塩和人著『アメリカ環境史』(上智大学出版、2014年) …… 信 岡 朝 子 …… 253

大森一輝著『アフリカ系アメリカ人という困難

——奴隷解放後の黒人知識人と「人種』(彩流社、2014年)

…………… 藤 永 康 政 …… 259

山岸敬和著『アメリカ医療制度の政治史——20世紀の経験とオバマケア』

(名古屋大学出版会、2014年) …… 西 山 隆 行 …… 265

Kazuyo Tsuchiya, *Reinventing Citizenship: Black Los Angeles, Korean Kawasaki,
and Community Participation* (Minneapolis: University of Minnesota Press, 2014)

…………… 村 田 勝 幸 …… 271

小林剛著『アメリカン・リアリズムの系譜

——トマス・エイキンズからハイパーリアリズムまで』(関西大学出版、2014年)

…………… 江 崎 聡 子 …… 277

2014年度(平成26年度)活動報告 …… 高 野 麻 衣 子 …… 285

特集 移民国家のつくり方——アメリカ、オーストラリア、スペインの比較

移民研究における国際比較の視点を求めて

遠藤泰生

アメリカ太平洋地域研究センターが公開シンポジウムで頻繁に取り上げてきたトピックの一つに移民がある。近年では、例えば2011年6月に国際シンポジウム「移民・難民・市民権——環太平洋地域における国際移民」を開き、2012年12月には「国際移民と『故郷』」と題する小シンポジウムも開いている。アメリカ合衆国が世界に類をみない「移民国家」であるという通念がこれらのシンポジウム開催の背景にはある。しかし、移民国家としての合衆国の特性を他の移民受け入れ国と比較しその歴史経験を相対化する試みは学界全体を見渡しても必ずしも活発には見えない。当該地域ないし特定の国家を専門対象とする研究者たちが国境横断的に世界のさまざまな移民体験を比較しながら議論するのは容易なことではないからであろう。リサーチスキルとして英語以外の外国語の習得にアメリカ研究者があまり熱心でないことも状況の改善を阻んでいるのではないか。そうした問題意識を持ちながら、2014年6月14日駒場キャンパス18号館ホールで国際シンポジウム「移民国家のつくり方——アメリカ、オーストラリア、スペインの比較」を開催した。報告者として登壇したのは、合衆国コロンビア大学歴史学部教授メイ・ナイ (Mae Ngai)、オーストラリア・シドニー大学社会政策学部准教授カトリオナ・エルダー (Catriona Elder)、東京大学教養学部非常勤講師深澤晴奈、中央大学商学部助教小田悠生の4名で、それに日本女子大学文学部教授の北村暁夫がコメンターとして加わった。歴史学や社会学をディシプリンとしつつ専門地域を異にするこれらの報告者から、アメリカ合衆国、オーストラリア、スペイン、イタリアの事例が次々と紹介され、100名近い参加者を巻き込んだ活発な議論が展開された。

メイ・ナイとカトリオナ・エルダーの報告があらためて浮き彫りにしたことの一つは、主に英国からの移民によって近代社会の礎を築いた合衆国とオーストラリアの両国が、移民政策においては、入植者植民地主義 (settler colonialism) の“神話”とそれを補強するジェンダー規範に強く規定されてきたことであった。「白人」を国民の構成員に限る、もしくは好む傾向は両国の歴史に一貫して流れており、「人種」を梃子とする露骨な排他的移民政策がとられなくなった現在でも、大衆文化の想像力においては“白い肌”を守ることに価値をおく国境管理の物語が各種メディアに登場し続けているという。これらの排他的移民政策ないし移民観は、民主主義的な平等社会を公式の政治理念とする両国において、19世紀以来内政外政の両面に強い緊張を生んできた。一方で、そうした民主主義や人権といった普遍的概念と移民政策との緊張は、深澤が現代スペインの事例で示したように、およそ世界共通の現象であり、そのことを念頭におきながら移民研究者は専門地域に関する議論を掘り下げる必要がある。例えば、多様な民族を内に抱える英連邦内では移民行政

を国家横断的な普遍価値で貫く必要に迫られることがあり、それが故に、オーストラリアの白豪主義と英連邦の移民政策が対立することが少なくなかったとエルダーは報告した。そもそも果たして合衆国が世界随一の「移民国家」たり得るのか否か、歴史家ドナ・ガバッチャ (Donna Gabaccia) にならぬ、我々は議論を始めるべきなのかも知れない。¹⁾

そのためにも、今回のシンポジウムでナイが強調したように、各国の移民政策を規定する歴史的記憶や価値が様でないこともあらためて確認しなければならない。移民国家のつくられ方はまことにさまざまである。例えば、これは移民国家論というより他民族国家論の範疇に厳密には入るのだが、人種政策においてオーストラリアと比較されることが多い南アフリカが、「多人種連合」を標榜する英連邦からかつて離脱を余儀なくされたのはアパルトヘイトを国是とした同国固有の歴史の一断面であったし、²⁾ また、例えば小田が報告したとおり、成年男子を家長とする家族規範を是とする合衆国の伝統が同国における20世紀移民法の展開に大きな影響を与えてきたことは近年強調されるとおりである。歴史家ナンシー・コットが指摘したとおり、移民は未来の国民の構成員という性格を強く有しており、したがってその生き方、日々の生活規範までもが移民法の重要な規定条項とならざるを得ない。理念としての移民国家のつくられ方と実態としての移民国家のつくられ方との間に生じる緊張は、自由や平等といった抽象的な理念以外のさまざまな争点——具体的な家族の構成など——を有するのである。³⁾

ここで近年の移民あるいは国際労働民の移動で問題になるのは、そうした理念と実態との緊張が、移民にもそれを受け入れる国にも管理しきれない、国際経済の変動、産業構造のシフト、さらには崩壊国家からの難民流出などの影響を強く受けることであろう。歴史の記憶に捕らわれてばかりの移民政策、国境管理政策ではこうした事態には対応しきれなくなった。合衆国も例外ではない。実際、合衆国に移動してくる人々および合衆国から移動してゆく人々は、合衆国が念頭におきがちであった(名指しと名乗りの両方の方向からの)「国民化」などにもはや強い興味を抱かず、経済的利益あるいは身柄の安全などの社会的便宜を得られる一定期間だけの滞在を国境横断の目的とすることが珍しくなくなった。また、それらの移民が身につけている技能も教育も、かつての貧に窮した移民のイメージからはかけ離れた、きわめて優れたものである事例が増えてきた。インドやカナダからの頭脳流入がその好例としてあげられる。国民共同体の秩序形成に大きな影響を与えつつも同化を必ずしも前提としないこうした人々の出入国を、旧来の国民国家の枠にとらわれずに措置する方策がこれからの移民政策には求められる。深澤が紹介した現代スペイン社会における各種NGO、教会組織が運用する移民の受け入れ活動の事例は、その意味で、これからの移民国家のつくられ方を考える大きなヒントになった。ナイが試みた、20世紀転換期と21世紀転換期の移民のパターンを比較することも今後の移民政策を考える上で重要であろう。一方で、北村が指摘する往還型を含むイタリアからの移民出国の歴史は、

¹⁾ Donna R. Gabaccia, *Foreign Relations: American Immigration in Global Perspective* (Princeton: Princeton University Press, 2012), 77-78.

²⁾ 小川浩之、『英連邦——王冠への忠誠と自由な連合』(中央公論社、2012)、181-87.

³⁾ Nancy Cott, *Public Vows: A History of Marriage and the Nation* (Cambridge: Harvard University Press, 2000), Chapter. 6.

移民受け入れ国として自国をもっぱら規定してきた合衆国が、20世紀転換期以来、短中期的ではあるが、海外への人の流出にもおおきな足跡を残してきた事実を思い出させた。歴史家イアン・ティレル (Ian Tyrell) が試みるような、人の流入だけでなく流出の局面にも目配りを効かせたトランスナショナルな移(動)民研究が合衆国に関しても必要になるろう。⁴⁾ 移民国家を中継地に移民が出入りするその目的は、今後ますます多様化し、複雑化する。グローバリゼーションの進行はその動きを加速化させている。今回のシンポジウムがそうした新しい歴史の文脈における「移民国家のつくられ方」を議論する視座を幾つか提供できていれば幸いである。

なお、本シンポジウムは、科学研究費補助金・基盤研究 (A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」(代表：遠藤泰生) および科学研究費補助金・基盤研究 (B)「移民とその故郷——非同化適応戦略とトランスナショナリズム表象」(代表：高橋均) の活動成果の一部であることを付記しておく。



⁴⁾ Ian Tyrell, *Reforming the World: The Creation of America's Moral Empire* (Princeton: Princeton University Press, 2010), 1-10.

Undocumented Immigration to the United States: Historical and Contemporary Perspectives

Mae M. Ngai

Migration is as old as human history. It is a human response to the conditions of life, whether an aspiration for economic improvement; a quest for refuge from persecution, war, or disaster; a longing to be with loved ones; or a restlessness of the spirit. As such, it has always been difficult for states to control.

Only in the modern era did it become standard practice for states to impose restrictions on immigration. In the early modern period, long-distance migration was integral to the trading networks and settlements that accompanied the expansion of “core” societies: Europe to the Americas and China to Southeast Asia, for example. These migrations may be understood as part of the building of Old World empires. Restrictions mostly pertained to domestic mobility and exit; freedom of movement was a right acquired in Europe with the emergence of capitalism, as peasants became unshackled from their places of birth and servants from the authority of their masters. By the nineteenth century the nation-state had become the dominant mode of political organization, especially in Europe and the Americas. National states began to regulate immigration as part of their efforts to control their labor markets and the ethno-religious composition of their populations. Although many states relaxed restrictions on exit, they erected barriers to admission. It is a paradox of modern history and law that liberal nation-states the world over recognize the individual right to exit yet uphold the right of nations to refuse entry to anyone who may come knocking at the door.

Undocumented migration is a corollary to restrictive policies; in this sense, it is a common feature of modern immigration. The assumption in public discourse that unauthorized entry is anomalous and exceptional creates a logic whereby undocumented migration is deeply misunderstood. It is seen as a problem caused by the migrants themselves, who are imagined as suffering from individual character defects (lawbreakers). The solution to the problem is seen as greater law enforcement (stop them from entering; remove those who are unlawfully present). Left unexamined is the law itself, which is not fixed or timeless, but the product of historical contingencies and political alignments. This paper reviews how American immigration policy shifted from one that was normatively open (i.e., open with some exceptions) to one that is normatively closed (closed with some exceptions) and in the process created the problem of undocumented immigration.

The Open Door

In the United States immigration was unregulated until the late nineteenth century and numerically unrestricted until the 1920s. Until that time there were no visas, green cards, or

passports; no quotas or queues; no border patrol. With a few exceptions, there were no illegal aliens.

Indeed, it may be argued that before the 1820s the people who came to America were not “immigrants”—that is, they did not come with the intention of joining an existing society. They are better understood as colonists and settlers (and the dependent laborers—indentured servants and slaves—that they brought with them or purchased upon arrival). The colonists who came to North America in the seventeenth and eighteenth centuries sought not to “assimilate” with natives (whom they characterized as savages), but to establish, in place of native societies, replicas of the Old World; hence the names New Spain, New France, New Netherland, and New England.

After the United States was founded, immigration continued to be important for the peopling of the new nation. But there were no federal laws regulating it. The U.S. Constitution was written without mention of immigration. It only called upon the Congress to enact a uniform law for naturalization. The Alien and Sedition Acts, passed in 1798 as a reaction to the French Revolution, extended the waiting period for naturalization from five to fourteen years and allowed for the detention of subjects of enemy nations and the deportation of persons considered by the president to be dangerous. These acts were the first U.S. internal security laws; they were extremely controversial at the time, and Congress allowed them to expire within a few years. For present purposes it is notable that the alien and sedition laws did not seek to regulate or curtail immigration itself. Congress’s reluctance to do so—and the absence of federal regulation over immigration in general—reflected the nation’s division between free and slave states. Slaveholders opposed any federal authority over the mobility of their slaves. The only federal legislation pertaining to immigration was a series of Passenger Acts, passed from 1819 to 1855, which set standards for merchant vessels carrying passengers to American ports.

The territories of the old Northwest (present-day Mid-West) encouraged immigration to spur settlement, offering new arrivals easy access to land and voting. Yet during this period newcomers from Europe, like the colonists who came before them, considered themselves to be not immigrants, but pioneers and settlers who came to build a new nation. They tended to call themselves emigrants, emphasizing their continued identification with their countries of origin (Gabaccia 2006).¹⁾

European emigrants faced growing nativism in the antebellum period, particularly Irish and German Catholics. Refugees from Ireland, which was devastated by the great potato famine (1845–1852), concentrated in cities, where they drew criticism for their poverty and religious difference. The xenophobic and anti-Catholic Native American Party (also known as the Know Nothings) made a splash in the 1850s, but its momentum was short lived. The

¹⁾ Donna Gabaccia, “Great Debates: Keywords in Historical Perspective” in *Border Battles: The U.S. Immigration Debate*, Social Science Research Council, accessed March 20, 2013, borderbattles.ssrc.org/Gabaccia/.

slavery question and the Civil War quickly superseded the immigration issue.

Federal Regulation and Chinese Exclusion

In 1875 the U.S. Supreme Court ruled that regulation of immigration was a matter for the federal government, not the states (*Chy Lung v. Freeman* 1875). Soon Congress began to pass laws that sought to regulate immigration in ways that reached far beyond the scope of the Passenger Acts. These new laws targeted designated classes of immigrants as undesirable and excluded them from admission. The previous laws had held the steamship companies responsible for the conditions of passage, but the principle and practice of exclusion targeted the individual migrant. In doing so, the first restrictive laws constituted the grounds for creating the nation's first illegal immigrants.

The first exclusion laws aimed at the Chinese. An anti-Chinese movement had emerged in California in the 1850s among Euro-Americans, who opposed foreign competition in the gold-mining districts. Local and state laws barred Chinese from first ownership of mining claims, testifying in court against whites, and other rights. During the long recessionary period of the 1870s anti-Chinese agitation assumed new urgency as an urban labor movement. Under the banner "the Chinese must go!" the California Workingmen's Party blamed Chinese labor for undercutting the wages and standard of living of white Americans. They asserted the falsehood that Chinese workers were "coolies," held by indenture or debt peonage, a condition of servility that was imagined to be an inherent racial trait. Using the potent and familiar language of "free labor" against "slavery," the anti-Chinese movement succeeded in gaining passage of myriad local and state measures that harassed and discriminated against the Chinese, but California could not exclude them from entering. Only the federal government could do that.

The first restrictive U.S. immigration law, the Page Act of 1875, sought to curtail Chinese immigration by forbidding the admission of contract labor and "Mongolian" prostitutes. In this way it skirted the terms of the U.S.-China Burlingame Treaty (1868), which protected "free immigration." The Page Act sought to exclude the Chinese, imagined as an unfree race of coolies and prostitutes. It was successful in deterring Chinese female immigration—not because all Chinese women were prostitutes, but because Chinese women would not submit to the offensive interrogation procedures. The Page Act was not able to keep out male laborers because they were not, in fact, contracted or indentured. Further agitation on the part of the anti-Chinese movement pressured Washington to renegotiate the Burlingame Treaty in 1880 to allow for a temporary suspension of immigration. Congress passed the first Chinese exclusion act, barring from admission all Chinese laborers for ten years, in 1882. The act also barred Chinese from naturalization. It was renewed in 1892 and made permanent in 1902. The Chinese exclusion laws were the first, and only, immigration laws in the United States that explicitly named a group for exclusion on grounds of racial difference. They remained in force until 1943, with grave and long-term consequences for Chinese and other Asians (Japanese, Koreans, and South Asians were also excluded by various laws in the early twentieth

century).²⁾

The Chinese exclusion laws produced America's first illegal aliens. Strictly speaking, Chinese who entered the country in violation of the exclusion laws were not "undocumented." Rather, they used false identities that were certified by documentation created by the immigration bureau or the courts. Some men gained admission as merchants, purchasing a partnership in a mercantile firm and gaining a certificate attesting to their exempt status. Their status also enabled them to bring their wives and children. Many more entered as the sons of Chinese who claimed they were born in the United States and hence citizens. Conveniently, the San Francisco earthquake and fire of 1906 destroyed the city's birth records, making these claims difficult to disprove. A son was born in China but claimed citizenship by derivation from his father, who was said to have sired him while on a visit from California. All this would be explained to a judge in federal district court, who without contravening evidence more often than not discharged the son with papers certifying his status as a U.S. citizen. In turn such men enabled the admission of more sons, and so on, creating several generations of "paper sons." It has been estimated that half the Chinese population in America by the mid-twentieth century was paper sons and their families, living with false identities in the shadows of a community already marginalized by legal, occupational, and residential discrimination.

The Chinese exclusion laws also had a lasting influence on the philosophy and structure of American immigration and naturalization policy. Chinese exclusion occasioned the doctrine of national sovereignty as the foundation of immigration law and Congress's plenary (absolute) power over its regulation. The U.S. Supreme Court, ruling in a series of test cases brought before it protesting the constitutionality of the exclusion laws, established that aliens had no rights in matters of admission and removal. It considered the regulation of immigration to be incident to the nation's sovereignty and part of its conduct of foreign relations, along with declaring war, making treaties, and repelling foreign invasion.

By establishing national sovereignty as the doctrinal basis for unchecked state power over Chinese immigration, the Court created a general policy. For that reason Justice David Brewer dissented in the *Fong Yue Ting v. U.S.* (1893) deportation case, acknowledging that the absolute power of the state to expel unwanted aliens was "directed only against the obnoxious Chinese, but if the power exists, who shall say it will not be exercised tomorrow against other classes and other people?"

The Chinese exclusion cases carved out a discrete legal domain for immigration matters, creating two different realms of rights: those in the Constitution, enjoyed by all persons territorially present, including aliens, and those in the area of immigration, in which aliens have no rights. For immigrants these two realms exist in tension with each other, one promoting inclusion, the other exclusion. Indeed, they invariably overlap.³⁾ Aliens' lack of

²⁾ Bill Ong Hing, *Making and Unmaking Asian America through Immigration Policy 1850-1990* (Stanford: Stanford University Press, 1993).

³⁾ Linda Bosniak, *The Citizen and the Alien: Dilemmas of Contemporary Membership* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2008).

rights in immigration matters arguably undermines their constitutional rights. One can easily imagine, for example, that one's freedom of speech is compromised if one can be deported for expressing views considered inimical to the state's interest. The tensions and contradictions between these two different realms of individual rights underlay racially differential treatment of different groups: Europeans tended to be treated in terms of inclusion and Chinese in terms of exclusion.

In the same year in which Congress passed the Chinese exclusion act, 1882, it also passed the country's first general immigration law. It established certain classes of persons deemed excludable, but unlike the Chinese exclusion laws, these were aimed at individual attributes: convicts, lunatics, idiots, and those liable to become a public charge. It also levied a 50 cent head tax on all aliens landing at U.S. ports to defray the cost of inspection. Over the course of the next several decades the list of excludable categories grew to include paupers, prostitutes, persons with loathsome and contagious diseases, the feebleminded and insane, persons involved with narcotics, polygamists, and anarchists. The excludable categories reflected concern over admitting people who would be unable to work and could become public charges, as well as the late nineteenth-century belief, derived from Social Darwinism and criminal anthropology, that the national body had to be protected from the contaminants of social degeneracy.

Enforcement was extremely weak. Inspection upon arrival sought to identify excludable persons and to deny them admission, but little could be done if they evaded detection and entered the country. Subsequent discovery was commonly the result of hospitalization or imprisonment, yet no federal law existed mandating the removal of alien public charges. It was not until 1891 that Congress authorized the deportation of aliens who within one year of arrival became public charges from causes existing prior to landing, at the expense of the steamship company that had transported them. Congress otherwise established no mechanism and appropriated no funds for deportation.

It is noteworthy that the law specified a one-year statute of limitations on deportation. Congress gradually expanded that period over the next several decades. The Immigration Act of 1917 established harsher sanctions, extended the period of deportability to five years, removed all time limits for aliens in certain classes, and for the first time appropriated funds for enforcement. The new, harsh law was applied to immigrant anarchists and communists in a sweep of postwar vengeance against radicalism and labor militancy, culminating in the Palmer Raids in the winter of 1919–1920. Some ten thousand alleged anarchists were arrested, with roughly five hundred ultimately deported.

Asiatic exclusion and the Red Scare notwithstanding, the American immigration system was still an open one. There were no numerical limits on immigration, and Europeans were governed by a system that contemporaries called "individual selection." The Immigration Service deported only a few hundred aliens a year and between 1908 and 1920 an average of two or three thousand per year, mostly aliens removed from asylums, hospitals, and jails. Less than 1 percent of the twenty-five million arrivals from Europe between 1880 and World

War I were turned away. Notably, mere entry without inspection was insufficient grounds for deportation. The statute of limitations on deportation was consistent with the general philosophy of the melting pot: it seemed unconscionable to expel immigrants after they had settled in the country, acquired families and property, and become members of the community.

From Regulation to Restriction

The unskilled workers who emigrated from eastern and southern Europe to the United States at the turn of the twentieth century comprised a vast army of labor for the nation's industrialization and for building the infrastructure of its cities. They shoveled pig iron in steel mills, sewed shirtwaists in factories, and dug tunnels for sewer and subway lines. At the same time, however, demands for restricting immigration emerged among native-born white Americans, who associated immigrants with the spread of urban slums and class conflict. New England elites as well as native-born craft workers considered the new immigrants to be unassimilable, backward peasants from the "degraded races" of Europe, incapable of self-government. The American Protective Association, formed in 1887, was anti-immigration and anti-Catholic, and boasted 2.5 million members at its peak in the mid-1890s.

The restrictionists' efforts to curtail immigration were largely unsuccessful before World War I. But during and immediately after the war a confluence of political and economic trends impelled the legislation of immigration restriction. These included wartime nationalism; declining need for unskilled labor in industry; and an emergent international system that gave primacy to the territorial integrity of the nation-state.

After passing an emergency measure to restrict immigration in 1921, Congress passed the Immigration Act of 1924 (also known as the Johnson-Reed Act), which represented a seminal break in American immigration policy. The era of the open door emphatically ended, replaced with a regime of quantitative and qualitative restrictions that were unprecedented in their scope and ambition. Most important, the law established a numerical ceiling on admissions, set at 155,000 per year. Adjusting for population, this number has barely risen over time. Although the manner in which the total is distributed among countries has been subject to controversy over the years, most Americans remain committed to the principle of numerical restriction. In addition, the new system generated various instruments of enforcement, including the requirement of a visa for entry, inspection at a designated port of entry, and the formation of a land border patrol. It is from this combination of numerical restriction, documentation, inspection, and border surveillance that the "undocumented migrant" was born.⁴⁾

The qualitative nature of the new regime may be understood as a three-pronged border policy: one directed at European immigration, the second directed at Asia, and a third for countries of the Western Hemisphere.

⁴⁾ Unless otherwise noted, the following discussion is drawn from Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2004).

The policy for Europe was *restriction*. The method for allocating the total number of visas for entry was based on a hierarchy of racial desirability. Although nativists often spoke in the language of race to disparage immigrants from eastern and southern Europe (called, variously, the “lesser white races,” “degraded races of Europe,” etc.), the quotas were written in the race-neutral language of “countries” and “national origins.” Quotas were distributed among countries in proportion to the number of white Americans who could trace their ancestry to each country in the 1920 census. This not only reflected a conservative impulse—to freeze, as it were, the national-origin composition of the population as it existed in 1920—it was also deeply flawed on its own terms, conceptually and methodologically. A long history of intra-European mixing made it impossible to determine the “national origin” of the white population. A “quota board” mandated by Congress to allocate the quotas used statistical alchemy to grant 65 percent of the total to Great Britain, Ireland, western Europe, and Scandinavia. The remaining 35 percent went to the countries of southern, eastern, and central Europe, from which had come the most recent wave of mass migration. So, for example, Great Britain and Northern Ireland’s quota was 65,721; Germany’s was 25,957; and Ireland’s was 17,853. In contrast, Italy’s quota was 5,802; Poland’s was 6,523; Hungary’s was 869; and Greece’s was 307.

The policy for Asia was *exclusion*. After Congress passed the Chinese exclusion laws, various measures excluded other Asians, but these were piecemeal, and in the case of the Japanese, part of a diplomatic agreement that exclusionists thought was weak. The 1924 act perfected Asiatic exclusion with comprehensive, statutory exclusion. Like the “national origin” concept, this was done by euphemism, excluding from entry all “aliens ineligible to citizenship.” That concept was not explicitly elaborated in the 1924 law; it derived from two rulings made by the U.S. Supreme Court in the early 1920s, in *Takao Ozawa v. U.S.* (1922) and *U.S. v. Baghat Thind* (1923), which determined that Japanese, South Asian Indians, and all Asians were not “white” and therefore not eligible for naturalization under existing naturalization law, which held out that privilege to “white persons” and “persons of African nativity and descent.” The requirement that one must be “white” to naturalize dated to the first U.S. naturalization law of 1790 (specifically, “free white persons of good moral character”). The law was amended to include persons of “African nativity and descent” after the Civil War as a gesture to the former slaves (whose own citizenship was affirmed by the Fourteenth Amendment). No one seriously believed that the “Negroes of Africa” would immigrate, explained a federal judge in 1880, “while the Indian and the Chinaman were in our midst, and at our doors and only too willing to assume the mantle of American sovereignty.” Armed with the Supreme Court’s rulings that Asians were not “white,” Congress legislated a comprehensive Asiatic exclusion policy that did not have to speak its name.

The policy for the countries of the Western Hemisphere was both open and closed. These countries were exempted from numerical restriction. Congress was reluctant to place quotas on Canada and Mexico, because it considered an open immigration policy important for its relations with its neighbors. It wished to protect American business interests in Canada,

Mexico, and Latin America, which might be jeopardized by retaliatory quotas on American travelers. In the Southwest agricultural interests relied on Mexican labor, and policy makers believed Mexican immigration was seasonal and hence of little long-term demographic consequence.

While exempting countries in the Western Hemisphere from numerical quotas, the 1924 act did impose upon all immigrants, regardless of origin, the same general requirements for admission: a visa and inspection at a formal port of entry. The visa fee and head tax were burdensome for many migrants, especially Mexicans, who also hated the inspection regimen for laborers at U.S.-Mexico immigration stations, which required mass bathing, delousing, medical-line inspection, and interrogation. Many Mexicans chose to avoid the expense and humiliation of inspection by informally crossing the border, as they had done for decades. But their presence in the United States was now considered unlawful, for they had entered without a visa and without inspection. They were the iconic undocumented migrants.

Soon it became impossible for Mexican workers to obtain a visa, even if they wanted one. In 1929 the U.S. State Department issued administrative rules to deny visas to Mexican laborers, save for those with prior residence in the United States. This administrative restriction enabled the United States to maintain an official posture of friendship to Mexico, while practicing restriction on the ground. However, the demand for labor in the lower Rio Grande Valley of Texas and in southern California continued to draw Mexican workers across the border. In general the growers of the Southwest found that they could benefit from undocumented migration: it helped keep wages low and labor militancy at bay. Rather than exclude Mexicans, immigration policy welcomed them, but only as an inexpensive, disposable labor force, desired for work in the fields but undesirable for inclusion in the polity. The policy for the countries of the Western Hemisphere might be summarized thus: *an open border, easy to cross, but only without documents.*

Deportation and the Making and Unmaking of Illegal Aliens

Though differently conceived, the European, Asian, and Western Hemisphere policies each generated undocumented migration: any European who entered in excess of his or her country's quota, any Asian, and any Mexican who failed to go through inspection. In addition, individual grounds for exclusion, such as disease and the infamous "LPC" (liable to become a public charge), remained in force. Illegal immigration, a relatively minor problem before World War I, was now a mass phenomenon and spurred the development of deportation machinery.

The number of aliens expelled from the United States rose from 2,762 in 1920 to 9,495 in 1925 to 38,796 in 1929. "Aliens without proper visa" was the single largest class of deportees, representing one-half of the total number of formal deportations and the overwhelming majority of voluntary departures by the late 1920s. This shift in the principal categories of deportation engendered new ways of thinking about illegal immigration. Legal and illegal status became, in effect, abstract constructions, having less to do with experience than with

numbers and paper. One's legal status now rested on being in the right place in the queue—if a country has a quota of N , immigrant N is legal, but immigrant $N + 1$ is illegal—and having the right documentation, the prized “proper visa.” The qualitative aspects of admission were rendered less visible after 1924, when the visa application process took place at U.S. consular offices abroad. In 1924 the Immigration Service terminated line inspection at Ellis Island because medical exclusions were determined abroad. Thus, upon arrival immigrants' passports and visas were inspected, not their bodies. The system shifted to a different, more abstract register, which privileged formal status over all else.

The illegal alien who is abstractly defined is something of a specter, a body stripped of individual personage. The mere idea that persons without formal legal status resided in the nation engendered images of great danger. Prohibition supplied an important cache of criminal tropes, the language of smuggling directly yoking illegal immigration to liquor running. The California Joint Immigration Committee described illegal aliens as “vicious and criminal,” comprising “bootleggers, gangsters, and racketeers of large cities.” In 1927 the Immigration Bureau reported that the “bootlegging of aliens” was a “lucratively attractive field of endeavor for the lawlessly inclined,” emphasizing that “the bootlegged alien is by all odds the least desirable. Whatever else may be said of him: whether he be diseased or not, whether he holds views inimical to our institutions, he at best is a law violator from the outset.” (Commissioner General of Immigration 1927, 15-16) This view that the undocumented migrant was the least desirable alien of all denotes a new imagining of the nation, which situated the principle of national sovereignty in the foreground. It made state territoriality—not labor needs, not family unification, not freedom from persecution, not assimilation—the engine of immigration policy.

Territoriality was highly unstable, however, precisely because restriction had created illegal immigrants within the national body. This was not an entirely new phenomenon—it had existed since Chinese exclusion—but in the late 1920s illegal immigration assumed a different nature and scale. Undocumented migrants now comprised all nationalities and ethnic groups. They were numerous, perhaps even innumerable, and were diffused throughout the nation, particularly in large cities. An undocumented migrant might be anyone's neighbor or coworker, possibly one's spouse or parent. She might, in fact, be a responsible member of society: employed, taxpaying, and, notwithstanding her illegal status, law abiding. Even if she were poor or uneducated, she might have a family and community ties and interactions with others in ways that arguably established her as a member of society.

If it was difficult to differentiate undocumented migrants from citizens and legal immigrants, that difficulty signaled the danger that restrictionists had imagined—in their view, the undocumented were an invisible enemy in America's midst. Yet their proposed solutions, such as compulsory alien registration and mass deportations, were problematic exactly because undocumented migrants were so like other Americans. During the interwar period a majority of political opinion opposed alien registration on grounds that it threatened Americans' perceived rights of free movement, association, and privacy. The problem of differentiation revealed a discontinuity between illegal immigration as an abstract general problem, a “scare” discourse

used at times to great political effect, and undocumented migrants who were real people known in the community, people who had committed no substantive wrongs.

Yet if the undocumented were so like other Americans, the racial and ethnic diversity of the population further complicated the problem of differentiation. We might anticipate that undocumented migrants from Europe and Canada were perceived and treated differently from those of Mexican or Asian origin. In fact, the racial dimensions of deportation policy were not merely expressions of existing prejudice. Rather, they derived from differences in restrictive policy and from the processes of territoriality and administrative enforcement that were not in the first instance motivated or defined by race.

During the 1920s growing numbers of undocumented Europeans entered surreptitiously over both the Canadian and Mexican borders. Belgian, Dutch, Swiss, Russian, Bulgarian, Italian, and Polish migrants enlisted in agricultural labor programs in the Canadian west, only to arrive in Canada and immediately attempt entry into the United States, at points from Ontario to Manitoba. The Federal Bureau of Investigation reported in 1925 “thousands” of immigrants, “most late arrivals from Europe . . . coming [in from Canada] as fast as they can get the money to pay the smugglers.”⁵⁾

By the late 1920s, however, surreptitious entry by Europeans had declined. The threat of apprehension and deportation was one factor. Europeans also found alternate means of legal entry. They could go to Canada (which had no quota laws) and be admitted legally from there into the United States after five years. Increasingly, European immigrants already legally residing in the United States acquired naturalized citizenship, which enabled them to bring over relatives as nonquota immigrants. In 1927 more than 60 percent of the nonquota immigrants admitted to the United States were from Italy, with the next largest groups coming from Poland, Czechoslovakia, and Greece. By 1930 the onset of the Great Depression curtailed immigration from Europe, both legal and illegal.

During the 1920s the Immigration Service deployed more and more of the Border Patrol to the U.S.-Mexico border to deal with European, Chinese, and Mexican illegal entries. The active agricultural labor markets in Texas and California drew Mexicans in large numbers, and as mentioned previously, many preferred to avoid formal inspection. During the late 1920s the number of undocumented Mexicans deported skyrocketed—from 1,751 expulsions in 1925 to more than 15,000 in 1929—mostly for entry without a proper visa.

In the Southwest the Border Patrol functioned in an environment of increased racial hostility against Mexicans; indeed, it helped constitute that environment by aggressively apprehending and deporting increasing numbers of Mexicans. Patrol officers interrogated Mexican laborers on roads and in towns, and it was not uncommon for “sweeps” to detain several hundred immigrants at a time. By the early 1930s the Immigration Service was

⁵⁾ W. F. Blackman, “Smuggling of Aliens across the Canadian Border,” (1925), File 53990/160C, entry 9, Records of the Immigration and Naturalization Service, Record Group 85, National Archives and Records Administration, Washington, DC.

apprehending nearly five times as many suspected illegal aliens in the Mexican border area as it did in the Canadian border area.

Mexican immigration abated during the 1930s, owing to the policies of deportation and administrative exclusion, as well as a lack of employment caused by the Depression. As economic insecurities among Euro-Americans inflamed racial hostility toward Mexicans, efforts to deport and repatriate the latter to Mexico grew. The movement did not distinguish among legal immigrants, the undocumented, and American citizens. Mexican Americans and immigrants alike reaped the consequences of racialized foreignness that had been constructed throughout the 1920s. In addition to deportation, local and state authorities sought to restrict the movement of Mexicans and Mexican Americans. Los Angeles and other California cities and towns erected “bum blockades” to keep indigent migrants from entering. In Texas Anglos demanded that the International Bridge be closed from 6:00 p.m. to 10:00 a.m. to keep local commuters from Juárez from coming to work in El Paso.

The most common method used to expel Mexicans from the country was “voluntary” repatriation, sponsored by local and state governments. Led by Los Angeles county relief agencies, local authorities throughout the Southwest and Midwest repatriated more than 400,000 ethnic Mexicans in the early 1930s. Calculating that it cost less to transport a Mexican family across the border than to keep it on relief, county welfare bureaus sent trainloads of Mexicans to the border, where Mexican government officials received them. An estimated 60 percent were children or American citizens by native birth; many spoke English and had been in the United States for ten years or more. Some agencies tried to depict repatriation as an act of benevolence, and a number of the first repatriates took the opportunity of free transportation to return to Mexico. But increasingly the repatriates departed with anger and bitterness as welfare officials resorted to abuse and harassment to push people to accept repatriation. Mexican repatriation during the Depression was a racial expulsion program exceeded in scale only by the Native American removals of the nineteenth century. But with a population of 1.4 million, Mexicans were too numerous to be completely removed; moreover, their labor was still needed for farming, mining, and railway maintenance work throughout the Southwest.

At the same time that Mexicans and Mexican Americans were being deported and repatriated during the late 1920s and early 1930s, the volume of deportations of European immigrants also increased. These illegal aliens comprised unauthorized border crossers, visa violators, and those who had entered lawfully but later committed a deportable offense. Many had already settled in the country and acquired jobs, property, and families. Unlike Mexicans, these Europeans were accepted as members of mainstream white society. But if their inclusion in the nation was a social reality, it was also a legal impossibility. Resolving that contradiction by means of deportation struck many as simply unjust. In a sense the protest against unjust deportations stemmed from the fact that European and Canadian immigrants had come face to face with a system that had historically evolved to justify arbitrary and summary treatment of Chinese and other Asian immigrants. Justice Brewer’s warning in *Fong Yue Ting* had come true. During the 1930s a movement of legal and social advocates sought to reform

deportation policy to allow for administrative discretion in deportation cases. Just as restrictive immigration policy and deportation had “made” illegal aliens, reformers sought to “unmake” illegal aliens by suspending orders of deportation and legalizing their status.

The reform movement followed a logic that distinguished deserving from undeserving illegal immigrants. This logic challenged the social norms of the late nineteenth and early twentieth centuries, which attributed social undesirability to innate character deficiencies rooted in race, gender, or “bad blood.” New ideas about environmental causes of social degeneracy and crime led contemporaries to view deportations for LPC on grounds of female dependency, fornication, or theft as excessive and inappropriate. By the early 1930s the Immigration Service was tempering its use of the LPC clause to deport. This mostly benefited Europeans and Canadians, who had comprised the vast majority of LPC deportation cases. The courts also made refinements in deportation law, eliminating, for example, criminal misconduct from the public-charge category, on the logic that the LPC should not be used to deport people for petty crimes that were not themselves deportable offenses.

The administration of Franklin D. Roosevelt was sympathetic to demands for administrative discretion in deportation cases, but congressional action was slow in coming. Lacking statutory authority, Secretary of Labor Frances Perkins creatively used existing provisions in the immigration law to suspend deportations and legalize the status of certain illegal immigrants in so-called hardship cases, defined mainly in terms of family separation. The Immigration Service thus suspended state territoriality in order to unmake the illegal status of certain immigrants. By the late 1930s Perkins had regularized the status of thousands undocumented immigrants with longtime residence and a citizen spouse or children, including criminal aliens, defending the practice on grounds that the crimes committed “amounted only to violations of law committed many years ago and were counterbalanced by long periods of good moral conduct and useful service in the community.”⁶⁾

But even while expanding the program to criminal aliens, the Labor Department restricted the privilege of legalization to Europeans. The racism of the policy was profound, because it denied, a priori, that deportation could cause hardship for families of non-Europeans. In stressing family values, moreover, the policy recognized only the intact nuclear family residing in the United States and ignored transnational families. It failed to recognize that many undocumented male migrants who came to the United States alone in fact maintained family households in their home countries, and that deportation would cause hardship for their families.

For Europeans, however, the policy was clearly a boon. A rough estimation suggests that between 1925 and 1965 some 200,000 illegal European immigrants successfully regularized their status through various administrative measures. The formal recognition of their inclusion in the nation created the requisite minimum foundation for acquiring citizenship

⁶⁾ Perkins to Satterfield, September 17, 1940, File Immigration, General, box 66, Records of the Secretary of Labor, Record Group 46, National Archives and Records Administration, College Park MD.

and contributed to a broader reformation of racial identities taking place, a process that reconstructed the “lower races of Europe” into white ethnic Americans.

At the same time, walking (or wading) across the border emerged as the quintessential act of illegal immigration, the outermost point in a relativist ordering of illegal immigration. The method of Mexicans’ unlawful entry could thus be perceived as “criminal” and Mexicans as undeserving of relief, even as Europeans with criminal convictions were receiving suspensions of deportation and legalizing their status. Combined with the construction of Mexicans as migratory agricultural laborers, both legal and illegal, in the 1940s and 1950s, that perception gave powerful sway to the notion that Mexicans had no rightful place on U.S. territory, no rightful claim of belonging. The basic principle of immigration law doctrine that privileged Congress’s plenary power over the individual rights of immigrants remained intact. The contradiction between sovereignty and individual rights was resolved only to the extent that the power of administrative discretion made narrow exceptions to the sovereign rule. That European and Canadian immigrants had far greater access to discretionary relief meant that they could, as legal aliens, more readily enjoy the rights that the Constitution afforded all persons. The improbability that Mexicans would receive relief tended to confine them to the domain of immigration law, where sovereignty, not the Constitution, ruled. Indeed, in the context of immigration law that foregrounded territoriality and border control, and in the hands of immigration officials operating within the contingencies of contemporary politics and social prejudices, enforcement and its exceptions served to racialize the specter of the illegal alien.

Civil Rights and Global Restriction

After World War II criticism of the national origin quotas grew. The United States had fought a war against fascism and racism, and the blatant discrimination of the quota system offended European ethnic communities in the United States as well as America’s Cold War allies around the world. It would take some twenty years to repeal the national origin quotas, although some important reforms were made in the late 1940s and 1950s. These included the first laws allowing for the special admission of refugees and the end of Asiatic exclusion. With regard to exclusions and deportation, the Immigration and Naturalization Act of 1952 (McCarran-Walter Act) enacted both harsher sanctions and more liberal grounds for regularization. The law, which was conceived as a Cold War and internal security measure, added six excludable classes (making a total of thirty-one) and facilitated the removal of aliens with views that were “prejudicial to the public interest.”

At the same time, the 1952 law conceded some elements of due process to aliens in deportation hearings: notice, representation by counsel, and the right of cross-examination. It also established new conditions for relief from deportation, providing statutory (i.e., mandatory) relief for aliens who entered with fraudulent documents or by lying to inspectors, if they had long-term residence and immediate family in the United States, although it narrowed the grounds for suspension of deportation in other ways. But creating statutory grounds for

relief gave Mexicans meaningful access to legalization. Many Mexicans who had come to the United States as temporary agricultural workers under the so-called Bracero Program and had skipped their contracts were able to legalize their status.

In the late 1950s the INS tried to end the China paper son illegal immigration scheme, because it thought that Communist China was using the system to sneak spies into the United States. It created a “Chinese confession program,” by which Chinese paper sons could “confess” their false identities and relations in exchange for permanent residency and naturalization. Confessions revealed some thirty thousand Chinese paper sons and daughters. The program also closed fifty-eight hundred slots, that is, paper son identities available for use. Although the confession program benefited most Chinese Americans who applied for relief, the naming of names also enabled authorities to deport paper sons with radical politics.

Cold War politics merged with civil rights politics in the early 1960s to repeal the national origin quotas. A reform movement comprising American Jews, Italian Americans, and other European ethnics opposed the quotas as a badge of social inferiority and likened their struggle to the African American civil rights movement. The Immigration and Nationality Act (also known as the Hart-Celler Act), sponsored by President John F. Kennedy in 1963 and then by President Lyndon B. Johnson in 1964, was passed in 1965 by the largest Democratic Congress elected since the 1930s. It abolished the national origin quotas and replaced them with global quotas based on preferences for family relations (80 percent) and occupational skills (20 percent). It adjusted the overall numerical ceiling to 290,000 per year to account for population growth since 1924, but it also eliminated the Western Hemisphere exemption, which actually made the total more restrictive than it had been previously. Under the new rules no country could receive more than 7 percent of the total, or 20,000.

Contemporaries and historians alike hailed the Hart-Celler Act as a liberal reform because it repealed the national origin quotas. Certainly for Europeans and Asians—who had been given extremely low quotas after the repeal of exclusion—the law promoted greater inclusion in the nation. But for Mexicans and other Latinos/as, the imposition of numerical quotas where none had existed before was illiberal and regressive. In fact, the imposition of numerical quotas on countries of the Western Hemisphere had not been in the original reform bills. Since World War II sponsors of numerous immigration reform bills, as well as Presidents Truman, Eisenhower, Kennedy, and Johnson, had all continued to favor the Western Hemisphere exception on grounds of Pan-Americanism. But in the 1960s there was growing concern among moderates and conservatives that a “population explosion” loomed in Latin America, which they feared would result in too many Latino/a migrants heading to the United States. Those favoring Western Hemisphere quotas argued further on grounds that the exemption was “unfair” to other countries, which obscured the racial antipathies inherent in the first argument.

In the context of the civil rights era’s emphasis on formal equality, the argument for “fairness” was formidable. In the early 1960s legal migration from Mexico was about 250,000 a year, including temporary agricultural workers entering under the Bracero Program. That program ended in 1964. But southwestern agribusiness still wanted labor from Mexico,

and poor Mexicans continued to regard emigration as a strategy for family subsistence. The 1965 act mandated the formation of a congressional commission to study the question; it recommended labor certification as a “more flexible tool” for regulating Western Hemisphere immigration, and in the event of numerical restrictions, urged a quota of 40,000 per country. Over the objections of the commission, however, a Western Hemisphere—wide quota of 120,000 went into effect in 1968, representing a 40 percent reduction from pre-1965 levels. In 1976 Congress completed the logic of formal equality by imposing country quotas of 20,000 on the Western Hemisphere. It also closed a loophole in the law that had allowed undocumented Mexican immigrants with children born in the United States to legalize their status.

It should have surprised no one that undocumented migration from Mexico and other high-sending nations like China would dramatically increase in the last decades of the twentieth century. In reality, basic “push” and “pull” factors in an unequal world have far outweighed the abstract principle of formal equality. By the late 1970s—that is, within just a few years of the imposition of country quotas on Mexico—a crisis discourse about the border being “out of control” had emerged. In 1986 Congress passed the Immigration Reform and Control Act, which legalized nearly three million undocumented migrants and established provisions aimed at stopping further unlawful entries, namely greater border enforcement sanctions against employers who hire undocumented workers. The latter were never enforced, but the United States has spent more than \$187 billion on border enforcement since 1980, much of it since the 1990s and along the U.S.-Mexico border. The militarization of the border deterred but did not stop undocumented migration. In fact it had the unintended consequence that undocumented migrants from Mexico, who had previously tended to migrate seasonally, stayed in the United States rather than risk apprehension at an increasingly militarized border. By the mid-2000s there were some twelve million undocumented migrants living in the United States (decreasing to eleven million as a result of the 2008 economic recession) (Meissner et al. 2013, 2; Passel and Cohn 2012).

The accretion of the undocumented Latino/a population in the late twentieth century was one part of a general increase in the overall Latino/a population; the undocumented are estimated to be about 30 percent of the total Latino/a population. Latinos/as accounted for 16.3 percent of the total U.S. population in the 2010 census (U.S. Census Bureau 2011, 3). The increase in second and later generation Latinos/as, citizens by virtue of their birth in the United States, and a trend of naturalization among legal migrants have resulted in increased Latino/a political participation and voice. That influence, along with the “rights revolution” in law and human rights, resulted in some expansion in the rights of aliens to due process in deportation and detention matters during the 1970s and 1980s. The INS also regularized the practice of granting administrative relief in deportation cases by establishing a balance of equities (length of residence in the country, family ties, employment, evidence of rehabilitation in criminal cases, etc.). However, punitive deportation laws passed in 1996 eroded some of these gains: deportation is now mandatory for many offenses, and it has become virtually impossible to secure relief on grounds of hardship. The guiding principles of territoriality and

numerical restriction that had framed immigration law since the 1920s became thoroughly naturalized by midcentury. Earlier policies—statutes of limitations on deportation and other ongoing methods of regularizing undocumented migrants, as well as open borders with Mexico and Canada—have become unthinkable in our time, even as economic globalization has eroded other indexes of national sovereignty, such as trade protectionism. The debates over legalization and border control taking place at the time of this writing reflect differences over whether or not the regulation of immigration can, in fact, be absolute. The history of undocumented migration indicates that it cannot.

But just as undocumented migration is invariably produced by restrictive immigration laws, those laws and their effects have also generated movements to legalize the undocumented and for other legal reforms. Illegal aliens have been able to legalize their status at certain moments—Europeans during the 1930s and 1940s, Chinese during the Cold War, Mexicans and others in the mid-1980s. The Immigration and Control Act of 1986 legalized nearly three million undocumented immigrants, but because IRCA did not change the basic structures of restriction, unauthorized entry continued and in fact soared from 1990s to the late 2000s as part of the United States' long economic boom.

Since the mid-1990s the U.S.-Mexico border has undergone an unprecedented militarization. The numbers of apprehensions, detentions, and removals steadily increased into the new century. Between 2000 and 2005, over one thousand migrants died while trying to enter the country across the Arizona desert.⁷⁾ In December 2005 the U.S. House of Representatives passed an immigration bill that would have criminalized unauthorized migrants and anyone who assisted them, including humanitarian workers who left bottles of water in the desert.⁸⁾ The bill did not become law because it did not pass the Senate, but it ignited a new immigrant rights movement, led by immigrants themselves, legal and illegal. In May 2006, several million people participated in protests across the country, including hundreds of thousands in Los Angeles and Chicago and high school “walk outs” in several states, mobilized by Spanish-language radio, the Catholic Church, labor unions, student networks, and hometown associations. Their slogans expressed a politics of human and civil rights and the claims of belonging that come with living and working in America: “No human being is illegal,” “We are America,” and, presciently, “Today we march, tomorrow we vote.”

Over the next several years three trends emerged that have altered the political landscape and created new possibilities for legalization and immigration-law reform. The first trend was the growth of the Latino/a population and its electoral power. In 2012 the Census Bureau

⁷⁾ For detailed analysis of border control and other mechanisms of enforcement from the 1990s to 2013 see Doris Meissner, Donald M. Kerwin, Muzaffar Chisti, and Clare Bergamont, *Immigration Enforcement: The Rise of a Formidable Machinery* (Washington, DC: Migration Policy Institute, 2013). The cumulative total of deaths related to desert-border crossings between 2000 and 2013 is at least 2,666. <http://www.nomoredeaths.org/information/deaths.html> (last accessed Sept. 5, 2013).

⁸⁾ The Border Protection, Anti-terrorism, and Illegal Immigration Control Act of 2005, H.R. 4437, 109th Cong. (2005).

estimated 53 million “Hispanics” in the U.S., 17 percent of the U.S. population. Moreover, contrary to stereotype, not all Latinos/as are undocumented. In fact, more than half are native born and nearly 75 percent of all Latino/as are U.S. citizens, either by native-birth or naturalization. Importantly, Latino/as comprise significant voting constituencies in states that previously voted Republican but tipped to Democratic in the 2008 and 2012 Presidential elections (Nevada, New Mexico, Colorado, Florida, Virginia, North Carolina [2008]).⁹⁾

Second, a robust social movement of immigrant workers has emerged, sometimes allied with but also autonomous from, and occasionally in tension with, traditional organized labor. This movement has been building since the 1990s among Mexican, Central American, Chinese, Pakistani, and other immigrant workers. High-profile campaigns like “Justice for Janitors” to unionize Latino/a immigrant workers in Los Angeles overturned the conventional wisdom that immigrants could not be organized. Indeed, the opposite has proven true, that immigrants, including the unauthorized, are more likely to be receptive to unionizing efforts than native-born workers. Immigrant workers also have organized in community-based “worker centers,” which are not unions but pursue similar goals of economic advancement. During the first decade of the century, worker centers grew prolifically among immigrant labor especially in areas where employers routinely flout wage and hour laws, such as day labor and garment sweatshops. The centers help workers sue for unpaid wages and more broadly advocate for economic justice. Immigrant workers, both legal and unauthorized and members of both unions and worker centers were a major force in the 2006 mass mobilizations for immigrant rights. In turn, the immigrant rights movement has further propelled labor organizing. Sociologist Ruth Milkman has aptly described the post-2006 immigrant rights movement as both a civil rights movement and a labor movement.¹⁰⁾

Finally, there are the “dreamers.” These are the nearly two million undocumented young adults, who came to the U.S. with their parents when they were young children; they essentially grew up as Americans but have no legal status.¹¹⁾ The predicament of their impossibility is partially addressed by the Supreme Court’s ruling in *Plyler v. Doe* (1982), which recognized

⁹⁾ National Council of La Raza, “20 FAQ about Hispanics,” accessed Sept. 5, 2013, http://www.nclr.org/index.php/about_us/faqs/most_frequently_asked_questions_about_hispanics_in_the_us/; Mark Hugo Lopez and Ana Gonzalez-Barrera, “Inside the Latino Electorate,” Pew Hispanic Research Center, June 3, 2013, accessed Sept. 5, 2013, <http://www.pewhispanic.org/2013/06/03/inside-the-2012-latino-electorate/>.

¹⁰⁾ Ruth Milkman, *LA Story: Immigrant Workers and the Future of the American Labor Movement* (New York: Russell Sage, 2006); Jennifer Gordon, *Suburban Sweatshops: The Fight for Immigrant Rights* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2005); Janice Fine, *Worker Centers: Organizing Communities at the Edge of the Dream* (Economic Policy Institute, 2006).

¹¹⁾ “Who and Where the Dreamers Are,” Immigration Policy Institute, Oct. 2012, accessed Sept. 9, 2013, <http://www.immigrationpolicy.org/just-facts/who-and-where-dreamers-are-revised-estimates>; Jeanne Batalova, Sarah Hooker and Randy Capps, “Deferred Action for Childhood Arrivals at the One-Year Mark,” MPI Issue Brief, August 2013, accessed Sept. 9, 2013, <http://www.migrationpolicy.org/pubs/cirbrief-dacaatoneyear.pdf>.

the constitutional right of all children to public education regardless of immigration status. But *Plyler* also further exacerbates their predicament because although education brought greater social and cultural integration, they remain without lawful status. Upon graduating from high school they could not go to college or get a job, obtain a driver's license, open a bank account, or travel abroad—the common indices of becoming an adult that most Americans take for granted.

The activism of undocumented youth for access to higher education led to the introduction of the DREAM Act (Development, Relief and Education for Alien Minors) in the U.S. Congress in 2001. While federal legislation stalled over the next dozen years fifteen state-level dream acts made unauthorized students eligible for in-state tuition fees at state universities.¹²⁾ Still lacking federal legislation in 2012 President Barack Obama established an administrative program of Deferred Action for Childhood Arrivals. DACA provided legalization (with authorization to work) for those younger than 30 years of age, who arrived before 2007 and before their sixteenth birthday, and who have a high school education.¹³⁾

The student dreamers' movement, begun as a quest for education, by the late 2000s grew into a broader call for legalization and immigration law reform. By 2013 the movement had grown to seventy-five state and local dreamers' organizations and two nation-wide networks. Dream activists engage in legislative lobbying as well as radical acts of "coming out" and civil disobedience. They march under the sign, "undocumented, unafraid, and unapologetic." Like the second generation of Euro-American ethnics that sought to repeal the national origins quotas. After World War II, the dream activists are also the acculturated children of immigrants. They took civics classes in high school and learned about the movements for female suffrage and black civil rights. Indeed the language of the "dream" and "coming out" resonate with both the civil rights and gay rights movements. Many of the dreamers have experience in high school and college student governments and organizations. They know, as dream activist-leader Gaby Pacheco explains, "how to navigate" politics and society.¹⁴⁾

Trained in organizing, lobbying, and media skills, the dream activists have promoted a compelling message that highlights the injustice of their impossibility. They tell personal

¹²⁾ California, Texas, New York, Utah, Washington, Oklahoma, Illinois, Kansas, New Mexico, Nebraska, Maryland, Connecticut, Colorado, Minnesota, and Oregon. National Conference of State Legislatures, "Allow In-State Tuition for Undocumented Students," July 2013, accessed Sept. 9, 2013, <http://www.ncsl.org/issues-research/educ/undocumented-student-tuition-state-action.aspx>.

¹³⁾ In the first year of DACA, 637,000 people applied, or 59 percent of the eligible population. Batalova et al., "Deferred Action for Childhood Arrivals at One-Year Mark."

¹⁴⁾ Author interview with Gaby Pacheco, Sept. 9, 2013, Washington, DC. See also Walter Nicholls, *The DREAMers: How the Undocumented Youth Movement Transformed the Immigrant Rights Movement* (Stanford: Stanford University Press, 2013); Hinda Seif, "Unapologetic and Unafraid: Immigrant Youth Come Out from the Shadows," *New Directions in Childhood and Adolescent Development* 134 (2011): 59-75; René Galindo, "Embodying the Gap between National Inclusion and Exclusion: The Testimony of Three Undocumented Students at a 2007 Congressional Hearing," *Harvard Latino Law Review* 14 (2011): 377.

stories—stories of their dreams of becoming a teacher, or lawyer or nurse; the high school valedictorian, who won a scholarship but could not go to college. They speak of the pain of watching a parent or sibling deported; or their despair at facing a diminished future. They tell their stories because “we know the power of our narrative,” explained Gaby Pacheco. The dreamers’ identification as Americans; the innocence of their childhood migration; and their academic and civic achievements have elicited sympathy throughout American society. At the same time, Pacheco concedes that portraying the dreamers as deserving implicitly casts others—including their parents—as undeserving lawbreakers. They try to counter this by fighting for legalization for all unauthorized migrants. In fact, the dream activists’ work has been crucial in swaying American public opinion to support legalization and a path to citizenship for all the undocumented.¹⁵⁾

¹⁵⁾ Pacheco interview. Polling data in 2012 and 2013 show 66 to 78 percent of respondents supporting some kind of legalization. Polling Report INC., accessed Sept. 16, 2013, <http://www.pollingreport.com/immigration.htm>.

Imagining Borders / Policing Borders: Australia, Asylum Seekers and the Oceans of the Asia Pacific

Catriona Elder

In the federal election held in Australia in 2013 the victorious conservative party came to power with a number of promises, but one very popular slogan was “Stop the Boats”. This pithy phrase succinctly expressed the intention of the incoming government to strengthen their commitment to, and the amount of resources dedicated to, stopping asylum seekers (mostly from Afghanistan, Iran and Sri Lanka) from reaching the Australia mainland by boats leaving from Indonesia. In many ways there was nothing new about this negative campaign. In the run up to the 2001 Australian federal election an earlier conservative Prime Minister John Howard had launched his campaign with the pulpit thumping, vote winning cry of:

We will decide who comes to this country and the circumstances in which they come (28 October 2001).

One hundred years before this, another set of Australian federal parliamentarians had debated the form of the *Immigration Restriction Act*. One aspect of their discussion went:

Mauger: ... [the Australian people] are determined that Australia shall be kept free from alien invasion and contamination.

Glynn: It is a question of colour. It is not a question of whether a man is an alien or not.

Mauger: It is a question of coloured labour.

Watson: ... the question is whether we would desire that our sisters or our brothers should be married into any of these races to which we object (Cth of Aust 1901a: 4631-3).¹⁾

Ghassan Hage argued in his 2003 book that the three Howard governments, from 1996-2003, had seen the re-centring of an old form of paranoid nationalism (2003: 4). Paranoid nationalism is a form of nationalism that is marked by a lack of generosity, and is based on anxiety. This anxiety is about losing power, access to resources in particular land and also a fear about the erasure of the key historical signifier of Australian-ness – “whiteness” as

¹⁾ As Alison Bashford (2013) has argued there were other dimensions to restriction, including objections on health and moral grounds. However, the racial dimension was an important and long lived part of the legislation and popular sentiment.

reflected in a pale skinned citizenry. Hage in this book follows scholars such as Suvendrini Perera, Ann Curthoys, Peta Stephenson and myself in foregrounding the triangulated nature of Australian race anxieties. White Australians are worried about both an internal Other, whose land they have taken and an external Other who they fear will “invade”. As Peta Stephenson, in her review of *Against Paranoid Nationalism* notes ‘the White Australian refusal to acknowledge and confront the colonial past (and present) ... “explain[s] why we have become so ungenerous to the migrant and the refugee”’ (152). She goes on:

While Hage earlier excluded Indigenous subjectivities from the Anglo-‘ethnic’ binary dynamic, *Paranoid Nationalism* suggests that a triangulated vision of Indigenous-Anglo-immigrant relations is central to understanding this current anxiety. After all, as Ann Curthoys suggests, ‘Immigration ... whether British or non-British, European or non-European, lies within rather than *after* a history of colonisation, *within* the history of relations between Indigenous and non-Indigenous peoples’ (172).

The discussants in the 1901 parliament are in the process of producing this form of nationalism. The members of parliament note that the issue is not about native or alien status. It is about “colour”. Belonging in Australia is not about how long a people have occupied a space, but about the maintenance of whiteness/Britishness and civilization – trio of ideas seen to be embodied in the new Anglo-Australian.

In 2001, Howard, and the conservative prime minister who followed him in 2013, as well as the more liberal governments in-between, argued that it was the “illegal” status of the people trying to cross Australian borders that forced them to refuse them entry. As I noted one hundred years earlier, the parliamentarians seemed to suggest that it is the aliens’ “colour” and fear (of interracial sexual desire) that underpinned their convictions on the need for exclusion. So these early-twentieth century white men worried about people they name “coloured” as not only entering the nation, but more specifically the family. It is the marriage of a non-white person to a “brother” or “sister” that brings out the paranoia.

This article explores the raced and gendered aspects of boundary crossing in the (post) colonial nation of Australia. In particular it focuses on the raced and gendered representations of unauthorised immigration. Though the examples explored are deeply political events, this paper takes a narrative approach. Teresa Goddu in her work on race and Gothic fiction in the southern parts of the United States developed a model of analysis that brought together the mythical with the real. As with Ghassan Hage’s work, Goddu’s framework is psychoanalytic in its approach. She suggested that what was happening in the United States, and I would argue something similar for Australia, was that the dream world of national myth (in both cases a dream about the power of whiteness) was continually being disrupted by the nightmares of history (1997: 10). In both the twentieth and twenty-first century Australian context the nightmare for the Parliamentarians was – border crossing. At the national and the individual level the separation of different groups, the policing of the border was never total and the

differences between the two groups, the purity of whiteness (or the distinction between citizen and newcomer) could not be maintained or claimed.

The article analyses the ways in which the sometimes violent, sometimes self-congratulatory, rhetoric that accompanies representations of unauthorised acts of boundary crossing exposes the sore that is colonisation – the original unauthorised boundary crossing of the British into Indigenous peoples' country. Drawing on a variety of representations of 'aliens' and (sexual) desire over the last 100 years this article traces both changes to and similarities between representations over this long period. It will analyse the different ways in which 'alien' men's and 'alien' women's bodies are represented in images of border crossing. It will explore the history of the ambivalence that is built into the drive to regulate the Australian border.

The article focuses on the way understandings of legal or illegal crossings have been and continue to be (re)produced in terms of gender and family as well as sexual pleasures and danger. It will explore the history of the ambivalence that is built into the drive to regulate the Australian border. The article focuses on the way understandings of legal or illegal crossings have been and continue to be (re) produced in terms of gender as well as sexual pleasures and dangers. In doing this it will challenge the idea that fear of invasion is premised on an unambiguous xenophobia, arguing instead that an ambivalence underpins relationships with outsiders; an ambivalence that encompasses both pleasure and loathing.

When I first started to undertake this work in the late 1990s I worked with a model that imagined the Australian border as pretty much being the coast of the island continent. Of course there have always been imagined borders that challenge the political and geographic extremities of a state. So for example there is a powerful myth that parts of Turkey are in some ways Australian. The battles fought at Gallipoli in 1915 and the large numbers of Australian soldiers buried in war cemeteries or in unmarked graves around this battle site has created a sense of ownership of this territory. In another case, and region, the island of Bali is sometimes referred to as the ninth territory of Australia. The large number of young tourists travelling to the island and their affection for the place translates, again, as a type of belonging. Further, the Australian state has made a claim for just over 40 percent of Antarctica. From a different perspective the island continent nature of the Australian state means that the maritime sea claims of Australia are huge. They come in as the third largest in the world, and as geographers point out, if the Antarctic water claims are included Australia's maritime domain is almost twice the size of its land mass (Cordner 2008).

Since the turn into the twenty-first century, in the wake of the 9/11 terrorist attacks, successive governments have focused on refining and strengthening the security of Australia's borders. These borders are not understood to only be marked by customs checks at airports or the long and winding coast. The border is now located 200 nautical miles off land, where the Australian navy patrols a vast ocean. As the unsuccessful search for the missing Malaysian airlines flight in mid-2014 made clear, the oceans are a space that is still unknown and unmastered. To use an historical and a contemporary example to make my point, I would note that in the 1850s the implementing a colonial policy designed to exclude Chinese sojourners

from coming to Australia was through a head tax applied to every Chinese person on a ship that docked in an Australian colonial port. Whereas today, when the Australian navy implements exclusion policies it intercepts boats containing would be asylum seekers 100s of miles from any port and tows them into international waters. It has on occasion drifted in to Indonesian waters creating a diplomatic rift that is yet to be mended.²⁾ So for a country to understand its borders as existing on the “high seas” creates new modes of understanding and room for a more fluid sense of border crossing.

The article draws on an eclectic range of stories of border crossing in an attempt to analyse the multiple ways in which exclusion and inclusion are imagined. The stories are obviously those that have somehow been recorded (in law, in fiction, in the media). They also reflect iconic mages of border crossing in a variety of anxious decades– 1880s, 1930s, 1950s, 1970s, and 2000s. These are anxious decades because they are moments when the ‘nightmare’ overwhelms the ‘dream’. They are moments where the level, type, or approach to immigration, and often also the state of Indigenous and non-Indigenous relations, are being negotiated, complicated or challenged. The examples analysed help demonstrate the relationship between Australian colonialism, gender and immigration.

The theory underpinning the argument draws on work by scholars such as Anthony Burke, Homi Bhabha, Ghassan Hage, Jennifer Rutherford and Joseph Pugliese who explore the ambivalence, anxiety and violence that often underpin representations of border control. Using their ideas this article will suggest that even at times of the most strident calls for the exclusion of aliens – especially “coloured” aliens, traces of other ideas of assimilation and desire for the excluded people – are discursively represented. These complex and changeable desires for the alien inform understandings of border crossing.

The fantasy of a clearly bounded and inviolable national space has underpinned many of the ideas that white Australians carry with them about what it means to be Australian. The continually reinforced (though perpetually challenged) belief is that the nation is a singular and coherent space out to the furthestmost boundaries of the sea (Barnard in Drake-Brockman nd). The fantasy of the coherence of the white Australian nation/state needs to be especially emphatic in the face of sovereign Indigenous peoples. As Patrick Wolfe (1994) explains, the British colonial project in Australia was imagined as settler colonialism. That is, it was organised in terms of British settlers (who later became Australian-British subjects and then Australian citizens) who colonised the Australian continent with the intention of owning, occupying and working the land (Wolfe 1994).³⁾ In the Australian vision of ‘settler colonialism’ the Indigenous peoples’ prior occupation and ongoing presence directly challenges the settler fantasy. So Indigenous peoples need to be eliminated or domesticated both literally

²⁾ Latika Bourke, 2014, ‘Navy breached Indonesian waters six times under Operation Sovereign Borders, review finds’ ABC News 20 February.

³⁾ This contrasts with other types of colonial projects where the colonisers imagine that the land will be owned by them but worked by Indigenous people for the coloniser’s profit (Veracini 2013).

and metaphorically from the space of the nation.

Yet ‘white Australia’ is produced in terms of a triangulated relationship between white Australians, an internal Indigenous Other and an external non-white Other (Perera 1995, Elder 1998). James Donald argues:

the ‘fictional unity’ of the nation is created by ‘differentiating it from other cultures, ... [and] by marking its boundaries’ (1993: 167). The unity is always a fiction ‘of course, because the “us” on the inside is itself always differentiated’ (167).

The fictional ‘us’ in white Australia was defined in terms of this internal and external Other and these Others were imagined in terms of race. As Patricia Grimshaw explains the push for federation emerged from a:

‘[c]oncern for preserving a white society, and for fostering white motherhood, [these] were key motives serving to integrate colonies within which otherwise so much contestation was evident between classes and people of differing religious persuasions and geographical areas’ (1994: 191).

So for example the Hon William McMillan said in the new Federal parliament in 1901: ‘Australia must be kept pure for the British race who have begun to inhabit it’ (Cth of Aust 1901a: 4626). Helen Irving extends this argument by noting that in the discussions around Federation:

Australia it was thought needed to be white – not merely as an outcome of coordinated immigration policy – but as a type of culture ... a “white” population was metaphorical as well as racial. It could only be achieved, its proponents believed through creating the pre-conditions for a common national identity and through fulfilling a common “destiny” (2002: 20).

From the 19th century onwards the idea of the Australian nation hinges on a disavowal of the non-white Indigenous peoples who not only occupy the continent but through their Indigeneity challenge white Australians’ claims for this ‘native’ status. In this relationship Australian Britons are both ‘aliens’ and ‘invaders’. This uncomfortable relationship between Indigenous peoples and Australian-Britons is also informed by the relationship between Australian-Britons and non-Indigenous, non-white immigrants. The discursive logic of ‘white Australia’ is, as the historical quotes above suggest, to disavow the illegality and alien status of Australian-Britons. In many ways this works through the displacement of this dis-ease onto an external Other. The discourse of white Australian national identity has long been underpinned by a belief that this continental space, which is set aside for the ‘British race’ (and later for immigrants who fulfill stringent citizenship requirements), is surrounded by, and so dogged by,

millions of people who want to come to or invade it. Images of an inviolable white Australia continually menaced by others, and fiercely defended have circulated over the last 100 years and more. Take for example the dozens and dozens of well-known cartoons published in magazines such as the *Boomerang* and *Bulletin* that depict ‘dangerous’ Chinese men who desire white Australia and white women, and who plan to takeover both. The mentality that underpinned the original cartoons can still be found in contemporary images. For example, in 1999 the *Sunday Telegraph* ran a headline ‘Invaded’ when a rusty old ship with approximately 80 Chinese unauthorised entrants ran aground at Scotts Head Beach on the north coast of New South Wales (Gora 1999: 1). As John Howard’s election slogan and the *Sunday Telegraph*’s language demonstrate the crudest beliefs about exclusion can still be found in contemporary discourse. Yet as I will demonstrate in more detail the feelings of fear, panic and violence that often accompany understandings of ‘aliens’ at the border in Australia are part of a more complex discourse that also includes a desire for ‘alien’ bodies. For at some place in white people’s psyches we know we are ‘aliens’ too.

In the fantasy of a ‘white Australia’ the physical borders of Australia are often imagined as the places in the nation where the policy of exclusion fails, where ‘leakages’ take place, where invasion is possible. In particular there are areas – named ‘zones of flux’ by Ross Gibson (1994: 668) – where the clarity of inside/out are harder to imagine. These zones can be the sea, long isolated parts of the coast, ports, airports, poor inner city suburbs or ‘ethnic’ neighbourhoods. Temporal boundaries also exist. The idea of going to ‘a place that time forgot’ or to a ‘timeless’ place is a powerful metaphor used to signify crossing a boundary between non-Indigenous and Indigenous Australia. Still in post-1901 Australian history the most obvious sites that evoke and erase the fantasised idea of an impregnable national boundary is the coast. And even more specifically the fixation on securing boundaries and proving the integrity of a unified nation is most obvious in imaginings of the north and north-west of Australia. So for example, the changes in 2001 to the *Migration Act* and the increased naval surveillance of the northern waters of Australia demonstrate the fixation on northern coastal border crossings as the spaces where the Other is imagined as entering the nation, either literally or imaginatively.

So by this logic borders are often represented as places where the idea of an essential ‘white Australia’ was challenged and where ‘counternarratives’ of the nation might emerge (Bhabha 1990: 300). However, to argue that the liminal spaces of borders are unruly and unstable is not to say that they are anarchic and out of control. It is also not to say that there are not particular pleasures available in the imagining of unauthorised border crossings. Russ Castronovo argues the uncertain space of borders and their crossings can often operate ‘as the sutures of national cohesion, offer[ing] an imaginative topos for the articulation of “transcendent” ideals of racial supremacy and political unity’ (1997: 202). Castronovo’s contention is that hegemonic governments can use border spaces to ‘reframe and manage rebellion so that its power [is] not antagonistic’ (204). In this sense the leakiness of the nation is not contradictory but part of the imagining of the nation. As Homi Bhabha writes:

[the idea of the nation is] an idea whose cultural compulsion lies in the impossible unity of the nation as a symbolic force. This is not to deny the attempt by nationalist discourses persistently to produce the idea of the nation as a continuous narrative of national progress (1990a: 1).

So we can look at border spaces to see how ideas of unruliness can be re-imagined and managed in ways that seek to reinforce ideas of a 'white Australia'. What underpins the long history of imaginings of border crossing and boundary transgression of 'white Australia' is ambivalence. Homi Bhabha in analysing the ambivalence of the nation explores the contradiction between the 'nation's modernity' and its dependence on 'atavistic apologues' (1990b: 293). He quotes Partha Chatterjee:

Nationalism ... seeks to represent itself in the image of the Enlightenment and fails to do so. For Enlightenment itself, to assert its sovereignty as the universal ideal, needs its Other; if it could ever actualise itself in the real world as the truly universal it would in fact destroy itself (1990b: 293).

Homi Bhabha argues that uncertainties are what characterise the centre, the West, or in this case the nation (1990b: 303-4). He suggests this uncertainty results from the haunting of the colonial power by an excluded or marginal group(s). So though 'white Australia' is premised on a total exclusion of 'aliens' and 'undesirables', what happens is a continual (representational) re-enactment of the possible entry of the excluded followed by a violent disavowal of the entry. The excluded people are never completely expelled from the imaginary of the West or the coloniser because of the ambivalent feelings of simultaneous desire and repulsion for the marginal or excluded people (Bhabha 1994: 132).

As this article's earlier quote from the 1901 Federal Parliament suggests this ambivalent desire was often represented in and through images of inter racial sexual relations. The notion of a white body and a non-white body together is both erotically charged, and represents an assimilative imperative (see Anderson 1993/4) but also marks a boundary that is not to be crossed. However, though this coupling is emphatically stated to be what must be stopped, it is the repetition of its (im)possibility that occupies a central place in many stories of 'white Australia'. More than this 'alien' male and 'alien' female bodies are understood differently. To use The Honourable Mr Watson's heteronormative fantasy of border crossings as a model: male bodies that exist as potential threats to our 'sisters' are more dangerous than female bodies are for our 'brothers'.

Though fantasies and 'forbidden' wishes for a sexualised alien or other were organised by different protocols than the everyday knowledge of policy and law, they are still produced from the same repertoire of discourses. Desires – even illicit ones – are part of socially produced discourses, rather than individual or socially disconnected fantasies. Robert Young (1995), extending on Bhabha, makes the point that fantasy is not a maverick unregulated set

of unspeakable feelings and images. Rather it is ordered by the same discourses that order the law, government policy, the school curriculum, and published fiction.

This 'desire for the other' is always underpinned by fear. The fear of 'too many', 'too much', a 'flood' that will 'swamp' white people puts a brake on this desire. As Joseph Pugliese (1995) argues 'the other face' is often 'a site of desire', but this desire for 'the other face' is soon after counteracted by the 'designation of difference underwritten by the insuperable category of "race" (241). The wish to include the Other is often followed with a violent refusal or negation of the original desire. To return to Ghassan Hage's book *Against Paranoid Nationalism* (2003) he notes that this violent refusal can be a national project as much as an individual one:

At the border we do things that we might not like to see being done inside our society ... At the border, the protection of hope sometimes unleashes aggression, hatred and mistrust (31).

This ambivalence – the process of desiring the 'Other' and then violently disavowing this desire – occurs continually in narratives of 'white Australia'.

In her book *The Gauche Intruder* (2000), Jennifer Rutherford uses a psychoanalytic approach to explore this violent disavowal through what she calls the good neighbour fantasy in Australia. She argues that one of the persistent stories of Australian identity is one of Australia as the exemplary nation. Rutherford writes that this story and the fantasies of 'the good' (we do) that accompany it:

provide a camouflage for aggression at both a national and local level: an aggression directed both to an external and an internal Other... whether it be the accompaniment to a state orchestrated genocide or a privately enacted scenario, the good, as camouflage, as point of identification, as authorisation, provides a fantasmatic frame for the enactment and consolidation of white Australian culture at the singular and collective level (10).

Rutherford suggests that this desire to good often manifests itself as the fantasy of Australia as a 'good and neighbourly nation' (12). She then draws our attention to a paradox where 'the manifestation of aggression is visible at the very moment we set out to do good' (10). Though each of these writers takes a different approach to the exploration of national identity, they all engage with the disavowed or repressed violence that informs the nationalist story of the nation.

I begin by exploring ambivalence and the border as it manifests in discussions in the Federal parliament in 1901 when the soon to be enacted *Immigration Restriction Act* was on the table. The production of a 'white Australia' has been a subject of discussion for decades in Australia. It is, quite rightly, seen as a founding discourse for the nation and a point of

reference in many discussions that have taken place since about what Australia should be.

The evolution of the 1901 parliamentary discussion about a 'white Australia' began with colonial government policies and laws implemented from about the mid- to late-19th century and designed to keep Chinese migrants and non-white contract workers out of the country (Markus 1994: 112, 114; Seuffert 2011). The first federal parliament inherited this desire for exclusion. Prime Minister Barton noted the issue of a 'white Australia' as 'one of the most important matters with regard to the future of Australia' (Cth of Aust 1901a: 3497). The historical idea of a 'white Australia' has been repeated so often, so forcefully and so clearly that it is almost a truism:

... [the Australian people] are determined that Australia shall be kept free from alien invasion and contamination (Cth of Aust 1901c: 4631-3).

The main piece of legislation that underpinned the discourse of a 'white Australia' was the *Immigration Restriction Act*. By the time of Federation the colonial governments' original focus on the restriction of Chinese immigrants had expanded to include labourers from the Pacific Islands and Japan. Though these particular groups were singled out for notice, time and time again in the debates that surrounded the passage of the Immigration Restriction Bill, the rhetoric of racism was broad. A not uncommon cry in the parliament of 1901 was: 'We want to exclude absolutely every kind of coloured immigrant' (Cook H, Cth of Aust 1901b: 4640).

In 1901 the main issue for debate in a parliament almost entirely in favour of a 'white Australia' was how to exclude the immigrants Australian-Britons did not want.' The final choice of an indirect method of exclusion was a response to British government disquiet with a policy of direct exclusion. As the British parliament had to approve all pieces of Australian legislation before they were passed in the Australian parliament their comments were not without weight. On the issue of direct exclusion the British government protested firstly that it was un-British to have a race-based policy. Secondly the British government was unhappy with a direct exclusion of all 'coloured immigrants' because citizen subjects of the Empire, especially people from India, Ceylon and Bengal would be unable to enter Australia (Chesterman & Galligan 1997: 103-9). In the minds of the British government this made a mockery of the British ideal of the 'family of the empire'. In more practical terms the reason for the threat of refusal from the British government to approve a piece of Australian legislation that explicitly excluded an entire nation on the grounds of race was because Britain's close economic ties with Japan and China could be jeopardised. These were ties that all states, except Queensland, did not share.

Though the Australian government's decision to exclude 'coloured immigrants' – directly or indirectly – was emphatic it was actually a moment of ambivalence. The British government argued that Australia, as a leading 'civilised' nation, had certain standards to uphold in terms of justice and equality. Some members of the Australian parliament were not insensible to the contradiction in their decision to exclude immigrants on the basis of 'colour'. As one

parliamentarian put it:

... the question is whether we are to subordinate our undoubted desire to prevent coloured immigrants from coming to Australia to the exigencies of Empire (Glynn P, Cth of Aust 1901b: 4643).

Coupled together here is the desire to exclude 'coloured immigrants' and the desire to fulfill the moral requirements of being part of the Empire (to be the 'good neighbour'). The ideas held by most of the parliamentarians meant they believed that what separated them (Australian Britons) from the people they wanted to exclude ('coloured immigrants') was that they should know better than to do such a thing. As William McMillan said to the parliament:

Everyone of us ... must feel, especially belonging as we do to the race which has been more broad minded, more cosmopolitan and more adventurous than any other race the world has known, that in attempting to shut out any human beings from our shores and from the privileges of British freedom, we are doing a very extreme act. It was once our boast that if the negro [sic] set his foot on our shores from that moment he was free (Cth of Aust 1901b: 4626-7).

The excluded people were the group who Australian-Britons needed to include in the idea of their nation if they were to think of themselves as superior; if they were to think of themselves as good. They desired the excluded group. Even as the discussion moves inevitably towards exclusion, even as 'every coloured man' is being vilified the bodies of 'coloured' men—the ex 'negro' slave, the Indian prince or Indian cricket player – surface in the text as desirable others. For as Chatterjee has explained 'the universal ideal needs its Other', and so, the adoption of legislation that indirectly rather than directly restricted immigration meant that the policy of exclusion contained within it the possibility for entry of groups designated as Other or as 'undesirable'. Though the idea of a polarisation between 'us' and 'them' was powerful, even in this moment of strident racialised nationalism there are challenges, fissures and contradictions (Young 1995: 179). The need for Australian-Britons at Federation to so emphatically declare their democratic right to protect Australia 'providers] a camouflage for ... an aggression directed both to an external and internal Other' (Rutherford 2000: 10) – so the external Other who will replicate our invasion and the internal Other who challenges the legitimacy of our belonging.

So far this article has focused on a general anxiety about border crossing and the aggression and ambivalence that underpins ideas of maintaining a white Australia. As suggested earlier one of the ways in which the anxiety and pleasures of border crossings were enunciated and represented was through images of gendered and sexualised bodies. In discourses that depend on an (often) undeclared hetero- normativity these bodies are represented in terms of a heterosexual imperative and an understanding of men's bodies as

threatening women's bodies as vulnerable.

One of the key tropes deployed to represent the danger of border crossing is the image of the white woman. The white woman is represented both as that which must be most carefully protected but also as the weak point in the maintenance of white Australia. For example the 19th century cartoon that depicts the colony of Queensland as a young fair-haired woman being defended by a white man in a tam o'shanter, with a large and fierce dog on a leash, from a cowering Chinese man, draws on the idea of white women as vulnerable and needing to a strong male protector. In another cartoon also representing the danger of Chinese men to the nation, two white women are featured sitting at the door of an opium den, already rendered lost by their inability or refusal to decline the untoward advances of opium sellers. Here the white women are the weak point in the nation, they represent the point of 'entry' of undesirable men (and their 'alien' cultures) into the nation.

In both these cartoons the non-white male body is a site of a fantasised aggressive danger, even though it is this body that is usually violated rather than pursuing violence. A third and strikingly evocative example of this double positioning of white women as both in danger and the danger is provided in an (unpublished) story by writer Henrietta Drake-Brockman called 'The Tiger's Tooth'. This story written in the late 1920s is a fantasy about sexual transgression. As I suggested earlier, though the story is a fantasy it can still be understood as driven by the same everyday logic and rules that inform more mundane representations of 'white Australia', such as government policies and legal remedies (Young 1995: 168). This story illustrates well ideas of white women as the weak link in the discourse of 'white Australia' and the violence meted out to the non-white male bode if it dares to desire 'our sister'.

'The Tiger's Tooth' (Drake-Brockman, [n.d.]) is about a young woman, Sheila, who is on a cruise ship holiday up the North-West coast to Singapore.' Sheila is identified early in Drake-Brockman's story as 'very shy, bottled up' and untouched by the 'sensuous beauty of the Timor Sea' (2). However by the time she reaches Broome, Sheila has been touched by her changed environment. Broome gives Sheila and her fellow tourists a 'foretaste of exotic pleasures yet to come in Java and Singapore' (6).

However even with this promise of the exotic Sheila remains 'bottled up'. It is only on the return trip south, when Sheila buys a 200 year old tiger's tooth that has intrigued her since she first saw it on the northward leg of the journey, that things really change. From the moment Sheila clasps the tiger's tooth necklace around her neck she signifies sexuality –she becomes 'what the talkie blurbs call – alluring' (3-4). Sheila's sexual appeal is linked to the jungle: her walk is noted as no longer 'the loose swinging stride of an Australian girl ... a whiff of the jungle came stealing along the deck' (4). Here a parallel is drawn between this woman travelling in the north-west and a notion of the primitive (Torgovnick 1990: ch 3).

When Sheila starts to wear the tiger's tooth she purchased in Broome it sets off a complex, inter-racial sexual drama between these characters. The sexual and racial boundaries that had been carefully maintained on the northward leg of the journey are now crossed. A Bengali sailor on the ship becomes fascinated by Sheila. He starts to follow her around and finally

breaks into her cabin one night: [Sheila] awakened to see a yellow face close to her head. Two black eyes were devouring her ... eyes she had seen in her dreams ... The cabin receded ... in the dark recesses of the jungle she lay at his mercy ... (14). This passage of transgressive inter-racial sexual desire—figured here as a sexually aggressive Other devouring a (now) passive white woman — is quickly and violently contained. The momentarily pleasurable experience of representing the desire of and the desire for the Other — a border crossing — is followed by a playing out of a vision of that Other as evil. In the passages that follow Sheila's awakening the tiger's tooth is ripped off her neck as she sleepwalks on the ship's deck in the thrall of the Bengali sailor. Watching the Bengali sailor is the Malay crew member who stabs the Bengali man, cuts his hands off and throws his body overboard. The Malay crew member then commits suicide by cutting off his own head. Finally a white man, who has admired Sheila, quickly declares his intention to marry her (15-7).

The fantasy of the alien Other, the Orientalised Bengali crew member, and the sexualised, transgressive white woman, who threatens the white nation, can be indulged in this border space but it is then contained in a scene of gothic violence. The denial of Sheila's desire for the Bengali sailor (a 'white woman's' desire for a 'coloured' man) is staged through an extremely violent exclusion of the 'other face'. To use Pugliese's idea again: texts that locate the 'other face as a site of desire' immediately follow this by the designation of them as racially different: 'Race' will effectively objectify the other and reduce it to the unmotivated blankness of a racial difference emptied of desire and inhabited only by primitives, animals and deaf-mutes (1995: 241). In 'The Tiger's Tooth' the Bengali and the Malay sailors are both chopped up and consigned to the ocean, nothing more than signifiers of a sub-human 'raced' category. As the ship returns to the Fremantle port the Bengali sailor, about whom Sheila dreamed, is dead and the sexualised alluring woman who played with the possibility of desire for the Other is bound in marriage to an Australian-Briton.

The representatives of transgressive desires are excluded from the nation -left outside, beyond the boundaries of the nation. The 'alien' male crew members are literally thrown overboard. The 'good' Malay sailor masochistically sacrificed himself for the 'memsahib'. The dangerous white woman, whose sexual desires include 'coloured' men, is figuratively thrown overboard with the tiger's tooth, leaving a less threatening Sheila (the 'white Australian' everywoman) her desire appropriately directed at white man and procreation for a 'white Australia'. In imagining a 'white Australia' there is an ambivalent and aggressive pleasure in representing white women as both desirable to Other men and then representing the violent end of that desire. There is a pleasure in representing the leakiness of the border — for this is how Australian-Britons invade Australia, but this is accompanied by a violent repulsion at the knowledge of who else might cross 'our' borders. A repulsion that is to this day affected through aggression directed at the bodies (of men in particular) who approach the border from the north.

It should be noted that this expulsion takes place at sea. The ship is back in order by the time it reaches port. This narrative could be understood as a literary version of the

contemporary navy-immigration department operations. Since the late 1990s when Australian attitudes to unauthorized entrants to the country became more aggressive, more and more of the interventions and interactions with the “Other” occur in the liminal zone of the oceans. Today, when aliens are detected in Australian waters, the navy moves in, and assessments about who can and cannot come into the nation are made hundreds of miles off-shore. The gothically violent solution of Drake-Brockman’s story is replaced with legal responses the involve being towed out of Australian waters, transfer to an off-shore detention centre or resettlement outside of Australia. (Davies 2013) The grisly violence of this piece of fiction could however be seen as a ghostly presence in modern day attitudes to aliens. This will be discussed later in the article.

Non-white women – Other women – are also part of the set of representations that make up the discourse of ‘white Australia’. There are certain pleasures and anxieties in imagining these border crossings. I now want to look at a range of representations of ‘alien’ women who appear at Australia’s borders. I will analyse these representations in terms of the ambivalence and aggression they invoke as challenges to a ‘white Australia’. The next series of representations I analyse come from the 1950s. This decade was one where the ‘white Australia’ policy had to be represented to the world and to the nation. The horror of the Holocaust made blatant and crude racism more difficult to present as good government policy. Though there were few extravagant changes to the legislation that underpinned the ‘white Australia’ policy the large-scale immigration program that began in this decade made the policy of migrant inclusion and exclusion and the idea of well monitored and strong borders important.

I begin by considering a quite well-known photographic image of Soviet citizen Evdokia Petrov in April 1954. Photographed at Sydney’s Mascot airport the image shows Petrov being gripped by two Soviet ‘couriers’ – one on each side – as she is hustled on to a plane. The faces of the two male Soviets are implacable, the face of Mrs Petrov, whose husband had decided to defect to Australia, is anguished. Her head is tilted back and she appears to be slumped in the arms of the ‘couriers’. Her face has become a long-standing signifier of vulnerability at the border. Here the danger is communism and the pleasure is to be had in saving this woman from having to face its perils. The continual recycling of this image, along with the accompanying piece of trivia that Mrs Petrov lost her shoe in the scuffle, thus increasing her vulnerability, works to cement an image of the generosity and goodness of Australia.

Including the enemy ‘alien’ in the nation is an anxiety inducing project. The status of Mrs Petrov as Soviet citizen but also a potential (white/Australian) citizen and her rescue at the airport in Darwin (where she finally agreed to defect along with her husband) signifies the fantasy of a good ‘white Australia’. The violence needed to maintain the border is not ‘ours’ but ‘theirs’. Though both ‘Mr’ and ‘Mrs’ Petrov defected it is the image of the vulnerable woman who stands as the long-term signifier of border crossing in Australia. Here the foreign female body is dragged to the edge of the Australian border and then rescued and awarded citizenship by the good nation. This takes place in a decade when Indigenous peoples struggled to have their citizenship demands heard. Mrs Petrov was saved from crossing the border back

into the totalitarian USSR in an era when Indigenous peoples were deprived of civil rights in Australia. The point is not that Stalinist Russia or Australian Indigenous policies are (or are not) equivalent but that the aggressive defence of Mrs Petrov is one of many belligerent acts of 'good' that camouflage the violence required to maintain white Australians' belief in themselves as the rightful occupiers of Australia.

An even more complex discourse of border crossing and inclusion was the arrival of Japanese people in Australia after World War Two. In many ways in the 1950s the Soviet Union was a recent 'enemy', whereas Japanese people have long appeared in 'white Australian' narratives as undesirable 'aliens' as well as more recent military enemies. However, the Australian military occupation of Japan after the 1939-45 war led to a series of 'unauthorised' relationships between Australian military personnel and Japanese women. Though for many years the Australian military and the federal government discouraged any type of personal relationships in 1952 Immigration Minister Harold Holt finally granted entry applications to a number of Japanese women who had married Australian men (mostly servicemen) thus allowing them to come to Australia (Tamura 2002: 129). There was a high level of press coverage of the first brides coming to Australia. For example Julie Easton notes that the first Japanese war bride to arrive in Western Australia was 'tracked' by the media once the boat she was travelling on neared the Australian mainland. Reports were made on the couple's whereabouts as they approached Perth (Easton 1995: 24). The representations of the Japanese women on their arrival reinforced both their dependence on their husband (for example photographs show them with their husband, who is often in his military uniform) and their attractiveness (which reinforces ideas of the women as petite, dainty, shy, gentle (Easton 1995: 24).

Later media reports focus on the women in domestic and family situations where they are cemented in as part of the everyday female world of the private sphere. As Easton notes in her work on the Japanese brides assimilation is one of the key issues in the thinking about the arrival of the women. Assimilation was a broad and popular policy in the 1950s that applied to Indigenous peoples as well as immigrants. An ambivalence that underpinned assimilation – a desire to 'absorb' the Other and a fear that it might be 'whiteness' that disappeared – haunted the policy. Again the triangulated relationship between internal and external Other informs the idea of 'white Australia'. The same careful monitoring of the Japanese brides and their entry into 'white Australia' is played out in the monitoring, via protection legislation, of Indigenous and non-Indigenous peoples' potential sexual and marital relationships. The Australian (or its state legislatures) state decides who will remain alien and who will be naturalised.

Twenty years later as the Vietnam War drew to a close another set of media representations were produced as another group of Asian women crossed Australian borders. As thousands of South Vietnamese citizens had been displaced during the Vietnam War, the federal government began to offer places for these refugees in Australia. There was a marked rise in anti-Asian sentiment. The 1970s was also a period of intense activism for Indigenous peoples in Australia. The changes and challenges that were taking place around land rights and civil

rights disrupted the dominant idea of the unchallenged sovereignty of 'white Australia'. These internal and external threats had to be managed in a nation now committed, at least on paper, to multiculturalism and self-determination.

As with the earlier episode of Japanese brides coming to Australia the 'panic' about Vietnamese immigration was managed in the media through the domestication of Vietnamese immigrants. Adrian Carton (1994) has pointed out that the arrival times of Vietnamese migrants was gendered – in the initial years of immigration it was mostly Vietnamese men who came to Australia – and this caused a 'panic'. Though the arrival of almost all of the Vietnamese refugees, and soon to be citizens, was authorised by the government (and took place in an orderly way via air travel) the overwhelming image of Vietnamese arrivals was as unregulated loads of 'boat people'. The combination of Vietnamese men arriving and stories of boats arriving from the north drew on the ghost of the powerful historical myth of 'hordes' of Asian men desiring to invade Australia and fuelled the fear.

The representation of the eradication of this fearful presence could no longer be undertaken with a story of a beheading and violent expulsion. The domestication of this fear was undertaken in the media through the over-representation of Vietnamese women as the new arrivals (Carton 1994). As with the episode of Japanese women's border crossing the fear felt by many Australians about the arrival of the Vietnamese women in Australia was assuaged through representations of them as unthreatening – at home, at the hairdressers – and also in the care of (and in many ways monitored by) (white) Australian men and families. As Carton argues:

In orientalisng Vietnamese immigrant women into ideals of feminine "Asianness" not only were the boundaries of "Australianness" redrawn but the images of these immigrants provided the avenue to the type of society in which they held currency (80).

The media images work to reproduce the notion of Australia as the 'good neighbour' (Rutherford 2000) – a nation that welcomes those who need assistance and brings them in to the heart of the nation. The Vietnamese women are welcomed across the border, first, because represented as passive and docile 'Asian' women they are not seen to pose a danger and second because their presence in the nation assuages the racist fear of a troubling group of single Vietnamese men in Australia.

In January 1979 a very different type of 'boat person' arrived in Australia. An 18 year old Ukrainian woman by the name of Lillian Gasinskaya was working on a Soviet cruise ship berthed in Sydney, when she jumped into Sydney Harbour, swam to shore, wearing only her swimming costume, seeking political asylum. Gasinskaya was dubbed the 'red bikini girl' by the press and achieved some notoriety in her bid for freedom. The news images of Gasinskaya show her in a similar set of unthreatening poses as the Vietnamese women – getting a hair cut, buying clothes. But the ubiquitous image – relayed to newspapers all round the nation –

is of Gasinskaya in her bikini. In one bikini photo waist deep in water, hair wet, she looks at the camera, face composed, calm and photogenic. In another she sits on a swing, eating an ice cream, half-smiling and looking away from the camera. Though at the same time other immigrants were arriving in Australia illegally in boats and put into detention Gasinskaya was quickly granted residency by the federal government. The combination of cold war politics and beauty sealed Gasinskaya's fate. As with Mrs Petrov she is on the receiving end of Australia's 'good neighbour' actions. As with the Vietnamese women she is represented in terms of her domesticity but also as sexual and sexually available. Photographs of Gasinskaya in bikinis, shorts and clinging skirts present her as a slightly exotic Other available for white Australian men rather than as a sexual object for non-white men. In a world where the last vestiges of the race based immigration policy were being dismantled the welcome for Gasinskaya mutes the aggression directed at many unauthorised and authorized Asian arrivals and Indigenous peoples.

In December 2001 another woman, this time a Canadian model named Brendale Doel, made it to the news as an unauthorised entrant to Australia. Doel was working in Australia with the incorrect visa. She was questioned by immigration officials and then detained in Villawood Detention Centre before being deported from the country. Like the 'red bikini girl' what makes the story of Doel interesting and what makes it possible to represent her as a desirable 'A-list' party goer from the 'best country in the world' rather than an 'other wom [a]n who can hardly speak English' (Thome 2001: 3) is her gender and ethnicity. The whiteness of this 'illegal' immigrant makes it possible to represent her time as detainee and deportee as ludicrous. The media reporting implies there is a sense of injustice about her deportation, which is suggested, was the result of a 'technical hitch' (3).

The *Sun Herald* article that reports on the indignities suffered by Doel quotes her as outlining the conditions in which she was kept quarters that were overcrowded, dirty and filled with women who did not speak English. Though Doel does argue that no-one should have to live in such conditions she is truly amazed that a (white) Canadian should have to. Given that thousands of potential refugees live in these conditions for years in Australia it is interesting that it is a white woman suffering this indignity that is brought to our attention. To paraphrase the 1901 parliamentarian Watson – we do not want our sisters or those we would marry being kept in conditions that are 'dirty and overcrowded ... [and] stink' (3). The representation of Doel in the *Sun Herald's* media story juxtaposes a large photograph of her distressed and crying after she has been released from Villawood and a small inset photograph of her in one of her most successful advertisements. The image of a longhaired blonde woman, hands before her in a pose of supplication, crying and obviously distressed, so different from the sexual image of her in the advertisement, works to reinforce the notion that detention centres are no place for a white lady. As with the wayward Sheila, the red bikini girl and Mrs Petrov, here is someone to be rescued.

Since the late 1990s when Australian attitudes to unauthorized entrants to the country has become more aggressive, more and more of the interventions and interactions with the "Other"

occur at sea. So, in some ways the Drake-Brockman fantasy – of encounters in the liminal zone of the oceans are more common. One encounter that was extensively covered in the media and perhaps has a ghostly trace of the murderous and suicidal intentions in Drake-Brockman's tale is the maritime incident referred to as the Children Overboard Incident. In this case a group of asylum seekers were making their way to Australia in an unseaworthy boat when the Australian Navy intercepted them. The false story, that circulated for many months, and could not be shifted even in the face of evidence that contradicted the story, was that adults in an attempt to get the navy to pick them up and take them to Australia threw their children (Herd 2006). The story was taken up by the conservative government and by conservative elements in the media as proof of the unsuitability of these potential migrants or refugees.

This story of a tough government that protected Australia's borders, plus the image of bad migrants invading Australia appealed to a portion of the voting population (Slattery 2003). Indeed this was the moment in which the then Prime Minister John Howard declared his government would decide who entered Australia and how they did so. The Children Overboard story was taken up by the conservative government and by conservative elements in the media as proof of the unsuitability of particular types of potential migrants or refugees. Though it played out in a different way, I think there are some faint parallels with Drake-Brockman's story from the 1920s. There is the idea that the unruly and un-ruled space of the sea lends itself to barbaric actions that reveal the unsuitability of particular groups to enter Australia. The photographs that appeared in the media; images of both adults and children in the ocean did not lead to sympathy from many Australians. Rather it created a feeling that they deserved their punishment. Somehow this group of people were not vulnerable, but bad and "illegals". They should be consigned to the ocean. They should not be allowed into 'white' and 'civilised' Australia.

In early 2014 a young potential refugee to Australia was murdered while in detention (2014). Reza Berati had been picked up by the Australian Navy and sent, with dozens of others, to an island belonging to Papua New Guinea. The facts of what happened to Berati are sketchy as the government is now extremely secretive about the process of detention. It outsources much of the work to private companies. Off-shore detention means that these employees of the company and the refugees are bound by that country's laws and its enforcers. In this case there was a riot at the detention centre and local police and perhaps local residents had entered the camp. It was in this violent encounter that Reza was murdered. Unlike the glamorous photographs of earlier refugees or unauthorized arrivals, there are no media produced images of Reza. What circulated in the media was a single passport style picture of him (Laughland 2014) and a mystery about what happens to people seeking to come to Australia when they are intercepted at sea and then shipped to a non-Australian space, to held endlessly in this liminal space – a nowhere place – with the only certainty in their lives that they will never be allowed to step on Australian soil.

In recent years a debate has raged in Australia about border control, refugees, detention and race-based exclusion. These debates took place within the context of heated discussions

about the past treatment of Indigenous peoples and hopes for reconciliation. Though the two issues are seldom linked in popular debate, this article has made some effort to trace the historical links between the two. Using Bhabha's idea of nation and ambivalence (the inherent ambivalence contained within the idea of nation) as well as his more specific psychoanalytic exploration of ambivalence as part of the (post)colonial relationship this article has explored the ways in which the simultaneous anxieties and desires about border-crossing women represent the never-ending white anxiety about, and desire to belong to, this place. The 'founding' legislation of 'white Australia' – the *Immigration Restriction Act* – carries within it this ambivalence. The discussions around the passing of the legislation deploy both modern notions of democracy, citizenship and equality as well as pre-modern notions of clannishness, insularity and geography. This ambivalence manifests itself in the legislation in a paradoxical emphatic refusal to welcome the Other, alongside a mechanism that allows their entry. This anxiety about external aliens, invaders and illegals mimics and masks another anxiety that emerges through white Australians' refusal to acknowledge their alien and invader status. Shadowing the representation of the external Other are stories of white (governmental) techniques to control and displace Indigenous peoples and delegitimise their claims of sovereignty and belonging.

'White Australia' can be understood in terms of a triangulated relationship where 'white Australians' imagine ourselves sitting at the apex, monitoring a relationship between ourselves and an internal Other and also an external Other. The mastery of the position masquerades an anxiety and an ambivalence that often manifests in violence directed at those who are seen as the source of this dis-ease (Dyer 1997). So called 'illegal entry' by potential refugees is often violently curtailed by the state. Yet, any calls from Indigenous peoples for the recognition of the, earlier, illegal entry by the British are mocked as un-Australian, divisive and against the spirit of reconciliation. The longevity of exclusionary entry legislation, first framed as the *Immigration Restriction Act*, and the present debates over unauthorized immigration to Australia signal the ongoing 'double movement of containment and resistance' (Hall 1981: 228) that continues to take place on Australia's borders.

References

- Anderson I 1993 'Re-claiming Tru-ger-nan-ner: De-colonising the symbol' *Art Monthly Australia* 66: 10-14.
- Barnard M nd 'Australian Outline,' quoted in Henrietta Drake-Brockman, 'Sydney or the Bush' nd Henrietta Drake-Brockman MSI634/8125/31 National Library of Australia.
- Bashford A 2013 'Insanity and Immigration Restriction' in Catherine Cox and Hilary Marland (eds) *Migration, Health and Ethnicity in the Modern World* London Palgrave: 14-35.
- Bhabha H K (ed) 1990 *The Nation and Narration* Routledge London and New York.
- Bhabha H K 1990a 'Introduction: Narrating the nation' in Bhabha (ed) 1990: 1-7.
- 1990b 'DissemiNation: Time Narrative and the Margins of the Modern Nation' in Bhabha (ed) 1990: 291-322.

- 1994 *The Location of Culture* Routledge London.
- Bourke L 2014 'Navy breached Indonesian waters six times under Operation Sovereign Borders, review finds' ABC News 20 February, accessed 10 February 2015, <http://www.abc.net.au/news/2014-02-19/navy-breached-indonesian-waters-six-times-review-finds/5270478>.
- Carton A 1994 'Symbolic Crossings: Vietnamese Women Enter the Australian Consciousness, 1976-1986' in Darian-Smith K 1994 *Working Papers in Australian Studies* Nos 88-96 Sir Robert Menzies Centre for Australian Studies London: 57-84.
- Castronovo R 1997 'Compromised Narratives Along the Border: The Mason Dixon Line, Resistance and Hegemony' in Michaelsen S and D Johnson (eds) *Border Theory: The Limits of Cultural Politics* University of Minnesota Press Minneapolis and London.
- Chesterman J and B Galligan 1997 *Citizens Without Rights: Aborigines and Australian Citizenship* Cambridge University Press Cambridge.
- Commonwealth of Australia 1901 Parliamentary Debates Vol. 3.
——— 1901b Parliamentary Debates Vol. 4.
——— 1901c Parliamentary Debates Vol. 9.
- Cordner L 2008 'Securing Australia's maritime domain,' *Australian Review of Public Affairs*, accessed 10 February 2015, <http://www.australianreview.net/digest/2008/08/cordner.html>.
- Davies S 2013 'Protect or deter?: The expert panel on Asylum seekers in Australia' *Social Alternatives* 32 (3): 26-33.
- Donald J 1993 'How English Is It?: Popular Literature and National Culture,' in Carter E, J Donald and J Squires (eds) *Space and Place: Theories of Identity and Location* Lawrence and Wishart London.
- Drake-Brockman H nd 'The Tiger's Tooth' Drake-Brockman Papers, MS1634/ 8125130 National Library of Australia.
- Dyer R 1997 *White* Routledge London and New York.
- Easton J 1995 'Japanese War Brides in Western Australia: Immigration and Assimilation in the Nineteen Fifties' *Studies in Western Australian History* 16: 15-31.
- Elder C 1998 'Racialising Reports of Men's Violence Against Women in the Print Media' in Howe A (ed) *Sexed Crime in the News* The Federation Press Annandale New South Wales: 12-28.
- Gibson R 1994 'Ocean Settlement' *Meanjin* 53: 665-78.
- Goddu T 1997 *Gothic America: Narrative, History, and Nation* Columbia University Press New York.
- Gora B 1999 'Invaded' *Sunday Telegraph* 11 April 1999: 1.
- Grimshaw P, M Lake, A McGrath and M Quartly 1994 *Creating a Nation* McPhee Gribble Ringwood Victoria.
- Hage G 2003 *Against Paranoid Nationalism* Pluto Press Annandale NSW.
- Hall S 1981 'Notes on Deconstructing the Popular' in *People's History and Socialist Theory*

- Stuart Hall (ed) Routledge and Kegan Paul London.
- Herd A 2006 'Amplifying Outrage over Children Overboard' *Social Alternatives* 25(2): 59-63.
- Irving H 2002 'How the nibble became a bite: what was the cause of Federation' *Tasmanian Historical Studies* 811: 18-24.
- Kennedy R to McCusker, Letter 14 January 1960, NAA: A463 1963/2728.
- Laughland O 2014 'Manus violence: dead asylum seeker named as Iranian Reza Barati, 23' *The Guardian* 21 February.
- Markus A 1994 *Australian Race Relations 1788-1993* Allen and Unwin St Leonards.
- McFarlane A B 1959 Letter Secretary, Department of Air, Illegitimate Children of Australian Servicemen in Japan File No 12311/36027 January 1959 NAA: A463 1963/2728.
- Perera S (ed) 1995 *Asian and Pacific Inscriptions: Identities, Ethnicities, Nationalities* School of English La Trobe University Bundoora.
- Pugliese J 1995 'Assimilation, Unspeakable Traces and the Ontologies of Nation' in Perera 1995.
- Rutherford J 2000 *The Gauche Intruder: Freud, Lacan and the White Australian Fantasy* Melbourne University Press Melbourne.
- Seuffert N 2011 'Civilisation, settlers and wanderers: Law, politics and mobility in nineteenth century New Zealand and Australia' *Law Text Culture* 15: 10-14.
- Slattery K 2003 'Drowning Not Waving: The "Children Overboard" Event and Australia's Fear of the Other' *Media International Australia, Incorporating Culture & Policy* 109: 93-108.
- Tamura K 2002 'An Ordinary Life?' *Meanjin* 61(1): 127-31.
- Thome F 2001 'Thrown out of country' *The Sun-Herald* 9 December 2001: 3.
- Torgovnick M 1990 *Gone Primitive: Savage Intellectuals, Modern Lives* University of Chicago Press Chicago.
- Young R J C 1995 *Colonial Desire: Hybridity in Theory, Culture and Race* Routledge New York and London.
- Veracini L 2013 'Introducing Setter Colonial Studies' *Settler Colonial Studies* 1(1): 1-12.
- Wolfe P 1994 'Nation and Miscegenation: Discursive Continuity in the Post-Mabo Era' *Social Analysis* 36: 93-152.

新しい移民流入国としてのスペイン ——社会統合政策の形成と市民社会の反応

深澤晴奈

はじめに

スペインは、19世紀末から1970年代にかけてはアメリカ大陸やヨーロッパ諸国へ移民を送り出していた国であり、1980年代半ばまでは、どちらかといえば移民の流出国であった。移民の流入数が流出数を上回るようになったのは、1975年のフランコ独裁の終焉とそれに続く民主化移行期を経て、1986年にEC加盟が実現した頃であった。その後、1990年代半ば以降に、外資流入などによる安定的な経済成長を遂げ、この経済ブームに乗って徐々に外国人労働者の労働市場への流入と定着が進んだ。そして、2000年代前半から半ばにかけての経済バブル期に移民の流入数が急増した。その数は、1999年の約75万人から2010年の570万人と激増し、全人口に占める移民の割合も2000年代の10年間に、1.8%から12.2%へと急上昇した(図表1)。この時期の年間平均流入者数は50万人以上であり、年間受け入れ数がOECD諸国中アメリカに次いで第2位となるなど、スペインは短期間のうちに紛れもない移民受け入れ国へと変貌した。

移民の出身国についてみると、1990年代までは、主に隣国モロッコの出身者が移民労働者の多くを占めており、続いて主に退職後を地中海沿岸地域で過ごすイギリスやドイツなどのヨーロッパ諸国出身者が目立っていたが、2000年代前半の経済バブル期には、主にラテンアメリカ諸国や東欧諸国からの移民労働者が大量に流入し、より多様性をもつ移民受け入れ国となった。2000年代後半には、EU加盟国となったルーマニアやブルガリアからの移民労働者がさらに増加し、2012年の時点では、ルーマニア出身者がモロッコ出身者を上回って最も多く、続いて他ヨーロッパ諸国出身者、ラテンアメリカ諸国出身者となっている(図表2)。さらに、2000年以降のスペイン国籍取得者数も80万人にのぼっている(図表3)。これは、出身国によって国籍取

図表1：住民登録済外国人数
(1999～2013年)

年	人数 (人)	全人口に対する 割合(%)
1999	748,954	1.8
2000	923,879	1.8
2001	1,370,657	2.2
2002	1,977,946	3.3
2003	2,664,168	4.7
2004	3,034,326	6.2
2005	3,730,610	7.0
2006	4,144,166	8.4
2007	4,519,554	9.2
2008	5,268,762	11.4
2009	5,648,671	12.0
2010	5,747,734	12.2
2011	5,751,487	12.2
2012	5,711,040	12.1
2013	5,546,238	11.7

出所：INE (Instituto Nacional de Estadística [スペイン国立統計院]) のデータより作成。

図表2：出身国別の住民登録者数
(上位10ヶ国)(2012年)

出身国	人数 (人)	全外国人数に 対する割合(%)
ルーマニア	897,203	15.6
モロッコ	788,563	13.7
イギリス	397,892	6.9
エクアドル	308,174	5.4
コロンビア	246,345	4.3
ドイツ	196,878	3.4
イタリア	191,901	3.3
ボリビア	186,018	3.2
中国	177,001	3.1
ブルガリア	176,411	3.1

出所：INEのデータより作成。

図表3：スペイン国籍取得者数
(2000～2012年)

年	人数 (人)	全外国人数に 対する割合(%)
2000	11,999	1.2
2001	16,743	1.2
2002	21,805	1.1
2003	26,556	0.9
2004	38,335	1.2
2005	42,829	1.1
2006	62,339	1.5
2007	71,810	1.5
2008	84,170	1.5
2009	79,597	1.4
2010	123,721	2.1
2011	114,599	1.9
2012	115,557	2.0
総数(2000～2012)	810,060	

出所：Anuario de estadísticas del Ministerio de Empleo y Seguridad Social, Ministerio de Empleo y Seguridad Socialのデータより作成。

得までにかかる年数が異なるという選別的な国籍付与要件に起因するものである。特にラテンアメリカ諸国出身者等を優遇するものであり、通常はスペイン国籍獲得には10年の居住が要件になっているが、彼らはスペインに2年居住するのみで二重国籍を獲得することが可能である。

スペインに目立って移民が流入するようになった1990年代は、脱工業化とグローバル化の只中であり、スペインの経済成長は、観光業、サービス業、農業、建設業といった特定の業種に集中していた。そして、この経済成長モデルがそのままスペインの移民流入モデルとなった。その上、労働監査が緩いことなどによりインフォーマル経済が広く根付いた二重労働市場が形成されており、そこに非正規の移民労働力が拡大するセクターも現れた。経済成長による労働力の需要増加に加え、少子高齢化、国内各地域の不均衡な人口分布、女性の高学歴化と労働市場への進出拡大など、国内労働市場における人口動態の変化も移民の流入に間接的に追い打ちをかけた。¹⁾

法制度についてみると、スペインがECに加盟する直前の1985年、厳格な入国管理政策を求めたECやシェンゲン協定加盟諸国からの圧力により、外国人に関する初めての基本法(正式名称は、「スペインにおける外国人の権利と自由に関する組織法」。以下、「外国人法」とする)が制定された。続く1990年代の移民政策は、厳格な法律はあれども実際には自国への非正規な入国を許してしまうという、いわば「容認された非正規状態」を

¹⁾ Ana López Sala, “Managing Uncertainty: Immigration Policies in Spain during Economic Recession (2008-2011),” *Migraciones Internacionales* 7, no. 2 (2013): 39-69, 40.

特徴としていた。²⁾ つまり、不法入国であれども一旦入国してしまえば国内における取り締まりが緩く、そのうえインフォーマル経済が拡大した労働市場へのアクセスが容易なため、彼らはそのまま移民として国内に定着することができたのである。そしてそれは、非正規移民の正規化特別措置を繰り返すことで解決されてきた。正規化特別措置は、政権の左右を問わずこれまでに6回実施され、総計約150万人が身分を正規化した。2000年には、移民の増加や政治的・社会的変化に後押しされるかたちで外国人法が改正され、2000年代を通じて法修正（2001年、2003年、2009年、2011年）が重ねられた他、必要に応じて非正規移民の正規化措置を含む細則（2004年）などが付されてきた。このように、2000年代の移民政策は、受け身的であった1990年代の政策に対して、先取り型に変化したと指摘されている。³⁾ これは、より効率的な非正規移民対策や国境警備策が導入されたことや、国内労働市場のニーズをより正確に予測するようになったことにもよるが、⁴⁾ とくに、2004年の社会労働党（PSOE）政権成立以降、移民に関する政策が様々なレベルの行政府・組織間の協力や移民の出身国との協定を通じておこなわれるようになった点も指摘できる。

本稿では、こうした新しい移民流入国としてのスペインにおいて、この現象に対するスペイン社会の反応を、移民の社会統合政策という切り口から検討したい。そこで、以下では、社会統合政策の政策形成過程に注目し、移民受け入れ社会となった市民社会がどのように関与してきたのかについて考察する。そして、スペインの統合政策を特徴づける要素は何か、さらにはスペイン独特の統合モデルのようなものを見いだすことはできるのか、ということについて分析を試みる。

1. 移民の社会統合政策

移民の社会統合については、20世紀の大部分を通じて、英語圏を中心に同化か多文化主義かの議論がなされてきたが、これらの議論に対する批判の上で、現在、一般にヨーロッパ諸国でいわれる社会統合、すなわち、同化主義を乗り越えて、移民の文化や母語の維持は尊重しながら社会に編入されていくといった含意が形成されてきた。21世紀に入ると、こうした議論に加え、社会統合を一般化して述べるのではなく、個々の社会の特性を考慮する必要性がより強調されるようになってきている。以下で述べるとおり、移民受け入れ後発国であるスペインにおいても、すでにスペインに存在する多様性を認識しながら移民の社会統合を論じる努力が積み重ねられている。⁵⁾

また、移民の社会統合について述べる際、言語、宗教、アイデンティティなどの文化的

²⁾ Antonio Izquierdo, “El modelo de inmigración y los riesgos de exclusión,” *Informe Foessa 2008* (Madrid: Cáritas, 2008): 210-42.

³⁾ López Sala, “Managing Uncertainty,” 41.

⁴⁾ 例えば、国境警備に関しては、EUとの海域警備の連携、移民の雇用に関しては、正規移民の流入促進のために出身国における雇用制度を設置すること、その際に参照するための職業別求人カタログを県別に作成する政策などが新たに取り入れられた。

⁵⁾ Dirk Godenau, Sebastian Rinken, Antidio Martínez de Lizarrondo Artola, Gorka Moreno Márquez, *La integración de los inmigrantes en España: una propuesta de medición a escala regional* (Madrid: Ministerio de Empleo y Seguridad Social, 2014), 25.

差異を問い、文化変容 (aculturación) の戦略を強調する論調もあるが、統合のプロセスには、文化だけではなく、ネイティブ集団と移民集団、あるいは異なるエスニック集団間などといった異なる集団間に、社会的・政治的・経済的な違いが存在することから、移民政策を分析する際にはこの点が重要な要素となる。⁶⁾ さらに、社会統合は、政策などの具体的 (material) な基盤と社会の対応といった公共性 (cívica) という2つの基盤から成り、移民と受け入れ社会の双方向からのプロセスで移民の社会編入を進めることで社会的結束 (cohesión social) が促されることとなる。⁷⁾ 他方で、移民の社会統合の実践の場においては、それぞれの国の歴史や制度がその国の統合の哲学に影響を及ぼすこととなる。⁸⁾ フランスやイギリスではその顕著な例が見られるが、スペインにおいて統合の哲学が確立していると判断するには時期尚早であろう。⁹⁾ ただ、次節以降で検討するように、統合政策におけるスペインの特徴が見い出されつつあるのではないかとも考え得る。その要点をあらかじめ示しておく、一つはスペインの地方分権制度である自治州制度と関連するものであり、もう一つは市民社会の統合政策への関与の仕方と関係するものだと考えられる。

ここで一旦、スペインの移民政策について整理しておく、一方では移民の出入国に関する出入国政策・国境管理、他方では入国した移民に対する社会サービスや社会統合政策と類別することができる。このうち、出入国管理政策・国境警備は中央政府の権限下にあるが、社会サービスや社会統合政策については、その大部分が自治州や市町村といった地方政府の管轄の下にある。スペインでは自治州制度と呼ばれる地方分権が発達しており、医療、教育、住居、職業訓練、雇用といった移民の社会統合に関連する分野の全般もしくは大部分の権限を有しているのは自治州 (Comunidades Autónomas [全17州]) である。中央政府は、これらの分野の基本法制定や特定分野への助成金付与などをおこなうものの、実質的な運営は各自治州の裁量でおこなわれている。これは、次節で述べるとおり、社会統合政策が国レベルよりも先に地方自治州で取り組まれてきた要因ともなっている。

したがって、スペインの移民政策を分析する際には、社会統合政策の大部分の権限を有する地方自治州の多様性を考慮しつつ検討することが肝要である。移民政策に関して言うと、この多様性は、移民の不均等な分布、受け入れ先の自治州や市町村の社会構造や経済状況の違い、政権党の政策方針の差異などにみられる。次節では、こうした自治州の多様性を考慮しつつ、スペインが移民受け入れ国へと変貌していくなかで、市民社会がどのように社会統合政策の形成過程に関わってきたかについて見ていきたい。その際ここでいう市民社会 (civil society) とは、市民社会のアクター (civil society actor) としてのスペイン人と、彼らによる NGO、労使団体、宗教団体など、公的組織でない団体を通じた移民の社会統合に関する活動という意味で用いる。

⁶⁾ Antidio Martínez de Lizarrondo Artola, “La integración de inmigrantes en España: el modelo patchwork”, *Migraciones* 26 (2009): 115-46, 118.

⁷⁾ Miguel Pajares, *La integración Ciudadana: Una Perspectiva para la Inmigración* (Barcelona: Icaria Antrazyt, 2005).

⁸⁾ Adrian Favell, *Philosophies of integration: immigration and the idea of citizenship in France and Britain* (Houndmills: Macmillan-Palgrave, 2001).

⁹⁾ Martínez de Lizarrondo, “La integración de inmigrantes en España,” 119.

2. 社会統合政策の形成期：市民社会の反応と地方自治州の対応

現在では多くの自治州や市町村に移民部局や移民事務所が設置されているが、移民流入が始まった1980年代の時点では、行政は移民に対する支援や社会統合政策についてほとんど何も整えていないに等しいものであった。しかも、民主化移行期を経たばかりの市民社会はあまり活発とは言えず、NGOなども未発達なものだった。教会関連組織などが生活困窮者への支援活動をおこなっていたものの、移民労働者の問題までをカバーしてはいなかった。こうした時期に目立って移民労働者に対する支援をおこなっていたのは、労働組合であった。1980年代後半には代表的な全国労組が移民部局を設置し、移民労働者の労働契約や賃金をめぐるトラブルといった労働関連分野だけではなく、住居確保や家族呼び寄せに関する書類作成といった生活面までの広範にわたる支援を始めていた。¹⁰⁾ 元々それ以前にも労組内にスペイン人出移民のための部局が存在し、そこが次第に入移民にも対応する部局となった経緯があるものの、労働組合が移民に対する支援をいち早く始めた理由としては、主に、スペイン人たち自身が移民労働者だった時代の経験や、かつて労働運動指導者たちがフランコ独裁を逃れて政治亡命したヨーロッパやラテンアメリカ諸国で手厚い支援を受けた歴史的な記憶、労働組合活動の理念として労働者全体の連帯と権利擁護という思想があったと考え得る。

1990年代になると、移民流入数の増加にともない、移民保護団体が次々と創設されるようになった。¹¹⁾ この現象は、スペイン人たちの誰もがそう遠くない過去に家族や近い人が移民として外国に出て行った記憶を有しており、移民者への連帯感を抱く人々が多いことと関係があるとも言われている。¹²⁾ 他方で、同じ時期には、移民自身による自助団体も組織され始めた。¹³⁾ そして、こうした移民保護団体や移民の自助団体の間には、各地域で徐々に緩やかなネットワークが形成されていった。さらに、国レベルでの統一した社会統合プログラムが不在だったため、各自治州が独自の統合プランを作成する傾向が広がっていった。1993年にはカタルーニャ州が自治州による初の移民統合プログラムを作成し、

¹⁰⁾ スペインの二大労働組合である労働者総同盟(UGT)と労働者委員会(CCOO)が移民労働者に対応する部局を創設したのは、それぞれ1986年と1991年であった。それ以前には出移民(emigración)部門があり、それが次第に入移民(inmigración)にも対応する部署となり、1990年代には移民(migraciones)専門の部局となった。

¹¹⁾ 代表的な団体として、1991年に創設されたRed Acoge(移民保護ネットワーク)や同年に創設されたAESCO(América, España, Solidaridad y Cooperación[アメリカ-スペイン連帯協力])などがある。

¹²⁾ アランゴ(Joaquín Arango)教授(マドリッド・コンプルテンセ大学・社会学)に対するインタビュー、2012年9月5日。以下、Joaquín Arango, Gemma Pinyol, Servei Solidari, Elena Sánchez-Montejano, Lorenzo Cachón, Sebastian Rinkenに対するインタビューは、平成24-26年度科学研究費補助金・基盤研究A(海外学術)「選択的移民政策の国際比較——新自由主義/新保守主義と国民国家の境界再編成」(研究代表者:小井土彰宏)の調査に同行しておこなった際のものである。

¹³⁾ 代表的な団体として、モロッコ出身移民によって1989年に設立されたアティメ(ATIME: Asociación de Trabajadores Inmigrantes Marroquíes en España)、エクアドル出身者によって1997年に創設されたルミニャウイ(Rumiñahui)などがある。

2000年代初頭までに大部分の自治州で独自の移民統合プログラムが策定された。¹⁴⁾先に述べたとおり、これらの統合プログラムには各々の自治州の多様性が表れており、医療、教育、雇用支援などの程度や行政機構の枠組みなどに相違が見られる。それは、例えば、学校教育における言語支援の取り組み、非正規移民に対する職業訓練、医療、生活保護へのアクセス権の程度が自治州によって異なるというものである。ただ、そうした異質性を有しつつも、統合プログラムの実施分野や性格についてはどの自治州のものにもある程度の共通性が保たれている。¹⁵⁾ また、大部分の自治州の統合プログラムでは、移民と受け入れ社会の双方向からの統合プロセスが重視され、移民と同様に自国民もまた統合プロセスの共同責任者であると定義づけられたものとなっている。

3. 国レベルの社会統合政策へ

こうした自治州や市民社会の動きがあるなかで、1990年代半ばには、国レベルでも、移民について何らかの統合政策を策定する必要に迫られていた。このようななか、PSOE政権下の1994年、市民社会のネットワークを利用して、労働省移民局のイニシアティブによる「移民の社会統合のためのフォーラム」(Foro para la Integración Social de los Inmigrantes) が創設され、初めて、行政、市民社会、移民の3者が対話する場が組織された(図表4)。¹⁶⁾

このフォーラムには、行政、市民社会、移民からそれぞれ10名が代表者として参加し、年に2~3回開催される総会や常設委員会で移民が抱えている問題や行政サービスに対する意見を取りまとめ、毎年、政府に提出する報告書を作成している。議長は代々移民専門の研究者が務めており、通常は、政権が変わる4年に一度、

図表4：移民の社会統合のためのフォーラム組織図



¹⁴⁾ Fundación Primero de Mayo, *Los planes de las Comunidades Autónomas para la integración social de las personas inmigrantes* (Madrid: Confederación Sindical de Comisiones Obreras, 2003), 25, Lorenzo Cachón, *La «España inmigrante»: marco discriminatorio, mercado de trabajo y políticas de integración* (Barcelona: Anthropos, 2009), 289-90.

¹⁵⁾ Martínez de Lizarrondo, “La integración de inmigrantes en España,” 122, 131.

¹⁶⁾ このフォーラムは中央政府が主催しており、主に首都マドリードで活動する組織や全国組織の代表が参加しているが、こうした形態のフォーラムが各自治州や移民が多く居住する市町村でも創設されている。

議長や事務局も交代している。

フォーラムは、政府に対して移民の社会統合に関する構想を提案し、問題があるテーマについては新たな法律を制定するよう要求することができる。ただ、位置付けとしては移民政策に関する政府の諮問機関であるため、実際にはここで提出された市民社会や移民からの要求が政策に直接的に影響を与えることはできない。この点について、移民擁護の市民団体やNGO組織からは、移民の統合分野で活発な活動をしているにもかかわらず政策決定の文脈では交渉権を持つことができないため、力を尽くして意見を取りまとめても最終的に政策に反映されることがないとの不満も出ている。¹⁷⁾ 他方で、同じく市民社会のメンバーとしてフォーラムに参加している経営者団体や労働組合は、移民政策に関する政労使会談という主に労働移民受け入れ政策を扱う別の文脈で交渉権を持ち、政治的要求を政策に直接反映する権限を有している。とくに労働組合は、フォーラムの市民社会代表として最も積極的な活動をしている組織のひとつであり、政労使会談においても、フォーラムでの市民社会の要求を強調しつつ、自身の政治的要求を実現してきている。¹⁸⁾ この点、移民をめぐる議論において、労働組合は、政策形成と市民社会の両面に積極的に関与し両方をつなぐ役割を担う位置にあるとも言える。

国レベルでは、その後、国民党 (PP) 政権下の2001年に、「グレコ・プログラム」(Programa GRECO: Programa Global de Regulación y Coordinación de la Extranjería y la Inmigración [外国人と移民の管理及び調整に関する包括的プログラム]) が策定されたが、これは社会統合よりも移民のコントロールに重点を置いたものと解釈されている。¹⁹⁾ したがって、2000年代初頭においても、国レベルの包括的な社会統合プログラムは存在しないままであり、国と自治州が統合プログラム作成に向けて共同作業を開始するような動きもないままであった。

しかしながら、2004年のPSOE政権成立後、移民の急増や市民社会での活動の活発化といった現実の後押しもあり、こうした状況が変化し、社会統合プログラムが国レベルでの包括的な戦略となり得る方向転換がおこった。ひとつには、財政面において、2005年に、「移民の受け入れと統合及び教育補助のための助成金」(FAAIIRE [Fondo de Apoyo a la Acogida y la Integración de Inmigrantes y Refuerzo Educativo]) が導入され、これによって初めて国と各自治州の統合プログラムの間に繋がりが生まれた。²⁰⁾ これは自治州や市町村に対して、移民の社会統合の促進を目的とした活動に特化して付与される助成金であり、年間予算約2億ユーロが充てられた。助成対象分野は、移民の受け入れ初期支援、教育、社会サービス、雇用、住居、医療、子供と若者、待遇の平等、(社会)参加、女性、啓発

¹⁷⁾ セビージャ・アコヘ(Sevilla Acoge[移民支援団体])付属教育及び労働に関する多目的センター「イタカ」(ÍTACA)タバレス(Esteban Tabares)所長に対するインタビュー、2005年8月12日。SOSラシスモ(SOS Racism [人権団体])ゴンサレス(Xavier González) 移民担当に対する文書による質問、2005年11月17日。

¹⁸⁾ 移民のクォータ制に使用する県別職業求人リストの作成方法や不法移民正規化の方法などの要求を通してきた経緯がある。深澤晴奈「スペインの移民政策と労働組合——2005年不法移民正規化措置をめぐって」『スペイン史研究』第23号(2009年)、26-37頁。

¹⁹⁾ Antonio Izquierdo, “El Greco suspende un parcial (Balance de la inmigración en España 2000-2003),” Vicenç Navarro (Coord.), *El Estado de Bienestar de España* (Madrid: Tecnos, 2004), 121-59.

²⁰⁾ Martínez de Lizarrondo, “La integración de inmigrantes en España,” 124-25.

(sensibilización)、共発展 (codesarrollo) の12分野であり、各自治州は国と協力協定を結ぶことで財政支援を受け、それぞれのプランを遂行した。国は経済的な援助をおこなうものの、基本的にはそれをどの分野にどのように投資するかについては各自治州の裁量に任されていたため、それ以前の各自治州の活動との継続性が保たれたとも言える。

もう一つの転換点となったのは、2007年に、国レベルでの包括的なインテグレーション戦略としては初めて、「市民と統合に関する戦略的プラン」(PECI [Plan Estratégico de Ciudadanía e Integración]) が打ち出されたことである。²¹⁾ PECIの戦略的分野は、先の助成金の機軸と一致している。PECI作成の過程では、それまでの「移民の社会統合のためのフォーラム」での経験や主張が取り入れられ、結束した社会 (sociedad cohesionada) を創りあげる点が強調された。そこで、フォーラムに参加する多様なレベルの行政府・市民社会・移民の間で議論が重ねられ、作成過程で3者の合意を得る努力が図られた。これは、PECIの理念である、「元からいる市民 (ciudadanía autóctona) と移民してきた市民 (ciudadanía inmigrada) の双方向からの働きかけと最大限の合意」を作成の過程においても試みる事が目的だったためである。²²⁾ こうして、PECIは、一方では各自治州の統合モデルを結束させることが試みられつつ、他方では社会の最大限の合意を目指すという、国が関与した初めての社会統合政策となった。さらに、PECIによって行動枠組みが示されることで、各自治州は、それぞれの多様性を保ちつつも、この枠組みの範囲内で助成金を得て統合プログラムを遂行していくこととなったのである。

4. 社会統合政策と地域主義

先に述べたように、スペインでは地方分権が発達しており、自治州制度の下、各自治州が独自の方法で移民の社会統合政策をおこなってきた。本節では、独自の言語を有し、近年は、「ネイション」として「独立」を目指そうとする勢力が台頭するなど、とくに地域主義の傾向が強いカタルーニャ州で、この地域主義に移民を取り込もうとする政治的意図と関連するとも捉えられ得る社会統合政策の例を取り上げたい。

カタルーニャ州は国内で最も経済が発展しており、かつて1960年代～70年代にすでに多くの国内移民労働力を受け入れてきた歴史がある。そのため、その当時から移民労働者に対する支援がおこなわれ、移民の統合政策の緩やかな枠組みが形成されてきていたため、1990年代以降に国外からの移民が急増した際には、すでに移民受け入れの素地が、実務的・組織的枠組みでも、市民社会における「メンタル面」でも出来上がっていた。²³⁾ 実際、先に見たように、1993年にスペインで初めて移民の社会統合プログラムが制定されたのはカタルーニャ州においてであった。他方で、カタルーニャ州政府は、地域主義の観点から、

²¹⁾ Ministerio de Trabajo y Asuntos Sociales, *PECI (Plan Estratégico de Ciudadanía e Integración 2007-2010)*, (Madrid: Ministerio de Trabajo y Asuntos Sociales, 2007). 2011年には、2011-2014年版として、*PECI II (II Plan Estratégico de Ciudadanía e Integración 2011-2014)*, (Madrid: Ministerio de Trabajo e Inmigración, 2011) が発行された。

²²⁾ Lorenzo Cachón, *La «España inmigrante»*, 278.

²³⁾ ピニョル (Gemma Pinyol) 元移民担当長官補佐 (2010-11年) に対するインタビュー、2014年3月17日。

民主化以来、中央政府に対して自治拡大に向けた強い主張をしつつ、広範な権限を獲得してきた。これは移民関連政策に対しても同様に見られるものである。州政府の主張は、出入国管理政策と社会統合政策は切り離されるべきではない、なぜならば、社会統合政策は、流出入管理、開発援助政策、非正規移民対策、社会政策といった政策全体から取り込まれるべきものであるからである、というものである。²⁴⁾ これはつまり、「ネイション」を目指したさらなる権限拡大に向けて、中央政府に対して、実質上自治州の権限下にある移民の社会統合政策だけではなく、国家の権限である移民の出入国政策・国境管理についてもカタルーニャ自治州の権限とせよと要求する姿勢と言えよう。

社会統合政策についても、カタルーニャ州は非常に積極的な取り組みをおこなっている。それはNGOやボランティアを最大限に活用した言語学習支援やカルチャー教室、州や市役所の潤沢な統合政策関連資金などに現れている。重要なことは、これらの活動は大部分において独自の言語であるカタルーニャ語を第1言語として実施されている点である。統合政策は州政府の強い地域主義政策にしたがっており、まず移民がカタルーニャ語を習得しカタルーニャ文化を理解することが最優先されるため、統合プログラムではできる限り移民に母語の通訳が付くことになっている。仮にある講座で1つの教室に10の別の言語を話す生徒が集まっている場合、可能な限りそれぞれの言語の通訳10名を入れるという徹底ぶりもみせている。²⁵⁾ この取り組みは、カタルーニャの政治的な自己決定権を確立するためにはカタルーニャ語の振興を、そして話者の増加を、との論理から生じているものであり、カタルーニャ「ネイション」の構築に向けた「カタルーニャ人」育成の一貫とも捉えられる。民主化直後から州知事を20年以上務めたプジョル (Jordi Pujol) は、かつて、「カタルーニャ人とは、カタルーニャに住み、カタルーニャで働き、カタルーニャ人になりたい者のことだ」と述べたが、州政府の政策は、移民が言語と文化を通じてカタルーニャ人であること意識する、つまり移民にカタルーニャ人としてアイデンティティを再構築させることにある種の意義を見出し出しているとも考えられる。実際に政治的意図が示されている訳ではないが、移民の社会統合に力を注ぐことが、「ネイション」の構築を目指しカタルーニャ地域主義を追求するための実利主義的な戦略であるとすれば、極端な話では、カタルーニャ地域主義者にとっては、スペイン語が母語でありカタルーニャにおける生活に不自由することはないラテンアメリカ出身移民よりも、移民先の第1言語としてカタルーニャ語を学習する、すなわち、スペイン語ではなくカタルーニャ語とカタルーニャ文化を維持する主体となる可能性が高い例えばパキスタンやインド出身移民の方を歓迎するのが本音であると示唆されることもある。²⁶⁾ カタルーニャ州はEU外諸国からの移民を最も多く抱えており、その出身地も最も多様な州のひとつである。そうしたなかで、移民の多様性を尊重しつつ

²⁴⁾ Àngel Miret i Serra, “La gestión de la división de competencias en materia de inmigración,” ZAPATA-BARRERO, Ricard (coord.), *Políticas y gobernabilidad de la inmigración en España* (Barcelona: Ariel, 2009), 51-71, 62.

²⁵⁾ Servei Solidari (社会教育サービス財団) のフランコリ (Ramón Francolí Martínez) 代表に対するインタビュー、2014年3月19日。

²⁶⁾ サンチェス (Elena Sánchez-Montejano) CIDOB 財団移民担当局リサーチフェローに対するインタビュー、2014年3月21日。

も、カタルーニャ「ネイション」の構築を追求する地域主義を全面に押し出しながら社会統合政策に力を入れるという現象が生じているのである。

おわりに

スペインでは、移民流入急増という現実を前にして、この状況に対処すべく、全国各地で市民社会を最大限に取り込みながら統合政策が進められてきた。当初は国レベルでの統一した統合プログラムが不在だったため、各自治州が独自の統合プランを作成しており、全体的にみると、政策分野においては共通の特徴を有しているにもかかわらず、各々の自治州がそれを適用する方法には違いが見られ、一見、各々の自治州が多様で異なるモデルを提示しているようであった。だが、国レベルでの包括的な戦略プランPECIが策定されたことによって、各自治州のモデルは、異質ではありつつもスペイン全体の統合政策の範囲内にあり、それぞれがこの範囲内のヴァリエーションとしてスペイン・モデル全体に相乗効果をもたらしつつ影響を与えていると捉えられるようになった。²⁷⁾ こうして、各自治州の異質性を利用した国レベルでの統合政策の包括的な枠組みが出来上がり、同時に、統合政策に特化した助成金の創設によって各自治州を支援するというかたちがスペインの社会統合政策の特徴となっている。マルティネス・デ・リサロンドは、これを「パッチワーク・モデル」と名付け、スペイン独自の統合モデルが形成されつつあるのではないかと指摘している。²⁸⁾

これに関して、PECI起草者の1人であり、「移民の社会統合のためのフォーラム」の議長も務めていたカチョンは、PECI作成にあたっては、他諸国の統合プログラムを模倣したということではなく、むしろ他諸国の例を参照しなげらなかつたのであろうがそうはせずに、独自に作成したものとなったと述べている。²⁹⁾ PECIの性格は、すでにスペイン社会に存在する多様性・多文化性 (multiculturalidad) を認識し尊重しつつ、しかし、「多様な文化に属する人々間のコミュニケーション、批判的な対話、相互関係、相互作用を模索することを推進しようとする」インターカルチュラリズム (interculturalidad) の方針から成るものである。³⁰⁾ こうしたことから、市民社会と移民の相互合意をともなった双方向からの統合政策を立案するというEUの「統合に関する共通基本指針」(Principios Comunes Básicos sobre Integración) の目標を達成した最初のケースは、結果的にスペインだったとの評価もある。³¹⁾ これは、移民受け入れ後発国として、他諸国のそれまでの経験

²⁷⁾ Martínez de Lizarrondo, “La integración de inmigrantes en España,” 119.

²⁸⁾ Ibid., 143. マルティネス・デ・リサロンドが指摘するように、このモデルを検討する際には、南欧福祉モデルの影響や非熟練労働者に頼る労働市場と彼らの定住という面も考慮すべきだが、これらの点については稿を改めて論じたい。

²⁹⁾ カチョン (Lorenzo Cachón) 教授 (マドリード・コンプルテンセ大学・社会学) に対するインタビュー、2014年3月26日。

³⁰⁾ Lorenzo Cachón, *La «España inmigrante»*, 286.

³¹⁾ カチョン教授に対する同上インタビュー。EUの基本方針 (EU司法内務委員会規則 [2004年11月19日]) については、Ministerio de Trabajo y Asuntos Sociales, 363及びCachón, *La «España inmigrante»*, 268を参照。

を取り入れつつ、2000年代を通じて短期間で統合政策形成への努力が積み重ねられた結果、スペインの統合政策に双方向からの社会統合やインターカルチュラリズムの考え方が盛り込まれるという、いまや他のヨーロッパ諸国よりも先取りしたかたちが存在することを意味するとも言えよう。そして、これは、2000年代後半には、スペインが、移民流入数だけではなく統合政策や市民社会の対応においても移民受け入れ国となったことを示すひとつの指標と捉えられるだろう。

ただ、2010年代に入ると、世界経済危機の煽りを受けて2008年から2011年にかけてスペイン経済が急速に悪化し、その影響で移民労働者の流入が途絶えたことや、2011年のPSOEからPPへの政権交代などにより、移民をめぐる状況に変化が起こっている。2000年代には、好景気のなかでいかに労働力を獲得するかに焦点が置かれていたが、経済危機により移民労働者の流入が途絶えたことから、その後は、失業に陥った移民に対して自発的な帰国を促す支援策を強化するといった急速な政策転換がみられる。³²⁾ 社会統合政策についても、PP政権は、前年度には1500万ユーロだった統合関連助成金を2012年度には財政危機を理由に0ユーロとし、突如統合プログラムを廃止せざるを得なくなった市町村や経営難に陥ったNGOが多数出現した。他方で、経済危機が長引くことで、移民が職を奪うのではないかという不安感が広がりバックラッシュが発生する潜在性や、今後、移民の二世代が成長するにともない困難に直面する懸念があることも否定できない。³³⁾

いずれにせよ、経済危機や政権交代をきっかけとした政策転換が起こってはいるものの、今やスペインの移民政策は急速に成熟の段階に入っていると言えよう。本稿で示してきた経緯を考えると、移民の社会統合政策において、移民支援組織、労使団体、移民団体などを通じて市民社会が地域レベルで行政と結びつき、ネットワークが構築された状況は、統合政策がある意味で成功しているかたちだと言えるのではないか。

※本稿は、平成25年度文部科学省「卓越した大学院拠点形成支援補助金」の研究成果の一部である。

³²⁾ ただし、2003年から2011年の間に帰国支援策を利用したのは計14,000人のみである。大部分の移民は失業してもスペインに残っているのが現状であり、全体としては、移民流入数は減ったとはいえ急減しているわけではなく、定住移民数は高止まりしている。López Sala, "Managing Uncertainty," 57.

³³⁾ リンケン(Sebastian Rincken) アンダルシア州移民研究所所長に対するインタビュー、2014年3月11日。

アメリカ移民法における「家族」 ——市民権、永住権と家族の権利

小田 悠生

はじめに

「移民国家」アメリカの編成原理として掲げられるのが「家族結合」である。¹⁾ 具体的な制度としては市民・永住者・在住者の申請によってその家族に在住権や滞在資格の変更を認めることを指すが、なかでも永住権の付与は重要であり、今日では年間約100万人の永住権取得者の65%が市民または永住者との家族関係に基づいている。2012年度の上位5カ国はメキシコ(13万4千人)、フィリピン(4万8千人)、中国(4万3千人)、ドミニカ(4万1千人)、インド(3万3千人)であった。²⁾

20世紀におけるアメリカの移民政策の分岐点が1921年から1924年(国別割当法・排日移民法)、1965年から1978年にかけての移民法改定であることについては多くの研究は一致している。後者は移民数と構成が変化するきっかけとなり、移民の増加とともにラテンアメリカやアジアが主な出身地域となった。そして、それは人種や出身国の序列化に基づいた選別方法を撤廃し、家族関係や雇用・技能に基づく平等性の高い基準へのリベラルな大変革であったことを強調する解釈がかつては主流であった。しかし近年の研究は、その変化を認めつつ、移民の量的制限が前提となった1920年代以降の様々な理念的・制度的連続性を明らかにし、アメリカが複雑な移民・国籍法体系と行政機構を備えた現代的移民国家へ変貌する過程を長期的視点から理解する必要を示してきた。今日の家族呼び寄せ制度の起源も1921年にヨーロッパからの移民の数を初めて制限したことにさかのぼり、家族定義も1950年代末までの改定をほぼ踏襲したものである。そこで本稿では1920年代から1960年代を現代的移民国家アメリカの編成期と捉える視点にたち、その移民政策のなかでの家族結合の位置付けの変遷を検討する。³⁾

¹⁾ Christian Joppke, *Immigration and the Nation-State: The United States, Germany, and Great Britain* (New York: Oxford UP, 1999), 19-20.

²⁾ このうち雇用・技能枠での永住権取得者も多いのはインド(3万3千人)、中国(2万人)、フィリピン(9千人)であるが、メキシコとドミニカの場合には雇用・技能枠での永住権取得者はそれぞれ8千人と400人であり、資格によって大きな差がある。U.S. Dept. of Homeland Security, Office of Immigration Statistics, *Yearbook of Immigration Statistics: 2012* (Washington, D.C.: U.S. Department of Homeland Security, Office of Immigration Statistics, 2013), 28-29.

³⁾ Mae Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (Princeton: Princeton UP, 2004); Aristede Zolberg, *A Nation by Design: Immigration Policy in the Fashioning of America* (New York: Russell Sage, 2006); Philip Eric Wolgin, “Beyond National Origins: The Development of Modern Immigration Policymaking, 1948 -1968” (PhD diss., University of California, Berkeley, 2011); Yuki Oda, “Family Unity in U.S. Immigration Policy, 1921-1978” (PhD diss., Columbia University, 2014).

1. 現在のアメリカ移民政策における家族

まず現在のアメリカ移民政策における家族の位置づけを概観する。そもそも家族とは誰なのか。議会は移民法上の家族を厳密に定義しており、その範囲は何よりも市民権の有無によって区別される。市民が呼び寄せを申請できるのは同性を含む配偶者、子、親、兄弟姉妹である。また子や兄弟姉妹が既婚である場合には、その配偶者と子も対象となる。永住者の場合は、配偶者、21歳未満の子、未婚の子に対象は限られている。⁴⁾そして家族呼び寄せ制度の最も重要な部分、市民の近親者による永住権取得は量的制限の対象とはならない点である。後述するように、これは1921年に初めてヨーロッパからの移民に対して年間上限を設けた際、厳密な上限は家族の合流を長期または半永久的に不可能にするという批判から限定的に例外を設けたことに由来する。家族呼び寄せ制度は家族結合の促進が目的であると説明されるが、その大前提は移民制限である。1965年以降は市民の配偶者、21歳未満の未婚の子、親が対象外となる「最近親者」(immediate relative)と移民法上は定義され、2003年から2012年までの永住権取得者1048万人のうち470万人を占めている。⁵⁾このように市民権と帰化には、より広範囲の家族を呼び寄せる権利、そのうち一定範囲の家族を年間上限の外で呼び寄せることのできる権利が付随しているのである。

最近親者を除くすべての移民は二種類の上限の対象となる。一つは、家族、技能・雇用、難民・亡命者、多様性という資格別に設けられた世界全体での上限である。1990年以來、

表1 家族定義の変遷と現行移民法における位置づけ

	関係	移民法上の家族(家族呼び寄せ対象)として認められた年
上限対象外	市民の子(未成年かつ未婚)	1921年(1928年までは18歳未満、以後は21歳未満)
	市民の配偶者	1924年(妻) 1952年(性による区別の完全撤廃) 2013年(同性の配偶者)
	市民の親	1924年(1965年までは上限あり)
上限	市民の子(成人または既婚)	1948年(臨時法) 1952年(一般法)
	上記の配偶者・子	1948年(臨時法) 1959年(一般法)
	市民の兄弟姉妹	1948年(臨時法) 1952年(一般法)
	上記の配偶者・子	1948年(臨時法) 1959年(一般法)
	永住者の配偶者	1928年
	永住者の未成年・未婚の子	1928年
	永住者の子(成人・未婚)	1965年

⁴⁾ Defense of the Marriage Act of 1996 (110 Stat. 2419) と Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996 (110 Stat. 3009) は、移民法における配偶者を異性に限定していたが、2013年の最高裁判決 *United States v. Windsor*, 570 U.S. 12 によってこの制限が撤廃された。

⁵⁾ U.S. Dept. of Homeland Security, Office of Immigration Statistics, *Yearbook of Immigration Statistics: 2012* (Washington, D.C.: U.S. Dept. of Homeland Security, Office of Immigration Statistics, 2013), 32-34.

家族枠は約22万6千人、技能・雇用枠が約14万人である。もう一つは、一カ国からの移民に対する上限で、これは一律で約2万5千人である。このためビザ・永住権取得に要する期間は、申請資格と出身国によって大きな差がある。家族資格のうち比較的期間が短いのは永住者の配偶者と21歳未満の未婚の子であるが、メキシコやフィリピンのように移住希望者が多い国では3年程かかる。これらの国では、市民の21歳以上の子・既婚の子・兄弟姉妹、永住者の21歳以上の未婚の子といった関係の場合、ビザ取得に20年以上要する。⁶⁾このような長蛇の列、また移民法の定義するところの家族関係や高い技能を持たない限りビザ取得の可能性がないことは非合法移住の一因でもある。

2. 現代的移民規制の幕開けと家族の権利

(1) 1924年移民法の三元構造

今日の家族呼び寄せ制度は、全世界からの移民に対する量的制限を前提とした上で上限内での優先順位を定め、除外する家族を定めるものである。こうした制度に移行する前、アメリカはヨーロッパ・アジア・西半球に対して異なる政策をとっており、家族呼び寄せ制度とはヨーロッパからの移民のみを対象とした制度であった。

西半球とアジアからの移民には異なる理由で家族呼び寄せ制度が存在しなかった。前者に対しては外交関係、労働力需要、国境警備の難しさを主因として、1968年まで議会は明確な移民上限を設けることはなく、代わりに主に労働力需要に応じた国務省による発行ビザ数の調整、ゲストワーカープログラム、移民局による国境警備の強化・軟化をおこなっていた。このことは移住が容易であったことは意味しないが、公には上限がないかぎり除外や優先順位を定めることもありえなかったのである。後述するように、西半球からの移民に対して年間上限と呼び寄せ制度が対として導入されたのは1965年の移民法改定以降である。⁷⁾

1924年法の第二の柱は「帰化不能外国人」すなわちアジアからの移民排斥であるが、人種排斥は家族に優越する原理であった。日本人移民の排斥を重視する研究は1924年法を排日移民法と呼び、実際にその主な標的は日本人移民であったが、ここでは市民の権利という観点から中国系アメリカ人家族について記す。1924年まで移民局は中国系アメリカ人男性の妻の移住を認めていた。これは「紳士協定」に基づく日本からの移住とは異なり、米国生まれの男性市民の家族であるという市民の権利を重視したためである。条約と最高

⁶⁾ 21歳以上の子(未婚)、既婚の子はそれぞれ2万3千4百人、兄弟姉妹は6万5千人である。多様性ビザは近年の移民が少ない国でのみ申請できる。難民や亡命者については、大統領が議会との相談の上で毎年度上限を定める。Refugee Act of 1980 (94 Stat. 102); Immigration Act of 1990 (104 stat. 4978); U.S. Dept. of State, Bureau of Consular Affairs, *Visa Bulletin for November 2014*, vol. 9, no. 74 (2014), accessed Nov. 10, 2014, <http://travel.state.gov/content/visas/english/law-and-policy/bulletin/2015/visa-bulletin-for-november-2014.html>.

⁷⁾ 1920年代のメキシコに対する国別割当制限論争については、小田悠生「1924年移民法におけるメキシコ人——1920年代におけるメキシコ人移民国別割当論争と米墨国境管理問題」『アメリカ太平洋研究』第6号(2006): 261-72.

裁判決によって外国人である中国人商人の妻子の移住は可能であったことから、アメリカ市民も同様の権利を持つと移民局は判断してきた。しかし1924年法施行後に移民局は中国系市民の家族も排斥対象とし、中国系市民による訴訟において最高裁は、人種的排斥は市民との家族関係に優越する原理であり、家族関係に基づいて除外されるのはヨーロッパを対象とした量的制限の場合のみであるという判決を下したのである。⁸⁾ 1924年までにアジアからの移住は実質的に市民や在住者の家族に限られており、帰化不能外国人の排斥とは家族移住の遮断に他ならなかった。

(2) 国別割当制度と家族主義

1924年以降アジアからの移民は市民の家族であっても移住が不可能になる一方で、ヨーロッパからの移民を対象とした家族呼び寄せ制度の特徴は市民権の取得が家族移住の前提となったことである。1920年代末におけるヨーロッパからの家族呼び寄せ問題には二つの文脈がある。一つは、新たな移民を制限した後、以前よりアメリカに在住している移民がヨーロッパに残した家族の問題である。もう一つの文脈は、初の量的な移民制限とともに様々な在留資格が整理・創設され、具体的な権利が問い直されたことである。例えば今日の移民法において「移民」と「永住者」は同義であるが、移民がはじめて法的に定義されたのは1924年であるし、量的制限以前は永住と短期滞在の明確な区別もない。移民制限によって改めて移民資格を持つ者と市民権を持つ者の権利との違いといった問題が照射されたのである。ただし後者の議論においても、例えば永住者の権利と言った場合、当時具体的に念頭に置かれているのは移民制限前からの住民であり、大規模移住の終焉期という文脈が重要である。⁹⁾

1920年代には、受け入れにあたってアメリカ国内の家族の有無を重視することは、東欧や南欧の移民にとって有利であると考えられていた。一般的に、家族の合流が予想されるのは近年の移民が多い地域からであることのほか、移民制限以前は出稼ぎの移動に対する法的障壁も小さかったことを一因にイタリアやギリシアなどからの移民は男性が多数を占め、男女比にも大きな偏りがあったので、妻をはじめとした家族の呼び寄せが予測されたためである。¹⁰⁾ 第一次世界大戦後の移民制限論争のなかでは、家族の有無を第一の基準

⁸⁾ *United States v. Gue Lim* (176 U.S. 459); *Chang Chan v. Nagle* (268 U.S. 346); *Cheung Sum Shee v. Nagle* (268 U.S. 336); Sucheng Chan, "The Exclusion of Chinese Women, 1870-1943" in *Entry Denied: Exclusion and the Chinese Community in America, 1882-1943*, ed. Sucheng Chan (Philadelphia: Temple UP, 1991), 125-27; Oda, "Family Unity," 98-108; 米国市民を父に持つ子の場合、血統主義に基づき米国籍を保持したため、海外生まれであっても帰化不能「外国人」ではなかった。Erika Lee, *At America's Gates: Chinese Immigration during the Exclusion Era, 1882-1943* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2003), 116.

⁹⁾ Hiroshi Motomura, *Americans in Waiting: The Lost Story of Immigration and Citizenship in the United States* (New York: Oxford University Press, 2006), 115-19.

¹⁰⁾ 20世紀初頭の移民の男女構成についてはU.S. Immigration Commission, *Reports of the Immigration Commission*, vol. 1 (Washington, D.C.: G.P.O., 1911), 24, 42; 割当制限後の男女構成の逆転についてはMarion F. Houstoun et al., "Female Predominance in Immigration to the United States since 1930: A First Look," *International Migration Review* 18, no. 4 (1984): 908-63.

とした制限方法が提案されたが、近年の移民が少ない北欧や西欧諸国からの移民に不利であるという理由で却下されたのである。¹¹⁾

その対案が国ごとに異なる年間上限を定めることで、北欧や西欧、特にイギリスの優遇を図った国別割当制度である。1929年から1965年まで用いられた原国籍別割当 (national origins quotas) では、ヨーロッパへのビザ総数は年間約15万人、イギリスの6万5千人を頂点にドイツ、アイルランドの三ヶ国への割当が70%を占め、最小は100人であった。1929年以前には二つの割当方法があり、まず1921年暫定割当法は、1910年センサスにおける移民一世人口の3%を各国の割当とした(総数35万7千人)。しかし、この基準では東欧・南欧諸国への割当が45%を占めたため、1924年移民法では移民増加前の1890年センサスの2%という基準を用いて総数を16万人、東欧・南欧諸国への割当を15%へと削減したのである。¹²⁾ しかし、30年前のセンサスはあまりに露骨な基準であっただけでなく、ドイツの割当が最大であった。そこで、より「公平」な装いでイギリスを最優遇国とすることを図ったのがnational originsに基づく割当制度である。これは1790年センサスを出発点として、以降の全センサスや出入国統計を用いて、1920年時点でアメリカに在住する外国生まれとアメリカ生まれを含めた全ヨーロッパ系住民の民族的起源と構成比率を算出したとするものである。その「起源」と現存するヨーロッパ各国を結びつけてビザを割当て、移民によって人口構成比が変わることを防ぐことを最大の目的としていた。それはまた直接の家族の有無や、近年の移民の数といった要素の持つ重みを最小限にする制度設計であった。¹³⁾

とは言え、割当を絶対的上限とするとヨーロッパに残る家族の合流が不可能になることには強い批判が集まった。強硬な移民制限派は、移民制限とは新たな移住の制限とヨーロッパへの帰国の双方によって達成されると考えており、家族の合流を妨げることを後者の間接的手段と考えていた。しかし、妻子と世帯をなすという男性の権利は極めて強いもので、1921年当時の国籍法の下ではアメリカ市民との結婚または夫の帰化の際に「帰化不能外国人ではない」女性は米国籍を取得したため、市民の妻は自身がアメリカ市民であり、その移住を制限することはそもそもできなかった。そこで議会は呼び寄せを市民の核家族に限る形で、親の帰化によって市民とはならなかった18歳未満の子のみを除外したのである。1922年に婚姻による帰化は廃止されたため、1924年に議会は市民の妻子を「割当対象外移民」(nonquota immigrant) と定義した。一方、帰化していない移民(永住者)による呼び寄せには消極的であり、1928年に永住者の家族も割当内での優先権を認めたに過ぎなかった。これには、帰化後の妻子の呼び寄せは割当外となるため、帰化以前に割当内で呼び寄せを可能にした方が総数は少なくなるという排他的理由も働いていた。量的な移民制限以前には市民権取得は家族の移住にとって法的に重要な要素ではなかったのであるが、移民

¹¹⁾ *Temporary Suspension of Immigration* H.R. Rep. No. 66-1109 (1920); *Emergency Immigration Legislation* S. Rep. 66-789. (1920) 家族の有無による選別は後の1924年移民法の提案者アルバート・ジョンソン(共・ワシントン)、割当制度はウィリアム・ディリンガム(共・バーモント)の提案である。

¹²⁾ John Higham, *Strangers in the Land: Patterns of American Nativism, 1860-1925* (New Brunswick: Rutgers UP, 2001), 308-11.

¹³⁾ Ngai, *Impossible Subjects*, 33-37.

制限によって両者が強固に結び付けられたのである。¹⁴⁾

立て続けに門が狭まるなか、移民制限への反対論は徐々に後退し、1921年以後は量的制限自体ではなく、その基準に対する反論が中心になる。最後まで残ったのが家族の除外を求める声である。割当法下の家族定義は狭いものであったし、帰化には最短でも5年要したため1924年時点で帰化を申請できたのは1919年以前の入国者だけである。東欧や南欧移民の団体や移民支援組織は急激な制限による家族分断を批判し、少なくとも制限以前からの在住者には帰化の有無を問わない、また家族をより広く定義するといった措置を求めた。しかし、ビザが十分にある国では割当制限は形式的なものであり、家族関係に基づく割当制限からの除外といった特段の措置は必要なかった。例えば妻がビザを取得するために夫の帰化を待つ必要はなかったし、そもそも該当者であっても家族呼び寄せ制度を用いるよりも一般ビザの取得が手続き・費用の点では容易であった。これは割当法下の特色である。現在は、ビザ数制限の対象でない家族はかならず家族呼び寄せ制度に基づいてビザを取得しなければならないと定められているし、割当制度撤廃後のビザをめぐる競争の激しさからも除外資格を得ることは最も合理的な選択である。1924年から1929年に家族呼び寄せ制度を利用したのは、ドイツやイギリスからの移民のそれぞれ0.6%、1.7%に過ぎなかった。一方、南欧や東欧ではイタリアからの移民の62.2%、ポーランドからの移民の32.5%を占め、妻子除外規定により実際の移民数は割当を上回ることとなった。例えば同期間のイタリアからの移民数は5年間で計約1万9千人の割当に対して、6万3千人である。¹⁵⁾ 移民制限前に比べればはるかに少なかったが、人口構成比の維持が最大の目的である割当制限にとって、また移民の量的制限という新たな原理にとって家族の割当外移住は脅威であると制限派は考えていたのである。¹⁶⁾ 割当法下では家族呼び寄せ制度の重要性は出身国によって大きく異なっており、家族の有無を基準とした移民選別や家族呼び寄せ制度と原国籍別割当制度とは対立するとみられていた。

3. 「移民国家アメリカ」

(1) 難民と家族呼び寄せ

大規模移住の時代の終焉であった1920年代末における家族呼び寄せの中心課題は移民制限前からの在住者であったが、第二次大戦後の文脈は大きく異なる。戦後の家族呼び寄せでは、特にアジアからの移民について、米軍の海外展開にともなう家族形成に関する研究が進んでいる。議会は1943年に排華移民法を撤廃した際にも中国系に限っては全て

¹⁴⁾ Emergency Immigration Act of 1921 (42 Stat. 5); Cable Act of 1922 (42 Stat. 1021); Immigration Act of 1924 (43 Stat. 153) Candice Lewis Bredbenner, *A Nationality of Her Own: Women, Marriage, and the Law of Citizenship* (Berkeley: University of California Press, 1998) 118-19; Martha Gardner, *The Qualities of a Citizen: Women, Immigration, and Citizenship, 1870-1965* (Princeton: Princeton University Press, 2005), 127; Act of May 28, 1928 (45 Stat. 1009); Oda, "Family Unity," 58-59.

¹⁵⁾ Oda, "Family Unity," 75.

¹⁶⁾ Allied Patriotic Societies, *Third Annual Report of the Committee on Immigration of the Allied Patriotic Societies* (New York: Allied Patriotic Societies, 1926), 8.

の家族を割当に数え「割当外移民」といった資格を認めなかったが、退役軍人による運動の末に1946年にヨーロッパからの移民と同様に市民の配偶者や子を割当から除外した。¹⁷⁾ 日本からの移民の場合は順序が逆で、戦争花嫁法への1947年修正によって、人種排斥の撤廃に先立ち米兵の配偶者や子に限って移住が可能になった。1952年の人種排斥撤廃後も、新たに設けられた「アジア太平洋三角地帯」への割当は二千人にすぎなかったため、1965年までアジアからの移住は割当対象外移民である配偶者と子にほぼ限られていた。¹⁸⁾

一方、研究の蓄積が薄いのがもう一つの文脈、1953年難民救済法以降、ほぼ2年おきの特別法による家族呼び寄せである。¹⁹⁾ これらはもっぱら難民政策として研究されてきたのであるが、冷戦初期においてヨーロッパからの難民受け入れと家族呼び寄せは明確に区別されてはいない。²⁰⁾ これらの特別法によって、法律上は家族呼び寄せ対象であるが割当制限の対象であるため実際にはビザ取得が困難であった者の移住が可能になり、1953年から1965年までに13万6千人が割当外で呼び寄せられている。さらに特別法がより広く家族を定義し、後に一般移民法が改定されるという形で、1959年までに家族定義は現在とほぼ同じ範囲まで拡大したのである。²¹⁾

特別法の家族定義が一般移民法に採用された最初の例が、1948年避難民法と1952年移民帰化法である。1952年までの家族定義は配偶者・未婚の子・親に留まっていたが、家族を三親等と定義した避難民法を限定的に採用する形で、既婚や成人した子、兄弟を家族として認めたものである。しかし、割当内では50%が高度な技能を持つ移民、30%が市民の親、20%が永住者の配偶者と21歳未満の未婚の子に優先的に配分されたため、当初はそのほかの家族が実際にビザを取得できる可能性は小さかった。²²⁾

しかし、そもそも家族として認定されているかどうかには重要な意味がある。第一に、それまで「一般移民」とされていた者が家族ビザの対象となることで、その関係性に応じて細分化された家族の行列として可視化されるからである。さらに重要なことは、受け入

¹⁷⁾ Act to Repeal the Chinese Exclusion Acts (57 Stat. 600); Act to Place Chinese Wives on a Non-quota Basis (60 Stat. 975); 中国系退役軍人による妻の呼び寄せ運動については、Christiana Lim and Sheldon Lim, “VFW Chinatown Eastbay Post #3956: A Story of the Fight for Non-quota Immigration in the Postwar Period,” *Amerasia Journal* 24, no. 1 (1998): 59-83.

¹⁸⁾ War Brides Act (59 stat. 659) アジアに限らない米兵と配偶者についての研究として Susan Zeiger, *Entangling Alliances: Foreign War Brides and American Soldiers in the Twentieth Century* (New York: New York UP, 2010).

¹⁹⁾ Displaced Persons Act of 1948 (62 Stat. 1009), Immigration and Nationality Act (INA) of 1952 (66 Stat. 163), Refugee Relief Act of 1953 (67 Stat. 400), Act of Sept. 11, 1957 (71 Stat. 639), Act of Sept. 22, 1959 (73 Stat. 644), Act of Sept. 26, 1961 (75 Stat. 650), Act of Oct. 24, 1962 (76 Stat. 1247).

²⁰⁾ 難民政策の代表的研究として、Gil Loescher and John A. Scanlan, *Calculated Kindness: Refugees and America's Half-Open Door, 1945-Present* (New York: Free Press, 1983); Michael Gill Davis, “The Cold War, Refugees, and U.S. Immigration Policy, 1952-1965” (PhD Diss., Vanderbilt University, 1996); Carl Bon Tempo, *Americans at the Gate: The United States and Refugees during the Cold War* (Princeton: Princeton UP, 2008).

²¹⁾ U.S. Dept. of Justice, *INS Annual Report 1957* (Washington, D.C.: G.P.O., 1957), 22; *INS Annual Report 1963*, 29; *INS Annual Report 1965*, 31; *INS Annual Report 1966*, 9-10.

²²⁾ Section 6c, Displaced Persons Act; Section 203, INA of 1952.

れの論拠が変化することである。一般移民ビザと異なり、家族ビザの申請者は移住希望者本人ではなくアメリカ市民または永住者であるため、内部者の権利の行使に関わる問題という性格を帯びる。大戦を経てナチスの人種思想が否定され、また世紀転換期に移住した移民の統合や第二世代・第三世代の増加によって割当制度の見直しを求める声が高まるなか、出身国によって家族の移住が著しく困難であることはアメリカ国民の間に差別を設けるものであるという批判に裏付けを与えたのである。²³⁾ 加えてヨーロッパからの移民受け入れが経済的・象徴的効果の両面からヨーロッパ復興政策・反共政策の一部と位置付けられたことは家族呼び寄せを後押ししていくことになる。²⁴⁾

1953年難民救済法は、1952年法の下では移住が困難であった家族の結合を目的の一つに掲げた最初の法律であるが、成立当初の論拠は異なる。原案であるトルーマン・アイゼンハワー両政権が提案した「緊急移民プログラム」の主目的はヨーロッパの「余剰人口問題」の軽減であった。これは、脆弱な経済基盤と不安定な政情は共産主義勢力の伸張を促すおそれがあるため、移民受け入れによって負担を軽減するとともに米国の援助の意思を示すという考えに基づく、トルーマン・ドクトリン、マーシャル・プランと一体の移民計画である。またトルーマン政権の提案は、東欧・共産主義から2万1千人の難民受け入れ、ドイツ、イタリア、オランダ、ギリシアから27万人の移民受け入れであったように難民に重点があったわけでもないのである。²⁵⁾ しかし、割当外の移民受け入れは「原国籍別割当制度の崩壊への第一歩」であるというパトリック・マッキヤランやフランシス・ウォルターに代表される移民制限派による反発や、難民受け入れは余剰人口問題を間接的に軽減するというプロテスタント系難民支援団体からの意見もあり、緊急移民プログラムは難民救済法へと形を変えて成立した。²⁶⁾

しかし議会はほとんど受け入れが行われていないうちに家族呼び寄せを目的に難民救済法を改定し、最終的に同法のもとで移住した18万人の三分の一はイタリア、ギリシア、オランダからの家族呼び寄せとなった。²⁷⁾ 理由の一つは、保守派が難民申請・認定に設けた条件や国務省の難民プログラム運営が原因で、受け入れが遅々として進まなかったことである。緊急移民プログラムの支持者はそもそも一定数の移民受け入れを提案したのであり、アメリカの援助の意思を示すという見地からは移住資格は二次的な問題であった。そこで家族呼び寄せによる受け入れ加速を重視したのである。²⁸⁾ 一方、保守派の支持理由は全く異なった。それは、「難民よりも家族の方が身元調査は容易であり、安全保障の観点から

²³⁾ 移民制限後のヨーロッパ系移民の境界の再形成については、Matthew Frye Jacobson, *Whiteness of a Different Color: European Immigrants and the Alchemy of Race* (Cambridge: Harvard UP, 1998), 91-137.

²⁴⁾ *INS Annual Report 1958*, 26.

²⁵⁾ Bon Tempo, *Americans at the Gate*, 45-56; Loescher and Scanlan, *Calculated Kindness*, 45.

²⁶⁾ 99 Cong. Rec. 10110-10111 (1953) (Patrick McCarran); *Hearing on Emergency Immigration Program, Before the House Committee on Judiciary, Subcommittee no. 1, 83rd Cong. 110-124 (1953)* (Paul Empie, National Council of Churches and National Lutheran Council).

²⁷⁾ Oda, "Family Unity," 213-31.

²⁸⁾ *To Amend the Refugee Relief Act of 1953: Hearing on H.R. 8193 and S. 3005, Before the Subcommittee of the Committee on the Judiciary Committee, 84th Cong. 17, 25-26 (1954)* (Senator Arthur Watkins); Bon Tempo, *Americans at the Gate*, 41-48, 57.

は難民受け入れよりも家族呼び寄せが望ましい」という、共産主義者の入国を危惧した排他的論拠であった。また移民政策は国内問題であると考える保守派にとって、家族呼び寄せは主眼が米国民にある点で、他国の「余剰人口」という論拠に比べて抵抗が小さい理由でもあった。²⁹⁾ このように「余剰人口問題」の軽減という反共的移民政策、家族の呼び寄せ要求、家族は「身元の怪しい」難民よりも望ましいといった排除の論理が結節した結果、難民救済法は家族の呼び寄せと結びつき、移民受け入れの正統化の論理もまた変化したのである。

(2) 「移民の国」アメリカ

1950年代半ば以降、難民救済法をはじめとした臨時立法によって家族呼び寄せへの要求は一層高まっていった。その理由の一つは、特別法成立の暁には呼び寄せが可能になるという期待が生まれたことで、新たな申請が増加したことである。もう一つは、難民救済法のもとで移住した移民がヨーロッパに残した家族の問題である。特に問題となったのが、家族呼び寄せが市民権に結びつけられていることで、配偶者や子呼び寄せる場合でも帰化までの最短5年間は待たなければならなかった。特にイタリア系組織は家族呼び寄せ運動に熱心であり、1953年から1965年までにイタリアからは割当内で7万2千人、割当外で17万人が移住している。割当制度撤廃を目的に1952年に発足し、1950年代末には120支部を抱えたAmerican Committee on Italian Migrationはその代表的組織である。その運動方針には、1950年代当初にはイタリアにおける余剰人口や難民を強調していたものの、共産党政権誕生の可能性が小さくなり、「難民」は1956年ハンガリー革命のような共産圏からの亡命と結びつけられるようになると家族の離別を主な論拠にするといった変化がみられる。³⁰⁾

難民救済法の失効後1962年まで議会はほぼ2年おきに特別法を可決し、永住者の家族を中心に計8万人の家族が割当外で移住した。ケネディが*Nation of Immigrants*を著したのが1958年であったように、1950年代後半における家族呼び寄せを後押ししたのは、割当制度の改定や撤廃を求める声の高まりである。³¹⁾ 1955年には国別割当に批判的であった産業別組合会議(CIO)がアメリカ労働総同盟(AFL)と合併し、労働組合は移民法改定運動の有力な支持者となる。同年、約六十の移民支援・宗教団体の連合組織American Immigration Conferenceが「人種、民族、宗教的差別から自由な人道的・合理的移民政策」計画を発表した。翌年にはアイゼンハワーが初めて割当制度見直しに言及した。³²⁾ オスカー・ハンドリンを筆頭に戦後のアメリカ歴史学界における移民史第一世代は移民法改革運動の担い手でもあった。「移民国家アメリカ」はヨーロッパからの移民中心であると同時に、

²⁹⁾ Ibid., 5 (Robert C. Alexander, Bureau of Security and Consular Affairs, Dept. of State).

³⁰⁾ Danielle Battisti, “The American Committee on Italian Migration, Anti-Communism, and Immigration Reform,” *Journal of American Ethnic History* 31, no. 2 (2012): 11-40; Oda, “Family Unity,” 247-53.

³¹⁾ John F. Kennedy, *A Nation of Immigrants* (New York: Anti-Defamation League, 1958).

³²⁾ American Immigration Conference, “37 Points,” folder “AIC Committee on Legislation, 37 points, 1955,” box 8, American Immigration and Citizenship Conference Records; Social Welfare Archives, University of Minnesota at Minneapolis; Tichenor, *Dividing Lines*, 203-7; Zolberg, *A Nation by Design*, 323.

定住型移民の物語であった。改革派は割当制度を「移民国家アメリカ」の汚点として描くと共に、定住へと繋がる家族の移住を移民国家形成の根本原理と位置づけていた。³³⁾

こうした文脈において家族の離別を強調することは割当制度の具体的問題を照らしだし、また割当制度への批判の高まりは家族法案の通過を助けたのである。そして割当制度の擁護者にとって家族の受入れは抜本的な制度改革を避ける防壁であった。しかし、アメリカへの移民受け入れが、割当制度への批判者の全てにとって緊急の課題であったわけではない。重要なことは特別措置や例外規定による移住の可能性ではなく、割当制度が公に表す序列であった。1960年代前半には、割当制度撤廃は家族呼び寄せの行列を解消するが、特別法を積み重ねることは割当制度への不満を分散し撤廃への機運を弱めるという意見が主流になる。そして家族呼び寄せのための特別法への支持はむしろ弱まり、割当制度即時撤廃へと移民法改定運動の目標は集約されていく。³⁴⁾

4. 1965年移民法改定

最後に、現在の制度の直接的な起源である1965年から1978年にかけての移民法改定を考察する。議会は全体でのビザ数は大きく変更せず(15万人から17万人)、その配分方法として割当にかわり74%を家族枠、20%を技能枠、6%を難民枠とするという競争的選別方法を採用、加えて一カ国の上限を一律2万人と定めた。³⁵⁾そして、東半球における割当制度撤廃と対に、段階的に西半球からの移民に対する初の量的制限を課した。まず1968年に西半球全体での上限を12万人と定め、1976年に東半球同様の一カ国上限と家族、雇用・技能、難民という配分方法を拡張し、最後に1978年に世界上限を29万人と定めたのである。その後1990年に上限の変更はあったが、大枠は現在まで踏襲されている。³⁶⁾

(1) 原国籍概念の変容

1965年10月、ジョンソン大統領は新たな移民法署名の場として自由の女神がたつりパティニー島を選び、「40年にわたりアメリカの移民政策を歪めてきた原国籍別割当制の不正義」をついに正すと演説した。先立つ5月、1892年に入国審査場が建設されたエリス島を自由の女神国定史跡に編入したことに加え、まさに「移民の国」を象徴する行為であった。³⁷⁾

³³⁾ Mae M. Ngai, "Oscar Handlin and Immigration Policy Reform in the 1950s and 1960s," *Journal of American Ethnic History* 32, no. 3 (2013): 62-67.

³⁴⁾ Philip A. Hart, to Edward E. Swanstrom, April 18, 1962, folder "Legislation 1962, Correspondence with Walter," box E85, American Committee on Italian Migration Records; Center for Migration Studies, New York.

³⁵⁾ テキサス州初のメキシコ系アメリカ人連邦議員であり、当時唯一のメキシコ系議員であったヘンリー・ゴンザレス(民)は西半球上限に抗議し1965年法に反対票を投じている。111 Cong. Rec. 15657 (1965) (Henry Gonzalez).

³⁶⁾ Act of October 26, 1976 (90 Stat. 2703); Act of October 5, 1978 (92 Stat. 907).

³⁷⁾ Lyndon B. Johnson, "Remarks at the Signing of the Immigration Bill, Liberty Island, New York," October 3, 1965, The American Presidency Project, accessed Nov. 1, 2014, <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=27292>.

しかし、奇しくも国別割当を固守しようとした保守派も新たな移民法を賞賛していたのである。例えば在郷軍人会は、新法が撤廃したのは「国別割当制であり、national origins 制ではない」として、「national origins に基づく移民選別制度の存続」を高く評価した。このように、かたや national origins 制の廃止を、かたや存続を讃えるという一見相反する評価の混在には、1965年法が家族呼び寄せに重点を置いたことが関連している。³⁸⁾

ビザの大部分が家族呼び寄せに充てられた短期的理由は、イタリアを筆頭として家族ビザを待つ長い行列の解消が至急の課題であったためである。議会は以前までの家族定義を踏襲しつつ、ビザの配分方法を再考し、市民の配偶者と21歳未満の未婚の子に加えて、親を除外した。またquota 制の廃止に伴い、数の制限を受けない親族は移民法上 nonquota immigrant から immediate relative へと改称された。続いて議会は永住者の配偶者と未婚の子にビザの20%を配分し、そして最も呼び寄せ申請が累積していた成人した子・既婚の子・兄弟姉妹ならびにその配偶者・子に対して計54%を充てたのである。後者はそれまで家族呼び寄せの対象ではあったものの一定数のビザを確約されていなかったため、大きな変化であった。³⁹⁾

もう一つは、家族呼び寄せに重点を置くことで、ヨーロッパからの移民を引き寄せるという考えである。これはアジアからの移民の増加を防ぐという考えと表裏一体であり、かつて国別割当の維持にこだわった保守派の主張であった。移民法改定の可能性が高まるなか、保守派は割当制度を徹底的に護持する立場と、割当制度に代わる新たな制度設計の主導権を握るという立場に分かれた。⁴⁰⁾ 防衛線を引き直した後者が重視したことは、アジアからの移民の増加を防ぐこと、そして西半球からの移民を量的制限の対象とすることであった。後者の賛同は移民法改定に不可欠であったため、1965年の移民法改定はその主張を色濃く反映したものとなった。

家族呼び寄せをヨーロッパからの移民と関連づける考えの背景は、一つには近年の移民や総人口も少ないアジア系市民の呼び寄せは限定的であろうという予測であった。しかし、より重要なのは、national origins 概念に関する歴史的な理解、家族主義の理解の変容である。1920年代の移民制限派は、家族の有無を重視することと原国籍原理とは利益が相反すると考えていたが、1960年代の保守派が唱える原国籍概念の特徴は両者を類似・同一視していることであった。例えば後の大統領ジェラルド・フォードは、「アメリカ人」と「ポーランド、フランス、イタリア、イギリス、ドイツ、スカンディナヴィア諸国や全ての西ヨーロッパの国々」とは「血の繋がりによって極めて近しく広く結びついて」おり、「血族の論理」を重視するのが家族呼び寄せ制度であるという考えを移民法改定討議のなかで開陳している。⁴¹⁾ 在郷軍人会が1965年法を評価した理由も同様で、「現在の米国民と national origins

³⁸⁾ Deane Heller and David Heller, "Our New Immigration Law," *American Legion Magazine* 80, no. 2 (Feb. 1966): 7; Reimers, *Still the Golden Door*, 72.

³⁹⁾ 配分は、21歳以上の子に20%、既婚の子に10%、兄弟姉妹に24%である。

⁴⁰⁾ 後者の代表格は、ウォルターの死後に下院移民委員会委員長をついだマイケル・フィーガン(民主党・オハイオ)である。Memorandum, Jan. 28, 1965, Folder "Outline for Revisions," box 40, Michael Feighan Papers, Princeton University Library.

⁴¹⁾ 111 Cong. Rec. 21810 (1965).

を最も共有するのが、直接親族」であり、国別割当よりも「自然な」形で同じ目的を達成するのが家族呼び寄せであるという見解であった。⁴²⁾ 1920年代にはヨーロッパ全体からの移民数が問題であったわけではもちろんない。先述したように、移民受け入れにあたって直接の親族関係といった要因を極力小さくするために設計されたのが割当制度であり、national origins概念である。しかし、フォードがイタリアとイギリスを並置しヨーロッパとして包摂したようにかつての「新移民」と「旧移民」との境界の消失と、そして家族呼び寄せをめぐる現実的予測によって、national originと家族は交換可能な概念であるという解釈が生まれていたのである。

実質的に意図されたのは、例年あまっていたイギリスやアイルランドへのビザを東欧・南欧へ再配分することであったのだが、こうした予測は割当の撤廃によって生じる競争を大きく見誤っていた。撤廃直後、東欧や南欧からの移民は想定通りに増加したものの、1965年に7万3千人であった西欧・北欧からの移民は1971年までに2万6千人に急減したのである。一方、アジアからの移民は2万人から10万人へと増加し、ヨーロッパからの移民を上回るようになっていた。当初その多くは技能・雇用枠での永住権取得であったが、帰化が進むにつれて家族呼び寄せが増加していくことになる。⁴³⁾

(2) 家族の平等

1976年に議会は西半球に対して、東半球と同様の、家族、雇用・技能、難民という競争的ビザ配分制度と一カ国上限を課し、このことを「東半球に対する移民政策の根本原理である平等と家族再結合」という「二つの原則を西半球からの移民にも適用する」ものであると説明した。⁴⁴⁾ しかし、この改定は西半球諸国のなかでも特にメキシコからの移民にとって合法的移住の道を著しく狭めるものだった。メキシコからの移民は2万人を上回っていたし、1964年まではブラセロ・プログラムのもとで最盛期では年間45万人、1960年代初頭には18万人から20万人の労働者が入国していたからである。⁴⁵⁾

国別割当撤廃と引き換えに西半球からの移民制限を主張した保守派は、二つの差別を撤廃することで真に平等な移民政策を実現するという建前を掲げていた。その第一の主張とは、出身地を公には一切考慮しないことが1964年公民権法や1965年移民法によるnational origins否定の理念であり、改革を貫徹するためには例外なく全世界からの移民に等しく上限を課さねばならないというものであった。第二の主張とは、東半球と同形式の選別制度を導入することは、家族呼び寄せ制度が存在してこなかった西半球からの移民の家族結合を助けるというものであった。⁴⁶⁾

これは巧妙であり欺瞞的な論理であった。第一に、原国籍別割当の問題とは、その基準

⁴²⁾ Heller and Heller, "Our New Immigration Law," 7.

⁴³⁾ *INS Annual Report 1971*, 4; David Reimers, *Still the Golden Door: The Third World Comes to America* (New York: Columbia UP, 1992), 94-96; Bill Ong Hing, *Making and Remaking Asian America through Immigration Policy, 1850-1990* (Stanford: Stanford UP, 1993), 79-120.

⁴⁴⁾ H.R. Rep. No. 94-1553, at 1 (1975).

⁴⁵⁾ Act of October 26, 1976 (90 Stat. 2703); Act of October 5, 1978 (92 Stat. 907).

⁴⁶⁾ Feighan, "Discrimination," March 3, 1965; folder "Outline for Revisions"; box 40; Feighan Papers; 111 Cong. Rec. 21810 (1965).

が導かれた歴史的経緯と思想にあり、イギリスを頂点とした割当制度と西半球諸国がビザ数制限の対象ではなかった理由は異なる。後者は外交関係、労働力需要、国境警備の実効性が主な要因であり、出自によるアメリカ国民としての先天的な優劣といった思想に基づくものではない。⁴⁷⁾ また議会在が定めた一カ国上限2万人は、そもそもは旧優遇国からの移民数を考慮した上で定められたもので、東欧や南欧からの移民へ門戸を開きつつも旧優遇国からの移住が難しくなることを防ぐ非公式な割当としての性格も帯びていた。しかし、西欧からの移民の急減によって、1970年代にはそうした背景とは切り離され、それまでの移民数などを考慮せず全ての国に対して一律に適用されるべき上限として一人歩きしていたのである。⁴⁸⁾

第二に、家族呼び寄せ制度はあくまで移民の量的制限を前提とした制度であり、家族結合は第一の目的ではない。呼び寄せ制度が家族結合を促進するという議論は、それまで上限が存在しなかった西半球に対する量的制限、さらにそれが従来の移民数より低いいため実際には移住は困難になるという本質を隠すものであったと言えよう。「平等と家族再結合を原理とする」移民政策とは、移民法が細かく規定するところの家族の有無が移住の必要条件となる時代の到来を意味しており、地域区分の廃止とビザをめぐる世界的競争によって全地域からの移住希望者にとって家族の有無は永住権取得の可能性を決定する重要な要素となったのである。

おわりに

19世紀から20世紀、そして20世紀から21世紀への転換期はともに、「移民国家」アメリカにとって大規模移民の時代であると説明される。しかし第一次大戦前に大西洋を渡った移民の80%がアメリカに在住する親族に合流する目的であると答えたことと、今日の永住権取得者の65%が市民または永住者による呼び寄せであることの意味は大きく異なる。家族・親族ネットワークを基盤とした移住は移民法が定めるところの家族関係に留まらないのであり、20世紀初頭においてそこに移民法の関与するところは小さかったのに対して、家族呼び寄せ制度は議会在が認めるところの家族でない者の移住は極めて難しいというものである。そして現在、年間65万人の家族が家族呼び寄せによって永住権を取得する一方で、半永久的に永住権を取得することができない非合法移民と市民や永住者からなる地位混成家族 (mixed status family) が約1700万人を数えることは、その編成原理として家族結合を掲げつつ、移民数上限という原理を堅持する現代的移民国家アメリカの困難を象徴している。⁴⁹⁾

⁴⁷⁾ Ngai, *Impossible Subjects*, 257-61.

⁴⁸⁾ 例えば1964年度の英国からの移民は2万9千人(割当6万5千人)、ドイツ2万7千人(同2万5千人)、アイルランド1万8千人に対して6千人であった。Michael Feighan, "Major Accomplishments of the Subcommittee Substitute Bill H.R. 2580, as amended" July 26, 1965, folder "1965 Immigration Bill," box 27, Feighan Papers.

⁴⁹⁾ U.S. Dept. of Labor, *Annual Report of the Commissioner General of Immigration 1914* (Washington, D.C.: G.P.O., 1914), 42-43; Jeffrey S. Passel and Paul Taylor, *Unauthorized Immigrants and Their U.S.-Born Children* (Washington, D.C.; Pew Research Center, 2010).

コメント

イタリアにおける「移民」の経験

北村 暁夫

イタリアは統一国家が誕生した1860年代から1970年代まで移民の送り出し国であり、その後、1980年代から移民受け入れ国に転換した経験を持つ。移民の送り出しと受け入れという対照的な状況のなかで、イタリア政府が「移民」に対して打ち出した政策を概観することは、他の欧米諸国の移民政策との比較の視点において一定の重要性を持つであろう。

1. 移民送り出し国としてのイタリア

イタリアの公式移民統計によると、1876年から1925年の50年間にイタリアから外国への移民はのべにして1,660万人を数える。¹⁾ 行先はアメリカ合衆国が全体の30%を占め、フランス16%、アルゼンチン13%と続く。その他に、スイス、オーストリア＝ハンガリー、ドイツ、ブラジルといった国々にも多数の移民が向かっている。移民の性別割合は男性が圧倒的に多く、全体の80%を占めていた。また、年齢は15歳以上が88%を占め、家族同伴で移民した人々の割合は25%程度に過ぎなかった。この時期のイタリアからの移民は成人男性が家族を伴わずに単身で移動するケースが圧倒的に多く、このことは、次第に移民先に定住する人々が増大する傾向にあったとはいえ、母村に帰郷することを前提とした出稼ぎ型の移民が大多数を占めていたことを意味していた。このイタリア移民の特徴については、当該時期におけるイタリア政府の移民政策を考察する際に留意しておく必要がある。

統一から第一次世界大戦後のファシズム政権成立までの時期（のちにイタリア史学では「自由主義期」と呼ばれることになる）における移民政策は、ひとことで言えば「自由放任」という言葉に尽きる。1888年に制定された最初の移民法では、徴兵適齢期の青年層に対する移民の制限が盛り込まれたものの、基本的には移民することの自由が確認された。また、1901年に制定された新移民法では、斡旋業の許可制や監督官の設置など移民を保護する機能を強化したが、移民の自由はあらためて保証された。²⁾ 唯一の例外は1902年に出された勅令により、前貸し契約に基づくブラジルへの移民が禁止されたことであった。これは、サンパウロ州を中心とするコーヒープランテーションでの労働があまりに過酷であるという認識が広まったことを受けたものである。³⁾ 1880年代には移民の流出による人口

¹⁾ 当該時期の移民統計は、*Annuario Statistico dell'Emigrazione* (Roma: Commissariato generale dell'emigrazione, 1926) にまとめられている。

²⁾ 自由主義イタリアの移民政策については、拙稿「流出する民を統治できるのか——移民法の制定をめぐる議会と国民国家」北村暁夫・小谷真男編『イタリア国民国家の形成』（日本経済評論社、2010年）を参照。

³⁾ ブラジルへのイタリア移民については、拙稿「ヴェネトからブラジルへ——世紀転換期におけるイタリア移民の一端」山田史郎ほか『近代ヨーロッパの探究1 移民』（ミネルヴァ書房、1998年）に詳しい。

の減少とその結果としての労働力不足を懸念する経済界の一部から、移民を制限すべきであるという議論が出されたが、その後、移民の多くが最終的に帰郷していると理解されるようになったことでその懸念も払拭され、さらには移民による送金が国家財政に多大の寄与をなすことが明らかになったことで、イタリア政府は自由放任的な移民政策を堅持せざるを得なかったのである。

第一次世界大戦を経て、1922年にファシズム政権が成立する。ファシズムは移民に関して、富めるブルジョワ国民に従属するプロレタリア国民としてのイタリア人を象徴する存在であるとみなし、1927年には実質的に移民を禁止する法律を制定した。⁴⁾ 実際、ファシズム政権のもとでは国外への移民は激減していく。だが、それは国家による政策が実効性を持っていたということの意味するものではなかった。この時期の移民の減少は、アメリカ合衆国における移民制限や南米諸国の経済的な停滞、さらには世界恐慌以降の世界経済の低迷といった点にその主たる原因を求めらるべきである。移民先からの呼び寄せはこの時期にも存在しており、南北アメリカやフランスなどへの定住はむしろこの時期に加速していったのである。また、それまで出稼ぎによって生計を維持していた農村では、移民送り出しの激減により収入の低下に見舞われることになった。そのため、第二次世界大戦の開戦前後には南イタリアを中心に政府に対する一揆的な抗議活動が続発し、社会的な緊張が高まる事態にいたった。⁵⁾

戦後に成立した共和国はこうした矛盾に対処することを迫られ、その対策として選択したのが政府間協定に基づく移民の組織的な送り出しであった。フランスと1946年に協定を結んだのを皮切りに、ドイツやスイスなどとも政府間協定を結び、移民を送り出した。⁶⁾ 1946年から1975年までの30年間にイタリアを離れた人々の総数は750万人に達するが、そのうちの500万人がヨーロッパ諸国への移民であった。そして、その大半が南イタリアの出身者から構成されていた。1950年代前半まではヴェーネトなど北イタリア出身者も存在したが、いわゆる「経済の奇跡」により北西イタリアでの工業化が急速に伸長すると、北中部の余剰労働力はこの地域に吸い寄せられていった。南イタリアから北イタリアへの本格的な人口移動が始まるのもこの時期のことである。⁷⁾

こうして1970年代前半までイタリアはヨーロッパのなかでの移民送り出し国であり続けたが、この時期に大きな構造転換が起きつつあった。1975年にイタリアに流入する人口が流出人口を上回って以降、イタリアは移民の受け入れ国へと変化していくことになる。

⁴⁾ これまでの研究史では移民が禁止されたとされるが、1927年に出された法律は「1901年法を廃止する」という一文のみのものであるに過ぎない。それゆえ、「移民する自由」を剥奪する法律であったと理解するのが適切であろう。

⁵⁾ 南イタリアの農村部における社会的緊張の高まりについては、Piero Bevilacqua, *Le campagne del Mezzogiorno tra fascismo e dopo guerra* (Torino: Einaudi, 1980)を参照。

⁶⁾ フランスとの協定についてはさしあたり、渡辺和行『エトランジェのフランス史』(山川出版社、2007年)、158-159。ドイツとの協定については、矢野久『労働移民の社会史』(現代書館、2010年)、第3章を参照。

⁷⁾ 第二次世界大戦後の移民・国内移民に関しては、Andreina De Clementi, *Il prezzo della ricostruzione. L'emigrazione italiana nel secondo dopoguerra* (Roma: Laterza, 2010)に詳しい。

2. 移民受け入れ国としてのイタリア

イタリアで外国人労働者の存在が認識され、彼らをめぐる諸問題(労働のあり方、イタリア社会への「統合」のあり方、差別の実態など)が議論されるようになったのは1980年代末のことである。もっとも、国勢調査によれば1991年時点での外国人人口は36万人であり、全人口に占める割合は1%にも満たない状況であった。⁸⁾ これに対して、2000年代以降の外国人人口の急増はきわめて著しい。1990年代末に100万人を突破したのち、2003年に200万人、2007年に300万人を超え、ついには2009年に400万人を超えるにいたった。⁹⁾

イタリアに流入する外国人労働者の特徴は、その出身国の多様性にある。英仏のようにある時期まで旧植民地出身者が大半を占めていた国々や、ドイツやスイスのように二国間協定に基づいて特定の国から移民が流入した諸国と異なり、外国人労働者がイタリアに流入するきっかけは様々ではない。ある一つの国出身の人々が特定の職業に従事するという傾向は見られるものの、彼らが従事する職業は多様であり、居住する地域も南北を問わず広範囲に及んでいる。

ただし、移民の絶対数が急増する中で、出身国の構成は大きく変化している。たとえば、2001年の国勢調査によると、EU域外の外国人人口は多い順に、モロッコ18万人、アルバニア17万人、ルーマニア7万人、フィリピン、チュニジア、中国がそれぞれ5万人であった。これに対し、2011年の国勢調査では、ルーマニア97万人、アルバニア48万人、モロッコ40万人、中国21万人、ウクライナ20万人、フィリピン13万人、モルドヴァ13万人といった順になる。2000年以降の外国人人口の急増を受けていずれの国も増加が著しいが、なかでもルーマニアを筆頭にウクライナ、モルドヴァといった東欧諸国からの増加が際立っていることがわかる。

こうした東欧諸国出身者の急増の背景には、家事・介護労働の需要の増大がある。日本と同様に少子高齢化の進行するイタリアでは、介護施設での労働だけでなく、ひとり暮らしの高齢者を家庭で介護する住み込みの労働者に対する需要が急増しているが、その大半が外国人、とりわけ東欧出身者によって担われている。¹⁰⁾ この職種に従事するのは女性が多く、そのために東欧出身者は女性の数が男性を上回り、最も極端な事例であるウクライナ移民の場合は80%が女性によって占められている。

2000年以降のイタリア政府の移民政策は、こうした家事・介護労働に従事する外国人の急増に悼さすものであった。イタリアの移民受け入れ政策は1986年の法律第943号(通称フォスキ法)を嚆矢とし、1990年には法律第39号(通称マルテッリ法)が制定されたが、いずれも外国での就労希望と国内需要とのマッチングを図るとか、新規の流入移民数に対する計画の策定を図るなどといった理念的な項目が目立ち、現実に入国する移民に対して

⁸⁾ もちろん、公的な統計に表れない「非合法的」外国人労働者が多数存在していたであろうことは想像に難くない。

⁹⁾ イタリアに居住する外国人人口については、イタリア国家统计局(ISTAT)のWebサイトで調べることができる。ISTAT, accessed February 1, 2015, www.istat.it.

¹⁰⁾ 宮崎理枝「移住家事・ケア労働者とその非可視性——2000年代後半のイタリアの事例から」『大原社会問題研究所雑誌』第653号(2013年)、26-29頁。

実効性のあるものとは言えなかった。¹¹⁾

その後、1990年代前半に大規模な政界再編が起きるなかで、中道左派政権下の1998年には法律第40号(通称トゥルコ=ナポリターノ法)が制定され、国境警備の厳格化などにより移民の流入に一定の規制をかける一方で、すでに国内に居住する外国人労働者の社会的統合を促進する内容が盛り込まれた。これに対し、中道右派政権下の2002年に制定された法律第189号(通称ボッシ=フィーニ法)では、滞在許可証の年数削減、家族の再結合による外国人流入の制限、不法入国の厳罰化や定住外国人の指紋押捺義務化など、全般的にEU域外出身の外国人が生活するのに制限的な政策が打ち出された。その一方で、同法では違法状態にある被雇用者、とりわけ家事・介護部門に従事する労働者に対して滞在許可証を発行して合法的な存在に転換する「正規化」が盛り込まれた。¹²⁾

正規化政策そのものはマルテッリ法やトゥルコ=ナポリターノ法でも家族の再結合(呼び寄せ)の場合などを中心に行われてきており、ボッシ=フィーニ法に特有のものではない。だが、同法では家事・介護部門の労働者を主たる対象として正規化を行ったことにより、この部門に従事する外国人の流入を促進することになった。つまり、同法は本来、移民の流入の厳格化を目的としたはずであったが、この正規化政策によりむしろ家事・介護部門に従事する外国人労働者を中心に移民の増大をもたらす結果となったのである。

移民の急増にともない、イタリア社会の中に彼らの存在に対する反感、反発が次第に生じるようになった。それが組織的な政治運動へと昇華したのが北部同盟であり、創立者のボッシは2002年の法律189号制定に中心的な役割を果たした。また、1991年や1997年に大量に流入したアルバニア人や、2000年以降に急増したルーマニア人など、特定の移民集団に対する排斥の動きも見られた。この点だけを見れば、かつてイタリアから諸外国に移民した先人たちが移民先で差別や排斥に遭遇した記憶は、移民の流入という新たな事態に対する教訓として機能していないように見える。

けれどもその一方で、イタリアには移民に対するさまざまな支援を行う強固なネットワークが存在する。非宗教的なNGOも数多くあるが、とりわけ注目されるのはカリタスをはじめとするカトリック団体の活動である。カリタスは第二ヴァチカン公会議を受けて1971年に設立された慈善活動の普及をめざす組織であり、1980年代以降、相談センターの開設、イタリア語講座、職業訓練、食事の提供、医療支援など地域に根差した移民支援の活動を行っている。もともとカトリック組織は、イタリアが移民送り出し国であった時から、国外のイタリア移民を支援する活動に積極的であった。ピアチェンツァ司教スカラブリーニ(Giovanni Battista Scalabrini)によって1887年に創設されたサンカルロ布教会はその代表例であり、この組織は現在もスカラブリアーニの通称でイタリアに流入する移民に対する支援活動を行っている。¹³⁾ その意味では、移民を送り出してきた経験が今日の移

¹¹⁾ イタリアの移民受け入れ政策については、Luca Einaudi, *Le politiche dell'immigrazione in Italia dall'Unità a oggi* (Roma: Laterza, 2007) を参照。

¹²⁾ 家事・介護労働者と「正規化」政策との関係については、宮崎理枝「高齢者介護領域における外国人の非正規労働(lavoro non regolare)と「正規化」政策——近年のイタリアの事例から」『大原社会問題研究所雑誌』第554号(2005年)を参照。

¹³⁾ スカラブリーニとサンカルロ布教会の活動については、*La società italiana di fronte alle prime migrazioni di massa* (Numero speciale della “Studi emigrazione”, n.11-12, 1968)に詳しい。

民受け入れに一定の貢献を果たしていると言うことができる。

2011年の「アラブの春」でチュニジアやリビアの独裁的な政権が崩壊して以降、地中海を船で渡ってヨーロッパへ向かう難民たちの数が激増している。それまでも渡航途上で遭難して命を失う移民・難民は多く存在し、2000年代の10年間で1万人近い犠牲者が出たと推計されているが、ここ数年の遭難者の発生比率はそれをはるかに上回ると見られている。また、シチリアの南西沖に浮かぶランペドゥーサ島には、漂着もしくは沖合で救出された移民・難民たちを収容する施設が作られているが、その施設での生活環境が劣悪であることはよく知られ、¹⁴⁾ 国連難民高等弁務官事務所などからもたびたび是正を求められている。地中海を渡る移民・難民たちはそのほとんどがイタリアを最終目的地にしているわけではなく、イタリアは彼らにとって玄関でしかないことを考えると、イタリアだけが矢面に立つことは公平であるとは言い難い。しかも、イタリア自体が経済危機で苦境に立たされているのである。とはいえ、こうした移民・難民の大量漂着や家事・介護労働者の急増という事態に対して、イタリアの政府と社会が対応を迫られていることは確かである。かつて移民送り出し国であったイタリアが、自らの過去の経験をどのように生かしているのか、それが今問われている。

¹⁴⁾ 施設の劣悪な環境については、北川真也「現代の地政学における例外空間としての収容所——イタリアの不法移民収容所へ「歓待」する生権力」『人文地理』第59巻2号(2007年)を参照。

特集 アジア太平洋の経済秩序とアメリカ——新しい秩序は生まれるのか

古城佳子

2008年の世界金融危機後、世界経済が打撃を受け多くの国が景気後退に見舞われた状況で、世界経済の成長の牽引役としてアジア地域への関心と期待がより明らかになった。他方、政治外交関係では、世界第2位の経済大国である中国の積極的な海洋政策の影響によりアジア地域では政治的な摩擦が生じ、日中間、日韓間では歴史問題をめぐる対立が続き、北朝鮮の核問題も依然として解決していない。このように近年変化するアジア太平洋において、第二次世界大戦後一貫して、安全保障と経済に関与してきたアメリカは、その影響力を相対的に低下させていると言われている。そうであるならば、アジア太平洋におけるアメリカの影響力の相対的低下は、この地域の秩序をどのように変容させているのだろうか。

本国際シンポジウム「アジア太平洋の経済秩序とアメリカ——新しい秩序は生まれるのか」は、特に、経済秩序に焦点をあて、この問題を検討することを目的とし、2014年11月29日(土)に駒場キャンパス18号館コラボレーションルーム1で開催された。報告者は国際政治学が専門である菊池努青山学院大学国際経済学部教授、片田さおり南カリフォルニア大学国際関係大学院准教授、朴昶建国民大学(韓国)教授であり、司会を古城が務めた。

アジア太平洋では、経済交流が活発化したのに比べ政治的な協力の枠組み(地域制度)は、ASEANを例外として発展して来なかったと言われてきたが、21世紀に入り、貿易、金融で新たな制度化の動きが出てきた。通商面では、WTOの交渉が停滞する中、自由貿易協定(FTA)の交渉に各国が積極的に取り組み、TPP(環太平洋パートナーシップ)、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日中韓FTAなどの交渉が行われている。菊池教授による報告「TPPとアジア太平洋の経済秩序」と朴教授報告「G2時代韓国のFTA——“グローバルハブ(global hub)”から“ヘッジ(hedging)”戦略への転換」は、通商面での制度化の動向を取り上げた。また、金融面では、貿易と同様、中国の台頭が顕著である。中国は、外貨準備を増加し、アメリカ国債の最大購入者となり、アジア地域ではアジア開発銀行とは別に新しい開発銀行(アジアインフラ投資銀行:AIB)を提案し、人民元の国際化を図ろうとしている。片田教授による報告「BRICSの金融戦術とアジア太平洋」は、金融面での振興経済諸国の政策の検討を行ったものである。

経済的成長と政治的摩擦が生じているアジア太平洋の現状について、3報告とも、中国の台頭により、アメリカの相対的影響力が低下しているとの認識に立っている。アメリカの影響力の相対的低下は何をもたらしたのか。菊池報告は、アジア太平洋の情勢は流動性を増し将来の不確実性が高まったと考える。したがって、各国は特定の制度に関与するよりも多様な制度的選択肢を持つことで不確実性に対応しようとしているため、結果的に拘束性の強い制度化への選好が弱かったと分析する。アメリカは、遅れて参加したTPPに、高いレベルの自由化を求める拘束性の強い制度化のメリットを見ている。菊池報告では、TPPが締結されるとアジア太平洋の地域秩序の中核になる可能性があるが、国内制度の調整までを求める強い拘束性に消極的な国々が、緩やかな制度化を選好することが排除できないため、この地域には異なる原理に基づく「二つのアジア」が生まれる、と指摘する。

TPPを主導するアメリカと緩やかな代替する制度化を主導する中国との間に秩序をめぐる争いがあると見ているが、その行方は他のアジア諸国の政策にかかっていると、他のアジア諸国の政策を重視している。

この点で、朴教授の報告は、他のアジア諸国としての韓国のFTA政策を分析する。朴報告も、アジア太平洋地域でのアメリカの影響力の相対的低下と中国の台頭の中で米中関係の不確実性が高まっていると見る。韓国のFTA政策は、経済的利益と安保外交的利益の両方を追求する「混合目的型FTA」であり、韓米FTAをその嚆矢と位置づける。主導権をめぐって競争する米中間において、韓国のFTA政策は、多数の国と短期に締結する戦略をとっているが、それは流動化に対するヘッジ戦略として検討されているため、一時凌ぎの戦略にとどまっておらず、地域秩序の中核になる戦略が不足していると論じる。ここでは、韓国のジレンマが示された、と言えよう。

では、アメリカに対抗すると見られる中国の政策をどのように見たらよいのだろうか。片田教授の報告は、世界金融危機後に振興国(BRICS)が金融力を増加させたが、それをどのように使用しようとしているのかという観点から、振興国の「金融戦術」を、現状維持と現状変更、二国間と多国間で分類し、世界金融危機後の振興国の戦術は、二国間・現状維持から多国間・現状変更へと転換したことを示す。中国は、アジア太平洋地域において、金融の世界政治経済の枠組みを再構築しようとしていると見る。AIIBはその一つの事例ととらえる。なぜ中国がそのような政策に転換したのか。そこには、これまでこの地域で圧倒的であったアメリカの金融力やかつては世界最大の債権国だった日本の金融力による秩序が揺らいでいることが前提とされている。

本シンポジウムでは、アジア太平洋の経済秩序は揺らいでいることが確認されるとともに、急速に制度的枠組みが増加してはいるものの、新たな秩序が生まれたとは言えない状況が明らかになった。むしろ、急速な制度的な枠組みの提案や増加が、各国に経済秩序の将来が不確実だという懸念をもたらしている。この不確実性にどのように対応すべきか。特に、米中の二国がどのような関係になるのかについての不確実性は高い。アジア回帰を政策として打出すアメリカと世界金融危機以後台頭してきた中国は、制度化を通して主導権をめぐる駆け引きを行っているが、他国は不確実性から生じるコストを下げる政策として制度化を認識している。本シンポジウムは、アジア太平洋の今後について検討する際の視点を与えてくれただけでなく、不確実性の高い国際関係での制度化の要因・機能について、更に検討する必要性を示してくれたと言えよう。



アジア太平洋の通商秩序とTPP

菊池 努

1. はじめに

かつて地域制度不在の地といわれたアジア太平洋にも、いまや「制度の過剰」が指摘されるほどに、多様な地域制度が入り組んで存在している。同一の問題領域を扱った、メンバーを異にする複数の地域制度がアジアには形成されている。

アジア太平洋には経済から金融、安全保障にいたる諸問題に取り組む多様で重層的な地域制度が形成されたが、これらの地域制度のほとんどは国家や企業の行動を規制する力が弱い。この地域で近年締結されている自由貿易協定(FTA)は、いくつかの二国間のFTAを除くと一般に対象の範囲は狭く、統合の深度は低い(shallow)。安全保障の地域制度は対話を主眼としており、欧州のそれに比べると国家行動を規制する力は強くない。

こうしたアジア太平洋の地域制度の分布状況のなかでTPP(環太平洋パートナーシップ)が地域の政治経済秩序に果たす役割をどのように評価すべきなのだろうか。TPPはこの地域の国際政治経済秩序を変化させる起爆剤になりうるのだろうか。¹⁾

本稿は以下を主張する。第一に、アジア太平洋の地域情勢は流動性を増しており、各国は様々な地域制度に同時に参加することでこの変動に対応している。特定の地域制度に深く関与するよりは、多様な制度的選択肢を保持しつつ将来の変動に備えている。この結果、この地域には国家行動を規制する力が弱い地域制度が林立する状況になっている。

第二に、TPPはリベラルな経済規範への強い同調を求める点で、これまでのアジアの地域経済制度とは異なる。国内制度の調和と標準化を強く求めるTPPは、これまで緩やかで柔軟なりベラルな国際経済制度のもとで経済成長を実現してきたアジア諸国に対して、より強いリベラル規範への同調を求めている。TPPが合意に達し、さらに加盟国を拡大することになれば、TPPは経済のみならず政治的にもこの地域の地域秩序の中核になりうる。

第三に、しかしこの地域には、緩やかなりベラル経済秩序を支持し、その中で経済的な恩恵を受けつつも、国家の統治理念に関わる国内制度調整に関しては抵抗する諸国もある。

* 本稿は、2014年11月17日に日本国際政治学会2014年度研究大会で報告した論文(「アジア太平洋制度競争の中のTPP」)を、学会での議論とその後に行った東京大学アメリカ太平洋地域研究センター(CPAS)のシンポジウムでの報告(「TPPとアジア太平洋の通商秩序」)を踏まえて加筆修正したものである。

¹⁾ 山本吉宣「グローバリゼーションとアジア太平洋」渡邊昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』(千倉書房、2010年)、39-66頁。FTAのもたらす直接的な経済効果は必ずしも大きくない。逆にFTAによって発生する非加盟国への経済的打撃もきわめて小さいと推測されている。Robert Scollay and J. Gilbert, *New Regional Trading Arrangements in the Asia-Pacific* (Washington, DC: Institute of International Economics, 2001)。FTAの経済効果は必ずしも大きくないが、全般的な国家間関係の強化、信頼の醸成に寄与すると考えられている。非経済的要因が重視されている。中国のFTA戦略はその代表例であろう。二国間FTAの現状への批判は以下を参照。John Revenhill, "The new bilateralism in the Asia Pacific," *Third World Quarterly* 24, no. 2 (2003): 299-317.

これらの諸国は、リベラル規範を一部受け入れその恩恵を受けつつも、TPPのようなリベラル規範への強い同調を求める動きとは距離を置き、代替の地域制度の形成を志向する。同調でも拒否でもない。「迂回」である。この結果、アジア太平洋は、柔軟で緩やかなリベラル経済秩序が形成されつつも、その中に異なる原理に基づく「二つのアジア」が生まれる可能性がある。

第四に、TPPを主導するのはアメリカであり、代替の仕組み作りを唱導するのは中国である。アジアの経済秩序を巡る競争は大国主導で進められているが、その行方に大きな影響を及ぼすのは「米中以外のアジア」であろう。パワー・トランジション論の議論とは裏腹に、アジアの今後に影響を及ぼすのは米中よりもそれ以外の国である可能性が高い。TPPをこの地域の経済秩序の基本にしようとする諸国にとっては、速やかな交渉の妥結と共に、現在交渉に参加していない諸国をTPP参加に誘導する施策が必要である。

本稿の構成は以下である。はじめに、アジア太平洋の国際関係の構造変動を検討する。地域制度の形成や運用の政治経済的背景の分析である。経済相互依存と経済競争、国家間の力関係の変化と国際関係を律するルールや規範を巡る競争を指摘する。また、米中関係に着目するパワー・トランジションに触れつつ、この地域の国際関係においては、「米中以外の諸国」の影響力が相対的に大きいことを指摘する。次に、国際関係の変動を受けてこの地域の諸国が展開している、地域制度を巡るバーゲニングの過程を検討する。構造変動を反映する、国際関係の不透明性・不確実性の高まりを受けて、この地域の諸国が地域制度を通じて多様な対応を行っていることが指摘される。本稿では、経済的な域内相互依存関係が深まる一方で、国家の力関係が変化しつつあるアジアにおいて、国家が核心的価値（経済的繁栄と平和）を維持するための、地域制度を通じてのバーゲニングの動きとして地域制度の形成をとらえ、その動態を素描する。²⁾ また、そうして構築された地域制度は一般的には「弱い」ものであることを指摘する。次いで、そうした地域制度を巡るバーゲニングの中にTPPを位置づける。地域の制度間の競争の中でのTPPの特徴が指摘される。また、その課題に言及する。最後に本論文の主張をまとめる。

2. アジアの構造変動

地域制度を巡る外交の背景にあるのは、アジアの国際関係の構造的変化に対応した国家の対外戦略である。構造的変化とは、第一に、域内経済依存の深化と経済競争の激化。アジアは今日、貿易と投資のネットワークで結ばれたひとつの経済圏を形成しているが、その一方で国家間の経済競争も激化しつつある。第二に、国家間の力関係とその変化。冷戦後のアメリカの覇権と近年の経済力の低下、日本の経済的低迷、中国・インドの台頭など、アジアの国際関係において国家の力関係が大きく変動しつつある。

この構造変動の中で、この地域の国際関係をどのようなルールと規範で進めてゆくかを巡る競争が進行中である。単純化して言えば、アジアにおいて、主権や内政不干渉原則な

²⁾ Kai He, "Institutional Balancing and International Relations Theory: Economic Interdependence and Balance of Power Strategies in Southeast Asia," *European Journal of International Relations* 14, no. 3 (2008): 489-518.

ど国家間関係を律する伝統的な外交規範やルールを重視する中国やASEANの一部の諸国と、民主主義や人権、良き統治、市民社会の育成、国内規制制度の標準化など、国内の政治経済社会システムを規定する規範やルールの一致を重視するアメリカや日本、豪州などの立場がある。主権の絶対性を重視する伝統的なASEANの外交規範は中国のそれと強い親和性を有するが、近年のASEAN協和宣言 I I の採択やASEAN憲章策定の動きに見られるように、ASEAN諸国の間においても伝統的な内政不干涉や主権などの解釈に関して見直しが始まっている。³⁾

経済運営に国家がどこまで関与するかを巡る原理的な違いも存在する。「ワシントン・コンセンサス」に対する「北京コンセンサス」の対峙もそうした原理的な対立の一つの表れであろう。⁴⁾ 2008年秋以来の世界経済危機とその発端となった米国経済の危機は、アジアにおいてはワシントン・コンセンサスに対する支持の低下を引き起こしている。その一方でアジアの権威主義国家の間では権威主義体制の維持を合理化する北京コンセンサスへの支持がある。TPP交渉においても国有企業の問題が主要な争点のひとつである。

(1) 経済相互依存、経済競争の激化、経済の不透明性の高まり

アジアはリアリズムとリベラリズムの世界が同居する地域である。⁵⁾ 政治権力の正統性が経済的富の創出に依存し、また富の創出は国際経済との深い結びつきに依存するようになった。開発戦略の変化や経済の自由化に伴って国際経済との関係が強まった結果、国家が守るべき核心的価値(国家安全保障、経済的繁栄、政治的自律)の優先順位やそれぞれの間のトレード・オフへの対処の仕方に変化が生じている。

アジア諸国では、国際貿易や外国企業との提携に従事している人々(政治家、役人、企業人などの「国際派勢力」)の国内政治的影響力が強まりつつある。一般にこうした国際派勢力は、地域環境をより平和的にするような対外政策を唱導する。地域の政治軍事的緊張は、生産に振り向けられる自国の資源を縮小させ、海外からの投資や資金・技術の導入を阻害し、対外経済環境を悪化させるからである。彼らは、一般に、保護主義的な勢力に比べ、緊張を緩和する対外政策を唱導して政府に影響力を行使することになる。⁶⁾

しかもアジアには、多国籍企業を中心とした地域的な生産と販売のネットワークが形成されている。そうしたネットワークに参画し、それを円滑に維持発展させることが国民の経済的繁栄にとって不可欠である。⁷⁾

しかし同時に、経済を巡る国家間関係はより競争的になっている。アジア諸国は経済の

³⁾ See ASEAN-ISIS Memorandum, *The ASEAN Charter: An Opportunity Not to Be Missed*, Bali, Indonesia, April 17, 2006. 菊池努「ASEAN政治安全保障共同体に向けて——現況と改題」山影進編『新しいASEAN——地域共同体とアジアの中心性を目指して』(アジア経済研究所、2011年)、47-76頁。

⁴⁾ C. J. Ramo, *The Beijing Consensus* (London: The Foreign Policy Centre, 2004).

⁵⁾ 以下の記述に関しては、菊池努「アジア太平洋の重層的な地域制度とAPEC」渡邊昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』(千倉書房、2010年)、19-38頁参照。

⁶⁾ Etel Solingen, *Regional Order at Century's Dawn: Global and Domestic Influences on Grand Strategy* (Princeton: Princeton University Press, 1998).

⁷⁾ Peter G. Brooks, *Producing Security: Multinational Corporations, Globalization, and the Changing Calculus of Conflict* (Princeton: Princeton University Press, 2005).

パートナーであると同時にライバルでもある。近年の数多くの自由貿易協定の締結は、こうした競争の中で自国企業や生産物により有利な経済環境を創出しようという国家の意思の表れでもある。しかも、「アジアの世紀の到来」や「経済の重心のアジアへのシフト」といった評価とは裏腹に、アジア経済の将来には大きな不透明感がある。固定資本投資と貿易に過度に依存した中国経済は調整を余儀なくされている。欧米の市場と欧米からの投資に依存したアジア経済は、欧米の経済的低迷に直面して将来の不透明感を増している。タイを始めとするアジア各国の国内政治の不安定化がさらにそうした不透明感を強めている。

(2) 国家の力関係の変動

しかも地政学がアジアで勢いを増しつつある。国家間の力関係の変動はこの地域の国際関係を複雑にしている。中国の台頭やインドの力の増大は、この地域での伝統的な大国間関係を大きく変える可能性を秘めている。急速な経済成長によって富を蓄えた中国は軍事力の近代化を急速に推進しており、西太平洋での米軍の行動を制約する力を蓄えつつある。中国の海洋への進出は、アジアで様々な紛争と対立を引き起こしている。⁸⁾

アジアでのアメリカの圧倒的な軍事的優位という状況は変化しつつある。中国がアメリカを凌駕するグローバルなパワーになりうるかについてはさまざまな議論があろう。⁹⁾ しかし、アジアという地域に限定してみれば、少なくともアメリカの優越という状況を揺るがす力を中国が持つ可能性は高い。中国はアメリカの優越に取って代わることはできないかもしれないが、アメリカの力の行使を制約する力を持ちうる。¹⁰⁾

1) 「パワー・トランジション」：米中関係の展望

中国の台頭は、アメリカの政治経済的混乱と相まって、覇権の交代をめぐる議論を惹起している。既存の覇権国であるアメリカと、新興大国である中国との間でパワーの関係の変化が起こり、これが米中間の緊張と対立を引き起こし（その究極の姿は米中間の覇権をめぐる戦争）、それがアジアの今後の帰趨を決めるという見方である。¹¹⁾ 国際関係論の「パワー・トランジション」論は、特に米中関係に着目してアジアの将来を展望する。アメリカの覇権維持、中国の地域覇権の成立、米中冷戦（軍事対立から戦争）、米中共同管理体制（コンドミニアム、G2）などの将来のアジアのシナリオが提示されている。¹²⁾

⁸⁾ Michael Yahuda, "China's Recent Relations with Maritime Neighbours," *The International Spectator; Italian Journal of International Affairs* 47, no. 2 (June 2012): 30-44.

⁹⁾ 以下の論稿はアメリカ優位の構造の継続を主張する。Michal Bekley, "China's Century? Why America's Edge will Endure," *International Security* 36, no. 3 (Winter 2011/12): 41-78.

¹⁰⁾ Hugh White, "The Geo-Strategic Implications of the Chinese Growth," in *China's New Place in a World in Crisis: Economic, Geopolitical and Environmental Dimensions*, eds. Ross Garnaut, Ligang Song, and Wing Thyee Woo (Canberra: ANU E Press, 2009), 89-102.

¹¹⁾ John J. Mearsheimer, "Can China Rise Peacefully?," *The National Interest*, October 25, 2014; John J. Mearsheimer, *The Tragedy of the Great Power Politics*, new ed. (W. W. Norton & Company, Inc., 2014).

¹²⁾ パワー・トランジション論についての邦語の文献としては以下を参照。山本吉宣言「パワー・シフトの中の日本の安全保障」渡邊昭夫・秋山昌廣編著『日本をめぐる安全保障——これから10年のパワー・シフト』（亜紀書房、2014年）、16-57頁。

ただし、そうしたシナリオが実現する可能性は低いであろう。確かに米中関係の今後がアジアの将来に及ぼす影響は大きい、米中それぞれが内外に大きな矛盾と脆弱性を抱えており、しかも米中以外の有力国がアジアには存在する。米中関係に着目するパワー・トランジション論とは逆に、アジアの国際関係の特徴は「米中以外の諸国」の力と影響力の相対的な強さにある。

第一は、米中それぞれが単独では地域的な覇権を維持する力を欠いているということである。米中それぞれが国内に深刻な脆弱性を抱えている。また、アメリカは引き続きアジアの国際関係において優越した力を維持し続けようが、中国の台頭等によってその力の行使が制約されよう。

中国の覇権の確立も容易ではない。アジアに位置する中国は、遠方の地にあるアメリカに比べ、アジアの地政学で優位な状況にある。しかし、仮にアメリカの力が低下したとしても、アジアには、アメリカを補完する、政治、経済、安全保障の分野で一定の力を有した有力国が数多く存在する。これらの諸国は中国の地域覇権に警戒的であるだけでなく、抵抗力もある。また、近年これらの諸国間で連携を模索する動きが進んでいる。¹³⁾

中国の周辺部には中国の一方的行動や覇権に抵抗する意思と能力を有した有力国が数多く存在する。これは、アメリカが覇権国になった時の西半球の状況（自国の安全を脅かす有力国が存在しなかった）とは異なる。中国周辺諸国のナショナリズムと各国が有している拒否力を考えれば、中国の地域覇権をこの地域の諸国が抵抗なく受け入れるとは考えられない。

中国の北にはロシア、南にインド、東に日本という有力国が存在する。これらの諸国と中国との経済依存関係は進展しつつあるものの、中国に対する警戒心は根強い。これらの諸国は中国の一方的な覇権の確立を受け入れるわけではない。また、中国と近隣諸国との関係は総じて脆弱である。ミャンマー、北朝鮮、カンボディア、ラオス等の近隣諸国に中国は経済援助等を通じて関係の緊密化を図ってきたが、そうした努力は必ずしも功を奏していない。近年の中国とミャンマーとの関係の変化がこれを象徴している。¹⁴⁾

しかも中国の体現する政治、経済、社会的価値はグローバル化の進む今日の世界においては異質なものであり、国際的にも地域的にも中国の影響力の浸透には限界があろう。実際、ある世論調査によると、今後ASEANにとっての中国の重要性はわずかながら低下するであろうというものである。中国の影響力の増大という一般的な評価とは異なる結果が出ている。¹⁵⁾

第二に、「米中共同管理（コンドミニウム）体制」の確立も容易ではない。民主主義や人権の擁護、リベラルな価値に基づく国内諸制度の調和（「ワシントン・コンセンサス」）を

¹³⁾ Rory Medcalf and C. Raja Mohan, *Responding to Indo-Pacific Rivalry: Australia, India and Middle Powers Coalitions* (Sydney: Lowy Institute of International Policy, 2014). アジア諸国間の新たな二国間ベースの安保協力も進行中である。Ely Ratner et al., *The Emerging Asia Power Web: The Rise of Bilateral Intra-Asian Security Ties* (Washington, DC: The Center for New American Century, 2013).

¹⁴⁾ おそらく周辺諸国との安定した関係が築けないことへの認識が、昨年来の中国の「周辺外交」活発化の背景にはあるのであろう。Michael D. Swaine, “Chinese View and Commentary on Periphery Diplomacy,” *China Leadership Monitor* 44 (2014): 1-43.

¹⁵⁾ 外務省「ASEAN7ヵ国における対日世論調査」、2014年。

求めるアメリカと、主権の尊重と内政不干渉、国家資本主義の必要性（「北京コンセンサス」）を説く中国との間には、価値や地域秩序を巡る基本的な対立がある。両国の間には根深い相互不信がある。¹⁶⁾ 個別分野ごとの米中間の政策協調はありうるが、それがアジアの国際関係の基本構造を規定するほどに強靱で安定した「米中共同管理体制」になるとは考えにくい。

第三に、冷戦期の米ソ関係のような米中の敵対関係も想定しがたい。米中の経済的な相互依存を考えると両国が経済関係に悪影響を及ぼしてまでも敵対するシナリオは、コストの大きさから考えて想定しにくい。

確かに、オバマ政権の「リバランス」政策は中国の懸念（「中国封じ込め」）を惹起している。しかし、この政策は中国軍の近代化に対応するために米軍のアジア配置を強化するといった単純な政策ではなく、多様な要素を含んでいる。この政策には確かに同盟関係を強化し、中国軍の近代化に対処するという側面はあるものの、同時に新興諸国との関係強化や中国との安定した建設的関係を築くことも含まれている。¹⁷⁾

「リバランス」政策に対する中国の不信と警戒感は強いが、中国の側からも、「新しい大国間関係の樹立」、つまり、パワー・トランジション論が示唆するような、中国の力の増大に伴い既存の覇権国であるアメリカと中国との紛争と対立が不可避ではなく、米中は対立を残しつつも協調が可能であることを強調する構想が提示されている。¹⁸⁾ 米中は相互に関与し、対立を管理し、協調を模索する姿勢を示している。

実際、首脳レベルから政府間の事務レベルまで、米中関係の協議と政策調整の制度化が進んでいる。米中間では今後も厳しい対立はあろうが、そうした対立が冷戦期の米ソ関係のような深刻な対立に陥るのを抑制し、対立を制御可能な範囲にとどめるメカニズムが次第に形成されつつあるともいえよう。¹⁹⁾ つまり、米中が個別分野では協調しつつ、決定的な対立に至らない程度の緊張と対立を繰り返すというシナリオがありうるであろう。²⁰⁾

第四に、仮に地域覇権を求めるものであるにせよ、米中共に地域諸国の支持調達が不可欠である。両国の経済的相互依存関係は、アジア全体に拡大する投資と貿易の地域的なネットワークの中で展開されており、米中共にこのネットワークを維持するためにはアジアの諸国（特に有力国）との関係強化を図らざるを得ない。

米中が自らの利益や価値を増大しようとするならば、アジア諸国を自国の陣営に引き込まなければならない。中国にとって、アメリカとの競争に対応するうえでも中国への懸念

¹⁶⁾ Wang Jisi and Kenneth Lieberthal, *Addressing US-China Strategic Distrust* (Washington, DC: The Brookings Institution, 2014).

¹⁷⁾ “Tom Donilon, Remarks by National Security Advisor to the President, ‘The United States and the Asia-Pacific in 2013,’” The White House, accessed February 16, 2015, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/03/11/remarks-tom-donilon-national-security-advisory-president-united-states-a>.

¹⁸⁾ Cui Tiankai and Pang Hanzhao, “China-US Relations in China’s Overall Diplomacy in the New Era,” The Ministry of Foreign Affairs of PRC, accessed February 16, 2015, http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/wjb_663304/zjzg_663340/bmdyys_664814/xwlb_664816/t953682.shtml.

¹⁹⁾ Hoo Ting Boon, “G2 or Chinamerica? The Growing Institutionalization of US-China Relations,” *RSIS Commentaries* 137 (2013): 1-2.

²⁰⁾ 山本吉宣他『日本の大戦略——歴史的パワー・シフトをどう乗り切るか』（PHP研究所、2012年）。

を抱く近隣諸国との関係の改善が不可欠である。²¹⁾ アメリカはアジアに同盟国や友好国を多数擁す。ただ、軍事的にも経済的にも、アメリカがアジアに関与し続けようとするのであれば、それらの諸国の協力が必要である。アメリカが軍事力を展開するには、基地の提供等で同盟国や友好国の協力を必要とする。しかしそれらの諸国の多くは中国とも緊密な経済関係を持っており、アメリカの一方的な要求を受け入れるわけではない。アメリカの財政悪化を考えれば、アメリカにとって、同盟国や友好国の役割は一層重要になるであろう。

2) 米中関係を越えて：「その他の諸国」の重要性

米中共にアジアにおいて自国の政治経済軍事的な利益を増大させるためには、アジアの諸国、とくに有力な諸国や組織との協力と関係強化が不可欠である。日本やインド、インドネシア、ASEANなどの国家や地域組織との関係がアジアにおける米中双方の力と影響力に作用する。実際、米中いずれもそうした諸国の支持調達を積極的に行っている。アメリカの「リバランス」政策の課題の一つはASEANを中心とした地域制度への関与とその発展強化にある。中国も戦略的パートナーシップ合意や自由貿易協定の締結などを通じてASEANを含むアジア諸国との関係強化を進めている。2013年10月に中国は近隣諸国との関係（「周辺外交」）強化を検討する指導部の会合を開催しているが、その重点は東南アジア諸国との関係強化にある。²²⁾ 「二つの新シルクロード構想」や「アジアインフラ投資銀行（AIIB）構想」の主要な対象のひとつは東南アジア諸国である。²³⁾ 日本やインドもASEANとの関係強化を主要な外交課題としている。実際、日本の東南アジア外交は活発化している。首相が就任1年を経ずして東南アジア諸国全てを訪問したのは異例のことである。インドも近年、ASEANとの関係強化を進めている。

米中はもとより、日本やインドなどの主要国すべてがASEANなどのアジア諸国との関係強化をアジア政策の主要な課題としている。そうした大国のASEANへの関心と支持調達の動きこそが、ASEANが米中を含む大国との交渉力を強化できる背景にある。東南アジア諸国の側から大国関係に影響を及ぼす余地が生まれる。この認識が東南アジア諸国の対外政策を能動的にしている。²⁴⁾

つまり、米中共に国内外に様々な困難と課題を抱えており、パワー・トランジション論が前提とするような、圧倒的な力を持った覇権国と新興大国ではない。覇権をめぐる激しい争いを繰り広げる条件も、逆に「G2」と呼ばれる米中コンドミニウム（共同統治体制）を確立するほどの両者の価値や政策選好の一致も欠く。その一方で、アジアには米中以外の有力国や有力地域組織が存在する。これらの諸国は、米中いずれであれ、一国による支

²¹⁾ 中国の中にはこれまでの政策を転換し、中国も同盟国を持つべきであると主張する者もいる。ただ、その同盟の候補はカンボディア、パキスタン、北朝鮮などであり、中国の国際的基盤を強化するものになるとは思えない。Feng Zhang, "China's New Thinking on Alliances," *Survival* 54, no. 5 (2012): 129-48.

²²⁾ Swaine, "Chinese Views and Commentary on Periphery Diplomacy."

²³⁾ David Arase, "China's Two Silk Roads: Implications for Southeast Asia," *ISEAS Perspective*, January 22, 2015; "Editorial: Financing infrastructure," *Jakarta Post*, Dec. 17, 2015.

²⁴⁾ 大国間関係の流動化に対する東南アジア諸国の対応については、菊池努「パワー・シフトと東南アジア——地域制度を通じて大国政治を制御する」渡邊昭夫・秋山昌廣編著『日本をめぐる安全保障——これから10年のパワー・シフト』（亜紀書房、2014年）、187-202頁。

配を拒否する抵抗力を有している。

米中関係が適度な緊張をはらみつつ、決定的な対立に至らず、また大国協調の仕組みも形成されず、特定の問題を巡って米中が緊張と協力を繰り返すというのが予想される一般的なパターンであると思われる。その際、「米中以外の有力諸国」がどのような政策選択をするかが米中関係にも、アジア太平洋の将来にも大きな影響を及ぼすものと思われる。米中関係に焦点を置くパワー・トランジションの議論とは異なり、アジア太平洋地域においては、「米中以外の諸国や組織」が有力なプレーヤーとしての役割を演じることができるのである。実際、アジアの地域制度の形成や運用を主導してきたのは、ASEANという「非大国」からなる地域組織である。

3. 地域制度をめぐるバーゲニング²⁵⁾

(1) 関与、均衡・牽制、リスク・ヘッジ

リアリズムの国際政治学は、パワーの変動に対する国家行動に関して極めて単純な図式を提示する。すなわち、パワーを増大させる国家の登場に対して他の国家の取る対応策としては、バラシング、つまり、軍事力の増強など自国のパワーを増大させる行動をとるか、他の諸国と力をあわせて台頭するパワーに対抗する連合を形成することである。あるいは、巨大な国家の力の前に「勝ち馬に乗る」、「相手の軍門に下る」ということである。²⁶⁾

しかし、今日のアジアの国際関係を見るとこうした単純な図式がそのまま当てはまらない。国家は一方で台頭するパワーに対して関係を強化する動きをとる場合がある。すなわち関与と政策である。経済のグローバル化の進展や域内経済相互依存の深化、経済的な実績が政治的な正統性の確保に不可欠であるといった事情が作用している。

多くのアジア諸国は台頭する中国などの諸国と二国間の自由貿易協定を締結し、市場や投資を確保し、また、「戦略的パートナーシップ」の関係を強化し、共同軍事演習など安全保障の関係も深めている。アメリカに対しても同様である。アジア諸国はアメリカとの経済関係を強化し、また二国間の安全保障協力も強めている。

台頭するパワーが国際制度などを通じて剥き出しの力の行使を抑制・自制していること、また、既存の大国が国際的な公共財（例えば、軍事力の展開を通じての地域の安定）を提供している事情も作用しているといえよう。²⁷⁾

²⁵⁾ 筆者はこれについてすでにいくつかの論稿を発表している。菊池努「アジア太平洋における地域制度の形成と動態——地域制度を通じてのヘッジ戦略と制度を巡るバーゲニング」『青山国際政経論集』第84号(2011年)、171-260頁；菊池努「相互依存、力の構造、地域制度——東アジア共同体と地域制度の動態」『海外事情』第58巻4号(2010年)、35-51頁。Tsutomu Kikuchi, “Institutional Overlapping or Convergence? The Future of Regional Architecture of the Asia-Pacific,” The third meeting of the Japan-Canada-US Conference series on trilateral cooperation, May 7-8, 2012, Washington, DC; “The Diffusion of Regional Institutions in the Asia Pacific,” (paper presented at the Presidential Roundtable, International Studies Association (ISA) 2013 Annual Convention, San Francisco, April 6, 2013).

²⁶⁾ Kenneth Waltz, *The Theory of International Relations* (New York: McGraw-Hill, 1979).

²⁷⁾ G. John Ikenberry, “Democracy, Institutions, and American Restraint,” in *America Unrivaled: The Future of the Balance of Power*, ed. G. John Ikenberry (Ithaca: Cornell University Press, 2002), 213-38.

ただし、関与政策は単独で実行するのは相手に対する影響力が限定され、期待通りの効果を生まないかもしれない。特に国家の力関係に格差がある場合、単独での行動は期待された成果を生まない可能性が高い。合意事項を大国の側が履行しない場合でも、これを中小国の側が強制することは困難であろう。その際、他の諸国を糾合して交渉力を高め、それを通じて自国に有利な地域制度を構築し、相手国の行動を自らの希望する方向に誘引し、あるいは相手の行動により大きな制約を課すことができるかもしれない。地域の制度は、大国を制度の中に組み入れ、合意の履行を促す集团的圧力を生むことが期待できる。

関与政策はリスクも伴う。経済的な依存関係は一般に非対称的であり、それが国家間の力関係へと転化するリスクもある。大国への関与を深める結果、対外行動の自主性を喪失し、大国によって自国の運命を左右される危険もある。例えば、経済の低迷や混乱など大国の国内経済変動の影響を直接受けるリスクがある。あるいは、寛容と思われた大国が力の増大とともに、剥き出しの権力の行使に訴えてくるかもしれない。従って、関与政策と同時に、国家はこうしたリスクに備えなければならない。相手を牽制し、自らの力を強化することで関与政策に伴うリスクを回避しなければならない。それを単独で行うのが難しいければ、地域協力の仕組みを拡充するなど、地域の制度を通じてリスク回避の手段を講じることができるかもしれない。大国による一方的な力の行使から自らを守るために、大国相互を牽制させ、大国の力の行使を抑制する地域の仕組みを用意しなければならないかもしれない。²⁸⁾

どの程度のリスク・ヘッジや均衡の手段が必要かを判断する際に、台頭するパワーとの価値やアイデンティティの差異などが作用しよう。大国との間で民主主義や市場経済、人権などの規範を享有する場合、大国からの剥き出しの権力行使に直面する可能性は低く、手厚いリスク・ヘッジや均衡の手段を講じる必要性は減じるであろう。これに対し、基本的価値を異にする国家に対しては、異質な大国の将来への懸念を強く持ち、慎重なリスク・ヘッジや均衡の手段を講じる必要性に迫られるかもしれない。²⁹⁾

リスク・ヘッジや均衡行動のひとつの手段は、軍事同盟の形成や軍事的な提携の強化などを通じて自国の対応能力を強化することである。アジア太平洋においても、日米同盟の強化や日米豪・日米韓の安保協力、日米豪印の安保協力、上海協力機構における軍事提携関係の強化などが試みられてきた。ただし、経済的な相互依存関係が深まっている世界においては、一般にこうした公然たる軍事的な手段に訴えることは大きなコストを伴う。公然たる軍事的な牽制行動は相手国に敵対的な行動であるとみなされる可能性が高いし、それが経済的な関係に悪影響を及ぼす可能性もある。

相互依存の深まる世界では公然たるリスク・ヘッジや均衡行動に代わる策が必要である。この代替策のひとつが多角的な地域制度を通じての関与、均衡、牽制行動である。これには二つの対応があろう。ひとつは、関与、牽制、均衡すべき相手を内部化した地域制度を構築することで当該国を地域のルールや規範に従うよう促すことである。相手国を多角的

²⁸⁾ 例えば、ASEAN+3の成果の一つである通貨相互融通協定(チェンマイ・イニシアティブ)は、アジアの自立した制度を目指しつつ、IMFとの制度的な連携を維持することで、IMFと別個にアジアに通貨融通の仕組みが構築されるのを懸念するアメリカに対するソフトな均衡行動であるといえよう。

²⁹⁾ 例えば、政治体制の異なる日中では、アメリカに対する均衡やリスク回避の行動は異なる。

制度の中に組み込み、その行動に一定の制約を課そうとするものである。対象国を含んだ地域制度の構築は、当該国との関係を悪化させることなくその国の行動に一定の制約を課し、あるいはある行動を促す効果を期待できるかもしれない。³⁰⁾

もうひとつが牽制すべき相手を外部化し、地域の制度を通じてこれを牽制・均衡する行動をとるという方法である。外部化は、当該大国を地域制度の中に組み入れても当該大国が地域制度のルールや規範を尊重しないほどに強大な力を持っている場合や、当該大国を地域制度の中に組み入れる結果、制度の議題やルール作りにあたって当該大国の影響力が強く作用し、地域制度を当該大国が「支配」してしまうことが懸念される場合などであろう。この場合には、当該地域制度の外に大国を外部化し、地域制度を通じて当該大国を牽制し、均衡をとる政策を選択するであろう。³¹⁾

ただし、公然たる均衡行動は相手の警戒心を引き起こし、経済的な依存関係にマイナスの影響を及ぼし、自国の経済的繁栄に打撃となるかもしれない。経済的相互依存が進み、大国もその一部を構成し、大国が市場や投資など経済発展に大きな寄与をしている場合、公然たる均衡行動は相手の敵対的な行動を促し、それが経済に悪影響を及ぼすかもしれない。また、大国の側も、公然たる均衡の行動を抑制する手段を講じる可能性がある。³²⁾

(2) 米中というふたつの不確定要素

アジア太平洋においてこうした地域的な制度を通じての関与や牽制、均衡、リスク・ヘッジの行動を複雑にしているのは、関与、牽制・均衡、リスク・ヘッジすべき対象が複数あることである。米中である。そして両国のアジアでの今後の政策展開が不透明なことである。アメリカは「リバランス」の政策を掲げアジアへの関与を唱導するが、アジア諸国の間にはこの政策の維持継続性に根強い疑念がある。中国も、1990年代中ごろから「新安全保障概念」や「和諧世界論」「平和的發展論」を唱え、地域の諸国の懸念を払拭しようと必死であったが、2008年頃からの領土主権や海洋権益をめぐる中国の自己主張の強い一方的な現状変更行動は、この諸国に中国への強い懸念を呼んでいる。

冷戦終結直後、アメリカのアジアからの「撤退」や多極世界の到来を予測する声もあったが、その後アメリカの一極構造といわれるような、特定の国の力が突出する状況が生まれた。従って、冷戦終結後のアジアにおいては、覇権国アメリカの単独主義的な行動にいかに対処するかがこの地域の国際関係のひとつの課題であった。自由や民主主義、市場経済などの規範の受け入れを迫るアメリカは、アジアの諸国の一部にとっては体制の存続にかかわる脅威であった。また、アメリカが強い発言力を有しているIMFなどの国際制度からの圧力にどのように対応し、自国の政策の自立性と地域的な自助の仕組みを確保するかもアジアの課題であった。アメリカが主導する国際制度と地域制度の関係をどのように築くか（国際制度と制度的な関係を有しない地域制度を構想するか、それとも国際制度と制度的な調和のとれた地域制度を構築するかという論争）が地域の争点になる。1997年の

³⁰⁾ He, "Institutional Balancing and International Relations Theory," 494-85.

³¹⁾ Ibid., 495-98.

³²⁾ 例えば、1997年に日本がアジア通貨基金構想を提唱した際のアメリカ政府の拒否対応はこの一例である。また、日本が主導した日米豪印の戦略関係強化に対する中国の反発もこの事例であろう。

アジア通貨危機後のアジアの重要な課題がそれであった。同年のASEAN+3（日中韓）という「アジアの」地域制度の形成は、アジア諸国の回答でもあった。

しかし今日、中国が急速に経済力と軍事力を強めつつある。共産党の一党支配が続き、歴史的にアジアにおいて階層的な秩序の維持者であった中国は、一方で経済的な富を提供してくれる国として地域諸国の期待の対象であるが、同時にその巨大な力ゆえに、この地域の諸国に不安と懸念を生んでいる。一時弱まった中国警戒論がアジア諸国の間で強まりつつある。従って、アジアの諸国にとって中国に関与しつつ、中国をどのように牽制・均衡、そしてリスク・ヘッジするかというもうひとつの課題にも対処しなければならない。

中国を均衡・牽制する上でアメリカが重要な役割を果たすことがアジア諸国の間で期待されてきた。アメリカが提供する軍事的な安定や巨大な市場と投資はアジアの安定や経済的繁栄に不可欠であると考えられている。³³⁾ また、アメリカが大きな力を引き続き有しているIMFや世界銀行、GATT/WTOなどは、一方でアジア諸国にとってその役割と制度を変えなければならない対象であると同時に、そうした国際制度に支えられた国際金融や国際貿易秩序の維持がアジア経済の発展にとって不可欠でもある。

かくして米中双方に対応しなければならないアジア諸国にとっては、地域の多角的制度を通じての関与、均衡・牽制・リスク回避の行動は複雑なものにならざるを得ない。冷戦終結後のアジアにおいて地域制度が数多く生まれたのは、経済的相互依存関係が深まる中で国家の力関係が大きく変動してきたという事情を反映している。そして、2008年以來の国際経済危機の中でのアメリカの力の低下、中国（およびインド）の力の台頭とともに、近年、こうした制度を通じての均衡・牽制行動は一層複雑になっている。国家の力関係の変化に伴う不透明性、流動性の高まりとともに、地域制度をめぐるバーゲニングも複雑さを増している。

(3) 重層的な「弱い」地域制度の林立

経済的な相互依存が進む中で、国家間の経済競争も激しさを増している。しかも国家の力関係も急速に変化している。そうした不透明で不確実な国際環境の下で、アジアの諸国はいずれの国も経済的繁栄を確保することを至上命題とし、それを単独あるいは地域の制度形成を通じて実現しようとしてきた。関与、牽制と均衡、リスク・ヘッジの戦略を単独で履行すると同時に、地域制度を通じても実施してきた。

特定の地域制度を選択し、それに深く関与するよりも、多様な制度に参加しつつ、一方で経済的利益や政治的信頼醸成を図りつつ、同時に別の地域制度を用意してリスクを回避し、また大国の一方的な行動を牽制する政策を採用してきた。かくして重層的な「弱い」制度が林立することになった。

一般に、多様な制度への参加は、多くの諸国（特に発展途上国）にとって、物的・人的資源の負担が大きくなり、制度の選択が行われるはずである。また、同一の問題領域を扱う複数の制度が存在する場合、制度の間で競争が起こり、効率的な制度は生き残り、そうでない制度は消えるか活動を終えるはずである。

³³⁾ 東南アジア諸国は、公然と口に出すことはないが、日米同盟によって支えられたアメリカの軍事的プレゼンスがアジアの安定に寄与していることをよく理解している。

ただ、アジア太平洋においては、そうした制度の選択も、制度の競争による淘汰もこれまで起こらなかった。各国が複数の制度的選択肢を保持することへの強い意志を持っていたことに加え、制度の参加する「費用」が比較的小さかったことがもう一つの原因であろう。確かにアジア太平洋の地域制度は、政治安全保障の分野では「対話」を主とし、これにいくつもの共同行動（例えば海難救助のための共同訓練など）を実施する程度のものであり、それに必要な物的・人的資源はかならずしも大きくない。自由貿易協定も、関税引き下げなどの国境措置に関わるものが多く（もちろんそれが内政上大きな問題を惹起してはいるが）、国内の経済制度の大きな変更を迫るものではない。アジア太平洋の地域制度は総じて制度への「参加費用」が比較的小さいのである。

4. TPPと「2つのアジア」?: リベラルな秩序への同調、挑戦、迂回

(1) TPPの特徴

TPPはいくつかの点でこれまでの地域制度形成の動きと異なる。

第一に、アメリカという大国の主導する地域構想である。TPPは東アジアで進む、アメリカを排除した地域制度形成に危惧を抱いたアメリカのアジア関与の姿勢を反映した構想である。オバマ政権のアジアへの「リバランス」の政策の有力な一部を構成している。

第二に、このことは、TPPが経済のみならず、政治、戦略的な意義を担うものであることを示す。TPPは、一方で貿易や投資の自由化、国内経済制度の調和によって、拡大するアジア市場で経済的利益を確保しようという経済的動機を強く持つ。同時にTPPは、アジアで起こっている大きな力関係の変動に対する対応という側面を有する。アメリカが主導する形でこの地域の国際経済の枠組みを作ろうという構想である。

日本がTPPに参加した背景にも、中国との競争に対応するためにアメリカとの関係を強化しようという日本の戦略的動機が反映されている。ベトナムのような国も同様である。領土主権や海洋権益を巡る中国との軋轢を抱えるベトナムにとって、TPP交渉への参加は対中経済依存の緩和と同時に、アメリカとの戦略的関係を強化するという思惑を秘めたものである。

第三に、TPPは従来、二国間関係に限定されてきた、統合の範囲も統合の強度も強い地域自由貿易協定の構想である。「21世紀型」「ブラチナ・スタンダードの採用」といわれるように、関税などの国境措置だけでなく、環境、労働、知的財産権、投資、政府調達、国有企業など、多様な分野での国内制度の調整（共通化、標準化）を求めるものである。参加国にとって、大幅な国内調整コストの負担が求められる。

そもそもアジア諸国が参入したリベラルな国際経済秩序は、市場化、環境、労働、人権、法の支配など強い規範的側面を有する。³⁴⁾ただし、このリベラルな国際経済秩序は柔軟性も有しており、そうした規範の順守（特に国内制度面での）をこれまで強く求めてはこなかった。国内体制（国内制度）と国際規範との齟齬が「隠され」、アジア諸国は大きな国内調整コストを負担することなくリベラルな経済体制に参加し、経済的利益を享受することができた。この結果、アジア諸国にはリベラルな経済規範に合致しない既存の国内制度や規範

³⁴⁾ 納家政嗣「新興国の台頭と国際システムの変容」『国際問題』第618号(2013年)、7頁。

が温存されることになった。権威主義な体制のもとでの、リベラルな規範に背馳する国内制度の温存が許容されてきた。TPPはこの大幅な改革・変容を求めるものである。

第四に、TPPはアジア太平洋全域への拡大を念頭においた地域構想である。TPPは現在、12か国によって交渉が行われているが、将来これをアジア太平洋地域全域へと拡大することが念頭に置かれている。実際、APECにおいては、アジア太平洋全体を包含する自由貿易地域(FTAAP)形成へのひとつの有力な手段であると了解されている。つまりTPPは、将来の中国やインドといった諸国をも参加メンバーに加えることを念頭に置いた構想であり、そのための「ひな形」作りという側面を持つ。TPP交渉の「影の参加者」は中国やインドなのである。TPPがリベラルな経済規範に基づく国内制度の共通性や標準化を求めるのは、将来中国やインドなどの参加を見越しての、地域共通の「ひな形」を先行して作ろうという思惑を秘めている。³⁵⁾

第五に、このことが交渉の過程を複雑にしている。交渉参加国は、現行の12か国の交渉参加国の間の自由貿易協定から得られるであろう経済利益と同時に、将来の加盟国の拡大の可能性や、拡大によって得られるであろう追加的経済的利益をも勘案しながら交渉に臨むことになる。おそらくこの考慮が最も強いのはアメリカであろう。日本を除くTPP交渉国ほとんどとの間でアメリカはすでに二国間、三国間の自由貿易協定を締結している。未締結は、日本を除くとマレーシア、ベトナム、ニュージーランドなどである。これらの経済はいずれも小規模であり、アメリカにとって大きな魅力のある輸出市場ではない。むしろ、ニュージーランドのように、乳製品の競争力の高い産品を有する国との自由貿易協定は、アメリカの輸入を増大させ、国内の産業に打撃を与える可能性が高い。ベトナムも同様である。TPPによってベトナムの繊維製品などが米市場に大量に流入する可能性がある。

ただし、日本が交渉に参加したことでアメリカの事情は変わった。日本を加えることでTPPはこの地域の経済地域主義の中核となりうる条件を備えることになった。

第六に、TPPのリベラルな経済規範への強い同調を求める動きが、アジア経済の不透明感が増す中で進行していることである。アジア経済を牽引してきた中国経済は調整期に入ったといわれる。固定資本投資と貿易に過度に依存した発展モデルの限界が指摘されている。欧米の経済不振(アジアへの投資の低下とアジア産品を輸入する余力の低下)は、アジア諸国の外資導入・輸出主導型の成長モデルに大きな挑戦である。TPP交渉に参加するアジア諸国は、経済成長の展望が不透明な環境の中で国内制度改革と構造調整を求められている。

第七に、アメリカの国内政治がTPPの行方に大きな影響を及ぼしていることである。ひとつは、アメリカの国内政治の分裂が、政府の対応を一層困難にしていることである。アメリカ政治の党派性の高まりは、アメリカ政府の交渉姿勢から柔軟性を奪っている。

もう一つは、通商権限を議会が行政府に与えることに消極的であり(特に与党民主党)、交渉参加国の間に妥結されたTPPのアメリカでの批准過程に少なからぬ疑念が生まれていることである。アメリカ政府の「リバランス」の政策に対してアジア諸国がこれを歓迎しつつも、その継続性・維持可能性に対して疑念を払拭できないように、TPPに対しても

³⁵⁾ TPPが「中国排除」の地域制度であるとの批判は当たらない。TPP交渉の議題と交渉の進め方は将来の中印などの参加を念頭に置いて行われている。

交渉参加国はアメリカ国内の政治的対立に巻き込まれて合意形成が遅れることへの疑念を有している。

実際、アメリカ政府が締結した二国間自由貿易協定のいくつかは依然として批准されていない。また、交渉妥結後にアメリカ国内から再交渉を求める声が出ることも関係諸国は懸念している。こうした疑念や懸念（アメリカへの信頼性の低下）が、交渉参加国の姿勢にも反映され、TPP交渉での妥協の動きに影響しているといえよう。

第八に、上に指摘したように、TPPは将来のメンバーの拡大を念頭に置いた構想である。しかし、アジア経済の多様性（経済発展のレベル、経済構造の相違など）を念頭に置けば、「強い統合」の仕組みは、新規加盟を困難にするかもしれない。TPPが求める大幅な国内制度調整は大きなコストを伴うものであり、多くのアジア諸国にとって負担できない可能性もある。従って、拡大を求めるのであれば、リベラルな規範への同調の程度を弱めて、新規加盟を容易にする仕組みの方が望ましいかもしれない。しかし、そうした仕組みは期待通りの経済的利益を自国に与えてくれないかもしれない。何よりも、そうした仕組みは、アメリカ国内の支持の調達を一層困難にする可能性も高い。

第九に、TPPは「ヌードル現象」と呼ばれる錯綜した自由貿易協定を単一の協定によって整理統合し、ビジネス活動を円滑にする協定としての役割が期待されたが、³⁶⁾ 現行の交渉を見る限り、その可能性はない。TPPは交渉参加諸国の中で結ばれた自由貿易協定（例えば、米豪FTA）はそのまま維持することを前提にしている。少なくとも当面は、TPPはヌードル・ボールにもう一つの（かなり太く、腰の強い麺ではあるが）ヌードルを追加するものになりそうである。

(2) 「二つのアジア」?

アメリカ政府は今日、アジアへの強い関与の姿勢を示す「リバランシング」政策のもとで、アジアの地域制度の強化を目標の一つに掲げている。TPPは、そうしたアメリカの政策の中心的課題のひとつである。東アジアでは、ASEAN+6（日中韓印豪NZ）によるRCEPという自由貿易協定交渉が進行中である。この二つの地域制度形成の動きは、経済のみならず政治、安全保障の地域制度の動きにも影響を及ぼす可能性がある。

アジアの諸国は、GATT/WTOなどのリベラルな国際秩序のもとで、自国の市場を開放し、外資を積極的に導入し、海外市場に製品を輸出することで大きな成長を達成してきた。この過程で、かつて自由貿易体制に不信感を抱いてきたアジア諸国も、自由貿易の原理を含むリベラルな経済規範を受け入れてきた。中国も例外ではない。中国は共産党の一党支配体制という政治体制を維持しつつも、リベラルな経済原理を徐々に受け入れてきた。

このリベラルな国際秩序は、自由主義の規範を掲げつつも、各国の格差に配慮し、とりわけ国内規制制度に関しては各国の独自性を重んじるという柔軟なものであった。³⁷⁾ この

³⁶⁾ Ann Capling and John Ravenhill, “Multilateralising regionalism: what role for the Trans-Pacific Partnership Agreement?,” *The Pacific Review* 24, no. 5 (December 2011): 553-75. いわゆる「地域主義の多角化」の議論は以下を参照。Richard Baldwin, “Multilateralizing Regionalism: Spaghetti Bowls as Building Blocs on the Path to Global Free Trade?,” *The World Economy* 29, no. 11 (2006): 1451-518.

³⁷⁾ 納家政嗣「新興国の台頭と国際システムの変容」『国際問題』第618号(2013年)、5-16頁。

ため、アジア諸国も伝統的な国内制度を温存しつつリベラルな秩序に参加することが可能であった。

しかし、アメリカが推進するTPPは、知的財産権の保護、政府調達制度の標準化、環境や労働規制の共通化、国有企業への保護の削減など、リベラルな経済規範への強い同調を求めるものである。従来のような、各国個別の国内事情に配慮した柔軟な地域制度ではない。各国の国内規制制度の共通化を求める、強い地域制度形成の動きである。

これに対するアジア諸国の対応にはいくつかのパターンがある。ひとつは、これに積極的に対応しようという動きである。アジアの先進諸国を中心にした動きである。これに対し、リベラルな経済規範への同調よりも多様性を考慮した経済地域制度を支持する立場がある。RCEPを推進するASEANの多くの諸国の立場である。もう一つは、TPPのようなリベラルな秩序への強い同調を求める動きに公然と異を唱えることはせず、しかしその一方で、これとは異なる地域制度を構築する動きである。「挑戦」ではなく、「迂回」の動きである。異なる組織原理と規範に基づく地域制度形成の動きである。

今後の焦点は中国の動きへの対応である。中国に対する他のアジア諸国の対応がアジアの地域制度の今後に大きな影響を及ぼすであろう。

パワー・トランジションの論者たちは、力を有した中国が既存のリベラルな秩序に調和するか、それともこれに挑戦し、異なる秩序を構築しようとするのかに着目する。つまり、同調か挑戦かという問題である。³⁸⁾ 冷戦後のアジアの国際関係を振り返ると、中国の「同調」を求める動きが優越していたと言えよう。実際、70年末の改革開放路線の採用以降、アジア諸国は中国を地域的な経済相互依存のネットワークに組み入れ、地域制度への中国の参加を慫慂してきた。そうした方策を通じて、リベラルな秩序への同調を促し、国際社会の責任ある一員に変えることができるとの期待がそこにはあった。

今日でもこの基本姿勢が維持されているが、同調か挑戦かという議論は現実の中国の行動を反映するものなのだろうか。上に指摘したように、戦後形成されたリベラルな国際秩序は一方で各国の国内制度の標準化、共通化を求めるという点で「内政干渉」的である。ただこの秩序には柔軟性があり、国内制度に関して各国独自の仕組みの維持を許容してきた。この結果、中国を始めとするアジア諸国もこの秩序に参画し、経済的な発展を実現してきた。

しかし、近年のTPPのような地域制度は、そうした柔軟性を認めず、リベラルな秩序規範への強い同調を求めるものである。これに対し中国は、そうした動きに全面的に挑戦することも同調することもなく、むしろそうした動きを「迂回」して、独自の地域制度を構築しようとしているかに見える。中国は、2014年5月のCICA（アジア相互信頼醸成措置会議）における「新しいアジア安全保障概念」を提示し、「アジアの諸国によるアジアの安全保障の取り組み」を唱導し、³⁹⁾ アジアの経済発展に不可欠な経済インフラ整備のため

³⁸⁾ G. John Ikenberry, "The Illusion of Geopolitics: The Enduring Power of the Liberal Order," *Foreign Affairs* 93, no. 3 (May/June 2014): 80-90; Walter Russell Mead, "The Return of Geopolitics: The Revenge of the Revisionist Powers," *Foreign Affairs* 93, no. 3 (May/June 2014): 69-79.

³⁹⁾ Xi Jinping, "New Asian Security Concept for New Progress in Security Cooperation," (remarks at the Fourth Summit of the Conference on Interactions and Confidence Building Measures in Asia, Shanghai Expo Center, May 21, 2014).

の「アジアインフラ投資銀行 (AIIB) の設立を主導し、BRICS (ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ) 諸国による「BRICS 開発銀行」設立にも合意、中国とアジア諸国を結ぶ「海のシルクロード構想」を推進している。これらはいずれも IMF や世界銀行、アジア開発銀行などの既存の国際制度や地域制度に公然と異を唱えるものではなく、これを「迂回」して、独自のルールと規範に基づく新たな制度の構築を目指す構想と言えよう。⁴⁰⁾

外資導入と輸出主導の成長政策を進めてきた中国にとって、国際的な自由貿易体制や国際金融体制の安定は不可欠である。それらの存在は中国の成長と国内政治の安定にとって重要である。従って、中国はこれらを支えてきた GATT/WTO や IMF 体制に抵抗し、その変革を志向しているわけではない。拒否権を提供する国連システムは中国の特権的地位を擁護してくれる。中国は既存の戦後秩序の破壊者ではなく、むしろ受益者である。

しかし、そうした秩序の中に「緩やかな形」で同調しつつも、TPP のようなリベラル秩序への強い同調を求める動きや、環境や労働、市民の権利への強い配慮を求める世界銀行やアジア開発銀行の援助政策は中国にとって受け入れがたい。中国の共産党体制の依拠する組織原理と中国が唱導する国際政治経済の規範とそれらは対立するからである。リベラルな秩序規範の中で、自国に有利な部分は同調し、その恩恵を享受しつつ、全面的な同調は拒否し、これを迂回して独自の制度を構築しようとする。近年中国が唱える「(アメリカとの) 新型大国論」とは要するに、自国に有利なりベラルな秩序を一部受け入れてアメリカと共存しつつ、中国にとって望ましくない規範は拒否し、代替の制度を構築しようとする動きへのアメリカの抵抗と妨害を抑え込もうという狙いを有した構想ともいえよう。

アジアの諸国の多くは、TPP に参加しつつ、同時に中国の主導する AIIB にも参加し、中国も含む東アジアを基盤とする RCEP 交渉にも関与している。RCEP は TPP とは異なる弱い地域統合の仕組みであり、AIIB はその統治構造や援助の基準が世界銀行やアジア開発銀行のそれと異なるものになることへの懸念も表明されている。東アジアには、地域全体を覆う緩やかなりベラルな秩序のもとに、リベラルな秩序の恩恵を享受しつつ、同時にそれを「迂回した」異なる組織原理と規範に支えられた地域制度が生まれる可能性がある。中国の「勢力圏」が生まれるとすれば、そうした地域制度の「東」から成るものであろう。

5. 結びに代えて

アジア太平洋の諸国は、経済的な相互依存が進む中で経済競争が激化し、国家の力関係が急速に変化するアジアにおいて、いずれの国も経済的繁栄の実現を至上命題とし、それを地域の制度形成を通じて実現しようとしてきた。その特徴は、国際関係の流動化に備えて、多様な地域制度に参画し、一方で経済的利益や政治・安全保障の信頼醸成を高めつつ、特定の地域制度に深く関与するリスクを避け、多様な制度的な選択肢を保持し続けることにある。そうした多様な地域制度の形成や運用の中心的役割を担ったのは、米中などの大国ではなく、ASEAN を始めとする「その他の諸国」であった。

アジアの地域制度は一般に国家行動への規制力が弱く、国内経済構造調整などの多くの

⁴⁰⁾ Naazneen Barma, Ely Ratner and Steven Weber, "A World without the West," *The National Interest*, Jul/Aug, 2007, 23-30.

コストを伴うものではなかった。リベラルな国際経済規範への強い同調を求められるものではなかった。これに対しTPPは、アメリカという大国が主導し、参加国に対し国内経済規制制度の共通化と標準化など、リベラルな経済規範への強いコミットメントを求める構想である。TPPは強い地域経済統合を志向する構想である。関係諸国経済をより深く結びつける構想であり、政治・安全保障上の意義も有する。TPPの今後は、現在進行中のもう一つの「メガFTA」であるRCEP（東アジア包括的経済連携）の動きにも大きな影響を及ぼそう。TPP構想は、実現すれば、中国やインドも参画する将来のアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の有力なモデル足りうる。アジア太平洋の政治経済の構図に大きな変化をもたらす可能性がある。

しかし、その一方で、この交渉の将来には依然として不透明感が伴うことも否定できない。ひとつはアメリカ政治の分裂が深刻であり、異なる利害を調整する力を大統領が欠き、TPP合意形成に向けてアメリカの指導力が行使できない状況が続く可能性もある。あるいは、いったんまとまった交渉が議会での批准で困難に直面する可能性も否定できないし、再交渉を求める声が高まることすらありうる。

また、この構想は、将来のアジア太平洋全域への拡大を念頭に置いた構想であるが、「拡大」と「深化」のディレンマもある。おそらく、妥結を目指すのであれば、「プラチナ・カード」という基本は維持しつつ、ベトナムのような共産党一党支配体制の国家でも受け入れ可能な内容のものができよう（例えば労働条項や国営企業への優遇問題など）。その意味で形式は21世紀型、しかし中身は関係諸国の経済実態に配慮したものになろう。つまり、新規参加のハードルはかなり下がる可能性もある。ただ、すでに指摘したように、そうしたTPPがアメリカの分断された政治に翻弄される可能性も否定できない。

さらに、国内政治の分裂によって譲歩は困難になったアメリカ政府が引き続き強い要求を行い、アジアの発展途上国が交渉を離脱、あるいは交渉が頓挫する可能性もわずかではあるが残っているといえよう。

アメリカの動きに対応した中国もアジアインフラ投資銀行構築など、独自に地域制度形成のイニシアティブをとり始めている。その帰趨はまだ判然としないが、アジア全体に緩やかにリベラルな秩序規範が浸透しつつも、そうした緩やかな秩序の中で、それとは別の原理に基づく地域制度形成が進み、組織原理の異なる二つの地域制度（「二つのアジア」）が生まれる可能性も否定できない。

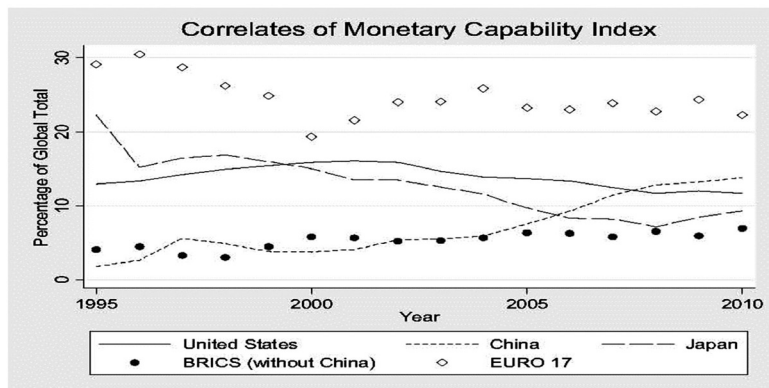
「二つのアジア」が生まれるのを回避するうえでTPPの今後は重要である。その際、TPPにまだ参加していないアジア諸国の今後の対応が重要である。これらの諸国が大きな国内調整コストを負担してまでもTPP参加を選択するのか、あるいは中国の唱導する、緩やかなリベラル経済秩序のもとで独自の経済原理に基づく地域経済を選択するのか、アジアの今後の経済のみならず政治秩序のあり方に大きな影響を及ぼすことになる。

BRICSの金融戦術とアジア太平洋

片田 さおり

はじめに

投資対象の成長株として、ゴールドマン・サックスのジム・オニールが初めてブラジル、ロシア、インド、中国 (China) をあわせてBRICs (後に南アフリカ共和国を加えてBRICS) と呼んだのは2001年のことであった。このBRICS 5カ国を初めとする新興国 (Emerging Powers) は、2007年から2009年の世界金融危機に伴う経済の混乱から比較的早く回復し、2010年頃には世界の経済成長を牽引するとまで見られるようになった。こうした、新興国の台頭は、この国々が近年緩やかながら確実に「金融力 (Financial Power)」をつけてきたことに大きく由来する。Armijo, Muehlich & Tirone (2014) は、「金融力の相関指数 (Correlates of Monetary Capability)」を国内総生産 (GDP)、世界に占める貿易量、及び経常収支から割り出し、中国の急速な伸びに加え、近年、他のBRICS諸国の存在感が増していることを強調している。



出典：Armijo, Muehlich & Tirone (2014; S78)

このような「金融力」を基盤として、近年、新興国はいろいろな形で「金融戦術 (Financial Statecraft)」を使用するようになってきたというのが、本稿の主旨である。以下に詳しく検証するが手短かに定義をすると、金融戦術とは、金融力を使って各種の経済・政治・外交目的を達成しようとするものであり、その中には、自国を守るための防衛的 (defensive) な手段もあれば、相手国の行動や世界の現存秩序に影響を与えようとする攻撃的 (offensive) なものもある。また、一国で取る金融戦術に加えて、BRICSとして共同で行動する場合もある。本稿では、新興国が採用する様々な金融戦術を分析することにより、新興諸国がどのようにして自国の利益を守り、また、現状の世界金融秩序をどのように変えていこうとするのかを考察する。また、特に中国の近年の金融戦術を鑑み、その戦術がアジア太平洋の経済秩序にどう影響するかを考えてみたい。

先行研究とその特性

外交政策において、経済戦術や金融戦術を使うことは近年始まったことではない。歴史上、経済の国際化に伴って、近代国家は自国の外交目的を達するために経済戦術 (Economic Statecraft) や金融戦術を使うようになってきた。それに付随して、先行研究もなされている。ポラニー (Polanyi 1944) は、急速にグローバル化が進む18世紀末から第一次世界大戦までのヨーロッパで、100年に及ぶ比較的平和な時代をもたらしたのは、「大銀行家 (haute finance)」たちの平和志向に由来するとしている。また、よりリアリストであるハーシュマンは (Hirschman 1945: xv) 「輸入割り当て、外国為替政策、資本投資他様々な手段」を使って経済戦争に参加できるとし、その中でも、経済制裁ができるように国の経済力を高めていく必要性を分析した。

「経済戦術」または「エコノミック・ステートクラフト」という用語は、慣例として国家が外交の目的を達するために経済的手段を用いることと定義されている。例えば、人権侵害や核兵器開発をやめさせるために、対象国に対して貿易制裁を加えるといったものが典型的である。反対に、軍事・外交同盟国にいい条件で外資借款をしたり、貿易特権を与えたりすることもある。ポールドウィン (Baldwin 1985) の経済戦術についての名著では、貿易・経済制裁が国の安全保障上の目的を達するため使われることを強調した。¹⁾

しかしながら、こうした先行研究には「大国バイアス」という問題点がある。つまり、こうした研究の対象は往々にして、近年経済制裁を発動したことのある、アメリカ合衆国を初めとした、経済的に豊かで民主主義に潤う先進国だ。例えば、ハフバウアーのグループは (Hufbauer, Schott, Elliott, and Oegg 2009: 20-38)、1914年から2006年の間に発動された経済制裁を計量分析にかけ、制裁を発動した国とそれを受けた国のGDPで計った経済力が10対1以上の割合になって初めて効果のある経済制裁が可能になるとする。また、発動する経済制裁は最低でも制裁を受ける国のGDPの1パーセントなければ効果が無いとする。このように、先行研究が実際の効果や影響力を重視して、研究対象のハードルを高く設定しているため、近年、影響力のもととなる経済力・金融力を身につけた新興国の経済戦術の分析はこれまであまり行われてこなかった。

加えて、経済制裁を中心にした研究は、二カ国間の関係を重視するあまり、国際金融秩序や国際政治の大きな流れといった背景を軽視する傾向にある。アメリカがこの数十年に渡って、世界で唯一の国際基軸通貨であるドルを所有していることに伴い、金融分野を超えた多くの政策目的が達成しやすくなっているという「法外な特権 (exorbitant privilege)」 (Eichengreen 2011) について、最近まで研究されなかったのもその良い例と言える。

我々の研究は、こうした先行研究特有の「大国バイアス」と制裁中心の狭義の経済戦術分析を、超えることを提唱するものである。その様な研究過程で参考にしたのが、強国以外の国々の金融・通貨の政治的影響について分析したコーヘン (Cohen) の研究である。1966年の論文でコーヘンは、長く続く国際収支の赤字を削減する過程で起こる二つの問題、継続コスト (continuing costs) と過渡コスト (transitional costs) を確認し、その後2006年には、「通貨力の二本の手 (the two hands of monetary power)」として、貿易不均衡を正す

¹⁾ 先行研究とその批判については Blanchard & Ripsman (2008).

に伴って生じる継続コスト、つまり国内のマクロ経済調整を遅らせることを可能にする「引き延ばす力 (power to delay)」と、貿易不均衡の調整時に生じる過渡コストを貿易相手国に押し付けることのできる「そらす力 (power to deflect)」を論じた。もちろん、流動資産、借入能力及び多角化された経済を持った大国は、引き延ばす力もそらす力も強く、小国はどちらの力も弱いことになる。アンドリュース (Andrews 2006; 18-19) も通貨戦術の一環として、対内的 (internal) 及び対外的 (external) 標的の二種類を、戦術を分類する方法として用いている。例えば、自国通貨の価値を操作することは、対内的目標として自国の金融政策を外圧から守ることを意味する、と同時に対外的には輸出を促進するだけでなく、他の対外問題への譲歩も強要する手段となる。

国際関係理論としての「金融戦術」

本稿では、新興国の金融戦術に焦点を当てて考察する。そうすることによって、現在、強国とはいえないものの、急速に成長しつつある新興国の役割・選好・戦略に関する国際関係理論の構築に貢献したいと考えている (Tammen et al. 2000; Roberts 2010)。また、コーヘン (Cohen 2006: 49-50) と同様、国際通貨・金融関係は階層的 (hierarchical) なものと考え、その中で、下から上の階層へ昇ろうとしている国々にとって、どのような戦略が可能であるのかを考察する。こうした分析を満たすような理論立ては、上記で見たような、大国中心の経済戦術だけでは充分でないことと認識し、以下では、より広い意味での金融戦術の定義と、その分類と体系を論じる。

「金融戦術」とは、国の政府が金融力を使って各種の経済・政治・外交目的を達成しようとする戦術のことをいう。ステイルとラティン (Steil and Litan 2006: 4) は、金融戦術を「経済戦術の中で、国際資金の流れに直接影響を与えるもの」と定義する。彼らは、資金の流れを使って、特別な標的に対して発動する従来の安全保障及び外交政策に焦点を当てている。その金融戦術の中には、二国間で行われる資本移動に対する保証や制限、国や企業に対する金融制裁、及び海外の債務危機や通貨危機対策へのサポート、通貨同盟の設立やドル化の動きなどが含まれる。

それに加えて、この研究は新興国の金融戦術をより正確に理解するため、戦術を三つの側面で体系立てて分析することを提唱する (Armijo and Katada 2014, 2015)。まず一番重要な第一の側面は、政策立案者が戦術の目的を、防御を中心に考えるか、攻撃を中心に考えるかと言うことである。実際には、この守りと攻めが二律背反関係にあるわけではなく、ひとつの連続的な線上にあると考えるほうが正しい。その中で、国の指導者や政策立案者は金融戦術を守りのために「盾」として使うことができる。この「盾」は、指導者が国の国内経済状況や政治の独立性といった現状を維持するために用いる。一方、政策立案者は、攻撃するため金融戦術を「剣」として使うこともできる。その場合、反抗する小国に対して圧力をかけたり、国際関係の現状を何かの形で変化させたり、親密な同盟国と一緒に影響力を高めたりすることに使われる。言うまでも無いが、この二つの戦術には相互関係がある。比喩的な言い方をすれば、効果の高い盾は、剣の力を向上させ、同時に剣使いの鋭さは、盾の必要性を減らす。ただ、軍備拡大競争でも同じようなことが言えるように、各国の指導者が政策決定においてどんな真意を持っていたかを確実に知りうることはできな

い。一方が防衛目的として取られた行動が近隣諸国や競争相手から見れば敵対的と取られることは大いにありうる (Jervis 1978)。それでもやはり、実証の立場に立ち、きちんと観察すれば特定の金融戦術が防衛的な意味を持つか、攻撃的な意味を持つか、または意識的にその両方にあたるもの²⁾なのかを識別できるはずである。

第二の側面は、こうした金融戦術が二国間で発動されるか、多国間または国際システムに向けられるかという区別である。二国間では、A国はB国の選択から身を守るか、その選択に影響しようとする。一方、システムに向けての金融戦術では、A国は世界市場やガバナンスの力から身を守ったり、それに影響したりしようとする。そのシステムには、制度や過程、規範なども含まれる。この概念はStrange (1998) が、国際ルール、秩序、制度を形成する能力を持つ国を構造的 (structural) パワーと呼んだものと通じるものがある。つまり、システムに向けた金融戦術は国際金融市場の状態や、世界金融秩序・制度といったものから身を守ったり、それを変えることを試みるなどの目的で使われる。

第三の側面は金融戦術の手段を「金融」と「通貨」に分けることである。上述のように、多くの研究者が既に、開発援助、証券債権投資、公的債務といったかたちでの国境を越えた資本・投資の流れによる金融手段を金融戦術として分析している。通貨を使った金融戦術としては、通貨価値の操作、通貨制度の選択 (固定・変動相場制及びその混合)、外貨準備の利用などによって、外交目的を達することが考えられる。

以上のように、金融戦術はいろいろな形で自国の経済の独立を守ることから世界金融秩序を変えていこうと働きかけることまで、広い範囲の目的が考察される。わかりやすいように、この分類と体系を第一と第二側面を中心に表にしてみると以下ようになる。

[表1：金融戦術の体系]

	守り (盾の金融戦術)	攻め (剣の金融戦術)
二国間 (A国はB国の選択から身を守るか、その選択に影響しようとする)	<u>[I：二国間守り]</u> B国からの脅威に対してA国は自国を守るため対応する。 • 債務不履行 • 資本流入流出規制	<u>[II：二国間攻め]</u> 金融戦術を攻めに使い、特定の相手に向けて影響力を行使する。 • SWF • 小国への融資
多国間・国際システム (A国は世界市場やガバナンスのシステムから身を守ったり、それに影響したりしようとする)	<u>[III：多国間守り]</u> 国際金融市場からの悪影響を制限し、世界経済・金融ガバナンスの枠組みについて意見を述べる。 • 外貨の積み上げ • 地域金融体制の枠組 • G20やBRICSの場を使用	<u>[IV：多国間攻め]</u> 金融における世界政治経済の枠組みを再構築するための努力。 • 「元」の国際化 • 新開発銀行 • アジアインフラ投資銀行

²⁾ この攻撃的・防衛的両方の性質をもつ金融戦術の例としては、為替介入、外貨準備の積み立て、及び地域内通貨協力などが挙げられる。

最後に、こうした金融戦術は、一国で行われることもあれば、何国か共同で発動されることもあると付け加えておきたい。以下で分析するように、新興国の金融戦術にとって、歴史は短いながらも、サミット・新開発銀行といったBRICSの活動は大変重要である。

中進国・新興国の金融戦術の変遷

新興国の台頭とともに、21世紀になってこうした国々の金融力やその戦術が注目され始めたとはいえ、上述した各種の金融戦術の中には、かなり長い歴史を持つものもある。はっきりとした、時代区分や種類わけは難しいものの、表1の左上からI、II、III、IVと金融戦術の特性を分けると、古い時代から新独立国や発展途上国はI種（二国間守り）の戦術を取り自国の政治独立を守り、経済を擁護しようとしてきた。もちろん、そういった守りの金融戦術が現在も続いているところもある。しかし、その後、中進国や新興国と呼ばれる経済規模が比較的大きく急速に成長を遂げてきた国々は、自らの金融戦術で防御力及び影響力を伸ばしていく。それは、II種（二国間攻め）という形で、近隣の小国への圧力として発動されることもあれば、経済のグローバル化が進む中、自国の経済をグローバル化の波や確立された金融ルールの圧力から守るためにIII種（多国間守り）の戦術を選択することもある。それに加えて最近になって、力のある新興国は、金融方面での世界政治経済の枠組みを改革するための試みを始めている。これは、IV種（多国間攻め）の戦術にあたり、後述するが多くの場合、現状の枠組み・秩序を破壊するような過激な攻撃ではなく、様々な形で現行の体制に影響を与え、新興国の利益・優先課題を多く取り込ませようとするものだと分析する。以下にこうした金融戦術がアジア太平洋諸国（ラテンアメリカ・アジア）でどのように使われてきたか、順を追って検証する。

(I) 二国間・守りの金融戦術

この金融戦術の歴史は長く、19世紀に独立したアルゼンチン、ブラジル、チリ、ペルー、メキシコなどは1820年代に独立初の金融危機を経験し、1880年代には対外債務・通貨危機・銀行破綻といったその後良く見かけるパターンの危機が訪れている。その後一世紀に渡って、こうした弱小国が、自国を守るために使った金融戦術は債務不履行であり、直接投資資産の取用・国有化であった。しかし、こうした手段は往々にして、損害を受けた国の政府による武力外交（gunboat diplomacy）と呼ばれる軍事介入を招いていた。その後、世界大恐慌を経て、1950年代あたりから、ラテンアメリカ各国では世界経済の浮き沈みから自国経済を隔離するため、世界市場に背を向けた内向きの輸入代替工業化を進めるようになる。1970年代からはそこに低金利のローンが海外から大量に流れ込み、その結果1980年代にこの地域は「失われた10年」につながる大規模な債務危機を経験することになる（Devlin 1989; Pastor 1992; Frieden 1991, 2007）。この債務危機下で、ラテンアメリカのいくつかの政府は債務返済拒否や投資資産の差し押さえを含む二国間の守り（盾）戦術を試したが、どれも失敗に終わっている。また、1984年にはコロンビア政府が中心となって債務国カルテルを形成しようとした。が、アメリカの介入やラテンアメリカ大国間の意見の食い違い等で失敗。一方、債権国側は、時代柄、軍艦を繰り出すような武力外交に訴えはしないものの、債権国委員会をロンドンに設立したり、IMF等の影響力を使って返済のルール

に順じない債務国を世界金融市場から排除したりと、様々な方策を取った (Biersteker, ed. 1993)。つい最近でも、アルゼンチンが2002年1月に一千億ドルのソブリン債をデフォルトし、2014年6月には12年前にデフォルトしたそのソブリン債の支払いについて、ワールドアウト債権者とのアメリカ最高裁の法廷で争い、それに敗訴している。

アジアではラテンアメリカとはかなり違った戦術が取られてきた。独立後の1960年から70年代にかけて、韓国・台湾と言った新興工業国は世界の輸出市場に大きく食い込みながらも、自国の市場は手堅く閉じ、外国投資家からの投資・融資の呼び込みに対しても用心深い態度を取っていた (Wade 2004; Amsden 1992)。工業化や輸出促進のため、東アジアの各政府は金融抑圧 (financial repression) と呼ばれる政策を取り、信用供与や金利の操作などによって資本の流れを操った。こうした、金融抑圧は海外からの金融圧力に対抗するにはうまく機能したが、そのおかげでこれらの国々の金融市場の発達は遅れることになる (Lukauskas 2002; Henning and Katada 2014)。1997年から1998年に起こったアジア通貨危機後は、こうしたこの地域での開発モデルに対して多くの疑問がなげかけられ (Haggard 2000; MacIntyre 2001; Armijo 2002; Sheng 2009)、国際金融機関に救済ローンに頼ったアジア諸国は、1980年代にラテンアメリカ諸国が経験したものと似たネオリベリズム的な処方箋をせまられる。³⁾

(II) 二国間・攻めの金融戦術

この10年来、新興国が使っているこのタイプの二国間の金融戦術としては、ソブリン・ウェルス・ファンド (SWF) や二国間の信用供与または通貨圧力といったものが挙げられる。新興国の多くは、豊かな大国が小国に圧力をかけるときに使う金融・経済制裁といった「ムチ」の政策だけではなく、それまでに自国を守るために積み上げた外貨準備を利用して「アメ」の政策を取ることができる対外債権国となってきている (Perroni and Whaley 2000)。2000年代の半ばには、こうした国々の外貨準備高は国のGDPの10から100パーセントにも上り、その大半が先進国の資本市場に投資されており、東アジアのいわゆる「貯蓄過剰 (savings glut)」状態としてアメリカから政治問題視されるに至っている (Bernanke 2005)。こうした中、新興国はこの外貨準備を利用していくつかの形で攻めの金融戦術を施行している。まず一つ目はSWFの利用である。これは、それまでに積みあがった外貨を、安全で使い勝手がいいからといってすべて米国債につぎ込むのではなく、もっと有効に活用できないかという目的から始まっている。特にエネルギーやガス・電気などの公共事業に多く投資する中国のファンドを中心としたSWFの急激な増加は、それらの投資が大規模で透明性にかけることからOECD諸国から不安の声を呼び起こした (Truman 2007; Drezner 2008)。しかし、世界金融危機後、世界中で流動資産が枯渇すると、安定した流動性の供給元としてSWFが歓迎されるようになってくる (Sun and Hesse 2009)。

二つ目の手段は国が直接貸し手になることである。例えば、この数年来、中国のラテンアメリカに対する借款や投資は目を見張るほど伸びていて、それに伴う西半球での中国の影響力を懸念する声はアメリカを中心に出ている (Gallagher, Irwin, and Koleski 2012)。また、

³⁾ こうした処方箋はハイパーインフレも公的債務もない東アジアの国々にとっては適切ではなかったと評価されている (Blustein 2001; Stiglitz 2002)。

こうした状況はアフリカでもみられる。他の新興国もこの十年來経済状態を目覚しく改善し、ブラジルなどは輸出信用を供与したり、アフリカに対して借款・贈与・技術協力をするまでにおよんでいる (Freyssinet 2013)。こうした資金供与には見返りが期待されている。例えば、2013年に世界貿易機関 (WTO) トップ選挙の際に、ブラジルからの候補者であるロベルト・アゼベドが、アメリカやヨーロッパから支持を得ていたメキシコの候補を下して選出された裏には、アフリカの支持が大きく影響したと言われる。

二国間攻めの戦術として見られる第三の方法は、近隣諸国に圧力をかけるために通貨の力を使うことである (Kirshner 1995, 2003; Andrews 2006; Cohen 2006)。ここでの前提は、貿易赤字を抱えた国々にとって、国際収支の赤字が常に問題になっていることである。そうした国々にとって、この赤字をなくすよう経済を調整するのは政治的に難しい。というのも、その目的を達成するためには、国内の消費を抑え、そのコストをセクター間で割り振らなければならないからである。過去にその様な例は、アメリカがヨーロッパや日本に調整コストを転嫁したという例があるが (Henning 2006)、新興国や途上国間ではまだその様な行動はめずらしい。しかし、東アジア、南アフリカやラテンアメリカなどの地域において、国々が世界金融市場に統合されていくにつれて、新興国の間で通貨の力による強要行為が見られるようになって来るだろう。貿易を現地通貨でインボイスしようという新しい流れは、将来の米ドルに対する依存度を減らすと同時に、為替コストを節約しようというものである。しかし、同時に現在、アルゼンチンのように中国元スワップにより貿易収支の帳尻を合わせようとしているような国にとっては、こうした関係が中国による新しい二国間の攻めの戦術の基盤になっていることを考えないわけにはいかない。こうして、途上国間での二国間金融・通貨関係は、新興国の二国間における攻めの戦術を形作っている。

(III) 多国間・守りの金融戦術

この金融戦術は最初の二つとは違い、金融のグローバル化から派生する圧力に対抗したり、世界経済金融ガバナンスの枠組みに対して不満を提唱したりするものである。近年、新興国はその金融力を基に、金融のグローバル化から生じる問題についていろいろな形で対応しようとしている。その第一は、意図的に金融・通貨関係に介入する政策である。その中には、外貨準備を積極的に積み上げたり、資本流出・流入管理を行ったり、公的銀行を使って反循環的なマクロ政策を取ったりというものが挙げられる。こうした政策は海外からの流動資産が急激に出たり入ったりすることによる経済への悪影響 (いわゆるコンテイジョン (contagion)) を防ぐものとして考えられる。1990年代からラテンアメリカでは、メキシコ・チリ・ペルー・コロンビアなど経済自由主義を貫く政府もあれば、ブラジル、アルゼンチン、ベネズエラのようにこうした介入政策を取っている国もある。後者は、貿易面ではかなりの開放度を保ち、安定的なマクロ経済運営をしながら、資金の流れや金融市場に対して国の干渉を強めている。アジアでも韓国やフィリピンのようなリベラルな国がある一方、インドネシア、インド、マレーシア、中国などは常に金融市場への政府介入を続けている。資本管理もその介入のひとつで、特にマレーシアやチリなどの例が有名である。また、公的銀行は2008年から2009年の世界金融危機下のブラジル、中国、インドで反循環的財政刺激政策を取る場面で非常に活躍した。

通貨関係を通して、世界の金融市場から伝わってくる圧力を回避するのが第二の手段である。新興国はかなり前から、構造上自国の通貨で海外から資金を調達できないという、経済学者が「原罪 (original sin)」と呼ぶ問題に苦しんでいる (Eichengreen and Hausmann 1999)。それに加えて、こうした政府や企業は長期投資をひきつけることができない。こうした、新興国にありがちな二つの条件が通貨と償還期限両方の「ダブル・ミスマッチ」となり、こうした国々が経済危機に陥りやすい要因となっている。つまり、中国をふくむ新興国や東アジアの国々が多額の機会費用を払ってまで外貨準備を積み上げるのは、それによって通貨危機の再発を防ごうという自己保険のためなのである (Chin 2010; Hamilton-Hart 2012)。2000年代にはいると、一国単位だけではなく、地域内の多国間でIMFの機能に似た流動性供与の協力枠組みが立ち上がってくる。特に環太平洋地域では、南南協力の進展が目につく (Dullien, Fritz, and Muehlich 2013)。ラテンアメリカでは、北アンデス地域の中規模国を中心メンバーとしたラテンアメリカ準備基金 (Latin American Reserve Fund (FLAR)) が21世紀の初めには20億ドルの資金を使って、エクアドルやボリビアの経済救援に成功している。東アジアでは、アジア通貨危機後、チェンマイ・イニシアチブ (CMI) と言う形で、ASEAN+3の国々が二カ国間の通貨スワップ協定を結び、その後それを2400億ドルの地域外準プーリングとしてまとめるのに成功している (Ciorciari 2011)。また、通貨関係においては、米ドルの国際通貨としての役割が正当かどうかを疑問視する新興国が増えてきている。今後多種の国際基軸通貨を考えるべきであるとする新興国の意見は、60年間に渡る米ドルの首席通貨 (top currency) としての支配に挑戦するものである (Cohen 1998, 2009)。

第三の手段として、世界金融危機後、新興国の間で急激に重要性が増してきているのは、世界金融秩序に対しての不満を公に表現する場を増やすという形で現れる。先進国に端を発するこの世界経済危機は、欧米の世界金融秩序のあり方について知的独占を終わらせた (Wise, Armijo and Katada 2015)。1999年以降、財務大臣・中央銀行総裁の会合としてのみ存在したG20を、2008年の11月には首脳サミット会議として格上げしたのは世界経済ガバナンスの新しい躍進であった。G20には従来のG7に加えて、ブラジル、ロシア、インド、中国、インドネシア、韓国、トルコ及びメキシコといった新興国が参加し、世界経済の運営についての議論している。2011年11月ソウルで行われたG20のサミット首脳会議では、当時韓国の李大統領がG20すべての首脳を、発展途上国の経済成長に向けた「共有された成長のためのソウル開発合意 (Seoul Development Consensus for Shared Growth)」と呼ばれる共同声明に賛同させるという成果を挙げている。そのG20の場において、ブラジル、ロシア、インドと中国の四大新興国は2009年よりBRICsサミットをコーカス機能として立ち上げた (Armijo and Roberts 2014)。第一回目の2009年BRICSサミットでは、IMFに対して、新興国に与えられたクォータ・投票数増要求することを決議し、その後も、エネルギー問題、環境問題、衛生問題、安全保障問題等いろいろな分野で新興国の影響力を強めるごとく協力が続けられている。⁴⁾

⁴⁾ BRICsの第一回首脳会議は2009年6月ロシアのユカテリンブルグで開かれた。その後、BRICSのサミットは、2010年末から南アフリカも加えて、ブラジル(2010年4月)、中国(2011年4月)、インド(2012年3月)、そして南アフリカ(2013年3月)で開催されている。

(IV) 多国間・攻めの金融戦術

第二次世界大戦以降、世界経済体制はアメリカとG7諸国に優位を占められ、近年の新興国台頭後も、その体制に大きく変わりはない。しかし、この数年来、新興国がこの体制に少しでも挑戦すべく、攻めの金融戦術をとる兆しが見えてきている。ただ、ここで注意すべき点は、二国間に使われる戦術にも増して、多国間の場合、守りと攻めの区別が難しいということである。新興国が世界金融ガバナンスのあり方を批判する多くの場合、ガバナンスのあり方がこうした国に悪影響を与えているからであり、それは守りの戦術と考えられるべきものかもしれない。いずれにしろ、新興国は経済や金融問題に対して、今までの先進国とは違った考え方を持つソフトパワーとして影響力を強めてきている。こうした新興国はアメリカの行き過ぎたマクロ経済の量的緩和や、「通貨戦争 (currency war)」におけるアメリカの責任問題など、いろいろな分野で大国の批判を続けていくことであろう (Wheatley 2010)。そのために、G20やBRICSは格好のフォーラムを提供することは間違いない。

世界金融危機以後における中国の金融戦術の変化

新興国の中でも中国は、規模の上でも経済成長の速さでも群を抜いている。⁵⁾ 国際政治上の影響力で見ても、2008年の世界金融危機後は、アメリカと並び、実際上のG2として世界経済ガバナンスに大きく影響する立場にあるように見える (Garrett, 2010)。こうした中国の台頭を見て、その専制政治と特異な経済政策をたてに、アメリカを凌駕し自由主義的世界経済秩序を破壊するものとしてセンセーショナルに書き立てる者もあれば、今の中国の急成長は単に一過性のものとして、まもなく「中所得国の罠 (middle income trap)」にはまって消えていくという懐疑論者もいる。そうした中、世界金融危機以後の中国は自国の金融力を元に多岐に渡る金融戦術を生み出している。

この5年の間に取られた中国の金融戦術でまず目を引くのが、中国政府がその資金力を使って小国・隣国に対して力を伸ばしていることである (II種；二国間攻めの戦術)。上述のSWFの拡大を初め、2012年からはアフリカへの援助を広げ、同年から3年計画で200億ドルの援助を約束。その後、2014年にはその額を300億ドルに増やしている (Brautigam and Gallagher 2014; Ito, Iwata, McKenzie, Noland and Urata 2014)。また、2008年の末以来、中国政府は世界中の約30に及ぶ国々と二カ国間通貨スワップ協定を取り付け、主に貿易収支決済のため現地通貨に対して人民元を融通する仕組みを作っている。⁶⁾ これは、以下に論じる人民元の国際化の下地でもある。

このように中国は多くの国々に対して、二国間で影響力を増す一方、多国間・世界金融

⁵⁾ 2012年の統計によるとBRICS五カ国のなかで、中国は45パーセントの人口を占め、GDPは48パーセント、金とドルの外貨準備に至っては73パーセントに達する。統計の出典：世界銀行

⁶⁾ 中国の通貨スワップ相手国は隣国(韓国、モンゴル、マレーシア、インドネシア、タイなど)、小国(ウズベキスタン、アルバニア、ネパールなど)に限らず、ヨーロッパの国(イギリス、スイスなど)やアジア太平洋各国(オーストラリアやニュージーランド)を含む。2014年の末には経済制裁によるルーブル暴落に苦しむロシアに240億ドル相当の人民元スワップラインを約束している。

秩序に対しても、金融戦術を使って働きかけている。こうした戦術が守りを主眼とするものであるか、攻めに回っているものなのかは解釈の仕方、またはこうした動きを観察する者の中国に対する脅威認識などにより違うが、2000年代末から今日にかけて、特に注目される展開としては、以下の三点が挙げられる。

まず一つ目は、中国の地域金融体制確立に対する支持である。アジア危機を経て、2000年に確立したCMIに代表される地域金融体制を、中国政府は常に支えてきた。中国を始めとする東アジア地域の経済にとって、アジア地域内での金融危機対応の資金提供メカニズムはこうした緊急時に更なる「保険」として機能する金融グローバル化に対する「盾」である。CMIは未だに使われたことがないという批判もあるが、世界金融危機を受けて、二カ国間の通貨スワップを多国間の準備金プールに発展させ、メンバー経済の監視・監督機関としてAMRO (ASEAN Macroeconomic Research Office) を設立するなど、制度化を進めている。このようにIMFの持つ世界規模の機能に追加して、地域に金融体制を立ち上げたことは、既存の世界金融秩序の中での独立した影響力につながっていく。また、これはアジア地域での金融規律を作るうえでも有用な動きである (Katada and Sohn 2014)。

第二に挙げられるのは、中国の米ドル批判と人民元の国際化への動きではないだろうか。人民元の海外での使用 (国際化) への動きは2000年代の半ばから徐々に始まっていたとはいえ、それが本格化したのは、2008年のリーマンショックからである。当時の急激な信用不足・ドル不足は、新興国の経済を深く揺るがし、世界通貨秩序改革の必要性を強く感じさせるものであった。こうした批判の一部として、中国人民銀行総裁、周小川は2009年の春、国際基軸通貨として米ドルのほかにIMFの特別引出し権 (Special Drawing Rights (SDRs)) の使用を増やすよう呼びかけた。人民元を使った通貨スワップを始め、中国政府による人民元の国際化への計画がはっきり示されてくるのもこの頃からである (Volz 2014)。2013年から14年には、人民元の持ち出し・持込の自由な上海自由貿易試験区の設定や、海外各地でオフショア・クリアリングバンクの設立など、国際化への動きは加速している (Eichengreen and Kawai 2014)。近い将来、人民元が国際基軸通貨として成長するかどうか、今の時点で判断するのは難しいとしても、こうした中国政府の動きは世界通貨システムに大きく影響することは間違いない。これを、ドル依存度の非常に高い中国の守りの戦略と取るか、将来の首席通貨 (top currency) を育てようとする攻めの戦略と取るかという判断にも、まだ時間がかかる。⁷⁾

第三に、多国間で取られる中国の金融戦術のなかで、今もっとも注目を引くのは2014年後半に矢継ぎ早に設立されたBRICS開発銀行 (改め「新開発銀行」) とアジアインフラ投資銀行 (Asia Infrastructure Investment Bank-AIIB) であろう。新開発銀行は、BRICS五カ国それぞれが100億ドル出資することにより集めた500億ドルを基に発展途上国を対象にしたインフラ投資を中心に資金援助を始める。また、AIIBは、2013年の10月に中国が提唱し、一年後の2014年10月に20カ国を創設メンバーとして始まった。中国、ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカ共和国の5カ国をメンバーにする新開発銀行はもちろん、AIIBのメンバー20カ国も日本、アメリカ及びヨーロッパ諸国を含めない。これは、

⁷⁾ 人民元が将来、国際基軸通貨になる可能性は低いとする意見も根強い。その阻害要因として、中国の経済規模を上げるものもあれば (Chey 2013)、国内の政治経済要素を上げるものもある (Volz 2014)。

中国が発展途上国の代表として、「世界システムをより民主的で全メンバーを代表し、発展途上国のニーズを反映するようなもの」にしていく努力の現われで (Glosny 2010, 114)、BRICS 各国は南の国々の連携によって「西欧の伝統的ドナーが提唱する開発協力モデルに政治的に対抗できるモデル」を提供しようとするものである (Chen 2014)。特に、こうした伝統的ドナー及び世界銀行や地域開発銀行などによるインフラプロジェクトに対する援助は1980年代以来減り続け、現在では援助額の10パーセントに満たない (Chin 2014, 368)。このように、先進国が政策決定の優位を保つ分野で、中国は他の新興国と協力を深めながら、攻めの金融戦術の剣芸を磨き、世界金融秩序への影響力を強化していることは明らかである。

結び

結びで始めに強調したいのは、この21世紀に入って新興国は大きく金融力をつけ、それに伴って、各種の金融戦術を使うようになってきたということである。従来の国際関係理論体系のもと、経済戦術や金融戦術を先進国・大国バイアスのかかったレンズで判断し、その戦術の具体的な影響を追及しては、これら新興国の新しい戦術ははっきり見えてこない。この研究では、そういった既存の枠組みを超えたアプローチを提唱した。金融戦術を大きく分けて二つの目的(守り・攻め)・標的(二国間・多国間)に分けることによって、新興国の戦略がどう変わってきているかを見極めることが可能になり、新興国が完全に守り一辺倒の立場から、攻めも含めた多岐に渡る金融戦術を使うようになってきたことが明らかにされた。

同時に、中国をはじめとしたBRICSなどの新興国は、現存する世界経済・金融秩序を破壊しようと画策しているわけではない。というのが結びで主張したい第二点である。いくら、経済への政府介入や先進国とは違った経済援助のモデルを提唱しているとはいえ、これらは、今あるモダリティに対して改革を求めるとか、今の世界経済における支配力の緩やかな形での再分配を要求する手段であり、こうした新興国がこれまで恩恵を得てきた世界経済を根本から覆そうとしているわけではない。こうした中、当分の間新興諸国は、自国の利益を追求するべく、守りと攻めの金融戦術を使いながら、世界金融ガバナンスの中で協調行動を取り続けると考えられる。これは、アイケンベリー (Ikenberry 2009) の提唱するリベラルな国際主義3.0版 (liberal internationalism 3.0) を支持するものである。

最後に、中国の経済台頭とそれに伴い特に2013年あたりから顕著に現れてきた積極的で時には攻撃的ともいえる金融戦術が、これからのアジア太平洋地域における力関係に影響を及ぼすことは間違いない。すでに、AIIB設立時においても、中国とアメリカの間でどの国を設立メンバーとして参加させるかで小競り合いがおこっている。⁸⁾ その中、日本は「アジア太平洋」か「東アジア」か、また、「欧米」か「新興国」かという昔から繰り返されてきた綱引きに晒されていくだろう。ただ、第二点で指摘したように、このテンションはオールオアナッシングというものではなく、いかに改革を既存の秩序に取り込んでいく

⁸⁾ アメリカ政府はアジア各国にAIIBの設立メンバーにならないよう外交圧力をかけ、その結果、韓国とオーストラリアは不参加となった。

かという挑戦と見受ける。こうした世界の政治経済権力構造の変動を昔から経験してきている日本は、積極的にこの過渡期を仲介役として活躍することを期待するものである。

※本稿の一部は、Armijo and Katada 2015 として英文で発表された論文をもとに執筆されている。

参考文献

- Andrews, D. M. (2006). "Monetary Power and Monetary Statecraft." *In International Monetary Power*, (ed.) D. M. Andrews. Ithaca: Cornell University Press, 7-28.
- Armijo, L. E., (ed.) (2002). *Debating the Global Financial Architecture*. Albany, NY: SUNY Press.
- Armijo, Leslie Elliott, Laurissa Mühlich, and Daniel C. Tirone. (2014). "The Systemic Financial Importance of Emerging Powers." *Journal of Policy Modeling* 36: S67-S88.
- Armijo, L. E., and C. Roberts. (2014). "The Emerging Powers and Global Governance: Why the BRICS Matter." *In Handbook of Emerging Economies*, (ed.) R. Looney. New York, NY: Routledge.
- Armijo, Leslie Elliott, and Saori N. Katada, (ed.) (2014). *The Financial Statecraft of Emerging Powers: Shield and Sword in Asia and Latin America*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Armijo, Leslie Elliott, and Saori N. Katada. (2015). "Theorizing the Financial Statecraft of Emerging Powers." *New Political Economy*. 20 (1): 42-62.
- Amsden, A. (1992). *Asia's Next Giant: South Korea and Late Industrialization*. New York: Oxford University Press.
- Baldwin, D. A. (1985). *Economic Statecraft*. Princeton: Princeton University Press.
- Bergsten, C. F., and C. R. Henning. (1996). *Global Economic Leadership and the Group of Seven*. Washington, D.C.: Institute for International Economics.
- Bernanke, B. S. (2005). "The Global Savings Glut and the U.S. Current Account Deficit." Sandridge Lecture, Richmond, Virginia: Virginia Association of Economists, March 10.
- Biersteker, T. J. (1993). *Dealing with Debt: International Financial Negotiations and Adjustment Bargaining*. Boulder, CO: Westview Press.
- Blanchard, J. M. F., and N. M. Ripman. (2008). "A Political Theory of Economic Statecraft." *Foreign Policy Analysis* 4 (4): 371-398.
- Blustein, P. (2001). *The Chastening: Inside the Crisis that Rocked the Global Financial System and Humbled the IMF*. New York: Public Affairs.
- Bräutigam, Deborah, and Kevin P. Gallagher. (2014). "Bartering Globalization: China's Commodity-backed Finance in Africa and Latin America." *Global Policy* 5 (3): 346-352.
- Chey, Hyoung-kyu. (2013). "Can the Renminbi Rise as a Global Currency? The Political Economy of Currency Internationalization." *Asian Survey* 53 (2): 348-368.
- Chin, Gregory T. (2014). "The BRICS-led Development Bank: Purpose and Politics beyond the G20." *Global Policy* 5 (3): 366-373.
- Chin, G. T. (2010). "Remaking the Architecture: The Emerging Powers, Self-insuring and

- Regional Insulation.” *International Affairs* 86 (3): 693-715.
- Ciorciari, J. D. (2011). “Chiang Mai Initiative Multilateralization International Politics and Institution-Building in Asia.” *Asian Survey* 51(5): 926-952.
- Cohen, B. J. (1966). *Adjustment Costs and the Distribution of New Reserves*. Princeton: International Finance Section, Dept. of Economics, Princeton University.
- Cohen, B. J. (1998). *The Geography of Money*. Ithaca: Cornell University Press.
- Cohen, B. J. (2006). “The Macrofoundations of Monetary Power.” In *International Monetary Power*, (ed.) D. M. Andrews. Ithaca: Cornell University Press, 31-50.
- Cohen, B. J. (2009). “Dollar Dominance, Euro Aspirations: Recipe for Discord?” *Journal of Common Market Studies* 47 (4): 741-766.
- Devlin, R. (1989). *Debt and Crisis in Latin America: The Supply Side of the Story*. Princeton: Princeton University Press.
- Drezner, D. W. (2008). “Sovereign Wealth Funds and the (In)security of Global Finance.” *Journal of International Affairs* 62 (1): 115-130.
- Dullien, S., B. Fritz, and L. Muehlich. (2013). “Regional Monetary Cooperation: Lessons from the Euro Crisis for Developing Areas?” *World Economic Review* 2: 1-23.
- Eichengreen, B. (2011). *Exorbitant Privilege: The Rise and Fall of the Dollar and the Future of the International Monetary System*. New York: Oxford University Press.
- Eichengreen, B. and R. Hausmann. (1999). “Exchange Rates and Financial Fragility.” NBER Working Paper No. 7418, Cambridge, MA: NBER.
- Eichengreen, B., and M. Kawai. (2014). “Issues for Renminbi Internationalization: An Overview.” ADBI Working Paper 454. Tokyo: Asian Development Bank Institute. <http://www.adbi.org/working-paper/2014/01/20/6112.issues.renminbi.internationalization.overview> (February 17, 2015).
- Frayssinet, F. (2013). “Africa in Debt to Brazil: Forgiveness Isn’t Always Free.” Interpress Service (IPS). September 10. <http://www.ipsnews.net/2013/09/africa-in-debt-to-brazil-forgiveness-isnt-always-free> (February 17, 2015).
- Frieden, J. (1991). *Debt, Development, and Democracy: Modern Political Economy and Latin America, 1965-1985*. Princeton: Princeton University Press.
- Frieden, J. (2007). *Global Capitalism: Its Fall and Rise in the Twentieth Century*. New York: W.W. Norton.
- Gallagher, K. P., A. Irwin, and K. Koleski. (2012). “The New Banks in Town: Chinese Finance in Latin America.” *Inter-American Dialogue Report*, February.
- Garrett, Geoffrey. (2010). “G2 in the G-20: China, the United States and the world after the Global Financial Crisis.” *Global Policy* 1 (1): 29-39.
- Glosny, Michael A. (2010). “China and the BRICs: A Real (but Limited) Partnership in a Unipolar World.” *Polity* 42: 100-129.
- Hamilton-Hart, Natasha. (2014). “The End of Monetary Mercantilism in Southeast Asia?” In *The Financial Statecraft of Emerging Powers: Shield and Sword in Asia and Latin America*, (eds.) Armijo, Leslie, and Saori N. Katada. Basingstoke: Palgrave Macmillan,

77-102.

- Henning, C. R. (2006). "The Exchange-Rate Weapon and Macroeconomic Conflict." In *International Monetary Power*, (ed.) D. M. Andrews. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Henning, C. R., and S. N. Katada. "Cooperation without Institutions: The Case of East Asian Currency Arrangements." In *Asian Designs: Interests, Identities and States in External Institutions*, (ed.) S. Pekkanen. Forthcoming.
- Hirschman, A. (1945). *National Power and the Structure of Foreign Trade*. Berkeley: University of California Press.
- Hufbauer, G. C., J. J. Schott, K. A. Elliott, and B. Oegg. (2009). *Economic Sanctions Reconsidered*. 3rd ed. Washington, DC: Petersons Institute for International Economics.
- Ikenberry, G. John. (2009). "Liberal Internationalism 3.0: America and the Dilemmas of Liberal World Order." *Perspectives on Politics* 7 (1): 71-87.
- Ito, Takatoshi, et al. (2014). "China's Impact on the Rest of the World: Editors' Overview." *Asian Economic Policy Review* 9 (2): 163-179.
- Jervis, R. (1978). "Cooperation under the Security Dilemma." *World Politics* 30 (2): 167-214.
- Katada, Saori N., and Injoo Sohn. (2014). "Regionalism as Financial Statecraft: China and Japan's Pursuit of Counterweight Strategies." In *The Financial Statecraft of Emerging Powers: Shield and Sword in Asia and Latin America*, (eds.) L. E. Armijo, and Saori N. Katada. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 138-157.
- Lukauskas, A. (2002). "Financial Restriction and the Development State in East Asia: Toward a More Complex Political Economy." *Comparative Political Studies* 35 (4): 379-412.
- MacIntyre, A. (2001). "Institutions and Investors: The Politics of the Economic Crisis in Southeast Asia." *International Organization* 55 (1): 81-122.
- Perroni, C., and J. Whalley. (2000). "The New Regionalism: Trade Liberalization or Insurance?" *Canadian Journal of Economics* 33 (1): 1-24.
- Polanyi, K. (1944). *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Times*. Boston: Beacon Press.
- Roberts, Cynthia. (2010). "Introduction" to "Polity Forum: Challengers or Stakeholders? BRICs and the Liberal World Order." *Polity* 42 (1): 1-13.
- Sheng, A. (2009). *From Asian to Global Financial Crisis: An Asian Regulator's View of Unfettered Finance in the 1990s and 2000s*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Steil, B. and R. E. Litan. (2006). *Financial Statecraft: The Role of Financial Markets in American Foreign Policy*. New Haven, CT: Yale University Press.
- Stiglitz, J. E. (2002). *Globalization and Its Discontents*. New York: W.W. Norton.
- Strange, S. (1998). *States and Markets*. London: Bloomsbury Academic.
- Sun, T., and H. Hesse. (2009). "Sovereign wealth funds and financial stability." VOX, March 30. <http://www.voxeu.org/article/sovereign-wealth-funds-and-financial-stability> (February 17, 2015).
- Tammen, Ronald L., Jacek Kugler, Douglas Lemke, Allan C. Stam III, Carole Asharabati, Mark

- Andrew Abdollahian, Brian Efind, and A. F. K. Organski. (2000). *Power Transitions: Strategies for the 21st Century*. New York: Chatham House Publishers of Seven Bridges Press.
- Truman, E. (2007). "Sovereign Wealth Funds: The Need for Greater Transparency and Accountability." *Policy Brief 07-6*. Washington, DC: Peterson Institute for International Economics.
- Volz, Ulrich. (2014). "All Politics is Local: The Renminbi's Prospects as a Future Global Currency." In *The Financial Statecraft of Emerging Powers: Shield and Sword in Asia and Latin America*, (eds.) Armijo, Leslie, and Saori N. Katada. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 103-137.
- Wade, R. (1998). "The Asian Debt-and-development Crisis of 1997-? Causes and Consequences." *World Development* 26 (8): 1535-1553.
- Wade, R. (2004). *Governing the Market: Economic Theory and the Role of Government in East Asian Industrialization*. 2nd ed. Princeton: Princeton University Press.
- Wheatley, J. (2010). "Brazil in "currency war" alert." *Financial Times*, September 27.
- Wise, Carol, Leslie Elliott Armijo, and Saori N. Katada. (eds.) (2015). *Unexpected Outcomes: How Emerging Markets Survived the Global Financial Crisis*. Washington, DC: Brookings Institution Press.

G2時代における韓国の対外通商政策 ——FTAヘッジング戦略*

朴 昶 建

I. はじめに

本研究はアジア-太平洋の政治経済秩序の再編において、韓国の自由貿易協定 (FTA: Free Trade Agreement) がどのような形態に変化しているのかを明らかにするものである。これは揺れるアメリカの覇権と浮上する中国の膨張による地域構想の冷戦構図が次第に可視化する中で発生する勢力の衝突を巡る諸問題を緩和できる外交戦略の模索にも直結する。このような問題意識から出発した本研究では、韓米FTAを通じて、韓国のFTA戦略の変化とアジア-太平洋政治経済の秩序が新たに再編されている原因が何であるかを議論する。

グローバル危機以降、米国の相対的衰退の中で未来の覇権国とされている中国は、現在東アジアで多様な地域貿易協定 (RTA: Regional Trade Agreement) 締結に向けた努力を傾けつつも、周辺国と衝突の様相を見せている。これらは環太平洋経済パートナーシップ協定 (TPP: Trans-Pacific Partnership) と、地域包括的経済連携 (RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership) を通じて東アジアの経済統合の主導権を確保しようとするものである。2005年8月、ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイから始まったP4のTPPは2009年11月、オバマ大統領が米国の参加を電撃宣言し、現在12カ国が商品、サービス、投資、労働及び環境に関する交渉を進めている。2013年3月、日本が参加を宣言し、現在韓国政府も参加を積極的に検討している。一方、RCEPはASEAN諸国、韓・中・日3国とオーストラリア、ニュージーランド、インドを中心に2015年の交渉妥結を目標に進められている。

2014年11月現在、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、日本の、計7カ国がTPPとRCEP交渉に同時に参加している。では、韓国はどのような選択をすべきであるのか。米国の「東アジア再均衡論」と中国の「新型大国関係論」との間で、いわゆる親米であるべきか、親中であるべきかといった、韓国社会での論争は今日では見かけることはない。¹⁾ なぜなら、韓国のように中国の浮上に直接的な恩恵を受けながら、同時に戦略的脅威に晒されている東アジア各国が二重的な態度を示しているという事実を否定できないからである。つまりG2時代における東アジアは経

* この研究は2014年11月29日東京大学アメリカ太平洋研究センターで開催したセミナーで発表した論文を修正及び補完したものである。

¹⁾ James Steinberg and Michael E. O'Hanlon, *Strategic Reassurance and Resolve: U.S.-China Relations in the Twenty-First Century* (Princeton: Princeton University Press, 2014); 이희옥, 「중국의 신형대국론과 한중관계의 재구성」, 『중국학연구』, 제67권 (2014); 박건영, 「오바마의 주관과 긴 과정?: 재균형과 한반도에 대한 함의」, 『한국과 국제정치』, 제29권 3호 (2013); Jeffery A. Bader, *Obama and China's Rise: An Insider's Account of America's Asia Strategy*, (Washington, D.C.: Brookings Institute Press, 2012) を参照。

济協力の空間と安保協力との空間が一致しない二重的特性を持っている。

韓国は現在、米国とFTAを締結後、中国ともFTA締結をしている。グローバル覇権国の米国とこれを追撃する挑戦国の中国ともFTAを締結することで、韓国は勢力転移の両当事国と政治経済的にさらに緊密な関係を形成するようになった。果たしてこのような韓国のFTA戦略は何を意味するのか。東アジアでは、グローバル次元での米国と中国とのパワーシフトと、地域次元での中国と日本との間の勢力転移が同時に進んでいる。このような「二重的勢力転移(dual power transition)」は韓国のFTA推進方向を変化させる主要な変数として作用しているという事実に注目しなければならない。²⁾ IIでより具体的に論議するつもりであるが、この問いに対する回答は、二重的勢力転移の状況を考慮すると、均衡的な取り組み、いわゆる「ヘッジング(Hedging)」戦略からそのヒントを得られるであろう。

このような疑問を解消するため、本研究はまずIIで、G2時代において韓国のFTA戦略がどのように変化しているかを理論的に説明する。IIIでは、韓米FTAを通じて韓国のFTA戦略の実体を明確に把握し、グローバル・ハブ戦略に対する政治的含意を導出する。IVでは、ヘッジング戦略として、韓国のRTA構想に対する議論を政治経済学的観点から考察する。最後にVでは、全体的な論点を要約し、FTAヘッジング戦略のジレンマを提示する。

II. 韓国のFTA戦略変化：グローバル・ハブからヘッジング(Hedging)へ

2014年11月現在、韓国は世界的なFTA拡散傾向に対応し、安定的な海外市場の確保と開放を通じての国内経済の競争力を強化するために、FTAを積極的に推進している。その結果、チリ、シンガポール、EFTA、ASEAN、インド、EU、ペルー、米国、トルコ、中国、ニュージーランドなど49カ国とのFTAを締結している。さらに韓国は、インドネシア、ベトナム、韓中日3カ国、RCEP、日本、メキシコ、GCC等とのFTA交渉を進めており、MERCOSUR、イスラエル、中米、マレーシア等とFTA交渉を検討している状態である。³⁾ このように、過去10年余りのFTA締結の量的成長を土台に韓国はFTA後発国から脱却し、世界的なFTA拡散の主導勢力として急浮上した。

韓国のFTA戦略は、次の四つに優先順位を置いて、推進する傾向を見せている。まず第一は、市場アクセス機会の拡大や産業構造調整の促進等、自由貿易政策推進の経済的実益を保証するFTAを目指すという点である。第二は、国民的共感帯の形成や適切な補償の提供などからそれに対する社会的抵抗を十分に克服することができるFTA、第三は、外交安保的観点からも無理が生じないFTAを推進するという点である。第四は、政府の中長期的な外交目標に合致する、またはそれと調和することができるFTAであるという点である。このような韓国のFTA戦略は橋頭堡の確保(1998-2004年)、巨大経済圏との本格的推進(2005-2008年)、グローバル・ハブ(2008-現在)と呼ばれる3段階の時期へと変化を遂げてきた。

²⁾ 김양희, 「동아시아의 'FTA 도미노'와 차기 정부의 동아시아 FTA 정책에의 함의」, 『동향과 전망』, 87호(2013), 9.

³⁾ 대한민국 산업통상자원부, 「우리나라 FTA 현황」, 2014, <<http://fta.go.kr/main/situation/kfta/ov/>>, (検索日: 2014/10/21).

まず、韓国政府は1998年11月、対外経済調整委員会においてWTOレジームを巡る状況変化へ積極的に対応するため、FTAを通商政策の主要戦略的手段として活用する方針を決めた。これをきっかけに、韓国のFTAは一種の追撃戦略の一環として開始され、FTA拡大のための橋頭堡確保の時期へと突入した。例えば、金大中(キム・デジュン)政権は、韓国の最初のFTA交渉対象国にチリを選択した。これを機に、金大中政権の後を継いだ盧武鉉(ノ・ムヒョン)政権は、同時多発的FTAロードマップを採り入れ、最初のステップとしてチリ(中南米)、シンガポール(東南アジア)、EFTA(ヨーロッパ)、カナダ(北米)などの拠点国とのFTA締結をめざす方針を決め、巨大経済圏国家とのFTA締結のための橋頭堡を確保した。これらFTA対象国のうち、韓国は2004年1月シンガポールとのFTA交渉を開始した。

橋頭堡確保の時期、韓国のFTA戦略は防御的な側面が強かったが、2005年を起点に巨大経済圏との本格的推進を開始し、特に米国とのFTAを推進する攻勢的戦略へと転換した。韓国のFTAの青写真では、巨大経済圏とのFTAを中長期的な戦略の一環として想定していたが、地域拠点国家とのFTAが十分に行われていない時点において米国とのFTA交渉を開始したのは予想外のことであった。これらの戦略の変化は、二つの政策的考慮が反映されている。まず、中国と日本などのような東アジア地域の周辺競争国が攻勢的なFTA戦略を追求している状況では、韓国も防御的なFTA戦略を変更する必要があった。第二に、FTAに対する国内的抵抗などによりFTAの橋頭堡確保戦略が進展を成し遂げられずにいる状況において、米国とのFTA交渉を開始することでFTA推進戦略の突破口を開こうとした。⁴⁾ このように韓国は、世界最大の経済圏である米国とFTAを締結することにより、海外市場での先占効果を享受しながら周辺競争国との競争の中で有利な位置を確保した後、FTA拡大のための国内外の環境を造成しようとした。

韓国は2007年、米国とのFTA交渉を妥結した後、これを基にグローバル・ハブを目指すワンランク上のFTA戦略を推進することになった。韓国はASEAN、米国とFTAを締結して以降、EUとFTA交渉を開始することで「ヨーロッパ-東アジア-米国」を結ぶ「東アジアFTAハブ」として浮上する確固たる体制を整えようとした。⁵⁾ さらに2014年11月、中国とのFTA交渉を妥結した後、グローバル・ハブとしての最後のパズルを完成させようとしている。グローバル・ハブ戦略の目標は、米国、ヨーロッパ、中国などと先制的にFTAを推進することにより、世界の主要市場を先占し、FTAハブとしての地位を積極的に活用し、国内投資誘致の拡大など直接的な経済効果を上げ、今後のFTA競争において有利な位置を確保しようとするものである。

ここで我々が注目すべき点は、韓国のFTAが外延拡大に対して過度に重点を置いた結果、貿易自由化の水準が低いFTAを締結したケースが多く、締結されたFTA間の連携性の不足、および貿易における活用度の低さといった問題点が現れもした。さらに経済的効果の最大化という単一の目標から外れ、政治、安保、社会、文化など様々な国益を同時に追求することができる包括的な目標を指向する必要性が提起されているという事実がある。その代

⁴⁾ Don Moon, "From Latecomer to Forerunner in Global FTA Networks: A Change in South Korea's FTA Policy," *Korean Political Science Review* 44, no. 5 (2010), 101-25.

⁵⁾ 대한민국 외교통상부, 『2007 외교백서』, (서울: 외교통상부, 2007), 171.

表的な懸案は、韓国のRTA構想である。韓国は東アジアとアジア-太平洋地域経済秩序の再編において明確なビジョンを提示できないまま、量的あるいは外形的協力に重点を置く姿勢を見せている。⁶⁾ これにより、現在韓国のFTAが追求しているグローバル・ハブ戦略の限界が指摘されている。よって、韓国が目指すべき新しいFTA戦略の枠組みを模索することは、当面の最大の課題である。

それでは、G2時代において韓国が選択すべき新しいFTA戦略とはどのようなものだろうか。韓国の新しいFTA戦略の核心は、韓米・韓中FTAのバランスのとれた選択と対処に概念的基盤を置いているヘッジング (hedging) からその解決の糸口を見出すことができる。エヴェリン・ゴー (Evelyn Goh) によると、ヘッジングの定義は、「バランス (balancing)、便乗 (bandwagoning) あるいは中立 (neutrality) のような、より露骨な政策を取ることができない状況から脱却するための一連の戦略」であると説明している。⁷⁾ これは、他の戦略を放棄しながらある一つの戦略を取ることを未然に防止し中間地帯を形成する「順序とスピードに合わせる原則」に基づいた「リスク分散戦略」である。このような観点から見ると、韓国は、アジア-太平洋地域における政治経済秩序の構造的変化の中の中心に置かれているため、これに効率的に対処するために過渡期の戦略的手段として「二股かけ」が考えられているといえる。このように韓国がヘッジング戦略によりFTAを推進しているのは、次のような戦略的選択を考慮しているからである。

まず第一に、グローバル勢力転移の構造的状況への考慮である。2014年現在、中国のGDPが米国を追い越し世界第1位の経済規模になるとの見方が一般論となっている。問題は、その時期がいつになるのかという予測に関する論争である。2010年に出版された日本の内閣府政策統括報告書によると、2030年の世界経済に占める中国のGDPの割合は23.9%に達すると見られており、同時期の米国は17%、日本は5%、インドは4%と推定されている。⁸⁾ さらに、経済急成長により、中国の軍事費も大幅に増加すると予測される。現在、米国は中国より4~5倍多くの軍事費を支出している。しかし、米国は世界金融危機以降、国内経済の困難と共に軍事費削減が避けられない状況となっているのに対し、中国は急速に成長する経済を背景に軍事費を継続的に増加している。従って、米国が現在のようにGDPの4.7%を軍事費として継続的に維持する場合、2030年頃の中国に比べて2倍の軍事費を支出することになるが、GDPの3%に減少する場合、中国が米国の軍事費を超える、あるいは対等となることが予想される。⁹⁾ この意味でヘッジング戦略は、グローバル勢力転移の構造的状況の中で、韓国の経済・安定的価値を確保するための戦略的考慮である。

第二に、地域ガバナンスの重層化が存在する規範的現実への考慮である。東アジアは経済協力の拡大と共に、様々な形態の地域協力が重層的に形成されている面を見せている。ここで言う「重層的」とは、「一つの地域レジームを中心に拡大と深化の過程を経ながら発

⁶⁾ 유 현석, 「동아시아 공동체 논의와 한국의 전략」, 『한국정치외교사논총』, 제32집 2호 (2010).

⁷⁾ Evelyn Goh, “Understanding ‘Hedging’ in Asia-Pacific Century,” *PacNet* 43, 2006, accessed Oct. 20, 2014, <http://csis.org/files/media/isis/pubs/pac0643.pdf>.

⁸⁾ 内閣府政策統括官室『世界経済の潮流』(2010年5月)。

⁹⁾ Office of the Secretary of Defense, “Military and Security Developments Involving the Peoples’ Republic of China,” *Annual Report to Congress* (2010).

展する地域プロジェクトではなく、既存の地域レジームが存在する中で、地域プロジェクトを制度化するための新しい試みが何度も行われること」を意味する。¹⁰⁾ 韓国のRTA構想は、地域戦略の状況に応じて「東アジア」と「アジア - 太平洋」地域で交差される重層的な地域主義として表れている。これらの重層的な地域ガバナンスは、韓国のFTA戦略をヘッジングとして加速させている。例えば、2013年6月、韓国の産業通商部は「新通商政策ロードマップ」を発表し、中国を中心とした東アジア統合市場と米国主導の環太平洋統合市場を連結する「コア軸 (linchpin)」の役割を果たす、という構想を打ち出した。¹¹⁾ その結果、韓国は中国の利害関係が尖鋭に絡み合っているRCEPとの交渉を進めているだけでなく、米国主導のFTAであるTPP交渉にも関心を示している。

第三に、スイング (swing) 国家としての利害関係を調整する行為的役割への考慮である。スイング国家は、国際社会において自らの秩序を形成することはできないが、地政学的に重要な位置にあるため、一定の国力を持ちながら役割の拡大にふさわしい対外政策を用いて柔軟に対処する。¹²⁾ 米中大国の政治からの直接的な影響圏に入っている韓国は、ヘッジング戦略を通じて東北アジア地域の二重勢力転移に備えようとするスイング国家の性格を持っている。なぜなら、理論的に不確実な国際環境において、相手国の意図が不明な場合、国家が採択する代替的な外交としてヘッジング戦略は、システム内で国家間の力配分の様相によって変わり、その目的も異なってくるからである。よって米中関係の様相が不確実な現時点において、韓国のFTAヘッジング戦略は、中国の浮上とその意図をどのように認識するかが最も重要な変数となる。¹³⁾ この意味で韓国は、スイング国家として経済と安保を連携、あるいは結合させることができるFTAヘッジング戦略を開発し、状況変化に適応するための順応的次元ではなく、現状を切り抜けて新たな状況を造成することができる主導的役割が必要である。

Ⅲ. 韓米FTA推進におけるグローバル・ハブFTA戦略の虚と実

2006年1月、ワシントンで開かれた閣僚級戦略対話において、韓国の盧武鉉 (ノ・ムヒョン) 政府は駐韓米軍の「戦略的柔軟性」を了承した。そして2月、ワシントンで金鉉宗 (キム・ヒョンジョン) 通商交渉本部長とロブ・ポートマン (Rob Portman) 米国貿易代表部代表が、韓米FTA交渉を公式宣言した。これによって、両国はFTA推進を発表し、同年6月から交渉を開始、2007年4月交渉妥結後の同年6月、韓米FTAに署名した。しかし、韓米FTAの批准に向けた道はあまり順調ではなかった。米国は国内政治リーダーシップの変化による反作用で、2009年に発足したオバマ行政政府の自動車産業に対する不公正を政治化させ

¹⁰⁾ 박창건, 「동아시아 거버넌스로서의 일본형 FTA」, 『국제정치논총』, 제 52 권 4 호 (2012), 43.

¹¹⁾ 산업통상자원부, 「신통상로드맵 수립」, 2013, <http://www.motie.go.kr/motie/py/brf/motiebriefing/motiebriefing8.do?brf_code_v=8#header>, (検索日: 2014/11/01).

¹²⁾ Richard Fontaine and Daniel M. Kliman, “Fontaine Order and Global Swing States,” *The Washington Quarterly* 36, no. 1 (2013).

¹³⁾ 이수형, 「동아시아 안보질서에서 강대국과 중견국의 헤징전략」, 『한국과 국제정치』, 제 28 권 3 호 (2012), 15.

て再交渉を要求し、韓国はいわゆる狂牛病騒動を経験しつつ農産物開放に対する強い抵抗を受け、韓米FTAの発効は遅れることとなった。こうした両国国内の政治的問題が韓米FTAの足を引っ張っているように見えたが、ついに2010年12月、追加交渉を通じた妥結後、2011年10月と11月に国内批准を終え、韓米FTAは2012年3月15日に発効されるに至った。

韓米FTA推進過程を振り返ってみると、戦略的価値を基盤とした韓米同盟強化論の立場から説明することができる。¹⁴⁾ まず、韓国が韓米FTAを推進することを決定した理由は、対米輸出の拡大、サービス産業の競争力の強化、対韓投資の拡大など、主に経済的利益が作用したと伝えられている。これに加え、外交安保的利益も十分に考慮して決定したという状況が明らかにされている。第一に、韓国は韓米FTAが韓米同盟を補完、あるいは強化してくれるという政治的期待に対する考慮があった。このような期待は、韓米FTA推進に合意した直後の2006年2月8日、潘基文(バン・ギムン)外交通商部長官の内外信定例ブリーフィングを通じて知ることができる。彼は「韓米同盟が軍事同盟から経済同盟に拡張・強化されることにより、両国が追求する躍動的・包括的パートナー関係の発展が強固になること」という立場を明らかにしつつ、韓米FTAの政治的意味を強調した。第二に、対北朝鮮政策、対中国政策、駐韓米軍の戦略的柔軟性問題、韓国内の反米感情などにより発生した両国の異見と葛藤が、同盟の亀裂になることを防ぎ、緊密な関係の回復のための外交安保的利益に対する考慮であった。第三に、韓米FTAを通じて東北アジア地域での韓国の影響力と位相を高める一方、米国との経済同盟を通じて中国と日本を牽制するという戦略的利益も考慮されたと考えられる。¹⁵⁾ このように韓米FTAは、通商拡大という経済的目的と安保の強化という政治的目的を同時に追求する「混合目的型FTA」の先例となるであろう。¹⁶⁾

それならば、韓米FTAを推進することを決定した米国の意図は何だったのだろうか。韓国市場の先占を通じて、関税引き下げ及び廃止による貿易自由化、対米投資の拡大、サービス市場開放などがもたらす経済的利益だけでなく、テロの拡散と中国の浮上という安保的脅威の中で既存の同盟関係を深化するための戦略的利益が考慮されたと判断される。2006年2月14日、アレクサンダー・バーシュボウ(Alexander Vershbow)駐韓米国大使は、韓米FTAが米国にとって魅力的な理由として次のように述べている。第一に、先進経済を成し遂げた韓国とのFTAは米国にとって大きな経済的効果をもたらすものであること。第二に、韓国は米国の重要な同盟国として、東北アジアにおいて主要な地域の戦略的パートナーであるため、韓米FTAは、韓米関係を一層強固にするものであること。第三に、韓米FTAはアジア-太平洋地域の経済的連携を堅固にし、東北アジア地域での米国の貢献と意味ある介入に対する名分をもたらしてくれるものであること。第四に、韓米FTAは韓国の経済改革をより一層促進させる契機となるものであること。¹⁷⁾ このような主張を一

¹⁴⁾ 朴建建「韓国のFTA推進戦略と東アジア地域主義」『北東アジア研究』第16号(2008年)、165頁。

¹⁵⁾ Seungjoo Lee, "The Economy-Security Nexus in East Asia FTAs," in *Linking Trade and Security: Evolving Institutions and Strategies in Asia, Europe, and the United States*, eds. Vinod K. Aggarwal and Kristi Govea (New York: Springer, 2013), 151.

¹⁶⁾ 『연합뉴스』, 2007/04/02.

¹⁷⁾ Alexander Vershbow, "US-Korea Free Trade Pact Expected to Foster Sustainable Growth," *US Fed News Service, Including US State News*, Feb. 14, 2006.

層綿密に分析すると、米国は自国の政治経済的利益を実現するための手段としてFTAを「外交安保化」していることがわかる。特に、米国は中国を潜在的脅威として認識し、韓米FTAを通じて東アジア地域において中国の影響力が拡大するのを制御しようとする戦略的意図を現わし始めた。なぜなら、2000年代に入って中国の経済成長が継続すると、「中国崩壊論」は力を失い始めることになり、むしろ米国と中国間の「勢力転移」に対する議論が本格化してきたためである。

実際に、東アジア地域での中国の影響力が急速に拡大する一方、米国の影響力は相対的に減少し始めた。脱冷戦後にも東アジアでの軍事力の均衡は維持されているが、中国の経済的成長は中国と周辺諸国との経済的相互依存を深めている。例えば、韓中と中日貿易量は、韓米と米日貿易量を超え、韓国と日本の対中輸出力は対米輸出力を超過した。さらに、中国は香港、ASEAN、チリ、パキスタン、ニュージーランド、韓国とFTAを締結しており、日本をはじめ、様々な国家とのFTA推進を検討している。このように、中国が東アジア域内で自国の影響力を拡大している状況の中、米国は自身の影響力を維持するために再均衡 (rebalancing) 政策を樹立した。例えば、ヒラリー・クリントン (Hillary Clinton) 元国務長官が初の海外歴訪地域として欧州ではなく東アジアを選択し、「米国の太平洋世紀 (America's Pacific Century)」における役割を強調しながら、今後の東アジア問題に積極的に介入することを明らかにした。¹⁸⁾ このような「東アジアへの回帰 (pivot to East Asia)」という政策樹立の核心には、中国の浮上と、これによる米国を排除した形の地域主義の発展を牽制するための戦略が内包されていると判断される。

このような状況の文脈において、21世紀の東アジア地域が国際政治経済の戦略的領域として登場する中で、この地域の経済秩序の再編はこれまでにないほどに不透明かつ流動的な性格を帯びるようになった。¹⁹⁾ その主な理由は、米中関係の様相が不確実性に置かれている過渡期のためである。従って、グローバル・ハブ戦略を推進している韓国においては、FTA戦略の再確立が切実に求められる時点であるといえる。周知の如く、グローバル・ハブFTA戦略は、米国、欧州、中国などとのFTAを先制的に推進することにより、世界主要市場においての先占効果を楽しみ、FTAハブとしての地位を積極的に活用し、国内投資誘致の拡大など直接的な経済効果を上げ、今後のFTA競争の中で有利な位置を確保するための目標を持っている。しかし、このようなグローバル・ハブ戦略は、東北アジア地域の秩序をある程度予測できる時期には適合するが、二重勢力転移が進行中の不確実な過渡期に選択すべきFTA推進戦略であるのかに対する疑問が慎重に提起されている。なぜなら、韓国は今後のFTA戦略推進において、東アジア貿易秩序樹立の過程で、主導権を巡って競争する米国と中国の対立が深化することを防止し、域内協力と米中協力を強化することを念頭に置かなければならないためである。よって、この時点で韓国は、順序と速度を

¹⁸⁾ Hillary Clinton, "American's Pacific Century," *Foreign Policy*, Nov. 2011, accessed Nov. 10, 2014, http://www2.warwick.ac.uk/fac/soc/pais/research/easg/easg_calendar/america27s_pacific_century_2011.pdf.

¹⁹⁾ Aaron L. Friedberg, "The Geopolitics of Strategic Asia, 2000-2020," in *Asia's Rising Power and America's Continued Purpose*, eds. Ashley J. Tellis, Andrew Marble and Travis Tanner (Washington, D.C.: The National Bureau of Asian Research, 2010), 25-44.

合わせるという原則を基盤にした、「安定した呼吸」の一環として、FTA 戦略をヘッジングに転換させなければならない。

IV. ヘッジング (Hedging) 戦略として韓国の RTA 構想

一般的に RTA の締結は FTA と同じく、経済的相互依存の増大だけではなく、地域安全と平和構築に寄与する。リチャード・ボールドウィン (Richard Baldwin) とジャモビーチ・ダニ (Jaimovich Dany) は、伝染的な FTA 締結を実証的に分析しつつ、域内の貿易創出と転換効果を経済的に説明している。彼らは、東アジア地域における FTA の拡散は、一つの FTA が新たな FTA を触発しながら、競争国間に FTA を連鎖的に結んで行くドミノ現象として現れていることを指摘した。²⁰⁾ また、エドワード・マンズフィールド (Edward D. Mansfield) とジョン・ピブハウス (Jon Pevehouse) は、RTA が協定当事国間の葛藤を抑制し、協力的な関係を促進すると主張した。彼らは、RTA は当事国間の緊張を緩和し、葛藤を解決できる制度的ネットワークを構築することで、葛藤の解決に肯定的に寄与することを明らかにしている。²¹⁾ このような理論的論議は、現在進行中の北米自由貿易協定 (NAFTA: North American Free Trade Agreement)、欧州連合 (EU: Europe Union)、RCEP、TPP、環大西洋貿易パートナーシップ (TTIP: Transatlantic Trade and Investment Partnership)、韓中日 FTA などのような RTA の今後を決める重要な物差しとなっている。

ここで周知しなければならない点は、韓国の RTA 構想が、東アジア地域の二重勢力転移過程において、主導権を巡って争う米国と中国の立場に柔軟に対処していく戦略を講じなければならないという事実である。しかしながら、韓国の RTA 構想は、東アジアあるいはアジア太平洋地域経済秩序に対する明確なビジョンを提示できないまま、量的・外形的アプローチに重点を置く傾向を見せている。このような問題が発生した始発点は、他ならぬ韓米 FTA の締結である。面白いことに韓国は米国との FTA 締結後、RCEP と TPP に対して微温的な立場を示してきた。なぜなら、韓米 FTA が韓国の RTA 構想の構造的な変数として作用していたためである。しかし、米国の FTA 戦略から RCEP と TPP を見ると、いざという時に相互の利害関係が満たされれば、いつでも韓米 FTA の優先順位を下げ、新たな妥協点を見つけることができる広域 FTA へと発展させられる余地を残している。このように東アジアの貿易秩序を巡る米中間の競争的協同が深まっている現時点において、韓米 FTA は韓国の RTA 構想をヘッジング戦略に誘引する転換点となった。言い換えれば、米国と中国が中・長期的にアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP: Free Trade Area of the Asia-Pacific) を通じて FTA 締結を念頭に置いているために、韓国は経済的効果の極大化という単一目標から脱し、政治、安保、社会など多様な国益を追求することができるヘッジング戦略として、RTA 構想を推進しなければならないということである。

ヘッジング戦略が必要な理由は三つに要約できる。第一は、「東アジア (East Asia)」と

²⁰⁾ Richard Baldwin and Dany Jaimovich, "Are Free Trade Agreement Contagious?" *CEPR Discussion Paper*, 7904.

²¹⁾ Edward D. Mansfield and Jon Pevehouse, "Trade Blocs, Trade Flows, and International Conflict," *International Organization* 54, no. 4 (2000), 775-808.

いう地域単位の区分が不明確になっているためである。ヘットネ (Hettne) とショドルbaum (Söderbaum) は、地域空間 (regional space)、地域複雑性 (regional complexity)、地域社会 (regional society)、地域共同体 (regional community)、地域-国家 (region-state) という核心概念についての明瞭な確立を通じて地域単位を説明した。²²⁾ 多少の異見はあるが、一般的に1997~98年の通貨危機をきっかけに、東アジアは「ASEAN+3 (韓中日)」13か国に規定され、一つの地域 (region) 単位として広く通用してきた。それにもかかわらず、2005年に本格的に発足した東アジア首脳会議 (East Asian Summit) では日本が中国を牽制するという次元で、協力体の構成員を既存のASEAN+3のみに限らず、インド、オーストラリア、ニュージーランドの合流を実現させた。さらに2011年からは、米国とロシアもこれに加勢し、東アジアという地域単位のアイデンティティと凝集力が徐々に弱化し始めた。その結果、EASはこれ以上東アジア地域のみを代表する政治協力体ではなくなってしまい、ASEAN+3の制度化は曖昧になった。このように、明確な基準なく政治的目的によってメンバーシップを拡大した東アジアは、制度化の協力空間の不一致を生み出している。つまり東アジアを巡るRTAに関する論議は、非常に可変的であるという事実には留意しなければならない。

第二は、地域経済統合の「新たな枠組み (wholesale reconfiguration)」が行われているためである。韓米FTAが東アジア自由貿易協定 (EAFTA: East Asian Free Trade Area) に積極的に介入するための出発地であるなら、その終着駅はFTAAPであり、TPPは中間駅程度と説明できるであろう。これは韓国が追求するRTA構想がヘッジング戦略として、TPPとRCEPが互いに妥協可能な一つの広域FTAであるFTAAPに収斂される可能性があることを示唆している。仮に米国主導のTPPと中国主導のRCEPが対立構図に置かれているとしても、韓国のRTA構想が二者択一を迫られる状況がいつまでも続くことはないであろう。なぜならば、FTAAPがAPEC加盟国による広域FTAとして、世界最大の工場とともに市場である中国と東アジア、そして世界最大の購買力を誇る米国が合流するRTAであるだけに、その経済的効果と戦略的価値はいずれのRTAよりも高いためである。²³⁾ このような理由で、米中両国は2014年11月11日、中国の北京で開かれた第22回APEC首脳会議でFTAAPの構築に向けたロードマップを正式に採択することに合意した。²⁴⁾

第三は、中日間の裏面化された協力戦略が展開される可能性があるためである。RCEPは表面的にはASEANが主導したように見えるが、その裏面を見ると、東アジア地域

²²⁾ Björn Hettne and Fredrik Söderbaum, "Theorising the Rise of Regionness," *New Political Economy* 5, no. 3 (2000), 461-68.

²³⁾ Chunding Li and John Whalley, "China and TPP: A Numerical Simulation Assessment of the Effects Involved," *NBER Working Paper*, 18090 (2012); Peter A. Petri and Michael G. Plummer, "The Trans-Pacific Partnership and Asia-Pacific Integration: Policy Implications," *Policy Brief* 12-16 (Washington, D.C.: Peterson Institution for International Economics, 2012); Mireya Solis and Saori Katada, "Unlikely Pivotal States in Competitive Free Trade Agreement Diffusion: The Effect of Japan's Trans-Pacific Partnership Participation on Asia-Pacific Regional Integration," *New Political Economy* (January 2014), <http://dx.doi.org/10.1080/13563467.2013.872612>; Evelyn Devadason, "The Trans-Pacific Partnership (TPP): The Chinese Perspective," *Journal of Contemporary China* 23, no. 87 (2014).

²⁴⁾ The Guardian, Nov. 11, 2014.

協力の枠組みに対する中国と日本の政治的妥協の産物でもある。例えば、2011年8月、ASEAN+6 経済長官会議時、日本と中国は「EAFTA 及び CEPEA 構築を加速化するためのイニシアチブ」という共同提案において、中国主導の EAFTA になろうが、日本主導の CEPEA になろうが、共通分母になる貿易投資自由化を議論する作業部会の設置を提案した。²⁵⁾ そしてこれは EAS で正式に採択された。ここで周知しなければならない点は、東アジアの FTA 議論において中日両国が主導権争いをしながらも、特定の利害関係が満たされれば、韓国を排除していつでも妥協点を見つけ、裏面化された協力戦略を展開することができるということである。こうした意味で、韓国はスイング国家として、仕方なくある一方を選択して埋没されるよりは、それを避けることができるヘッジング戦略を展開し、ASEAN との連帯強化においても選択的な考慮をしなければならないだろう。

V. 結論

韓国の FTA は、締結の速度と量的拡大の面では独歩的である。グローバルなレベルにおいて、韓国のように世界 15 位の経済規模の国家の中で 3 大巨大経済圏と FTA を発効した国は、韓国が唯一である。韓国が意図しようがしまいが、韓米 FTA が締結された瞬間、すでに競争関係にある周辺国との FTA ドミノは、予告されていたことである。その代表的な事例が 2013 年 3 月、日本の TPP 参加宣言であった。これは日本が韓米 FTA による米国市場内における韓国企業との競争の劣位を挽回すると同時に、東アジア経済統合の主導権を巡り、中国を牽制するため、米国との共同戦線を構築しようとする戦略的選択であったと言える。このような一連の対応を米国の東アジア再均衡政策として理解した中国は、2014 年 11 月韓国との FTA 締結を通じて向かい火を放っている。

しかし、筆者は現時点で、順序と速度合わせという原則を基盤にしたリスク分散として、FTA ヘッジング戦略の有効性を強調している。これは二重勢力転移が進行中である東アジア地域において、覇権を維持しようとする米国とこれに挑戦する中国との間で、韓国が推進しなければならない RTA 構想とも直結しているためである。とても興味深い事実は、東アジア地域は、経済と安保協力の空間は不一致であるが、制度化された広域 FTA の主な空間は、韓中日 FTA、RCEP、TPP の三つの空間に多層化され、しばらくの間重畳されながら併存する様相が続くであろうという点である。従って、韓国は RTA 構想においても、どちらか一方に定めて推進するよりは、これを柔軟に対応できるヘッジング戦略を展開した方が中長期的観点で有利であろう。

最後に、本研究で議論している韓国の FTA ヘッジング戦略のジレンマに関して指摘する。II で言及したが、ヘッジングは、不安定な空間、領域、時期と関連して間接的な均衡とともに関与政策を取っており、葛藤と対立を事前に防止あるいは回避するための一時凌ぎの戦略である。よって、ヘッジング戦略は決して FTA 政策基調の核心になることはできない。これは「息継ぎ戦略」の一環として採択されているため、これを考慮して先のことを準備する新たな対応戦略を必ず開発しなければならないであろう。

²⁵⁾ 経済産業省「東アジア地域包括的経済連携(RCEP)」(2012) <http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/activity/rcep.html> (検索日: 2014/11/10)。

【参考文献】

- 内閣府政策総括官室『世界経済の潮流』(2010年5月)。
 経済産業省「東アジア地域包括的経済連携(RCEP)」、2012年、
 <http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/activity/rcep.html>
 (検索日:2014/11/10)。
- 朴昶建「韓国のFTA推進戦略と東アジア地域主義」『北東アジア研究』第16号、2008年12月。
 김양희, 「동아시아의 ‘FTA 도미노’ 와 차기 정부의 동아시아 FTA 정책에 의 함의」, 『동향과 전망』, 87호 (2013)。
- 대한민국 산업통상자원부, 「우리나라 FTA 현황」, 2014,
 <<http://fta.go.kr/main/situation/kfta/ov/>>, (検索日:2014/10/21)。
- 대한민국 외교통상부, 『2007 외교백서』, (서울: 외교통상부, 2007)。
- 박건영, 「오바마의 주관과 긴 과장?: 재균형과 한반도에 대한 함의」, 『한국과 국제정치』, 제29권 3호 (2013)。
- 박창건, 「동아시아 거버넌스로서의 일본형 FTA」, 『국제정치논총』, 제52집 4호 (2012)。
 산업통상자원부, 「신통상로드맵 수립」, 2013,
 <http://www.motie.go.kr/motie/py/brf/motiebriefing/motiebriefing8.do?brf_code_v=8#header>, (検索日:2014/11/01)。
- 유 현석, 「동아시아 공동체 논의와 한국의 전략」, 『한국정치외교사논총』, 제32집 2호 (2010)。
 이수형, 「동아시아 안보질서에서 강대국과 중견국의 헤징 전략」, 『한국과 국제정치』, 제28권 3호 (2012)。
- 이희옥, 「중국의 신행대국론과 한중관계의 재구성」, 『중국학연구』, 제67권 (2014)。
 『연합뉴스』, 2007/04/02。
- Bader, Jeffery A. *Obama and China's Rise: An Insider's Account of America's Asia Strategy*. Washington, D.C.: Brookings Institute Press, 2012.
- Baldwin, Richard and Dany Jaimovich. "Are Free Trade Agreement contagious?" *CEPR Discussion Paper*, 7904.
- Clinton, Hillary. "American's Pacific Century." *Foreign Policy* (Nov. 2011): 1-11.
 <http://www2.warwick.ac.uk/fac/soc/pais/research/easg/easg_calendar/america27s_pacific_century_2011.pdf>, (検索日:2014/11/10)。
- Devadason, Evelyn. "The Trans-Pacific Partnership (TPP): The Chinese Perspective." *Journal of Contemporary China* 23, no. 87 (2014): 462-79.
- Goh, Evelyn. "Understanding 'Hedging' in Asia-Pacific Century." *PacNet* 43 (2006),
 <<http://csis.org/files/media/isis/pubs/pac0643.pdf>>, (検索日:2014/10/20)。
- Fontaine, Richard and Daniel M. Kliman. "International Order and Global Swing States." *The Washington Quarterly* 36, no. 1 (2013): 93-109.
- Friedberg, Aaron L. "The Geopolitics of Strategic Asia, 2000-2020." In *Asia's Rising Power and America's Continued Purpose*, edited by Ashley J. Tellis, Andrew Marble and Travis Tanner, 28. Washington, D. C.: The National Bureau of Asian Research, 2010.
- Lee, Seungjoo. "The Economy-Security Nexus in East Asia FTAs." In *Linking Trade and Security: Evolving Institutions and Strategies in Asia, Europe, and the United States*,

- edited by Vinod K. Aggarwal and Kristi Govella, 135-56. New York: Springer, 2013.
- Li, Chunding and John Whalley. "China and TPP: A Numerical Simulation Assessment of the Effects Involved." *NBER Working Paper* 18090 (2012).
- Mansfield, Edward D. and Jon Pevehouse. "Trade Blocs, Trade Flows, and International Conflict." *International Organization* 54, no. 4 (2000): 775-808.
- Moon, Don. "From Latecomer to Forerunner in Global FTA Networks: A Change in South Korea's FTA Policy." *Korean Political Science Review* 44, no. 5 (2010): 101-25.
- Office of the Secretary of Defense. "Military and Security Developments Involving the Peoples's Republic of China." *Annual Report to Congress* (2010).
- Petri, Peter A. and Michael G. Plummer. "The Trans-Pacific Partnership and Asia-Pacific integration: Policy implications." *Policy Brief* 12-16, Washington, D.C.: Peterson Institution for International Economics, 2012.
- Solis, Mireya and Saori Katada. "Unlikely Pivotal States in Competitive Free Trade Agreement Diffusion: The Effect of Japan's Trans-Pacific Partnership Participation on Asia-Pacific Regional Integration." *New Political Economy* (January 2014). <http://dx.doi.org/10.1080/13563467.2013.872612>.
- Steinberg, James and Michael E. O' Hanlon. *Strategic Reassurance and Resolve: U.S.-China Relations in the Twenty-First Century*. Princeton: Princeton University Press, 2014.
- Vershow, Alexander. "US-Korea Free Trade Pact Expected to Foster Sustainable Growth." *US Fed News Service, Including US State News* (Feb. 14, 2006).
The Guardian (Nov. 11, 2014).

論文

The Implication of Aesthetic Appreciations of Nature: Comparison of Emerson and Thoreau

Maki Sato

要 旨

アメリカにおける環境思想の系譜を辿ると、ヨーロッパのロマン主義に影響を受け、19世紀アメリカにおいて超絶主義哲学を打ち出したラルフ・ワルド・エマソンによる美的印象を継起にした自然解釈と、一時期エマソンと活動を共にし、ウォルデンの森における実践的生活を描写したヘンリー・デービッド・ソローをもってアメリカ自然思想の源流と紹介しているものが多い。エマソン、ソローは、共に自然の美的な側面を基軸に、自然を生命の源として捉え、自然と人間が同質的なものであるとの解釈から、自然を通して合理主義や物質主義への懐疑を示し、超絶主義哲学の樹立を試みたものとしてロマン主義との比較から解釈が進められている。最近では、アメリカにおけるネーチャー・ライティングの祖として文学研究の対象としても注目されている。日本においては、彼らの著作において、東洋思想（インド哲学や孔子の引用など）の影響が顕著に見られることから朱子との比較や、日本のナチュラリストと標榜される鴨長明、宮沢賢治、南方熊楠との思想比較などが研究されている。本稿では、こうした従来の環境思想、あるいは比較思想的な分析の潮流とは異なり、現代アメリカにおける分析美学の潮流から派生した環境美学の原点として、改めてエマソンとソローの著作に着目する。エマソンとソローの語る「自然」概念が、同じ超絶主義哲学の範疇に分類されながらも、エマソンは概念的、形而上的自然概念を基に議論を進めたのに対し、ソローは実践を通じた感覚的自然概念に基づいた議論を展開したことを指摘する。また、エマソンとソローの思想を比較する試みを通して、現代に通底する自然保護における二元論的解釈、すなわち人間中心主義的自然観と生物中心主義的自然観が、既にエマソンとソローの思想から汲み取れることを指摘する。その上で、改めてエマソンとソローの思想が現代の自然保護思想の原点として与える含意を検討する。

Introduction

Ralph Waldo Emerson (1803-1882) and Henry David Thoreau (1817-1862) are both well known as active members of the American Transcendentalist movement which developed in the middle of the nineteenth century in New England, in the Eastern region of the United States. Emerson and his close follower Thoreau both emphasized the Transcendentalist idea of the unification of the individual and nature, attained through the quest for self-cultivation and deeper knowledge of the “Self”. Consequently, their attempts to establish a lasting connection with the principle of order underlying all things in the universe – what Emerson calls the “Supreme Being” and Thoreau calls the “laws of Nature” through the aesthetic appreciation of nature imply the importance of harmony between humans and nature. Whereas previous

scholarship on Emerson and Thoreau has emphasised the similarities and continuity between their views on nature as central figures of the Transcendentalist movement, in this article, I would like to suggest an alternative reading of Emerson's *Nature* and Thoreau's *Walden* to highlight their differing views on nature, which we might take as indications of a still-nascent but flourishing movement in environmental thinking in the United States during that time.

The first section consists of a brief overview and examination of the place of their thought within the context of Western perceptions of nature, focusing particularly on changes in perception which took place from the sixteenth to twentieth century. In the second section, by taking a closer look at their writings, especially their respective usages of "nature" and "Nature", their differing views on nature will be highlighted. The third section argues that though both Emerson and Thoreau appreciate nature in an aesthetic manner and emphasize the importance of individual's spiritual relationship with nature, Emerson has a rather more intuitive, ideological understanding of nature which paradoxically leads him to an anthropocentric view, whilst Thoreau, based on his lived experiences, has a practical understanding of nature leading him to form a bio-centric (eco-centric) view on nature.

1. Where Emerson and Thoreau Belong in the Historical Development of Western Perception of Nature

How has Western society perceived nature throughout its history, and where should Emerson and Thoreau be positioned in terms of the paradigm changes and shifts which have occurred in the perceptions of Western society toward nature? As Deborah Slicer notes, "American philosophers are still hesitant to include Emerson and Thoreau in their canon, finding Emerson's Transcendentalism/idealism too crude and mystical and, [...] Thoreau's *Walden* more rant than argument and/or more poetry than conceptual analysis."¹⁾ However, in this section, I would like to examine how their thoughts can be positioned with respect to Western philosophical views of nature, through a brief overview of the shifts in the perception of nature which have occurred in Western philosophy.

R. G. Collingwood²⁾ argued that the idea of nature has changed throughout history and that attempts to understand nature as an object are a reflection of an analogy between matter and mind.³⁾ By careful examination and analysis of the perception of "changing" and "unchanging" nature,⁴⁾ Collingwood divides the history of human perceptions of nature into

¹⁾ Deborah Slicer, "Thoreau's Evanescence", *Philosophy and Literature* 37, no. 1 (2013): 179-98, 182.

²⁾ Robin George Collingwood, *Idea of Nature* (New York: Oxford University Press, 1960).

³⁾ Sociologist Murray Bookchin has further analysed the relationship of human and nature. He points out that "the domination of nature by human stems from the very real domination of human by human." Murray Bookchin, *The Ecology of Freedom: The Emergence and Dissolution of Hierarchy* (Oakland: AK Press, 2005).

⁴⁾ Instead of "changing" and "unchanging", Worster uses the word "moved" and "unmoved mover". Donald Worster, *Nature's Economy: A History of Ecological Ideas*, 2nd ed. (Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1994), 128.

three stages: Ancient Greek,⁵⁾ Renaissance (sixteenth to eighteenth century),⁶⁾ and Modern.⁷⁾ Using his analysis as a basis, the challenge of this section is to examine where and whether Romanticism, which Emerson and Thoreau were greatly influenced by, might be placed as regards the changes and shifts in Western perceptions of nature.

In the ancient Greek-Roman stage, according to the cosmology of the times, nature was thought of as a macrocosm of organic matter with wisdom, whilst the human was thought of as a microcosm⁸⁾ residing in nature. For the Ancient Greeks, the world of nature is “a continual and all-pervading change”⁹⁾ – a Greek axiom being “nothing is knowable unless it is unchanging.”¹⁰⁾ During the sixteenth to eighteenth century (the Renaissance period according to Collingwood’s division), though both human and nature were believed to be the creation of God, nature was gradually regarded as something that connotes primeval barbarism. The Cartesian and Newtonian framework encouraged this perception by separating human from nature. It was argued that behind this world of so-called “secondary qualities”, there is a “law”: the true object of natural science. Natural laws were knowable because of their unchanging character, through observation of changing matter. Perceptions of nature shifted, in Cartesian thought, to one of nature as mechanical matter, and Newtonian thought added to this a materialistic view that sees nature as substance which simply follows the set of natural laws. With such a materialistic and mechanical view introduced, nature was gradually turned into a commodity that could be exploited for the sake of human needs.

According to Collingwood and Donald Worster, the Darwinian concept of evolution made a huge impact on Western views on nature: nature is no longer mechanical. It was the abandonment of the mechanical conception of nature, nature as a closed system, in favour of nature as an open system. The idea of “evolution” was an epoch-making discovery that changed the prevailing conception of living organisms from one in which all species came into existence “fully-formed” or complete and persisted unchanged (as a species) through time, to

⁵⁾ Collingwood analysed Ionians, Pythagoreans, and Aristotle in his Greek cosmology.

⁶⁾ The European Renaissance which began in Italy, is generally considered to have begun in the fourteenth century and lasted until the seventeenth century. Collingwood’s definition of Renaissance is therefore unique in a way. He referred to Copernicus, Giordano Bruno, Bacon, Kepler, Galileo, Spinoza, Newton, Leibniz, Berkeley, Kant, and Hegel to summarize views on nature during Renaissance. He identified Hegel as a key person in the transition to the modern view of nature. Collingwood, *Idea of Nature*, 4-9.

⁷⁾ Here, Collingwood analyses Darwin, Bergson for the concept of life, Alexander and Whitehead for the modern cosmology.

⁸⁾ In the field of environmental ethics, it is more common to compare the Judeo-Christian view with the Greco-Roman view on nature. As Lynn White pointed out in his article “The Historical Roots of Our Ecologic Crisis”, both views are thought to be the origin of the traditional dualistic view which separates human from nature. According to the Judeo-Christian, humans are a special creation superior to other creatures. The Greco-Roman tradition regards the human as a creature in unique possession of rational powers which can be exercised over other creatures.

⁹⁾ Collingwood, *Idea of Nature*, 11.

¹⁰⁾ *Ibid.*

one according to which various species might come into existence or become extinct, in which living organisms are subject to constant change.¹¹⁾

In his theory of the three stages set forth in *Idea of Nature*, Collingwood did not mention the cultural movement of Romanticism which, I would argue, can be understood as a kind of reversion of the perception of nature, countering the Cartesian-Newtonian view on nature. Romanticism, as it emerged in Europe, is often understood as a reaction to the Industrial Revolution,¹²⁾ the rapid and all-encompassing development of science and the scientific viewpoint, and the consequent rationalization of nature. The drastic change in lifestyle caused by the Industrial Revolution brought a boom among the newly emerging European middle class for finding the picturesque and sublime in the wilderness and for the new leisure-activity of traveling in the countryside to see the beauty of wild nature.¹³⁾ Such a movement can be described as a complete reversal of the attitude toward nature which had been prevalent in the sixteenth to eighteenth century.¹⁴⁾ From the Romantic viewpoint, the natural world “supersedes mere empirical description, and becomes about how consciousness finds itself, or a record of itself, in the world.”¹⁵⁾ Though the Romantic standpoint in viewing the natural world could be described as a shift in perception toward a more ecological or organic view that tries to unite humans and nature, its social impact on the Western view of nature and its influence on nature conservation and modern environmentalism have long been ignored and denied.^{16) 17)}

¹¹⁾ Although Darwinian theory differentiated between humans and nature, it also encouraged a view of human society as being involved in a process of development, a view which can be traced in the Marxist theory of historical materialism.

¹²⁾ Industrial Revolution is generally defined as the transition to new manufacturing processes in the period from about 1760 and 1770 to sometime between 1820 and 1840.

¹³⁾ The concepts of the “sublime” and “picturesque” emerged through the newly founded academic field of Aesthetics, started by Kant (1724-1804), followed by Edmund Burke (1729-1797) and Hegel (1770-1831).

¹⁴⁾ The development of, and the change in, the perception of nature at that time are well articulated by Marjorie Hope Nicolson through her careful literary study. According to Nicolson’s research, up to the Romantic era, mountains and wilderness were regarded as something to be feared and avoided. Marjorie Hope Nicolson, *Mountain Gloom and Mountain Glory: The Development of the Aesthetics of the Infinite* (Ithaca: Cornell University Press, 1959).

¹⁵⁾ Onno Oerlmans, *Romanticism and the Materiality of Nature* (Toronto: University of Toronto, 2002), 33.

¹⁶⁾ Alan Liu’s declaration that “there is no nature” in his reading of Wordsworth is regarded as a work representing a trend for negating Romanticism’s influence on environmentalism. Alan Liu, *Wordsworth: The Sense of History* (Stanford: Stanford University Press, 1989), 38.

¹⁷⁾ Jonathan Bate opened the door in connecting the romantic age to environmentalist thought. Jonathan Bate, *Romantic Ecology: Wordsworth and the Environmental Tradition* (London: Routledge, 1991). Following Bate, Onno Oerlmans has been attempting to “see an important and mutually beneficial overlap between romanticism and environmentalism” through his survey in the twentieth century environmentalists thought from Arne Naess through to Carolyn Merchant, Patrick Murphy, and Greg Easterbrook, finding a common aspiration to root value in the objective, physical world. Oerlmans, *Romanticism and the Materiality of Nature*, 13.

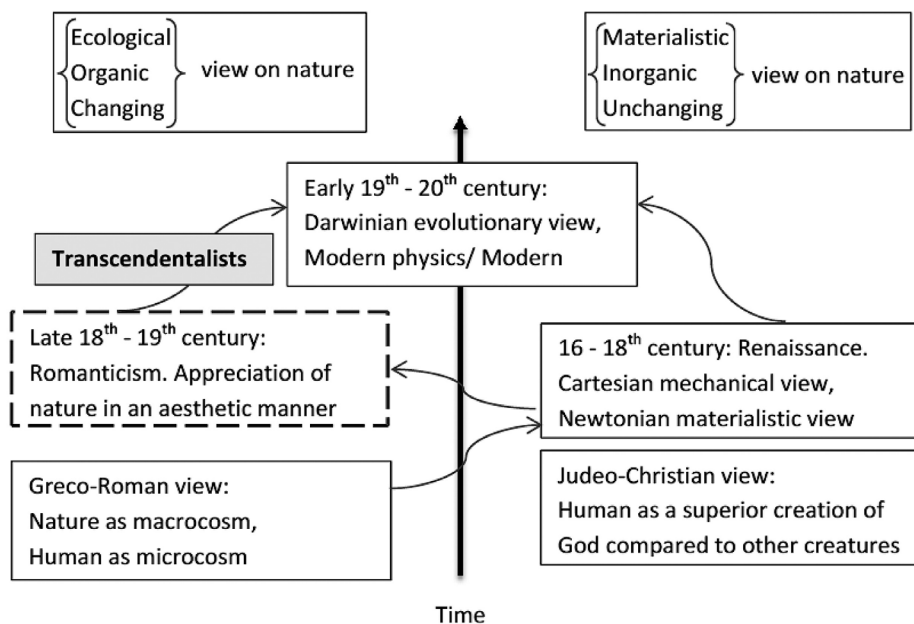


Figure 1 Changes in the Perception of Nature

The above argument can be illustrated as in Figure 1, a diagram of the changes which have occurred in the perception of nature from the Ancient Greeks to the nineteenth and twentieth century. The current of ecological thinking which regards nature in a holistic manner (nature as one huge organism including humans); and the materialistic view of nature (or the attempt to scientifically understand and utilize nature for the sake of human benefit) act as argument and counter-argument to each other over the course of the history of these changes in perception. I added Romanticism to Collingwood's idea and placed Darwin's view in between the organic and inorganic views of nature. Darwin's view has been placed in the centre because of its complex conception of non-human living organisms, influenced by preceding Western views of whether such organisms have consciousness or not.¹⁸⁾

Emerging from the cultural periphery, the Transcendentalism of Emerson and Thoreau flourished in the middle of the nineteenth century, sometime after Romanticism in Europe. Emerson, during his trip to Europe in 1833, is known to have been strongly influenced

¹⁸⁾ According to Collingwood, "Darwin never for a moment thought of nature as a conscious agent". Collingwood, *Idea of Nature*, 135. However, Peter Singer argues that the concepts of animal liberation and animal rights are implicit in Darwin's view and that their roots can be found in Darwin's book entitled *Expression of the Emotions of Man and Animals*. Singer suggests that Darwin was already aware that animals also feel pain, indicating that he was prepared to recognize the equality of animal and human. Peter Singer, *Animal Liberation* (New York: Avon Books, 1990).

by the well-known leading authors of Romanticism, Wordsworth¹⁹⁾ and Coleridge.²⁰⁾ 21) Emerson's writings may be analysed as belonging to the late Romantic era, when the majority of the intellectuals associated with the movement held an ecological and organic view of nature as a counter-ideal to rapid industrialization.²²⁾ Emerson published *Nature* in 1836 with a first printing of 500 copies (according to Atkinson, it was not reissued until 1847).²³⁾ *Nature*, considered as "the philosophical constitution of transcendentalism",²⁴⁾ can be read as an expression of a "strong desire for self-definition and spiritual liberation"²⁵⁾ which also provokes awareness of the wonders of nature as manifestations of the Supreme Being, God.

Thoreau's *Walden*, first published in 1854, also garnered very little attention from the reading public. Though the strong influence of Emerson can be traced in *Walden*, Thoreau emphasizes the importance of living a simple life. Because of his detailed descriptions of the beauty of Walden Pond and his appraisals of wilderness,²⁶⁾ Thoreau is regarded as "one of the first environmentalists in American history."²⁷⁾ The underlying influence of Romanticism on both Emerson and Thoreau suggest that they can be interpreted as transitional figures in the change of perception from a Romantic to Darwinist view of nature.

¹⁹⁾ Worster writes: "Romanticism in western culture. Led by such figures as Wordsworth, Schelling, Goethe, and Thoreau, a new generation sought to redefine nature and man's place in the scheme of things" Donald Worster, *Nature's Economy: A History of Ecological Ideas* (Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1985), 81.

²⁰⁾ Richard E. Brantley, *Anglo American Antiphony: The Late Romanticism of Tennyson and Emerson* (Gainesville, Flo: University Press of Florida, 1994).

²¹⁾ Kerry McSweeney, *The Language of Senses: Sensory Perceptual Dynamics in Wordsworth, Coleridge, Thoreau, Whitman, and Dickinson* (Liverpool: Liverpool University Press, 1998).

²²⁾ Robin Grey, *The Complicity of Imagination: The American Renaissance - Contest of Authority, and Seventeenth century English culture* (Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1997).

²³⁾ Ralph Waldo Emerson, *The Complete Essays and Other Writings of Ralph Waldo Emerson*, ed. Brooks Atkinson (New York: Modern Library, 1950). Biographical introduction by Brooks Atkinson.

²⁴⁾ H. Clarke Goddard, *Studies in New England Transcendentalism* (New York: Hillary House Publishers, 1960), 33.

²⁵⁾ Vassalina Runkwitz, "The Metaphysical Correspondence between Nature and Spirit in the Visions of the American Transcendentalists". *TRANS*, 12, 2011, available at <http://trans.revues.org/473> (accessed 10th September, 2014).

²⁶⁾ Thoreau writes, "How near to good is what is *wild!* Life consists with wildness. The most alive is the wildest. Not yet subdued to man, its presence refreshes him. One who pressed forward incessantly and never rested from his labors, grew fast and made infinite demands in life, would always find himself in a new country or wilderness, and surrounded by the raw materials of life" from "Walking". Henry David Thoreau, *Walden and Other Writings of Henry David Thoreau*, ed. Brooks Atkinson (New York: The Modern Library, 1937), 615.

²⁷⁾ Alireza Manzari, "Nature in American Transcendentalism," *English Language and Literature Studies* 2, no.3 (2012): 62.

Scholars such as Donald Worster,²⁸⁾ David Pepper,²⁹⁾ Timothy O’Riordan,³⁰⁾ and Roderick Nash³¹⁾ have endeavoured, from the perspective of environmental history, to inquire into how the modern American ecological view has been shaped. According to their studies, Emerson’s and Thoreau’s Romantic attitude toward nature can be considered “a remarkable source of inspiration and guidance for the subversive activism of the recent ecology movement.”³²⁾ One way of reading Transcendentalism is as “a response to scientific empiricism”,³³⁾ an attempt to view nature in a different way. The Transcendentalist movement might be considered a direct descendent of Romanticism, representative of a transitional era in the stream of changes undergone by the Western philosophical view of nature.

2. Differences between Emerson’s and Thoreau’s Views on Nature

Acknowledged as Transcendentalists of the mid-nineteenth century, both Emerson and Thoreau have been the subject of study mainly for literature scholars, especially those interested in nature writing (environmental writing).³⁴⁾ Transcendentalist interpretations of nature influenced American literature “in particular the works of Nathaniel Hawthorne, Herman Melville, and Walt Whitman”.³⁵⁾ Their works are often compared with those of British Romantics such as Wordsworth, Coleridge, Tennyson and Carlyle, or of German Romantics such as Goethe. The influence of Chinese philosophers, Lao-Tzu (老子), Zhuang-Zhou (莊子) and Zhu-Xi (朱子) on the Transcendentalists has also been studied among Chinese and Japanese scholars.^{36) 37)}

²⁸⁾ Donald Worster, *Nature’s Economy: A History of Ecological Ideas* (Cambridge University Press, 1985).

²⁹⁾ Pepper provides an overview and analysis of the development of modern environmental thoughts as being closely intertwined with the development of science and technology. David Pepper, *The Roots of Modern Environmentalism* (London: Routledge, 1984), Chapter 3.

³⁰⁾ O’Riordan, by dividing the modern twentieth century environmentalist movement into eco-centric and techno-centric, argues that eco-centrism in the modern environmentalist movement is rooted in late-nineteenth-century American Romantic Transcendentalism. Timothy O’Riordan, *Environmentalism*, (London: Pion, 1981).

³¹⁾ Roderick Nash, *Wilderness and the American Mind* (New Haven: Yale University Press, 1973).

³²⁾ Donald Worster, *Nature’s Economy: A History of Ecological Ideas*, 2nd ed. (Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1994), 58.

³³⁾ Christopher Windolf, *Emerson’s Nonlinear Nature* (Columbia: University of Missouri Press, 2007), 49.

³⁴⁾ According to Thomas J. Lyon, the categorization of a given text as Nature Writing is based on whether they have the following three dimensions: “natural history information, personal responses to nature, and philosophical interpretation of nature”. Thomas Jefferson Lyon, *This Incomparable Land: A Guide to American Nature Writing* (Minneapolis: Milkweed Editions, 2001), 20.

³⁵⁾ Manzari, “Nature in American Transcendentalism,” 61-68.

³⁶⁾ Yoshio Takanashi, *Emerson and Neo-Confucianism: Crossing Paths over the Pacific* (New York: Palgrave Macmillan, 2014).

³⁷⁾ Yao-hsin Chang, *Chinese Influence in Emerson, Thoreau, and Pound* (Ann Arbor, Mich.: University Microfilms International, 1984).

It is commonly accepted amongst scholars that Transcendentalists are “not systematic philosophers, bent on arranging the pattern of life into a logical sequence”,³⁸⁾ and their works are criticized as “little more than a collection of “thoughts”, of individual aspirations and manifestations distilled from the sunshine and the mist over the river”.³⁹⁾ Among the Transcendentalist group, the mutual friendship of Emerson and Thoreau has been closely studied and is a well-known fact from their biographies: Walden Pond situated in the woodlands of Concord, Massachusetts, where Thoreau spent his two years, was a property belonging to his friend and mentor, Emerson.⁴⁰⁾ Though their friendship and their ideological similarity have often been dealt with by scholars, Slicer concludes that Thoreau “disassociated himself from Emerson’s Transcendentalist view of nature as symbol”.⁴¹⁾

In the following section, I would like to compare their views on nature by focusing on Emerson’s *Nature* and Thoreau’s *Walden*. I would like to argue that although both of them are classified as Transcendentalists, their aesthetic appreciation and their interpretation of nature – inspired by finding beauty, good, and truth through observation of nature – can be read in such a way that their perceptions of nature can be seen to fundamentally differ from each other.

2.1 The Uses of *Nature* and *nature* in Emerson and Thoreau

To reveal the fundamental notion underlying Emerson’s and Thoreau’s views on nature, I would like to focus on their usage of the word, ‘nature’. They both appear to intentionally differentiate between the usage of “nature” (with ‘n’ uncapitalized) and “Nature”⁴²⁾ (with ‘n’ capitalized). A careful reader will surely notice that “nature” and “Nature” have different connotations in both of their writings. However, to my knowledge, this has not yet been given sufficient attention. The word “nature” can be found 156 times in Emerson’s *Nature*, whilst in Thoreau’s *Walden* it only appears 100 times. Among the 156 occurrences of the word “nature” in Emerson’s *Nature*, 17 of them (approximately 10%) start with a capitalized N differentiated from “nature” written in small letters, the corresponding share in Thoreau being 50 of the 100 (50%).⁴³⁾

2.2 Emerson’s View on “nature” and “Nature”

Emerson describes “nature” as follows: “Under the general name of commodity, I rank

³⁸⁾ Thoreau, *Walden and Other Writings of Henry David Thoreau*, xiv.

³⁹⁾ *Ibid.*, xiv.

⁴⁰⁾ John T. Lysaker and William John Rossi, *Emerson & Thoreau: Figures of Friendship* (Bloomington, In.: Indiana University Press).

⁴¹⁾ Slicer, “Thoreau’s Evanescence,” 179-98, 181.

⁴²⁾ Emerson also uses “*Nature*” in italics and “NATURE” in capitals, both seen on p.4 of *Nature* in R.W. Emerson, *The Complete Essays and Other Writings of Ralph Waldo Emerson*, ed. Brooks Atkinson (New York: The Modern Library, 1950).

⁴³⁾ To clarify the different usages, occurrences of the word “Nature” found at the beginning of sentences are excluded, and only “Nature”, with ‘n’ capitalized, found in the sentences are counted.

all those advantages which our senses owe to *nature*.⁴⁴⁾ [...] these splendid ornaments, these rich conveniences, this ocean of air above, this ocean of water beneath, this firmament of earth between[,] this zodiac of lights, this tent of dropping clouds, this striped coat of climates, this fourfold year. Beasts, fire, water, stones, and corn serve him.”⁴⁵⁾ ⁴⁶⁾ His description of “nature” begins with the commodity of the raw materials of nature, and is followed by the depiction of the abundant natural environment surroundings us. In his view, “nature” never fails to recall in him beauty and sublimity, which is evident from his including a separate chapter on “*Beauty*”. In his view nature is a source for humans to recognize beauty: “A NOBLER want of man is served by *nature*, namely, the love of Beauty. [...] the simple perception of natural forms is a delight. The influence of the forms and actions in *nature* is so needful to man, that, in its lowest functions, it seems to lie on the confines of commodity and beauty.”⁴⁷⁾ And through the divine beauty of “nature”, through “the dewy morning, the rainbow, the mountains, orchards in blossom, stars, moonlight, shadows in water”⁴⁸⁾ in “combination with the human will”,⁴⁹⁾ humans are able to see the “mark”⁵⁰⁾ of the “Supreme Being”,⁵¹⁾ God.

Emerson also regards “nature” as a simple reflection of the immanent self, using it as a symbol or metaphor for the human mind: “Every natural fact is a symbol of some spiritual fact. Every appearance in *nature* corresponds to some state of the mind”.⁵²⁾ Following this logic, because “nature” is a narrative of the individual’s state of mind “few adult persons can see *nature*. [...] The lover of *nature* is he whose inward and outward senses are still truly adjusted to each other; who has retained the spirit of infancy even into the era of manhood.”⁵³⁾

Emerson explains further that “because the whole of *nature* is a metaphor of the human mind”,⁵⁴⁾ what is disagreeable in “nature” could be interpreted merely as a state of the pure mind or spirit of the person who observes it: “The immobility or bruteness of *nature*, is the absence of spirit; to pure spirit it is fluid, it is volatile, it is obedient.”⁵⁵⁾ Because of man’s mind, nature can be seen as multifaceted - beautiful and sublime yet brutal, sordid, and filthy. For Emerson, nature is a “spectacle”⁵⁶⁾ and a “phenomenon”,⁵⁷⁾ as are the ever-changing state

⁴⁴⁾ In order to highlight their usage, I have chosen to italicize “nature” and “Nature” cited above and henceforth throughout this paper, though they are not italicized in the original texts.

⁴⁵⁾ From the passages before, “him” stands for “man”.

⁴⁶⁾ Ibid., 7-8.

⁴⁷⁾ Ibid., 9.

⁴⁸⁾ Ibid., 11.

⁴⁹⁾ Ibid.

⁵⁰⁾ Ibid.

⁵¹⁾ Ibid., 35.

⁵²⁾ Ibid., 15.

⁵³⁾ Ibid., 6.

⁵⁴⁾ Ibid., 18.

⁵⁵⁾ Ibid., 42.

⁵⁶⁾ Ibid., 28.

⁵⁷⁾ Ibid., 31.

of man's culture and the subordinating powers of his mind: "It is the uniform effect of culture on the human mind [...] to lead us to regard *nature* as phenomenon, not a substance."⁵⁸⁾

In contrast to the underlying notion he gave to "nature", he describes "Nature" as follows: "Philosophically considered, the universe is composed of *Nature* and the Soul."⁵⁹⁾ ⁶⁰⁾ [...] *Nature*,⁶¹⁾ in the common sense, refers to essences unchanged by man."⁶²⁾ This implies "Nature" consonant with "the universal soul he [man]⁶³⁾ calls Reason".⁶⁴⁾ In fact, in Emerson's mind "Nature" is another name for the "Supreme Being" and it is only through "nature" that humans can intuitively sense the existence of "Nature". He thus writes, "The aspect of *Nature* is devout. Like the figures of Jesus, she stands with bended head and hands folded upon the breast. The happiest man is he who learns from *nature* the lesson of worship."⁶⁵⁾ "Therefore is *Nature* ever the ally of Religion: lends all her pomp and riches to the religious sentiment. Prophet and priest, David, Isaiah, Jesus, have drawn deeply from this source. This ethical character so penetrates the bone and marrow of *nature*, as to seem the end for which it was made."⁶⁶⁾ Emerson uses "Nature", in a way, as a conceptual focal point for the "Supreme Being",⁶⁷⁾ the incorporeal existence of which we learn through the unfolding of "nature".

Other than the intuitive understanding of "Nature", Emerson emphasizes the importance of Art, that "Nature" reveals itself through the will of humans and the work of "nature", and that only through the collaborative work of human and "nature" can ultimate beauty be realized: "Thus is Art a *nature* passed through the alembic of man. Thus in art does *Nature* work through the will of a man filled with the beauty of her first works. [...] But beauty in *nature* is not ultimate. It is the herald of inward and eternal beauty, and is not alone a solid and satisfactory good. It must stand as a part, and not as yet the last or highest expression of the final cause of *Nature*."⁶⁸⁾

Emerson emphasizes not only the importance of Art but also the Ideal philosophy as the manifestation of "Nature", writing, "Our first institution in the Ideal philosophy is a hint from

⁵⁸⁾ Ibid., 27.

⁵⁹⁾ According to the study done by Buell, "Emerson's concept of Spirit, Mind and Soul is treated as synonyms". Lawrence Buell, "Ralph Waldo Emerson," in *The American Renaissance in New England* eds. Joel Myerson and Wesley T. Mott (Detroit, Michigan, Gale Research Co. 1986), 5. Lawrence Buell, *New England Literary Culture from Revolution Renaissance* (Cambridge: Cambridge University Press, 1986).

⁶⁰⁾ Bishop has analysed and discussed Emerson's view on morality and understanding of the "Over-Soul". Jonathan Bishop, *Emerson on the Soul* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1964).

⁶¹⁾ This "Nature" is originally printed in Italic.

⁶²⁾ Ibid., 4.

⁶³⁾ The word in square brackets is not in the original text.

⁶⁴⁾ Ibid., 15.

⁶⁵⁾ Ibid., 34.

⁶⁶⁾ Ibid., 23.

⁶⁷⁾ Ibid., 35.

⁶⁸⁾ Ibid., 14.

Nature herself.”⁶⁹⁾ Because of what “Nature” implies in Emerson’s philosophy (a higher being from the perspective of humans), a harmony has to be built between human and “Nature” (not “nature”) with the state of mind of humans being reflected in Nature: “A life in harmony with *Nature*, the love of truth and virtue, will purge the eyes to understand her text.”⁷⁰⁾

2.3 Thoreau’s View on “nature” and “Nature”

Thoreau, influenced by Emerson in the early stages of his career, also differentiates between “nature” and “Nature” in his usage of the terms. Though Thoreau uses “nature” multiple times to mean “the basic or inherent features, character, or qualities of something,”⁷¹⁾ in this section, I will focus only on the word “nature” used to refer to “the phenomena of the physical world collectively, including plants, animals, the landscape, and other features and products of the earth, as opposed to humans or human creations.”⁷²⁾

Thoreau’s references to “nature” suggest a conception of simple nature providing what is “*necessary of life* ... Food, Shelter, Clothing, and Fuel”⁷³⁾ and where all living things reside. For example, he writes of “the variety and capacity of that *nature* which is our common dwelling.”⁷⁴⁾ He often laments that the nature seen by humans is limited, and believes that other living animals see nature in a different way from how humans do. This leads him to think that the hooting of owls under the twilight woods points to “a vast and undeveloped *nature* which men have not recognized.”⁷⁵⁾

Thoreau frequently mentions animals and it is interesting to see that in his first chapter, “*Economy*”, there appear tamed animals such as hens, cats, oxen, horses, rams, lambs, and dogs. Over the course of the book, his field of vision gradually widens to include wild and smaller animals such as worms, sparrows, wild pigeons, owls, hawks, foxes, squirrels, skunks, rabbits, marmots, and woodchucks. Through reading his detailed observations of the interrelations among living organisms, it becomes clear that Thoreau has an openhearted trust in the optimizing work of nature, which becomes fully evident in the chapter entitled “*Spring*”. The lively description of nature awakening from its winter sleep convinces him of the harmonious work of nature: “In almost all climes the tortoise and the frog are among the precursors and heralds of this season, and birds fly with song and glancing plumage, and plants spring and bloom [...] and preserve the equilibrium of *nature*.”⁷⁶⁾

⁶⁹⁾ Ibid., 28.

⁷⁰⁾ Ibid., 20.

⁷¹⁾ “nature,” Oxford Dictionaries, accessed 10th September, 2014. <http://www.oxforddictionaries.com/definition/english/nature>.

⁷²⁾ Ibid.

⁷³⁾ Ibid., 11. Italic and capital letters as in the original text.

⁷⁴⁾ Ibid., 113. “nature” is originally not in italics.

⁷⁵⁾ Ibid., 114.

⁷⁶⁾ Ibid., 279.

Thoreau's doubtfulness and his cynical views on human society and the societal system can be traced in every chapter of *Walden*. When relating his views on nature, his ironical question paradoxically signifies the purity and earnestness of nature in contrast to the human, as he writes: "who estimates the value of the crop which *nature* yields in the still wilder fields unimproved by man?"⁷⁷⁾ For Thoreau, nature is a substance that is being plundered by humans, as can be seen in his harsh criticism of the traders in Concord, who take whatever the nature can provide and turn their takings into commercial commodities without paying much attention to nature's genuine work: "animal, vegetable, or mineral [...] will come out an excellent dun-fish for a Saturday's dinner."⁷⁸⁾ In contrast to his views on people coming from urban areas to Concord, he openly admires people who live closer to nature, of whom he writes, "His life itself passes deeper in *nature* than the studies of the naturalist penetrate; himself a subject for the naturalist. [...] He gets his living by barking trees. Such a man has some right to fish, and I love to see *nature* carried out in him."⁷⁹⁾ He further mentions concretely: "Fishermen, hunters, woodchoppers, and others, spending their lives in the fields and woods, in a peculiar sense a part of *Nature* themselves, are often in a more favorable mood for observing her".⁸⁰⁾ Because of his idealism concerning a way of life closer to nature, Thoreau is known to have begun extensive reading on indigenous American Indians in his later years, during the 1850's.⁸¹⁾ Unlike Emerson's "nature" as "immanent self", Thoreau uses "nature" as a more concrete, direct term to refer to nature as matter per se.

For Thoreau, "Nature" is not always something that is related to the doctrine of the Supreme Being as Emerson conceives of it. Rather "Nature" recalls in him something of those natural laws which are the essence of nature at work, what he explicitly calls the "principle of all the operations of *Nature*".⁸³⁾ A further explanation of this principle can be found in the following passage: "the laws of *Nature*, we should need only one fact, or the description of one actual phenomenon, to only a few laws, and our result is vitiated, not, of course, by any confusion or irregularity in *Nature*, but by our ignorance of essential elements in the calculation."⁸⁴⁾

Based on empirical knowledge attained through farming and careful observation of nature, Thoreau sees the world flourishing with other living organisms and he confesses, "We are not

⁷⁷⁾ Ibid., 142.

⁷⁸⁾ Ibid., 109.

⁷⁹⁾ Ibid., 254.

⁸⁰⁾ Ibid., 189.

⁸¹⁾ Thoreau's interest on American Indians is articulated in Robert Sayre, *Thoreau and the American Indians* (Princeton: Princeton University Press, 1977).

⁸²⁾ Some of the other materials on Thoreau's writings on American Indians can be downloaded: "Selections from 'The Indian Notebooks' (1847-1861) of Henry D. Thoreau", <https://www.walden.org/documents/file/Library/Thoreau/writings/Notebooks/IndianNotebooks.pdf>, (accessed 10th September, 2014).

⁸³⁾ Ibid., 275.

⁸⁴⁾ Ibid., 259.

wholly involved in *Nature*. [...] I only know myself as a human entity.”⁸⁵⁾ In his view, “Nature” is filled with lively living organisms, a constantly changing substance: “There is nothing inorganic. [...] *Nature* is ‘in full blast’ within.”⁸⁶⁾ Thoreau’s “Nature”, “continually repairs”⁸⁷⁾ and reproduce itself as a holistic living organism: “I love to see that *Nature* is so rife with life that myriads can be afforded to be sacrificed and suffered to prey on one another.”⁸⁸⁾

Though the difference between Thoreau’s usages of “nature” and “Nature” is subtle when compared to that of Emerson’s, “Nature” for Thoreau can be summarized as a manifestation of conceptual universal truth which human should learn from: “let us first be as simple and well as *Nature* ourselves”.⁸⁹⁾ For Thoreau, “Nature” does not imply the existence of the Supreme Being, but is a manifestation of universal truth itself, a truth according to which humans - along with other living organisms - live in an ideal balance with each other and where the economics of nature take place on a daily basis. Thus, whereas Emerson’s sense of “Nature” is more vertical, Thoreau sees “Nature” in more horizontal and perhaps more liberal terms: “I go and come with a strange liberty in *Nature*, a part of herself.”⁹⁰⁾

Table 1 Comparison of “nature” and “Nature” in Emerson and Thoreau

	Emerson	Thoreau
Appearances of <i>nature</i>	124 times	45 times
Appearances of <i>Nature</i>	17 (+15 as for sentence start)	50 (+5 as for sentence start)
Appreciation of <i>nature</i>	“nature” as ephemeral phenomena: as a reflection of “mind” “self”	“nature” as matter: nature per se (in regard to human)
Appreciation of <i>Nature</i>	“Nature” as a conceptual focal point to the “Supreme Being”	“Nature” as a manifestation of conceptual Universal truth
Consequence of Appreciation	Conceptual, Metaphysical	Practical, Physical, Empirical

The above argument can be summarized in Table 1. For Emerson, “nature” is a reflection of the human “mind” and “self”, thus more ephemeral “phenomena” than mere material substance. Thoreau uses “nature” in a straightforward way, as substantial matter, as nature per se. When Emerson uses “Nature”, it is used as a conceptual focal point for the “Supreme Being”. According to Emerson’s interpretation of the doctrine of the “Supreme Being”, it is only through “nature” that humans can sense the existence of Spirit, Mind and Soul. On the

⁸⁵⁾ Ibid., 122.

⁸⁶⁾ Ibid., 275.

⁸⁷⁾ Ibid., 170.

⁸⁸⁾ Ibid., 283.

⁸⁹⁾ Ibid., 70.

⁹⁰⁾ Ibid., 117.

⁹¹⁾ Ibid., 259.

other hand, for Thoreau, “Nature” is used, in a certain sense, as a manifestation of conceptual universal truth, or natural law, or in his words, “the description of one actual phenomenon”.⁹¹⁾

The conceptual distinctions evident in the differing usages of “nature” and “Nature” by Emerson and Thoreau reveal fundamental differences in their respective underlying notions of nature. Though they both appreciate nature in an aesthetic way, it is apparent that they strove toward different styles in their interpretations of nature. It can be concluded that while Emerson appreciates nature on a conceptual and metaphysical level, Thoreau, based on his empirical relation with nature, appreciates nature on a practical and physical level.

3. Emerson’s and Thoreau’s Views on the Human-Nature Relationship

Continuing the line of argument begun in Section 2, in this section, I would like to draw out Emerson’s and Thoreau’s views on the relationship between humans and nature implicit in the distinction they make between “nature” and “Nature”. Here, I would like to argue that with his conceptual and metaphysical bent of mind with a way of thinking which tended toward the conceptual and metaphysical, Emerson’s sense of “nature” tends towards an anthropocentric viewpoint, while his sense of “Nature” points to a monistic view of the human-nature relationship. On the other hand, due to his physical and practical experiences, Thoreau’s views on “nature” suggest bio-centrism (eco-centrism),⁹²⁾ while his usage of “Nature” is indicative of his dualistic view of the human-nature relationship. The rest of this paper will endeavour to present possible reasons for, and the internal logic behind, their respectively anthropocentric and bio-centric views on nature. From this point on, *nature* will be used solely to mean “*nature per se*”.

3.1 Emerson’s Anthropocentrism through His View on “nature”

Emerson acknowledges that “A man is fed, not that he may be fed, but that he may work”,⁹³⁾ that human have to work to gain benefits from *nature*. He recognizes the delicately intertwined work of *nature*’s on-going process and its results. Yet he writes: “*Nature*, in its ministry to man, is not only the material, but is also the process and the result. All the parts incessantly work into each other’s hands for the profit of man.”⁹⁴⁾ Although he seems to have recognized *nature* in terms of contemporary ecology, he views *nature* as a substance inferior to man. Why does this overturning in understanding occur?

Recall that by his usage of “nature”, Emerson means phenomena, reflections of “mind” and “self”, rather than a material substance. Because of this notion underlying his views on (or

⁹²⁾ I chose to use “bio-centric” as I thought it better fits Thoreau’s views on nature. Thoreau mentions Darwin once in *Walden* (Thoreau, *Walden and Other Writings of Henry David Thoreau*, 11), which suggests that his interests always lay in living organisms.

⁹³⁾ Emerson, *The Complete Essays and other Writings of Ralph Waldo Emerson*, 9.

⁹⁴⁾ *Ibid.*, 8.

understanding of) “nature”, to see *nature* as a material substance is, for Emerson, to see it as an object subordinate to the human. This idea recurs in several phrases throughout his essay on “*Nature*”. Here, I would like to quote what can be read as the most obvious passage expressing his view: “*Nature* is thoroughly mediate. It is made to serve. It receives the dominion of man as meekly as the ass on which the Saviour rode. It offers all its kingdoms to man as the raw material which he may mold into what is useful. Man is never weary of working it up. [...] One after another his victorious thought comes up with and reduces all things, until the world becomes at last only a realized will – the double of the man.”⁹⁵⁾

Emerson clearly writes that *nature* is abundant and all things are good, as long as it serves the humans, making evident his anthropocentric views on *nature*: “Nothing in *nature* is exhausted in its first use. When a thing has served an end to the uttermost, it is wholly new for an ulterior service. [...] that a thing is good so far as it serves.”⁹⁶⁾ Emerson has a tendency to view *nature* as a substance subordinate to the human, writing: “*nature* became ancillary to a man.”⁹⁷⁾ *Nature*, as natural material, can be utilized thoroughly, as long as its purpose of usage is for human benefits. Such a viewpoint on *nature* is suggestive of an anthropocentrism which establishes a vertical relationship between human and *nature*, human as predator and *nature* as silent object which serves human.⁹⁸⁾

3.2 Thoreau’s Bio-Centrism through His View on “nature”

Thoreau, on the other hand, has a view opposite to Emerson’s, which could be interpreted as bio-centric. Though he admits that in his experiences of farming, his enemies are worms, woodchucks, and weeds, his bio-centric view can be detected by the way he poses the question to himself: “But what right had I to oust johnswort and the rest, and break up their ancient herb garden?”⁹⁹⁾ With Thoreau, animals¹⁰⁰⁾ are taken for granted as substantial “others” that have the right to share in the bounty of *nature*. He also thinks that the selective taste of humans for certain products of *nature* is unfair toward *nature*, which produces goods without preferences: “These beans have results which are not harvested by me. Do they not grow for woodchucks partly? [...] How, then, can our harvest fail? Shall I not rejoice also at the abundance of the weeds whose seeds are the granary of the birds? It matters little comparatively whether the fields fill the farmer’s barns.”¹⁰¹⁾

⁹⁵⁾ Ibid., 22.

⁹⁶⁾ Ibid., 23.

⁹⁷⁾ Ibid., 13.

⁹⁸⁾ Donald Worster also writes that Emerson “tended to devalue the material world except insofar as it could be put to higher spiritual use by the human mind”. Donald Worster, *Nature’s Economy: A History of Ecological Ideas*, 2nd ed. (Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1985), 99.

⁹⁹⁾ Thoreau, *Walden and Other Writings of Henry David Thoreau*, 140.

¹⁰⁰⁾ Surprisingly, in Emerson’s “*Nature*”, animals are not much mentioned, instead of which picturesque landscapes often make an appearance.

¹⁰¹⁾ Ibid., 150.

Thoreau views human activities as a small contribution compared to the work of *nature*, that no matter where human interests lie, *nature* simply follows its own law as “purposiveness without purpose”.¹⁰²⁾ In this sense, for Thoreau, *nature* is superior to human; whatever the work done by humans, it is partial in comparison with the work of nature and is already embedded in the whole activity of nature.

Thoreau’s view on animals is also very unique, for example, he calls small animals, such as the foxes, skunks, and rabbits found in the woods, his little friends or “*Nature’s* watchmen”.¹⁰³⁾ He also mentions that domestic animals look much freer than their keepers: “I am wont to think that men are not so much the keepers of herds as herds are the keepers of men, the former are so much the freer.”¹⁰⁴⁾ He views other living things as siblings of the human, both part and parcel of the work of nature. Thoreau’s writing indicates that he has a rather bio-centric attitude toward *nature*.

In a chapter named “*Higher Laws*” in *Walden*, he often mentions his refusal to eat meat. He quotes Mencius and the Hindu Vedas to argue that the determination to refrain from eating meat is important in man’s withdrawal from his role as predator.¹⁰⁵⁾ The frequently quoted phrases,¹⁰⁶⁾ “Am I not partly leaves and vegetable mould myself?”,¹⁰⁷⁾ and “I may be either the driftwood in the stream, or Indra in the sky looking down on it”,¹⁰⁸⁾ indicate his acknowledgement of his own existence as equal to that of other organisms. It can thus be concluded that his views on *nature* are bio-centric.

Thoreau’s views on *nature* can also be read as idealism, as wishing for the harmonious co-existence of humans and wildlife in *nature*. With his sensitive and close observations of *nature* and his practical views on “nature”, it is logical for him to develop a bio-centric perspective on *nature* - that humans are not the predominant rulers of *nature*, but rather occupy a part of “living” *nature*, where all living things are equal and organically interrelated with each other, and that *nature* should be carefully treated with an awareness of the exquisite balance of its work. The following passage articulates clearly his view on *nature* as a “living” organism: “The earth is not a mere fragment of dead history, stratum upon stratum like the leaves of a book, [...] not a fossil earth, but a living earth.”¹⁰⁹⁾ After all, for Thoreau, the human is “a sojourner in *nature*”.¹¹⁰⁾ His writings thus give us the impression that he has a bio-centric view of *nature*, a view based upon a conception of *nature* as a common dwelling place for all living organisms,

¹⁰²⁾ Immanuel Kant, *Critique of Judgement*, trans. J. H. Bernard (New York: Hafner Press, MacMillan Publishing Co., Inc., 1951).

¹⁰³⁾ Thoreau, *Walden and Other Writings of Henry David Thoreau*, 117.

¹⁰⁴⁾ *Ibid.*, 50.

¹⁰⁵⁾ *Ibid.*, 194.

¹⁰⁶⁾ This sentence is often quoted in papers focusing on Thoreau’s thought in relation to Asian thought.

¹⁰⁷⁾ *Ibid.*, 125.

¹⁰⁸⁾ *Ibid.*, 122.

¹⁰⁹⁾ *Ibid.*, 275.

¹¹⁰⁾ *Ibid.*, 33.

with a horizontal relationship subsisting between human and *nature*.

3.3 Emerson's Dualistic Human-nature View

For Emerson, who granted that *nature* has basic value as a material commodity, the “Supreme Being” exists as the pinnacle of “Nature”. It can be concluded that he has a rather monistic view when it comes to the human-“Nature” relationship, as he can only view the “Supreme Being” immanent in *nature* from the perspective of humans (see Figure 2, Diagram Dimension A under Emerson's Conceptual Model). Because of his view, he emphasises unity: “The unity of *Nature* – the unity in variety [...] the same entity in the tedious variety of forms. [...] Each particle is a microcosm, and faithfully renders the likeness of the world.”¹¹¹⁾ His view, which might be termed human-*nature*-monism, can be seen clearly from the following sentence on beauty: “Nothing is quite beautiful alone; nothing but is beautiful in the whole. A single object is only so far beautiful as it suggests this universal grace. [...] Beauty, in its largest and profoundest sense, is one expression for the universe. God is the all-fair. Truth, and goodness, and beauty, are but different faces of the same All.”¹¹²⁾ Emerson regards all the variety observable in *nature* as nothing but a representation of the “Supreme Being”.

If Emerson sees the human-“Nature” relationship monistically, we might think that he would consequently have a bio-centric attitude towards *nature*, that *nature* per se, mirroring the human, should not be over-exploited but rather conserved, because damaging *nature* is similar to damaging oneself. Paradoxically, however, as I have argued in the previous section, Emerson has an anthropocentric view on *nature*. This paradox can be better understood when we consider his views from another angle, as diagrammed in Figure 2, Diagram Dimension B of Emerson's Conceptual Model. As indicated in the rectangle in the middle of Figure 2, we are discussing different aspects of Emerson's single idea. For Emerson, *nature* is like a crystal ball that projects the existence of the “Supreme Being”. The Human-*nature* relationship is thus strictly distinguished from brute *nature* (*nature* as such): human as subject is always kept separate from *nature* as object. Therefore, whilst preserving the monistic human-“Nature” idea, he views the human-*nature* relationship in a dualistic way, enabling him to have a monistic, yet anthropocentric understanding of *nature*.

¹¹¹⁾ Emerson, *The Complete Essays and Other Writings of Ralph Waldo Emerson*, 24.

¹¹²⁾ *Ibid.*, 13-14.

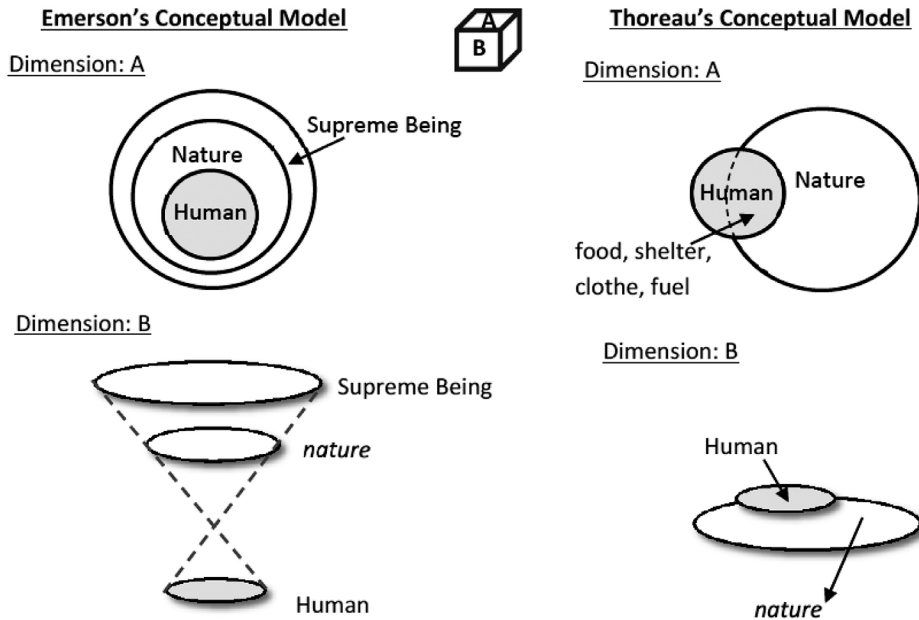


Figure 2 Diagram of Human-Nature Conceptual Models

3.4 Thoreau's Monistic Human-nature View

Thoreau, on the other hand, sees "Nature" as a manifestation of conceptual universal truth. Because of his view, "Nature" is easily connected to material commodities: "Nature" is viewed as the generous provider of "the necessities of life [...] Food, Shelter, Clothing, and Fuel."¹¹³⁾ Therefore, he has a dualistic view when it comes to the human-"Nature" relationship; "Nature" is viewed as a provider and the human is viewed as a user of what "Nature" generously provides (see Figure 2, Diagram Dimension A under Thoreau's Conceptual Model). Thoreau's writings indicate his dualistic understanding, and if we include not only humans but other living organisms, his view may be interpreted as pluralistic: "What distant and different beings in the various mansions of the universe are contemplating the same one at the same moment! *Nature* and human life are as various as our several constitutions."¹¹⁴⁾ Due to his empirical relation with "nature", Thoreau takes *nature* for granted as material substance, from which humans are provided what is "necessary of life": "nature" is *nature* and human is human. According to Emerson's conception of the human-*nature* bond, the "Supreme Being" functions as the link establishing the bond between human and *nature*. With Thoreau, however, because of his horizontal conceptualization of the relationship between human and *nature*, his views on the human-"Nature" relationship should be interpreted as dualistic: *nature* separated from human.

¹¹³⁾ Thoreau, *Walden and Other Writings of Henry David Thoreau*, 11.

¹¹⁴⁾ *Ibid.*, 9.

If Thoreau sees the human-“Nature” relation in a dualistic way, we might think that he would have an anthropocentric view, that “Nature”, exceeding human ability, would be able to provide whatever humans need, and that the products or commodities of “Nature” can be used by humans relying without limit on its abundance. However, as argued in Section 3.2, he has a bio-centric view. How can this paradox be explained?

The key to finding an answer is similar to what we have observed in Emerson’s Conceptual Model. Though Thoreau’s idea appears to be dualistic, it could be considered bio-centric when seen in a different dimension, as shown in Figure 2, Diagram Dimension B of Thoreau’s Conceptual Model. For Thoreau, though *nature* is regarded in dualistic terms as, *qua* brute matters, the Other of human beings (the object set against the human subject, human as a subject and *nature* as object, i.e. subject-object dualism), the human-*nature* relationship is seen as monistic. Thoreau, whilst preserving the dualistic idea, views the human-*nature* relationship in a monistic way, enabling him to have a dualistic, yet bio-centric view on *nature*. His contradictory attitude toward *nature* is evident from his writing: “What shall I learn of beans or beans of me?”,¹¹⁵⁾ “It was no longer beans that I hoed, no that I hoed beans”.¹¹⁶⁾

The above argument can be summarized as in Table 2. Emerson’s vertical view on the human-*nature* relationship seems to imply anthropocentrism. However, his view can be summarized as human-“Nature”-monism. On the contrary, when considering his views on the human-*nature* relationship, he has a dualistic view which enables him to keep his anthropocentric view of *nature*. For Thoreau, his horizontal understanding of the human-*nature* relationship reveals his bio-centric views. However when we summarize his views on “Nature”, he seemingly has a human-“Nature”-dualistic view. This apparent contradiction is resolved when seen in a different dimension, through which it becomes clear that while retaining human-“Nature” dualism, he has a human-*nature*-monistic view, thus explaining his bio-centric views on *nature*.

Table 2 Comparison of “nature” and “Nature” in Emerson and Thoreau

	Emerson	Thoreau
View on Human – “nature” relationship	<u>Vertical</u> : “nature” as a commodity that serves human; implies anthropocentrism	<u>Horizontal</u> : “nature” as a common dwelling; implies bio-centrism
View on Human – “Nature” relationship	<u>Monistic</u> : “Nature” as a “Supreme Being” to seek harmony with	<u>Dualistic</u> : “Nature” as a perpetual host to living organisms (including animals and plants)
View on Human – <i>nature</i> relationship	<u>Monistic Dualism</u> : Humans have responsibility to optimize the usage of nature (utilitarian view)	<u>Dualistic Monism</u> : Humans need to protect and conserve nature (conservationist view)

¹¹⁵⁾ Ibid., 140.

¹¹⁶⁾ Ibid., 143.

Conclusion

In this paper Emerson's and Thoreau's views on nature have been compared and analysed. Firstly, the place of Transcendentalist views on nature in the history of changes in the Western perception of nature was discussed. The Transcendentalist movement of the mid-nineteenth century was identified as a view which emerged in the midst of one such change of perception in the Western context. Though both Emerson and Thoreau are classified as Transcendentalist thinkers, through a close examination and reading of the differences in their respective uses of "nature" and "Nature", it has become clear that though they both appreciated nature in an aesthetic way, their underlying attitudes toward nature show that they reached completely different styles of approaching and understanding nature.

By analysing their differing views on nature and considering the internal logic of their views, it can be concluded that Emerson had an anthropocentric and dualistic (monistic-dualism) view of the human-*nature* relationship, which implied the responsibility of humans to optimize their usage of nature; whereas Thoreau had an eco-centric and monistic (dualistic-monism) view on the human-*nature* relationship, which implied the responsibility of humans to protect and conserve nature. Their respective views remain the two dominant currents in environmental thoughts and environmental ethics in contemporary society. Their work reveals that they were living in an era when older static models of nature were rapidly being replaced by a new model. Therefore, though they are both classified as Transcendentalists, their views on "nature" differ, making clear the rapid changes undergone by the Transcendentalist movement during that era.

“Successful” Nisei: Politics of Representation and the Cold War American Way of Life

Sanae Nakatani

要 旨

本論文は、戦後、世界的に高い評価を受けた建築家ミノル・ヤマサキ、木工家具職人ジョージ・ナカシマ、彫刻家イサム・ノグチの三人の日系アメリカ人二世に焦点を当て、いかにメディアが彼らを「アメリカ的生活」(“the American way of life”)の美德を体現する人物として描いたかを考察する。三人のキャリアは冷戦初期に絶頂に達し、ヘンリー・R・ルースが編集長を務めた『タイム』、『ライフ』、『ハウス・アンド・ホーム』、『アーキテクチュラル・フォーラム』などを含む雑誌または各地の新聞に取り上げられた。三人は、人種的マイノリティという逆境に負けることなくアメリカの芸術・建築界において成功を取め、また家庭においては家族に「アメリカ的生活」を保証したとして称讃された。彼らが困難を乗り越えて成功者となったという物語は、アメリカに平等主義、民主主義が根付いていると国内外に宣伝することを可能にした。一方でヤマサキ、ナカシマ、ノグチ自身は、実力主義、個人主義、民主主義がすべての人々に平等に恩恵をもたらしているという主張を無批判に受け入れたわけではない。逆に彼らは、国家がいかに人種差別を形成し、助長してきたかということに対して批判的な感情を抱いていた。しかしながら、白人の読者を主なターゲットとしたメインストリームの雑誌や新聞のなかでは、彼らのこのような批判的な視点は除外されてしまった。日系二世として彼らも直面した人種差別の経験は、メディアの形成する成功物語のなかでは副次的要素として扱われるにすぎなかった。彼らの人生に大きな影響を及ぼした人種問題が、メディアによって本質的に議論されることがなかったということは、彼らに関する「アメリカ的生活」の表象が非常に限定的で表面的だったことを示唆しているし、成功者とされた彼らのアメリカ中産階級への帰属もまた、周縁的であり条件付きであったということの意味している。

Introduction

Architect Minoru Yamasaki, woodworker George Nakashima, and sculptor Isamu Noguchi were among the most famous second-generation Japanese American (hereafter referred to as Nisei) artists/architects whose influence transcended national borders. The American media celebrated the fact that the three men, in spite of having been victims of racial prejudice earlier in their lives, not only climbed their ways up in the competitive worlds of art and architecture very successfully but also demonstrated that non-whites could play a vital role in representing the virtues of the American way of life. Their careers reached a high point during the 1950s and 1960s when the U.S. was extending its power and dominance in postwar international politics—the move that drew criticism from various parties working for decolonization and antiracism around the world. The image of the Japanese Americans being successful in the

white-dominated American art and architectural fields—the fields that were often associated with the freedom of expression and democracy—served the U.S. greatly to create the self-image of a racially tolerant and culturally plural society. The incorporation of the Nisei's success stories into the contested narrative about America—where different races, genders, classes, and other culturally defined groups supposedly enjoy the fruits of liberal democracy—formed an important aspect of the discourse of the American way of life disseminated within as well as outside the U.S.

One commonality linked the three men's media representations; their works and private lives were associated with important elements of the American way of life such as meritocracy, individualism, and democracy. While all three of them generally embraced these ideologies, there were times when they pointed out the limitations and faults of the rosy picture of American society. Examining the media representations of the three Nisei's lives and careers within the Cold War framework unveils the workings of institutional power that sought to weave a teleological story about benevolent assimilation and of the artists/architects' individual agency that tried to disrupt that attempt.

1. Cold War Context and Politics of Representation

During the Cold War, the “American way of life” became one of the most important ideological weapons for American cold warriors. They characterized the virtues of the “American way of life” in opposition to what they considered the “other way of life” to be.¹⁾ In his 1947 speech, President Harry S. Truman contended that the “American way of life” championed free institutions, democratic government, freedom of speech and religion, and freedom from political oppression, whereas the “other way of life” was based on a coercive and oppressive political system, control over the ways of expression, and deprivation of personal freedom.²⁾ In this speech, Truman defined America within the framework of the liberal tradition that stressed individual autonomy in the economic, political, and cultural arenas.

While the U.S. government insisted on ensuring the better way of life for its citizens and allies, the international community and minority groups in the U.S. gave it a dubious look. The surge of anti-imperialism around the world and intensifying African American struggle against persistent domestic racism threatened to deny the country's credibility as a world leader. However, as Laura A. Belmonte points out, U.S. officials did not necessarily try to conceal the problems of their society. Instead, by providing information about domestic issues such as racism and showcasing how Americans coped with and solved them, “they crafted a national

¹⁾ Laura A. Belmonte, *Selling the American Way: U.S. Propaganda and the Cold War* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2008), 6.

²⁾ Harry S. Truman, “Special Message to Congress on Greece and Turkey: The Truman Doctrine,” 12 Mar. 1947, 4. Harry S. Truman Papers, Harry S. Truman Library and Museum, accessed 30 Dec. 2014, http://www.trumanlibrary.org/whistlestop/study_collections/doctrine/large/documents/pdfs/5-9.pdf.

narrative of progress, prosperity, and peace.”³⁾

I argue that the Japanese American experiences of prewar discrimination, wartime incarceration, resettlement, and elevation to the middle-class were also incorporated into the American story of righting the wrong and creating a plural and free society, where a previously subjugated group lived happily together with the mainstream. The Japanese American success story fit perfectly into the celebratory national narrative of benevolent assimilation and liberal democratic values, which emphasized hard work and self-discipline and understated the factors of race, class, and gender that significantly affected one’s chances of achieving the American dream. The Japanese Americans’ postwar advancement into higher education and professional job markets, despite having been labeled as enemy aliens and incarcerated in the camps during the war, worked discursively to make it seem true that any minorities could climb the social ladder if they tried hard enough and that it was their fault if they failed to do so.

As some scholars have noted, the development of the Japanese American model minority myth and the growing concern over the “Negro problem” derived from the same trend toward sacralizing individualism.⁴⁾ In an effort to propose solutions for improving the lives of African Americans, Assistant Secretary of Labor Daniel Patrick Moynihan argued in his 1965 report that African American family structure had to be changed. He insisted that the high rate of single-motherhood in impoverished African American homes forced mothers to work, which affected their children mentally and led them to be less educated and dependent on welfare. While Moynihan’s intention was to encourage whites to stop discriminating especially against African American men so that they could be strong breadwinners and terminate the reproduction of poverty, he promoted the understanding that the “pathologic” aspect of African American culture had to be cured. Moreover, because he did not clearly mention the state’s responsibility and negligence in rectifying the fundamental inequality and racism, he reinforced the belief that it was ultimately up to the individual’s effort whether they could overcome poverty or not.⁵⁾

While Japanese American intellectuals warned against the use of their success stories as a tool for glorifying individualism, Japanese American experiences of prejudice and discrimination were often incorporated into, and became fundamental parts of, the narrative that championed self-help and effort as the keys to success in American society.⁶⁾ Likewise,

³⁾ Belmonte, *Selling the American Way*, 14.

⁴⁾ See, for example, Scott Kurashige, *The Shifting Grounds of Race: Black and Japanese Americans in the Making of Multiethnic Los Angeles* (Princeton: Princeton University Press, 2008); Ellen D. Wu, *The Color of Success: Asian Americans and the Origins of the Model Minority* (Princeton: Princeton University Press, 2014).

⁵⁾ For various controversies on the Moynihan Report, see L. Rainwater and W. Yancey, *The Moynihan Report and the Politics of Controversy* (Cambridge, MA: MIT Press, 1967).

⁶⁾ “Don’t Use Japanese as Models for Negroes, Enomoto Tells Whites,” *New York Nichibei*, 2 Jan. 1969; “Historian Says Japanese Are Becoming ‘Instrument of White Racism,’” *New York Nichibei*, 9 Jan. 1969.

success stories of Yamasaki, Nakashima, and Noguchi became important components of the larger narrative of how Japanese Americans pulled themselves up by their bootstraps; the fact that they had been exceptionally privileged by professional trainings and extensive mobility, which facilitated their career developments, was often left out of view. Their stories of rising from humble beginnings served as a justification for the claim that even those who were racialized and discriminated against could win acceptance into the American nation through their individual endeavor, however marginal and precarious that acceptance might be.

Media representations of the three Nisei men are excellent examples for examining how particular individuals' aspects of lifestyles and works were used to highlight the virtues of the American way of life. They became favorite subjects of national magazines such as *Time*, *Life*, *House & Home*, and *Architectural Forum* for which Henry R. Luce, the fervent nationalist who coined the term the "American Century," served as editor-in-chief. During World War II, Luce had remarked, "Americans had to learn to hate Germans, but hating Japs comes natural—as natural as fighting Indians once was."⁷⁾ Considering his racism against non-whites, the inclusion of the images of the three men and their families in his magazines as representations of the American way of life, which had heretofore been embodied exclusively by white European Americans, indicated a significant shift in global geopolitics as well as in his way of thinking. As Takashi Fujitani argues, Cold War politics required "repositioning Japan and Japanese Americans as global and domestic model minorities" to rationalize American leadership in international relations.⁸⁾ Just like how the story about Japan's transformation from a bellicose totalitarian state to a thriving capitalist hub of Asia under the guidance of Occupation forces allowed the U.S. to emphasize its positive reason for extending power into Asia, representing the Nisei's lives as American models for success served the media mogul's purpose of extolling the benefits of the American way of life to the world.

What was often cropped out of their media representations was the reality that the Nisei men's fame did not actually ensure them the mainstream status and privilege that white middle-class families enjoyed. The Nisei men's lives were greatly influenced—often negatively—by the fact that they were racial minorities, and they never completely accepted the claim that America's purported egalitarian and individualistic principles guaranteed everyone the same benefits and equal opportunity. Using means outside the purview of the mainstream media, such as autobiographies, they communicated racism's impact on their lives as Nisei and questioned the validity of democracy that the U.S. government extolled domestically and internationally.

⁷⁾ Quoted in Naoko Shibusawa, *America's Geisha Ally: Reimagining the Japanese Enemy* (Cambridge: Harvard University Press, 2006), 2.

⁸⁾ Takashi Fujitani, *Race for Empire: Koreans as Japanese and Japanese as Americans during World War II* (Berkeley: University of California Press, 2011), 236.

2. Nisei's Representations of the American Way of Life and Their Racial Consciousness

(1) Minoru Yamasaki

Minoru Yamasaki was one of the most widely cited Japanese Americans for their success stories. The narrative of him growing up in Seattle's Japanese enclave to become the renowned architect of the World Trade Center in New York in the 1960s was widely disseminated by the media, which helped to promote the understanding that Americans, regardless of their race, enjoyed social mobility. As the Cold War intensified, Yamasaki supported the ideology of American freedom and democracy that supposedly enabled his rise from poverty. However, as an examination of his autobiography reveals, he also pointed out that he had to constantly fight against racism in order to protect his status in American society. He walked a tightrope, balancing his claim for belonging to the American middle class and advocating equal access to freedom and democracy for all, including himself.

Yamasaki was born the first son of a Japanese immigrant couple in Seattle, Washington in 1912. Upon graduating from the University of Washington, he moved to New York and attended New York University from which he received a master's degree in architecture. After working on various architectural projects in New York throughout the war, Yamasaki accepted an offer to become design chief at a Detroit architectural firm in 1945, anticipating opportunities that the growing city had in store for him. Needing a pleasant living environment for himself and his family, Yamasaki looked for a house in Birmingham, Bloomfield Hills, or Grosse Pointe—neighborhoods whose residents were predominantly white upper-class families—where he had designed some homes. However, the local real estate association's discrimination against non-whites prevented him from owning property in any of these neighborhoods. Consequently, Yamasaki settled in a 125-year-old farmhouse in Troy Township on the outskirts of Detroit. Even when U.S.-Japan relations improved drastically, white homeowners were reluctant to allow Japanese in their neighborhoods. The presence of non-whites would depress property values, and although cultural diversity might have become acceptable to some extent, white ethnocentrism was still very prevalent when it came to protecting their traditional privilege and way of life.

As if trying to shake off his disappointment, Yamasaki focused on making the best of the farmhouse. Magazines such as *Architectural Forum* and *House Beautiful* noted Yamasaki's artistry in altering the outmoded farmhouse into a modern abode without distorting the "spirit" of the farmhouse.⁹⁾ Both magazines emphasized the contrast between the Yamasaki residence's unique and modern interior and less assertive exterior that blended in with the trees growing around it. The house successfully fitting into the existing way of life symbolized the Yamasakis' adjustment to the white suburban social landscape. Although the house attracted much attention, it was rarely mentioned that the Yamasakis were forced into it because of

⁹⁾ "Modernized Farm House," *Architectural Forum* 95 (Dec. 1951): 111-13; "One Glass Wall Made an Old House New," *House Beautiful* (Feb. 1952): 80-81.

housing discrimination.

As his house and other buildings he designed became famous, Yamasaki's extraordinary story of lifting himself out of obscurity captured media attention. A 1958 *Architectural Forum* article titled "American Architect Yamasaki" delineated how he grew up in Seattle where racial prejudice was rife and toiled as a college student at Alaskan salmon canneries during summers in order to finance his education. The article quoted Yamasaki explaining his inferiority complex as a Japanese working in the white-dominated field of architecture: "I felt that something was missing and that I had to keep running after it. But look: everyone has a complex. . . mine was—that I was Japanese."¹⁰⁾ The author of the article did not engage with Yamasaki's racial consciousness or the problematic fact that he was made to feel inferior because of his ancestry. Instead, the author focused on Yamasaki's transformation from a humble laborer sweated at salmon canneries to a confident and accomplished architect who relaxed on the terrace of his handsome house.¹¹⁾ "Seattle and Yamasaki's days of troubled contention are indeed a long way off," declared the author, ignoring Yamasaki's continuous suffering from racism.¹²⁾

The architect's successful image was further enhanced by the presence of his attractive wife, Teruko. She played an important role in promoting the understanding that the Yamasaki residence represented an ideal domestic space. *USIS Feature* reported, "Animated, alert, outgoing, deeply content with her life as mother and housewife, she serves as balance for her husband's intensity and dedicated absorption in his profession."¹³⁾ The Yamasaki home stood for Cold War American domesticity in which "successful breadwinners and attractive homemakers" played respective gender roles to achieve the wholesomeness of the home.¹⁴⁾ The *Detroit Free Press* reported that the Yamasaki family led what Teruko called "strictly American" lifestyle, completely assimilated into American culture and society. The article informed readers: "To Americans they look Japanese but they're not. They're contemporary American." Featuring Teruko, the article reported that the "typical American housewife" and former Julliard student had never been to Japan, "[n]ever made a silk screen scroll—doesn't know a thing about growing flowers and doesn't crawl into the woodwork when the man of the house comes home." In the context of the article, Japan was constructed as a land where strong patriarchy prohibited Japanese women from becoming modern and independent, and in turn, America was defined as antithesis to that backwardness. The article also stated that "in their wide circle of friends there are no Japanese-Americans," masking the fact that the

¹⁰⁾ Russell Bourne, "American Architect Yamasaki," *Architectural Forum* 109, no. 2 (Aug. 1958): 85.

¹¹⁾ *Ibid.*, 84-85.

¹²⁾ *Ibid.*, 168.

¹³⁾ *USIS Feature* (undated). "Minoru Yamasaki Papers," Box 1, Folder 12, Archives of Labor and Urban Affairs, Wayne State University (hereafter referred to as ALUA-WSU).

¹⁴⁾ Elaine Tyler May, *Homeward Bound: American Families in the Cold War Era* (New York: Basic Books, 1988), 21.

Yamasakis had been involved in Japanese American organizations during the war and now the husband was a Detroit Japanese American Citizens League chapter member.¹⁵⁾ In the mainstream American discourse, the Yamasakis' success in American society was linked with their presumed distance from and indifference to Japanese people and customs. Even though Japanese architectural ideas found a way into Detroit's suburb, its door was tightly closed to potential mass migration of any racial minorities. As if to wipe away any anxiety about an unwelcome group of resettlers that might come in the future, the newspaper assured its audience that the Yamasaki family was thoroughly Americanized and that they were independent from Japanese American communities.

The favorable media portrayal of the couple did not ensure their real-life happiness. The increased media attention brought more work to Minoru, and he spent less and less time with Teruko. They fell out with each other and got a divorce in 1961. While Minoru married two other women after he parted from Teruko, she did not commit herself to long-term relationships with other men. She started teaching piano, and the number of students soon grew to fifty. When Minoru and Teruko remarried in 1969, Teruko cut down on her work as a piano teacher in order to prioritize her role at home, which Minoru had requested in their first marriage. In the media, Teruko was portrayed as a faithful and devoted housewife who tolerated her husband's caprice despite the fact that she was a talented pianist and could choose another life course without being subservient to her husband. Remarrying Minoru, Teruko was reported to have declared, "I will try to be more of a Japanese wife."¹⁶⁾ Her words suggested that a woman becoming too independent and modern might topple the balance and order of the home and that traditional Japanese femininity might be useful in constructing a good relationship with the husband. Her emphasis on Japanese femininity was reminiscent of the ways in which contemporary filmic narratives portrayed the Japanese woman. Gina Marchetti argues that films such as *Teahouse of the August Moon* (1956) and *Sayonara* (1957) "used the myth of the subservient Japanese woman to shore up a threatened masculinity in light of American women's growing independence during World War II."¹⁷⁾ Teruko's comment was similarly used to implicitly discredit contemporary American feminism, which sought to improve the social position of women. In contrast to how Teruko evoked her potential Japaneseness and femininity to be a better wife, Minoru, who declared that he was "just going to be nicer to her," implicitly distinguished himself from stereotypical Japanese male chauvinism and thereby emphasized his Americanness and gentle manliness.¹⁸⁾

¹⁵⁾ Pauline Sterling, "Mrs. Yamasaki...: A Modern Design," *Detroit Free Press*, 20 Sept. 1959. "Minoru Yamasaki Papers," Box 31, Scrapbook 2, ALUA-WSU.

¹⁶⁾ Eleanor Breitmeyer, "Social Scene: Yamasaki, First Wife Remarried," *Detroit News*, 31 July 1969. "Minoru Yamasaki Papers," Box 2, Folder 4, ALUA-WSU.

¹⁷⁾ Gina Marchetti, *Romance and the "Yellow Peril": Race, Sex, and Discursive Strategies in Hollywood Fiction* (Berkeley: University of California Press, 1993), 158.

¹⁸⁾ Breitmeyer, "Social Scene."

Yamasaki's stature reached its height when he received a commission to design the World Trade Center in 1962. Upon his selection as the architect for this grand project, Yamasaki appeared on the cover of *Time* magazine, which carried an article that extensively discussed his life and architectural projects. The article described the anti-Japanese discrimination that affected Yamasaki and other Nisei Seattleites before the war, but quickly assured its audience that "there was little bitterness among the Japanese-Americans."¹⁹⁾ The author buttressed the claim by quoting Yamasaki's own comment: "A word that I heard over and over again whenever there would be an incident or a slight was *shikataganai*, which means 'it can't be helped.'"²⁰⁾ Foregrounding endurance and keeping the issue of discrimination in the background, the article emphasized Yamasaki's characteristics as a model minority and promoted the understanding that patience, rather than vocal resistance, was the way to success.

The article's treatment of Yamasaki's experience in housing discrimination reflected the author's careful choice of words in dealing with the controversial issue of racial restrictive covenants, which was facing fierce challenges from Asian Americans and African Americans among others.²¹⁾ The article used a euphemistic language in narrating the incident:

A few years ago, when his income had begun to swell, Yamasaki started looking for a larger house for his family, in either Birmingham or Grosse Pointe. But he soon found that even though he is one of Detroit's most famous citizens, he is also a Nisei and therefore still partly an outsider. His real estate broker told him, "I can't get you a house in either suburb, Yama [Yamasaki's nickname]. But I know of a fine old farmhouse in Troy which you can have." Yamasaki liked the 136-year old farmhouse, and he lives there to this day.²²⁾

The author circumvented the issue of Yamasaki's exclusion from the residential districts of white upper-class suburbanites and went on to describe how Yamasaki made the old farmhouse into a serene space with Japanese-style gardens. Rather than delving into the problematic racist incident, the author painted a picture of a satisfied Japanese American man who lived in the old farmhouse that he "liked" and never complained about the unjust treatment or challenged the status quo. An implied lesson to be learned here was that knowing his place in society and accepting the established rules were sometimes necessary for an "outsider"—someone who is not considered to be a mainstream American—to live a peaceful life.

The year after his appearance on the cover of *Time* magazine, Yamasaki, along with Pearl

¹⁹⁾ "The Road to Xanadu," *Time*, 18 Jan. 1963, 61.

²⁰⁾ *Ibid.*

²¹⁾ Cindy I-Fen Cheng, *Citizens of Asian America: Democracy and Race during the Cold War* (New York: New York University Press, 2013); Thomas J. Sugrue, *The Origins of the Urban Crisis: Race and Inequality in Postwar Detroit* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1996).

²²⁾ "The Road to Xanadu," 64.

S. Buck and eight other prominent Americans, received the 18th annual Horatio Alger Award from the American Schools and Colleges Association. Over three thousand educators in colleges and universities throughout the country cast their ballots to choose the winners who “rose to success under the traditional free enterprise system” by taking advantage of the “equal opportunity that enable a youth to overcome humble beginnings and achieve success through work and determinism.”²³⁾ The dedication of the award to Yamasaki indicated that his life story of rising from a slum to become a sought-after architect epitomized the American dream. As he gained prominence as the first Japanese American man of great influence in the American architectural world, Yamasaki became an icon of racial equality and meritocracy.

While Yamasaki established his fame as a Japanese American Horatio Alger, he did not completely buy into the claim that democracy was uniformly achieved for Americans. His own memoir on constantly fighting against racism serves as the best example that demonstrated his understanding that racial minorities were continually exposed to unreasonable treatments in U.S. society. A large portion of his 1979 autobiography is dedicated to explaining what he had to go through as a Japanese American youth. His biographical sketch starts with his humble beginning and bitter memories of his childhood; as a Nisei boy, he was rejected at the gates of public pools and mistreated at theaters. Racism haunted him after he left Seattle for New York and escalated when the Japanese attacked Pearl Harbor. Yamasaki “was very carefully checked by the FBI, the Navy, and the Army” as his main job at that time happened to be designing defense facilities of the Sampson Naval Station in Geneva, New York.²⁴⁾ He realized that even though New York was more “cosmopolitan” than Seattle, racial prejudice was not nonexistent. He listed the incidents he encountered while living in New York: a woman suspected that he was a spy and reported to a policeman; a guard at a security station would not let him go because he was Japanese; he was bluntly refused to rent one of the apartments which he had designed. One of the most unpleasant experiences happened on the subway:

One evening a man said to me, “What are you, Chinese or Jap?” I told him it was none of his business, whereupon he grabbed my collar and pulled out a badge of some sort. I said to him, “Take your hands off me, I’m an American citizen.” He let go and ran off the train at the next stop.²⁵⁾

This happened at the time when *Time* and *Life* magazines published articles on “How to Tell Your Friends from the Japs.”²⁶⁾ As Ellen D. Wu mentions, “The wartime rivalry between the

²³⁾ “Architect Yamasaki Wins ’64 Horatio Alger Award,” *Detroit News*, 17 Apr. 1964; “Horatio Alger Awards Go to Autry, Thornton,” *Los Angeles Times*, 14 May 1964.

²⁴⁾ Minoru Yamasaki, *A Life in Architecture* (New York: Weatherhill, 1979), 19-20.

²⁵⁾ *Ibid.*

²⁶⁾ “How to Tell Your Friends from the Japs,” *Time*, 22 Dec. 1941, 33; “How to Tell Japs from the Chinese,” *Life*, 22 Dec. 1941, 81-82.

United States and Japan along with the concurrent US-China alliance thus obliged the state's and society's divergent treatment of Japanese and Chinese Americans."²⁷⁾ When the American public was inculcated with essentializing notions about race and ethnicity, there was not much one could do to counteract the discursive power of othering besides asserting his/her American citizenship.

All these instances of prejudice led him to declare: "I am a firm believer that all people, whatever their color, race, or creed, should be recognized for their character and for their contributions to society."²⁸⁾ In magazines such as *Time* and *Architectural Forum*, whose main audiences were white Americans, his encounter with racism was turned into an anecdote for his success story. When the U.S. eagerly advocated its democracy to the world, a Japanese American man's suffering of racism was not a savory topic that would attract a wide range of readers. Yamasaki therefore did not have an opportunity to discuss the negative experiences as much as he might have wanted to at the height of the Cold War. In 1979, at the last stage of his life and career, Yamasaki was finally able to write an autobiography and use it as a space to delineate his firsthand experiences as a victim of blunt racism and his belief in a more egalitarian and multicultural U.S.

(2) George Nakashima

"Today, in a world of mechanization that separates man's home from his work place, Nakashima is admired not only for his unsurpassed craftsmanship, but also for his independent way of life."²⁹⁾ George Nakashima was thus described in a 1959 *Look* magazine article. In rebuilding his home, work, and life after being released from the Minidoka camp, he "was portrayed in the press as a heroic spirit emerging from the ashes of an internment camp" and "as a powerfully creative genius, quietly working alone in his workshop," which emphasized his self-reliance, diligence, individualism, and creativity—important elements for success in the capitalist world—under challenging circumstances.³⁰⁾ The narrative about Nakashima's successful transformation from a detainee, lumped together with potential subversives, to a model citizen in a white community became an important component of the image of the U.S. as a democratic state that ensured a good life to its loyal subjects. However, Nakashima did not conform to the smooth story of redemptive democracy as a signifier of the country's tolerance for difference. Nakashima was critical of the state's decision to incarcerate a group of people based solely on their race. While the mainstream media did not delve into Nakashima's wartime experience, *Maryknoll*, the magazine published by a Catholic denomination which

²⁷⁾ Wu, *The Color of Success*, 12.

²⁸⁾ Yamasaki, *A Life in Architecture*, 11.

²⁹⁾ John Peter, "Nakashima and Son," *Look* (Apr. 1959), 70. "George Nakashima Papers, 1950-1991," Magazine Clippings, Archives of American Art, Smithsonian Institution.

³⁰⁾ Mira Nakashima, *Nature, Form, and Spirit: The Life and Legacy of George Nakashima* (New York: Harry N. Abrams, 2003), 211.

had a significant number of followers among Japanese Americans, covered its critical impact on his life. Later, Nakashima presented a short but sharp criticism on the incarceration in his autobiography.

Nakashima was born to a Japanese immigrant couple in Spokane, Washington in 1905. Encouraged by his parents, he enrolled at the University of Washington and studied forestry and architecture. After receiving a master's degree in architecture from Massachusetts Institute of Technology, he worked in New York, France, Japan, and India before returning to the U.S. in 1941. When the Japanese attacked Pearl Harbor and Executive Order 9066 was declared to forcibly remove all residents of Japanese ancestry from the West Coast, George, his wife Marion, and their newborn daughter who then lived in Seattle were sent to the Minidoka camp in Idaho administered by the War Relocation Authority (hereafter referred to as WRA). Although the incarceration was a traumatic and humiliating experience, the camp provided him with an opportunity to work closely with a well-trained Japanese carpenter on the project of building model rooms for detainees to give their lives some level of comfort and dignity. The skills of wood joinery and the use of Japanese hand tools that the carpenter passed down to him became important assets for Nakashima who had lost much of his possessions as a result of the incarceration.³¹⁾

His post-incarceration experience of establishing woodworking as an independent means of living attracted considerable attention from WRA authorities. Nakashima was among a small group of detainees who were able to take advantage of the WRA's resettlement policy to leave the camp before the termination of the incarceration program. Within a couple of months after incarcerating residents of Japanese ancestry, WRA officials as well as Japanese American opinion leaders started to think that loyal Japanese Americans should be released so that they could resettle in the Eastern parts of the U.S. and engage in productive activities rather than being confined and idle in the camps. Those who were able to "secure an outside sponsor, furnish proof of employment or education, and submit themselves to FBI background checks" could apply for leave clearance.³²⁾ Most of those who were willing to move to places where few other Japanese Americans resided were middle-class Nisei whose first language was English and "who were most open, psychologically and emotionally, to reducing—if not cutting—their ties to the ethnic community."³³⁾ Thanks to the efforts of Nakashima's former boss Antonin Raymond, his wife, and other supporters who petitioned for the Nakashima family's release, they were able to leave the camp in May 1943. The petitioners attested that the Nakashimas had never been associated with the Japanese before the war and were very well assimilated into the white community, which must have influenced the WRA's decision

³¹⁾ George Nakashima, *The Soul of a Tree* (Tokyo: Kodansha International, 1981), 69.

³²⁾ Megan Asaka, "Resettlement," *Densho Encyclopedia*, accessed 21 Aug. 2014, <http://encyclopedia.densho.org/Resettlement/>.

³³⁾ Lane Ryo Hirabayashi, *Japanese American Resettlement through the Lens: Hikaru Iwasaki and the WRA's Photographic Section, 1943-1945* (Boulder: University Press of Colorado, 2009), xviii.

to categorize them as loyal Americans and qualify them for release.³⁴⁾ The Nakashimas' resettlement in New Hope, Pennsylvania went smoothly as the petitioners had assured. The family's relocation was such a great example of what WRA officials intended for all the resettlers that they recorded his way of life with photographs of Nakashima working on his furniture, teaching his daughter how to use hand tools, and preparing a meal with his wife, and therefore portraying Nakashima as a happy, successful, and independent family man. The Nakashimas in the WRA photos exhibited middle-class family values based on strictly defined gender roles. The father produced furniture to earn a living and provide a comfortable living environment for the family; the mother worked joyfully in the kitchen, sometimes getting help from her husband. The house's interior also conformed to the norms of a regular American home, with a Western style light, fireplace, and bed, except that there were rice bowls and chopsticks on a dining table. The family members wore Western attire and shoes in the house. All these signifiers of Americanness convinced WRA authorities that the Nakashimas could be presented as the exemplary figures for other Japanese American resettlers who needed to be assimilated into larger society.³⁵⁾

When the Museum of Modern Art exhibited his work in 1951 and the American Institute of Architects awarded him a craftsmanship gold medal in 1952, Nakashima attracted attention from popular magazines such as *House & Home*, *Life*, and *Look*, which featured Nakashima's home that he built for himself and his family and his ability in assimilating into the local community, keeping the family united, and surviving independently and creatively through the mechanical age. A *House & Home* article complimented the Nakashima home on being unique yet artfully blending into New Hope's landscape. Nakashima's use of indigenous wood for the house and furniture symbolized the family's adjustment to the local—predominantly white—social landscape, as opposed to transplanting a foreign custom to the host society. The article mentioned that Nakashima's "product and his way of life" had a Japanese flavor but were "still more like New Hope's old ways."³⁶⁾ The author commended Nakashima for using Japanese ideas as supplemental elements in his work and living, which did not pose any threat to the existing cultural order of New Hope.

The images of the Nakashima home were filled with signs of the family's strong unity and pleasant life, which were in line with the values of American domesticity. The bond of the Nakashimas was represented by the living room's fireplace, "the symbol of the home."³⁷⁾ *Look* magazine pictured the Nakashima family sitting intimately by the fireplace and sharing

³⁴⁾ June Mott, letter, undated; Mabel Martin Jones, letter, 30 Sept. 1942. Individual File, "Nakashima, George Katsutoshi," National Archives, Washington, D.C.

³⁵⁾ "War Relocation Authority Photographs of Japanese-American Evacuation and Resettlement," no. G-868 through G-880, Series 12: Relocation: New Homes, etc. (Various Places), Volume 40, Section E, Japanese American Relocation Digital Archives, accessed 20 Nov. 2014, <http://www.calisphere.universityofcalifornia.edu/jarda/>.

³⁶⁾ "George Nakashima's Furniture, House, and Way of Life," *House and Home* 1, no. 3 (Mar. 1952), 81.

³⁷⁾ "New Forms for Fireplaces," *Life*, 7 Dec. 1953, 139.

food.³⁸⁾ The image framed the Nakashima home as a place where the Cold War ideal of the nuclear, heterosexual family was embodied; the father provided meat and potatoes to his family and the mother assisted him in nurturing the children. Although their experiences of going into the camp, resettling in a foreign place, and building their house—all from scratch—were markedly different from what the typical American way of life was about, the images of the happy Nakashima family constructed and promoted the understanding that the Japanese Americans enjoyed the American way of life as a reward for being loyal and hardworking.

A *Look* magazine article, titled “Nakashima and Son,” not only highlighted Nakashima’s leadership as the family head but also portrayed him as an exemplary father who could teach important woodworking skills to his heirs so that they had a means of living independently and creatively. The article emphasized the bond between the two males in the family and how the fine woodworking skills were to be transmitted from the father to the son. Nakashima embodied an ideal Japanese American breadwinner who established a stable family and taught the next generation the importance of self-help and diligence. This association between the Japanese American man and strong fatherhood is significant when seen in the context in which contemporary African American men were characterized as irresponsible and absent from home, resulting in the problematic description of African American family structure in the 1965 Moynihan Report. The *Look* magazine article implied that Japanese American men, who were emasculated and demeaned by the incarceration as enemy aliens, regained autonomy as American citizens through sheer hard work. In this way, the story of Nakashima’s search for an independent way of life and work was woven into the narrative of individualism and equal opportunity for success.

Nakashima, however, would not have accepted such a narrative uncritically. He was well aware of the state’s violation of individual liberty and racism that denigrated his dignity during World War II. One of the instances where Nakashima’s hard stand against racism manifested itself was a 1960 *Maryknoll* magazine article in which he was featured as a prospective architect for a church to be built in Japan. The main audience of *Maryknoll* magazine was its followers, thus the magazine had relatively more freedom in deciding what to say about Nakashima and his experiences compared to mainstream magazines that targeted larger audiences and had a number of interested parties involved in judging what can be included on their pages. While Nakashima’s expressions about his wartime experience in the *Maryknoll* article were rendered somewhat less critical, probably due to the magazine’s main purpose of telling stories of redemption, it is still possible to read between the lines to discover Nakashima’s voice that pointed out the state’s wrongdoing. Nakashima said that his life was “comparable to that of a tree planted in desert sand, subjected to a variety of elements, and finally transplanted to a soil and climate intended by God.”³⁹⁾ The metaphor of Nakashima as

³⁸⁾ Peter, “Nakashima and Son,” 70.

³⁹⁾ Joseph M. M. Michenfelder, “George Nakashima: Artist in Wood,” *Maryknoll* (Mar. 1960), 5. “George Nakashima Collection,” Box 9, James A. Michener Art Museum Library & Archives, Doylestown, P.A.

a tree planted in desert, subjected to harsh conditions, is evocative of the image of Nakashima going through various adversities—including anti-Japanese sentiment and incarceration—for which he was a vulnerable target. Moreover, the desert is suggestive of the Minidoka camp and the barren land on which it stood, where he was confined during World War II. Nakashima described that the incarceration was humiliating, as he had to live in a large, “dirt-floored cattle barn.”⁴⁰⁾ He emphasized the inhumane living conditions in the camp, whose huge barracks were barely partitioned with thin veneers to give minimum privacy to the detainees. Having gone through these difficulties, Nakashima empathized with his employees who were European war refugees. He mentioned, “I hired them because. . . like me, they were searching for a way of life that would not destroy human dignity.”⁴¹⁾ He and his employees shared the experience of being disfranchised and were in the same boat searching for an independent way of living in a society where individual agency could be easily nullified by the state.

Nakashima’s 1981 autobiography provided a space for him to express his resentment against the incarceration more strongly than he did in *Maryknoll* magazine:

Pearl Harbor broke, and all of us of Japanese descent were put in concentration camps. My wife and I and our newly born daughter were sent to a camp in Idaho. This I felt at the time was a stupid, insensitive act, one by which my country could only hurt itself. It was a policy of unthinking racism. Even Eskimos with only a small percentage of Japanese blood were sent to the Western desert to die.⁴²⁾

The use of the term “concentration camp,” rather than a more euphemistic “internment camp,” suggests that Nakashima associated the U.S. government’s treatment of its citizens of Japanese ancestry with the Nazis’ persecution of the Jews. The indictment that the U.S. government’s decision to incarcerate Japanese Americans was only to “hurt itself” pointed to the contradiction in what the government did and what it preached; while the U.S. sharply criticized the racism of the totalitarian states of Germany and Japan, the U.S. could not let go of its own prejudice against people of color. The “unthinking racism,” which was based solely on blood, found its historical precedent in the “one blood policy” applied to African Americans in negating their human rights. Through this short but profound commentary, Nakashima put forth his unequivocal assertion that the incarceration was based on racism and was not justifiable in any way.

Nakashima mounted a branch of bitterbrush from the camp on the wall of his workshop as a reminder of the hardship he was forced to go through.⁴³⁾ Keeping this piece of wood from

⁴⁰⁾ Ibid., 6.

⁴¹⁾ Ibid., 8.

⁴²⁾ Nakashima, *The Soul*, 69-70.

⁴³⁾ Julie V. Iovine, “George Nakashima,” in *Modern Americana: Studio Furniture from High Craft to High Glam*, eds. Todd Merrill and Julie V. Iovine (New York: Rizzoli, 2008), 126.

Minidoka symbolized his long-held indignation against the U.S. government's decision to incarcerate Japanese Americans. Nakashima's choice to lead an isolated life of woodworking in the countryside can be seen as a form of protest against the ruthless society that labeled a group of citizens and immigrants as enemies and locked them up. However, journalists and artists who visited his workshop and wrote about it rarely discussed his critical eye toward the society and the state. What was frequently mentioned instead was his untiring effort and self-discipline, which enabled his successful comeback from almost nothing after the camp.

(3) Isamu Noguchi

Because of his hybrid racial and cultural background, Noguchi and people around him believed that he was uniquely entitled to preach the American way of life and democracy to the Japanese. Noguchi believed in the importance of America's role in reconnecting Japan with the international community in the wake of World War II, but it did not mean that he supported American democracy unconditionally. Through his art, Noguchi criticized how the U.S. government failed to ensure democracy for Japanese American citizens during the war.

Noguchi was born the illegitimate child of Japanese poet Yonejiro Noguchi and Caucasian American Leonie Gilmour in 1904. He spent his childhood in Japan and was later trained as an artist in the U.S. and Europe. By the end of the 1920s, Noguchi had established his stature as an up-and-coming sculptor in New York. When the Japanese attacked Pearl Harbor, he felt obliged to take some action. "With a flash I realized I was no longer the sculptor alone," Noguchi stated in his autobiography, "I was not just American but Nisei. A Japanese-American."⁴⁴ Joining hands with West Coast Nisei intellectuals and artists, Noguchi organized the Nisei Writers' and Artists' Mobilization for Democracy, which advocated the loyalty of Japanese Americans and sought to refute the proposal of their mass incarceration. When the mobilization could not prevent the incarceration, Noguchi voluntarily entered the Poston camp in Arizona to direct an arts and crafts program for the detainees as a part of the WRA's project of "democratizing" Japanese Americans and making them assimilable to white American society.⁴⁵ However, he left Poston after several months of self-incarceration. Noguchi, who identified with liberal middle-class Japanese Americans involved in the Nisei Writers' and Artists' Mobilization for Democracy, failed to see a common goal with other detainees who seemed to be "completely un-intellectual [*sic*], and with little apparent interest in the policies or politics of democracy."⁴⁶ Not only his political inclination but also his mixed-racial heritage posed challenges for Noguchi in becoming a member of the camp community. His Caucasian features such as large blue eyes made the detainees think of him as a part of camp

⁴⁴ Isamu Noguchi, *A Sculptor's World* (London, Thames & Hudson, 1967), 25.

⁴⁵ Brian Masaru Hayashi, *Democratizing the Enemy: The Japanese American Internment* (Princeton: Princeton University Press, 2004).

⁴⁶ Quoted in Masayo Duus, *The Life of Isamu Noguchi: Journey without Borders* (Princeton: Princeton University Press, 2004), 171.

administrators or their spy.⁴⁷⁾ Many signs of dissonance between him and the detainees led him to abandon the goal of building a cooperative community he had set upon entering the camp.

While his mixed-race background hampered his acceptance into Poston's Japanese American community, his hybridity was interpreted as a positive embodiment of multicultural American democracy in the context of the art world. In 1946, Noguchi was selected as one of the fourteen Americans to exhibit at a Museum of Modern Art show titled *Fourteen Americans*. In an *Art News* review of the exhibit, Thomas B. Hess discussed Noguchi's hybrid identity extensively, declaring that Noguchi "has fused in his art the East and the West as they were fused in his body."⁴⁸⁾ The article carried an old picture of young Noguchi dressed in kendo fencing gear, "star[ing] mournfully from behind a wooden mask with his intricate padding and wooden sword [and] stand[ing] barefooted in the pose of an ancient warrior."⁴⁹⁾ Art historian Amy Lyford argues that Hess underscored Noguchi's transformation from a mournful "Japanese" child who looked as if he was confined in an old, rigid culture to an "American" artist who enjoyed the freedom of expressing his hybrid identity through art.⁵⁰⁾ Hess celebrated "cultural fusion," an example of which was embodied in Noguchi's work and in himself, "as the future of postwar democratic culture in the United States."⁵¹⁾ Hess's account of Noguchi as a mediator of East and West was influential—so much so that it defined the way in which Noguchi was hereafter characterized in the context of art history.⁵²⁾

A reviewer for *View*, while not as enthusiastic as Hess, admitted the importance of Noguchi's work in the exhibit. In his review titled "Fourteen Minus One," Parker Tyler mentioned:

A striking and not too encouraging aspect of the show is that the best exhibitor is Isamu Noguchi, whose nationality is boldly crossed, as his name attests, with the Japanese. Happily, Noguchi's American birth made it possible (if not inevitable) that he live in the United States with its relative freedom of conditions for the artist. America as a land of good working conditions for the artist is probably the objective really aimed at by the show.⁵³⁾

The article's title indicated the "irony" Tyler felt—he was clearly ambivalent about the hybrid artist stealing the show dedicated to fourteen *Americans*. Admitting that Noguchi was the best

⁴⁷⁾ *Ibid.*, 171-72.

⁴⁸⁾ Thomas B. Hess, "Isamu Noguchi '46," *Art News* (Sep. 1946): 34.

⁴⁹⁾ *Ibid.*

⁵⁰⁾ Amy Lyford, *Isamu Noguchi's Modernism: Negotiating Race, Labor, and Nation, 1930-1950* (Berkeley: University of California Press, 2013), 164.

⁵¹⁾ *Ibid.*

⁵²⁾ *Ibid.*, 9.

⁵³⁾ Parker Tyler, "Fourteen Minus One," *View* (Fall 1946): 35.

exhibitor in the show, Tyler also keenly pointed out that Noguchi's inclusion in the exhibit served as a form of propaganda that conveyed the message that freedom, democracy, and the opportunity to become successful were ensured to even an artist whose national identity spanned across the U.S. and its former enemy. For Tyler, Noguchi's belonging to America was not unconditional; Noguchi could choose his father's country, Japan, as his home and thus differed from other Americans who were "inevitably" American. Tyler's understanding conflicted with Hess's, who regarded hybridity as a quintessential American symbolism. Nonetheless, Tyler shared the view with Hess that Noguchi played an important role in highlighting America's freedom and tolerance toward differences.

While Noguchi's hybridity had been a frequent target of hostility in the prewar period,⁵⁴⁾ few Americans expressed negative sentiment about it publicly in the postwar era. Many journalists reported favorably on Noguchi's "inherent" ability in understanding both East and West and hoped that Noguchi, who was liberated by American art himself, could now act as an ambassador for Japan's postwar democratization. Noguchi's marriage to Yoshiko "Shirley" Yamaguchi, one of Japan's top actresses, best demonstrated Noguchi's symbolic role in acting as a bridge of understanding between East and West and in expanding U.S. influence to the former enemy nation. Naoko Shibusawa argues that in convincing the American public to "accept an alliance with Japan so quickly after the brutal war" to prevent Japan from falling into Communist hands, the image of feminine, vulnerable, and loyal Japanese women "helped to chip away at the wartime stereotype of brutal Japanese soldiers" and to emphasize the necessity of extending America's paternal support to the victims of the war.⁵⁵⁾ The marriage of Noguchi and Yamaguchi was symbolic of postwar U.S.-Japan relations: the patriarchal U.S. escorting feminized Japan to the modern, democratic, and capitalist world.

A 1952 *Time* magazine article shows how this figurative meaning of Noguchi's relationship with Yamaguchi in post-Occupation Japan played out in the media. At the beginning of the article, the author characterized Yamaguchi as a woman who was susceptible to American influence and interested in learning "how to kiss" in American style so that she could become a better actress.⁵⁶⁾ The article emphasized Yamaguchi's femininity, trainability, and eagerness to learn American culture and designated Noguchi as her guide. The author noted that the two "made a good team," as "Noguchi started spreading his modern ideas with lots of help from his wife." The "modern ideas" that Noguchi introduced included the Westernization of traditional Japanese clothing. The article reported,

he takes familiar objects and gives them an up-to-date twist. Instead of bulky old-style kimonos, Shirley wears formfitting, Noguchi-designed robes with Zipper fasteners.

⁵⁴⁾ For examples of racist remarks on Noguchi and his works, see Amy Lyford, "Noguchi, Sculptural Abstraction, and the Politics of Japanese American Internment," *Art Bulletin* 85, no. 1 (Mar. 2003): 137-54.

⁵⁵⁾ Shibusawa, *America's Geisha Ally*, 4, 14.

⁵⁶⁾ "Isamu-san & Shirley Too," *Time*, 3 Nov. 1952, 78.

. . . Says Noguchi: “Tradition is all well and fine, but it must be adapted to modern times.”⁵⁷⁾

The modern-style kimono that Noguchi designed provided Japanese women with a way to look beautiful without conforming to traditions and sacrificing practicality. Noguchi showed how traditional ways of Japan could be adapted to modernity and how Japanese women could become modernized with the help of Americans. A reporter for the *New York Times* similarly alluded to Noguchi’s role in “liberating” Yamaguchi and others from the old Japanese way of life which Japanese men had tried to protect against Western influence. The reporter commented, “Her delighted curiosity, her deep respect for serious creative art and her sense of being liberated into the international world are perhaps symbolic of her whole generation.”⁵⁸⁾ Using the image of Yamaguchi who was married to and “liberated” by Noguchi, American magazines and newspapers crafted a story of Noguchi representing and preaching American democracy and modernity in Japan. Although Noguchi and Yamaguchi were together only for four years, their image as a happily-married couple was interpreted as an epitome of postwar U.S.-Japan relations in the minds of those who believed in the virtues of America’s democratizing crusade in Japan. In this narrative, the unequal power balance between Noguchi and Yamaguchi with the former exerting his influence over the latter, which was symbolic of America’s dominance over Japanese society and landscape, rarely came to the surface.

While he represented the democratic influence in postwar Japan, Noguchi did question the meaning of democracy at times, especially when it came to the U.S. government’s treatment of Japanese American citizens during World War II. The concept of American democracy was fundamentally shaken when the U.S. government labeled Japanese Americans as enemy aliens, a judgment that was based solely on race. When the incarceration order was declared, Noguchi at first believed that he could be of help for detainees in constructing an ideal community in the camp and showcasing that even in an ad hoc community Japanese Americans were able to live democratically, thereby asserting their legitimacy as American citizens. Noguchi sympathized with John Collier, the head of the Bureau of Indian Affairs who arranged Noguchi’s stay at the Poston camp and declared, “Though democracy perish [*sic*] outside, here [in the camp] would be kept its seeds.”⁵⁹⁾ However, Noguchi recounted later that he soon became disillusioned with the vision of creating a “democratic” community “by locking people up.”⁶⁰⁾ Noguchi was keenly aware of the racial prejudice behind the stated goal of the incarceration.

During his incarceration and after, Noguchi developed a series of artwork using light, titled *Akari* [“light” in Japanese], which critically reflected his sense of being confined in the

⁵⁷⁾ Ibid.

⁵⁸⁾ Aline B. Louchheim, “Noguchi and ‘Sculptured Gardens,’” *New York Times*, 30 Sep. 1951.

⁵⁹⁾ Noguchi, *A Sculptor’s World*, 25.

⁶⁰⁾ Isamu Noguchi, interview with Kazue Kobata, 1986, 7, Archives of the Isamu Noguchi Foundation, Long Island, N.Y.

camp. He mentioned to the leading Japanese art magazine *Geijutsu shincho* in 1954 that *Akari* was inspired with his “dark prison-like life at the relocation camp at Poston” and his longing for “a brighter world.” The work stood for his desire “to free the dark world with *akari*.”⁶¹⁾ This statement was indicative of not only his belief in a freer world but also his protest against the U.S. government’s power that took away Japanese Americans’ liberty in the name of democracy. In contemporary American magazines in which *Akari* was featured, there was no mention of this critical thought that the product was imbued with, and the discussion was almost exclusively focused on the harmonization of Eastern tradition and modern Western abstraction realized in *Akari*.⁶²⁾ It is not clear whether Noguchi chose not to talk to American reporters about how the bitterness of the incarceration experience inspired him with the idea for *Akari*, but the absence of this story in the contemporary American media indicates their depoliticization of Noguchi. Instead of discussing the underlying concept of *Akari* that questioned the state’s ability in protecting the well-being of its people, the American media focused exclusively on the aesthetic quality of the work, thereby avoiding political debates that it could have raised.

Although Noguchi’s symbolic role as an East-West bridge worked to his advantage in emphasizing his uniqueness in the American art world, it also made Noguchi uncertain about his national belonging. He raised this issue in his autobiography:

With my double nationality and double upbringing, where was my home? Where my affections? Where my identity? Japan or America, either, both—or the world? . . . I find myself a wanderer in a world rapidly growing smaller. Artist, American citizen, world citizen, belonging anywhere but nowhere.⁶³⁾

This statement reflects his struggle of not being accepted as a legitimate American (by a reviewer of the *Fourteen American* show) or Japanese American (by the Poston Japanese American community). Regardless of his precariousness, the media overwhelmingly represented him as a successful, exemplary figure in promoting multiculturalism in the U.S. and extending democracy to Japan.

Conclusion

Time, Life, House & Home, Architectural Forum, and other magazines on art and lifestyle

⁶¹⁾ Translated and quoted in Duus, *The Life of Isamu Noguchi*, 183; Isamu Noguchi, “Akari,” *Geijutsu shincho* 5 (Aug. 1954): 194.

⁶²⁾ “New Shapes for Lighting: Sculptor’s Lamps Are Dim, Decorative,” *Life*, 10 Mar. 1952: 114-15, 117; “New Lamps from the Old World,” *House and Home* (Apr. 1952): 148; “Noguchi in Kitakamura [sic],” *Interiors* 112 (Nov. 1952): 117-20, 171, 172.

⁶³⁾ Noguchi, *A Sculptor’s World*, 11, 39.

fondly narrated the stories of the three Nisei's remarkable transformation from the racially stigmatized to some of the most successful American cultural producers. At a time when the U.S. propagated its cultural and racial diversity to the world, Yamasaki, Nakashima, and Noguchi effectively represented the new faces of postwar America—racial minorities who, through their untiring efforts, achieved success and access to the American way of life. The American media celebrated these Nisei's postwar lives and works that exhibited the values of the freedom of expression and individualism that American democracy was supposed to ensure for its loyal subjects. The Nisei men did not necessarily concur with the idea that American democracy has always benefitted them, because they had experienced the nation's undemocratic hostility firsthand. But their critical views on racism rarely made it onto the pages of popular magazines in the 1950s and 1960s. Like many other Nisei, they might have avoided raising the issue of racism in front of American journalists for fear that evoking the memory of anti-Japanese sentiment could rekindle prejudice and obstruct the recovery of their social status; or they might have been simply unable to bring up the issue vis-à-vis powerful interest groups in the publishing industry. Either way, the dominant discourse of the media at that time allowed little room for them to express themselves freely. It was not until the 1970s and 1980s when the socio-political climate was more tolerant of minority movements that the Nisei artists/architects were able to openly discuss their wartime experiences.

連邦の統合と「異端」の国家観 ——無効宣言論争(1828-33)における強制徴収法案の意義をめぐって

遠藤寛文

Summary

In recent years, the significance of passion in political sphere has become emphasized in keeping with the trend of criticizing the reason-centered approach. Although it might seem self-evident that politics cannot be separated from emotional motivations, this has not been fully appreciated in historical works on early American politics. The aim of this paper is to reinterpret the Nullification Crisis (1828–33) by focusing on the dimension of passion behind the seemingly reasonable deliberations.

The Nullification Crisis was a crisis of disunion, which was triggered by the attempt of South Carolina to nullify the federal tariffs. In response to South Carolina's nullification, President Andrew Jackson attempted to send the federal forces to South Carolina. In order to fight back Jackson's action, military volunteers were recruited in South Carolina. Radical malcontents in the state even claimed the state's right of secession from the Union. On the verge of military collision, Congress passed both the Compromise Tariff Bill and the Force Bill, which eventually settled the crisis.

This study especially examines why the Force Bill had to be enacted in spite of the fact that the crisis had already been mitigated by the tariff compromise. The main focus here is on the long neglected linkage between the compromising schemes of reducing tariff and the theoretical debate over sovereignty. It will be concluded that the Force Bill was enacted not because warfare was impending but because the Northern pro-tariff leaders wanted to relieve their frustrations over the tariff reduction.

はじめに

南北戦争のおよそ30年前、アメリカが内戦の危機を経験していたことは一般にあまり知られていない。1832年末から1833年初頭にかけて、連邦の保護関税政策に反発するサウスカロライナ州と連邦政府のあいだの緊張が、合衆国を連邦分裂の危機に直面せしめたのである。この一連の事件を無効宣言論争 (Nullification Crisis) という。本稿の主たる関心は、一般に理論抗争として理解されている無効宣言論争の一局面に注目し、従来注目されることのなかったその情念に関わる位相を描き出すことにある。

無効宣言論争は、1832年11月に合衆国南部のサウスカロライナ州が、高率課税を特徴とする連邦関税法の州内における無効を宣言したことをきっかけに起きた。¹⁾ このような

¹⁾ 「無効宣言論争」という語は、中谷義和氏による邦訳を踏襲した。中谷義和「アメリカ南部危機の政治論——J. C. カルフーンの理論」(御茶の水書房、1979年)、47-65頁。

サウスカロライナの抵抗運動にアンドリュー・ジャクソン第七代大統領は連邦軍の派遣すら辞さない強い態度を示した。これに対して、サウスカロライナ州内では義勇軍の募兵が実施され、急進派勢力によって連邦からの離脱権すら主張された。武力衝突の危険が高まり、連邦分裂の危機が目前に迫ったものの、翌1833年の3月に妥協関税法 (Compromise Tariff Bill) および強制徴収法 (Revenue Collection Bill, 通称 Force Bill) が成立したことで事態は収束する。このときの妥協は、「1833年の妥協」とも呼ばれる。

無効宣言論争の背景には、ニューイングランドや中部諸州で見られた国内製造業保護を求める保護関税推進派と、南部諸州やニューイングランドの一部で見られた保護関税反対派との利害対立があった。このような対立は、イギリスから輸入される工業製品と競合しつつあった北部製造業利益と、イギリス等への農産物輸出に依存していた南部農業利益とのあいだの産業構造的な相違に由来していた。しかしまた同時に、無効宣言論争は、合衆国の主権は連邦に存すると主張する連邦主権論と、合衆国の主権はそれぞれの諸州が有すると主張する州主権論とのあいだの、主権解釈をめぐる理論抗争でもあった。その背景には、もともと1820年代前半には純粋な政策論争であった関税問題が、1828年頃以降になると保護関税政策の違憲性を問う声が強まったことで、憲法問題化したという経緯がある。さらには、関税反対派の一部が州主権にもとづく抵抗運動を展開したために、問題が主権解釈論争にまで発展したのである。このように、無効宣言論争には、関税問題と主権問題という二つの側面がある。議会論争のなかで、両者は一貫して別々の問題として扱われ、それゆえ最終的には別々の解決策——すなわち、妥協関税法と強制徴収法——が必要となった。²⁾

無効宣言論争における政治指導者の対立関係を整理すると、以下のようになるだろう。まず無効宣言論争は、連邦関税政策を推進するジャクソン大統領とそれに反発するジョン・C・カルフーン副大統領の対立という形で表面化した。サウスカロライナ州出身のカルフーンは副大統領でありながら、無効理論の考案者として「反乱の首謀者」という烙印を押され、政権から放逐されることになる。だが、無効宣言論争はジャクソン民主共和派 (民主党) 政権の内部抗争に留まらなかった。副大統領職を辞して、上院議員となったカルフーンは連邦観を議会で激しく攻撃したのが、政権と対立する国民共和派に属する、保護関税支持派で連邦主義者のダニエル・ウェブスター上院議員 (マサチューセッツ州) である。緊迫化する政治情勢を受けて、事態の收拾を求める声が次第に高まった。新たにジャクソン政権の副大統領候補と目されていたマーティン・ヴァンビューレン (ニューヨーク州) は関税率を引き下げる妥協工作を試みるも、彼の主導したヴァープランク法案は廃案となる。それに続いて関税妥協案を作成し、妥協関税法として成立させたのが国民共和派のヘンリー・クレイ上院議員 (ケンタッキー州) であった。このように、無効宣言論争では関税政策をめぐる対立、主権理解をめぐる対立、さらに党派間の対立が複雑に交

²⁾ 無効宣言論争の背景には、関税問題と主権問題に加えて、奴隷制問題が通底していたことも事実である。例えば、無効宣言論争研究の古典的名著たる史家ウィリアム・フリーリングの『南北戦争の前兆』(Prelude to Civil War)は、サウスカロライナ州内における黒人奴隷制問題の重要性を明らかにするものである。この著作については、注3)を参照されたい。ただし、1830年代の当時、奴隷制度そのものをめぐる政治決定は原則として州の専権事項とされていたため、連邦政治の場でその存廃や是非が積極的に論じられることはなかった。

錯していたのである。

本稿が特に注目するのが、妥協関税法と同日に成立した強制徴収法という法律である。強制徴収法は、関税徴収に伴う危険を防ぐために、サウスカロライナに連邦軍を派遣することを可能にするための法律であった。では、なぜ妥協関税法によって内戦の危機が回避されつつあったなか、この強制徴収法は廃案にされることなく成立したのだろうか。本稿の目的は、無効宣言論争の妥結の局面に焦点を当て、連邦議会議事録および政治家の書簡等を分析することを通して、強制徴収法成立の背景を明らかにすることにある。

では、先行研究は無効宣言論争をどのように解釈してきたのだろうか。無効宣言論争を論じる既存の研究は、総じて関税問題と主権問題のいずれかにその関心を偏重させてきた。関税問題に重きを置く研究は、無効宣言論争における主権や国家観をめぐる理論的側面を度外視しがちであるのに対して、逆に主権問題を中心に扱う研究は関税史の背景や国内諸地域の利害関係を軽視する傾向がある。³⁾ 近年の研究を例に挙げるならば、政治学者デイヴィッド・エリクソンの研究(1995年)は主権解釈論争を主題とするが、その議論からは関税論争の側面が捨棄されている。⁴⁾ 反対に、政治史家ドナルド・ラトクリフによる研究(2000年)は、無効宣言論争に至る関税史の過程を詳しく扱っているが、主権問題としての側面や強制徴収法にはさほど関心を示していない。⁵⁾

これに対して、本稿では叙述の方針として以下の二点を重視したいと思う。第一に、本稿は関税問題と主権問題の接合部分に注目する。関税妥協の試みは、強制徴収法案の成立過程と同時期に進展していた。それゆえ、関税妥協の動向を度外視して、強制徴収法案や主権論争にのみ注目するのでは偏った解釈に陥る危険性がある。そこで、本稿では連邦議

³⁾ 第二次世界大戦以降の主要な無効宣言論争研究を以下に挙げる。William W. Freehling, *Prelude to Civil War: The Nullification Controversy in South Carolina, 1816-1836* (New York: Harper and Row, 1965); Major L. Wilson, "Liberty and Union: An Analysis of Three Concepts Involved in the Nullification Controversy," *Journal of Southern History* 33 (1967): 331-55; Paul H. Bergeron, "Tennessee's Response to the Nullification Crisis," *Journal of Southern History* 39 (1973): 23-44; idem, "The Nullification Controversy Revisited," *Tennessee Historical Quarterly* 35 (Fall 1976): 263-75; Richard B. Latner, "The Nullification Crisis and Republican Subversion," *Journal of Southern History* 43 (1977): 18-38; Jane H. Pease and William Pease, "The Economics and Politics of Charleston's Nullification Crisis," *Journal of Southern History* 47 (1981): 335-62; J. P. Ochenkowski, "The Origins of Nullification in South Carolina," *South Carolina Historical Magazine* 83 (April 1982): 121-53; Merrill D. Peterson, *Olive Branch and Sword: The Compromise of 1833* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 1982); Richard E. Ellis, *The Union at Risk: Jacksonian Democracy, States' Rights, and the Nullification Crisis* (New York: Oxford University Press, 1987); Harlow W. Sheidley, "The Webster-Hayne Debate: Recasting New England's Sectionalism," *New England Quarterly* 67, no. 1 (1995): 5-29; David F. Ericson, "The Nullification Crisis, American Republicanism, and the Force Bill Debate," *Journal of Southern History* 61, no. 2 (1995): 249-70; Donald Ratcliffe, "The Nullification Crisis, Southern Discontents, and the American Political Process," *American Nineteenth Century History* 1, no. 2 (2000): 1-30; George C. Rogers, Jr., "South Carolina Federalists and the Origins of the Nullification Movement," *South Carolina Historical Magazine* 101, no. 1 (2000): 53-67; Erika J. Pribanic-Smith, "Rhetoric of Fear: South Carolina Newspapers and the State and National Politics of 1830," *Journalism History* 38 (Fall 2012): 166-77.

⁴⁾ Ericson, "The Nullification Crisis," 249-70.

⁵⁾ Ratcliffe, "The Nullification Crisis," 1-30.

会における立法過程に議論を限定し、二つの争点がいかに交錯していたのかに注目したい。第二に、強制徴収法案の性格を把握するに際して、情念の契機を重視する。情念とは、理性に対置される、人間の行動を動機づける機制である。従来の解釈において、強制徴収法案論争は、理性的な推論にもとづく国家観をめぐる理論的対立であるという自明の前提が存在した。しかし、議会論争を理性的な討議の場としてのみ見なすと、法案を取り巻く状況を適切に理解することができなくなる。本稿では一次史料の分析を根拠に、強制徴収法案を支持した北部議員たちに見られる「不満」や「焦り」といった情念の契機を浮かび上がらせる。これにより、従来の政治理論的な論争解釈とはおよそ異なる印象が与えられよう。⁶⁾

このような視角にもとづき、本稿は以下の結論を導く。1833年2月上旬、関税問題をめぐる妥協成立の目処が立ち、内戦の危機は回避されるものと思われた。しかし、関税率の引き下げによる妥協案に対して強く反発したのが、保護関税政策を支持する北部諸州代表の政治家たちであった。というのも、保護関税派のあいだでは、関税妥協は「サウスカロライナ無効論者の勝利」に等しいという考えが共有されていたからである。そこで、彼ら北部議員たちは、クレイによる関税妥協案が支持を集めるなか、本来ならば不要となっただけの強制徴収法案を取って成立させることにこだわったのである。すなわち、強制徴収法の成立は、連邦軍派遣という実際的な必要性よりも懲罰的意図によるところが大きかったと考えられる。以上が本稿の最たる主張であり、以下で詳しく論証する。

本稿の構成は次の通りである。第一節にて、無効宣言論争に至る史的背景を初期連邦政治の動揺という観点から説明する。具体的には、関税史および政治史の観点から、1830年代に無効宣言論争が起きた背景を論じる。第二節にて、無効宣言論争の一つの解決策として提示された強制徴収法案の成立過程を連邦議会議事録および政治家の私文書にもとづき日付順に検証する。第三節にて、前節を踏まえた上で、強制徴収法の成立をめぐる政治的含意を考察する。

1. 無効宣言論争の史的背景

本節では無効宣言論争の直接の原因をなす保護関税諸法が成立した史的経緯を概観する。1810年代末から1820年代にかけて、保護関税政策をめぐる熾烈な地域間対立の構図が形成されていく。ここでは、19世紀初頭における連邦政治の変容のなかで、保護主義運動が関税立法に結実する過程に注目したい。⁷⁾

⁶⁾ 情念の機制に注目する観点は、史家ラトクリフによる「南部の不满」論に触発されたものである。ラトクリフ論文の趣旨は、1820年代以来の保護関税立法に対する南部の不满とその解消の過程として無効宣言論争を捉える議論である。前掲注5)を参照されたい。なお、政治における情念(*passion*あるいは*sentiment*)の問題は、他ならぬ同時代の政治指導者にとって重大な関心事であった。議会政治が情念によって突き動かされることへの懸念が繰り返し政治家たちによって表明されている。例えば以下のクレイ演説を参照。*Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 733, 736.

⁷⁾ 本節の叙述は、宮野啓二氏による以下の著作に多くを負っている。宮野啓二『アメリカ国民経済の形成——アメリカ体制』研究序説(御茶の水書房、1971年)。

(1) 1816年関税法と戦後ナショナリズム

そもそも、保護関税政策は初めから地域間対立の争点であったわけではない。合衆国史上最初の保護関税法である1816年関税法は、第二次米英戦争の終結に伴うイギリス製品の大量流入に対して国内製造業を守るために制定されたものである。⁸⁾ ジェームズ・マディソン政権の財務長官アレクサンダー・ダラスによって提案され、1816年4月27日に成立した1816年関税法は、平均して税率約20%を規定する点で、明確に保護主義的な性格をもつ関税立法であった。⁹⁾ ただし、同法はあくまでも戦争直後の輸入品急増に対処するための緊急的措置という意図をもっていたために、原則として三年間の期限を定めた時限立法であった。

注目すべき点は、この1816年法の採決に際して南部諸州議員の一定数が賛成にまわったことにある。¹⁰⁾ その理由については諸説あるが、第二次米英戦争後のアメリカにおいて、国内産業を保護することの必要性を南部議員もまた認めていたと一般に考えられている。後に関税反対派の急先鋒となるカルフーンですら1816年関税法を強く支持したが、これは主として安全保障上の必要に由来するものだった。¹¹⁾ この点に加えて、同法が期限付きの緊急的措置であった点も、南部の賛成理由として指摘できよう。¹²⁾

この1816年関税法は、「好感情の時代」(Era of Good Feeling) と呼ばれる戦後ナショナリズムを背景に、全国的な支持を集めた関税政策であった。しかし、1810年代末になると状況は一変し、激しい保護関税論争が始まることになる。決定的な「変化」をもたらしたのは、1819年に始まる経済不況であった。

(2) 1824年関税法とセクショナリズムの表出

第二次米英戦争の終結から間もなく、それまで高騰していた土地および農産物価格が急落する。ナポレオン戦争中のアメリカ農業の優位性が戦争終結によって失われたために、合衆国内の農産物の価格が大きく下落したためである。1819年恐慌と呼ばれるこの経済不況のもとで、中部諸州およびオハイオ川流域の農業州と、ニューイングランドや中部諸州の製造業を中心に、保護関税を要求する声が高まっていった。¹³⁾ 国内市場の構築へと傾

⁸⁾ このとき経済的損害を被ることになったのは、木綿工業を中心とする繊維産業であった。宮野『アメリカ国民経済の形成』、8-9頁。

⁹⁾ これに対して、アメリカ関税史家のフランク・W・タウシグは、むしろ公債弁済の目的が強かったという見解を示している。Frank Taussig, *The Tariff History of the United States*, 8th ed. (New York & London: G. P. Putnam's sons, 1931), 68.

¹⁰⁾ 宮野『アメリカ国民経済の形成』、9-12頁。同書12頁の注18も参照。

¹¹⁾ なお、カルフーンは後々までこのときの保護関税支持を追及され、弁解に負われることになる。Merrill D. Peterson, *The Great Triumvirate: Webster, Clay, and Calhoun* (New York: Oxford University Press, 1987), 72; Ross M. Lence, ed., *Union and Liberty: The Political Philosophy of John C. Calhoun* (Indianapolis: Liberty Fund, 1992), 412.

¹²⁾ 史家ノリス・ブレイヤーは、南部諸州議員による同法案支持の理由を北部と同じぐらい急速な南部工業の発展を企図していたことに見出す説を否定し、軍事上の懸念によるものと見ている。Norris W. Preyer, "Southern Support of the Tariff of 1816—A Reappraisal," *The Journal of Southern History* 25, no. 3 (August 1959): 306-22.

¹³⁾ Taussig, *The Tariff History*, 70-72.

斜していった中部・西部農業とは異なり、恐慌によってやはり大きな打撃を受けていた南部農業は、もっぱら農産物の対英輸出に依存せざるをえなかった。南部に加えて、保護主義反対の論陣を張ったのが、商人や船主といったニューイングランドの貿易・海運業者である。¹⁴⁾ かくして、1819年恐慌は、関税論争の対立構図を出現せしめた。すなわち、ニューイングランド・中部の製造業および中部・西部の農業が保護関税を強く要求したのに対し、南部農業およびニューイングランド貿易業は保護関税反対の旗印を明確にしたのである。

保護主義陣営の関税要求の高まりは、時を経ずして議会政治に反映された。1824年の大統領選挙が近づくなか、保護主義運動はついに関税立法を実現する。¹⁵⁾ こうして成立した1824年関税法とは、タウシッグ曰く、「初期保護主義運動の最初にして最も直接的な所産」であった。¹⁶⁾ 「セクショナル関税」(Sectional Tariff) という別名の通り、1824年関税法は国内地域利害の差異を初めて鮮明に映し出した保護関税立法だったのである。

(3) 1828年関税法と無効宣言論争

本格的な保護関税法の実現に成功した保護主義運動であったが、彼らはまだ1824年関税法の内容に満足していなかった。綿織物業者に与えられた保護と同等の関税を要求する毛織物業者は、1827年に毛織物法案を提出するも、成立には至らなかった。保護主義運動はなお衰えることなく、1827年7月にはさらなる保護関税の実現を目指す国民的集会(ハリスバーグ大会)が開催された。約100名の各州代表者(製造業者、ジャーナリスト等)がペンシルヴェニア州ハリスバーグに結集し、多岐にわたる諸産業への保護関税の必要性が議論された。¹⁷⁾

高まる保護関税要求を背景に成立したのが、無効宣言論争の直接的原因をなした1828年関税法である。この関税法案は、ヴァンビューレン派の議員サイラス・ライト・ジュニアによって作成された。1828年の大統領選挙を前にして、巧妙に保護関税率を設定することで、とくに中部および西部諸州における産業利益を保護するとともに、主に同地域のジャクソン支持層を増やすことに狙いがあった。この点、ヴァンビューレン派は南部の関税反対論を認識していたが、南部におけるジャクソン支持の強さゆえにそれを問題としなかったのである。¹⁸⁾

¹⁴⁾ 史家タウシッグは、南部議員が1816年関税法案を支持したにもかかわらず、1820年関税法案には徹底して反対したのは、ミズーリ危機(1819-21)の際に奴隷制と自由貿易主義が結びついたためであると指摘する。Ibid., 73.

¹⁵⁾ 保護関税支持勢力が1820年代初頭に保護主義運動を非党派的に展開し、政治動員を実現する過程を描いた近年の研究として、以下を参照。Daniel Peart, “Looking Beyond Parties and Elections: The Making of United States Tariff Policy during the Early 1820s,” *Journal of the Early Republic* 33 (Spring 2013): 87-108.

¹⁶⁾ Taussig, *The Tariff History*, 74; 宮野『アメリカ国民経済の形成』、15頁。ただし、羊毛については相殺された。

¹⁷⁾ Taussig, *The Tariff History*, 82-85; 宮野『アメリカ国民経済の形成』、15-16頁。

¹⁸⁾ タウシッグは1828年関税法案に関して保護主義反対派主導説をとる。すなわち、製造業利益が高率関税を望んでいることを逆手に取り、製造業者に不可欠な輸入原材料にも高率関税を課す法案を提示することで、北部に高率関税法案を忌避させて廃案にするという南部ジャクソン派の戦略を1828年法案の背後に読み取っている。これに対して、現在の通説は1828年関税法案を主導したのはヴァンビューレン派であり、その背後に

1828年関税法は、輸入品に平均約40%を課す当時としては史上最高の高率関税政策であった。この高率関税は激しい反対論を巻き起こした。反対派は同関税法を「唾棄すべき関税」と罵り、この関税の違憲性が強く主張されるようになる。その代表的な主張が、カルフーン起草による「サウスカロライナ解明と抗議」(South Carolina Exposition and Protest)において表明された「無効理論」であった。すなわち、高率課税を規定する1828年関税法は憲法違反であり、州は州権にもとづきこれを拒否することができるという考え方である。

このように、1828年関税法によって激しさを増した関税論争は、もはや経済的利害対立にとどまらない深刻な政治争点に変化していた。すなわち、この1828年関税法をもって、1820年代の関税論争は憲法問題あるいは主権解釈問題へと転化したのである。¹⁹⁾

このような論争の過激化を受けて、1832年7月14日、前の大統領ジョン・Q・アダムズが大部分を作成し、工業委員会が提出した関税率引き下げ法案が成立と相成った。ところが、この1832年関税法は、なお1824年関税法の税率水準である平均約33%を維持していたために、保護関税反対派の反発を抑えることはできなかった。²⁰⁾かくして、サウスカロライナ州は1832年11月に無効宣言条例を成立させ、1828年関税法と1832年関税法を無効と宣言するに至る。南部諸州を中心とする関税反対勢力が最終的に「充足」を得るには、1833年の妥協関税法を待たねばならなかった。

以上、無効宣言論争に至る保護関税史を確認した。一言で要約すれば、1810年代から1820年代にかけての関税史とは、第二次米英戦争後に見られた保護関税政策へのナショナルな支持が消え失せ、新たに形成された保護主義運動によってさらに高率の関税政策が実現されていく過程であった。この過程は、連邦政治における南部の相対的な地位の低下と決して無関係ではなかった。共和国初期の連邦政府を掌握していた「ヴァージニア王朝」(Virginia Dynasty)は、1824年の大統領選挙をもって「断絶」する。本節で確認したように、1820年代の保護関税論争に見られるセクショナリズムの表出は、それまで連邦政治の中心を担っていた合衆国南部が初めて一つの「セクション」へと転落する過程でもあった。1820年代の関税論争における継続的な敗北を通して、南部は「セクション」としての自覚を強めていったのである。²¹⁾

とはいえ、無効宣言論争を考察する上で注意すべき点は、南部諸州のあいだの温度差である。南部諸州は関税反対の立場においては一致していたが、州主権を根拠に連邦関税法の法的無効を実際に宣言したのはサウスカロライナただ一州のみであった。それだけではなく、他の全ての南部諸州の議会は、サウスカロライナの行動を性急に過ぎるとして非難

は北部製造業利益(ニューヨークやペンシルヴェニアなどの中部製造業利益)の要求があったと見る。Taussig, *The Tariff History*, 88-89; Peterson, *The Great Triumvirate*, 159-60.

¹⁹⁾ 例えば、史家エドワード・スタンウッドは、「[1828年関税法案によって]初めて連邦議会における関税論争に憲法問題が持ち込まれた」と記している。Edward Stanwood, *American Tariff Controversies in the Nineteenth Century*, vol. 1 (Boston: Houghton, Mifflin, 1903), 220.

²⁰⁾ 史家ラトクリフは、1833年関税法を「妥協関税」と位置づけてきた定説を否定し、むしろ前年の1832年関税法こそが「真の妥協関税」であったと主張する。Ratcliffe, "The Nullification Crisis," 11-21.

²¹⁾ 「セクションへの転落」という指摘は史家ラトクリフによる。南部セクション意識の「起源」が、ミズーリ危機をきっかけとしつつも、1820年代に見られた一連の保護関税論争に求められると彼は指摘する。Ratcliffe, "The Nullification Crisis," 1-8.

決議を出している。サウスカロライナは完全に政治的に孤立していたのである。²²⁾ 国内諸地域の利害に関わる関税問題と、サウスカロライナー州のみに関わる主権問題は、明確に区別されていたのである。

2. 強制徴収法の成立過程

すでに述べたように、強制徴収法案論争に関する先行研究は主権観念をめぐる理論的考察に偏りがちで、同時代の関税妥協の動向を十分に考察の対象としてこなかった。そこで、本節では、各方面からなされた関税引き下げの動きを十分に意識しつつ、強制徴収法案の立法過程を議事録にもとづきほぼ日付順に4つの局面に分けて検証する。連邦議会議事録のほか、各政治家の個人文書も分析の対象とすることで、法案成立の背後関係をより正確に把握したい。

(1) 強制徴収法案論争に至る過程

最初に、強制徴収法案論争が起きるまでの過程を簡単に整理する。保護関税政策をめぐる政治紛争は、1832年の年末にかけて一気に連邦分裂の危機に発展していく。そのきっかけは、1832年10月のサウスカロライナ州議会選挙であった。²³⁾ 同選挙で圧勝した無効派は、州知事ジェームズ・ハミルトン・ジュニアのもとで州政治を掌握する。無効派の強い影響のもと、特別に召集された議会で1832年11月24日に採択されたのが、無効宣言条例 (Ordinance of Nullification) である。この条例はかねてより主張されてきた無効理論を具体化した立法であり、すなわち、1833年2月1日以降に連邦関税法 (1828年関税法および1832年関税法) の州内における効力を無効化することを規定していた。²⁴⁾

このサウスカロライナの動きに激怒したジャクソン大統領が1832年12月10日に公布したのが、有名な「サウスカロライナ人民への布告」(Proclamation to the People of South Carolina, 以下では大統領布告と呼ぶ) である。国務長官エドワード・リヴィングストンによって起草されたこの大統領布告のなかで、大統領はサウスカロライナの無効理論および憲法観を強く非難した。

²²⁾ ただし、南部諸州が北部議員主導の強制徴収法案には強く反対したこと、また南部の一部でサウスカロライナ連帯論が生じていたことは指摘しなければならない。実際、南部の反発は、ジャクソン政権を焦らせ、大幅な関税引き下げ(ヴァーブランク法案)へと駆り立てる原因の一つとなった。Jackson to Martin Van Buren, December 23, 1832, December 25, 1832, Martin Van Buren to Jackson, December 27, 1832, in *Correspondence of Andrew Jackson*, IV, ed. John S. Bassett (Washington, D.C.: Carnegie Institution of Washington Publication, 1926-35), 504-5, 505-6, 506-8.

関税反対派のなかで、サウスカロライナのみが性急な行動をとった理由を探索することが、史家フリーリングの著作の趣旨であった。このなかで彼は、1822年にサウスカロライナ州チャールストンで起きたデンマーク・ヴィジエの黒人反乱計画が同州の政治社会に与えた影響を強調した。Freehling, *Prelude to Civil War*, esp. chapter 3.

以下の著作も参照されたい。宮野啓二「南部自由貿易論の経済的基礎——サウス・カロライナ州を中心に」都留重人、本田創造、宮野啓二編『アメリカ資本主義の成立と展開』(岩波書店、1974年)所収。

²³⁾ Freehling, *Prelude to Civil War*, 252-54.

²⁴⁾ 無効宣言条例原文については以下を参照。State Papers on Nullification, 28-33.

この大統領布告は、ジャクソン大統領期を象徴する文書としてしばしば紹介されるが、実は大統領布告を公布する前に、それとはおよそ対照的な文書が発表されていたことはあまり知られていない。大統領布告に先立つ1832年12月4日に発表されたのが、大統領年次教書 (annual message) である。年次教書のなかで大統領は関税問題の深刻化を憂慮し、関税引き下げの可能性を提案した。つまり、大統領は穏健で妥協的な内容の年次教書を出した直後に、高圧的で非妥協的な内容の大統領布告を発表したのである。

この年次教書と大統領布告の対照的な性格に多くの政治家が困惑した。国民共和派の指導的な上院議員であったヘンリー・クレイは、年次教書に示された大統領の穏健な解決策を高く評価しつつも、直後に発表された大統領布告の極端さを批判している。²⁵⁾ これと正反対の反応を示したのが、同じく国民共和派の上院議員ダニエル・ウェブスターである。ウェブスターは無効理論を明確に拒絶する大統領布告を高く賞賛したが、年次教書に示された関税引き下げ案には強い懸念を表明している。なぜなら、ウェブスターにとって、関税の引き下げに応じることは、無効論者に勝利を与えるのも同然だからである。ウェブスターは、「無効宣言の脅威を前に関税政策を断念することは、ヴァンビューレン氏の期待とは裏腹に、カルフーン氏に勝利を与えることになると考えている者たちもおります」と記している。ウェブスターと極めて近い考えを示したのが、このとき下院議員となっていた前大統領ジョン・Q・アダムズである。アダムズは、関税引き下げを示した年次教書について、「大統領は、異なるセクションの相対立する利害や意見を前に、かつて彼が有していたあらゆる中立性を放棄し、我が連邦の全てを南部の無効論者と西部の土地泥棒に譲り渡す」つもりであると、強い不満を1832年12月5日の日記に綴っている。²⁶⁾ このように、ウェブスターやアダムズは、関税引き下げを「無効論者への敗北」と同じであると見なしていたのである。

しかし、実際のところ、ジャクソンの意図は関税問題と主権問題を区別して対応することにあつたと見るのが妥当だろう。そもそも、ジャクソンには無効論者に譲歩する意図は毛頭なかった。ただ、ジャクソン政権にとって、自らの強力な支持基盤たる南部諸州の政権に対する疑念を解消することは、関税率に固執することよりもはるかに重要であった。

²⁵⁾ Peterson, *Olive Branch and Sword*, 49; Henry Clay to Francis T. Brooke, December 12, 1832, in *The Papers of Henry Clay, 1797-1852*, VIII, eds. James Hopkins et al. (Lexington: University of Kentucky Press, 1959-1992), 602-3.

²⁶⁾ ここで興味深いのは、アダムズの手厳しいジャクソン評価に比して、ウェブスターがジャクソンを驚くほど高く評価している点である。ウェブスターは、ジャクソン大統領の一見矛盾する態度に困惑を示しつつも、それが彼個人の考えに由来するというよりも、むしろ政権の党派的利害関心に由来するものと指摘する。つまり、関税引き下げは大統領の本意ではないと見ているのである。この背景には、無効宣言論争をめぐって、ウェブスターがジャクソン政権に非常に接近し、相対立する党派にありながら一時的に親密な関係を築いていたことが指摘できる。例えば、この時期にウェブスターは馬車まで用意されてホワイトハウスでの晩餐会に出席し、大統領と会話する機会を得ていたという。また、彼は無効宣言論争の終結後、感謝と親愛の念を込めた手紙をジャクソンの側近たる国務長官リヴィングストンに送っている。Daniel Webster to William Sullivan, January 3, 1833, Daniel Webster to Edward Livingston, March 21?, 1833, in *The Papers of Daniel Webster: Correspondence*, III, eds. Charles Maurice Wiltse and Harold D. Moser (Hanover, N.H.: Published for Dartmouth College by the University Press of New England, 1974), 204-5, 225-27; Allan Nevins ed., *The Diary of John Quincy Adams, 1794-1845: American Political, Social, and Intellectual Life From Washington to Polk* (New York, London: Longmans, Green and Co., 1929), 433.

そこで、サウスカロライナの無効宣言問題には厳しく対処しつつも、南部諸州が不満を募らせている関税問題には柔軟に対応する、という二方面作戦をとったのである。²⁷⁾

(2) 強制徴収法案提出期の論争

1833年1月11日、大統領布告に対するサウスカロライナの返答として、サウスカロライナ州議会による決議文が同州代表のミラー議員によって連邦議会上院で提示された。「我が州は武力に対しては武力をもって抵抗することになる。神の恩恵に与る我が州は、あらゆる危害から自由を守るであろう」と決議文は宣言した。²⁸⁾

1833年1月16日、ジャクソン大統領より、実力を伴う関税徴収を可能とする立法を求める特別教書が、大統領布告などの文書の複製とともに議会に送付された。これがいわゆる「強制徴収法案教書」(Force Bill Message)である。²⁹⁾ これは、無効宣言条例が発効する1833年2月1日が迫っていることを念頭に、関税徴収を安全に遂行するために軍の派遣を含めた必要な対応策を立法化するよう議会に求めた文書であった。

かくして、1833年1月28日、上院司法委員会委員長のウィリアム・ウィルキンスによって強制徴収法案が提出される。ジャクソン大統領の忠実な支持者であったウィルキンスによる法案提出をもって、強制徴収法案論争 (Force Bill Debate) の幕が切って落とされることになった。サウスカロライナへの連邦軍派遣を目的とする強制徴収法案が議題に上がった以上、内戦の危機が目前に迫っていることは誰の目にも明らかであった。³⁰⁾ とはいえ、関税妥協の試みが結実しつつあった1833年1月末の時点で、はたしてどのぐらい真剣に連邦軍派遣の必要性が実際には認識されていたのだろうか。³¹⁾

ここで注目すべきは、ミシシッピ州代表のジョージ・ポインデクスター議員による以下の発言である。

「私はマサチューセッツ州代表議員〔ウェブスター氏〕に訊ねます。彼が司法委員会の委員でありながら、同法案の害悪をまともに見ようとせず、手に負えない州〔サウスカロライナ州〕を単純に罰する (punish) ための法案を報告したのは何故なのでしょ

²⁷⁾ 史家リチャード・エリスは、両政策をめぐるジャクソン政権内部の不和を適切に描出している。Ellis, *The Union at Risk*, 145-49.

²⁸⁾ *Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 80-81.

²⁹⁾ Freehling, *Prelude to Civil War*, 284.

³⁰⁾ 同時代人が内戦の危機を意識していたのは事実である。例えば、クレイに限っても数多くの言及を挙げることができる。Robert W. Stoddard to Henry Clay, November 12, 1832, Henry Clay to Henry Clay Jr., December 30, 1832, Henry Clay to Peter B. Porter, February 16, 1833, in *The Papers of Henry Clay*, VIII, 597-98, 606, 624.

³¹⁾ 1833年1月初旬の段階では、強制徴収法案が、強制力を伴う関税徴収の確実な履行という実際的な目的のために必要とされていたことは確認する。例えば、ウェブスターは1833年1月3日の書簡において、「現在のところ、世論および執政府の仮借なき譴責によって、無効宣言の直接的な危害は大いに抑制されている」としつつも、無効宣言が「通常の関税収入徴収手続き」に及ぼす実際的な影響を懸念している。ただし、そのウェブスターにあっても、その後の関税妥協に対する彼の拒絶ぶりを見る限り、このような実際的な必要性のみが同法案支持の動機であったとは考えにくい。Daniel Webster to William Sullivan, January 3, 1833, in *The Papers of Daniel Webster: Correspondence*, III, 204-5.

うか。……全ての議員諸君は、我が国を覆い尽くす熱狂と、諸州からなる我が連邦が直面している危険を理解すべきです。……〔関税引き下げという〕中間的な方策が下院で講じられているにもかかわらず、〔連邦軍の派遣という〕最終的な方策について議論するのはおかしくないでしょうか。下院が〔関税引き下げ〕法案を可決するであろうことを考えれば、この〔強制徴収〕法案を可決することにはいかなる理由があるでしょうか。全くないはずですよ。』(傍点は引用者)³²⁾

ここでポインデクスターは、関税妥協に向けた兆しが見えつつあることを踏まえ、強制徴収のための立法を講ずることに異議を唱えている。彼の指摘は、関税問題と主権問題の関係を考える上で非常に重要と思われる。なぜなら、強制徴収法案が議会上程されるはるか以前より関税妥協の試みが続けられていたからである。彼は、関税妥協が進展している以上、懲罰的な性格をもつ強制徴収法案は不要であると主張したのである。

実際、関税妥協の試みは前年の12月の時点ですでに始まっていた。最初に提案されたヴァンビューレン派主導の関税妥協案(ヴァープランク法案)は、その大幅な課税率引き下げにもかかわらず、南部人のヴァンビューレンに対する不信感もあって廃案となる。これに対して、南部からの支持を集めていたのは、かつて「北部の主義主張をもった西部人」とさえ自称したクレイの妥協案であった。³³⁾ところが、課税率漸減方式を特徴とするクレイの妥協案は、自勢力であるはずの保護関税派の議員たちから酷評されることになる。³⁴⁾一度は案を取り下げたクレイが、再び保護主義派の議員を説得するための会談をし、さらに無効宣言論争における「最大の首謀者」と目されていたカルフーンと秘密会談を行うのが1833年2月初頭の時期とされる。³⁵⁾すなわち、強制徴収法案が上程された1833年1月28日は、関税妥協に向けた試みが活発化していた時期と言えよう。おそらく、ポインデクスターは、ヴァンビューレン派およびクレイらによるこのような関税引き下げの議論を念頭に、内戦回避の努力が行われている最中に問題を深刻化すべきではないと訴えたものと考えられる。

関税妥協の動向を強く意識していたのはウェブスターも同じであった。1833年2月9日

³²⁾ *Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 242-43. 1833年1月28日(月)の関税引き下げをめぐる下院の議事進行については、以下を参照。Ibid., 22nd Cong., 2nd sess., 1412-31.

³³⁾ ケンタッキー州代表のクレイは奴隷所有者でもあったが、史家ロバート・ケリーによれば、他ならぬクレイ自身がホレス・グリーンリーに自分を「北部の主義主張をもった西部人」として北部民衆に紹介するように依頼しており、「私を南部人だと思わないでくれ」と付け加えたという。ロバート・ケリー著、長尾竜一、能登路雅子訳『アメリカ政治文化史——建国よりの一世紀』(木鐸社、1987年)、259頁。

³⁴⁾ 例えば、アダムズは1833年1月4日の日記に、「保護主義体制がケンタッキー代表〔クレイ〕によって放棄されようとしている」と記している。Draft Proposal of Compromise Tariff of 1833, mid-December, 1832, in *The Papers of Henry Clay*, VIII, 604; Nevins ed., *The Diary of John Quincy Adams*, 434-35.

³⁵⁾ クレイ-カルフーン秘密会談の詳細が不明であることを諸研究は指摘している。史家ピーターソンによれば、この秘密会談の唯一の明確なる根拠は民主党トマス・H・ベントンの自伝のみであり、クレイは会談の事実を公の場では後に否定しているという。Peterson, *Olive Branch and Sword*, 68; Freehling, *Prelude to Civil War*, 292; Ellis, *The Union at Risk*, 167-68; Thomas Hart Benton, *Thirty Years' View: A History of the Workings of the American Government for Thirty Years, from 1820 to 1850*, vol. 1 (New York: D. Appleton, 1854), 313-17, 342-44.

の手紙で、新聞で報じられたクレイ-カルフーン会談の噂に言及する。ウェブスターは、「論争を終わらせ、無効論者を助け、講和調停の名声を獲得するためであれば、クレイ氏はほとんどいかなることに同意する」と記し、関税妥協を推し進めるクレイに強い不信感を抱いている。³⁶⁾

ポインデクスターとウェブスターの論理は対照的である。南部議員のポインデクスターの主張は、妥協が進展している以上、もはや強制徴収法案は不要であるというものであった。これに対して、北部議員を代表するウェブスターは、妥協が進んでいるからこそ、なおさら強制徴収法案によって明確に無効宣言を否定する必要があると考えたのである。事実、ウェブスターは、1833年1月16日の大統領による「強制徴収法案教書」を受けて、「無効宣言を鎮圧するために何が必要であるかを人々がついに理解し始めている」と手紙に記している。すなわち、強制徴収法案の策定を行なった司法委員会の構成員である彼自身が、同法案が「無効宣言を鎮圧する」ために必要であるという認識を有していたことは確かであろう。³⁷⁾

(3) 主権観念をめぐる論争

続いて、1833年2月15日および16日に展開された、いわゆるウェブスター-カルフーン論争を見てみたい。³⁸⁾ 他ならぬ法案提出者のウィルキンス自身が「今こそ連邦が依拠している原理を議論すべき時であります」と宣言したように、強制徴収法案の議会討議は今や国家観をめぐる論争の場になったのである。³⁹⁾ その論争が最大の山場を迎えたのが、アメリカ政治思想史に名を残すウェブスター-カルフーン論争であった。カルフーンとウェブスターはそれまでも幾度も衝突を繰り返していたが、連邦分裂が強く危惧されていた1833年2月半ばの論争は、それぞれ演説に丸一日を費やす長大かつ気迫に満ちたものだった。

先に演説したのはカルフーンだった。1833年2月15日、カルフーンはサウスカロライナ人民を代表し、「連邦とは諸州の連合体であり、諸個人の連合体ではない」と述べ、「連邦は諸州（諸邦）によって創られた」ものであるという連邦観を表明した。⁴⁰⁾ その上で自らの見解として、「憲法が諸州によって創られたものであること、また〔合衆国が〕諸州による連合国家（a federal union）であり、それぞれの諸州がなお主権を保持していること。これらが私の主張の根拠です」と説明した。このように、カルフーンは連邦体制を諸州の連合体と捉え、主権が諸州に存すると主張している。⁴¹⁾

³⁶⁾ Daniel Webster to Joseph Hopkinson, February 9, 1833, in *The Papers of Daniel Webster: Correspondence*, III, 213-14.

³⁷⁾ Daniel Webster to Stephen White, January 18, 1833, in *ibid.*, 207-8.

³⁸⁾ 史家フリーリングによれば、一般に有名なウェブスター-ヘイン論争(1830年)よりも、このウェブスター-カルフーン論争の方がより議論の水準は高く、考察に値するものであるという。Freehling, *Prelude to Civil War*, 286. ウェブスター-カルフーン論争が有する政治思想史上の意義については、以下を参照されたい。アメリカ学会訳『原典アメリカ史第三巻—デモクラシーの発達』（岩波書店、1953年）、416-26頁。

³⁹⁾ *Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 247.

⁴⁰⁾ *Ibid.*, 22nd Cong., 2nd sess., 532.

⁴¹⁾ *Ibid.*, 22nd Cong., 2nd sess., 536.

カルフーンの批判は、強制徴収法案の背後にある国家観にも向けられた。

「本法案は、我が国の主権全体が、一つの偉大なる共同体を形成するアメリカ人民に帰属していることを根拠としております。また、諸州を連邦に不可欠な要素ではなく、郡のような単なる諸部分 (fractions) として捉えております。州の権威に対して郡が抵抗するためにもつ権利と同じくらいしか、連邦政府の侵略に対する抵抗の権利 (right to resist) を州はもっていないというのです。本法案において、そのような抵抗は主権あるいは政治的権利をもたない非常に大勢の諸個人による非合法的行為 (lawless acts) としてみなされます。」(傍点は引用者)⁴²⁾

このカルフーンによる強制徴収法案批判には、極めて重要な論点が含まれている。すなわち、強制徴収法案は合衆国人民をひとつの共同体と見る国家観に依拠しており、州がもつ抵抗の権利を否定しているという。さらに重要なことに、同法案によって連邦政府に対する抵抗が非合法化されるというのである。ここでカルフーンは、強制徴収法案が無効論者の主張する国家観を否定する目的があることを鋭くも見抜いている。カルフーンによれば、主権とは分割不可能なものである。それゆえ、憲法がそもそも諸州間の契約である以上、主権の所在は連邦ではなく州にあり、24州それぞれが主権を有していると主張した。⁴³⁾

このような州主権論を根拠として無効理論が引き出されてくる。とはいえ、カルフーンにあっても、無効理論は政府による自由篡奪に抵抗するための最終手段として認識されていたことは留意されるべきである。カルフーンは副大統領であったこともあり、自らが「サウスカロライナ解明と抗議」の著者であることを長い間秘匿にしていた。彼が伝統的な州権論にとどまらず、急進的な無効理論を公然と展開するようになる背景には、政権内での孤立化に加えて、サウスカロライナ州内における無効派勢力の影響力拡大という事情があったのである。同時代にあって「最高の知性」と称されたカルフーンは、連邦法の無効化という急進的な解決策を安易に望んでいたわけではなかったのである。⁴⁴⁾

ではカルフーンの議論に対して、ウェブスターはどのように反論したのだろうか。翌2月16日の演説で、ウェブスターは自身の連邦体制理解を次の諸点にまとめた。第一に、合衆国憲法は州どうしの同盟 (league)、連合 (confederacy)、契約 (compact) ではなく、人民の採択に依拠しており、諸個人とのあいだに直接の関係性を創出する統治体 (a Government) であること。第二に、革命なくして連邦離脱はありえないこと。第三に、議

⁴²⁾ Ibid., 22nd Cong., 2nd sess., 534-36.

⁴³⁾ Ibid., 22nd Cong., 2nd sess., 537.

カルフーンの主権論については、1849年に完成することになるカルフーンの主著も参照。ジョン・C・カルフーン著、中谷義和訳『政治論』(未来社、1977年)。

⁴⁴⁾ カルフーンは連邦政治においては急進的な無効理論の主唱者と見なされたが、サウスカロライナ州内部にあつては保守派であった。彼は晩年に至るまでサウスカロライナ内部の無効派の分離主義的傾向を警戒しており、生涯を通して熱烈なナショナリストであり続けた。Freehling, *Prelude to Civil War*, 155-59; 斎藤真「J. C. カルフーンにおけるナショナリズムとセクショナリズム-1-」『国家学会雑誌』第74巻(1961年10月): 539-57頁; 同「J. C. カルフーンにおけるナショナリズムとセクショナリズム-2-」『国家学会雑誌』第75巻(1962年1月): 42-67頁; 中谷「アメリカ南部危機の政治論」、105-85頁。

会の法律は最高法規の一部をなすものであり、(訴訟の形式を取らない場合には)連邦議会に判断権があること。第四に、連邦法を無効化する試みは明白な憲法違反であり、本質的に革命的な行動であること。以上である。⁴⁵⁾

ここでウェブスターは、合衆国憲法は単一の人民によって採択され成立した統治体であり、諸個人と統治体が直接に関係を取り結ぶものであることを強調する。この関係性は州の権限で覆すことはできず、これを覆しうるものは革命のみであるとした。すなわち、連邦体制は諸州の連合体ではなく、人民たる諸個人を直接に統治するのが連邦政府の役割であることになる。かくして、1833年1月16日午後8時、無効理論を明確に否定したウェブスターが演説を終えると、傍聴席、ロビー、議場フロアまでを埋め尽くす大勢の群集から拍手喝采が巻き起こった。⁴⁶⁾

(4) 強制徴収法案議会表決

1833年2月20日、強制徴収法案の票決に際し、カルフーンら南部諸州議員は同法案に対する抗議のために一斉に議場を退出した。結果、賛成32票-反対1票(無投票15票)の圧倒的多数で法案は上院を通過した。このとき、唯一議場に残って反対票を投じたのが、後に大統領となる州権論者のジョン・タイラーであった。クレイはこのとき議場を退席していたため無投票となった。⁴⁷⁾ 1833年3月1日、強制徴収法案は賛成149票-反対47票(無投票16票)で下院も通過し、翌2日に大統領署名を受けて成立となった。⁴⁸⁾

その一方、クレイ提出の妥協関税法案については、1833年2月26日に賛成119票-反対85票(無投票7)で下院を通過する。その後、1833年3月1日賛成29票-反対16票(無投票3)で上院も通過し、翌2日に大統領署名を受けて妥協関税法は成立した。クレイが漸減的課

⁴⁵⁾ なお、ウェブスター演説の「憲法は契約ではない」という箇所について、同じ国民共和派のアダムズは「ウェブスター氏は大変な雄弁家だが、日頃より主張を過度に強調する所がある」と記し、その見解に疑問を呈している。*Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 562; February 16th, John Q. Adams, *Memoirs of John Quincy Adams: Comprising Portions of His Diary from 1795 to 1848*, vol. 8, ed. Charles F. Adams (Philadelphia: J.B. Lippincott & Co, 1874), 525-26.

⁴⁶⁾ なお、傍聴者のなかには女性たちも多く含まれており、貴婦人たちは盛装して議会演説を見物に行くのが当時の流行であったという。また、上院で大物指導者による演説があると、下院議員も傍聴に向かうため、下院の議事定足数が満たされず、休会となることもしばしばであった。アダムズの回顧録には、1833年2月16日のウェブスター演説を聞くために上院に赴いたが、混雑のため議場に入るのに15分もかかったと記されている。*Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 587; February 16th, in Adams, *Memoirs of John Quincy Adams*, vol. 8, 525-26.

⁴⁷⁾ 法案通過翌日の上院にて、クレイは自身の欠席について、「議場の空気が淀んでいたため気分が悪くなった」と弁解し、その場にいたら賛成票を投じていたと釈明した。しかし、クレイ欠席の真意は定かではなく、1833年2月25日の演説で、彼は強制徴収法案について「大いに躊躇いを感じつつも」(with great reluctance) 支持するという趣旨の言葉も述べている。また、「そのような法案の通過が必要とされていることを私は深く残念に思います」とも述べており、明らかに強制徴収法案に対する否定的な態度を表明している。*Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 689, 739.

⁴⁸⁾ 上院における投票結果については、*ibid.*, 22nd Cong., 2nd sess., 688. 下院における投票結果については、*ibid.*, 22nd Cong., 2nd sess., 1903. なお、成立した強制徴収法条文については、以下を参照。An act further to provide for the collection of duties on imports, March 2, 1833, *Statutes at Large*, vol. 4, 632-35.

税率引き下げ (gradual reduction) による妥協案を作成した背景には、南部諸州を始めとする関税反対派に譲歩しつつ、一定期間のあいだ製造業育成のために高率関税を維持する意図があった。⁴⁹⁾ クレイ法案は、南部のみならず、製造業利益を抱える中部諸州などからも、広く支持された。しかし、クレイの真剣な訴えは、ウェブスターやアダムズら保護関税派の中心的指導者たちには届かなかった。

1833年3月2日、ジャクソンが両法案に署名し、二つの法案は成立と相成った。さらに、1833年3月14日には、サウスカロライナ州議会が無効宣言条例の撤回を決定する。しかし、注目すべきはその4日後の3月18日にサウスカロライナ州議会が強制徴収法に対する無効宣言を再び決議したことである。⁵⁰⁾ この事実は強制徴収法案がいかに象徴的意味をおびていたかを示していると言えよう。すなわち、サウスカロライナもまた強制徴収法案が実際的な脅威でなくなったとしても、それを黙認することはできなかったのである。かくして、合衆国は武力衝突の危機を免れ、無効宣言論争は一応の終息を迎えることとなった。

3. 強制徴収法の政治的意義

なぜ妥協関税法案による連邦危機の回避を多くの政治家が支持したにもかかわらず、強制徴収法案も可決に必要なだけの支持を集めたのだろうか。本節では、この問題を考えることを通じて、強制徴収法案の意義を考察してみたい。

従来の解釈において、強制徴収法案の意義として主に以下の二点が強調されてきた。すなわち、第一に、強制徴収法案は、実際の関税収入徴収に伴う危険を防ぐために連邦軍の派遣が必要とされた、という立法趣旨通りの解釈である。サウスカロライナ州議会の無効宣言条例がその発効日を1833年2月1日と規定していたため、連邦政府としては徴税吏員の安全を確保する観点からこれに備える必要があった。そのために、1833年1月16日に立法を促す強制徴収法案教書が議会に送付されたのである。第二に、強制徴収法案は、サウスカロライナ州に無効宣言条例の撤回を促すための「脅し」であった、とする解釈である。これはつまり、強制徴収法案によって連邦軍派遣を明示的に検討することで、サウスカロライナの帰順を引き出そうとしたとする見方である。例えば、史家ピーターソンによる著作『オリーブの枝と剣』(*Olive Branch and Sword*)の表題は、まさしく平和を象徴する「オリーブの枝」(妥協関税法)と武力を象徴する「剣」(強制徴収法)の両方が無効宣言論争妥結のためには不可欠であったとする彼の解釈を端的に示すものである。⁵¹⁾

これら二つの解釈はいずれも一定の妥当性を有していると思われるが、それだけでは説明しきれない問題も存在する。例えば、第一の実際的な必要性を強調する解釈は、なお軍事

⁴⁹⁾ クレイの妥協関税法が関税政策として保護主義的性格をもつかどうかをめぐっては、諸研究においても評価が分かるとされる。宮野『アメリカ国民経済の形成』、23-24頁。

⁵⁰⁾ 強制徴収法に対する無効宣言については、以下を参照。David J. McCord, ed., *The Statues at Large of South Carolina*, vol. 6 (Columbia, S.C.: A. S. Johnston, 1839), 483.

⁵¹⁾ Peterson, *Olive Branch and Sword*, 79. なお、「オリーブの枝」と「剣」という言葉は議会論争のなかで用いられた表現であり、直接的には1833年2月25日のクレイ演説に由来している。Register of Debates, 22nd Cong., 2nd sess., 741.

衝突の可能性が残っていた1833年1月半ばの時点であれば納得できるが、妥協関税法案によって内戦の危機が回避されつつあったと考えられる1833年2月中旬以降の時期については説得力を失う。第二の「脅し」としての性格を強調する解釈も、サウスカロライナ州が頑なに抵抗の姿勢を崩していないあいだは理解できるものの、関税率をめぐる妥協に目処が付き、同州が無効宣言条例を撤回する方針に傾く1833年2月後半以降の時期には上手く説明がつかない。要するに、いずれの解釈も、なぜ強制徴収法案が廃案にならなかったのか、という問題に十分に答えているとは言いがたいのである。

1833年2月12日の演説で法案提出者のクレイが明確に説明しているように、妥協関税法案は関税問題と主権問題の両方に対する処方箋として提示された。⁵²⁾しかし、多くの連邦議員たちはクレイの妥協関税法案を関税問題の解決策としては評価しつつも、主権問題（サウスカロライナ問題）への対応としては不十分だと考えていた。というのも、サウスカロライナの無効宣言は、関税政策上の論争とは全くの別問題の国家観をめぐる問題であり、厳正に対処すべき問題と考えられていたからである。一見してサウスカロライナを擁護するようなクレイの見解は、当時の政局においては一部の南部議員を除き、ほとんど受け入れられなかった。連邦政府に背くサウスカロライナの反逆的行為に対して、クレイの態度はあまりにも甘すぎるというのが多くの政治家の印象であった。クレイの妥協案がすでに提示されていたにもかかわらず、強制徴収法案がなお必要とされたのはこのためだと考えられる。

したがって、強制徴収法成立の理由として強調されるべきは、南部議員ポインデクスターが看破した、サウスカロライナ州に懲罰を与えるという動機である。内戦の危機が回避されつつあったにもかかわらず強制徴収法が必要とされた背景には、同法案を成立させることでサウスカロライナ州の急進主義的な行動を断罪すべきとする北部議員の意向があったのである。北部議員は、成立が目されていたクレイの妥協関税法案に強い不満を抱いていた。例えば、1833年2月13日、後にマサチューセッツ州知事となる下院議員ジョン・デイヴィスは「クレイはポトマック川を越えてしまった」と漏らし、クレイ法案の南部への過剰な譲歩を嘆いている。⁵³⁾また、ウェブスターは、同じく保護関税陣営の下院議員ネイサン・アップルトンに向けて、「もはや今年は関税は消え失せたも同然です」とクレイ法案への失望を記している。⁵⁴⁾とはいえ、北部議員のなかにも、クレイ法案に保護主義的性格を認め、これを支持する者も少なくなかった。⁵⁵⁾にもかかわらず、北部議員の多くがクレイ法案に反発したのは、関税妥協に応じることは無効論者に「勝利」を与えることになると考えていたからである。⁵⁶⁾実際、1833年2月27日の下院にて、サウスカロライナ州代表のマクダフィーが妥協関税法案の下院通過を受けて、「今やこのような法案〔強制徴収法案〕が必要であるはずがありません」と主張したのに対して、ニューヨーク州代

⁵²⁾ Ibid., 22nd Cong., 2nd sess., 462-73.

⁵³⁾ February 13th, in Adams, *Memoirs of John Quincy Adams*, vol. 8, 525.

⁵⁴⁾ Daniel Webster to Nathan Appleton, February 17, *The Papers of Daniel Webster: Correspondence*, III, 216-17.

⁵⁵⁾ 一例として、以下を参照。Harrison Gray Otis to Daniel Webster, February 18, 1833, *ibid.*, 217-18.

⁵⁶⁾ 前掲注26)を参照。

表のピアズリーは「同州〔サウスカロライナ州〕が州権をもって連邦法をその足元に平伏せしめたからには、本院の議題となっている法案〔強制徴収法案〕を通過させる必要があります」と反論している。ここには、強制徴収法案をもって無効理論の正統性を剥奪せん（delegitimize）とする意図が明確に表れていると言えよう。⁵⁷⁾ このように、妥協の進展にもかかわらず強制徴収法の成立が必要とされた背景には、関税問題における「敗北」を目の当たりにした北部議員の「不満」や「焦り」があったのである。

おわりに

かつて史家ピーターソンは無効宣言論争を次のように結論づけた。「全てのセクションで多数派から支持された強制徴収法案は、妥協関税法案があろうがなかろうが、愛国心を背景に可決されていたであろう。しかし、妥協関税法案は、強制徴収法案なくして可決されることはなかった」のであると。⁵⁸⁾ つまり、背後に「剣」の示威があったからこそ、「1833年の妥協」は成立したという理解である。これに対して、本稿ではこのような伝統的な見方とは明らかに異なる視点を提示した。すなわち、他ならぬ強制徴収法案こそが関税妥協の動向に対する反動としての性格をもっていたという解釈である。強制徴収法案は1833年1月末の時点ですでに「不要」な立法であると南部議員から批判されていたのであり、それでも法制化が必要とされたのは、関税の引き下げおよび「無効理論の勝利」に対する保護関税派議員の強い懸念があったためであった。トクヴィルも以下のように書き残している。「連邦議会は関税法を改正すると同時に別のある法律〔強制徴収法案〕を通して、抵抗を武力制圧する非常大権を大統領に授けた。このとき、武力で抑えねばならぬ抵抗の心配はもはやなかったのであるが」と。⁵⁹⁾

最後に本稿の議論を総括したい。本稿では、叙述の方針として、関税問題あるいは主権問題のいずれかに偏りがちな先行研究とは異なり、関税問題と主権問題の連関性を重視した。関税妥協の動向を主権問題の展開に交錯させることで、既存の解釈とは異なる強制徴収法案の一側面を浮かび上がらせた。同時に、従来では主に理論的観点から解釈されてきた強制徴収法案論争の背後にある情念の位相に注目した。議会論争が理論的対立としての側面をもつことを認めつつも、それが理性というよりも情念に動機づけられたものである点を重視した。一次史料にもとづく分析の結果、1833年に連邦議会通过した強制徴収法案が関税妥協の進展に対する北部議員の「不満の表れ」としての性格をもつことを結論として指摘した。

⁵⁷⁾ *Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 1819-20.

「正統性の剥奪」という強制徴収法解釈は、政治学者エリクソンによって示されている。また、史家フリーリングも、「無効宣言の無効化」(Nullification Nullified)という表現を章題に用いている。これらは、強制徴収法案が可決されたことの象徴的意味を示唆するものといえよう。ただし、これらの解釈においても、本稿で指摘したような関税問題と主権問題の連関性や保護関税派議員の立場が重視されていない点は付記しておく。Ericson, "The Nullification Crisis," 253; Freehling, *Prelude to Civil War*, 260-97.

⁵⁸⁾ Peterson, *Olive Branch and Sword*, 84.

⁵⁹⁾ アレクシス・ド・トクヴィル著、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』（岩波書店、2005年）、第一巻(下)、382頁。

強制徴収法案のあまりに断罪的な内容に南部諸州は強く反発したが、いずれの州もサウスカロライナの無効宣言を公的に支持することはなかった。サウスカロライナの無効宣言は、主権という憲法に明記されていない原理に訴えるものである。サウスカロライナが孤立したのは、連邦政府に抵抗したからではなく、その抵抗の論理が現行の統治秩序の外部に依拠していたからであった。無効理論は「憲法の父」たるジェームズ・マディソンによって「異端なる」(heretical) 国家理論と明確に否定される。⁶⁰⁾ しかし、だからといって、サウスカロライナの国家観は「異端」であるから公的に否定されたという単純な話ではない。むしろ、関税問題で政治的に出し抜かれてしまった北部議員の「不満」が、強制徴収法案可決によるサウスカロライナ無効派の「敗北」を強く要求したのである。

結局のところ、無効宣言論争における「勝者」は誰だったのか。この問いに対して、伝統的な解釈であるジャクソン勝利説、史家エリスの提唱した無効派勝利説、政治学者エリクソンが主張する中道派勝利説、史家ラトクリフの支持する南部諸州勝利説など、多様な解釈が提起されてきた。⁶¹⁾ しかし、筆者の見るところ、関税問題と主権問題の両方において、「勝利」を宣言しうる者はいなかった。少なくとも確かなことは、関税問題については妥協が成立したが、主権問題には妥協が成立しなかったということである。建国以来の主権解釈論争に明確な結論を出さぬまま、無効理論を否定するという形で強制徴収法案論争は決着を見た。「1833年の妥協」の陰では、誰もが不満を抱えつつ、しかし誰もが内戦の回避に安堵したのである。

⁶⁰⁾ James Madison to Nicholas P. Trist, December 23, 1832, *The Writings of James Madison, Comprising His Public Papers and His Private Correspondence, Including His Numerous Letters and Documents Now for the First Time Printed*, vol. 9, ed. Gaillard Hunt (New York: G.P. Putnam's Sons, 1900), 489-92.

⁶¹⁾ 諸研究については、前掲注3)を参照。

ポスト講和期の日米文化交流と文学空間 ——ロックフェラー財団創作フェローシップ(Creative Fellowship)を視座に

金 志 映

Summary

While much has been studied about the impact of the GHQ censorship imposed upon Japanese literature during the Occupation, little attention has been paid to the U.S. cultural policy toward the Japanese literary scene after the Occupation. The aim of this paper is to shed light on the Japanese literary scene in the post-peace treaty period as a battlefield of U.S. cultural diplomacy at the time of the Cold War.

Immediately after the Occupation came to the end, the U.S. conducted an extensive cultural interchange program in Japan to strengthen the tie between the people of the two countries and counteract the influence of communism. The Rockefeller Foundation played a leading role in promoting U.S.-Japan cultural relations throughout the 1950s through a wide range of philanthropic activities. In 1953, the Foundation launched a fellowship program named “creative fellowship” to invite Japanese writers to the U.S. Up until 1962, as many as ten Japanese novelists and literary critics stayed up to a year in various parts of the U.S. under this fellowship program. This paper, based on thorough examination of Rockefeller Foundation Archive materials, investigates how and why this program was planned and operated. Although Foundation documents suggest that the program was initiated as a Cold War effort to combat a communist cultural offensive, as well as its affinity with the reorientation program of the Occupation period, it is not proper to simply dismiss it merely as propaganda. The paper explores what this program, conducted with close cooperation on the part of Japan, meant for both the U.S. and Japan in the context of complex domestic and international circumstances of the post-peace treaty period.

はじめに

連合国による占領が終わりを迎えた後、アメリカは日本において大規模な文化交流計画を始動させ、日米文化関係の強化を図った。対日占領の終結を前にしたアメリカには、独立後の日本を親米的な自由世界の同盟国として繋ぎとめるには、政治・経済と並んで緊密な文化関係が不可欠であるとの強い認識があった。そこでトルーマン大統領から対日講和締結の下準備を任命されたダレス特使(John Foster Dulles)は、ロックフェラー三世(John D. Rockefeller 3rd)に講和使節団の文化顧問としての協力を要請している。文化面における日米関係の将来について、長期的な観点に立って構想をまとめたロックフェラー報告書¹⁾

¹⁾ United States-Japanese Cultural Relations: Report to Ambassador John Foster Dulles, April 16, 1951, folder 446, box 49, series 1-OMR files, Record Group (hereafter RG) 5, Rockefeller Family

には、占領期の情報・教育政策への評価を踏まえて、講和後に政府と民間によって担われるべき多彩な文化交流案が盛り込まれていた。文化の交流こそは、両国の人々を繋ぐためのなくてはならない基盤と考えられたのである。このような認識のもとに、講和が発効した50年代にアメリカは、政府緒機関や主な民間財団が中心となって、さまざまな日米交流プログラムを実施した。²⁾ 本論考の目的は、講和後に活発化した日米文化交流への文学者の関わりを視座として、ポスト講和期の文学空間をアメリカとの関係において考察することにある。そのために本稿では、講和直後から60年代初頭に至るまで際立って多くの文学者をアメリカへと招いたロックフェラー財団の交流プログラムを取り上げる。

文化冷戦の強力な担い手としても知られるロックフェラー財団は、講和から50年代を通して民間組織として日米間の文化交流を先導し、日本において多岐にわたる文化事業を展開した。³⁾ その一つとして財団は1953年に文学者を対象として一年間の留学を支援する創作フェローシップ (Creative Fellowship) を新たに始動させ、以後62年までに多くの日本の文学者たちをアメリカへと招いている。講和からおよそ十年の間に、福田恆存 (以下、括弧内は渡米時期/1953年9月) と大岡昇平 (1953年10月) を皮切りに、石井桃子 (1954年8月)、中村光夫 (1955年6月)、阿川弘之 (1955年12月)、小島信夫 (1957年4月)、庄野潤三 (1957年8月)、有吉佐和子 (1959年11月)、安岡章太郎 (1960年11月)、江藤淳 (1962年8月) といった戦後を代表する文学者たちが、この留学プログラムを通して相次いでアメリカへ渡った。⁴⁾ 渡米した文学者の数や滞在期間の長さにおいて、創作フェローシップはまさに、ポスト講和期の日米文化交流を文学の領域で代表する事例と言える。

ところで、財団創作フェローシップによる最後の留学生であった文芸批評家の江藤淳は後年、『自由と禁忌』(1984) のなかでこの留学の体験を振り返り、次のような問いを投げかけている。

小島氏や私のような、あるいは安岡章太郎氏や庄野潤三氏や有吉佐和子氏のような、

Archives, Rockefeller Archive Center (hereafter RAC), Sleepy Hollow, N.Y. ロックフェラー三世の文化交流構想については、松田武『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー——半永久的依存の起源』(岩波書店、2008年)に詳しい。

²⁾ アメリカの対日文化政策に関しては藤田文子「1950年代アメリカの対日文化政策——概観」『津田塾大学紀要』第35号(2003年3月)及び土屋由香『親米日本の構築——アメリカの対日情報・教育政策と日本占領』(明石書店、2009年)を、戦後の日米文化交流においてアメリカの民間財団によるフィランソロピー活動が果たした役割については山田正編『戦後日米関係とフィランソロピー——民間財団が果たした役割、1945～1975年』(ミネルヴァ書房、2008年)を、戦後日本における文化冷戦の諸相については貴志俊彦・土屋由香編『文化冷戦の時代——アメリカとアジア』(国際書院、2009年)、土屋由香・吉見俊哉編『占領する眼・占領する声——CIE/USIS映画とVOAラジオ』(東京大学出版会、2012年)などを参照。

³⁾ 最も代表的な事業としては、国際文化会館の設立や大学におけるアメリカ研究への助成などが挙げられる。ロックフェラー財団の日本における活動については詳しくは松田前掲書、山本前掲書のほか、佐々木豊『ロックフェラー財団と太平洋問題調査会——冷戦初期の巨大財団と民間研究団体の協力/緊張関係』『アメリカ研究』第37号(2003年)、辛島理人「戦後日本の社会科学とアメリカのフィランソロピー——一九五〇～六〇年代における日米反共リベラルの交流とロックフェラー財団」『日本研究』第45集(2012年3月)などを参照。

⁴⁾ このうち、中村光夫は妻の急病のため一月で帰国、江藤淳は財団支援による一年間の留学が終了後、さらにプリンストン大学東洋学科の教員として翌年(1964年)8月まで滞在した。

ロックフェラー財団研究員とは、いったい何だったのだろうか？ これらは後世の批評家や文学史家が、解き明かさなければならない一つの興味深い宿題である。⁵⁾

江藤が1970年代末から占領軍が行った検閲の研究に着手し、それが戦後日本の「閉ざされた言語空間」を創り出し、文化、思想を強く拘束したとして激的な批判を展開したことは良く知られている。⁶⁾ その同じ時期に、彼がこのようなどこかわだかまりを感じさせる設問を書き記していたことは興味深い。この江藤の問いは、占領が終結した後の文学空間へのアメリカの介入の考察へと誘うことを意図して発せられたのではなかったか。江藤による問題提起以後、占領軍の行った検閲は広く知られるところとなり、その表現の規制が文学に及ぼした影響に関する研究には一定の蓄積が見られる。一方で、これまでの考察は占領期に偏り、占領終結後の日本の文学空間とアメリカとの関わりに眼を向けた研究は少ない。しかし講和以後の日米文化交流計画において、多くの文学者たちがアメリカとの交流の場に身を置いていたことは、ポスト講和期の文学空間が占領期とは異なるかたちでアメリカの強い影響下にあったことを意味するのではないか。その意味で江藤の問いは、彼の意図を離れても、講和後の文学空間をアメリカとの関係性において問う恰好の出発点となると思われるのである。

従来の研究では、江藤淳など個別の作家研究においてこの留学を通じたアメリカ体験が文学及び思想形成の上での大きな転機となったことが指摘されてきたものの、文学者に対する財団の留学支援が注目されたのは比較的近年に至ってのことである。佐藤泉がこれを文学者に広く共有された体験として取り上げ、考察への先鞭をつけた。⁷⁾ 講和の締結と文化交流が一つの繋がりの中で立案された歴史的経緯を踏まえて、冷戦下の文化交流と政治との関連性に思考をめぐらせた佐藤は、江藤の留学体験やその後の批評の軌跡などを考察し、江藤が先の問いに対して示唆した答えとは、「アメリカが我々を招いたのは一種の心理戦」であり、「占領軍の検閲と同様に、われわれはアメリカの操作対象だった」というものであったのであろうとする推論を提示している。⁸⁾

創作フェローシップに特定した考察としては、梅森直之が冷戦下の日米文化交流の一例として取り上げて紹介を行った。プログラムに関係した重要人物の経歴や財団との関わり、留学した文学者たちの残したアメリカ体験記や小説作品、発言などを丹念な調査に基づいて示し、それらを手がかりとして運用方法などの概要をまとめた基礎的論考である。⁹⁾ なお筆者は、拙論「阿川弘之における原爆の主題とアメリカ」で原爆を主題とした阿川の

⁵⁾ 江藤淳『自由と禁忌』(河出書房新社、1984年)、87頁。

⁶⁾ 江藤淳による検閲批判は、『忘れたことと忘れさせられたこと』(文芸春秋、1979年)、『一九四六年憲法その拘束』(文芸春秋、1980年)、『落葉の掃き寄せ——敗戦・占領・検閲と文学』(文芸春秋、1981年)などの一連の著作で展開され、『閉ざされた言語空間——占領軍の検閲と戦後日本』(文芸春秋、1989年)において最も体系的に提示された。

⁷⁾ 佐藤泉『戦後批評のメタヒストリー——近代を記憶する場』(岩波書店、2005年)収録の「六本木と内灘——象徴闘争としての日米関係」及び第3章「治者」の苦悩——アメリカと江藤淳」。

⁸⁾ 同上書、158-60頁。

⁹⁾ 梅森直之「ロックフェラー財団と文学者たち——冷戦下における日米文化交流の諸相」『Intelligence』第14号(2014年3月)。

一連の作品の中に表れる「アメリカ」を考察するなかで創作フェローシップを取り上げて、その諸様相を論じた。¹⁰⁾ 特に、阿川の人選をめぐる財団側の資料からこの文化交流に原爆表現の抑制を導く意図が内在していたことを確認できたことを踏まえて、占領期の検閲が終結した後も「アメリカ」の表象をめぐる攻防が形を変えながら持続したことを鮮明に示す事例として提起している。

これら一連の考察は、講和以後の文学空間の再考へ向けた新たな研究の動向を成しているといえよう。だが創作フェローシップ・プログラムについては未解明の部分が多く、その全体像を知るには財団側が如何なる意図や方針の下に文学者に対する支援を行ったかを明らかにすることが必要と思われる。ニューヨーク市郊外に位置するスリーピーハロー所在のロックフェラー財団文書館 (Rockefeller Archive Center) には、創作フェローシップ・プログラムやそれぞれの文学者の留学に関連する文書・私信類が多数保存されている。その一部は近年の研究¹¹⁾ のなかにも紹介されているが、財団側の資料を用いた実証研究は漸く着手されたばかりといえる。そこで以下においては、財団文書館所蔵の新資料を紐解きながら、この交流プログラムの性格や日米双方の思惑をも含めた諸様相を論じたい。まず前半では、財団の創作フェローシップが如何なるプログラムであったのかを実証的に明らかにすることを課題とする。その上で後半では、財団側の意図をも含めて、この助成プログラムをめぐる日米双方の期待を検証したい。こうした考察は、「ロックフェラー財団研究員とは何か」という江藤の問いかけに、プログラムの実態とそれが持ち得た意味の両面において、さまざまな角度から応答を返すことになるだろう。

1. ロックフェラー財団創作フェローシップ (Creative Fellowship) の実態

創作フェローシップについては、当時財団の人文学部門のディレクターを務めていたチャールズ・B・ファーズ (Charles Burton Fahs) と坂西志保が中心的な役目を果たしたことが知られている。二人の経歴及び人物像については既に詳しく論じた研究があるので、¹²⁾ ここでは簡略に紹介したい。

¹⁰⁾ 拙論「阿川弘之における原爆の主題とアメリカ」『比較文学研究』第98号(東大比較文学会、2013年10月)、82-105頁。拙論「高度成長期における「アメリカ」の文学表象——『抱擁家族』から『成熟と喪失——“母”の崩壊』へ」『日本比較文学会東京支部研究報告』第9号(2012年9月)においてもロックフェラー財団文学者留学制度 (Creative Fellowship) について言及した。

¹¹⁾ 拙論「阿川弘之における原爆の主題とアメリカ」及び Naoyuki Umemori, “Appropriating Defeat: Japan, America, and Eto Jun’s Historical Reconciliations,” in *Inherited Responsibility and Historical Reconciliation in East Asia*, eds. Jun-Hyeok Kwak and Melissa Nobles (London and New York: Routledge, 2013), 123-44.

¹²⁾ ファーズと坂西の経歴及び財団との関わりについては、梅森前掲論文が既に詳しく論じている。ほかにファーズの経歴については、キンバリー・グールド・アシザワ「アメリカのフィランソロビーは日本にどう向き合ったのか」山本正編『戦後日米関係とフィランソロビー——民間財団が果たした役割、1945～1975年』(ミネルヴァ書房、2008年)を、坂西志保については横山学による研究「太平洋戦争開戦時の坂西志保と日本送還」『生活文化研究所年報』第20号(2007年)、「坂西志保の不思議——父傳明と桜井農場」『生活文化研究所年報』第23号(2010年)などを参照。

チャールズ・B・ファーズは、エドウィン・ライシャワー (Edwin O. Reischauer)、ヒュー・ボートン (Hugh Borton)、ロバート・ホール (Robert B. Hall) らと並ぶ戦前からの数少ないアメリカの日本研究者の一人で、1934年から36年にかけてロックフェラー財団の助成で京都帝国大学と東京帝国大学に留学した経歴を持つ。戦時中から終戦直後にかけては戦略諜報局や国務省などで要職を勤め、1946年にロックフェラー財団から日本関連プログラムの立ち上げのために人文学部門 (Humanities Division) の副ディレクター (assistant director) に抜擢された。1950年には人文学部門のディレクター (director) に着任し、以後61年にライシャワー大使から東京のアメリカ大使館の文化部門の参事官に任命されて財団を転出するまで、人文学部門のディレクターとして日本関連プログラムを統括し、創作フェローシップの計画と運営の主たる責任者を務めた。¹³⁾

一方、ファーズに協力して日本側でプログラムに深く関わったのが坂西志保であった。坂西は1920年代にミシガン大学に学び、米議会図書館の日本部長を務めていたが、太平洋戦争の勃発に伴い交換船で帰国した。戦後は占領下でGHQに勤務した後、参議院外務専門委員やユネスコの日本代表などを歴任し、国際文化会館にも評議員として携わるなど、日米文化交流に知米派として広く関わっている。その傍らで、精力的な文筆活動を通してアメリカの文化・歴史の紹介にも大きな功績を残した。戦後のアメリカ的生活様式の受容を語る際、占領下である1949年から1951年にかけて『朝日新聞』の朝刊に掲載され、大衆的な人気を博したアメリカの漫画『ブロンディ *Blondie*』(チック・ヤング作) が良く取り上げられるが、その翻訳を手掛けたのも坂西である。¹⁴⁾

坂西志保は後年、プログラムの立ち上げの頃を次のように振り返っている。多少長いが、プログラムを語った重要な証言であり、時代の雰囲気や状況を良く伝えると思われるので引用する。

為政者が祖国の悲劇と半ば飢餓情態にあった一般国民に対して申し訳ないと詫びていた時代はとっくにすぎて、民主主義の生活を打立てるためにはどうしたらよいかという大きな課題と取組み、前途はまっ暗で途方に暮れていた。その時、ロックフェラー財団の文化部長で、基金の授与を担当していられたチャールズ・B・ファーズ博士が来日された。博士は京都大学に学ばれ、日本語が堪能で、終戦後毎年毎に日本を訪れ、私たちが当面している困難な問題をよく知っていられた。そして、戦前財団が日本の学術団体や大学に援助を、また教授や研究者を海外に留学させて下さったりした例に鑑み、敗戦国の日本で創作活動に従事している人たちを一年の予定で海外に派遣することにしたいといわれた。これをきいて私は飛び上がるほどよろこんだ。当時の日本にとって海外事情を詳細に書いてくれる人たちこそ、ほんとうにそれからの日本の民主主義の手本を示してくれることになると思ったからである。そしてこれは口

¹³⁾ アシザワ前掲論文の77頁及び以下ロックフェラー財団ホームページ掲載の略歴に拠る。
“Charles Fahs,” The Rockefeller Archive Center, accessed February 7, 2015, <http://www.rockefeller100.org/biography/show/charles-fahs>.

¹⁴⁾ 『坂西志保さん』編集世話人会編『坂西志保さん』(1977年)巻末の略年譜に拠る。坂西の仕事は今日あまり知られていないが、没後に編纂されたこの追悼文集に寄せられた回想やその仕事を網羅した略年譜からは、生前の多彩で精力的な活躍ぶりを窺い知ることができる。

財団の創作家への奨学金ということになり、期間は一年間、数ヶ月合衆国に滞在するのが望ましいが、別に制限はない。ヨーロッパに行ってもよい。報告その他は一切要求しない。私が候補者を選び、ファーズ博士が面接して最後に決める。大体こんなことで話がまとまり、その第一回に福田恆存さんと大岡昇平さんが選ばれた。¹⁵⁾

軍事占領下での厳しい渡航制限が漸く解除されたとはいえ、まだ外国の身元保証人や資金援助がなければ留学などほとんど適わなかった時代である。財団の提案に対する坂西の反応から、占領終結の翌年から始まった文学者の海外渡航に如何に大きな期待が寄せられたかが推して知られる。坂西がこの留学プログラムに日本の民主主義の実現という望みを託したことや、候補の人選には日米双方が携り、実際の留学が自由度の高いものであったことなども窺われる。

引用文は1959年に上梓された庄野潤三の『ガンビア滞在記』に坂西が寄せた「解説」のなかの一節で、財団による留学支援について一般に知られた凡その輪郭を示すものといつてよく、管見の限りでは、ファーズや坂西が創作フェロシップに関して引用以上の詳しいことを公に語った発言は見当たらない。実際の留学の様子は文学者たちが帰国後に発表した作品などから窺うことができるが、運営側が如何なる意図と方針を以てプログラムを実施したのかは大きな死角となってきた。ところが、ロックフェラー財団文書館には二人がこの留学プログラムについて詳しく述べた文書が残されている。

財団文書館の膨大な資料群のなかでも文学者の留学プログラムを知る上でとりわけ重要な参考文書となるのが、1959年に財団理事会に提出された極秘 (confidential) の報告書「日本文学フェロシップ・プログラム (The Japanese Literary Fellowship Program)」¹⁶⁾ (以下、1959年報告書) である。ファーズと坂西が同プログラムの立ち上げからその経過と成果までをまとめた中間報告書で、末尾に参考人の意見として、庄野潤三を受け入れたオハイオ州ガンビアに基盤を置く文芸批評雑誌『ケニオン・レビュー *Kenyon Review*』誌の編集長で著名な文芸批評家・詩人であるジョン・クロウ・ランサム (John Crowe Ransom) の執筆による意見書が添えられている。庄野の滞在が彼とガンビアの双方にとって如何に有意義であったかを綴ったものである。さらに財団文書館所蔵のファーズの日記¹⁷⁾ は、プログラムの実態を知るためのもう一つの有効な手がかりとなるだろう。日本滞在中の記録から、彼の対日活動に関する考えや人選の様子などを垣間見ることができる。以下、主にこの二つの資料を併せ読むことにより見える創作フェロシップの制度としての実態を、分析を交えながらまとめた。

¹⁵⁾ 坂西志保「解説」庄野潤三『ガンビア滞在記』(みすず書房、2005年)、283-84頁。

¹⁶⁾ The Japanese Literary Fellowship Program: The Rockefeller Foundation Confidential Report for the Information of the Trustees, January, 1959, folder 86, box 2, series 2-Professional papers, Collection 2A44 Charles Burton Fahs Paper, RAC, Sleepy Hollow, N.Y.

¹⁷⁾ Charles B. Fahs Diaries, folder Diary, reel 1-7, box 16, RG 12.1 Officer's Diaries, Charles B. Fahs, Rockefeller Foundation Archives, RAC, Sleepy Hollow, N.Y.

(1) プログラムの計画と運営をめぐる日米の協力

1959年報告書は三人の執筆者による三つの部分で構成されるが、そのうち本文に該当する詳細な報告文の執筆を坂西志保が担当し、ファーズはそれへの「序文」として、報告書の書き手である坂西の略歴とプログラムの概略、フェローの紹介を順に述べている。こうした報告書の構成からも、坂西が創作フェローシップ・プログラムにおいて重大な役割を担ったであろうことが裏付けられるように思われるが、このように留学支援に日米双方が関わったことは特筆すべき点である。まず、この点を確認したい。

ファーズに拠れば、日本の文学者に対する留学支援の企画当初に、財団はそのような試みが望ましいか否かについて慎重に検討を重ねたという。その際に重要な相談役となったのが、ファーズとは旧知の仲であった坂西志保であった。その時の様子を、ファーズは次のように語る。

彼女と私は、海外への渡航が良い影響に劣らず悪い影響を与えるのではないか、また日本における作家たちの比較的優位な地位に鑑みればそもそも本当に支援が必要であるかどうかについて率直に話し合った。そして、日本国内において支援は必要ではないが、とりわけ1930年代から続いた日本の国際社会における孤立に鑑みて、何人かの日本の作家に国際的な経験の機会を与えることは必ず必要であるとのことで意見が一致した。海外渡航によって達成されるべき目標は、別の文化への理解を深めることにより新たに得られる視点を通して、人間の生活や性質に関する作家の認識を広げることにある。¹⁸⁾

先に取り上げた坂西の発言のみを参照すると、財団で決定された支援計画を知らされた坂西が大きな喜びを以てこれを受け入れたようにも読めるのだが、このファーズの報告から、坂西が立ち上げの段階から深く関わった事実が確認される。

さらに続けてファーズは、プログラムに関する彼の助言役として、日米合同の非公式の委員会 (informal committee) が組織されたことを報告している。坂西志保を筆頭として、彼女の推薦を受けて国際文化会館の副理事を務めていたゴードン・ボウルズ (Gordon Bowles) と作家で参議院議員も務めていた山本有三が委員となった。人事における日米の均衡を図ったものと察せられる。報告書には、この委員会の役割と権限が明示的に述べられた。候補の推薦やプログラムの計画に関する三人の助言を受けて、ファーズがこれに縛られることなく研究員の選定を行い、最終的な承認の権限は財団の理事会に委ねられたというのである。¹⁹⁾

以上のことから確認されるように、創作フェローシップは日本側の要望をも踏まえて計画されたもので、財源を提供した財団が最終的な権限は持っていたものの、計画から運営

¹⁸⁾ Charles B. Fahs, 'Introduction,' The Japanese Literary Fellowship Program: The Rockefeller Foundation Confidential Report for the Information of the Trustees, January, 1959, folder 86, box 2, series 2-Professional papers, Collection 2A44 Charles Burton Fahs Paper, RAC, Sleepy Hollow, N.Y., 2. 以下、ロッキンフェロー財団文書館資料の引用は全て、拙訳に拠る。

¹⁹⁾ Ibid., 2-3.

に至るまで日米の間の密接な協力体制に基づいて進められたプログラムであった。中でも、日本の文学者に必要な支援について坂西と胸襟を開いて話し合ったというファーズの述懐や、ファーズについて「終戦後各年毎に日本を訪れ、私たちが当面している困難な問題をよく知っていられた」と語った坂西の回想は、二人が共通した認識のもとに深い信頼関係を築いていたことを強く物語る。このような日米間の緊密な協力は、創作フェローシップの実質に大きく反映したと思われる。

(2) フェローの人選

フェローの人選に関しては、これまでに確認してきた坂西とファーズの発言から、坂西が主に候補を推薦し、ファーズが面接の上で選考を行ったことが知られる。さらに梅森は、複数のフェローが坂西から声を掛けられたことを留学の切っ掛けであったと後に述べた事実を挙げて、彼女が人選において要の役目を担ったと分析した上で、「坂西の選考のプロセスについて、かれらフェローは異口同音に、簡潔で実践的な性格を強調している」²⁰⁾と指摘する。

だとすれば坂西は、どのような基準で候補の選定を行っていたのか。フェローたちが如何なる理由と基準から選ばれたかはこれまで明らかにされていなかったが、坂西は人選の上で考慮した幾つかの基準を1959年報告書に示している。第一に、これからの日本の指導を担うことへの期待から、比較的若い世代を主な選考の対象とし、渡航の機会には各々の候補にとって海外体験を十分に吸収し影響を受ける上で最も適した時期に与えられるように考慮された。²¹⁾ 二点目には、候補の資質である。海外生活に上手く適応して滞在を楽しみ、かつその体験を後の創作活動に活かす能力は、候補の備えるべき重要な要件であると考えられた。²²⁾ これらの点に加えて、さらに坂西が人選の過程で直面した困難に触れた次の箇所は、プログラムの置かれた時代の空気を感じさせるものとしてとりわけ興味深い。

いま一つの難しかった点は、候補たちが、自身が共産主義者ではなく、延いてはリベラリストでもないことを証明するための思想テストを通らねばならぬと感じたことである。何人かの候補は、彼らを試すために我々がどのような「踏み絵」を準備するのだろうかと疑った。²³⁾

この証言は、冷戦下の文化交流をフェローたちがどのように体験したかについても多くの示唆を与えるが、果して候補の政治的な立場は人選に反映されたか否か。この点について坂西は、「我々は作家たちの思想的傾向を試したり、操作したりする意図はないのだが、

²⁰⁾ 梅森前掲論文、127頁。前掲の『坂西志保さん』に寄せられた追悼文の中で、福田恆存、大岡昇平、石井桃子、庄野潤三、有吉佐和子が坂西志保により推薦を受けたことを留学の契機と語った。

²¹⁾ Shio Sakanishi, 'On Literary Fellowships for Japanese Writers,' The Japanese Literary Fellowship Program: The Rockefeller Foundation Confidential Report for the Information of the Trustees, January, 1959, folder 86, box 2, series 2-Professional papers, Collection 2A44 Charles Burton Fahs Paper, RAC, Sleepy Hollow, N.Y., 17 and 31.

²²⁾ Ibid., 20-21.

²³⁾ Ibid., 20.

他方で、価値ある文学作品が政治的な見解やイデオロギー的なプロパガンダを顕示するようなものでないことは言うまでもないだろう²⁴⁾との立場を示している。フェローシップの政治への関与を否定しながらも、明かに共産主義の理念に基づく文学を意識したものと読めよう。²⁵⁾

ではファーズは、候補の選考にどのように臨んだのか。報告書には、非公式の委員会から候補の推薦を受けた上での選考過程について、「実際の人選においては、私は委員会の推薦する全ての候補に面談し、候補が日本語で著したものを讀んだ上で選定を行った。また可能な場合には、これに加えて、他の情報源からの助言も参考にした」と具体的な説明がなされている。候補たちの眼に触れない舞台裏で、注意深くフェローの選考が進められたことが分る。ファーズが委員会の三人のみならず、日米両国のさまざまな人物に意見を求めたことは、ファーズ日記の記録や残された書簡などからも重ねて確認できる。他方、ファーズは先の文章に続いて、「しかしそのような二重の確認はいつでも非公式の委員会、なかでも坂西博士が注意深く推薦を行ったことを裏付ける結果となった。事実、結果的に見て、委員会が推薦した候補以外の日本の作家にフェローシップが授与されることはなかった」と記し、坂西の判断力の高さを重ねて強調している。²⁶⁾

ここまで、報告書を参照しながら人選の手順を述べてきたが、人選方式を振り返って何よりも特筆すべき点は、坂西の回想にも「私が候補者を選び、ファーズ博士が面接して最後に決めた」とあるように、作家たちが自ら志願するのではなく、財団側が適切と思われる候補に声を掛けるという方式が取られたことであったように思われる。これは通常の留学プログラムにおける人選方式とは決定的に異なる。そして渡米した作家たちの多くが、坂西志保から留学を提案されたことが渡米の契機となったと後に語ったことは、創作フェローシップを通じたアメリカ体験の意味を考える上で極めて重要な点であろう。そのような財団研究員の文学者たちにとって「アメリカ」とは、こちらから目指したものでなく、向こうからやってくるものとしてあったといえるのではないか。

そして日本滞在中のファーズの日記の記録に拠れば、実際に奨学金を与えられて渡米した作家たち以外にも、水面下で彼が接触した文学者はさらに広範囲に及んだようである。ファーズは財団に加わった翌年の1947年から毎年日本を訪れて、滞在中の日程を自身の日記に詳しく記しているが、その記録からファーズが候補として面会したものの、助成は行われなかったと断定できる作家には、木下順二、伊藤整、井上靖、吉田健一、竹山道雄らが含まれる。²⁷⁾このほか、財団内部で暫定的な候補として考慮されたことが確認できる文学者までを含めると、三好十郎、三島由紀夫、草野心平、寺田透、服部達、福田定良、中村真一郎、飯沢匡、大江健三郎、曾野綾子、佐古純一郎、佐伯彰一、村松剛、幸田文、

²⁴⁾ Ibid., 20.

²⁵⁾ 但し、拙論「阿川弘之における原爆の主題とアメリカ」で論じたように、坂西によって言明された原則とは裏腹に、選考において候補の政治的立場が必ずしも排除されたわけではなかったことを指摘しておく。

²⁶⁾ Fahs, 'Introduction,' 3.

²⁷⁾ ファーズ日記の記録によれば、木下順二は1952年5月2日に、伊藤整と井上靖は1953年4月28日に、吉田健一は1956年4月11日、13日、そして翌1957年4月12日に、竹山道雄は1959年4月20日にファーズと面会した。

十和田操といった多数の小説家・批評家の名が見られる。²⁸⁾ こうした作家たちは、さまざまな理由から助成が見送られたり、あるいは逆に文学者の側から財団の提案を辞退したことが確認されるのである。創作フェローシップの人選は、文壇全体を広く射程に収めたものであったというべきであろう。

(3) 留学に対する支援方針

留学にあたりフェローたちに報告その他の義務は一切なく、ヨーロッパへの渡航も許可されたことは既に確認したが、さらに財団の支援方針は具体的にはどのようなものであったのか。1959年報告書のなかでファーズが留学のプログラムの構想について述べた箇所を以下に訳出する。

日本の作家たちのための旅程の計画を組むことが困難を孕むことは初めから分かっていた。ほとんどの場合において、研究員にアメリカだけでなくヨーロッパを旅する機会を与えることは必要であることが合意された。プログラムが純粋なアメリカのプロパガンダであるとの批判を避けるためである。理事会は、作家たちが何をするかを決めるにあたりかなりの自由が許されるべきであるが、その反面、明確な目標なしに旅行することは単なる観光に陥り、海外生活の理解を深め、良い人間関係を形成する上での妨げになると強く感じていた。最初のフェローたちは計画された旅程や管理に疑いの目を向けたが、最近では作家たち自身も一つの場所に長期間滞在することがより実り多い結果をもたらす可能性が高いとの考えに同意している。しかしながら、フェローシップ・プログラムを定型化することは試みていない。むしろ、一人々々に対する支援は、その個人の性質や能力を發展させる上でどのような海外経験が最も有意義であるかを見極めるべき新たな個別の課題であると考えた。²⁹⁾

比較的自由に柔軟といえる財団の方針は、プロパガンダへの批判を注意深く避けながら、且つ最大限の効果を上げることを狙いとしたものであったことが理解される。定型化した日程やプログラムを敢えて避け、文学者それぞれの関心や事情に合わせて個別に対応する財団の方針を受けて、フェローたちは各自が研究のテーマを定めて全米各地のさまざまな地域に出かけ、多様なアメリカ体験をすることになった。大陸を鉄道で横断しながら旅した大岡昇平や、全米各地を廻りながら児童図書館活動や出版事情の見学に励んだ石井桃子、中西部のオハイオ州の小さな町ガンビアに留学先を決めた庄野潤三、プリンストン大学に

²⁸⁾ それぞれ、三好十郎(1951年2月23日)、三島由紀夫(1951年3月2日、1955年5月26日、1957年4月12日)、草野心平(1954年5月1日)、寺田透(1955年5月26日)、服部達(1955年6月12日)、福田定良(1956年4月11日)、中村真一郎(1956年4月11日)、飯沢匡(1957年4月11日)、大江健三郎(1958年4月9日)、曾野綾子(1958年4月20日)、佐古純一郎(1958年4月20日)、佐伯彰一(1958年4月20日)、村松剛(1958年4月20日)、幸田文(1958年4月20日)、十和田操(1958年4月26日)の日付のファーズ日記の記述の中に確認できる。また、1959年の中間報告書によれば、俳優で演出家の芥川比呂志が創作フェローシップの枠で留学が決定したものの、結核により断念せざるを得なかったという。

²⁹⁾ Fahs, 'Introduction,' 3-4.

籍を置いた江藤淳など、その留学体験は一人一人がまるで異なるといえる。³⁰⁾ 一つの場所に長期間留まりながら現地の人々との深い交流を促す財団の方針がフェローたちの異文化体験の質を大きく左右したことは、例えば大岡の旅行記『ザルツブルクの小枝』(1956)と、庄野のアメリカ滞在記『ガンビア滞在記』(1959)を読み比べれば一目瞭然である。

フェローに対する財団の方針が自由や自主性の尊重であったならば、その支援の特質は寛大さあるいは親密さであったともいえるであろう。研究員にはこれといった義務はなく、ただ自由にアメリカを体験することが求められた一方で、財団は渡航と現地での生活、旅行などに必要な経費一切を賄った。また、財団文書館に保管された夥しい量の書簡からは、財団側が財政面での援助に留まらず、滞在を通して留学が意義あるものとなるようにフェローたちに親身に助言を与え、さまざまな人物を紹介して引き合わせるなどの手厚い支援を継続して行ったことが確認される。渡米した文学者たちの多くが帰国後に、留学が有意義なものであったと述べていることは、こうした財団支援の「成果」でもある。³¹⁾ 留学が終了した後も留学した文学者たちと財団との関係が持続したことも注目される。ファーズの日記には、彼の来日の度に坂西志保や元財団研究員の文学者らが会合し、帰国後の活動や留学プログラムの運営、日本の文学状況などに関して話を交わす件が繰り返し登場する。そうした場面では、帰国した文学者たちからも意見を聞き、新しい候補の推薦を受けることもあった。このような財団とフェローの間の友好関係のみならず、財団を介して文学的にも政治・思想的にも性向の異なる文学者たちが体験を共有し、持続して親交を深めることができたことも興味を引く。

以上が、1959年報告書とファーズの日記の記録から浮かび上がる創作フェローシップの諸様相である。財団は一見、善意と相互尊重に基づく自由な文化の交流を促したように見える。だが、プロパガンダへの批判を回避する意図があったとはいえ、何故財団は自国のみならずヨーロッパへの渡航までも支援する異例の寛大さを以て、このような支援を行ったのか。また、財団が創作フェローシップの計画から運営に至るまで日本側の意見を積極的に反映させ、一人一人の研究員の要望に応じた滞在のプログラムを提供したことは、日本側が決してプログラムの受動的な受け手ではなかったことを意味する。坂西志保をはじめとした日本人がプログラムの計画や実施に大きく関わった限りで、それは日米の共同事業であったといえる。ならば次に検証すべきは、アメリカ側は如何なる思惑を以て日本の文学者への留学支援を行ったのか、そして日本側はどのような考えのもとにこれに協力したかであろう。梅森による先行研究は、「坂西が、ひいてはロックフェラー財団とその背後にあるアメリカ政府が、この時期、何をかれら日本の作家に期待したうえでアメリカに送り込み、また、かれらはいかにその期待に応え、またそれに抵抗したのか」といった諸側面を作家たちの具体的な作品に即して読み解くことを今後の研究課題に挙げている。³²⁾ 本論考では引き続き、財団文書館に残されたさまざまな資料のなかにこのプログラムを支えた日米双方のさまざまな動機や思惑を探ることで、財団研究員が持ち得た意味を考察したい。

³⁰⁾ その他のフェローたちの留学については、梅森前掲論文が簡略にまとめているので参照されたい。

³¹⁾ この点については、拙論「阿川弘之における原爆の主題とアメリカ」でも触れている。

³²⁾ 梅森前掲論文、128頁。

2. ロックフェラー財団創作フェロー (Creative Fellowship) の意味をめぐって

(1) アメリカ側の視点

キンバリー・グールド・アシザワによれば、財団の活動に関する実際的意思決定は各プログラムのディレクターに大きな権限が与えられていた。³³⁾したがって以下においては、ファーズの対日活動および創作支援に関する考えと財団の活動全体の方向性の双方に目を配りながら、創作フェローシップの背後の文脈をまずアメリカ側の視点に基づいて明らかにしていく。

はじめに、戦後の出発期において財団の対日活動の方向性をファーズがどのように見定めていたかを、占領下に遡って確認しよう。財団は占領中から逸早く戦前の活動の一部を再開し、講和後の本格的な活動に向けて準備を進めていた。1946年に財団の人文科学部門に加わったファーズは翌年からアジア諸国を毎年巡回し、日本ではGHQ/SCAPの関係者や日本の各官庁及び主要大学の関係者を含めた指導者らに数多く面会して占領下の状況やこれから必要とされる財団の支援について話し合った。その視察の結果を踏まえて占領への中間評価と財団の日本での活動に関する方向性を提示したファーズの報告書が、「日本に関する意見及びロックフェラー財団の日本における活動への提案——チャールズ・B・ファーズによる覚書 (Comments on Japan and Suggestions for Rockefeller Foundation Policy There: Memorandum by Charles B. Fahs)」(1948)³⁴⁾である。

ファーズはこの覚書で、対日占領は「表面的には成功、根本では失敗」³⁵⁾であるとの評価を下した。大きな混乱や暴力を伴うことなく占領が遂行され、占領軍兵士たちは日本国民に概ね良好な印象を与えたものの、「日本人の思考と社会組織に深い影響を与えることには成功していない」というのである。³⁶⁾ファーズによれば、日本の国際政治の基調は「現実主義と感情の混合」で、国際政治におけるアメリカの優位が明白な時には現実主義が優勢を占めるが、もしその地位が揺らげば、占領の失敗は日米双方にとって否定的な結果となって露呈する恐れがあった。³⁷⁾こうした認識のもとにファーズは、今後望まれる財団の活動の目的を日本の再方向付け (Reorientation) に定め、軍事占領下の再方向付け政策では空白となっていた高等教育の分野に財団が早急に進出すべきであると進言した。³⁸⁾ファーズの報告書は、言語教育、図書館学、歴史、哲学、文学といった人文科学やその他社会科学の分野で望まれる財団の活動について数多くの提案を行っており、例えば文学の項では、日本の知識人が世界の共同体に適合する上で役立つであろうとの期待から、大学における比較文学の発展に関心が示されていることも興味深い。³⁹⁾だがなかでもファーズが再方向

³³⁾ アシザワ前掲論文、80頁。

³⁴⁾ Charles B. Fahs, Comments on Japan and Suggestions for Rockefeller Foundation Policy There: Memorandum by Charles B. Fahs, January 26, 1948, folder 22, box 3, series 600, RG 1.2, projects, Rockefeller Foundation Records, RAC, Sleepy Hollow, N.Y.

³⁵⁾ Ibid., 2.

³⁶⁾ Ibid., 1.

³⁷⁾ Ibid., 2.

³⁸⁾ Ibid., 6.

³⁹⁾ Ibid., 10.

付けを補強する重要な手段と位置付けたのが、ほかならぬ留学であった。ファーズは、軍事占領下での日本人の渡航制限が財団活動の妨げとなるとして、GHQと国務省の関係者に制約の撤廃を強く働きかけたことも報告している。⁴⁰⁾ こうした記述に照らせば、財団が後に文学者を含む多くの日本人に対して行った留学支援は、占領下の再方向付け政策の延長としての側面をもつと言えるのではないか。

一方、財団全体の活動方針に目を向けると、50年代に入る頃から財団は冷戦への積極的な関与へと大胆に舵を切った。1951年の財団の年次報告書は、文明が大きな脅威に晒され、世界の人々が「戦争と平和の間」に危うく宙吊りにされた空前の危機的状況に言及し、1950年から51年にかけての時期を、世界の転換期であると同時に財団にとってもプログラムの大々的な見直しの時期にあたると定義した。⁴¹⁾ それは次のような認識に基づいていた。

国際関係がこれほどまでに緊張した今日では、我々は世界の不調和という事実と向き合わなければならない。世界勢力におけるスターリニズムの台頭と大量破壊兵器の発展がなかったより単純な以前の時代よりも一層の慎重さが必要である。組織がその時代に社会の抱える問題を避けることは不可能であるし、望ましいことでもない。象牙の塔にこもる態度は、「鉄のカーテン」の態度と同様に非合理的である。安全保障の必要性と、それを達成することの困難さを認識した上で、国の安全を危機に晒すことなく精神の活力を保つためにはどのような調整が必要だろうか。⁴²⁾

佐々木豊が指摘したように、この時期に財団はまさに、「篤志事業を冷戦下の国際政治状況に適合させ」ていたのである。⁴³⁾

文芸創作への支援計画が浮上したのはこれと時を同じくしていた。文学への支援が検討され始めた初歩的な段階で、ファーズが人文学部門のスタッフの議論の叩き台として準備したと思われる1950年1月の日付のノートが残されている。そのなかでディレクターに就任したばかりのファーズは、次のように記している。

共産主義者は適切に「導かれた」文学は共産主義の発展に役立つ資産になると考えている。さらにある者は、例えば中国において、こうした考えが正しいことが立証されたとも言うかも知れない。しかしおそらく我々が支援したいと望むのは、こうした類の文学ではないだろう。また、我々はたとい民主主義を擁護するためであっても、そのような「指導」を確立したいとは思わないだろう。なぜならばそれは、手段と目的において危うい矛盾を孕むことになるからだ。⁴⁴⁾

⁴⁰⁾ Ibid., 17.

⁴¹⁾ *The Rockefeller Foundation Annual Report, 1951* (New York: Rockefeller Foundation, 1951), 6-8.

⁴²⁾ Ibid., 9.

⁴³⁾ 佐々木前掲論文、172頁。

⁴⁴⁾ Charles B. Fahs, Notes for Preliminary Discussion by Humanities Staff on Literature and Its Influence, folder 5, box 1, series 911, RG 3.1, administration, program & policy, Rockefeller Foundation Records, RAC, Sleepy Hollow, N.Y., 1.

この文章は、50年代を迎えたばかりの時点で既に、文学領域が財団にとってこれ以上放置しておくことのできない冷戦の重要な戦場の一つとして認識されたこと、そして財団の文芸創作への支援計画が、共産主義への対抗を強く意識したものであったことをはっきりと示す。共産主義革命を文学的課題に掲げた共産陣営の文化攻勢は、当時アジアを中心とした地域において大きな影響力を振るっていたことから、これに早急に対処することが求められていた。しかし同時に注目すべきは、ファーズが「民主主義」の価値の促進という「目的」と、その実現のための「手段」の間の矛盾を強く警戒した点であろう。即ち、財団の文芸創作への支援の動機に文化冷戦が深く関わったことは疑い得ないとしても、プログラムの中身において政治性が強く表れる場面は少なかったであろうことが、この方針からも推測されるのではなからうか。ファーズはこの覚書で、文学への支援が大きく分けて、「個人の発展」、「健全で活気に満ちた自由な社会の発展」、「国際理解の増進」という三つの局面で「全世界における人類の福祉」の向上という財団の使命に貢献するであろうとの暫定的な見通しを記した。

1951年の財団年次報告書は、「我々の態度や信念、価値評価」の発達に関わるものとして、⁴⁵⁾ 文芸創作 (creative writing) ・文学 ・歴史 ・哲学 ・その他の芸術作品への財団の助成が拡大されたと報告した。⁴⁶⁾ 50年代に新たに開始された財団の活動には、文芸作家へのフェローシップとして、アメリカ国内および日本を含めた幾つかの地域に対する対外的な助成が含まれた。⁴⁷⁾ 注目される点は、財団がアメリカにおける作家たちの地位が不安定で支援に対する需要が大きいと判断したことから、文学分野に限っては国内での活動を優先し、対外的な助成は極めて重要な意味が見出せるものに限る方針を明示していたこと、且つ国内でのフェローシップは作家たちの地位を安定させることを直接の目標に掲げていたことである。⁴⁸⁾ 1959年報告書でファーズが、日本の作家の比較的安定した地位に鑑みて国内での支援は必要でないが、「1930年代から長らく続いた日本の国際社会における孤立に鑑みれば、日本の作家に国際的な経験の機会を与えることは必ず必要」であると述べた言葉は、こうした一連の文脈のなかで読まれうるものと推測できる。そして作家たちにアメリカへの留学の機会を与えるという支援方法が、他の地域における文芸創作への助成と比べて例外的なものであったことから、日本の作家に対する支援にはやはり先に見た「再方向付け」との連続性を見出せると考えられる。財団が文学を「我々の態度や信念、価値評価」に関わるものと捉えていたことに照らせば、それはまさに「再方向付け」に最も適した支援分野であったともいえるだろう。

⁴⁵⁾ *The Rockefeller Foundation Annual Report, 1951*, 86.

⁴⁶⁾ *Ibid.*, 76-77.

⁴⁷⁾ 1956年度の財団年次報告書によれば財団は、アメリカを先導する四つの文芸評論誌『ケニオン・レビュー *The Kenyon Review*』、『セワニー・レビュー *The Sewanee Review*』、『パルチザン・レビュー *The Partisan Review*』、『ハドソン・レビュー *The Hudson Review*』を通して、国内の作家へのフェローシップを提供していた。また、対外的な助成として、バーミンガム大学 (University of Birmingham) を通した第二次世界大戦後のイギリスの作家たちへの支援 (Atlantic Awards)、1951年からのメキシコの若手の作家たちに対する助成 (Mexico City Creative Writing Project)、1956年のカナダ財団 (Canadian Foundation) への助成を通したカナダの作家たちに対するフェローシップの授与を行ったことを財団文書館の諸資料から確認できた。

⁴⁸⁾ *The Rockefeller Foundation Annual Report, 1956* (New York: Rockefeller Foundation, 1956), 61-63.

以上のことから、日本の作家に対する創作支援は、再方向付けの占領政策の延長線上に位置づけられると同時に、冷戦下における共産陣営の文化攻勢に文学の領域で対抗したものと推定できる。そして冷戦下の文化攻勢に動機づけられながら、自由な精神の擁護という目的とそのため的手段との間の矛盾の回避を目指した創作フェローシップは、両義的な可能性をもつものであったように思われる。

(2) 日本側の視点

次に、非公式の委員としてプログラム運用の重要な一翼を担った坂西志保や山本有三をはじめとして、日本側の創作フェローシップに対する考えに眼を向けてみよう。

坂西が研究員たちに、海外事情の紹介を通して日本の「民主主義」の実現に重要な役目を果たすことを期待したことは先に確認したが、さらに財団理事会に提出した1959年の報告書で坂西は、西洋の強い影響のもとでの日本近代文学の歩みを振り返り、日本文学の置かれた現状に照らして、作家への渡米支援を行うことの意義を強調した。報告書は日本の近代文学史を西洋との関わりを軸に詳しく論述しているが、紙幅の関係上ここでは、坂西が日本の文学状況をどのように見据えていたかに焦点を絞って紹介したい。報告書で坂西は、西洋との接触により近代化が至上命題となった明治以来の日本において、作家たちは「生き残るために自らの伝統を捨てて、西洋文化の摂取の上に文学を築かねばならなかった」と述べて、その結果、伝統的文脈と強く結びついた大衆と文学の間に遊離が生じたことを、日本の文学の抱える一つの問題として指摘した。⁴⁹⁾ だが坂西の眼にさらに大きな問題として映ったのは、西欧の近代精神が作家たちに依然として十分に吸収されていないことであった。坂西は、日本の作家たちの置かれた精神状況を、絹の着物と紋付袴に西洋風の靴を身につけて銀座通りを歩く人の姿に喩えて、次のように述べている。

東京のフィフス・アベニューといえる銀座通りで時折、紋付袴を着て頭にはステッソン帽を被り、靴を履いた人を見かけることがある。(…)最も近代化された文士すら頭と足もとのみが近代化され、体には未だ古い封建制の服を身に纏っていることが珍しくない。(…)これは我々にとっては深刻な問題である。平和時で、生活が正常を保っているときには、借り物の衣装は作家たちが立派な作品を書くことを妨げないであろう。しかし危機に際して彼らは困惑に陥りやすい。軍国主義の時代であった30年代と40年代、大きな価値のある文学はほとんど書かれていない。⁵⁰⁾

つまり坂西は、作家たちの西洋精神の摂取が未だ皮相な水準に留まっていることが文学の脆弱化を招いていると考え、創作フェローシップを通してアメリカに身を置いた作家たちが西欧の精神を身につけ、それを創作に活かすことで、戦後の近代化の支えとなることに期待をかけたのである。創作フェローシップの継続を促した坂西の中間報告書は、作家の渡米支援に対する日本側の需要を雄弁に語るものとなっている。

ところで、このように支援の必要性を訴えるとき、同時に彼女が、冷戦下における共産

⁴⁹⁾ Sakanishi, 'On Literary Fellowships for Japanese Writers,' 15-16.

⁵⁰⁾ Ibid., 17.

主義圏の文化攻勢を明確に意識していたことは明らかである。坂西は先の引用に続いて、「日本の作家がヨーロッパの伝統を吸収するにあたっては数え切れぬほど多くの障害があり、それらを克服するための積極的な努力はほとんどなされていない」との認識を述べ、戦後の文学者たちの海外渡航状況に次のように言及している。当時の文壇状況を同時代の視点から伝える貴重な証言でもあるので、やや長くなるが以下に訳出したい。

ロックフェラー財団フェローシップを授与された作家たちのほかにも、戦後には何人かの作家たちが海外に渡航した。日本ペンクラブの会長である川端康成は、国際会議の東京への誘致のためにパリに三週間滞在した。大佛次郎は、アメリカの出版社から招きを受けた。『潮騒』の著者三島由紀夫は、アメリカと南米を二度訪れた。最近では、円地文子と平林たい子がアジア・ファウンデーションの支援を得てアメリカとヨーロッパを廻り、放浪作家の檀一雄が同じプログラムで現在海外に出ている。批評家で後に財団フェローになった木庭一郎〔中村光夫：引用者注〕は、作家のなかでは唯一ユネスコのフェローシップを授与された。しかし、これらは概して観光旅行とさほど変らないものである。こうした旅行を軽視するわけではない。視野を広げるのに確かに役立つからである。しかしそれらは、優れたものの場合でも、ソ連や中国のそれぞれの政府の支援によってなされる「文化使節」と呼ばれる団体旅行とせいぜい大差のないものである。これらが、意味のある効果を持たないことは、誰もが断言できるであろう。使節団のほとんどを左翼シンパが占め、一、二人のオールド・リベラリストたちが権威づけのために加えられる。帰国後は公会堂で大きな集会が開かれ、使節団の報告を熱狂的な聴衆が歓声を上げて迎える。「オールド・リベラリスト」たちはロシアや中国に市民の自由があるかについて長広舌を振るうが、その実誰にも、彼らが招聘された国に対して賛成なのか反対なのかははっきりしない。それでも支援団体は完全に満足し、次の使節団を送り出す計画を立てる。⁵¹⁾

自由陣営対共産陣営の間の対立が、文学者に対する渡航支援の形で先鋭化していたことを鮮明に物語る文章である。引用文に言及された作家たち以外にも、講和後にはフルブライト基金や国際文化会館主宰の日米知的交流計画など、官民合わせてさまざまな人的交流制度が拡充され、自由主義諸国への渡航を後押ししていた。⁵²⁾ 戦後のベストセラーの一つとなった小田実のアメリカ旅行記『何でも見てやろう』(1961)がフルブライト基金による留学から生まれたことは良く知られた一例である。対する共産陣営側も、競うようにして文学者たちを招いていた。時代は文化冷戦の真っ只中で、文学者たちをその戦場へと招いたのである。だが坂西によれば、このように海外への渡航の機会が増えたことは、直ちに作家たちがそれらの文化への理解を深めることに繋がるものではなかった。先に引用した文

⁵¹⁾ Ibid., 18.

⁵²⁾ フルブライト基金による留学については、例えば近藤健『もうひとつの日米関係——フルブライト教育交流の四十年』(ジャンパタイムズ、1992年)を参照。日米知的交流計画については、国際文化会館『国際文化会館10年の歩み——1952年4月1962年3月』(国際文化会館、1963年)のほか、藤田文子『「日米知的交流計画」と1950年代日米関係』『東京大学アメリカン・スタディーズ』第5号(2000年3月)に詳しい。

章に続いて坂西は、「このような使節団の不毛さを目の当たりにしたこともあり、我々のうちの一部は、作家たちに短期の旅ではなく、地域にコミュニティの一員として定着できるだけの期間滞在する機会を与えることが望ましいと考えるようになった」と記している。⁵³⁾ 即ち、フェローたちが異文化を表面的に体験するのではなくその体験から深く影響を受けることを企図した創作フェローシップは、他の交流プログラムとは一線を画すものとして構想されたのであり、それは文化冷戦への明確な介入でもあった。

共産主義への対抗意識は、さらに坂西とともに創作フェローシップに関する非公式の日本側委員を務めた山本有三にも分かたれていた。ファーズ日記の記録に拠れば、1952年4月に日本訪問中のファーズに面会した山本は、日本の文学は私小説が多く、その視野が狭いとして、作家たちは「社会と国際政治に関する認識を広げるため」に海外体験が必要であるとファーズに訴えた。その際にファーズから研究員の滞在先をアメリカのみに限定しない財団の方針を聞かされた山本は、アメリカとヨーロッパでの半年ずつの滞在が最も理想的であると意見を述べてその提案に賛同し、さらに「日本の作家たちはフランス文学に強い関心を持っているだけでなく、ロシアの強い影響圏にありながら共産主義者を排除しているフィンランドの文学にも興味を持っている」と付け加えたという。⁵⁴⁾ その言葉には、坂西よりも一層強い反共意識がこめられたようにも見える。

ではこのような企ては、同時代の日本の文壇にどのように受け入れられたのか。留学プログラムの構想が知られると、文学者の間に広く相反する反応を引き起こした。例えば文壇の重鎮である谷崎潤一郎は、「西洋のことになると我々は、軽蔑するか崇拜するかの二つの態度しか持たぬ。東洋と西洋の間に調和はなく、両者を調和させるための努力すらない。それぞれが二つの独立した世界としてあるのだ。西洋の文化を肌で感じ、そのなかで呼吸することによってのみ、両者の間の調和をもたらすことができる」と述べて賛同し、志賀直哉と武者小路実篤もこの意見を支持した。⁵⁵⁾ 他方、プログラムが開始されたのは折しも占領終結直後の日本の反米感情が大きな高まりを見せた時期でもあり、文学者のアメリカへの招聘という構想に対しては反発の声も強く上った。坂西は報告書で、石川達三、平林たい子、平野謙らが創作フェローシップをアメリカによる洗脳であると激しく批難したことに触れ、「幸いにもそのような批判を真剣に受け止める人はいなかった」ばかりか、左翼陣営側の知識人からも自省の声が上ったと記している。⁵⁶⁾ しかし逆風の強かったことは、例えば大岡昇平が「ロックフェラー財団の奨学資金を受けたので、或る進歩的評論家は「大岡は戦争の俘虜になっただけでは飽き足らず、こんどはアメリカの文化的俘虜を志願した」と批難した」⁵⁷⁾と述べた言葉からも推して知られる。

以上、日米双方の側から創作フェローシップをめぐる思惑を追ってきたが、これまでの

⁵³⁾ Ibid., 19.

⁵⁴⁾ Charles B. Fahs Diaries, April 15, 1952, folder Diary, Trip to the Far East, April 5-June 6, 1952, reel 3, box 16, record group 12.1 Officer's Diaries, Charles B. Fahs, Rockefeller Foundation Archives, RAC, Sleepy Hollow, N.Y.

⁵⁵⁾ Sakanishi, 'On Literary Fellowships for Japanese Writers,' 19-20.

⁵⁶⁾ Ibid., 20.

⁵⁷⁾ 大岡昇平「ザルツブルクの小枝——アメリカ・ヨーロッパ紀行」(中央公論社、1981年)、8頁。

議論を踏まえて財団研究員の意味に関する江藤に問いに答えるならば、創作フェローシップは日米の反共リベラルが手を結んで親米反共の路線に基づく日本の近代化の推進を目指す企図が、文学への介入として顕われたものと言えよう。坂西や山本は、ネイティブ・インフォーマントの役割を引き受けながら、文学者の滞米支援をアメリカ側へ積極的に働きかけた。しかしこのような交流の企ては、日本の知識人の間に対立を顕在化させる契機にもなった。とりわけ創作フェローシップが開始された占領終結直後は、占領から脱却した日本が占領下でのさまざまな改革を振り返りながら戦後の第二の近代化の道筋をさまざまに模索していた時期であり、近代化の方向性をめぐる問題意識は、例えば51年頃から文壇を賑わせた国民文学論争に象徴されるように、文学においても先鋭化していた。このような50年代の日本の文化状況のなかにあつて、財団の留学支援計画をめぐって賛否両論の立場から巻き起こった波紋は、この交流プログラムが冷戦下の両陣営間の対立への介入であると同時に、より大きくは日本の近代化の進路への介入であったことを如実に示している。

むすびにかえて

本稿を通して、講和から60年代の初めにかけて日本の文学者に対する渡米支援を行ったロックフェラー財団の創作フェローシップを取り上げて、その制度としての諸側面にさまざまな角度から光を当ててきた。これまでの考察を踏まえながら、創作フェローシップを視座としたときに、ポスト講和期の文学空間はどのように浮かび上がるのか。

文学者たちを招いてアメリカの文化を深く体験させた創作フェローシップは、アメリカによる冷戦下の文化的攻勢がポスト講和期の文学空間に奥深く入り込んでいたことを示すものである。従来、戦後の日本の文学領域へのアメリカの介入は専ら占領期の検閲を焦点として論じられてきたが、このように講和以後にもアメリカが引き続き文化の交流を通じて日本の文学者に強く働きかけたことは、特に戦後のアメリカをめぐる文学言説を考える上で示唆するところが大きい。

1950年代のアメリカの対日文化政策の展開を考察した藤田文子は、講和を節目として「占領期には日本の教育、報道、文化活動などをほとんど一方的に統制することができたが、占領後は、日本の独立と自主性を尊重しながら、どのようにして日本の共産化を阻止し、自由陣営にとどめおくかが、大きな課題となった」(強調点引用者)⁵⁸⁾と指摘している。このような介入形態の変容は、文学領域にも見受けられるのではないか。検閲が文学表現の規制を通した上から下への「指導」であったのに対して、財団の交流プログラムは日本側の要望に寄り添い、できる限りフェローたちの自由を尊重しながら交流を支援することで、文学者たちにアメリカとの親密な友好関係の形成を促したことに特徴があった。その意味で、創作フェローシップはまさしく、講和後の対日文化政策の基調をそのまま体现したものといえるであろう。即ち、戦後の日本においてアメリカが自己の表象に介入する場は、占領者に対する被占領者から冷戦下の同盟国へと変化した日本の地位に照応して、検閲から文化交流へと移行したともいえよう。

⁵⁸⁾ 藤田「1950年代アメリカの対日文化政策——概観」、2頁。

では、このように日米関係が再編される中で、文学者たちが体験したアメリカとの交流は、戦後日本の文学空間に何をもたらしたのか。その考察は、創作フェローシップによって拓かれたテキスト空間に即してなされるべきであろう。坂西が作家たちに期待したとおり、財団の支援で渡米した文学者たちは帰国後に作品のなかでさまざまにアメリカを描いた。それぞれの文学者にとってアメリカでの滞在が如何に体験され、それが創作の上に何をもたらしたのか、また延いてはそうした文学的言説が戦後の日米関係やアメリカ文化の受容においてどのような役割を果すことになったのか。こうした諸側面については、稿を改めて考察したい。

19世紀前半のノースカロライナ州に見る奴隷所有者の権利 ——トマス・ラフィンが下した判決のテキストからの考察

児玉真希

Summary

This is a study of two articles written by Thomas Ruffin, who was known to be a respectable Chief Justice of North Carolina State Supreme Court in the first half of nineteenth century. His infamous decision of *State v. Mann* declared in 1829 that “the power of the master must be absolute, to render the submission of the slave perfect.” This case granted slaveholders absolute power to rule over their slaves in possession. However ten years later in *State v. Hoover*, Ruffin modified his opinion towards slaveholders stating that they must not kill their slaves. Through a close analysis of these decisions, this article examines the reason why he limited the power of slaveholders.

Previous studies suggest Ruffin’s opinion towards slaves changed because he developed a sense of humanism and demanded slaveholders to be more benign. However, these studies overlooked what was discussed in the lower county courts and the local matters which require attention. In *State v. Mann*, Ruffin overruled a county court’s decision influenced by his ideas about master and slave relationship. He stated that seeking mutual profit was the purpose of the relationship and the slaveholders must be granted with absolute power to secure such profit. However in *State v. Hoover*, the judge chose to affirm the county court judgment due to a lack of the defendant’s disposition to properly rule a slave. Though Ruffin’s did demonstrate a kind of humanism towards slaves, his decisions altogether strengthened popular pro-slavery arguments which proliferated in the antebellum South.

はじめに

19世紀前半のアメリカ合衆国においては、奴隷制度の存続の是非をめぐり北部と南部の間で激しい論争が交わされた。なかでもジョージ・フィッツヒュー (George Fitzhugh)などを代表とする南部知識人の展開した奴隷制擁護論が、古今東西の奴隷制度の歴史やキリスト教の言葉をひきながら、奴隷制度の正当性を強く主張したことは広く知られる。¹⁾しかし、南部奴隷諸州における司法府が同じ奴隷制擁護論の有力な担い手であった事実は意外に理解されていない。²⁾ 財産権や課税権などをめぐる英本国との論争が合衆国独立の発端

¹⁾ George Fitzhugh, *Sociology for the South, or the Failure of a Free Society* (Richmond: A. Morris, 1854).

²⁾ 奴隷制擁護論の多くは、パンフレットや書物、論説、演説などを通じて広まったとされている。Drew Gilpin Faust, “A Southern Stewardship: The Intellectual and the Proslavery Argument,” *American Quarterly* 31, no. 1 (Spring 1979): 63-80; idem, “The Proslavery Argument in History,” in *Southern Stories: Slaveholders in Peace and War*, ed. Drew Gilpin Faust (Columbia: University of Missouri Press, 1992), 72-87; James Oakes, *Slavery and Freedom: An Interpretation of the Old South* (New York: W. W. Norton, 1998), 129; 清水忠重『アメリカの黒人奴隷制論——その思想的展開』(木鐸社、2001年)、第3章。

の一つであった以上、所有権全般にかかわる問題に国民が鈍感でいられるわけはなかった。その意味で、南北を問わず、法概念上の動産所有物 (chattel property) と定義された奴隷に対し奴隷所有者が主張する所有権を司法府が擁護する立場にあったことはある程度予想がつく。しかし、それにもかかわらず、特に1830年代以降、奴隷制度を非人道的制度と非難する反奴隷制度思想が勢いを増すなかで、司法府は難しい判断を求められていくことになる。例えば、*Dred Scott v. Sanford* 判決を頂点とする一連の論争を思い出せばよい。³⁾ そうした時代において、南部においては司法府が奴隷制擁護論の有力な担い手であり続けた事実をどう理解しておけばよいのだろうか。奴隷制度をめぐる法的解釈にいささかも揺らぎはなかったのだろうか。本稿は、ノースカロライナ州の州最高裁判所の判事を24年間務めたトマス・ラフィン (Thomas Ruffin, 1787-1870, 最高裁判事就任期間1829-52, 1858-59) が下した二つの有名な判決文を精読し、南部奴隷州の司法府が定義した奴隷に対し奴隷所有者 (slaveholder) が有する絶対的権利とその定義の変化を検討することを目的とする。⁴⁾

法制史を中心とするトマス・ラフィンに関する先行研究の多くは、ラフィンの裁判官としての業績とその人柄を称揚してきた。⁵⁾ 州の衡平法や鉄道法に関し彼が下した判決が、同州の経済発展に寄与したことがその最大の理由である。⁶⁾ 一方、奴隷制度研究の文脈では、1829年に *State v. Mann* 判決を下した裁判官としてラフィンは歴史にその名を留めている。この判決は、何より奴隷の法的人格を否定し、奴隷の身体に対する奴隷所有者の絶対的権利を認めた判決として知られる。実際、奴隷の人間性を否定するきわめて非人道的な判決

³⁾ Don E. Fehrenbacher, *The Dred Scott Case: Its Significance in American Law and Politics* (New York: Oxford University Press, 1978); Paul Finkelman, *Dred Scott v. Sandford: A Brief History with Document* (Bedford: St. Martin's Press, 1997).

⁴⁾ アメリカの法制史に関しては、Morton J. Horwitz, *The Transformation of American Law, 1780-1860* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 1977) を参照されたい。南部州の法制史に関しては、Thomas Morris, *Southern Slavery and the Law, 1619-1860* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1996); Andrew Fede, *People without Rights: An Interpretation of the Fundamentals of the Law of Slavery in the U.S. South* (New York: Garland, 1992)。日本における植民地時代・初期アメリカの法制史研究については、田中英夫『アメリカ法の歴史 上』(東京大学出版会、1968年); 大内孝『アメリカ法制史研究序説』(創文社、2008年); 西出敬一「北米黒人奴隷制成立のイデオロギー的諸側面」『札幌学院大学人文学部紀要』第36号、1984年、131-52頁。

⁵⁾ トマス・ラフィンは、ノースカロライナ州の州最高裁判所の判事を1829年から1852年まで、その後も彼の後任であった判事が急死したため1858年から一年間、判事として復帰し通算24年間務めた。1833年からは首席判事として、任期中に下した判決は1300件以上、その中でも奴隷に関する判決は425件ある。法学者のロスコー・パウンドは、ラフィンを19世紀の偉大な州最高裁判所の首席判事の一人として選出している。Roscoe Pound, *The Formative Era of American Law* (New York: Little Brown, 1938), 4; James A. Wynn, Jr., "State v. Mann: Judicial Choice or Judicial Duty?" *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 99.

⁶⁾ ラフィンを肯定的に描いている研究について、Julius Yanuck, "Thomas Ruffin and North Carolina Slave Law," *The Journal of Southern History* 21, no. 4 (November 1955): 456-75; Patrick S. Brady, "Slavery, Race, and the Criminal Law in Antebellum North Carolina: A Reconsideration of the Thomas Ruffin Court," *North Carolina Central Law Journal* 10 (1979): 259; Walter Clark, "Thomas Ruffin, 1787-1870," in *Great American Lawyers The Lives and Influence of and Lawyers Who Have Acquired Permanent National Reputation, and Have Developed the Jurisprudences of the United States: A History of the Legal Profession in America* 4, ed. William Lewis Draper (Philadelphia: J.C. Winston, 1907): 289.

と北部の奴隷制廃止論者たちはこの判決をこぞって非難した。⁷⁾ ただ、その文言の一義の意味を記憶するあるいは非難するばかりで、ラフィンがこの判決に至った経緯を注意深く掘り起こしながら、一人の奴隷所有者が奴隷制度社会において抱いた道徳的な葛藤や躊躇いを探るような研究ははまだ十分になされていない。判決文に含まれる「奴隷を完全に従属させるためには、主人 (master) の権利は絶対でなければならない」⁸⁾ という一文にこの判決の意義を集約し、ラフィンの奴隷制度への理解を分かりやすく単純化するのが先行研究の流れなのである。⁹⁾ ノースカロライナ州で下された奴隷に関する判決を系譜的に分析する研究においても、この解釈を否定するものは見当たらない。¹⁰⁾

しかし、ノースカロライナ州の州法体系全般へのラフィンの貢献を評価する法制史研究と *State v. Mann* 判決で奴隷の人格を否定したラフィンの非人道性を指摘する奴隷制度研究の両方の成果を踏まえながら、先行研究に見られがちな平板な理解を克服する試みももっとなされてよいと考えられる。

ちなみに、ラフィンが下した奴隷所有者の権利に関する判決は、*State v. Mann* 判決だけでない。他の判決でラフィンは奴隷制度に関し異なる意見も述べている。例えば1839年に下した *State v. Hoover* 判決を一読したところ、ラフィンは *State v. Mann* 判決で述べた意見を真逆に変更している。この判決でラフィンは、「…主人が持つ権利は無制限ではない。主人は [奴隷を] 殺してはならない」¹¹⁾ と言明し、*State v. Mann* 判決で絶対と定義した奴隷に対し奴隷所有者が持つ権利を制限した。先行研究には、この変化をラフィンが奴隷に対して寛容になったためと説明するものが多い。¹²⁾ しかしこの説明もまた、*State v. Mann* 判決に関する先行研究の多くと同様に、ラフィンの考えを「殺してはならない」という判決を象徴する一文に集約し過ぎるきらいがある。*State v. Mann* 判決の10年後に出した *State v. Hoover* 判決で奴隷の生命を尊重する人道的な心情をラフィンが吐露したというそ

⁷⁾ サミュエル・ウィルバーフォース (Samuel Wilberforce) やウィリアム・グッデル (William Goodell) などがトマス・ラフィンを強く非難した奴隷制廃止論者として挙げられる。また、『アンクルトムの小屋』を執筆し有名となったハリエット・ビーチャー・ストウは、トマス・ラフィンと *State v. Mann* 判決を題材として二作目の小説、『ドレッド』を書いた。Alfred Brophy, “Thomas Ruffin: Of Moral Philosophy and Monument,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009), 807; Mark Tushnet, *Slave Law in the American South: State v. Mann in History and Literature* (Lawrence: University of Kansas, 2003), esp. ch.5.

⁸⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

⁹⁾ 世界の奴隷制度を比較研究したオルランド・パターソンや、南部奴隷制社会の規範を研究したユージーン・ジェノヴィーズもこの判決について同様の意見を述べている。オルランド・パターソン著、奥田暁子訳『世界の奴隷制の歴史』(明石書店、2001年)、29-30頁; Eugene Genovese, *Roll Jordan Roll: The World the Slaves Made* (New York: Pantheon Books, 1974), 35.

¹⁰⁾ 例えば、*State v. Will*, 18 N.C. 121 (1834); *State v. Jarrott*, 23 N.C. 76 (1840); *State v. Caesar* 31 N.C. 391 (1849) など他の判例を比較した研究がある。これらの判決はラフィンや同時代に活躍した他の裁判官が書いたものも含まれる。Brady, “Slavery, Race, and the Criminal Law,” 248; Timothy Huebner, *The Southern Judicial Tradition: State Judges and Sectional Distinctiveness, 1790-1890* (Athens: The University of Georgia Press, 1999), 148-52.

¹¹⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 504 (1839).

¹²⁾ Oakes, *Slavery and Freedom*, 164-66; Omar Swartz, “Codifying the Law of Slavery in North Carolina: Positive Law and the Slave Persona,” *Thurgood Marshall Law Review* 29 (Spring 2004): 309.

の解釈は果たして妥当なのであろうか。本稿は、この二つの判決文に焦点をあてながら、奴隷所有者の権利に関するノースカロライナ州の司法府の理解がどういった点で変化したと考えられ得るか、一人の判事の言葉を切り口に、検討しようとするものである。

奴隷所有者の奴隷に対する権利の変化をラフィンの下した判決から正しく読み取るには、その判決が下された経緯・周辺事情を合わせて理解する必要がある。そのため本稿は、1818年の州最高裁判所の設立よりノースカロライナ州の司法制度で第一審の位置を占めるようになった州の上級裁判所 (The Superior Court of Law) の判決を一次史料として使用し、州最高裁判所でラフィンが下した判断との相違に注目していく。¹³⁾ そもそも19世紀前半における司法制度研究の不足の一つに、最高裁判所の判決文のみが一次史料として注目されてきたことが挙げられる。そうした史料の限定は、ある案件が州最高裁判所に上訴された地方ごとの背景や第一審や第二審で展開された議論への前提理解に欠ける判決研究を生みだしがちである。¹⁴⁾ こうした不足に対する批判を本稿は継承し、上級裁判所と州最高裁判所の裁判記録の両方に目を配りながらその判決の意味を考えたい。以上を確認したうえで、ラフィンが下した二つの判決文の比較検討に入る。

1. *State v. Mann* 判決：奴隷所有者に付与される絶対的権利

(1) 上級裁判所によるコミュニティの「安寧」を保つ判決

1829年12月の *State v. Mann* 判決は、ノースカロライナ州のチャーワン (Chowan) 郡上級裁判所から州最高裁判所に上訴された案件に対し下された。奴隷への暴行事件を端に発するその裁判の内容は、以下の通りである。

被告となるジョン・マン (John Mann) は、女性奴隷リディア (Lydia) が軽犯罪を起こしたことに腹を立て、彼女に鞭打ちを試みた。それに抵抗し逃亡しようとしたリディアに激昂したマンは、彼女を背後から銃で撃ち、負傷させてしまった。それだけならば、逃亡を試みた奴隷に奴隷所有者が通常の権利を行使した事件と本件はみなされ裁判沙汰にはならなかったかもしれない。しかし、リディアの所有者は別にいて、マンはその所有者からリディアを1年間以上借用していた事実が問題をことさら大きくした。¹⁵⁾ 州法では奴隷を所有物であると定義していたにも関わらず、被告はこの事件で暴行 (battery and assault) 罪に問われることとなり、刑事裁判が開かれたのである。¹⁶⁾ 当時の南部社会において、リディ

¹³⁾ 19世紀前半のノースカロライナ州では、下級裁判所 (Court of Pleas and Quarter Session) も存在したが、これは主に軽犯罪の第一審として機能していた。そのため、本稿で扱う暴行罪や殺人罪は、上級裁判所において第一審を受けている。各郡に設置された上級裁判所は、巡回裁判所として年に2回開かれ、裁判官は司法試験に合格した専門家が務めた。Guion Griffis Jonson, *Ante-bellum North Carolina: A Social History* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1937), 613.

¹⁴⁾ Christopher Waldrep and Donald G. Nieman, eds., *Local Matters: Race, Crime, and Justice in the Nineteenth-Century South* (Athens: University of Georgia Press, 2001).

¹⁵⁾ “*State v. Mann*,” Superior Court Minute Docket, North Carolina Department of Archives and History. [以下 NCDHA と略記]。

¹⁶⁾ 田中『アメリカ法の歴史 上』、421頁。

アが起こしたような奴隷の抵抗は、日常的かつ頻繁に起こっていた出来事であった。¹⁷⁾ それに対して銃という殺傷能力の高い武器を使って懲罰したマンの行動は、コミュニティの秩序と平和に反した行動であったため、陪審員による審議を受けるのが妥当と判断された。結果、マンは民事裁判ではなく刑事裁判で裁かれることになった挙句、有罪が確定し罰金5ドルの支払いが命ぜられた。¹⁸⁾ しかし、それを不服としたマンは州最高裁判所に上訴し、ラフィンの判断を仰ぐこととなった。¹⁹⁾

マンに有罪判決を言い渡した上級裁判所の判断は、奴隷であろうともリディアへの暴行を過剰とした点で、一見人道的であったと言えるかもしれない。しかし、初期アメリカの上級裁判所の社会的役割や陪審員の選出方法、白人の間に見られる社会階層を考慮すると、これは必ずしも奴隷の身体を擁護した判決だとは言いきれない。そもそも上級裁判所における審議はコミュニティの有力者の権利を擁護するためになされるのが圧倒的に多かった。故に、マンに対し下された判決も、奴隷であるリディアよりその所有者の利益を守ろうとして下されたという推測が一義的にはできる。

ノースカロライナ州における司法制度では、各郡に設置された裁判所の判断基準にばらつきが見られた。法律の専門家が少なかったこの時期、州内における法規準は、一貫性に欠き各地域が独自の守るべき秩序を設け、それに照らして犯罪や刑罰の軽重が決まった。それでも、法制史家のローラ・エドワーズ (Laura Edwards) の説明に従えば、法秩序の根底には地域の「安寧を保つ」こと (“keeping the peace”) が共通認識として存在し、それに沿って判決が下されることが多かった。²⁰⁾ 加えて、ノースカロライナ州においては、家長たる白人男性へ女性や子供、奴隷の服従を要求する社会秩序が「安寧」の中味であったとエドワーズは指摘する。言葉を換えて言えば、ノースカロライナ州の各コミュニティにおいてはそのローカルな「安寧」を護持するために上級裁判所が原告と被告の利害調停に努めたと考えられる。だとすれば、奴隷所有者を含む社会の支配層の利害が上級裁判所の判決に反映されていたと理解することに一定の説得力が生まれる。²¹⁾

さらに言えば、上級裁判所の陪審員の選出に階層の高い者が優遇される仕組みが存在した点も考慮しなければならない。²²⁾ 南部社会で陪審員として選出される者はその多くがコミュニティの中流階層以上の人間であったことが分かっている。²³⁾ 一定の財産を所有する

¹⁷⁾ Stephanie M.H. Camp, *Closer to Freedom: Enslaved Women and Everyday Resistance in the Plantation South* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2004), 3, 25-34.

¹⁸⁾ “State v. Mann,” Superior Court Minute Docket, NCDAH. マンが刑事裁判で裁かれた意味の詳細について、Tushnet, *Slave Law in the American South*, 33.

¹⁹⁾ “State v. Mann,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

²⁰⁾ Laura F. Edwards, *The People and Their Peace: Legal Culture and the Transformation of Inequality in the Post-Revolutionary South* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2009), 47-53.

²¹⁾ *Ibid.*, 64-99.

²²⁾ ラフィンが判決を下した同時代にアメリカの北部を中心に視察したフランスの思想家、アレクシス・ド・トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』で、上級裁判所の陪審員制は民主主義に大きく貢献していると高く評価している。アレクシス・ド・トクヴィル著、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー第一巻 上』(岩波書店、2005年)、特に5、6章。

²³⁾ Bill Cecil-Fronsman, *Common Whites: Class and Culture in Antebellum North Carolina* (Lexington: The University Press of Kentucky, 1992), 32-33.

者同士が持ち回りで陪審員職を独占しており、要するに陪審員を務めることは権力の象徴であり、土地の権力者である証であった。したがって、似たような経済的、社会的利害を持つ人から構成された陪審員は、公平性を追求するために無罪か有罪かの判断を下すことを目的とはせず、自らの利害を優先させることが自然と多くなった。この背景を考慮すると、上級裁判所では、マンが奴隷所有者ではなく、奴隷借用者 (slave hirer) であったことが重要視され、奴隷借用者には奴隷所有者と同じ権利が付与されないという結論が導き出されたと推測することが可能となる。

実際、法制史家のサリー・グリーン (Sally Greene) が行った *State v. Mann* 判決に関わった被告と陪審員の背景を明らかにした研究によると、この有罪判決は、マンと実際の奴隷所有者の間にあった社会階層の差から生まれたものであったという。²⁴⁾ グリーンの論文は、被告のマンだけでなくリディアの所有者であったエリザベス・ジョーンズ (Elizabeth Jones) の社会的出自を調べ、彼女がチョーワン郡の権力者と深い繋がりを持った人物であることを明らかにしている。²⁵⁾ その一方で、一介の水夫にしか過ぎなかったマンには、土地や他の奴隷を所有していたことを示す公的記録が残っておらず、それどころか、彼が郡の刑務所に20日間拘束された前科を有していたことが判明している。これらのことから、マンは社会階層から見れば中流以下もしくは貧困層に属する白人であったと推測できる。²⁶⁾ そのため、社会的地位が認められていなかったマンに刑事責任があるという判決が下されたこと、つまり権力者と親戚関係にあったジョーンズに有利な判決が下されたという推測の妥当性が強まる。奴隷所有者であることが一定の階層以上の出身であることを指し示した19世紀前半の南部社会で、リディアの本来の所有者であったジョーンズの方が、社会的にも上位の地位にいた人物であったことは明らかであろう。²⁷⁾ 奴隷所有者であるか否かが経済的だけでなく、社会的な地位をも意味した時代だったため、上中流階層に所

²⁴⁾ Sally Greene, "State v. Mann Exhumed," *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 705.

²⁵⁾ Greene, "State v. Mann Exhumed," 723. グリーンは初期アメリカでは女性自らが奴隷などの財産を管理することが少なかったという慣例から、ジョーンズの財産も父親、または夫などの男性が管理をしていたであろうという推定のもと、残存する記録を集めていった。その結果、ジョーンズの父親はチョーワン郡で600から700エーカーほどの土地と21人の奴隷を所有していたことが判明した。リディアは父親が死んだ後にジョーンズが所有権を持った奴隷の一人であろうと考えられている。

²⁶⁾ 歴史家のガイオン・ジョンソンによればノースカロライナ州には、6つの階層が存在するという。頂点には、20人以上の奴隷を所有するプランター、著名な州議員、博学な聖職者や裕福な法律家などで構成される上流階層 (upper class) が君臨し、その下に小規模プランター、議員、教師、弁護士、医師、聖職者、熟練工などからなる中流階層 (middle class) がある。また、小規模な土地所有をし、20人以下の奴隷所有をしている者も中流階層に分類され、多くは読み書きができる人々だったという。その下には、奴隷所有をしていない独立自営農民の階層があり、ジョンソンの定義によると200エーカー以下の土地を所有している人々を指す。独立自営農民の下には、白人貧困層、自由黒人、奴隷と続く。Jonson, *Ante-bellum North Carolina*, 59-67; Victoria E. Bynum, *Unruly Women: The Politics of Social and Sexual Control in the Old South* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1992), 15-16.

²⁷⁾ Stephanie McCurry, *Masters of Small Worlds: Yeoman Households, Gender Relations, and the Political Culture of the Antebellum South Carolina Low Country* (New York: Oxford University Press, 1997), 238.

属していなかったマンに対して不利な判決が下ったのだとグリーンは結論づけた。²⁸⁾ つまり、マンへの有罪判決は、白人に内在した階層の差の結果と解釈できるのである。

そして、白人内における単純な階層差以上に、マンとジョーンズの間には、奴隷借用人と奴隷所有者との差があったことをあらためて考えなければならない。19世紀前半の南部社会では、奴隷を他人に貸し借りすることは珍しいことではなかったと歴史家のアイラ・バーリン (Ira Berlin) は指摘する。²⁹⁾ むしろ、奴隷制度の中心地が深南部へ移動し、奴隷労働力が余り始めていたヴァージニア州やノースカロライナ州などの高南部では、その労働を貸し借りすることが一つの習わしになり、多くの奴隷が借用奴隷として働く機会が増えていた。このことが何を意味していたかと言うと、奴隷の労働に報酬が払われる一種の賃金労働の制度が確立しつつあったことを予期すると同時に、奴隷を所有していることがますます特権化され、社会的地位の証となりつつあったということを示す。奴隷を所有していない者は奴隷を所有することを目指し、奴隷所有者もそれを奨励していた。³⁰⁾ しかしそれは、奴隷所有者と奴隷借用人の権利の違いに社会が敏感であったことを逆に暗示し、上中流階層の出身者からなる陪審員が奴隷借用人にすぎないマンに厳しい判決を下す下地がそこに生まれていた可能性を示唆する。実際、当時のノースカロライナ州の法律には、奴隷借用人の権利を詳細に明文化した箇所はない。その意味でも、奴隷所有者と奴隷借用人の権利を上級裁判所がいかに関別するかが当時の社会で注目されていたと考えられる。

以上の考察をまとめるとこうなる。マンは奴隷に不適切な懲罰を与え、地域の安寧を乱す存在であっただけでなく、奴隷所有者の権利を際立たせる役割を担う意味で有罪判決を受けた。つまり、奴隷であるリディアの権利を擁護するかに見えた上級裁判所の判断の真意は、リディアの所有者であった上中流階層の人間とマンとでは奴隷に対する権利に大きな違いがあることを示すことにあったと考えられるのである。一言で言えば、リディアを救うことでなくマンを制裁することに裁判所の真意はあった可能性が強い。

(2) 州最高裁判所による判決：奴隷所有者に与えられた絶対的な権利

上級裁判所で上に記した判決が下されたのに対し、ラフィンとは異なる意見を表して上級裁判所の判決を退けた。何故ラフィンは上級裁判所の判決を覆したのか。それを理解するには、ラフィンがどう奴隷所有者を定義し、いかなる権利を有すべきだと考えていたのかをできるだけ正確に把握しなければならない。

まず、判決の冒頭には、この判決を下すことへのラフィンの強い躊躇いが悲嘆 (lamentation) という言葉で記されている。³¹⁾ それは、この判決の重大さを十分に理解するが故の躊躇いであった。確かにラフィンは、奴隷所有者とその権利を裁判で定義することが、州内における奴隷支配の法的根拠を厳格に規定することに繋がると正確に理解していた。しかし

²⁸⁾ Greene, "State v. Mann Exhumed," 723.

²⁹⁾ アイラ・バーリン著、落合明子、大類久恵、小原豊志訳『アメリカの奴隷制と黒人——五世代にわたる捕囚の歴史』(明石書店、2007年)、337頁。

³⁰⁾ Adam Rothman, *Slave Country: American Expansion and the Origins of the Deep South* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 2005), 184.

³¹⁾ State v. Mann, 13 N.C. 266 (1829).

それだからこそ、北部を中心に奴隷制度の正当性を疑う声が大きく聞かれ始めたこの時期、奴隷制度における奴隷所有者の法的権利を厳格に定義することなく、いわば運営上差し障りのない範囲で現状を維持したいとラフィンが願っていたことを彼の躊躇いは示唆する。³²⁾しかし、法律が裁判所に求める責務を回避してはならないという義務感に駆られたラフィンは、この案件に不本意ながらも厳しい判決を下していく。³³⁾

まず、借用者による残虐で不合理な奴隷への暴行が起訴事案として立件し得るか否かをラフィンは真っ先にこの裁判で問うた。言い換えれば、ラフィンはこの裁判を、借用者であったマンにも奴隷の懲罰に対し奴隷所有者と同等の権利が存するか否かを争う裁判だと捉えたのである。この点に関し先の上級裁判所では、借用者は「限定的な権利」しか有しておらず、奴隷所有者とは法理上区別されるべきと判断されていた点をここで指摘しておきたい。³⁴⁾しかしラフィンは、「我々の法律では法名義上の主人と実態上の奴隷使用者とを同等に扱い、後者に前者と同じ程度の権利を委託する…両者の間では奴隷による〔白人への〕奉仕という目的の違いはなく、同等の権利が信任されなくてはならない」³⁵⁾と述べ、奴隷借用者と奴隷所有者が有する権利に違いがあるという解釈を退けた。さらにラフィンは、今回の裁判が刑事裁判であることに着目して、「刑事手続きにおいて…奴隷借用者と奴隷所有者の権利および責任」³⁶⁾に違いはないことを強調した。そして、法律上の立場はどうであれ、奴隷を支配する側に属する者であれば、奴隷所有者と同様の権利を奴隷の借用者も保持しており、ノースカロライナ州ではこの事実が疑いが差し挟まれたことは一度もなかったと言い加えたのである。奴隷の扱いに法律が触れない範疇であるかぎり、裁判所が介入することは許されず、したがって、奴隷への暴行を理由に奴隷借用者が起訴されることもあり得ないというのがラフィンの最終的な判断であった。³⁷⁾

この結論が引き出される土台には、主人と奴隷の関係 (master and slave relation) に対するラフィンの基本的理解が横たわっていた。すなわちラフィンは、主人と奴隷の関係を、南部社会に存在する家内関係 (domestic relations) 全般とは異なる経済的利益 (interest) を追求するための関係と理解していたのである。例えば、親子関係、先生と生徒、親方と弟子など、あらゆる家内関係が南部社会に存在したが、これらは自由人同士の関係であるが故に、親や親代わりの役割を担う人物が子を訓練する義務を負う関係にくくられるとラ

³²⁾ 1829年9月には自由黒人デイヴィッド・ウォーカーによる *Appeal* が出版され、北部を中心に反奴隷制の世論が沸き立ち始めていた。Huebner, *The Southern Judicial Tradition*, 7.

³³⁾ ラフィンは *State v. Mann* 判決を2回も書き直したが、どちらの草案にも奴隷所有者が有する権利を定めることへの躊躇いが記してある。Joseph Grégoire Hamilton, ed., *The Papers of Thomas Ruffin* 1 (Raleigh: Edwards and Broughton, 1918), 249-57.

³⁴⁾ “*State v. Mann*,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

³⁵⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

³⁶⁾ *Ibid.*

³⁷⁾ 赤の他人が奴隷を暴行した場合は、その第三者に対して刑事責任を追及できるという判決、*State v. Hale* (1824) の原則はあったものの、奴隷の借用者は第三者ではないとラフィンは述べている。奴隷の借用者の権利をどう定義すべきかを明文化した法律がないことも、ラフィンも判決文で触れている。*State v. Hale*, 9 N.C. 582 (1823); John Orth, “When Analogy Fails: The Common Law and *State v. Mann*,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 979-81.

フィンが捉えた。³⁸⁾ 将来、自由人として独立できるよう有用な知的かつ道徳的指導を「子」に施す責任が「親」にあることが自明だと考えていたのである。しかし、主人と奴隷の関係にはそのような訓練の義務など存在しない。ラフィンの言葉によれば、主人と奴隷の関係とは、「主人の利益と身の安全、社会の治安を維持する」³⁹⁾ ために結ばれるものだった。もちろんその背景には、強固な人種主義が存在する。ラフィンの言葉を再び借りれば、「被統治者[奴隷]は自分や子孫のために、自分で何かを知り、何かをする能力など持たない。[被統治者は]…自ら実らせた果実を他者が刈り取るために骨を折って働くことを宣告された存在」⁴⁰⁾ に過ぎないのである。もとより白人の子供、生徒や弟子が持つような道徳的思慮を黒人奴隷は兼ね備えておらず、自らの意志を持っていないため、奴隷所有者や奴隷使用者への暗黙の服従が当たり前と考えられていた。だとすれば、その状態を安定的に保つためにも、「主人の権利は[無条件に]絶対でなければならない」⁴¹⁾ とラフィンは判断したのであった。

ここでようやく *State v. Mann* 判決を世に知らしめた「主人の権利は絶対でなければならない」という有名な一文がいかなる文脈で登場したのかを理解することができる。ラフィンは、奴隷所有者あるいはマンのようにその時奴隷を使用していた者と、南部社会で結ばれる様々の人間関係を比較することで、主人と奴隷の関係を定義し、州内でそれを保障するためには、奴隷所有者の権利がどのような場合においても絶対でなくてはならないと述べたのである。

ここで先に述べた判決文冒頭のラフィンの躊躇いを好意的に汲むとすれば、奴隷所有者に絶対的権利を与えはしたものの、自身の判断が厳しいものであるという自覚をラフィンが持っていたことは認めてもよい。実際、*State v. Mann* の判決文には次のような文言すらある。「真実を言うと、この議題に対して我々は一般的な合理性を適用することが禁止されているのである。我々は、主人の権利を法廷で議論することを許してはならない」⁴²⁾ といい、要するにラフィンは、法廷で議論を重ねることで奴隷制所有者の権利が転覆されてしまう危険を回避せよと述べている。仮に、個々に起こる奴隷の抵抗や労働の放棄に対して、一つ一つ丁寧に罰則を割り当てようとすると、奴隷を所有物ではなく人間として扱う瞬間が生じ、奴隷にある程度の権利を認めざるをえない事態になることをラフィンは懸念していた。逆に、奴隷所有者の権利は絶対であるとたった一つの基準を設けてしまえば、それ以上の議論を避け、奴隷制度が孕む矛盾に目をつぶることができる。奴隷が解放されない間はこの状態を法令上維持するしかないというのがラフィンの考えであった。「これは…奴隷と自由人の両方に科された奴隷制度の呪いである。[いかに苦しくともその呪いは]

³⁸⁾ ここにおける「先生と生徒」の原語は、“the tutor over the pupil”である。南部に生まれた子供は、学校へは行かず家庭教師に教育されることも多かったため、ラフィンはこの関係も家内関係の一部にしたと考えられる。Lorri Glover, *Southern Sons: Becoming Men in the New Nation* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2007), 57.

³⁹⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

⁴⁰⁾ *Ibid.*

⁴¹⁾ *Ibid.*

⁴²⁾ *Ibid.*

主人と奴隷の關係に受け継がれていくのである」⁴³⁾と述べるラフィンの言葉には、奴隷制度の存続を図る限りにおいては、奴隷所有者の絶対的権利を法令で守らざるを得ないという冷徹な判断がにじみ出ている。

ラフィンが同じ判決文の中で、「主人の権力はどんな時でも奪われてはならない (his [the master's] power is in no instance, usurped)。その主人の権利は、[奴隷を服従させねばならない] 人間に最低限付与される権利であり、それではなければ神の法則なのである」⁴⁴⁾とまで述べていることにも注意を払うべきであろう。奴隷所有者の権利は是非を議論する範囲を超えた神聖不可侵なものであるという考えがそこには示唆されているからである。⁴⁵⁾ これもまた、白人が黒人を支配するこの関係性を変えることは司法の妥当な役割ではない、これ以上裁判所で奴隷所有者の権利を議論してはならないとラフィンが考えていたことを裏付ける言葉として解釈することができる。主人と奴隷の關係は所有者の利益だけを重視した關係ではなく、互いの利益を追求したものであるという基本的な理解がラフィンにはあった。そもそも主人と奴隷は、互いに一緒に生まれ育っているため、互恵的關係が心に刻み込まれている。南部における奴隷所有者の多くは、幼少期から奴隷と社会空間を共有しており、「保護されない奴隷への過度で残忍な暴行という罪を犯した野蛮人には、コミュニティ全体で深く眉をひそめ罵る」⁴⁶⁾ことを学んでいる。つまり、奴隷に対する奴隷所有者による権力の濫用がないよう町や地域全体が社会を監視しているというのがラフィンの奴隷制度社会の理解だったのである。⁴⁷⁾

判決文全体を精読していくと、人種を基準にラフィンが奴隷制度社会の秩序を定めようとしていた事実があらためて確認される。判決の結びの文で、ラフィンはこうも語っている。「今回下すこの判決は…主人の安全、公共の平穩が、ひとえに奴隷の隷属に依存しているという理解に基づいている。そして、[その隷属は] 奴隷自身の一般的な保護や安楽を最も効果的に保障することにも繋がる」。⁴⁸⁾ 要するに、奴隷の白人への従属は彼らのためでもある、現状の人種關係の護持こそが互いの利益であると、ラフィンは判断したのである。奴隷所有者と借用者を区別する上級裁判所の判決を覆し、白人社会内に階層差が存在することを暗に否定したラフィンの判決は、そうしたノースカロライナの奴隷制度社会への大局的な判断に基づき下されたものと考えられる。ことさら新しい事実とは言えないが、人種に基づくヒエラルキーこそ南部奴隷制度社会の秩序の軸、「安寧」の礎だとラフィンは考えたのであった。

State v. Mann の判決文は新たな権利を奴隷所有者に与えた訳ではない。社会の中にそもそもある人種間關係を維持し、奴隷制度を維持するための便法をその判決文は説いたに過

⁴³⁾ Ibid.

⁴⁴⁾ Ibid.

⁴⁵⁾ Faust, "The Proslavery Argument in History," 81.

⁴⁶⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

⁴⁷⁾ 樋口は南部社会には白人が自由黒人の行動をコミュニティ全体で見張る監視社会が形成されていたことを明らかにした。樋口映美「港町チャールストンの社会秩序形成」『近代規範』の社会史——都市・身体・国家（彩流社、2013年）、39-40頁。

⁴⁸⁾ *State v. Mann*, 13 N.C. 266 (1829).

ぎない。けれども、奴隷所有者の絶対的権利を明文化したという点では、注目に値する判決であった。*State v. Mann*の判決文の精読からそのように本稿では結論付けたい。

2. *State v. Hoover*判決文とラフィンによる意見の修正

(1) 残虐な奴隷所有者の全貌

すでに述べたとおり、ラフィンは*State v. Mann*判決で明文化した奴隷所有者による絶対的権利を後に修正した。1839年に下した*State v. Hoover*判決では、奴隷所有者であれども奴隷の命は奪ってはならないという意見を述べ、一見したところ、奴隷に対し慈悲深く見える判決を下したのである。⁴⁹⁾ 本節では、ラフィンが以前の見解を変更したように見える本判決の下された理由を検討する。*State v. Mann*判決の分析と同様に、上級裁判所の判決から出発して何が争点であったのかをまず検証し、次に州最高裁判所での議論を読み解くことにする。⁵⁰⁾

本件は次の事件がきっかけで始まった。被告ジョン・フーヴァー (John Hoover) が自ら所有する女性奴隷マイラ (Mira) に対し暴行を繰り返した後、彼女を殺してしまい、謀殺 (murder) 罪に問われた。イリデル (Iredell) 郡で行われた裁判には複数の参考人が招集され、その証言よりフーヴァーの凶行が明らかにされた。具体的には、1838年12月からマイラが命を落とした翌年3月まで、フーヴァーは「最も残虐で野蛮な鞭打ちや懲罰をマイラに与え、衣食住さえ満足に与えなかった」⁵¹⁾ というのである。興味深いことに、本裁判では審問検死 (a coroner's inquest) が要請され、マイラの死亡原因が調査されている。⁵²⁾ それによると彼女の頭部には傷が五つ見つかり、五つ目の新しい傷が致命傷となったとされた。また頭部の傷以外にも身体には多くの傷や痣が残されており、マイラがフーヴァーから非道な扱いを繰り返し受けていた可能性も指摘された。さらに、マイラが被告から暴行を受けていた時期に妊娠と出産を経験していたことも明らかになった。後に論ずるように、もともと衰弱した身体に追い打ちをかけるような虐待を加えた可能性がフーヴァーの行為を「凶行」と断ずる要因になったことは間違いない。他にもフーヴァーの行為には常軌を逸した印象を与える側面が少なくなかった。例えば、検視官の証言からは、被告がマイラの死因の隠蔽を企図したことが判明している。フーヴァーは自ら、マイラが性病により亡くなったと検死官に証言していたのである。しかし、検死官が彼女の性器を調べても

⁴⁹⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁵⁰⁾ “*State v. Hoover*,” Supreme Court Original Record, NCDAH. *State v. Hoover*判決が下されたイリデル郡の裁判所記録は1914年に起こった火災により焼失してしまい、それ以前の記録が残っていない。そのため、この裁判が上訴された時に州最高裁判所に送られた記録のみから事件の全容と上級裁判所での争点が何であったのかを想像する他ない。幸いなことに、州最高裁判所の裁判記録には、参考人の証言が詳細に記されていたため、これを手掛かりに事件と裁判の全容を把握することが可能である。イリデル郡の歴史資料館や教会、フーヴァーが住んでいたステーツヴィルの町に行けば、また新たな情報が見つかる可能性もある。

⁵¹⁾ *Ibid.*

⁵²⁾ グロス は、アンテベラム期の裁判所が要請した検視官について、特に検死をすることが黒人にとってどのような意味を持ったのか言及している。Ariela J. Gross, *Double Character: Slavery and Mastery in the Antebellum Southern Courtroom* (Princeton: Princeton University Press, 2000), 138-39.

そのような症状は見つからず、そのことが明るみに出るとフーヴァーは激怒し、検死を中断させてマイラの遺体を再び土に埋めてしまう有様であった。

フーヴァーを起訴する当初の理由は *State v. Mann* 判決と似ていた。すなわちマンと同様、フーヴァーによる残虐な行動がコミュニティの「安寧」を乱すと考えられ、その刑事責任が問われたのである。⁵³⁾ しかしフーヴァーの場合、自ら所有する奴隷、つまり自分の所有物を殺した点がマンの場合とは異なった。そのため今回の裁判では、奴隷所有者が奴隷を殺すことが奴隷所有者の有する権利の範疇に含まれるか否かが第一の争点となった。⁵⁴⁾

予期されることながら、フーヴァーは虐待の理由をマイラの反抗的な態度に帰すことで自らの行動を正当化しようと試みた。州最高裁判所の裁判記録に残っている参考人の証言には、マイラが「囚人[フーヴァー]の育てたカブを盗み近隣に住む価値のない人々 (worthless people) へ売り払った、彼の納屋に放火を試みた、女主人に対して反抗的で生意気な態度を取った…鍋に何かを混入させ家族に毒を盛ろうとした」⁵⁵⁾ などの行為を繰り返したという記述がある。しかし裁判所が招聘した参考人たちからは、マイラが特別手を煩わせる奴隷ではなかったという証言も寄せられていた。例えば、マイラをフーヴァーに売った人物の弟は、彼女が従順な奴隷であり、反抗的な態度を取ることはなかったと証言している。また、マイラが命令を守らなかったのは、命令そのものに無理があった時だけと証言する者もいた。これらの証言を勘案し、果たしてマイラの挑発的行為がフーヴァーの残虐な行動の引き金となったのか否かが十分に吟味の対象となると上級裁判所は判断したのである。

そこで上級裁判所の判事は、陪審員に向けて以下のように語りかけた。「もし…殺害時に法的に認めうる挑発があったならば、囚人を謀殺罪で有罪に処することは適当ではなくなる。わずかでも疑念の余地が残るならば、陪審は囚人を謀殺罪で有罪にしてはならない」⁵⁶⁾ と。要するに、マイラの挑発に激昂したフーヴァーが、一時の激情に駆られて自ら所有していた奴隷を殺害したのであれば、彼の刑は既に述べた謀殺罪ではなく故殺 (manslaughter) 罪に減刑されてしかるべきだというのが判事の見解であった。しかし、マイラがフーヴァーを挑発したという証拠は最後まで法廷に提出されず、よって上級裁判所は被告を有罪と判断し、死刑を言い渡したのである。⁵⁷⁾

一方のフーヴァーは、この裁判に関わった陪審員が自分に不利な判決を下すよう判事から影響を受けたと主張し、上級裁判所に再審請求をした。しかし、その主張が退けられたために、あらためて州最高裁判所へ上訴するに及んだ。その結果本件はラフィンの法的判断を仰ぐこととなった。

⁵³⁾ “State v. Hoover,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

⁵⁴⁾ Laura Edwards, “Enslaved Women and the Law: Paradoxes of Subordination in Post-Revolutionary Carolinas,” *Slavery and Abolition* 26, no. 2 (August 2005): 316.

⁵⁵⁾ “State v. Hoover,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

⁵⁶⁾ Ibid.

⁵⁷⁾ Ibid.

(2) ラフィンが考える奴隷所有者の規範

最初に簡潔に言いまとめてしまえば、本件でラフィンは、たとえフーヴァーが奴隷所有者であっても「…主人が持つ権利は無制限ではない。主人は[奴隷を]殺してはならない」⁵⁸⁾と宣言した。そこには、10年前の *State v. Mann* 判決で述べた奴隷所有者の権利を絶対とする見解とは明らかに異なる論理が展開されている。ラフィンは何故、奴隷が奴隷所有者の所有物であっても、容易く命を奪ってはならないという方向に意見を变えたのであろうか。

まずラフィンは1791年に州議会で制定された法律に言及し、そもそも奴隷を殺すことは殺人に値する行為であり、たとえ奴隷所有者であっても、奴隷を所有していない他の第三者であっても、この法律が適用されると明言する。そして、この法律に照らした場合、フーヴァーの行為は法に反する行為であることは明らかであり、裁かれるべき行為であるとした。また、ラフィンは自らもプランターだったため、奴隷制度が剥きだしの暴力を伴う制度であることは十分理解していた。⁵⁹⁾ だからこそ、奴隷所有者が誤って奴隷を殺してしまった時には、第三者による殺害とは異なり、刑罰が軽減される場合が多いと認めてはいる。しかし、参考人による証言が明らかにしたフーヴァーの残虐な行為の詳細は、この被告の行動には情状酌量の余地がないことを明らかにしているとラフィンは考えた。被告による一連の行動は特異な状況を示唆しているので、通常とは異なるルールの適用が妥当だとラフィンは判断したのである。⁶⁰⁾

それでは、奴隷の殺害に対しいかなる場合に情状酌量の余地が認められ得るとラフィンは考えていたのであろうか。ラフィン曰く、奴隷を躰けるためや矯正するために行う鞭打ちの結果で奴隷が死んでしまうことは、稀ではあるが起り得ないことではない。その場合は、奴隷所有者が鞭打ちを行った意図が重要であり、その殺害に対する判決を下す時はその意図を十分に考慮しなくてはならない。「もし鞭打ちが[奴隷の行いの]改善や模範[化]などを目的とする良心からなされたものであり、奴隷を危険に晒したり殺したりする意図からではないのであれば、法律は全ての状況を慎重に鑑みる」⁶¹⁾ べきだとラフィンは言う。要するに、本件の被告の行為がこうした奴隷所有者への減刑措置に値するか否かは、被告と被害奴隷との日常の関係を含めて熟慮されるべきであるとラフィンは主張した。⁶²⁾

では、何故これほどの暴力が振るわれるにいたったのか。その鞭打ちの意図を探ったラフィンは、フーヴァーの行動をこう評した。「この不幸せな男の行動は、文明[を知る者の行動]と呼ぶに値しない。男の行為は野蛮 (barbarities) そのものであり、全ての人道的な感情を圧殺した者にしかできないことである。その行動を復唱して身震いしない者はあまりにも

⁵⁸⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁵⁹⁾ ラフィンはノースカロライナ州に二つのプランテーションを所有していた。1830年の時点で、32人の奴隷を所有し、南北戦争が終結するまで奴隷を解放しなかった。Sally Hadden, “Judging Slavery: Thomas Ruffin and *State v. Mann*,” in *Local Matters: Race, Crime, and Justice in the Nineteenth-Century South*, eds. Christopher Waldrep and Donald G. Nieman (Athens: The University of Georgia Press, 2001): 15.

⁶⁰⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁶¹⁾ *Ibid.*

⁶²⁾ “*State v. Hoover*,” Supreme Court Original Record, NCDAAH.

残忍であり、荒野の未開人以外ほとんどいない」⁶³⁾と。ここで、ラフィンがフーヴァーを野蛮人同様であると形容したことに注目したい。19世紀前半では、「野蛮人」という言葉は白人ではない人種を指す言葉として使用されることが多かった。⁶⁴⁾ 当時は、わけても「野蛮人」と言えば黒人のことを指しており、野蛮で未開だからこそ、白人の庇護が必要であると人種主義的言説が何も躊躇いもなく展開された。⁶⁵⁾ このような時代背景に着目すると、ラフィンが白人であるフーヴァーの行為を「野蛮」という言葉で形容した意味の重さが理解できよう。フーヴァーによる度重なる残虐な仕打ちは、文明化された白人が取れる行動ではないとラフィンはフーヴァーを強く糾弾したのである。

加えて、フーヴァーのような白人男性を「野蛮」と呼ぶことは、彼の白人性だけではなく男性らしさを否定することにも繋がった。南部のプランターなど上流階層に属する白人男性とその男性らしさの形成について研究した歴史家のローリー・グローバー (Lorri Glover) によると、19世紀初頭の裕福な白人男性は「奴隷ではない」と自らの行動を律し、それを他者に認めてもらうことで自己のアイデンティティを確立したという。⁶⁶⁾ 白人男性は、将来南部を率いる指導者になるべきだという社会的期待を背負っているからこそ、自律性 (autonomy) を養うことが要求された。ラフィンが *State v. Mann* 判決でも言及していたように、黒人には意志がなく親が道徳心を教える必要もない。その反対に、白人は黒人にはない善悪の分別や道徳心を育む必要があり、特に白人男子は状況に適した自律性を発揮する一人前の男に育て上げる必要があるとされた。つまり、白人男性が奴隷のような「野蛮人」と形容されることは、白人性だけではなく男らしさを否定されるのと同義であった。

ここで注意しなくてはならないのは、フーヴァーが属していた社会階層が裁判記録のみからは断定できないことである。グローバーの研究が示した通り、19世紀前半の南部で学校教育を受けられたのは裕福な家庭に生まれ育った一部の人のみだった。⁶⁷⁾ そこで参考人の証言から可能な限り判断すると、フーヴァーはマイラ以外の奴隷や土地を所有していたようであり、独立自営農民あるいは中流階層の農民であったと想像できる。⁶⁸⁾ 言い換えれば、少なくとも自らが支配階層に属しているという自覚を持ち、白人男性が備えるべき自己の意志に基づき行動を律する力を多少なりとも養っていると期待される階層の人であった。⁶⁹⁾ 自らの社会的地位を「自由人」と定義していたそのような南部人に向かって、「野蛮」だと非難することは黒人同様であると宣告することと同じであり、当時では大変不名誉なことだったと考えられる。⁷⁰⁾

⁶³⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁶⁴⁾ デイヴィスは、黒人がまるで獣と同等に扱われ、「野蛮人」とであると認識されていたことを、黒人の野獣化 (“beastilization”) と呼んだ。David Brion Davis, *Inhuman Bondage: The Rise and Fall of Slavery in the New World* (Oxford: Oxford University Press, 2006), 2-3, 32.

⁶⁵⁾ 清水『アメリカの黒人奴隷制論』、156-57頁。

⁶⁶⁾ Glover, *Southern Sons*, 23.

⁶⁷⁾ *Ibid.*, 39.

⁶⁸⁾ “*State v. Hoover*,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

⁶⁹⁾ McCurry, *Masters of Small Worlds*, 262.

⁷⁰⁾ Timothy C. Meyer, “Slavery Jurisprudence on the Supreme Court of North Carolina, 1828-1858: William Gaston and Thomas Ruffin,” *Campbell Law Review* 33 (2011): 321-22.

さらに、ラフィン、被告のフーヴァーを咎めるだけではなく、上級裁判所がたてた議論にも反駁した。何故なら、フーヴァーのとった行動は奴隷の矯正や懲罰の域をはるかに超えており、被告がマイラに挑発されたかどうかを議論の俎上にあげること自体、奴隷を所有する階層の人間の示すべき態度としては不適切だとラフィンは考えたからである。ラフィンは、「[奴隷といえども享受すべき生活への]十分な保障と健康な生命への痛みを[マイラが受けていたことを]考慮すると、本法廷は疑いもなく上級裁判所の判断に同意できない」⁷¹⁾と苦言を呈す。そして、マイラが暴行を受けていた期間の長さは、その暴行を加えた者が「人を痛めつけることに悪意に満ちた強い喜びを感じるか、もしくは人間の苦しみに無関心でいられる…」⁷²⁾かを示していると断じた。どちらにせよ、被告の行動には情状酌量の余地が無いと彼は判断した。

フーヴァーのとった行動が文明を弁えた人間のものとは呼べない理由の一つとして、上級裁判所が見落とした事実、すなわちマイラが暴行を受けていた時期と妊娠と出産した時期が重なる事実にもラフィンは言及する。「故人[マイラ]に暴行を加えた四ヶ月が故人の妊娠、出産、回復期間であったにも関わらず、不自然なほど数多くの残虐な行為を与え、衣食住にも欠く状態に[故人を]留めたその行いは、丈夫な健康体にさえ耐えられないほどのものであった。囚人[フーヴァー]は日々衰弱した女性に苛酷な懲罰をし、ついには彼女の体力を消耗させて命を奪ったのである」⁷³⁾とラフィンは述べ、通常以上にその健康に注意を払わねばならなかったはずのマイラへの被告の執拗な行為を、残虐な凶行以外のなものでもないと非難したのである。

何故ラフィンはマイラが出産を経験していたことに特別の注意を払ったのであろうか。その理由は、ラフィンによる主人と奴隷の関係の定義を想起すれば説明ができる。既に詳しく見たとおり、ラフィンは*State v. Mann*判決で、主人と奴隷の関係を互恵的関係と定義していた。確かに、妊娠中や出産後の女性奴隷には通常の労働量を期待することはできず、新たな奴隷の子どもに衣食住を提供するには余分に経費がかかる。しかし、互恵的関係の原則に即すと、女性奴隷による出産は奴隷の数が増えるという点で奴隷所有者に大きな利益をもたらすはずであった。それでも彼女を最終的に殺すほど被告が苛立ちを感じていたのであれば、マイラやその子供を売却する方法もあっただろう。⁷⁴⁾ それにも関わらず、フーヴァーは出産を経験した女性に対して暴行の手を緩めることはなかった。参考人の証言他から知りうる状況に鑑みて、被告の度重なる暴行がマイラの挑発に触発されたものだとラフィンは到底見なすことが出来なかったのである。

結論としてラフィンはこう述べた。「不適切で不合理な手段で懲罰を繰り返したこと、[暴行に]使われた道具だけでなく、痛々しいほどに衣食住が欠乏した[マイラの]状況は、国内裁判上 (*in foro domestico*) における奴隷の矯正を成立させる諸性格に欠いている。この囚人自身も自分の宿命的な終末に感付いていたはずであり、[死刑は]野蛮な残虐行為

⁷¹⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁷²⁾ *Ibid.*

⁷³⁾ *Ibid.*

⁷⁴⁾ マイラへの暴行を目撃した参考人もそういった提案をフーヴァーへしたけれども、フーヴァーは暴行をやめようとはしなかった。“*State v. Hoover*,” Supreme Court Original Record, NCDAH.

に対する自然な結果であろう」⁷⁵⁾と。こうしてラフィンが上級裁判所が命じた死刑は妥当という判断を下し、判決文を締めくくった。暴力を振るっている最中は、彼女の態度を矯正するためだという考えがフーヴァーの心にあったかもしれない。しかし、妊娠・出産を経験した女性に度重なる暴行を加えればどのような結果を招くのか、フーヴァーにも想像できたはずである。それにも関わらず結果的に彼女を殺してしまった事実には照らせば、フーヴァーがマイラに明確な殺意を抱いたかどうかは関係なく、彼の行動を謀殺罪に問う以外無いとラフィンは提言した。ラフィンには、フーヴァーがマイラへの暴行を繰り返した理由が「苛酷で残虐行為や激痛を長引かせ、悲惨で危険な苦しみを与える」⁷⁶⁾喜びのためにしか思えなかったのである。

言葉を換えて言うならば、フーヴァーの思慮に欠けた行動は、アンテベラム期の南部社会において奴隷所有者に期待された規範を逸脱するものであったということになる。サディスティックにマイラを痛めつけた被告の姿は、良心を持って奴隷を扱うことが求められた奴隷所有者に似つかわしいものではなかった。その行為は、奴隷を支配する者に必要とされた白人男性の自律性に欠け、支配者に値せず、社会の安寧を乱すものだった。社会が求める指導者としての白人男性像とは相反したものだからこそ、ラフィンはフーヴァーが刑事責任を負うべきであるという結論に至った。⁷⁷⁾

以上の経緯でラフィンは、フーヴァーが有罪判決に値すると判断し、上級裁判所が下したフーヴァーに対する死刑判決を支持したと考えられる。フーヴァーの行為が常軌を逸するほど特別に残虐であったため、ラフィンは奴隷に対する意見を例外的に修正しただけではないかという解釈も成り立つかもしれない。しかし、暴力を下支えとして奴隷を支配していた南部社会では、似たような事件が他に起こったとしても珍しくないはずである。それだけに、この判決からは、奴隷所有者に求められる資質がいかなるものであったかを読み取ることが重要と考えられる。

最後に、*State v. Hoover*判決は、ラフィンが*State v. Mann*判決で危険視していた事態に裁判所が陥りつつあったことを示す可能性があることも指摘しておきたい。すなわち、黒人奴隷が絡む個々の事案に対し個別の文脈を配慮した判決を州の司法府が下さなくてはならない状況が、1830年代末に生まれ始めていたという可能性である。これは、奴隷所有者に絶対的かつ一元的な権利を与えることで奴隷制度社会の問題を画一的に解決することが難しくなり、奴隷が人間であるというまぎれもない事実により司法府が向き合わねばならない状況になりつつあったことを示唆する。言い換えると、奴隷制度を維持するために司法府は、州の制定法が定めた原則に準じつつも、奴隷所有者の権利をあらためて柔軟に理解する他なくなっていたのかもしれないということである。逆説的ではあるが、積極的に奴隷制度を維持しようとするならば、その奴隷の命を尊重し認めざるを得ない矛盾がノースカロライナ州の社会に露わになりつつあったのではないか。本稿で取り上げた二つの判決文の相違にその予兆をみることは可能と思われる。

⁷⁵⁾ *State v. Hoover*, 20 N.C. 503 (1839).

⁷⁶⁾ *Ibid.*

⁷⁷⁾ Glover, *Southern Sons*, 179.

終わりに

本稿は、ノースカロライナ州最高裁判所の首席判事を務めたトマス・ラフィンが執筆した二つの判決文を精読し、州の司法府が奴隷所有者の権利をどう定義し、変容させたのかを、事例の少なさ故の限界を認めつつ、検討した。

ラフィンはまず1829年の*State v. Mann*判決において、奴隷所有者は奴隷に対し絶対的権利を持つと述べ、自らが理解する主人と奴隷との間にある温情主義的関係その見解の根拠とした。ラフィンによれば、主人と奴隷の関係は第一に互いが経済的利益を追求する関係であり、奴隷による奴隷所有者への隷属状態も互いがこの関係を維持するためのものであった。奴隷所有者は奴隷の労働の果実を手にし、一方意志を持たない奴隷は、奴隷として働く代わりに白人の庇護を受けられるとラフィンは考えたのである。この関係を維持するために、奴隷所有者には絶対的権利が認められねばならないとラフィンは主張した。ラフィンは、その権利を神聖不可侵なものとして見立て、法律で明記されない限り、誰からも奪われることがないとすら説いた。

しかし1839年になると、ラフィンの意見に若干の揺らぎが生まれたかに見える。*State v. Hoover*判決でラフィンは、奴隷所有者は奴隷を正当な理由無く殺してはならないと断言し、かつて絶対的と定義したこの権利に制限を加え、奴隷の命を尊重する態度を示したからである。事実、このことを理由にラフィンはこの時期奴隷に対して慈悲深くなったのだと解釈する研究者がいる。しかし判決文を読み解いていけば、そこにはラフィンが理想とする奴隷所有者が備えるべき規範があり、そこからの逸脱こそが問われるべき罪であると考えらるラフィンの思想の輪郭が浮かび上がる。つまり、文明人として振舞うべきであった被告フーヴァーの殺害行為は、奴隷所有者としての資質に劣るとというのがラフィンの下した判断の本質であった。*State v. Hoover*判決でラフィンが奴隷の命を尊重しているように見えるのはあくまでも結果に過ぎず、そこで一義的に強調されたのは、奴隷所有者として相応しい白人の資質の方ではなかっただろうか。

まとめると、本稿で取り上げた判決文の精読からは以下のことが指摘できる。従来のラフィン研究では、ラフィンの意見を一文に集約しすぎる傾向があり、彼が奴隷に対し「人道主義」的になったと表面的にその変化を捉えることが多かった。⁷⁸⁾しかしその判決が下された背景を詳細に探れば、*State v. Hoover*判決の文言を根拠にラフィンの慈悲深さを素直に賞賛することには留保を付けざるを得なくなる。⁷⁹⁾ラフィンの慈悲深さは、あくまで

⁷⁸⁾ 近年では、法制史の分野でトマス・ラフィンの評価を再考する動きが起きている。ラフィンの判決文がまさしく奴隷制擁護論と親和性を持った事実と向き合う研究が増加している。再考の動きにあたって、ノースカロライナ大学法学部は2009年3月に「トマス・ラフィンと公共の場でのオマージュの危険性」(“Thomas Ruffin and the Perils of Public Homage”)と題して特集号を組んだ。その背景についてはSally Greene and Eric L. Muller, “Introduction: *State v. Mann* and Thomas Ruffin in History and Memory,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 669-71. 他にもトマス・ラフィンの評価を問い直す研究についてSally Greene, “Judge Thomas Ruffin and the Shadow of Southern History,” *Southern Culture* 17, no. 3 (Fall 2011)がある。

⁷⁹⁾ ミュラーやローウェンタルの研究は、実際ラフィン自身がどのような奴隷所有者だったのかに着目し、彼自らが所有する奴隷に対して無慈悲だったことを明らかにしている。Eric L. Muller, “Judging Thomas Ruffin and the Hindsight Defense,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 798; David Lowenthal, “On

奴隷制度を存続させるためのものであった。⁸⁰⁾ 奴隷を殺してはならないと言い、奴隷所有者が持った絶対的権利を制限することで、温情主義に支えられた奴隷制度の存続を彼は図ったに過ぎない。彼の意見は、奴隷の支配を強化するため奴隷制度を「積極的善」だと主張する時代の流れに沿ったもので、州の司法府もその姿勢を共有していたのである。⁸¹⁾

本稿が取り上げた裁判は、暴行事件と殺人事件であり被告に問われた罪が異なる。ラフィンが定義する奴隷所有者の権利がいかに変化したのかを厳密に推し量るには、同じ罪を問う異なる裁判を分析するべきかもしれない。しかしながら、この二つの判決文からは、ノースカロライナ州の司法府と奴隷制擁護論との関連の一断面を少なくとも読み解くことができるだろう。ラフィンが下した判決からは、奴隷制度を存続させようとする意図が一貫して読み取れる。それを可能にするためにこそ、ノースカロライナ州の司法府は柔軟な奴隷制度の運営を推奨していた。しかし推測を交えて述べれば、司法府が柔軟な態度を取らなくてはいけなくなったその事態こそ、奴隷制度の揺らぎを露呈するものであったかもしれない。ラフィンが裁判官としての責務を果たしたのは、州内の奴隷制度を擁護し、奴隷の隷属状態を安定化させるためであった。しかし、1839年の時点で、ノースカロライナ州の司法府は、奴隷が人間であることへの新たな法的措置を求められ始めていたのかもしれない。その意味で、ラフィンの判決は、南部の奴隷制度社会を下支えする奴隷制度思想とその揺らぎの予感とを同時に読む者に与えるものではないであろうか。

Arraigning Ancestors: A Critique of Historical Contrition,” *North Carolina Law Review* 87 (March 2009): 906.

⁸⁰⁾ ウィリアム・ウィソフはこれを「奇妙な人道主義」(“peculiar humanism”)と呼んだ。これはすなわち、奴隷の命を尊重することで奴隷制を永続させようとした人道主義であり、本来の人間にあるべき人権を無視した奴隷制擁護論の一種である。William E. Wiethoff, *A Peculiar Humanism: The Judicial Advocacy of Slavery in High Courts of the Old South, 1820-1850* (Athens: The University of Georgia Press, 1996).

⁸¹⁾ 清水『アメリカの黒人奴隷制論』、150-51頁。

フィラデルフィア・アカデミーの創設 —— 一八世紀植民地都市における公共性の生成に関する一考察

鰐淵 秀一

Summary

This essay examines the formation of a public sphere in mid-eighteenth-century Philadelphia through the case study of the founding of the Academy of Philadelphia circa 1750. The Academy was founded as a voluntary association by a new generation of non-Quaker merchants and professionals who appeared in the city in the 1720s. Embracing the culture of commerce, they cultivated sociability through forming clubs and associations in urban space. Against the Quaker public sphere, which had dominated public discourse in colonial Pennsylvania since its inception, non-Quaker elites created their own public sphere by combining associational culture and print culture under the leadership of the printer Benjamin Franklin. Unlike the Quakers' vernacular public sphere that employed the language of civil Quakerism, which emphasized a legacy of toleration, diversity, and liberty, the newly emerged public sphere in the city used the language of commerce and empire, which was secular, polite and cosmopolitan in its nature. The educational ideal of the Academy shows the founders' vision of ideal public order in a prospered colonial city on the eve of the American Revolution. This *enlightened* public sphere was an urban and cosmopolitan phenomenon, and should be distinguished from *plebeian* public spheres in taverns and streets and *democratic* public spheres that Tocqueville observed in Antebellum America.

はじめに

1749年の夏、ジョージ王戦争の終結に伴い植民地防衛のための民兵団の活動に一区切りをつけ、すでに印刷業等の生業からも引退していたベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin) は、アカデミーと呼ばれるカレッジ入学前の青少年のための教育機関を創設するための計画に着手した。彼は『ペンシルヴァニアにおける青年の教育に関する提案』と題するパンフレットを準備し、その冒頭で以下のように書き記している。

[アカデミー設立の] 計画を練るための手掛かりを記した以下の文書は、私的にやり取りがなされた幾人かの公共精神に富むジェントルマンたちの了承を受け、その指示の下、印刷機で冊子を作製し、しかるべく配布し、こうした事柄に対する知識と理解、経験を有する諸子からの所感と助言を得ようとするものである。彼らは持てる影響力と最大限の努力を惜しまず、方策を定め、徐々に実行に移してきた。…¹⁾

¹⁾ Benjamin Franklin, *Proposals Relating to the Education of Youth in Pensilvania* (Philadelphia: [Franklin and Hall], 1749), 3.

ここには計画を実行するためにフランクリンが採用した「方策」(the scheme) がきわめて簡潔に述べられているが、これは彼自身が「公共のプロジェクト」のひとつと位置づけたアカデミーの創設を、植民地都市における公共性という文脈で考察する際にきわめて重要な視点を提供する。というのも、ここに示された方法や言葉遣いは、18世紀中葉に植民地に出現したそれまでとは異なるタイプの公共性を示していると考えられるためである。以下、研究史の整理とともに、本稿の課題を提示したい。

1990年代以来、英語圏の歴史家たちはユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) の提起した公共圏の概念をめぐる議論を重ねてきた。批判的理性を備えた私人たちによるコーヒーハウスやサロン、自発的結社における討論、出版メディアによる意見の開陳を通じて合理的・批判的討議が行われ、国家権力に対抗する世論を形成するという公共圏のブルジョワ・モデルは、実証的研究の進展のなかで批判に曝され、修正を被った。とりわけ、アメリカ史にそのモデルを適用する際には、公共圏の多元性、その内部における排除の問題、情念や政治的实践などの非理性的コミュニケーションの存在、国家や市民社会とのより複雑な関係などが議論され、ハーバーマスによる規範的概念とは裏腹に多様な実態が明らかにされている。²⁾ しかし、それは従来抽象的に論じられることの多かった公共性や市民文化 (civic culture) を、歴史的な実態に即して分析する視角を歴史家たちに提供したのである。

公共圏についての議論の深まりとともに、初期アメリカにおける公共性の生成と展開についても多くの研究が生み出された。その先鞭をつけたマイケル・ワーナー (Michael Warner) によれば、1720年代に新聞メディアの増加によって成立した印刷公共圏 (the print public sphere) は、各植民地で共和主義の言語を用いた匿名の「公衆」による旧来の権威主義的な政治文化の「構造転換」を促し、結果としてイギリス帝国の権威の転倒と合衆国の成立をもたらした。現在では、印刷文化に依拠するナショナルな規模の公共圏が革命期と初期共和国期を通じて全面開花し、新たな共和国の政治文化の基調となったことが多くの研究者によって指摘されている。³⁾ 一方で、街路や広場とともに酒場やサロン、自発的結社といった空間も公共性が発現する場として描かれる。このタイプの研究の多くは、

²⁾ ユルゲン・ハーバーマス、細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』(未来社、1994年); クレイグ・キャルホーン編、山本啓・新田滋訳『ハーバーマスと公共圏』(未来社、1999年); John L. Brooke, “Reason and Passion in the Public Sphere: Habermas and the Cultural Historians,” *Journal of Interdisciplinary History* 29 (1998): 43-67; idem, “Consent, Civil Society, and the Public Sphere in the Age of Revolution and the Early American Republic” in *Beyond the Founders: New Approaches to the Political History of the Early American Republic*, ed. Jeffrey L. Pasley et al. (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2004), 207-50.

³⁾ Michael Warner, *The Letters of the Republic: Publication and the Public Sphere in Eighteenth-Century America* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1990); David Waldstreicher, *In the Midst of Perpetual Fetes: The Making of American Nationalism, 1776-1820* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1997); Jeffrey L. Pasley, “The Tyranny of Printers”: *Newspaper Politics in the Early American Republic* (Charlottesville: University of Virginia Press, 2001). 初期アメリカにおける全国的規模の印刷公共圏の存在に疑義を呈する近年の研究として、以下を参照。Trish Loughran, *The Republic in Print: Print Culture in the Age of U.S. Nation Building, 1770-1870* (New York: Columbia University Press, 2007).

公共圏を社交やインフォーマルな政治が行われる空間と見なし、女性を含めた民衆や様々な社会集団が対話や競争を行い、社会的・政治的交渉が深められていく過程に関心を寄せている。⁴⁾ こうした研究を全体として俯瞰すれば、18世紀初頭に登場した印刷文化と社交・結社文化を両輪として、革命期・初期共和国期に一举に多元的かつ民主的な公共文化が花開き、選挙と政党によるハイポリティクスが機能する市民社会の基盤となった、というナラティブを見出すことができる。⁵⁾

しかし、こうしたナショナルかつホイッグ的ナラティブの採用は初期アメリカで展開した公共性の実態を見失わせることになりかねない。そこではトクヴィルがアンテベラム期のアメリカ東部社会に見出した民主的公共性の起源と発展に関心が寄せられ、植民地期に生じた多様な公共性のあり方が捨象されてしまう危険性がつきまとう。たとえば、「参加好きな国民」と呼ばれる民主的結社文化の前身として植民地期の自発的結社を理解する見方がこれに当てはまる。とりわけフランクリンの結社活動は、こうした視点から語られがちである。⁶⁾ こうしたナラティブに対して、植民地における公共性の生成と展開を、環大西洋的な広がりや文脈のなかに置き直し、かつ対象とする地域のローカルかつ偶発的な状況のなかで考察しなければ、その実態を明らかにすることは出来ないであろう。

とりわけ本稿が検討するフィラデルフィア、およびペンシルヴァニア植民地の場合、その地域的特性が植民地期を通じて公共性のあり方に大きな影響を及ぼしたことが指摘されている。植民地の最初の入植者であったクエーカー教徒は、度重なる内部分裂や他勢力の挑戦に曝されながらも、均衡政体や信仰の自由といった制度のみならず、印刷物や政治的儀礼を通じてクエーカーであること／クエーカーとして発言することが正統性を持ち、コ

⁴⁾ David S. Shields, *Civil Tongues & Polite Letters in British America* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1997); Steven C. Bullock, *Revolutionary Brotherhood: Freemasonry and the Transformation of the American Social Order, 1730-1840* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1996); Simon P. Newman, *Parades and the Politics of the Street: Festive Culture in the Early American Republic* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1997); Mary P. Ryan, *Civic Wars: Democracy and Public Life in American City during the Nineteenth Century* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1998); Benjamin L. Carp, "Fire of Liberty: Firefighters, Urban Voluntary Culture, and the Revolutionary Movement," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., 58 (2001): 781-818 (以下 *WMQ* と略記); Albrecht Koschnik, "Let a Common Interest Bind Us Together": *Associations, Partisanship, and Culture in Philadelphia, 1775-1840* (Charlottesville: University of Virginia Press, 2007); Johann N. Neem, *Creating a Nation of Joiners: Democracy and Civil Society in Early National Massachusetts* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2008); John L. Brooke, *Columbia Rising: Civil Life on the Upper Hudson from the Revolution to the Age of Jackson* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2010); Jessica C. Roney, *Governed by a Spirit of Opposition: The Origins of American Political Practice in Colonial Philadelphia* (Baltimore: John Hopkins University Press, 2014).

⁵⁾ 金井光太郎は、マサチューセッツにおける社会構造の変動という視点から公共性の変容を論じ、同様のナラティブを描き出している。『アメリカにおける公共性・革命・国家——タウン・ミーティングと人民主権との間』(木鐸社、1995年)。

⁶⁾ 一部を挙げれば、Arthur Schlesinger Sr., "Biography of a Nation of Joiners," *American Historical Review* 50 (1944): 1-25; Lorraine S. Pangle, *The Political Philosophy of Benjamin Franklin* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2007), chapter 3.

コミュニティの共通善を規定するような公共文化を作り上げていた。⁷⁾ このクエーカー的公共性がペンシルヴァニアの政治文化において支配的であったことに加えて、街路や酒場といった公共空間ではより雑多で、階層やエスニシティ、宗派を横断した様々な人びとが討議に加わり、世論形成を通じて政治に参加していたという。⁸⁾ これらの研究は植民地期のフィラデルフィアにおける地域に根ざした多様な公共文化のあり方を明らかにしている。

以上の議論を踏まえて、本稿はフィラデルフィア・アカデミーの創設という事例の検討を通じて、18世紀中葉のフィラデルフィアにおいてクエーカー的公共性とも酒場における民衆の公共性とも異なる新たなタイプの公共性が出現したことを論じる。それはイギリス大西洋世界における商業ネットワークの発達とそれに伴う都市化のなかで生じた現象であり、帝国の首都ロンドンや本国の諸都市と深い関わりと持った新たな都市エリートによって担われていた。⁹⁾ 彼らは都市において旧来のクエーカーのエリートとは異なるネットワークを形成し、商業や帝国の言語を用いてクエーカー的公共性とは異なる公共性のヴィジョンを構想した。

1. フィラデルフィアの都市エリートと都市文化

(1) クエーカーの都市

フィラデルフィアは、1681年ペンシルヴァニア植民地の領主となったウィリアム・ペン(William Penn)によって植民地の首都として建設され、大西洋に注ぐデラウェア河と広大な後背地を流れるスクルキル川の近接する土地に位置する河口内港として、後背地の豊かな穀物生産を背景とする大西洋貿易によって成長した。1701年、ペンの特許状に基づいて都市自治体(city corporation)¹⁰⁾が設置されたが、その時点で都市人口は二千人程度に過ぎなかった。しかし、植民地建設以前から居住していたスウェーデン人やオランダ人に加えて、宗教的寛容を求めて移住したアイルランド人やスコットランド人、そしてドイツ系の敬虔派などの諸宗派の人々が共存し、当初から宗教的にも民族的にも多元的なコ

⁷⁾ John Smolenski, *Friends and Strangers: The Making of a Creole Culture in Colonial Pennsylvania* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2010); Alan Tully, *Forming American Politics: Ideals, Interests, and Institutions in Colonial New York and Pennsylvania* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1994), chapter 7.

⁸⁾ Peter Thompson, *Rum Punch & Revolution: Taverngoing & Public Life in Eighteenth Century Philadelphia* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1999).

⁹⁾ こうした都市エリートを文化史の観点から扱った研究として、Carl Bridenbaugh and Jessica Bridenbaugh, *Rebels and Gentlemen: Philadelphia in the Age of Franklin* (New York: Oxford University Press, 1962 [1942]). 政治史的観点から扱った研究は、G. B. Warden, "The Proprietary Group in Pennsylvania, 1754-1764," *WMQ* 21 (1964): 367-89; Stephen Brobeck, "Revolutionary Change in Colonial Philadelphia: The Brief Life of the Proprietary Gentry," *WMQ* 33 (1973): 410-23.

¹⁰⁾ イングランド自治都市の自治体をモデルとして、市長(mayor)および市裁判官(recorder)、8名の市参事会員(aldermen)、12名の市会議員(common councilmen)によって構成された。市場の管理や埠頭の整備といった行政機能を期待されたが、独自の財源や法的権限を持たなかったため、統治機構としての役割は形骸化し、有力市民の名誉職となった。Judith M. Diamondstone, "Philadelphia's Municipal Corporation," *Pennsylvania Magazine of History and Biography* 90 (1966): 183-201.

コミュニティであった。¹¹⁾

それにもかかわらず、初期の都市コミュニティのイニシアチヴを握っていたのはイングランド系クエーカー教徒であった。彼らは1700年時点で都市人口の四割を占め、単一の宗派としては最大のグループであった。とりわけ、クエーカーの貿易商はジャマイカやバルバドスとの西インド貿易に従事して利益を上げ、政府の役職や議員職を独占して影響力を発揮した。彼らは宗教的道德主義に基づいて植民地における演劇や賭博を禁止するなど都市生活にも一定の影響を及ぼし、初期のフィラデルフィアの敬虔な雰囲気醸成するのに貢献した。¹²⁾

しかし、クエーカーが独占した植民地政治は植民地期を通じて常に不安定であった。早くも1684年には、領主ペンの土地政策に対する入植者たちの不満を背景に植民地議会に反領主陣営が形成され、議会と領主との間に政治的対立が生じた。¹³⁾ 1701年、ペンは議会との妥協の末に『特権憲章』(the Charter of Privileges)を定めたが、そこでは植民地議会の立法には領主あるいは総督による許可が必要とされた。¹⁴⁾ そのため、議案の立法をめぐる議会と領主の間には常に緊張と対立が生じ、植民地政治はしばしば機能停止に陥った。こうした政府の非効率性は市民たちによる自発的結社の結成を促す一因となった。

また、クエーカーがもたらした植民地政治の初期条件は、アカデミー創設の前提となった。すなわち、他の植民地と異なり、ペンシルヴァニアは植民地政府と結びついた公定教会を持たなかったため、特定の宗派を後援団体とする「政府=教会立カレッジ¹⁵⁾」を持たなかった。クエーカーはその教義によって専門の訓練を必要とする聖職者を否定したため、ペンシルヴァニアには聖職者養成機関としてのカレッジが必要とされなかったのである。¹⁶⁾ その結果、ペンシルヴァニアには、アカデミーが創設されるまで高等教育機関は存在しなかった。

(2) 新たな都市エリートの登場

フィラデルフィアにおいてクエーカーの一元的支配に変化が訪れたのは、1720年代であった。アン女王戦争が引き起こした長期に渡る西インド経済の停滞の影響に加えて、1720年の南海泡沫事件は決定的な打撃を与え、指導的なクエーカー商人の多くが力を失った。¹⁷⁾ この不況で彼らが事業に失敗して姿を消すか、土地投機に転じてジェントリへと転身する一方で、ブリテン諸島から移住してきたイングランド国教会(以下、国教会)や長

¹¹⁾ Mary Maples Dunn and Richard S. Dunn, "The Founding, 1681-1701," in *Philadelphia: A 300-year History*, ed. Russell F. Weigley (New York: W.W. Norton, 1982), 28.

¹²⁾ *Ibid.*, 18-22, 28-9.

¹³⁾ Gary B. Nash, "City Planning and Political Tension in the Seventeenth Century: The Case of Philadelphia," *Proceedings of the American Philosophical Society* 112 (1968): 68-73.

¹⁴⁾ *Minutes of the Provincial Council of Pennsylvania*, 2: 54-8.

¹⁵⁾ F・ルドルフ、阿部美哉・阿部温子訳『アメリカ大学史』(玉川大学出版部、2003年)、37頁。

¹⁶⁾ Frederick B. Tolles, *Meeting House and Counting House: the Quaker Merchants of Colonial Philadelphia, 1682-1763* (New York: W.W. Norton, 1962 [1948]), 148-49.

¹⁷⁾ Gary B. Nash, *The Urban Crucible: Social Change, Political Consciousness, and the Origins of the American Revolution* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1979), 72-75, 119.

老派の新たな世代の貿易商が現れた。それ以降、非クエーカーの商人は都市の貿易商の半数以上を占め、西インド貿易よりもロンドンやブリストルなどのブリテン諸島や他の大西洋岸諸地域へと経済活動を拡大し、不況から脱した都市の経済成長の中心となった。その結果、経済規模は続く十年で二・五倍に増加し、フィラデルフィアは安定した成長期を迎える。¹⁸⁾

こうした経済構造の変化とともに、都市では新興のエリート層が影響力を高めつつあった。非クエーカーの貿易商の増加とともに、1690年代の「キース論争¹⁹⁾」(the Keithian controversy)以降、植民地生まれのクエーカーのなかに国教会に改宗する者が多く現れた。この傾向は18世紀以降も続き、アカデミーの理事となるロバート・ストレット(Robert Strettell)やボンド兄弟(Thomas and Phineas Bond)もこうした改宗者であった。こうしたエリート層の変化は都市自治体のメンバーに反映され、当初は多数を占めていたクエーカーは次第に減少し、1750年頃までには国教会や長老派の貿易商、法律家、医師などの有力市民にその座を譲り渡していた。²⁰⁾ 次節で見ると、アカデミーの理事会のメンバーを構成したのはこうした新興の都市エリートたちであった。

しかし、都市における影響力の低下にもかかわらず、植民地議会は依然としてクエーカーに占められていた。有力なクエーカーの多くは、貿易を営むと同時に後背地の広大な土地を所有するジェントリでもあった。彼らは入植する移民たちとパートナーシップな関係を結び、名望家として議会に選出され、フィラデルフィア市周辺を除くほぼ全ての議席を独占した。²¹⁾ この結果、後背地に政治的基盤を置くクエーカー議会は、植民地における戦争への関与や領土の所有地への課税権といった問題をめぐって、しばしば領主およびその支持者と対立した。1744年、ジョージ王戦争の開戦に際して両派の対立が激化していたフィラデルフィアを訪れたメリーランドの医師アレグザンダー・ハミルトン(Alexander Hamilton)は、「[植民地]政府は議会の二つの勢力の絶え間ない衝突によって無秩序な(もしくは統治が不在の)状態にある」と記している。²²⁾

(3) 都市文化の変容

1720年代以降、フィラデルフィアは大きな社会変化を経験した。1720年代には五千人に満たなかった都市人口は1750年には一万四千人に達した。これはボストンに次いで、ニューヨークに匹敵する規模であった。民族的・宗教的にも都市は多様性を増していった。ある

¹⁸⁾ Idem, "The Early Merchants of Philadelphia: the Formation and Disintegration of a Founding Elite," in *The World of William Penn*, eds. Richard S. Dunn and Mary Maples Dunn (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1986), 342-46.

¹⁹⁾ スコットランド系クエーカーのジョージ・キース(George Keith)による「内なる光」等のクエーカーの教義に対する批判に端を発する論争。植民地議会を巻き込む政治問題に発展し、1702年キース側が敗れ、キースを含む支持者たちは国教会に転向した。

²⁰⁾ Diamondstone, "Philadelphia's Municipal Corporation," 197-98.

²¹⁾ Alan Tully, *William Penn's Legacy: Politics and Social Structure in Provincial Pennsylvania, 1726-1755* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1977), 82-86.

²²⁾ Carl Bridenbaugh, ed., *Gentleman's Progress: The Itinerarium of Dr. Alexander Hamilton, 1744* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1948), 29.

ドイツ系移民の観察によれば、当時のフィラデルフィアでは「世界中、とりわけヨーロッパのあらゆる土地からやってきた人々に会うことができ、その数は1万人を上回る²³⁾」。

こうした変化とともに、世紀半ばにはクエーカーは都市人口の四分の一程度に落ち込んだ。その結果、フィラデルフィアは次第に「クエーカーの都市」の雰囲気を失いつつあった。また、クエーカーの間でも、第二世代以降はその特徴である節制や質朴を捨てる者が増加し、「クエーカー大公」(Quaker Grandees) と呼ばれたペンバートン家 (the Pembertons) やノリス家 (the Norris) のように豪華な邸宅を建て、贅沢な生活をする者も現れた。²⁴⁾

このようなクエーカーのライフスタイルの変化は、必ずしも信仰心の衰退や倫理的墮落を意味するものではなく、貿易経済の成長にともなう本国からの大量の消費財の流入による、植民地社会への消費文化の浸透の結果であった。1752年に植民地議会に提出された紙幣発行に関する報告書によれば、

われわれ[ペンシルヴァニア]の本国製品の消費は年々増加していることが先の記録からわかる。1723年にはロンドンからの船舶は二隻のみだったが、1748年8月18日から1752年の同日まで、船舶数は三七を数え、年平均九隻が製品を積荷いっぱいにして到着する。ここにはイギリスの他港の船数は含まれていない。²⁵⁾

本国製品の消費は植民地社会のあらゆる階層に普及し、ファッションや食器などを通じたイギリス式の生活様式が都市生活の色調を覆うようになった。²⁶⁾

消費財を通じた本国文化の流入と機を一にして、都市ではコーヒーハウスやクラブのような社交文化が流行するようになった。フィラデルフィア最古のクラブである古来のブリトン人協会 (the Society for Ancient Britons) (1729年) や貿易商の商談や情報収集の場として名高いロンドン・コーヒー・ハウス (the London Coffee House) (1734年) が現れるとともに、舞踏会も1720年代後半から定期的で開催され、華やかな男女の社交場として人気を集めた。²⁷⁾ こうした都市の社交文化は、消費文化の浸透とともに植民地社会の「イングランド化²⁸⁾」(anglicization) を推進することになった。

こうした社交文化の浸透のなかでフィラデルフィアの市民たちが熱心に組織し、参加したのが自発的結社であった。1720年代から親方大工組合 (the Carpenters Company) やフランクリンが主催する会員相互の改善を目的としたジャントー (the Junto) をはじめとする、

²³⁾ Gottlieb Mittelberger, *Journey to Pennsylvania*, trans. and eds. Oscar Handlin and John Clive (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1960), 41.

²⁴⁾ Tolles, *Meeting House*, chapter 6.

²⁵⁾ *Votes and Proceedings of the House of Representatives of the Province of Pennsylvania*, *Pennsylvania Archives*, 8th ser. (Philadelphia: State Printer, 1852), 4: 3518.

²⁶⁾ T. H. Breen, "An Empire of Goods: The Anglicization of Colonial America, 1690-1776," *The Journal of British Studies* 84 (1986): 467-99; Breen, *The Marketplace of Revolution: How Consumer Politics Shaped American Independence* (New York: Oxford University Press, 2004).

²⁷⁾ Edwin B. Bronner, "Village into Town, 1701-1746," in *Philadelphia*, 54-57.

²⁸⁾ 社交文化については、Shields, *Civil Tongues*; イングランド化に関しては、註28に挙げたBreenを参照のこと。

本国のそれをモデルにした様々な結社が出現した。²⁹⁾ フリーメイソンの存在に示されるように、自発的結社の増加は、この時期のフィラデルフィアがイギリスや他のヨーロッパ諸都市とのコスモポリタンなネットワークに組み込まれていたことを意味している。³⁰⁾ フィラデルフィア・アカデミーもこうした自発的結社のひとつとして創設されたのである。

2. 理事会と結社のネットワーク

(1) 理事会の構成

アカデミー創設の計画に着手したフランクリンは、パンフレットを発行するだけでなく、それとほぼ同時期である1749年8月24日付の『ペンシルヴァニア・ガゼット』紙上にアカデミー創設の必要を訴える文章を寄せ、寄付を募った。³¹⁾ 同年11月13日、五年分納の寄付を行う者たちにより二十四名の理事が選出され、『規約』が定められた。³²⁾ 理事の中から一年に一度の選挙によって理事長と会計が選ばれることが定められた。³³⁾ 1753年に理事会は領主トマス・ペン (Thomas Penn, 1702-1775) とリチャード・ペン (Richard Penn Sr., 1706-1771) により特許状を付与され、法人格を得た。³⁴⁾ 本節では、この理事会の構成とネットワークの分析を通じて、自発的結社を媒介とした都市エリートの公共性の来歴を考察する。³⁵⁾

「フィラデルフィア市の公共アカデミー」(the Public Academy in the City of Philadelphia) という名称が示すように、アカデミーの理事会は特定の宗派や教会ではなく都市と深く結びついた組織であった。『規約』によれば、アカデミーの理事はフィラデルフィア市および近隣の住人であることが条件とされており、市内で月に一回開催される総会 (general convention) に出席することが義務付けられていた。³⁶⁾ 理事が市外の遠隔地や海外へと移住する場合は、死亡した場合と同様、理事職を解かれ、新しい理事が市内および近郊から選出されることが明記された。³⁷⁾ 実際に、初代の理事はジェームズ・ローガン (James

²⁹⁾ Roney, *Governed by a Spirit of Opposition*, 71-2.

³⁰⁾ Peter Clark, *British Clubs and Societies, 1580-1800: The Origins of an Associational World* (Oxford: Oxford University Press, 2000); シュテファン＝ルートヴィヒ・ホフマン、山本秀行訳『市民結社と民主主義 1750-1914』(岩波書店、2009年)。

³¹⁾ On the Need of the Academy, *Pennsylvania Gazette*, August 24, 1749.

³²⁾ UPA 1.1, Trustees of the University of Pennsylvania Minute Books, vol. 1, November 13, 1749, University of Pennsylvania Archive. (以下UPAと略記)

³³⁾ UPA 3, 1115, Constitutions of the Publick Academy, in the City of Philadelphia, 1749, UPA.

³⁴⁾ Charter of the Academy of Philadelphia, July 13, 1753, *PBF*, 5: 7-10.

³⁵⁾ 理事会を含む制度史的研究は以下を参照。George B. Wood and Frederick D. Stone, *Early History of the University of Pennsylvania: From its Origin to the Year 1827* (Philadelphia: J. B. Lippincott, 1896); Thomas H. Montgomery, *A History of the University of Pennsylvania from its Foundation to A.D. 1770: Including Biographical Sketches of the Trustees, Faculty, the first Alumni and Others* (Philadelphia: George W. Jacobs, 1900); Edward P. Cheyney, *History of the University of Pennsylvania, 1740-1940* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1940).

³⁶⁾ UPA 3, 1115, Constitutions of the Publick Academy, in the City of Philadelphia, 1749, UPA.

³⁷⁾ Ibid.

Logan)を除く全員がフィラデルフィア市に居住する都市民であった。

理事会を構成する理事たちは、フィラデルフィアの都市エリートであった。彼らの職業構成を見ると、半数以上を占める貿易商および医師や法律家などの専門職がその中核をなし、加えて彼らと関係の深い印刷業者や銀細工師といった商工業者から構成されていた。³⁸⁾(表1)これは当時の商業都市における典型的な都市エリートであり、フィラデルフィアの社会構造を反映していると思なすことができる。すなわち、アカデミー創設を主導したのは地主やジェントリではなく、「実業家」(men of business)であった。初代理事の大半は前節で見た1720年代以降に台頭した新興の都市エリートであり、彼らの三分の二はイングランドやアイルランド、他の植民地の出身で、1714年以降に移住した人々であった。³⁹⁾

表1 1750年のアカデミーの理事と結社、都市自治体への参加

	職業、身分	宗派	ジャントー	図書館	消防組合	都市自治体
Logan, James	ジェントリ	クエーカー				
Lawrence, Thomas	貿易商	国教会			●	● (市長)
Allen, William	法律家、貿易商	長老派		●		● (市裁判官)
Inglis, John	貿易商	長老派				● (議員)
Francis, Tench	法律家、貿易商	国教会		●		● (議員)
Masters, William	貿易商	国教会				
Zachary, Lloyd	医師	クエーカー			●	
M'Call, Jr., Samuel	貿易商	長老派		●		● (議員)
Turner, Joseph	貿易商	国教会			●	● (参事)
Franklin, Benjamin	印刷業者	理神論	●	●	●	● (議員)
Leech, Thomas	貿易商	国教会				
Shippen, William	医師	長老派				● (議員)
Strettell, Robert	貿易商	国教会				● (参事)
Syng, Philip	銀細工師	国教会	●	●	●	
Willing, Charles	貿易商	国教会			●	
Bond, Phineas	医師	国教会		●		
Peters, Richard	聖職者	国教会		●		
Taylor, Abraham	貿易商	国教会				
Bond, Thomas	医師	国教会	●	●		● (議員)
Hopkinson, Thomas	法律家、貿易商	国教会	●	●		● (議員)
Plumsted, William	貿易商	国教会		●	●	● (参事)
Maddox, Joshua	貿易商	国教会				
White, Thomas	貿易商	国教会				
Coleman, William	貿易商	国教会	●	●		● (議員)

出典：Montgomery, *A History of the University*, 53-108; Whitefield J. Bell, Jr., *Patriot-Improvers: Biographical Sketches of Members of the American Philosophical Society*, vol. 1 (Philadelphia: American Philosophical Society, 1997); Library Company: Acceptance of the Charter, May 3, 1742, *PBF*, 2: 346-47; Articles of the Union Fire Company, December 7, 1736, *ibid.*, 2: 153-54.

³⁸⁾ モンゴメリによる初代理事二十四名のプロソボグラフィを利用した。Montgomery, *A History of the University*, 53-108.

³⁹⁾ Montgomery, *A History of the University*, 53-108.

また、理事たちの宗派について、フランクリンが「理事の四分之三はイングランド国教会の信徒で、残りは穏健な信仰 (moderate principles) を持った人々です」と述べているように、理事の多数は国教徒によって構成されていた。⁴⁰⁾ しかし、表1が示すように、宗派による内訳は国教会十七名、長老派四名、クエーカー二名で、比重の偏りは見られるもののいずれの宗派も排除することなく選出されていた。この無宗派の理事会構成は他の植民地のカレッジには見られないもので、先行研究においてもフィラデルフィア・アカデミーの際立った特徴の一つとされてきた。⁴¹⁾

アカデミーの理事たちは1740年代までに都市における影響力を高め、理事会の結成時には、都市自治体のメンバーや植民地政府の要職を多数占めていた。すなわち、初代理事の二十四名には、都市自治体の現職の市長、市裁判官、市参事会員八名中三名、市会議員十五名中八名が含まれていた。(表1) また、現職の植民地議会議員は二名に過ぎなかったが、理事の多くは首席裁判官 (chief justice) や最高法務官 (attorney general)、植民地参事会員 (councilmen)、治安判事 (justice of the peace) などを務めていた。

この背景には、新興の非クエーカーのエリート勢力の伸長とともに、植民地議会を独占するクエーカー派に対抗して影響力の拡大を目論む領主による、政府の要職への登用を通じた彼らの取り込みがあった。彼らは1720年代頃からコーヒーハウスやクラブ、フリーメイソンといった場での日常的な社交や、都市自治体、ビジネス上のパートナーシップ、婚姻関係を通じてネットワークを形成していた。しだいに都市においてプレゼンスを高めていく国教会や長老派のエリートたちに目をつけ、1740年代以降ペンは私設秘書や治安判事といった政府の役職への任用を通じて彼らを味方にした。その結果、1760年代までに議会に対抗し領主の側に立つゆるやかな党派が形作られた。⁴²⁾ ただし、タリーが指摘するように、領主派は政治的というよりも社会的なネットワークであり、フレンチ・インディアン戦争の勃発までは、戦時を除いて領主派と議会派の間での対立が表面化することはなかった。⁴³⁾

(2) 印刷業者フランクリンと結社のネットワーク

理事会のメンバー構成の偏向にもかかわらず、アカデミーの創設者たちは党派=宗派対立に対して中立を標榜していた。彼らによれば、「[理事の] 多くは教育を受けるべき子弟を持たないが、公共善の観点から、宗派 (sect) や党派 (party) を考慮することなく行動して」おり、⁴⁴⁾ 理事会の会合においても、学生を受け入れる際に宗派や党派に関わりなく選考することが確認されている。⁴⁵⁾ 無宗派の理事会の構成はアカデミーの特徴であったが、これは理事会がいずれの宗派をも媒体としない、都市的公共性を基盤とした組織であったこと

⁴⁰⁾ Franklin to Samuel Johnson, August 9, 1750, *PBF*, 4: 38.

⁴¹⁾ R・ホフスタッター、井門富二夫・藤田文子訳『学問の自由の歴史1—カレッジの時代』(東京大学出版会、1980年)、163-65頁。

⁴²⁾ Brobeck, “Revolutionary Change,” 410-23.

⁴³⁾ Tully, *William Penn's Legacy*, 81.

⁴⁴⁾ Paper on the Academy, July 31, 1750, Leonard W. Labaree et al., eds. *The Papers of Benjamin Franklin* (New Haven: Yale University Press, 1959-), 4: 35.(以下、*PBF*と略記)

⁴⁵⁾ UPA 1.1, Trustees of the University of Pennsylvania Minute Books, v.1, February 2, 1750, UPA.

から説明できる。そして、その都市的公共性は、フランクリンに代表されるフィラデルフィアの印刷文化と結社文化に由来するものであった。

1723年にボストンからフィラデルフィアに移住した印刷業者であったフランクリンは、独立後、次々と事業を展開した。彼は「印刷業者」を名乗りつつ、実際はフィラデルフィアのみならずサウスカロライナやニューヨークの印刷所や製紙工場の経営、書籍業、銀行業、土地投機業などのビジネスを手掛けた実業家であった。その一方で、植民地議会の書記兼公認の印刷業者(1735年)、郵便局長(1737年)、治安判事、市議員、植民地参事会員などの役職を歴任し、1748年にビジネスから引退した後、1751年には植民地議会の代議員に選出された。アカデミー創設の計画時には、彼はフィラデルフィアの最も著名な名望家の一人であった。⁴⁶⁾

印刷業者としての社会的役割は、都市コミュニティにおける社交の結節点にフランクリンを置いた。すなわち、フィラデルフィアの市民の大多数は彼が発行する『ペンシルヴァニア・ガゼット』の購読者であり、書店と郵便局を兼ねた彼の印刷所は、コーヒーハウスやクラブとともに都市の社交の場であった。18世紀の都市において、印刷業者は聖職者や法律家、医師といった人々と同じく、社会的ネットワークの中心にあって様々な公的活動に積極的に関与した。⁴⁷⁾

結社活動においても、彼の印刷業者としての役割は重要であった。彼は自らが発行する『ガゼット』紙やパンフレットを利用して、結社の必要性や有用性を訴える論説を公表し、財源として寄付や富くじへの参加を募り、市民の間に世論を喚起した。⁴⁸⁾ フランクリンは印刷物を通じてフィラデルフィアにおける結社活動のスポークスマンとして振る舞ったのである。フランクリンという個人を通じて、フィラデルフィアの印刷文化と結社文化は不可分の関係にあった。

そして、アカデミーの理事会は、フィラデルフィアの市民たちによる結社活動との連続性の上に成立していた。すなわち、表1からは理事会のメンバーがジャントーのメンバーを中核として、会員制図書館(the Library Company of Philadelphia)やユニオン消防組合(the Union Fire Company)の会員と重複していることが読み取れる。理事二十四名中、フランクリンを含む五名がジャントーのメンバーで、彼らを含む十一名が会員制図書館の会員であった。そして、ユニオン消防組合に所属していた七名は会員制図書館とは異なる人脈の存在を示している。いずれにも属していない理事たちは都市自治体のメンバーとしてコネクションを有しており、それ以外にもビジネスや宗派、個人的な交流関係が存在した。

このことは、理事会の構成が都市における宗派=党派対立に規定されつつも、そうした対立を乗り越えて「公共のプロジェクト」を実現させようとする意志を持った試みであったことを意味している。事実、1751年に理事のジェイムズ・ローガンが亡くなった際、後任としてクエーカー派の領袖であったアイザック・ノリス二世(Isaac Norris Jr.)が新理

⁴⁶⁾ Gordon S. Wood, *The Americanization of Benjamin Franklin* (New York: Penguin, 2004), chapter 1.

⁴⁷⁾ ジョナサン・バリー「ブルジョワ集団主義?」、ジョナサン・バリー、クリストファー・ブルックス編、山本正訳『イギリスのミドルング・ソート——中流層をとらえてみた近世社会』(昭和堂、1998年)、131頁。

⁴⁸⁾ Leonard W. Labaree and et al., eds., *The Autobiography of Benjamin Franklin*, 2nd ed. (New Haven: Yale University Press, 2003), 199-200.

事に選出されたことは、創設時のアカデミーの無党派主義を象徴的に示している。⁴⁹⁾ これは、クエーカー教徒であることが基盤となっていたクエーカーの公共性の持つ宗派性とは一線を画すものであり、18世紀に出現した都市的公共性の性格を示していると言えよう。

3. 教育理念と公共性のヴィジョン

(1) 都市エリートの育成

フランクリンによる『ペンシルヴァニアにおける青年の教育に関する提案』(以下『提案』と略記)は、ジョン・ミルトン(John Milton)やジョン・ロック(John Locke)などの教育論からの引用による注釈が大半を占めつつも、彼独自の教育理念が展開されている。⁵⁰⁾ また、1751年7月にリチャード・ピーターズ師(Rev. Richard Peters)の『教育に関する説教』(以下『説教』)を出版する際、フランクリンは『英語学校案』を付して、アカデミー内の英語学校の位置づけを明らかにするとともに、そこでのカリキュラムを提示している。⁵¹⁾ 本節では主にそれらのパンフレットに書かれた言説の分析を通じて、アカデミーの教育理念とそこに現れた公共観を明らかにする。

教育史の文脈において、フィラデルフィア・アカデミーの教育理念は、古典・人文主義教育が中心であったそれまでのカリキュラムに対して啓蒙的教育観に基づく実学的カリキュラムを打ち出した転換点として見なされてきた。⁵²⁾ ゴードンはこうした啓蒙的=合理的・実学的な教育理念の導入という進歩主義的な見方を批判し、当時のフィラデルフィアを商業社会として性格づけた上で、その教育思想の自由主義的・個人主義的な性格(“pursuit of self-interest”)を強調した。⁵³⁾ しかし、公共性という観点から見直す場合、アカデミーの教育理念は啓蒙的合理主義でも所有的個人主義でもない、商業社会における公共精神を持った都市エリートの育成が目指されていたことが明らかになるだろう。

『提案』のなかでフランクリンは、

青年に対するすぐれた教育というものは、公私を問わず、家族および国家(commonwealth)にとって幸福の最も確実な基礎であると、あらゆる時代の賢人は見なしてきた。それゆえ、ほとんどあらゆる政府は、自分たちおよび邦に敬意をもって公共に奉仕す

⁴⁹⁾ UPA 1.1, Trustees of the University of Pennsylvania Minute Books, v.1, November 12, 1750, UPA.

⁵⁰⁾ Franklin, *Proposals*, 5.

⁵¹⁾ Richard Peters, *A Sermon on Education. Wherein Some Account is Given of the Academy, Established in the City of Philadelphia. Preached at the Opening Thereof, on the Seventh Day of January 1750-1* (Philadelphia: [Franklin and Hall], 1751); *Idea of the English School, 1751, PBF*, 4: 101-8.

⁵²⁾ Lawrence A. Cremin, *American Education: The Colonial Experience, 1607-1783* (New York: Harper and Row, 1970), 375-8; Loraine S. Pangle and Thomas L. Pangle, *Learning of Liberty: The Educational Ideas of the American Founders* (Lawrence: University Press of Kansas, 1993), 75-90; R・F・パッツ、L・A・クレメン、渡部晶ほか訳『アメリカ教育文化史』(学芸図書、1977年[1953])、85-90頁; 片山文雄「有用さの教育——ベンジャミン・フランクリンのアカデミー設立提案」『東北工業大学紀要』第27号(2007年)、9-18頁。

⁵³⁾ Ann D. Gordon, *The College of Philadelphia, 1749-1779: Impact of an Institution* (New York: Garland, 1989), esp. chapter 3.

る人間を次代に残すために学問のための学校を設立し、相応の財源を与えてきた⁵⁴⁾

と述べて、高等教育の目的が、国家や邦（植民地）といった公共に奉仕し得る「有用な」人材の育成にあることを明確にしている。

アカデミーが計画された時期のフィラデルフィアは、商業都市としての成長のただ中であつた。市民の大半は、ヒエラルキーの頂点に立つ貿易商や人口の半数を占める小売商や職人などの商工業者であつた。フィラデルフィアに限らず、こうした商業社会において教育は職業訓練の手段として必要とされ、人文主義教育よりも実用主義教育が求められた。⁵⁵⁾ 貿易商が半数以上を占め、専門職や職人などの「実業家」によって構成された理事会は、その価値観を反映していた。アカデミーの構想が彼らの討議の中で形作られ、教育の目的が有用な人材の再生産であつたならば、それは商業社会における人材供給というニーズに答えようとするものだったはずである。

実際に、アカデミーの教育はそのようなニーズに応えようとするものだった。『英語学校案』によれば、アカデミーで学ぶことによって、若者は「いかなる仕事や職業にも対応し」、「市民生活における様々な職務を経験し、それを果たすのに相応しい者となり、自分たち自身および邦に利益と評判をもたらすだろう」とされた。⁵⁶⁾ また、算術や会計、英語や職業上必要な外国語といった科目は「最も有用かつ最も装飾的な」(most useful and most ornamental) なものであり、すべてビジネスや職務の遂行、社交生活に必要な能力であつた。例えば、博物学や農学は「彼らが商人、職人、聖職者のいずれであろうとも非常に役に立つ」し、「商業の歴史、つまり技術の発明、製造業の勃興、貿易の発展、その中心地の変遷およびその理由、原因に関する歴史」は「すべてのものにとって有益であろう」とされている。⁵⁷⁾

また、アカデミーではラテン語教育さえも有用さという見地からその意義が捉えられていた。ピーターズ師によれば、

わたしはこのことを、ラテン語学校が貶められているとは考えていない。否、全く逆で、英語の大部分がいかにラテン語に由来するものであることか。知的職業における技術と科学の用語はすべてギリシャ語とラテン語から取られているし、他のどんな言語からも得られない有用な知識が豊富に見出せるのである。こうした職業の資格を得るために学ぶ者および読書によって全般的な教育と知識を求める者にとって、ラテン語とギリシャ語を通じて知識を得ることは絶対の義務である。⁵⁸⁾

フランクリンも同様に、全員が古典語を学ぶ必要はないが、神学、医学、法学を志す者にとっては不可欠であるとしている。⁵⁹⁾

⁵⁴⁾ Franklin, *Proposals*, 5.

⁵⁵⁾ フランスの事例について、深沢克己『海港と文明』(山川出版社、2002年)、223頁。

⁵⁶⁾ *Idea of the English School, PBF*, 4: 108.

⁵⁷⁾ Franklin, *Proposals*, 27-28.

⁵⁸⁾ Peters, *Sermon on Education*, 25.

⁵⁹⁾ Franklin, *Proposals*, 25.

商業的な実学主義に加えて、アカデミーは、生徒が礼節 (politeness) あるいは上品さ (gentility) を身につけることを目的としていた。『提案』では、ミルトンやロックの著作を引用しながら、作法の重要性を説き、母国語や外国語の正しい発音や書き方から文体に至るまでを指導し、身体の健康のためにランニングや跳躍、レスリング、水泳などの運動をさせることを重視している。⁶⁰⁾ また、精神面での指導に関しても、

あらゆることについて、絶えず心の優しさ (benignity of mind) を説き聞かせ、陶冶すべきである。それはあらゆる機会を探し捉えては、相手に奉仕し、尽くすことであり、いわゆる育ちのよさ (good breeding) の基礎となる。それは身につけた者に非常に有益で、あらゆる人に好ましいものである⁶¹⁾

と述べて、他人と上手く付き合うためのよき人格と感性の陶冶を教育の目的のひとつに挙げている。このような礼節や社交への志向は18世紀のブリテン世界に広く共有されていたが、アカデミーの教育理念もこうした商業社会の価値規範を反映していた。⁶²⁾

こうした礼節や上品さへの志向は、アカデミーの立地に関する議論からも見ることができる。理事会ではアカデミーが都市と田舎のどちらに置かれるべきか、どちらが生徒にとってよりよい環境であるかが話し合われたが、結局大多数の理事が都市を推したため、港や市庁舎など都市の中心部に近い四番通りにある土地と建物を購入して校舎としたのである。都市には墮落の誘惑がつきまとう一方で、生徒たちは「ジェントルマンたちとの会話によって、振る舞いや物腰のよさ」を得られるのであった。⁶³⁾ ここには、文明や洗練は都市において顕現するという当時の通念の反映を見ることができる。⁶⁴⁾ アカデミーと都市との結びつきは、空間的にも志向されていた。

こうした「礼節ある学識豊かな教育⁶⁵⁾」(polite and learned education) を通じて、アカデミーでは本国のジェントルマンにも劣らない洗練された都市エリートの育成が目指された。その都市エリート像はフィラデルフィアという商業都市にふさわしい商業の言語で描かれ、有用な知識や礼節という商業社会の価値規範で公共性を語ることができたのである。

(2) 統治エリートの養成

創設者たちがアカデミーに求めたものは単なる洗練された実業家の養成ではなかった。

⁶⁰⁾ Ibid., 9-19.

⁶¹⁾ Ibid., 29.

⁶²⁾ 北米植民地における礼節と社交の規範に関しては、以下を参照。Richard L. Bushman, *The Refinement of America: Persons, Houses, Cities* (New York: Vintage, 1992); Shields, *Civil Tongues*; 拙稿「商業社会の倫理と社会関係資本主義の精神——『フランクリン自伝』における礼節と社交」『アメリカ研究』第45号(2011年)、157-76頁。

⁶³⁾ Cadwallader Colden to Franklin, November, 1749, *PBF*, 3:430-2; Franklin to Cadwallader Colden, February 13, 1750, *ibid.*, 3: 461-63.

⁶⁴⁾ Peter Borsay, *The English Urban Renaissance: Culture and Society in the Provincial Town, 1660-1770* (Oxford: Oxford University Press, 1989), 261.

⁶⁵⁾ On the Need of the Academy, *Pennsylvania Gazette*, August 24, 1749.

それはまた、教育を通じて植民地の指導者を養成するという側面があったことが指摘できる。『提案』は歴史教育を重視しているが、そこでは歴史を通じて統治者に必要とされる知識や公共的徳、そして統治の技術といった能力を磨くことが主眼とされている。例えば、歴史は「あらゆる種類の徳、公共精神、胆力などの美と有用性」を若者に教えるとともに、「大勢の人々の集合、すなわち軍隊、都市、諸民族 (nations) を統治し、動員、指導する際に弁論術がいかにすばらしい効果を持つかを教える。」また、歴史は「公共にとって有益である」「公共宗教」(a public religion)、そしてその最もすぐれたものとしての「キリスト教」(the Christian religion) の必要性を示すものでもあった。⁶⁶⁾ さらに、

歴史の教育を通じて示されるのは、世俗の団体および政体 (civil orders and constitutions) の利点である。すなわち、結社に参加し政府を設立することによっていかに人々とその財産が守られるかということ、産業が促進され利益をもたらし、技術が発明されることで生活がよりよいものとなること、そして自由の利点、放縦の害、よき法と司法の正しい遂行から生じる利益などである。その結果、健全な政治の第一原理が青年の精神に定着する⁶⁷⁾

と述べている。ピーターズ師も、教育を通じて「自然、国家、世俗、都市の法の体系を学び、その影響が及ぶ範囲で正義と権利が守られ、治められるのである」としている。⁶⁸⁾ ここに見られるのは、法や制度に則って、邦を統治し、社会秩序を保つことができるような指導者のあり方である。

こうした指導者像には18世紀以降に植民地においても見られた「イギリス人意識」、すなわちイギリス帝国の一員としての意識が反映されていた。⁶⁹⁾ 『提案』では、「地図の勉強をしながら大戦闘のあった場所を指摘し、昔と現在の地名および関係国の境界、位置、領域などを言える必要がある」として、地理学が挙げられている。⁷⁰⁾ 絶えざる戦争の脅威のなかで、植民地の指導者はイギリス帝国における植民地の位置や利害関係を把握する必要があったのである。また、

最良の現代史、とくにわれわれの母国の歴史を学ぶべきである。それからわれわれの植民地の歴史をやる。それとともに、植民地の興隆、拡張、グレート・ブリテンへもたらす利益、植民地が繁栄し、自由を確保するための手段などを学ぶ⁷¹⁾

と述べられているように、歴史教育を通じてイギリス帝国の一員としてのアイデンティティを育むことが目指された。彼らは植民地の繁栄がイングランド本国との帝國的な結びつき

⁶⁶⁾ Franklin, *Proposals*, 22.

⁶⁷⁾ *Ibid.*, 22.

⁶⁸⁾ Peters, *Sermon on Education*, 12.

⁶⁹⁾ Ned C. Landsman, *From Colonials to Provincials: American Thought and Culture* (Ithaca: Cornell University Press, 2000); リンダ・コリー、川北稔監訳『イギリス国民の誕生』(名古屋大学出版会、2000年)。

⁷⁰⁾ Franklin, *Proposals*, 20.

⁷¹⁾ *Ibid.*, 25.

によって支えられていたことに自覚的であった。

そして、このイギリス人意識は裏返せば容易に排外的ナショナリズムに転じるものであった。1750年7月に理事会が都市自治体から資金援助を得るために提出した要望書には、以下のような記述が見出される。

われわれ現地生まれの人々 (our natives) の多くが統治職 (magistracies) の資格を得て、彼ら自身と邦の名誉をもって、他の公職に携わることができるようになるだろう。この植民地のいくつかのカウンティでは、現在資格を有した人材を多く欲している。そしてより重要であるが、現在われわれの法や慣習、言葉に全く無知な多数の外国人が毎年われわれのもとへ輸送されてくる中で、イングランド人によって [こうしたことが] なされなければなるまい。⁷²⁾

さらに、「現在の植民地はすぐれた学校教師の不足に悩まされ、しばしば輸送された不道徳な奉公人や隠れ法王教信者 (concealed papists) を雇わざるを得ず、彼らの悪い模範と指導によって子供たちの道徳心や正義が墮落させられている状況にある」ために、「子供たちに読み書き算術や母語の文法を指導する植民地の学校教師」を供給するためにアカデミーが必要であると述べられている。⁷³⁾

ここでの「外国人」や「隠れ法王教信者」についての言及の背景には、当時ペンシルヴァニア植民地に流入していた大量の外国人移民へのイギリス系エリートたちの不安が存在していた。アカデミーが計画された1749年前後、フィラデルフィアには年平均数千という単位の外国人移民が到着した。彼らの大半は南ドイツ出身のドイツ系移民で、奉公人として渡航する貧しい農民であった。彼らは英語を解さず、イギリスの慣習や法体系にも全く無知な「外国人」であった。1750年時点で、ドイツ系移民は植民地人口の四割以上を占め、その中にはカトリック教徒も含まれていたため、「隠れ法王教信者」という言葉が用いられたと考えられる。⁷⁴⁾ こうした植民地の状況は、フランクリンをはじめとするフィラデルフィアのエリートたちに大きな不安を与えた。すなわち、ドイツ系移民の大量流入によって自分たちが植民地においてマイノリティに転落し、コミュニティにおけるヘゲモニーを奪われてしまうのではないかという脅威を感じ始めていたのである。⁷⁵⁾

このエピソードは当時のイギリス系植民地エリートが共有していた「イギリス人意識」

⁷²⁾ Paper on the Academy, July 31, 1750, *PBF*, 4: 36.

⁷³⁾ *Ibid.*

⁷⁴⁾ ドイツ系移民については、A. G. Roeber, “‘The Origin of Whatever Is Not among Us’: The Dutch-speaking and the German-speaking Peoples of Colonial British America” in *Strangers within the Realm: Cultural Margins of the First British Empire*, eds. Bernard Bailyn and Philip D. Morgan (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1991), 220-83; Aaron Spencer Fogleman, *Hopeful Journeys: German Immigration, Settlement, and Political Culture in Colonial America, 1717-1775* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1996); Marianne Wokeck, *Trade in Strangers: The Beginnings of Mass Migration to North America* (University Park: Penn State University Press, 1999).

⁷⁵⁾ ドイツ系移民の大量流入に対するイギリス系エリートの反応については、拙稿「18世紀におけるドイツ系移民とペンシルヴァニア植民地」『クリオ』第21号(2007年)、37-53頁。

の排他的側面を映し出している。それは反外国人感情、反カトリック感情が反映されたナショナリズムであり、植民地の統治や子弟の教育は「イングランド人」によってなされなければならないとする意識である。ここには、植民地社会を特徴づけた多民族・多文化的状況に対して、イギリス的な政治制度や慣習、言語といったイギリス式生活様式を守ろうとする衝動が表出していると言えよう。

統治者として国を治め、公共に資することを期待された人材は、植民地におけるエリートであるだけでなく、帝国の一員として振る舞うことが求められた。それは長期に渡る対外戦争と大量の外国人移民という状況が生み出したものであったが、アカデミーの創設者は帝国の言語をその教育理念のなかに刻み込んだ。この帝国の言語は、寛容と多様性を讃え、非戦を大義としたクエーカーの理念とは相容れないものであった。ここでもまた、公共のヴィジョンは異なる像を描いていたのである。

おわりに

フィラデルフィア・アカデミーの創設は、植民地の商業化と都市化のなかで出現した、自発的結社という形式を通じた都市エリートによる新しいタイプの公共性を示す出来事であった。それはクエーカーの政治指導者が公的言説や政治的儀礼を通じて代表具現した公共性とは、それを組織するネットワークにおいても公共秩序のヴィジョンにおいても異なるものであった。すなわち、クエーカー的公共性が宗派的アイデンティティに立脚し、寛容、多様性、そして平和を理念的核とする公的言説や政治的儀礼を通じてペンシルヴァニアの土地に生み出されたヴァナキュラーな公共性であったのに対し、⁷⁶⁾ アカデミーが代表具現したのは、都市における商業や社交を基盤とする、帝国＝イギリス人意識を通じて本国と強い結びつきを持った世俗的でコスモポリタンな公共性であった。同時に、この公共性が内包するエリート主義や排他性は、クエーカー的公共性が奉じる寛容や多様性といった理念とは一線を画すものであった。⁷⁷⁾ さらに、この公共性は酒場や街路におけるローカルな民衆的公共性とも19世紀の民主的公共性とも異なる公共性であり、社交や結社文化を媒介として18世紀的な啓蒙的公共性を植民地に根付かせようとするものであった。このようなコスモポリタンな公共性が革命期や初期共和国期にどのような経緯を辿ったのかという問題は本稿の射程を超えているが、ブッシュマンやシールズの研究が示すように、こうした公共性の母体となった社交や洗練の文化は形を変えて19世紀中葉まで存続した。⁷⁸⁾ アメリカにおける公共性の歴史を民主的公共性の発展と衰退の単線的展開として捉えるのではなく、さまざまな時代と地域において複数の公共性が競合し、共存しながら展開していくものと理解するとき、フランクリンらの主導した公共性にも適切な位置が与えられるだろう。

⁷⁶⁾ 註7を参照のこと。

⁷⁷⁾ イギリス人意識が内包するコスモポリタニズムと排外主義の関係については、対フランス意識と反カトリシズムを中心とする研究の蓄積がある。下記の研究に挙げられている文献を参照のこと。Colin Kidd, *British Identities before Nationalism: Ethnicity and Nationhood in the Atlantic World, 1600-1800* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 1999), 233-45.

⁷⁸⁾ Bushman, *The Refinement of America*; Shields, *Civil Tongues*, 308-28.

書評

中山俊宏著

『アメリカン・イデオロギー——保守主義運動と政治的分断』

(勁草書房、2013年)

『介入するアメリカ——理念国家の世界観』

(勁草書房、2013年)

中野博文

1. 革命なき国家における革命的变化

21世紀初頭の13年はアメリカにとってどのような時代であったのか。初の黒人大統領B・オバマが2期目の任期を務めているとはいえ、それは急進化した保守の影響が強まり、冷戦後の新たな対外的コミットメントをめぐる試行錯誤が繰り返された時代として、人々に記憶されるであろう。

ここで取り上げる2冊は、そうした時代を描いた好著である。両著に収められた文章は、中山俊宏氏が2000年以降に発表した論文をもとに、それらを加筆、修正したものである。それぞれの書の「はじめに」を見ると、『介入するアメリカ』に収められた論文は「1990年代後半以降、アメリカが対外的にとったアクションに反応するかたち」で書かれ、また『アメリカン・イデオロギー』もその多くが「アメリカの保守主義運動がその攻勢を強め、政治的隆盛をきわめていた時期」に書かれたのであった(両著とも、i頁。以下、両書の該当頁への言及は括弧内に頁数のみ示す)。

流動的な情勢下、現状分析として発表した文章をまとめて世に問うのは冒険である。しかも、21世紀前半は従来のアメリカ理解では把握することの困難な状況が出現した時期であった。

冷戦期に先進各国の大学でアメリカ研究が行われるようになったとき、アメリカは自由主義に対抗する保守主義を欠いた特異な文化を持ち、自由と民主主義の防衛と発展を唱えて過剰なまでに他国に介入していく国家であった。そうしたアメリカを理解する手引きとされたのは、アメリカ特有の国民文化の思想史的考察であった。1950年代、L・ハーツは民主主義を獲得するための革命を経験することがなかった点にアメリカ社会の特殊性を見て取ったトクヴィルの議論を用いて、他国の文化に対する感受性を欠いたまま、人権抑圧と対外介入を続けるアメリカ自由主義の有様を見事に描いた。それから半世紀がたった21世紀、アメリカは冷戦期の自由主義体制を根本から否定しようとする保守主義に翻弄され、内政外交で動揺を繰り返す国家になっている。

この変化は自由主義の信条を国民すべてが共有するというハーツに代表される古典的なアメリカ理解では捉えがたいものであり、いささか誇張していえば、革命的とも呼ぶべき構造的な転換が20世紀後半に起こったことを指し示すものであった。そうした変化の内実を探り、内政における保守主義運動の台頭を論じたのが『アメリカン・イデオロギー』、

そして外交における冷戦後の介入主義について分析したのが『介入するアメリカ』である。

この二著に共通するのは、中山氏特有の政治文化への接近である。政治が権力に支配された世界である以上、権力の論理にしたがって一定程度まで政治の説明は可能である。しかし、それだけでは、どうしても論理的には説明がつかない部分が必ず残っていく。それは文化的要因としか表現できない政治の非論理的要素である。それを中山氏はこの二著で当事者であるアメリカ人自身の言葉で再現することを試みている。

この点、『介入するアメリカ』にある興味深い文章を引くと、「アメリカの対外行動を説明せんと個々の事実を積み上げていっても、必ずそれでは説明できない「余剰部分」が残ってしまう。…この「余剰部分」を「理念外交」としてわかりやすくパッケージ化するのではなく、また「非合理的な衝動」として切り捨てるのでもなく、いわば言葉を用いてそれを解剖していくことが、本書に収められた論文に共通する問題意識、いや、というよりも筆者が問題に取り組もうとするときの基本姿勢だったように思う」と述べられている (ii-iii)。

『アメリカン・イデオロギー』でも筆者は「「進歩」を体制イデオロギーとして内面化するアメリカには、論理的には保守主義は存在しえないはずである。しかし、存立しえないはずのところとそれが存在しているという矛盾に着目すれば、「アメリカン・イデオロギー」の一端を照射することができるのではないか」(i)と述べ、筆者自身の問題関心が「保守主義運動を通して見たアメリカ」にあるとしている (ii)。

現状分析のため、その時々発表された中山氏の論文を読者が単著として手にしても、考察の手堅さを感じることができるのは、こうしたアメリカの国民意識に注目する文化的アプローチを著者が取っていることが関係しているように思われる。それはL・ハーツやR・ホフスタッター以来のアメリカ研究の古典的手法であるとともに、先進国の中でますます特異な容貌をとるようになった、この国の特徴を浮かび上がらせる比較政治の方法でもある。

2. 保守主義時代としての21世紀『アメリカン・イデオロギー』

それではそれぞれの著作の内容を見ていこう。『アメリカン・イデオロギー』が扱うのは「保守主義が運動として産声を上げた1950年代半ばから、2008年にオバマ政権が誕生し、それに反応するかたちでティーパーティー運動がアメリカを揺るがした2010年頃までの時期」(ii)である。

その内容を見ると、「はじめに」と序章の後、3部10章を置くことによって構成されている。第I部は「保守主義運動の来歴と台頭」、第II部は「保守系インフラの役割」、第III部は「オバマ時代における変化」と題されている。

序章「「遍在するアメリカ」をどう対象化するか」は筆者のアメリカ研究に対する姿勢を明らかにした文章である。相互依存の深化によって我が国に数多く存在するようになった「アメリカ・ウォッチャー」を論じて、著者は「大きな変化のうねりに直面したとき、ウォッチャーたちは事情通であるからこそ、逆に既存のネットワークや知の体系に依存してしまい、変化の本質をつい見落としてしまうことがある。また研究者も、あえて歴史が大きく展開するという物語を拒否して、目の前の個別の事象をスティックに考察しようとする傾向がなくはない」(12)と述べる。こうした陥穽を避けるためには、多面的なアメリカ理解が重要であるとして、それには「アメリカという国と距離感を保ちつつ、十分な共感をもつ

て、それを総体として語る言葉を見つけていかなければならないだろう。アメリカ研究に課せられた最大の課題は、個別と普遍の調和をどの地点に見いだすか、その一点にかかっているといえるだろう」(13)としている。

次に本論を見ると、まず第I部で保守興隆の史的輪郭が描き出されている。第1章「アメリカにおける保守とリベラル」では1960年代に明確になったイデオロギー対立が深まって、レーガン期に保守優位の時代が始まったことが示される。第2章「保守主義台頭の力学」と第3章「保守主義運動の持久力とその限界」では保守派の台頭を促した社会運動について、リベラル派打倒のために保守派が集まり、アイディア、人のネットワーク、資金が戦略的に動員されていった過程が明らかにされる。第II部はそうした保守の動員を支えた組織的基盤について個別に分析した章である。第4章「保守系シンクタンクとアイディアの戦略的動員」、第5章「攻勢をかける保守系メディア」、第6章「宗教勢力の政治活動を支えるインフラ」が置かれている。

第III部は2008年大統領選挙におけるオバマ勝利と前後して保守主義に起こった変化を考察した諸章である。まず第7章「現象としてのオバマ」で2008年選挙の争点とオバマの選挙勝利の要因を示した後、第8章「ブッシュ政権後のアメリカ保守主義」では2006年と2008年の選挙の大敗を受けて保守主義運動の内部で起こった保守主義の在り方をめぐる論争が描かれる。第9章「変貌をとげる福音派」は福音派の保守派離れとも見える現象を追い、第10章「共和党とティーパーティー運動」は、オバマ政権を苦境に追い込んだティーパーティー運動を、保守主義の大同団結を実現した運動組織が衰退した後に登場した新しい保守として論じている。

3. ポスト冷戦期のアメリカ外交『介入するアメリカ』

次に『介入するアメリカ』に移ると、この書も三部構成である。まず序章「21世紀もアメリカの世紀か」では、1990年代の単極支配の状況がG・W・ブッシュ政権のアメリカの国益を最優先する単独行動主義を生み、テロとの戦いでの過剰な対外的コミットメントを経過して、オバマ政権の新しい外交へと変化していく軌跡が概観される。

続く第I部以降の各部は、クリントン政権からオバマ政権まで、それぞれの時期の外交を扱ったものである。第I部「介入と孤立のはざま」は1999年のコソヴォ戦争から2001年同時多発テロまでの介入主義的外交の発展を追ったもので、第1章「アメリカの理念外交とコソヴォ戦争」ではエスニック・クレンジングという言葉に動かされて、アメリカが「人道的戦争」に突入していく過程が分析される。第2章「リベラル・ホークとは何か」では、ヴェトナム戦争に反対し湾岸戦争でも反戦の立場を貫いていたリベラル派の内部で、秩序回復の道義性を重視して他国への軍事干渉に積極的な人々が現れるようになった状況と、そうした介入主義的リベラル派の活動が明らかにされる。こうしたリベラル派は多国間協調を支持する人々であったが、彼らと敵対する保守派の外交的態度は単独主義によって特徴付けられる。それを扱ったのが第3章「アメリカにおける国連不信と保守派の言説」である。

第II部「ブッシュ外交の波紋」はブッシュ政権期の外交を論じた諸章である。第4章「アメリカの覇権的正義と米欧対立」はイラクの体制転覆をめぐる生じた米欧間の亀裂をめぐる、両者の外交文化の相違が噴出した状況を論じている。第5章「イラク戦争の脱争点

化とブッシュ政権の言説戦略」は2006年中間選挙で敗北したにもかかわらず、ブッシュ政権がイラクへの米軍増派に成功したことを取り上げて、この戦争は厭戦気分を生み出したものの、ヴェトナム戦争のような反戦意識を生み出すことはなかったこと、2008年選挙でも戦争か反戦かの選択が大統領選びの争点にならなかったことを明らかにしている。第6章「リベラルな帝国是認論」は第2章で描かれたリベラル・ホークの一人であるM・イグナティエフの帝国支持を題材にアメリカの外交論調を追ったもの、第7章「中国を見るアメリカの視線」は世論調査をもとに1940年代から21世紀のブッシュ政権期までのアメリカの中国認識の変化を論じたものである。なお、ブッシュ政権以後の中国認識については、第9章「[台頭する中国]をアメリカはどのように対象化しているか」で論じられている。

第III部「オバマ外交の射程」はブッシュ外交からオバマ外交への変化を扱った諸章である。第8章「[アメリカ後の世界]におけるアメリカ外交」はオバマ政権の外交がブッシュ時代の政策の多くを引き継ぎながらも、実際には全く異なる世界観に基づいて外交運営を行っていることを明らかにした章である。中山氏によれば、オバマは「[アメリカだけではコントロールできない問題]に直面しつつ、さらに外部のない「(否応なしに)つながってしまった世界」のなかで、問題をプラグマティックに解決していくためには、問題ごとに形成されるさまざまな連合(コアリション)を柔軟に活用していく以外にはない」(207)という立場を取っているという。著者は、対テロ戦争の実行などでアメリカの力で単独主義的に世界を安定させようとしたブッシュ外交と同じ行動をとることはあっても、オバマの態度は「開明的な国際主義」に基づいており、それは国民のなかにある「孤立主義的な心性」とは対極にあると述べている(208)。

こうしたオバマの多国間主義については、第10章「変わる世界とアメリカの東アジア外交」で北朝鮮政策を事例に分析されている。終章「[アメリカの衰退]と日米関係」は、21世紀における日米同盟について、中国が大国として台頭するなか、同盟の理念的根拠と同盟を揺るがす要因を論じたものである。

4. 中山氏が示した21世紀アメリカの姿 開明的国際主義とその敵

二つの著作で中山氏の描いた21世紀アメリカとはどのような世界か、ここでまとめてみよう。オバマ政権のイニシアティヴは、「もはや世界をアメリカに似せて作り変えようとするのではなく、…アメリカをグローバル化することを目指したものだ。アメリカが実際にどこまで見通して、自国をこのような方向に導いていこうとする人物を自分たちの大統領として選んだのかはわからない。おそらく彼ら自身にはそのような自覚はないだろう。…しかし、バラク・オバマ大統領の誕生が、…アメリカが変わろうとしている方向性を示唆しているものであるとしたなら、それは「21世紀はアメリカの世紀か」という問いかけそれ自体がもはや意味を持たなくなっている状況を象徴的に示しているのかもしれない」(『介入するアメリカ』、25-26頁)と著者は述べている。

この文章に先立って、中山氏は「アメリカの世紀」について、H・ルースに言及しながら説明している。ルースにとってアメリカは「これまで台頭しては没落していった「普通の帝国」とは異なる「人類を良き方向に導いていく使命」(3)を持った国であったことを

記した後、中山氏はそうした考えからは「単に空間的に広がっていくのではなく、人々の生活様式にまで介入していくまったく新しい介入主義」が生まれたこと、またそうした介入主義は「第二次世界大戦後にアメリカが世界秩序を維持するレジームを築き上げ、世界経済を牽引し、技術革新の震源地であり、それに加えて…アメリカン・カルチャーの影響力」の強さを考えると、かなりの程度まで成功したと言ってよいことを指摘している(4)。

中山氏が21世紀をアメリカの世紀かどうかを問う意味が喪失しているかもしれないと示唆したのは、オバマの「開明的な国際主義」が、「アメリカの世紀」を目指した介入を否定しているように見えるためである。中山氏はR・ハースとF・ザカリアがそれぞれ別の論文で展開したアメリカ衰退論に注意を促す。彼らは世界政治で中国などの新興大国や、国際機構やNPOなど国家以外のアクターが影響力を拡大しことを自国の直接の脅威とは必ずしも見なしていない。アメリカは相対的に国力が低下したと言っても、依然として自国がかつて構築した世界システムの中心であることに変わりはなく、しかも台頭した他のアクターもシステム内で行動している以上、このシステム内で安定した関係を築けば十分と説いているのである。中山氏は、こうした発想は、「アメリカの世紀」が世界をアメリカ化することを狙ったのと対照的に、アメリカを世界に順応させること、すなわちアメリカのグローバル化を目指したものであると論じている(20-22)。

『介入するアメリカ』におけるこうした「開明的な国際主義」の展開を考える上で不可欠なのが、『アメリカン・イデオロギー』のテーマとなっている人々、すなわちオバマを不倶戴天の敵とする保守主義者の考察である。中山氏はオバマ政権には「個々の政策の合理性をしっかりと説きさえすれば、国民の支持を取りつけられるとの自信があった」ように見えるが、「その自信は、アメリカ国民の思考を根深いところで規定している原風景的な感覚に対する感性を鈍らせてしまうことになりはしなかったか」と論じている(『アメリカン・イデオロギー』、37-38)。「この原風景的な感覚とは、保守主義の方向に大きく傾斜しつつも、必ずしも党派的な感情ではなく、むしろ生活感覚に根ざした連邦政府に対する不信感」であり、「リベラル派は、しばしばこの感覚を「反知性主義」として退け、克服されるべき退行的感覚と見なしてきた」が、「そうするたびに、リベラル派はこの感覚のしぶとさをいやというほど思い知らされてきた」(38)と著者は言う。

中山氏が『アメリカン・イデオロギー』で行っている保守主義についての考察は、オバマを苦しめているアメリカ国民の政治不信が、いかに一部の人々によって運動へと組織化され、政策に影響を与えるようになったのかを解明したものである。この点、アメリカをグローバル化しようとするオバマの前に立ちふさがったティーパーティー運動についての記述は興味深い。

「保守主義運動が「政治運動」になりえたのは、「衝動」を政治的言語に変換し、それを権力奪取のロジックとして展開していったからであった。しかし、ティーパーティー運動はむき出しのままの「衝動」にすぎない。…衝動が衝動のまま政治的回路に吸い上げられ、中心が不在のまま、国政レベルに大きな影響を及ぼしてしまった」(242)。衝動がロジックに変換されなくなったのは、変換装置であった回路が権力の一部として人々から忌避されはじめたこと(239)、そして、ツイッターなどのソーシャル・メディアが普及することで、人々の不満がつながっていき「いかなるフィルタリングも経ずに、衝動の集合体が形成」されたこと(245)があると指摘される。

大統領オバマは「アメリカという国は、振り返ってみて存在するものではなく、つねに未完の存在であり、将来に実現すべき存在として意識」(176)して、権力のスマートな運用に徹しているのに対して、ティーパーティー運動はアメリカの原風景をやみくもに求めて、オバマに対して自らの感情を爆発させているというのが、著者の見立てである。『介入するアメリカ』で述べられている国家エリートの世界観を、『アメリカン・イデオロギー』で考察された国民衝動の組織化とあわせて考えれば、21世紀のアメリカがよく理解できる。この2冊を同時に読まれるように強く勧める所以である。

5. 変わりゆくアメリカ研究の地平と変わることのない問い

『介入するアメリカ』はヴェトナム戦争の経験から反戦の党として振る舞ってきた民主党が1990年代に大きく変わったことについて、民主党のリベラル・ホークがG・W・ブッシュ政権の単独主義的介入を推進した人々と通じる道徳志向があることを示して、見事に描いた。『アメリカン・イデオロギー』は、内部に深刻な亀裂を抱えた保守派を融合させているシンクタンクやメディア、利益団体などに注目し、制度論的な立場からその変化を追った作品である。リベラル派の変貌や制度発展を視野に入れることで、二大政党間のイデオロギー対立だけでは捉えられない21世紀のアメリカ像を提示することに著者は成功している。

斬新なアメリカ像を感じる一方、読了した後、どうしようもない既視感に評者は襲われた。考察対象が自由主義から保守主義へと変化し、分析手法も単なる言説分析ではなく制度の視点が入っているものの、その内容はコンセンサス史学の現状分析と見紛うばかりである。先に指摘したとおり、中山氏はL・ハーツやR・ホフスタッターが築いた政治文化研究の手法を引き継いでいるから、ある意味でこれは当然かもしれない。ハーツたちは核戦争の時代を生き延びるには、アメリカは古き伝統の世界から脱却せねばならないと説き、近代化に抵抗する人々の頑迷さを激しく批判した。彼らがアメリカに保守主義がないと論じた背景には、秩序維持を優先して新しい価値観を進んで受け入れていくヨーロッパの保守主義がアメリカに存在しないのを嘆いたことがあった。反共のための聖戦を唱えていた反動勢力と、そうした反動とモラリズムを共有するリベラル派に耐えきれなかったのである。

オバマでさえ道徳主義に拘束され、現在の共和党がますます「保守化」しているのを見ると、アメリカはやはり他の先進国とは異なる例外的国家であるとの思いは強くなる。半世紀前、ハーツたちは、アメリカの理想よりも多様な価値の共存を優先する時代がアメリカに来るのかと読者に問いかけたが、この問いから自由になる日は、果たして、いつか来るのだろうか。アメリカ研究の変わらぬ問いがここにある。

久保文明・高畑昭男・
東京財団「現代アメリカ」プロジェクト編著
『アジア回帰するアメリカ——外交安全保障政策の検証』

(NTT出版、2013年)

湯 浅 成 大

はじめに

本書は、第1期オバマ政権の後半においてアメリカのアジア政策が転換したという共通認識に基づいて、この問題を様々な角度から論じた論文集である。本書評では、その政策転換の中核をなし、また評者の専門でもある米中関係についての部分を中心に論じていくことにする。

1. 各章の紹介

第1章渡部恒雄「オバマ政権の対中政策の歴史的意味」は、ニクソン政権時代からオバマ政権第1期目終わりまでを歴史的にたどりながら、その中でオバマ政権の対中政策を位置づけている。ここでは、まず、ニクソンからレーガンまでのアメリカの対中国政策は、大まかにいってアメリカのソ連政策の一環であったとされ、過渡期のブッシュ(父)政権を経て、冷戦終結後のクリントン政権時代には対中関与(エンゲージメント)が政策の中心だったという。そしてブッシュ(子)政権では、当初は中国を「戦略的競争相手」ととらえていたが、9.11以後はそのような論調は後退し、政権後半期には「責任あるステークホルダー論」がとえられるようになったとされる。

これらに対してオバマ政権においては、政権発足期は「ステークホルダー論」の進化版である「G2論」や「戦略的再保障論」が幅を利かせていたが、中国の非協力的な姿勢に対する幻滅や、中国軍の軍事行動の活発化などもあって、2010年を通じてアメリカの対中国政策は大きく変化し、その象徴的な出来事が2010年7月のASEAN地域フォーラムにおけるクリントン国務長官の演説だという。そして2011年から2012年初めにかけて、アメリカは一連の「アジア回帰」政策あるいは「リバランス」へとシフトしていったと述べ、オバマ政権は、かつての経済関与ではなく、バランス(対中牽制)とヘッジ(最悪事態に対する保険)の両面にらみの政策をとるようになったとまとめている。

第2章高畑昭男「米中戦略・経済対話とアジア太平洋回帰戦略」は、前政権が作り上げた対話の枠組みを拡大して、オバマ政権第1期目に発足した米中戦略・経済対話の展開をたどりながら、対話と交渉によって成果を得ようとしたがそれを果たせず、中国に対する失望へと変化した様子が描かれている。筆者によれば、両国間の不信感と対立の深まりを反映して、2010年の第2回戦略・経済対話の時には早くも各争点におけるすれ違いが目立つようになり、それは同年7月のASEAN地域フォーラム閣僚会議での、クリントン国務

長官による中国批判の演説へとつながっていったと論じている。その流れを反映してアメリカ側で「対立管理」の発想が次第に強まり、2011年の米中・戦略経済対話では、「戦略安全保障対話」が新たに創設されることが決まった。そして本章での最後の検討対象である2012年の米中戦略・経済対話では、人権面での両国の対立が前面に出たことに加えて、個別の争点に関しては総じて協調の継続の確認にとどまり、実質的な成果に乏しかったと述べられている。結論としては、2期目のオバマ政権では、中国に対して経済・通商面での攻勢が強まるのではないかと展望している。

第3章新田紀子「オバマ政権の東アジア政策と航行の自由」は、オバマ政権の対中政策を「航行の自由」という観点から整理・分析したものである。「航行の自由」は2010年7月ハノイで開かれたASEAN地域フォーラムでのクリントン国務長官の演説で注目された発言であるが、本章では、オバマ大統領自身や他の政府高官の発言にも触れ、航行の自由およびその果実としてのグローバルコモンズへのアクセス確保をオバマ政権がいかに重視しているかを指摘する。そして2009年から2010年にかけての中国がらみの海洋をめぐるトラブルを概観し、クリントン演説の背景を探っている。さらにウィルソン大統領以来の「航行の自由」へのアメリカのコミットメントを歴史的にあとづけ、最後にこの原則を守るための軍事的裏付けの必要性についても言及している。

第4章加藤洋一「アジア回帰外交成立の経緯とアジア諸国の反応」では、オバマ政権1期目後半に出された「アジア回帰」の方針が、中国のA2/AD（接近阻止・領域拒否）ドクトリンへの対抗策としての「エアシーバトル」構想と関連させながら検討されている。その中でA2/D2に対する「エアシーバトル」の有効性に関する政権外部の疑問についても触れている。続いてこれに対するアジア諸国の反応が紹介されているが、中国以外の諸国は総論的には歓迎しているものの、アメリカの「アジア回帰」を軍事面に重点を置いたものと理解しており、非軍事面での具体策を求める声が上がっていると紹介し、一方中国では政権外の研究者も含めてアメリカに対する警戒感が強まっていると論じている。日米関係については、「エアシーバトル」構想と日本の戦略との調整の問題が指摘されている。

第2部では第1部で展開されたオバマ政権の対アジア政策の転換についての分析を受けて以下の4論文が掲載されている。第5章川上高司「第2期オバマ政権下の日米同盟」では、まずアメリカで深刻となっている財政赤字削減問題が安全保障戦略全般およびアジア回帰政策に与える影響を検討し、続いてアメリカのアジア回帰の将来の可能性として、適合抑止とオフショア・バランスの2つのシナリオをあげて、オバマ政権のリバランスは前者の方向だと分析しつつも、将来は不透明だと論じている。最後に日米関係に関しては、日本の領土問題をめぐる緊張に対して、日本がアメリカの抑止力をいかに確保するかがキーとなると述べている。

第6章泉川泰博「パワーシフトの国内政治と変容する日中関係」は、東アジアのパワーバランスの変化が両国の国内のさまざまなアクターに影響を及ぼし、その結果生じた国内政治過程の変化が日中関係の険悪化をもたらしたということ、理論的枠組みを用いて整理している。東アジアのパワーバランスの変化とはいっても、中国の軍事的経済的台頭にとまらぬ日米との間のパワーバランスの相対的变化をいう。その結果中国においては、ナショナリズムの高揚に見られるような世論の強硬化、政策コミュニティにおけるタカ派の台頭、官僚組織間におけるパワーバランスの変化（人民解放軍の発言力の上昇など）

によって全体として対日強硬姿勢がとられるようになったと指摘する一方、日本においても同様のメカニズムが働いて、日本においても中国に対して妥協的な姿勢をとることが困難になったと述べている。結論としては、日中関係の負のスパイラルを止めるためには、中国の安定と発展が日本にとってもプラスであることを説明しつつ、同時に中国の挑発的行動に対する防備を固めなくてはならないとまとめている。

第7章ポール・J・サンダース「エネルギーをめぐるアジアの政治と安全保障」は、より広い文脈からアメリカのリバランスとエネルギー問題との関連について論じている。その主要な論点は3つあり、中国を含むアジア諸国のエネルギー需要の増大とリバランスとの関係、リバランスと中東政策との関係、シェールガス革命の将来と安全保障の関係である。それらの中で興味深い分析をいくつかあげる。第1点については、中国の南シナ海をめぐる行動は、南シナ海の海底資源の観点だけでなく、中国の中東アクセスの点からも考える必要があるという指摘である。またロシアとアジアの関係拡大についても注意を喚起する。第2点についてはアジアが中東のエネルギー依存を続ける以上、アメリカの中東からの撤退は容易でないという。中東の資源確保のためには海上交通路の問題だけでなく、中東そのものの安定が重要なキーとなり、その際中国も含めた協調の枠組みが必要となる可能性について論じている。第3点については、アメリカでのシェールガスの生産が増大すれば、アメリカが中東石油の得意先でなくなり、そうなるアメリカの中東への影響力が低下するという懸念があるという。さらにシェールガス革命がもたらすだろうエネルギーの価格変動の安全保障への影響についても注意する必要があると述べている。

第8章土屋大洋「非伝統的安全保障問題としての米国のサイバーセキュリティ政策」においては、サイバーセキュリティにともなうさまざまな困難さについて検討が加えられている。サイバー攻撃あるいはサイバーテロは、ネットワークの混乱、インフラストラクチャーの機能停止から兵器システムの誤作動まで様々な被害をもたらすが、実際の攻撃者の特定が困難で、したがって抑止が機能しないという特徴を持つ。もちろん国際コミュニティはこれに対して手をこまねているわけではなく、NATOや国連軍縮部などで専門家による対策作りが進められているという。しかし、そこでは当然ながら政府によるネット空間規制の問題が生じるわけで、各国間の合意形成には時間がかかるだろうと予想する。東アジアの安全保障との関連でいえば、サイバーセキュリティに対する日米協力のための法的整備がさしあたっての課題だと指摘している。

2. アメリカの「アジア回帰」が意味するもの

ここでは、まず本書全体をつらぬく執筆者の共通認識を確認したうえで、個別の章に関する問題ではなく、本書全体あるいは複数の章をまたぐ問題についてコメントをいくつか述べることにしたい。

(1) 中国脅威感の共有

本書執筆者の共通認識とは、第1に2010年から2011年にかけてアメリカの中国認識が変化し、2012年初めまでには「アメリカのアジア回帰」「リバランス」という形での政策転換が起こったという点である。第2に中国の脅威はもはや議論の段階ではないという認識

がオバマ政権内外で共有されるようになり、本書執筆者もそれを踏まえた分析を行っていることである。たとえば第3章の航行の自由の中で、安全保障専門家や海軍関係者の文献が多数引用されていることは、オバマ政権もこのような専門家と同様の認識を持っていることの暗示と読めるし、第4章で述べられているエアシーバトルへの疑問が元軍関係者から出されたという点についても、そういう疑問の存在がさほど重要な問題として論じられていないのは、エアシーバトルがオバマ政権の今後とるべき軍事戦略だという政権内外のコンセンサスの存在を示唆したものと見える。また本書では、保守派の主張としての中国脅威論という形の記述がほとんどないが、それは本書の執筆者たちが、中国の脅威はアメリカ国内での立場を越えて認識されていると理解していることの表れといえるだろう。

そして第3に、オバマ政権の「アジア回帰」はさまざまな形で（中国以外の）アジア諸国との関係強化につながっているという点である。ということになると、その具体的な表れは第2章で論じられているように、中国の問題行動を柔らかく包み込む（軍事的封じ込めではないという意味だと理解される）ための「対中包囲網」の形成ということになるのだろう。しかしこの点について評者はもう少し突っ込んだ検討が必要と考える。

(2) 「対立管理」と信頼醸成

評者はかつてクリントン政権期とそれを前後からはさんでいる2つのブッシュ政権期の米中関係に関する論考をいくつか発表している。それらの中で指摘したことは、①冷戦期のアメリカの対中国政策は戦略的考慮から形成されていたのに対して、冷戦終結後は戦略以外の経済や人権の要素の比重が高まった。②したがって冷戦期の対中政策はもっぱら戦略家の手によって形成されていたのに対して、冷戦終結後はアメリカ国内の様々な勢力の主張が錯綜するようになり、その結果対中政策の形成に対するアメリカ国内の政治過程の影響が増大した。③中でも保守派の動向が対中政策を左右する。④今後の課題としては米中間の信頼醸成のメカニズムの構築が重要である。以上の4点である。¹⁾

最初の3点に関しては、本書が論じているように状況が全く変わってしまったようである（あるいは評者の予測がはずれただけともいえる）。アメリカ側の認識の変化は、中国の問題行動や非協調的姿勢によるもので、アメリカの国内政治の動向とは基本的に無関係である。そして本書の各章の記述から一貫してうかがえるように、そのような認識はオバマ政権ではほぼ一枚岩の形で共有されており、軍部や保守派ともそれほど差がないとみられている。評者もここまでの執筆者たちの主張に対してここでは特に異をとなえることはない。

けれども4番目の問題についてははどうだろうか。本書においては信頼醸成に触れた記述が極めて少なく、あっても信頼醸成のメカニズムは存在しないという文脈で言及されているだけである。確かに現状を見ればそのような評価は妥当かもしれないし、第2章の指摘に従えば、米中戦略・経済対話も信頼醸成を提供するメカニズムとしての機能を果たし

¹⁾ 湯浅成大「冷戦終結後の米中関係」久保文明・赤木莞爾編『アメリカと東アジア』（慶應義塾大学出版会、2004年）、133-55頁；湯浅成大「米中関係の変容と台湾問題の新展開——ニクソン以後の30年」五十嵐武士編『太平洋世界の国際関係』（彩流社、2005年）、207-41頁；湯浅成大「ブッシュ政権の対中国政策と米国内政治」高木誠一郎編『米中関係』（日本国際問題研究所、2007年）、167-88頁。

ていないということになる（新たに設立された戦略安全保障対話も同様の評価のようである）。また近い将来に関しても、本書の論調から察すれば、米中間での信頼醸成のためのメカニズム構築は難しいということになるだろう。また第6章では日中両国に関して、東アジアにおけるパワーバランスの変化による両国内でのタカ派の台頭と相手に対する強硬論の広がりを指摘しているが、この論理に従えばアメリカ国内でも同様の現象が起きることが当然予想され、そのような場合には信頼醸成のメカニズム構築のための行動が「弱腰」とか「宥和的」との非難を招いて、信頼醸成メカニズム構築に向けてのハードルが一層高いものになるだろう（2014年11月の米中首脳会談で構築が合意された、偶発的な衝突回避のための連絡システムは信頼醸成装置になりうるだろうか?）。

では、信頼醸成メカニズムの構築が難しいとすれば、それに代わるものは何か。それが第2章で示されている「対立管理」だと思われる。本書においてこの言葉が使われているのは第2章だけであるが、他の章の執筆者にとっても同様の認識は共有されていると思われるので、用語が使用されているかどうかは大した問題ではないともいえる。ただ「対立管理」という概念が示すものは何であるか、本書では必ずしも明らかとはいえない。「対立管理」が、米中間あるいは中国と周辺諸国との間で現実に対立があることを認めたくえて、その対立が最悪の場合偶発戦争の暴発とならないように何らかの措置を講じるという意味なのか、それとも暴発しないレベルまでは対立を放置することなのか（執筆者の立場はこれではないと評者は理解しているが）、あるいはそれ以外の何か特定の政策的な含意を持っているのかは不明である。

評者がここで明らかにしてもらいたいと思うのは「対立管理」と「中国包囲網形成」の関係である。前述のように第2章では、「アメリカのリバランス」イコール「中国包囲網の形成」と述べられているようだが、「中国包囲網形成」イコール「対立管理」かどうかは、評者の目から見て定かではない。また第4章では、アジア太平洋地域諸国の受け止めとして、「アジア回帰」が中国に対する軍事的封じ込めと理解されているという指摘があり、東南アジア諸国に対してオバマ政権には包括的な戦略がないという記述もある。このように第2章と第4章の議論の間で一見矛盾があるように見えることを読者はどう理解すべきか、その点についても明らかではない。いいかえると、どのような包囲網によって、どのように対立を管理していくかが検討されなければならない。そして第7章で論じられているように「アジア回帰」が必ずしもアジアだけで完結する問題でないとすれば、「アジア回帰」や「アメリカのリバランス」の評価は一層複雑なものになるだろう。だがこの点は執筆者の責任というよりオバマ政権の説明不足ともいべき問題で、今後の政権の動向が注目される。

そうはいっても、本書において、対立の管理をカッコつきの「対立管理」という以上は、どこかで概念的な定義がなされている方が読者にとってより親切だと思われる。これによって「軍事的封じ込め」との違いもより明確になるだろう。

おわりに

最後に本書の評価すべき点を改めて確認しておきたい。まず執筆者たちの間で、アメリカのアジア回帰に関する認識が共有されており、その結果本書全体の議論に一貫性があることである。次に、オバマ政権のアジア政策の転換が行われたとされる時期の出来事が丹

念に描かれているため、アメリカのアジア回帰にいたる過程をより総合的に理解することが可能になっていることである。また関係者に対するインタビューが交えられている章もあって、いっそう当時の記述が生き生きとしたものとなっている。現在のアメリカのアジア政策、米中関係を理解するための出発点として、本書は大いなる貢献を果たしているといえるだろう。

菅英輝編著
『冷戦と同盟——冷戦終焉の視点から』

(松籟社、2014年)

上村直樹

本書は、編者が近年精力的に取り組んできた冷戦史の再評価に関する最新の研究成果であり、編者が研究代表を務めた16名の研究者からなる大規模な共同研究の成果でもある。¹⁾ 本書の目的は、「冷戦の終焉という視点を踏まえ、冷戦秩序の変容に焦点を当て、同盟変容と冷戦変容に伴う諸問題の歴史的考察を行う」こととされ、時期的に1950年代末から1960年代初頭の「冷戦変容期」が一つの軸となっている。しかし、編者が序論において「冷戦期全体を視野に入れた、しかもそれなりの歴史意識に貫かれた冷戦史研究」の必要性を指摘するように、本書はこの時期だけでなく冷戦終結期を含め、冷戦期全体にわたって同盟関係と冷戦自体の「変容」を解明することが主要な関心であり、そうした「変容」の事例がいくつかのテーマにそって分析されている。²⁾ 以下、冷戦史研究の文脈に位置づけながら本書の内容を紹介し、研究としての特徴と意義について検討する。

本書の内容の紹介に入る前に指摘しておくべきは、本書の前身ともいえるべき研究の存在である。編者は、本書の共同研究に先立って、もう一つの大規模な共同研究を組織し、冷戦終結後の視点からアメリカ外交と冷戦期の国際秩序についての再評価を試み、その研究成果を2冊の編著書にまとめている。³⁾ 2冊のうち特に『冷戦史の再検討』は本書の直接の前身ないし「前編」ともいえ、本書『冷戦と同盟』では、この前書との関係が惜しむらくは詳述されていないが、前書で残された課題に本書で答えようとする姿勢は明らかである。⁴⁾ 前書『冷戦史の再検討』における課題は、「冷戦秩序と冷戦後の秩序とは、いかなる点で連続しており、またどのような意味で異なるかといった問題意識にもとづく実証的研究が、十分でない」として、「冷戦の終焉および冷戦秩序の変容」の実証的解明がめざされ

¹⁾ 本書の基になる共同研究は、科研基盤研究B「冷戦秩序の変容と同盟に関する総合的研究：冷戦終焉の視点からの考察」2010～12年度。冷戦史再検討に関する編者の論考としては、菅英輝「冷戦史研究とポスト冷戦の世界」『大阪外国語大学アジア学論集』第5号（1995年3月）、5-13頁；菅英輝「序論：冷戦の終焉と60年代性」『国際政治』第126号（2001年2月）、1-22頁を参照。

²⁾ 菅英輝編著『冷戦と同盟——冷戦終焉の視点から』（松籟社、2014年）、13-14頁。

³⁾ 科研基盤研究A「アメリカの戦争と世界秩序形成に関する総合的研究」2004～06年；菅英輝編『アメリカの戦争と世界秩序』（法政大学出版局、2008年）；菅英輝編『冷戦史の再検討——変容する秩序と冷戦の終焉』（法政大学出版局、2010年）。

⁴⁾ 前書『冷戦史の再検討』との関連については、本書の序において、日本における冷戦史研究の不活発さを前書で嘆いてからわずか3年で多くの注目すべき実証的研究が現われたとのみ触れている。菅『冷戦と同盟』、13頁。編者が注目する近年の冷戦研究の業績に関しては、菅『冷戦と同盟』、43頁の注2を参照。但し、それらの業績も多くの「政策決定過程の実証的研究としての性格」が強いと編者は課題を見出している。菅『冷戦と同盟』、13頁。

ていた。⁵⁾ 本書は、前書の問題意識を受け継ぎ、「冷戦の変容」がいかに「冷戦の終焉」に結びつき、冷戦後につながるかという点の更なる解明のために、冷戦期の「冷戦の変容」自体を改めて多面的な視点から見直そうとしている。⁶⁾

本書の構成は以下のようになっている。

- 序 章： 菅英輝「冷戦変容と同盟変容」
- 第 1 部： 冷戦秩序の変容——変化する経済秩序と「ソシアル・デタント」
- 第 1 章： 秋田茂「冷戦・開発主義とシンガポールの工業化」
- 第 2 章： 鄭敬娥「『開発』問題の国際的展開と日本のアジア多国間枠組みの模索」
- 第 3 章： 芝崎祐典「反核運動と冷戦の変容——1950年代後半から1960年代初頭におけるヨーロッパ反核市民運動とそれに対する政府の対応」
- 第 4 章： 都丸潤子「人の移動・交流と同盟関係の変容——ハンガリー動乱難民へのアメリカ、イギリスの対応から」
- 第 2 部： 冷戦体制の変容と同盟変容——存続する同盟と崩壊する同盟
- 第 5 章： ロバート・マクマン「ひ弱な同盟——冷戦下アジアにおけるアメリカの安全保障関係」
- 第 6 章： 松村史紀「中ソ同盟の起点——緩やかな統制と分業」
- 第 7 章： 倉科一希「『二重の封じ込め』の動揺——1960年代における米独関係と冷戦の変容」
- 第 8 章： 森聡「ドイツ統一とNATOの変容——統一ドイツのNATO帰属合意をめぐる政治と外交」
- 第 3 部： 冷戦の変容と日米安保——変質する日米安保体制
- 第 9 章： 豊下楯彦「『安保の論理』の歴史的展開」
- 第 10 章： 中島琢磨「冷戦秩序の変容と日米安保体制——同盟の対等性のあり方をめぐって」
- 第 11 章： 初瀬龍平「『日米安保再定義』——日米安保体制を抱きしめて」
- 第 4 部： 同盟と文化・社会変容——同盟の文化的・社会的基盤
- 第 12 章： 松田武「日米安保体制を支える日米『文化・教育』ネットワークの構築——『日米文化教育交流委員会』設立の歴史的背景を中心に」
- 第 13 章： 藤本博「冷戦とアメリカ社会の変容——反戦ヴェトナム帰還兵による『冬の兵士』調査会開催（1971年）と『正義の戦争』観への挑戦」
- 第 14 章： 齋藤嘉臣「大西洋同盟の文化的基盤——NATOの発信するテキストとその変遷」

このように序章に加えて4部14章にわたる多様なテーマからなる本書は、冷戦史研究の文脈の中でどのように位置づけられるのであろうか。周知のように1960年代末まで米

⁵⁾ 菅『冷戦史の再検討』、3-4頁。

⁶⁾ こうした前書の意義や課題については、以下の書評を参照。齋藤嘉臣「書評：菅英輝編著『冷戦史の再検討——変容する秩序と冷戦の終焉』(法政大学出版局、2010年)」『国際政治』第163号(2011年1月)、173-76頁。齋藤は『冷戦史の再検討』の課題の一つとして、「冷戦終焉を中長期的に導いた力学」について終章等を設けて包括的な形で示す必要があったと指摘している。同上論文、176頁。

国内においていわゆる正統派と修正主義者の間で激しい冷戦の起源論争が繰り広げられたが、1970年代に入りベトナム戦争の終結や米国の外交資料の公開の進展を受け、ジョン・ギャディスの1972年の研究を嚆矢とするいわゆる「ポストリビジョニズム」の流れが生まれ、冷戦論争は収束に向かうとともに、冷戦の実証的研究が進み、冷戦研究自体が新たな分析視角も得て大きく変貌してきた。⁷⁾そして、当初の「米ソ中心史観」に基づく冷戦研究は、米国以外の外交文書の公開も進む中で、米国の同盟国の役割や同盟内政治の詳細な分析へと展開を見せ、また冷戦終結によって旧ソ連を中心とする東側資料の公開によって東西の対応が双方の資料に基づいてより実証的・多面的に浮き彫りにされる一方、さらに冷戦における第三世界の主体的な役割に注目が集まるとともに、冷戦と社会運動や文化的要素との関係へと研究関心の新たな広がりが見られる。⁸⁾

本書の研究史上の特徴と意義について、編者自身は以下をあげている。(1)ヨーロッパとアジアにおける冷戦変容の比較、(2)冷戦変容における経済的側面、特に「開発や経済発展」の影響への注目、(3)「米ソ以外の国家の挑戦や非国家的アクター間のトランスナショナルな連帯運動が冷戦秩序の変容を促す」側面、特に「ソシアル・デタント」・「下からのデタント」という視点の重視、(4)「先行研究で見過ごされてきた同盟の力学を解明」するため、「同盟の文化的・社会的基盤」への注目。⁹⁾

大規模な共同研究において、研究成果を一冊の著書としてまとめる場合、各論文と本来の研究テーマとの一貫性を確保することは往々にして困難であり、個性的な研究の寄木細工のような形となることも多いが、本書はその点、研究代表としての編者の努力によって、後に触れる課題は残るものの全体として統一感のある著作となっている。特に編者による序論は、研究全体の目的と研究史上の位置付けだけでなく、4つの部分それぞれのねらいを簡潔に説明し、更にその中の各章についても内容の紹介だけでなく、それぞれの論考の研究史上の位置づけや意義についても丁寧に説明しており、研究書としてのまとまりを感じさせるのに役立っている。

評者は、本書の冷戦史研究における意義を考えるには、4部をさらに二つの部分に整理

⁷⁾ John L. Gaddis, *The United States and the Origins of the Cold War, 1941-1947* (New York: Columbia University Press, 1972). この間の冷戦史に関しては、福田茂夫「アメリカにおける冷戦論争の収束」『国際政治』(1975年)、16-26頁；John L. Gaddis, “The Emerging Post-Revisionist Synthesis on the Origins of the Cold War,” *Diplomatic History* 7 (Summer 1983) : 171-90を参照。

⁸⁾ 冷戦における第三世界の主体的な役割に関しては、特に以下の二つの研究を参照。Odd Arne Westad, *The Global Cold War: Third World Interventions and the Making of Our Times* (New York: Cambridge University Press, 2007)；Robert J. McMahon, *The Cold War in the Third World* (New York: Oxford University Press, 2013). 冷戦史のこの間の事情に関しては、以下を参照。菅「冷戦史研究とポスト冷戦の世界」；田中孝彦「冷戦史の再検討——グローバル・ヒストリーの構築に向けて」一橋大学法学部創立50周年記念論集刊行会編『変動期における法と国際関係』(有斐閣、2001年)、523-45頁；青野俊彦「書評論文：冷戦史研究の現状と課題」『国際政治』169 (2012年6月)、154-63頁。「特集：冷戦史の再検討」『国際政治』134 (2003年11月)、1-135頁。こうした新たな冷戦史研究の一つの集大成として、周知のように、2010年には、Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad, eds., *The Cambridge History of the Cold War*, 3 vols. (New York: Cambridge University Press, 2010) が出版されている(以下、『ケンブリッジ冷戦史』)。

⁹⁾ 菅『同盟と冷戦』、14-15頁。編者はこの点を三つに分けて論じているが、実際には本書の特徴や意義としてもう一つ指摘されていると考え、4点に整理しなおした。

するのが適切と考える。即ち (A) 非国家主体や非戦略的イシューの冷戦や同盟の「変容」への影響等を分析した論考 (第1部および第4部) と (B) 冷戦期、更には冷戦後に向けての同盟関係・同盟内政治の「変容」そのものを扱った論考 (第2部および第3部) である。(A) は、冷戦期の開発問題を扱った第1章と第2章、冷戦期の社会運動を扱った第3章、第4章、第13章、冷戦期の同盟の文化的側面を扱った第12章と第14章からなっている。(B) は、冷戦期のアジアにおける米国の同盟関係を比較分析した第5章、中ソ同盟を扱った第6章、米独同盟を軸とする第7章と第8章、日米同盟を扱った第9～11章からなり、いずれも冷戦期の同盟関係とその「変容」について検討している。

まず (A) のうち、特に社会運動を扱った第3章、第4章 (分析の中心は、タイトルが連想させる英米政府の対応ではなく、ハンガリー難民自身や非国家主体によるトランスナショナルな連携の動き)、第13章、および同盟の文化的側面をテーマとする第12章と第14章は、米ソ中心史観を批判した冷戦研究の新たな動向を直接反映し、日本語によるまとまった論考として本書の研究史上の一つの意義をなしている。¹⁰⁾ 編者が冷戦の「変容」という観点からこうした点に注目した背景には、以下のような問題意識がある。即ち冷戦の変容と終焉に関して、「冷戦体制を管理することに共通の利益を見出す」米ソを中心とする従来のデタント研究では、「なぜ冷戦に終止符が打たれることになったのかを十分に説明できない」として、「米ソ以外の国家の挑戦や非国家的アクター間のトランスナショナルな連携運動が冷戦秩序の変容を促すという側面」にも目を向け、特に「ソシアル・デタント」や「下からのデタント」という視点を重視して「冷戦の変容過程に光を当てる」必要があるとされているのである。¹¹⁾ これは、前書『冷戦史の再検討』で序論においてその重要性が指摘されていたものの、本論の中にはそうした研究は含まれず、同書の書評において、「冷戦終焉の力学」を明らかにすべきであったと齋藤嘉臣が課題として指摘した点とも関連する。¹²⁾ 編者は、そうした点を本書で強く意識し、冷戦の「変容」から「終焉」への「力学」の解明に資するべく、この (A) の部分の諸論考を取りまとめたと考えられる。

これら5編の論文は、従来の冷戦研究において十分な究明がなされてこなかった社会運動や文化的要素が果たした役割に関する意欲的な研究であるが、課題も多い。例えば芝崎論文と都丸論文は、分析対象としている1960年代初頭までの反核平和運動 (第3章) 及びハンガリー難民とそれを支えるトランスナショナルな運動 (第4章) における萌芽的な動

¹⁰⁾ 社会運動と冷戦の終焉に関しては、周知のように以下の代表的研究がある。Matthew Evangelista, *Unarmed Forces: The Transnational Movement to End the Cold War* (Ithaca: Cornell University Press, 2002). また冷戦そのものがテーマではないが、冷戦期の同盟の「文化的基盤」を考える上で重要な示唆を与えるものとしては以下の研究がある。Peter J. Katzenstein, ed., *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics* (New York: Columbia University Press, 1996).

¹¹⁾ 菅『冷戦と同盟』、14頁。

¹²⁾ 齋藤「書評」、176頁。齋藤は、「従来は捨象されがちであった社会レベルにおける冷戦秩序からの影響や、冷戦変容・終焉の社会的要因等についても解明」の必要があり、そのためには「旧来の外交史的な手法だけでなく、広く社会史やメディア史等も含めた研究」によって、「政策決定者間の対立と交渉の歴史」だけでなく、「国家-社会間の相互作用や同盟を下支えするような思想的・文化的基盤等を含めた広い意味での冷戦史」の必要性を指摘している。同上論文、176頁。その齋藤自身も本書の共同研究に加わり、NATOの「文化的基盤」について第14章で分析している。

きが、その後の冷戦の実際の「変容」や「終焉」とどのように結びついているかを明らかにしていない。また第12章の松田論文も日米安保体制を支えた文化教育ネットワークの一つとしての「日米文化教育交流会議(カルコン)」に関する問題提起は重要だが、カルコン自体の詳細な分析は今後の課題として残されている。また「同盟の文化的基盤」に関して、第14章の齋藤論文はNATOが自己正当化のために用いた「テキスト」を実証的に分析した興味深い研究であり、自ら「同盟の表象学」とも形容しているが、基本的には同盟に関する「プロパガンダの分析」であり、それが「同盟の文化的基盤の分析」とまで言えるのかどうか。また分析方法についても、主に公文書を用いた伝統的手法による分析で充分なのか、検討の余地があろう。この点に関しては、編者も指摘しているように、日本語でも久保文明らによる「同盟と文化」に関する興味深い研究があり、「理念の共和国」としての米国の同盟関係が持つ独特の意味について論じられていることは、今後この問題を考える上で参考になろう。¹³⁾

また(A)に属するもう二つの論考である第1章と第2章で扱われている途上国の開発問題に関しては、近年の冷戦史研究のもう一つの特徴である第三世界諸国の自立的動きへの注目とは一味違った形で、「冷戦終焉の力学」の解明という視点から途上国と冷戦との関係が取り上げられている。即ち編者は、近年における冷戦と第三世界に関する研究の嚆矢ともいえるウェスタッドを引用して、「米ソ冷戦は近代性をめぐる対立」であり、「冷戦の最も重要な局面は、軍事面でも戦略面でもなく、ヨーロッパ中心的なもの」でもなく、「第三世界における近代化をめぐる闘争」であったとすれば、「輸出志向型工業化戦略によって急速な経済成長を遂げる…『アジアの台頭』は、社会主義モデルから自由主義モデルへの転換という大きな流れ」を生み出した要素の一つともいえ、こうした転換が「冷戦秩序の変容」に与えた影響の考察が「冷戦の終結に至る過程を理解するために不可欠な作業」とするのである。¹⁴⁾ 本書の二つの章は必ずしもこうした課題に直接応えるものではないが、『ケンブリッジ冷戦史』でも特に第3巻に冷戦の終焉との関連で経済のグローバル化や科学技術、消費主義等の影響について多くの論考が集められるなど、こうした広義の経済的要素が冷戦の「変容」や「終焉」に果たした役割の解明は今後の課題といえよう。

次に(B)の諸論考(第2部・第3部の第5章～第11章)は、「冷戦秩序の変容に伴い同盟がいかなる変容を遂げたか、また冷戦の変容過程で崩壊する同盟と、冷戦後の今日に至るまで存続している同盟があるのはなぜか」という問題意識に基づき、「同盟」そのものを政策決定者に焦点を当てて検討しており、(A)の各章とは趣を異にしている。¹⁵⁾ しかし、冷戦史研究の文脈からいえば、米ソ中心史観とは一線を画して、第7章の倉科論文、第8章

¹³⁾ 菅『冷戦と同盟』、47-48頁の注32。久保文明編『アメリカにとって同盟とはなにか』(中央公論新社、2013年)。特に第1～4章を参照。また「同盟の文化的基盤」については、コンストラクティビズムのアプローチが持つ可能性についても検討の必要があろう。Katzenstein, *The Culture of National Security*、特に第8～10章を参照。

¹⁴⁾ 菅『冷戦と同盟』、15-17頁。冷戦と第三世界に関する初期の本格的な研究としては、修正主義の視点から米国とソ連の共産主義ではなく、第三世界の左派、「過激主義」との対立を強調した以下の著作を参照。Joyce Kolko and Gabriel Kolko, *The Limits of Power: The World and United States Foreign Policy, 1945-1954* (NY: Harper & Row, 1972)。

¹⁵⁾ 菅『冷戦と同盟』、23頁。

の森論文、第10章の中島論文など同盟内政治とその「変容」の分析に重点をおいた手堅い実証研究が集められており、前書における同盟内政治に関する研究の成果を継承している。特に中島論文は、ヨーロッパとアジアの比較という編者のねらいを所収論文の中で最も明示的に反映させた形で、西独とNATOの関係を視野に入れつつ日米同盟の分析を行っている。一方、第9章の豊下論文は「安保の論理」、第11章の初瀬論文は同盟の「バランスシート」、というそれぞれ伝統的な外交史研究の手法とは異なる興味深いアプローチで日米の同盟関係を分析している。一つ残念なのは、第6章の松村論文が西側同盟と比較した「制度的基盤の弱さ」を軸に中ソ同盟が破綻へと向かう要因についてすぐれた分析を行っているものの、他の東側同盟の事例が本書では取り上げられていない点である。中ソ同盟には前書でも2章が割かれていたが、ソ連と東欧諸国、キューバ、ベトナムとの関係、ないし中国とソ連以外の東側諸国との関係といった東側の「同盟内政治」の解明、および西側同盟との更なる比較が今後の課題としてあげられよう。

以上、本書の内容を冷戦史研究の文脈、および前書『冷戦史の再検討』との関連で検討してきたが、本書は「同盟」そのものに限らず、冷戦に関わる幅広く多様なテーマを含む日本における冷戦研究の最新の包括的成果といえ、前書『冷戦史の再検討』とあわせて、『ケンブリッジ冷戦史』のいわば「ミニ日本版」として日本での今後の冷戦研究の一つの指針ともなりえよう。その一方で、本書を全体として見ると、(A)と(B)の部分が「冷戦と同盟」というタイトルの下で相互にどのような関係にあるのかが必ずしも明らかではない。概ね伝統的な外交研究の方法を用いて同盟内政治の実証研究を行っている(B)の諸論考が、社会運動や文化的要素、経済的側面等に重点を置いた(A)の諸研究とともに「冷戦」と「同盟」に関するどのような研究の新たな方向性を示すのかという点は、やはり最後にまとめを設けて論じてよかったのではないか。そして、前書の書評において、齋藤も指摘する「社会的・文化的領域を巻き込んだ総力戦としての冷戦像」を描いていくうえで本書が持つ意味について編者の言葉でまとめてほしかった。¹⁶⁾ この点に関連して、最後に細かい点であるが、「冷戦と同盟」というタイトル自体もややミスリーディングの感がある。本書の内容は、狭義の同盟研究に留まらない広がりを持つものであり、「同盟」とは直接かかわらない論考も多く、このタイトルはむしろ前書により相応しいタイトルであったかもしれない。

¹⁶⁾ 齋藤「書評」、176頁。

小塩和人著 『アメリカ環境史』

(上智大学出版、2014年)

信 岡 朝 子

「上智大学アメリカ・カナダ研究叢書」の第1冊目として刊行された本書は、その簡潔な書名に示されるように、16世紀から21世紀の北米大陸という「便宜的」(245)¹⁾に区切られた時間および空間の中で、自然環境と人間社会がどのような相互関係を築いてきたのかという過程を、民族やジェンダー、階級といった人間社会の多様性にも目配りしつつ、包括的に描き出そうとする試みである。著者である小塩和人氏は、前著『水の環境史——南カリフォルニアの二〇世紀』(玉川大学出版部、2003年)において、南カリフォルニアを事例に、アメリカの水政策の歴史的推移を子細にたどっている。その際、「人間が自然に働きかけた様子の方は良く描けているがその逆に関する記述がない」(255)との指摘を受け、その反省をもとに本書を執筆したと述べている。

そうした狙いに基づく本書が提示する「環境史」とは、果たしていかなる学問体系と言い表すことが出来るであろうか。1970年代以降という、比較的最近意識され始めた学問分野であることもあり、環境史の目的や方法論などに関して研究者間の共通理解が確立されているとは言い難い。こうした点を踏まえて著者は、現在の環境史がいかなる新しい視点を提示し得るのかという点を、近接する他分野との対比から説明している。

まず、ドナルド・ウースターの言葉を借りつつ、環境史は「環境主義史」とは異なるという見解が示される。すなわち環境主義史は、自然を人間による破壊からどのように保護すべきかという倫理的問題、あるいは、それにまつわる社会運動の歴史にしばしば言及する。それに対して環境史は、「特定の時代および場所における環境と人間社会の相互作用を検証する」(2)ことを目的とし、必ずしも倫理的問題や社会運動史にのみ深入りするものではない。その一方で、環境史の分野としての特質を別の角度から際立たせる意味で、著者は前述のウースターの定義に基づき、環境史と「生態史」との間に見られる対比も示す。この両者は、その主題と方法論において互いに似通った存在ではあるが、生態史研究が、複雑に変化し続ける生態系(ecosystem)の一部分として人間を捉えるのに対し、環境史は、環境と人間の思想や価値観、生活様式等との間に見られる「相互影響」により注目するとされる。すなわち生態史が、歴史を決定する一要因としての「土地」や生態的変動の影響の方を重視し、国民国家という空間的単位にはあまり重きを置かず、学際的、長期的視野に立つ傾向にあるのに対し、環境史は、生態史に比べてより最近の文明を扱い、思想史、科学史、自然史、社会運動史、政策史、経済史、社会史など、複数の人文社会学系を中心とする学問分野における成果を内包しつつ、文化史的視点や、国民国家・政治行政的な境界線をより考慮に入れる傾向を持つ。まとめると環境史とは、「生態系、生産、再

¹⁾ 以下本書からの引用については頁数のみ表記。

生産、思考の相互作用を検証する」学問ということになるのである(4-6)。

こうした観点から著者は、環境史が提供し得る視点を以下の4つの次元にまとめている。第1の次元は、自然それ自体に注目し、自然が人間に与える生物学的作用と歴史的事象との関係性を検証するものである。北アメリカ大陸における、ヨーロッパからもたらされた疾病や種子、雑草などが、西欧諸国による新大陸植民地化のプロセスにもたらした影響などがその例としてあげられる。第2の次元は、狩猟、採集、農業、工業など、生産・再生産に関わる経済システムの変遷への注目である。第3の次元は、ジェンダー研究の発想に基づく再生産をめぐる制度の諸問題、第4の次元は、宗教や自然観といった価値観の変遷の問題とされる。特にこの第4の次元については、思想史や概念史の領域においてすでに多くの研究蓄積がある。そして、これらの4つの諸次元が、特定の歴史的事象の中でいかなる相互作用を及ぼし合ってきたかを検証することこそが、環境史の一つの目的とされる(6-7)。

このように、主に本書序論での記述をもとにこれまで「環境史」の定義やその学問上の位置づけといった点についてかなり詳細にまとめてきた。その理由とは、『アメリカ環境史』と銘打たれた本書が、環境史という、既存の学問分野における研究蓄積に依拠しつつも、これまでとは違う新しい見解と方法論を提起するという学問分野としての特質を、本書の構成、あるいは記述の仕方自体によって、具体的に体现していると思われるからである。例えば著者の前著である『水の環境史』は、南カリフォルニアの水利政策の立案、実施、評価に携わった人々のオーラルヒストリー、地方自治体、州・連邦政府の公文書、新聞雑誌の報道記録などを資料として用いた、²⁾ 実証性の強い歴史記述であった。それに対して本書は、北米大陸における環境史の変遷を、16世紀から21世紀という非常に長い時間的推移の中で、一次・二次資料双方を含めた、環境史研究に関わる基礎文献を章毎に示しつつ通史的に概観するという、入門書、概説書としての性格を強く持っている。ただし本書は、単なる入門書であることを超え、上記の「4つの諸次元」に基づく学際的視点を、章毎にテーマを変えることでバランスよく取り入れ、また最新の環境史研究における課題や問題点を随所で言及するなど、環境史という新しい学問体系に対する批判的眼差しを欠かさない。そうしたバランス感覚の優れた筆致により、入門から応用まで、幅広いニーズに対応し得る厚みのある内容となっているのである。

本書は、序章・終章および12の章から構成されている。序章においては、前述のように環境史なる学問の成り立ちや展開、その定義や現行の課題があげられる。とりわけ著者による、「環境史が提供する1つの重要課題とは「語り」の意味である」(8)との指摘は重要であろう。すなわち、環境史に限らず従来の歴史記述の多くが、進歩と衰退を対比させるような「語り」を採用し、人類の発展と墮落、あるいは「楽観的な物語とならんで悲劇的な失樂園」(8)の物語を繰り返し描き続けてきた。環境史においても、特にアメリカ西部史においては「経済開発か自然保護か」という二項対立的な見方が支配的であった点が歴史家リチャード・ホワイトの言及に基づいて示され、ゆえに、人間文明と原生自然を互いに相反するものとして位置付けない新たなアプローチが、今日の環境史において模索さ

²⁾ 小塩和人『水の環境史——南カリフォルニアの二〇世紀』(玉川大学出版部、2003年)、2頁。

れつつあることが述べられる(9)。その意味では本書も、進歩と墮落、あるいは文明と自然の対立という従来の物語形式を乗り越えた、新しい歴史記述を模索する試みの一つであると言える。

続く第1章から実際の歴史記述に移っていくわけだが、第1章は、北米大陸の地理的条件の紹介に始まり、ヨーロッパ人による植民地化以前の、北米先住民の地域分布や、気候的条件に適応した自然利用の特徴などがあげられる。主に取り上げられるのは、南西部の先住プエブロ族と北東部のミクマク族であり、前者がスペイン人植民者に、後者がフランス人植民者にどのような影響を受けたかが示される。なお、本章を含め各章の冒頭でしばしば示されるように、本書に含まれる章の多くが、環境史家キャロリン・マーチャント(Carolyn Merchant)の著書³⁾を参照していることを付け加えておく。

続く第2章では、スペインやフランスから約半世紀遅れて植民地化に着手したイギリスが、その農業経営によって人間と環境にもたらした影響が述べられる。主に17~18世紀のチェサピーク湾域でのタバコ栽培を例に、南部の降雨量や土地の肥沃さ等の自然条件が、現地のタバコ産業の発展、ひいては南部の奴隷制度の形成にもたらした影響等が記される。

第3章以降の主要な舞台は、アメリカ東北部ニューイングランド地方である。まず第3章で、ニューイングランドの森林地帯における北米先住民の生態系管理、およびヨーロッパからの植民者が森林地帯にもたらした影響が、経済史・思想史的観点を変えて考察される。第4章は、18世紀の北米沿岸都市部を中心に確立された輸出・自給自足併存型経済が、19世紀の全国市場型経済へと移行する過程を目撃した文筆家、哲学者、文芸家らによる、当時の経済発展、および自然や文明についての認識や知覚を描写するものである。こうした文化史的視点は続く第5章でも強く意識され、18世紀末から19世紀半ばにかけての社会機構の変動の中で、博物学者パートラムを始め、コールリッジやワーズワース、ゲーテらの影響を受けたH・D・ソローの著作、自然の「商品化」という概念を思索したエマソンの論考、あるいはハドソン・リヴァー派という画家一派による風景画の歴史的意義等が主に論じられる。

第6章では、前章までの考察の対象であったニューイングランドから、アメリカ南部へと舞台が移される。ここでは、18世紀末から19世紀初頭にかけて、「綿花王国」と呼ばれたアメリカ南東部の「気候、土壌、害虫、肥料そして奴隷制度に基づく資本主義農業の相互関係性」(109)が主に検証される。英国やニューイングランドの機織り機を始めとする技術革新と、南部奴隷制との関係性が中心的テーマだが、当時のイギリス人女性が書いた書簡などをもとに、人々が奴隷制度と南部自然の豊かさをどう捉えていたのかを描出する文化史的記述を含める一方で、メキシコワタミゾウムシという綿花につく「害虫」が南部経済にいかなる打撃を与えたのかという、生態学史的な考察も併せて展開されている点が特徴的である。

第7章以降は、アメリカ南部からさらにアメリカ西部史へと視点が移される。第7章の主要テーマは、19世紀半ばのカリフォルニアで始まったゴールドラッシュである。ここ

³⁾ 本書で特に参照されているのが、Carolyn Merchant, *Major Problems in American Environmental History: Documents and Essays* (Lexington, MA: D.C.Heath, 1993)、並びに、Merchant, *American Environmental History: An Introduction* (New York: Columbia UP, 2007)である。

で注目されるのが、文字通り世界中から人を集めたゴールドラッシュにより形成された、北米先住民や黒人を含むアメリカ人、カナダ人、ヨーロッパ人、アジア人、ラテンアメリカ人といった、多人種多民族集団により形成された多文化的関係である。そこに、金鉱採掘場の劣悪な環境や煤煙、汚水などが生態系に及ぼした影響についての記述が続く。とりわけ本章後半において、金採掘の負の遺産として、カシの木の大量伐採や、灰色グマなどの多くの野生動物がシエラ山脈周辺で消滅したこと、またサケを含む多くの魚が急激に減少した結果、「ある程度までは回復可能だが、先住民だけが住んでいた頃の生態系にもどすことはできない」(139) ほどに自然破壊が進行した点が述べられる。こうした記述の背景には、従来の歴史記述におけるゴールドラッシュの進歩的理解、すなわち、「フォーティナイナーズが大地から金銀を採掘し、農民が牛を放牧し小麦を育て、富を蓄積し、フロンティアで培われた独立独歩の人間の勝利」をもたらした、というような、単線的歴史記述への強い反省がある。

続く第8章で描かれるのは、西部開拓の舞台である「大平原」をめぐる歴史物語である。従来の歴史記述において、特にフレデリック・ジャクソン・ターナーをはじめとする伝統的西部史家たちは、過酷な自然と先住民の脅威を科学技術の力で克服する「勝利の物語」(143) を描き続けてきた。それに対して「環境史的」西部史は、自然環境を、人間の行為を単に受け入れるだけの客体として描くのではなく、むしろ歴史的主体として重要な役割を果たす一要素として捉え直す。それにより「単なる環境保護の思想や運動といった歴史叙述を越えて、新しい歴史解釈の基盤となる」(143-144) 歴史観の生成が期待されるのである。

こうした前提に基づき、本章の中心的主体として登場するのが、先住民やヨーロッパ植民者ではなく、大平原を長期にわたり支配してきた動物、バッファローである。そのバッファローを中心に、大平原における先住民の伝統的生活様式や文化が構築されてきたわけだが、16世紀以降ヨーロッパ人により南米経由で馬が持ち込まれたことで、大平原の生態系や経済に大きな変化が生じる。遊牧型に生活様式を変化させた先住民部族が現れ、また馬の利用により効率的なバッファロー狩りが可能になり、それにより先住民の生活は、干ばつや疫病によるバッファローの増減により強く影響されるようになる。さらに、富と名声の象徴として先住民社会の中で馬が機能しはじめると、馬の数を基準とする社会的差異が形成されていく。一方、18世紀末から19世紀初頭にかけて先住民部族の間で大流行し、大平原全体で約1万7000人を死なせた天然痘は、馬を使いヨーロッパ系アメリカ人と広く交易する部族の中で拡散した。こうして1870年までに大平原からバッファローが消えると同時に、バッファローに依存する先住民文化も消え去ったのである。

こうした流れを受けて、第8章後半でまとめられるのが「生態系に優しい」先住民というイメージをめぐる議論である。すなわち、土地開発者としてのヨーロッパ人との対比の中で、土地と調和する伝統的自然保護論者として先住民を描き出すような歴史記述は、これまで様々な議論を呼んできた。その一方で、先住民が実際には自然環境とどのような関係を持ち、ヨーロッパ系アメリカ人の植民地化によりいかなる影響を受けたのかという議論も活性化されている。さらに著者は、環境史家ウィリアム・クロノンの主張をもとに、これまでの「大平原」の歴史が、白人開拓者を中心とする進歩の物語として描かれてきた点を批判し、今後は、従来の歴史物語から排除されてきた、先住民やバッファロー、黒人

カウボーイや自営農民、女性開拓者、中国人、メキシコ人らについての多様な「物語」を含めることが、新しい西部史の課題であると述べている。(160, 164)

そして第9章から、時代は20世紀に入る。本章で取り上げられるのは、資源の効率的管理を目指す「保全 (conservation)」と、自然それ自体の「保護 (preservation)」を求める主張との対立が、近代的自然保護思想と国立公園制度の形成を通じて描かれる。注目すべきは、これらの思想や制度が、「あたかも普遍的な価値を有するかのようによて考えられてきた」ことへの、著者からの明確な批判の提示であろう。著者は、20世紀初頭という「特定の時代と国家に台頭した価値や運動が時空を超越する、となぜ考えなければならないのだろうか」との疑問を呈し、人の手が入っていない特別な自然としての意味を付与された「原生自然」は、人間の思考による構築物であり、自然を蝕む「病原菌」としての人間文明というイメージの形成こそが、ウィルダネスを「人間が作り出した問題を解決する糸口」であるかのように見せかけていると主張する。その意味でウィルダネスとは、人間が見出した解決策ではなく、人間が作り出した問題そのものであると捉え直すことができるのである。(179)

続く第10～12章では、地域毎に移行してきたこれまでの歴史記述とは多少異なる切り口が示される。第10章では、19世紀後半の都市化と産業化に伴う生活環境の変化、とりわけ、東部や中西部の大都市における大気汚染、廃棄物、騒音、水質汚染などの問題、あるいはそれに伴う都市住民の健康被害について、工学者、市民、政治家らがどのように対応したのかが検証されている。第11章の主題は、これまでの流れと若干切り離された形で、「生態学」なる学問の形成とその展開がまとめられる。ただし本章の内容は、1892年に科学者エレン・スワローが「エコロジー」という言葉をアメリカで初めて紹介して以来の、北米における生態学の発展史を述べるにとどまらない。すなわち、スワローに続く、生物学者フレデリック・クレメンツ、生態学者アーサー・タンズレー、ロバート・M・メイ、アルド・レオポルドといった人物が提唱した、生態学の概念において用いられる「有機」「機械」「カオス」などのメタファーが、人間の自然に関する態度や倫理観に与えた影響、ひいては、環境史の専門家や環境政策の立案者に及ぼした影響についての考察が展開される点に、本章の内容の独自性がある。

そして「環境主義の時代へ」と題された第12章では、1970年代以降の、いわゆる「環境の時代」において、政策や法制度、市民運動などにより経済開発が規制され、原生自然を保護する動きが顕著になるまでの経緯が述べられている。20世紀初頭、近代的自然保護の思想が生まれたセオドア・ローズベルトの時代から、第2次世界大戦を経て、殺虫剤の規制や絶滅危機種の保護など多くの環境関連法案が提出されたケネディ政権時代、環境アセスメントが整備されたニクソン政権時代、カーター政権時のオイルショックに、レーガン政権における規制緩和といった、政権ごとの環境保護関連政策の変化、発展が述べられる。最後に終章では、環境史の今日性という観点から、「環境正義」「環境人種主義」といった、多文化主義と環境問題が交錯する領域を取り扱う新たな方法論、もしくは概念が紹介されている。

このように、ここまで各章の内容や構成をかなり子細にまとめてきたが、それは前述のように本書の特徴が、異なる学問分野、あるいはディシプリン間で分断されていた研究成果や情報をあえて交錯させる中で、複合的・多角的な視点に基づく新しい歴史記述の形式

を模索しようとする著者の態度、あるいは記述の構成自体にあると考えるためである。

こうした「新しい」歴史記述を模索する態度に加え、本書のもう一つの功績としてあげられるのが、時代毎に展開される出来事の間には存在する、歴史的連続性への意識的注目である。例えば従来の環境史研究の多くは、19世紀末から20世紀初頭にかけての近代的自然保護の概念が確立された時代と、1970年代のいわゆる「環境の時代」以後の展開に、記述の焦点が偏る傾向にあった。しかし本書は、例えば1970年代以降の環境運動の展開が、20世紀前半からの歴史的潮流の延長線上に捉えられるなど、従来の歴史記述が埋めきれなかった空白や連続性を意識的に補完することを目指している。

一方、本書の課題点をあげるとするならば、上記のような、歴史記述の包括性と連続性を重視するあまり、歴史を語る上での「物語」の軸や力点のようなものがより認識しづらくなった点であろうか。従来とは異なる歴史記述の選択により、どういった意味での新たな視点が見出され、またそうした新しい視点の構築が何を意味するのか、その学問上の意義や目的とは何か、といった点が、多様な対象の選択や方法論が紹介される中で拡散し、曖昧になっているように感じられる。これについては著者自身も、「包括的な歴史観を目指す環境史研究は非常に難しい課題を抱え」(253) っていると認めているが、本書をはじめ、環境史の包括的歴史観の追求がしばしば陥りがちなジレンマが、本書における、幅広い時代や対象、方法論への目配りの良さと、極端なまでの記述の中立性とバランスの良さに、図らずも表れているのかも知れない。

ただし、こうした課題は今後の環境史研究全般の積み重ねの中で徐々に解決されるべき問題であり、本書の存在意義を決定的に損なうものではないであろう。そして、現代の環境史が抱えるもう一つの課題、すなわち、「人間が人間のために叙述する歴史物語が、忠実に自然の「声」を描き出せるか」(253) という問題に、著者が今後どのような歴史記述によって応えていくのかという点に、大いに興味が湧いてくる。その意味で本書は、今後の環境史研究の無限の広がりを感じさせる、非常にスケールの大きな序章として捉えることも可能なのである。

大森一輝著
『アフリカ系アメリカ人という困難
——奴隷解放後の黒人知識人と「人種」』

(彩流社、2014年)

藤 永 康 政

2009年、アメリカの歴史上初めての「黒人大統領」の誕生は、「黒人」や「人種」の歴史の研究に携わっている者に大きな挑戦を突きつけた。周知のとおり、前年の大統領選の頃より聞かれ始めた「ポスト人種」という言葉は、その後瞬く間に人口に膾炙するようになったのだが、では、「オバマ」という現象でもって、アメリカ社会は、人種差別を克服したと言えるのだろうか。このような問いかけに、首肯するだけの者は決して多くない。ところがしかし、現代アメリカ社会における「黒人」について説明しようとする、それは困難を極めることになる。

本書は、再建期から現在までに至る8名の黒人知識人を中心に、彼らの「人種」との格闘の有り様を、評伝の形で考察する思想史研究である。考察の対象とされた黒人たちの知的営為が、急進性と保守性を同時に備えていたことを剔抉する著者の手腕は、鮮やかである。その議論は、上の現代的な問いかけを考えるうえでも、すぐれて歴史学的な観点からの貴重な示唆に富んでいる。これをまず述べたあと、以下では、本書の内容と主要な議論を紹介し、その後に改めて評者の意見を記してみたい

第1章(「黒人法律家が見た「メルティング・ポット」と「メリトクラシー」)が取り上げるのは、南北戦争終結直後から20世紀初頭にかけて、ボストンの法曹界で活躍した「黒人エリート」、アーチボールド・H・グリムケとジョージ・L・ラフィンである。両者とも、人種に基づいた判断をしないことこそが、アメリカの理念を実現するとみなすことで共通の立ち位置に身をおく。著者によると、ラフィンの姿勢が明確に現れている事例が、クリスパス・アタックス記念碑の建立計画での彼の見解であった。彼がアタックスに見たのは、黒人としての功績ではなく、アメリカ革命の理想を体現したことにあった。そのようなラフィンは、「人種が混じり合うこと」(混血)を通じて実現されることを思い描くようになるのだが、それはまた、「アメリカ化」を完了していた「エリート」の在り方をモデルとし、このモデルとは異なる黒人が「淘汰」されることをはからずとも想定するものでもあった。しかし、白人が黒人から学ぶものはないと考えられていた当時であって、このような考えは一定の急進性を具えたものでもあった。またグリムケは、「機会の平等と優勝劣敗」への深い信念を持っていた。個人としての自助努力こそが、黒人の進歩の唯一の鍵だと考え、他方で「普通の黒人」が直面する問題を意識的に閉却し、黒人が特別の扱いを受けることには反対していた。しかし、グリムケの立場は、同じく「自助」を尊ぶとはいっても、「集団としての自助」を唱えるブッカー・T・ワシントンとは異なり、「カラー・ブラインド」な「個人としての自助」を重視するものであった。それは、しかし、「すべての責任は個人

が負うべきだとした点で、ワシントンよりも過酷な思想であった」(48頁)。

第2章(「黒人は「愛国者」たり得るのか?」)は、構成員の圧倒的多数が白人である、南北戦争北軍の復員軍人組織、共和国軍人協会マサチューセッツ州支部の「司令官」になったジェームズ・H・ウルフを取り上げ、黒人であることと「アメリカ人」であることのアポリアに焦点を当てる。「黒人的」な風貌を持たず、不平不満を声高に主張することも無いウルフは、「人種間には何の問題もないことを示す格好のシンボル」だった。このウルフが頭角を現していた19世紀末は、南部連合の兵士が愛国者として顕彰されるのと反比例し、黒人が疎外感を深めていく時期でもあった。そのような時代を背景に、ウルフは、南北戦争における奴隷制打倒の意義と黒人兵の貢献を語り、黒人の権利が蹂躪されていることの現状を非難した。著者は、ウルフが「黒人ナショナリスト」とも親交を温めていたところに着目し、「特異な歴史を背負った集団としての団結も辞さず、しかも、そうしても、アメリカ人であることを否定する分離主義・分派行動にはならないという多元的かつ重層的な考え方」の持ち主であったと彼の立場を位置づけ、「個人」「黒人」「アメリカ人」の「三重の尊厳の統合を目指していた」(73, 75頁)と評価する。ところがその後のアメリカでは、人種を越えた愛国者の連帯というウルフの夢は容易に実現を見ず、黒人が「アメリカ」に愛国者として認められることには大きな障害が立ちはだかり続けたのであった(79頁)。

第3章(「アフリカに真の「アメリカ」をつくる」)では、アフリカへの植民を試みたアメリカ黒人(アメリコ・ライベリアン)たちとアレキサンダー・クランメルが考察されている。20世紀初頭になると、再建期の「カラー・ブラインド」な国民統合の試みが挫折し、新移民の「白人化」と黒人の排除が同時に進行していった。そのようななかであって、黒人エリートたちは、「国民」／「非国民」の境界線を「文化・能力・階級」に置き、「人種」を無視する方向で、「アメリカ人」になることを模索し始める。このような戦略が失敗したときに、彼らの目が向かった先が「アフリカ」であった。クランメルらがアフリカ植民を推奨したのは、逆説的にも、文化・能力・階級によって区別された「立派なアメリカ人だからこそ」だったのだ(89頁)。しかし、その企図が具体化される場所であったリベリアでは、現地人の政治参加が否定されていた。著者は、このような逆説の折り重なるのなかに、「カラー・ブラインド」で「文化コンシャス」な国民意識の具現化と再建期の「カラー・ブラインド主義」に酷似したものを見て、それを「究極の「カラー(だけ)・ブラインド主義」と規定する(91頁)。理想追求の果てに排除が現象するのを助けるという黒人知識人たちの悲劇的な結末は、著者によると、彼らの国民成員資格をめぐる線引きが、「誰が」アメリカ人になれるか／なれないかに終始し、アメリカとは「どのような」ものである／あり得るのかを不問に付していたため、不毛で恣意的にならざるを得なかった」ところから導かれたものであった(100頁)。

アメリカ人であることを証明したいという「黒人エリート」たちの想いは、著者がいうように、ある種のオブセッションでもあろう。第4章(「無色」中立のデータで「黒人」の資質を証明する)が焦点を当てるのは、これと同様のオブセッションを抱えつつも、別の方法でこの「証明」を実行しようと奮闘した黒人の社会学者、モンロー・ワークである。ワークは、タスキーギ学院の記録調査部部長として、「黒人に関するデータすべてを集積する」ことを目的に研究・著作に従事し、その研究成果を『黒人年鑑』に編み続けた。この『黒人年鑑』は、黒人の所行や業績と考えられるものならば細大漏らさず公平に網羅し

たものであり、科学的データの客観的価値を全面的に信頼するワークの姿勢を反映したものであった。この事業は同時代にあっては幅広く高い評価を得る。しかし、ワーク自身は、「事実をどのように使うべきかにまで踏み込まなかったために反差別運動の世界」、そして「事実を基に独自の見解や理論を打ち立てなかったために学問の世界」から、急速に忘れ去られていくことになる。著者はここに彼の生涯の「悲劇」を見るのだが、そこから一步踏み込んで、この悲劇のなかにワークの「想い」を探っていく。「偏る」ことが許されなかった時代に黒人研究を始めたワークにとっては、中立を貫くことこそが黒人（である／についての）研究者としての志であった」のだ（121-122頁）。

第5章（「人種」を否定する「黒人」活動家）が取り上げるのは、新聞『ガーディアン』の発行人・編集者であったウィリアム・モンロー・トロッターである。同時代の評価と生後のそれが大きく異なるトロッターの生涯を検討するにあたり、著者は問う。トロッターは「〈誰〉になることを求められ、自分では〈誰〉になろうとしてもがき、〈誰〉であるとしてもてはやされるようになったのか」（128頁）。トロッターが目指したものは、単純明快な「人種」というカテゴリーの破壊であった。それは、他面において、ラフィンやグリムケと同じく、黒人による、黒人のための活動には反対を貫くことを意味した。トロッターはさらに、苦境のなかにいる黒人民衆に対しても、彼ら彼女らの意欲と努力の欠如を責めるのを厭わなかった。というのも、彼が求めたのは「アメリカ人」としての平等な機会であり、黒人という集団の一員ではなく「個人」として見られること」だったからである（136頁）。そのようなトロッターに広範な民衆の支持は集まりようもなかった。ところがしかし、1960年代以後になると「全面的な賛美」が現れるようになった。このときのトロッターの評価は、〈個人〉として生きようとした生前の彼の闘いのなかから導き出されたものではなかった。皮肉なことに、妥協知らずの真摯さが再評価された結果、装いを新たに「コミュニティ活動家」として称えられることになったのだ。著者によると、個人としてのトロッターを活動家のトロッターにしたのも、さらには彼を「ヒーロー」にしたのも、「アメリカ合衆国におけるアフリカ系人を囲う「人種」という特殊な磁場」であった（151頁）。

最後の第6章（「黒人「保守」派は何を守ろうとしたのか？」）では、シェルビー・スティールとグラン・ラウリーを中心に、現代アメリカの黒人保守派の論客の議論が批判的に検討されている。前章までの歴史的考察は、この章において、現代アメリカのカラー・ブラインド論と直接関連づけられ、特殊アメリカ的な人種と階級の錯綜が詳細に論じられている。

まず著者は、本書で論じてきたカラー・ブラインド論が、今日の黒人保守派の主張の「原型」であるとする。しかしながら、かつての黒人エリート層が直面していたのは「黒人」扱いしかされない現実であり、「カラー・ブラインドは、理想というよりも、未だ遠い夢」であった（163頁）。ところが、現代の保守派のカラー・ブラインド論では、「差別などもはや問題（にすべき）ではない」ものとされ、それは「激しい誤謬＝ドグマとしての人種完全廃棄論」へと変質していたのである（164頁）。

この章ではまた、黒人たちが辿りついた「隘路」を改めて辿り、その足あとを現代の黒人保守派の主張と対比するために、ボストンにおける黒人の運動の歴史的経緯と実態が詳細に検討されている。著者によると、全国黒人向上協会などの反差別団体の行動や戦略は、おおむね「個人」としての黒人の向上を目指す、黒人エリートたちの路線を踏襲するものだった。

た。しかし、集団としての黒人の苦悩と向き合う運動の流れもまた、歴史を通じてはっきりと存在していた。たとえば、「強制バス通学」の要求など、表面上、人種統合を求める運動であっても、それは「決してカラー・ブラインドー辺倒ではなく、人種に意味を持たせてはならない範疇と人種も考慮されてしかるべき領分とを峻別」していたものであった。人種統合はそれ自体が目的ではなく、より良い環境整備のための「手段」であったのだ(173頁)。ところが、これが1980年代以後の現代的なカラー・ブラインド論では、これまでの運動の目的が歪められて解釈され、「人種主義の区別はやめるが経済的な格差とそれがもたらす不利／有利は仕方がないというカラー(だけ)ブラインドな機会不均等容認論」(177頁)へと変質することになる。

著者は、スティールなどの現代の保守主義者を、かつての黒人エリートたちの「嫡流」に位置づけ、公民権運動の意志の継承者だと自任する保守派の議論に一定の理解を示す。しかし、その保守主義は、エリートたちの考え方の規範的部分だけが「肥大化し牙となって生まれた鬼子」なのであった(181頁)。それはまた、「差別に集団的に抵抗する必要がなくなったことの反映ではなく、逆に、終わりの見えない闘いに倦み疲れた者たちの「いつまで訴え求めればいいのか」という叫び」なのである(182頁)。

従来、本書で扱われている時期の黒人思想史研究がその研究対象としてまず指を折るべきは、ワシントン、デュボイス、そしてガーヴィであろう。しかし、本書での彼らに関する記述はコラムで簡単に紹介されるに留まり、むしろオプスキュアな人物が考察の主たる対象に選ばれている。このような考察対象の選択は本書の議論と強い関係をもつ人選であり、この点に本書の強みと特徴がある。著者によると、個人の権利を主張する急進派の代表にデュボイス、集団の生活とその前進を尊ぶ保守派の代表にワシントンを措く二項対立的図式では、「ラディカル」に人種平等を求めた人々が結局「保守的」な自己責任論の罠に陥る事情をうまく説明できないのである(22頁)。

近年の「人種」をめぐる議論では、「他者化」や「人種」、さらには「他者化」と表裏一体の形で概念化される「白人性」といった術語が、考察のなかでの具体的分析内容を欠いてしまい、それ自体が道具であり目的である空疎なものとなる傾向が強く現れている。安易な類型化を拒み、代表的な黒人知識人を取って詳しく論じないという本書の戦略は、この傾向に対する優れた「解毒」となっている。本書は、歴史を通じて黒人知識人たちが入り込んだ「袋小路」、「隘路」への道程を辿ることで、いったい彼ら知識人たちとアメリカ社会は何を「他者」とし、それぞれの時代においていったい何が「人種」であったのかを、具体的に示すことに成功している。

本書は、また、現代のカラー・ブラインド主義議論に介入することを明確に意図している。著者によると、近年の議論は、「[カラー・ブラインド論が]長い歴史を持っていること、(中略)最近になって起こった単なる反動ではないことを十分に踏まえていない」のである(12頁)。「カラー・ブラインド」という表現が現れた南北戦争直後まで遡って考察を進める本書の論考は、強い説得力をもっている。評者が本稿の冒頭で、現代的な問題にすぐれて歴史学的な観点からの示唆に富むと述べたのは、これゆえである。

この「カラー・ブラインド主義」の問題に関わって、著者と同じくこのような主張には長い歴史があることを論じた研究者に、アファーマティヴ・アクションに関する歴史研究

の第一人者であるJ・D・スクレントニーがいる。スクレントニーの議論では、かかる主張や思想の淵源は、平等な「抽象的普遍的個人」を構成員とみなす思想が政治体制のなかで形を結ぼうとしたとき、すなわち、近代に「市民権」が「発明」された頃にまで遡り、合衆国憲法の制定はその大きな画期であったとされている。もちろん、合衆国憲法は奴隷制が刻まれており、それは外見上カラー・ブラインドであるに過ぎない。ところが、スクレントニーが強調することは、合衆国憲法にはまた同時に「普遍化」する指向が強く存在していたという点である。¹⁾ このような議論を踏まえると、本書が検討した黒人エリートたちは、近代的普遍主義をある意味では無批判に懐胎しつつ、その後の公民権運動を準備したように評者には思われてくる。

だとすれば、本書が別扱した「人種の枷」と公民権運動の「カラー・ブラインド主義」にはさらに厳しい緊張があったように思われる。この点に関し、改めて公民権運動の時代の事実関係を評者なりに至極簡単に整理すると、たとえば、今日から考えると不思議なことに、政令や法案審議などの公的な場で、集団としての黒人に特殊な配慮を求めてカラー・コンシャスな議論を行った者は、主流の公民権運動家や団体のなかに存在していなかった。²⁾ もちろん、本書での紹介にもあるように、M・L・キングの「発言」のなかには、集団としての黒人の過去と現在の苦境との関連性を直視することを求めるものは存在している。それでもしかし、キングの最後の運動のPoor People's Campaignという名称が如実に示しているように、彼や南部キリスト教指導者会議の「方針」は、「黒人問題」を究極的には普遍主義的な枠組みのなかで提示しようとすることにあった。このような黒人アクティヴィストたちの姿勢は、その後もウィリアム・ジュリアス・ウィルソンなどの黒人知識人の議論を経由して、今日のオバマの姿勢や政策にまで通底していると考えても大過はないであろう。だとすると、著者が述べる「人種の枷」は、ここで論じられているよりもさらに強く黒人を締めつけており、「アメリカ」で彼ら彼女らが歩まねばならない「隘路」はより狭く、「黒人」たちが直面している「困難」はより厳しいことになりはしないだろうか。「カラー・ブラインド」と「カラー・コンシャス」の二元論の狭間で、前者の立場へと追いやる普遍主義の圧力が「アメリカ」には存在しているように評者には思われるのである。

では、本書が脱構築を目指し、それに成功した急進性と保守性の二元論は、近代の普遍主義という項を置いた場合に、「ブラインド」／「コンシャス」の二元論といかなる関係にあるのだろうか。このような評者の問いは望蜀の嘆である側面も強いであろう。しかし、それはまた、急進派／保守派の二元論の脱構築とならぶ、本書のいまひとつの大きな議論と決して無縁ではないように思われる。

そのいまひとつの大きな議論は、本書での歴史研究としての考察や議論が太い導きの糸となる形で、(日本における)黒人史研究に関する本質的問いかけ・提言の形をとって展開されている。著者によると、トロッターの再評価の契機は、黒人の運動が黒人コミュニティの「エンパワメント」を目指すようになった時期にあり、〈学〉の厳密さを追求した過程で起きたというよりも、むしろ〈学〉に内在する価値観が露骨に顕れる過程のなかで生

¹⁾ John David Skrentny, *The Ironies of Affirmative Action: Politics and Culture, and Justice in America* (Chicago: University of Chicago Press, 1996), 22-28.

²⁾ *Ibid.*, 30-35.

じたものだった。著者は、このような変化を念頭に、黒人研究が人種主義を声高に告発した人々を英雄視し、その批判を嫌う傾向から無縁ではないと論じる。このような歴史的事例や、〈学〉の中立性を信じるがゆえに困難な立場に身を置かざるをえなかったワークの生涯を参照にしながら、著者は提言する。アメリカにおける研究が「人種」をめぐる価値判断と無縁ではあり得ないなか、「部外者」として黒人研究をしている日本の研究者・学生は、あらためて、何のために、何を、黒人の経験から学ぶのかという、その原点に立ち返るべきだろう」(122頁)。

抽象的な「個人」のみを社会の構成員とみなす考えを、誤解を恐れずにここで「近代のプロジェクト」とするならば、「アメリカ」はそのプロジェクトの「実験場」であった。ところが、「アメリカ」における「黒人」の存在は、このプロジェクトのなかの「残余」であった。そこで黒人史研究は、近代的理念から史実や現実を批判する「エレミアの嘆き」の役割を果たしながら、その理念の実現を求めて「闘う民衆」を探し求めてきた。わが国の黒人史研究においても、たとえば本田創造氏の研究では、かかる傾向が著しく強く、後続の研究者の多くはこれに強く魅了されてきた。しかし、70年代以後における実証研究の飛躍的な進展、ならびにアフリカ系アメリカ人の「進歩」とそのコミュニティの階層的分極化の同時進行を受けて、今日の黒人研究がかかる立ち位置に足場を置き続けることはもはや完全に不可能である。³⁾ ならば、新たな研究の足場はどこに定めればいいのか。このように考えると「隘路」に入るのは、黒人史研究自体でもある。本書で考察された黒人知識人たちの「隘路」は、「アメリカ」に向き合いつつ、そこから排除されてきた「黒人」という存在について考察してきた黒人史研究や黒人研究の足取りと実はパラレルな関係にあるともいえよう。

このような〈学〉の在り方への問いへは、もちろん、単なる研究者の立場や規範の表明ではなく、実証を通じて答えるべきであろう。同じく黒人史研究に従事している評者にとって本書の最大の魅力は、黒人史研究全般の在り方への問いかけが考察の手法や内容と強く結ばれているところにある。「闘う民衆」を追い求め続けてしまえば、急進的デュボイスと保守的ワシントンの二元論をあらかじめ打ち立て、前者を称えるということが繰り返されてしまう。かかる二元論の脱構築を目指した本書は、考察内容それ自体が上に紹介した問いかけへの(ひとまずの)「回答」となっている。本書は、歴史のなかにある対象に優しく、歴史研究者に対して厳しい。本書が検討する対象に寄り添いながらも批判的視点を失っていないのは、この黒人史研究の動向や傾向、さらには黒人史研究者の存在論的な問いかけが、史学的考察や検証のなかで「生きている」からである。その問いかけは、今日、いまここで、黒人史研究に従事するものすべて引き受け、自問し続けなくてはならないことであろう。

³⁾ たとえば、以下を参照、上杉忍「本田創造著『アメリカ黒人の歴史新版』は、なぜ書き直されねばならなかったのか」『年報新人文』第10号(2013年)、38-84頁。

山岸敬和著 『アメリカ医療制度の政治史——20世紀の経験とオバマケア』

(名古屋大学出版会、2014年)

西山 隆 行

はじめに

2007年に政治ドキュメンタリー映画で北米第一位の興行収入を得たマイケル・ムーア監督の『シッコ』という作品は、アメリカの医療を取り巻く問題を明らかにした問題作である。同作品の冒頭で登場した夫婦は、ともに定職を持ち、民間医療保険に入っていたものの、揃って大病を患った結果、医療費の自己負担額が膨らみ破産に追い込まれた。今日のアメリカでは、医療費の負担に耐え切れずに破産する人々が後を絶たないという。また、同作では、労働中に指を切断してしまった男性が病院に行ったところ、その男性の持っている医療保険では指一本分の治療費しか出すことができず、どの指を接合し、どの指をあきらめるかの決断を迫られたシーンも登場した。この作品に衝撃を受けた人もいたのではないだろうか。また、評者も大学院留学中に、同じ寮に住んでいた人物が夜間に腹痛になって救急車で病院に行ったところ、鎮痛剤を一錠渡されて安静にするように告げられただけで、950ドルもの支払いをさせられたという話を聞いたことがある。読者の中にも、アメリカの医療を取り巻く状況が日本と全く異なることを経験したことのある人もいないだろうか。

医療に関する日本とアメリカの最大の違いは、日本で存在するような国民皆医療保険がアメリカでは公的に制度化されていないことであり、その結果として多くの無保険者、低保険者の問題が発生していることである。公的国民皆医療保険の制度化はアメリカでも幾度となく試みられてきたが、失敗を重ねてきた。そして、2008年の大統領選挙戦では、民主党の候補となることを志していたヒラリー・クリントンらを中心に、公的医療保険の創設をめぐる活発な議論が展開された。その選挙に勝利して大統領に就任したバラク・オバマの下で、2010年に歴史的な医療保険改革が達成されたことは周知のとおりである。

アメリカでは、2010年の段階で、人口の15%を超える人々が医療保険を持っていなかった。代表的な福祉国家研究によれば、国家の産業化の進展度と福祉国家の充実度は相関する。にもかかわらず、世界で最も産業化が進展し、経済大国でもあるアメリカで5000万人程の無保険者が存在するのは驚きだ、としばしば指摘されている。だが、これは裏を返せば、アメリカでは国民皆医療保険が公的に制度化されていないにもかかわらず、国民の6人に5人が医療保険を持っていることを意味している。

これは、アメリカの医療保険が日本とは異なった発展を遂げてきたことを示唆している。アメリカでは、民間医療保険、メディケアやメディケイド、退役軍人医療サービスなどが独自の発展を遂げてきた。これらの制度は、国民皆医療保険が公的に制度化されていないがゆえに発展してきた制度である。その一方で、これらの制度が独自の発展を遂げてきた

がゆえに、公的国民皆医療保険制度導入の必要性が強く自覚されてこなかった面もあるだろう。

『アメリカ医療制度の政治史——20世紀の経験とオバマケア』と題する山岸敬和の著作は、第Ⅰ部で、20世紀のアメリカでなぜ公的国民皆医療保険制度が実現しなかったのか、その一方で、何故民間医療保険や退役軍人医療サービスなどが独自の発展を遂げてきたのかを、歴史的制度論の手法に依拠しつつ、通史の形をとって解明している。続く第Ⅱ部では、オバマ改革をめぐる様々な論点や争いについて、詳細に検討している。以下では、まず本書の議論を要約したうえで、いくつかの論点について簡単に検討することにしたい。

1. 本書の概要

(1) オバマ以前

著者によれば、アメリカの医療保険が独自の発展を遂げた淵源は、アメリカという国の成り立ちと政治制度に求められる。ヨーロッパという旧世界から独立したアメリカは、強い国家権力を否定して共和制を樹立した。絶対君主の登場を避けるべく、アメリカは三権分立と連邦制を制度化して権力を分散させ、19世紀には文字通り「小さな連邦政府」であることをその特徴としていた。だが、20世紀に入ると急速な経済発展から来る社会の歪みへの対応が求められるようになり、連邦レベルでもいくつかの社会立法が達成された。しかし、医療保険の公的制度化については、アメリカ労働総同盟や医師会の反対もあり実現しなかった。内政事項については連邦政府ではなく州政府が管轄するべきだという伝統的な連邦制の考え方も、連邦レベルでの医療保険の公的制度化の実現を困難にしたといえる。

アメリカの福祉国家の基礎を築いたとされるニューディール期にも、医療保険の公的制度化は実現しなかった。フランクリン・ローズヴェルト大統領は、医師会のみならず南部民主党の反対もあって、公的医療保険の創設を断念した。医師会は、医師と患者の間に政府が介入するのを嫌った。南部民主党は州の権利を尊重する文化を持っていたことに加えて、公的保険を通して連邦政府が病院などでの人種統合に踏み出すのを避けようとしたのだった。アメリカの医療保険制度は、このようにして確立された社会保障システムを制度的な前提として、独自の発展を遂げることになる。

アメリカの医療保険制度の発達を説明するうえで著者が強調しているのが、戦争、とりわけ第二次世界大戦が医療保険分野にもたらした影響である。第二次世界大戦は、医療保険分野に三つの点で大きな影響をもたらした。

一つは、戦時における動員と戦後の動員解除を行う上で、皆保険の必要を訴える動きが強まったことである。その動きを踏まえてトルーマン政権は医療保険制度改革を目指した。だが、冷戦がはじまると連邦政府による医療への介入はアメリカの伝統的理念に反する「社会主義的医療」として、医師会などの反対派から批判されるようになった。著者は、日本の医療制度改革についての議論では、「改革を行ってどのような国家を目指すのか」という議論が欠落していると指摘しているが(8頁)、アメリカで医療政策がその目指すべき国家像と関連させて議論されるのは興味深い事実である。

二つ目は、民間医療保険が量的に拡大したことである。19世紀末に登場した民間医療

保険は、1940年代後半までには適用者が急速に拡大した。戦時中に賃金統制策がとられる中で、企業は良質な労働者を確保する必要に迫られたが、1942年の歳入法によって連邦政府は給与外手当として提供された医療保険に対し税控除を認めた。これは、後に1954年歳入法でより強固に制度化されたが、後の医療保険制度の発達を考える上で大きな意味を持った。雇用者側は労働者と交渉する上での新たな材料を見つけたことになるし、労働組合も実現可能性の低い国民皆医療保険を政府に求めるよりも、企業別の医療保険の拡充を求める方が実現可能性が高く、組合員をつなぎとめる上で都合がよかった。連邦政府にしても、税制という間接的な方法をとることで社会政策を拡充することができるようになった。

アメリカの医療保険は病院サービスを対象とするものと医師サービスを対象とするものに分かれるが、病院サービスを対象とするブルークロスや医師サービスを対象とするブルーシールドのように、医療提供者が医療保険の運営に関与することのできる仕組みが出来上がった結果、医師会も民間医療保険に賛成しやすい状況が生まれた。医師会はそれら民間医療保険の拡大を支持することによって公的医療保険の導入に反対するという戦略を、徐々に採用するようになったのである。

三つ目は、退役軍人医療サービスが拡充されたことである。国家のために貢献した退役軍人のためにサービスを提供することは比較的支持を集めやすかった。だが、帰還後に民間人となった退役軍人が、軍務に関連するとは限らない障害についても「社会主義的医療」を受けることができるようになったため、退役軍人保険サービスは民間医療の提供者にとっての競争相手となった。その結果、退役軍人その他の市民が分断されたことに加え、医師会や民間保険会社などが公的保険に警戒感を抱くようになった。退役軍人向けサービスに対する評価は時代によって変化することになるが、その評価と民間保険との関係が、公的医療保険制度改革をめぐる議論に様々な影響を及ぼすことになる。

このように、退役軍人以外の人については、雇用を基礎として勤務先の提供する医療保険に加入するか民間医療保険を独自に購入するというシステムができあがったが、公的医療保険導入を求める人々は、その枠組みでは医療保険に加入するのが困難な人々に対する公的プログラム創設を目指すようになった。その成果が、ジョンソン政権期に導入された、高齢者と障害者を対象とするメディケアと、貧困者を対象とするメディケイドである。メディケアとメディケイドの実現はアメリカ医療制度史上大きな出来事である。ただし、この改革は民間保険に依拠した医療制度を存続させるパッチワーク的なものであり、以後も無保険者、低保険者は存在し続けた。また、メディケアを受給できるようになった高齢者が、国民皆医療保険の実現を求める運動から離脱するという副作用も発生した。以後、ニクソン政権期、クリントン政権期に医療制度改革が目指されたものの、メディケア、メディケイド、退役軍人医療サービスのいずれもが期待されたようには機能していないことが明らかになったことなどもあり、1997年に成立した州児童医療保険プログラムを例外として、成果を上げることはなかったのである。

(2) オバマ改革

以上の経緯を踏まえて、本書第Ⅱ部ではオバマ政権の医療改革をめぐる問題について詳述されている。オバマ政権が登場した当時は、医療無保険者、低保険者問題が広く知られ

るようになっていた。また、退職者向けの医療保険支出の高騰を一つの理由としてゼネラルモーターズが破産したことは、既存の医療保険制度が民間企業に多大な負担を迫っていることを明らかにした。その一方、1990年代に行われた退役軍人医療サービスの改革が成果を上げ、その質が向上していた。さらに、マサチューセッツ州で、共和党知事のミット・ロムニーが、保守派シンクタンクのヘリテージ財団の協力を得て、個人に医療保険への加入を義務付けるアイディアに基づき、州議会で多数を占める民主党の支持も得て超党派で医療制度改革を達成したことは、連邦レベルで改革を実現させようという機運を作り出した。オバマ大統領は、クリントン政権がホワイトハウス内に設けたタスクフォースを中心に法案を作成して批判されたのを踏まえて連邦議会に法案作成を任せるなどの工夫を行い、ロムニー改革と同様の発想に立って改革を主導したのだった。

その内容は、個人への保険加入の義務化を要点としているが、そのために、既存の雇用主提供保険を活用し、50人以上の被用者を持つ雇用主に被用者への保険提供を義務付けた。そして、州政府に医療保険取引所の設置を義務付けて雇用主提供保険に加入できない人が保険を購入しやすいようにするとともに、相対的な貧困者に財政補助を行うことが定められた。さらには、公的支援を行っても保険に加入できない貧困者に向けて、メディケイドの適用を拡大した。ただし、民主党内リベラル派が目指した、政府が一般向けの医療保険を提供するというパブリック・オプション案が断念されたことに見取れるように、オバマ改革もメディケア、メディケイド改革と同様に、民間医療保険を中心とする医療制度を補完する性格を持っていた。

このように、オバマの医療保険改革はロムニー改革と同様の内容を持っていたにもかかわらず、共和党議員から一票の賛同も得ることができなかった。オバマ改革は2014年以降に段階的に実施されることとなったが、共和党は法案成立後も改革法破棄に向けてキャンペーンを展開した。また、オバマ改革の合憲性を問う訴訟も提起され、連邦政府が、個人に対して民間医療保険への加入を義務化する権限を持つか、また、州政府にメディケイドの拡大を強制することができるのかの二点が中心的争点となった。連邦最高裁判所は、後者については連邦政府の権限を否定したものの、改革の中核部分である前者については合憲性を認めた。その結果オバマ改革は法的な正統性を一定程度は確保することはできた。ただし、本格実施を前に技術的な問題などを抱えているのは周知のとおりだろう。それらの点については、本書の第5～7章で詳述されている。

2. コメント

(1) 方法論について

以上の議論を展開するに際して著者が依拠しているのが、歴史的制度論と呼ばれる手法である。これは、人間の合理性を制約する要因として政治制度と時間軸に着目するものである。例えば、現在のタイプライターは英語をタイプするのにあまり効率的な配列ではないことが知られている。にもかかわらず、そのような非効率な配列が市場に出回って一般化すると、人々がその配列に適応してしまうし、配列を変更するにはコストがかかるため、配列を効率的なものに改めようとする誘因が低下して非効率な配列が継続してしまう。

政治においても同様の現象が発生するというのが歴史的制度論の立場である。最適でな

い制度が導入された場合にも、政治アクターはその非効率な制度的枠組みの中で効用を最大化しようと努めるようになって、その非効率な制度を改めようとはしなくなってしまふ。政治の世界では権力がその制度を強制する度合いが強いため、経済の領域よりも経路依存の問題がより強く顕在化することになる。そのような経路依存を乗り越えて政策革新を達成するような決定的転機は、戦争、経済不況などの外的ショックによって引き起こされるが、その決定的転機に達成される政策革新の成果は、新たな経路依存を引き起こすのである。

本書で描き出された医療保険制度の発展は、この歴史的制度論の枠組みに非常に適合的な事例で、本書でしばしば引照されているジェイコブ・ハッカーなども同様の枠組みで医療制度の発展を描いてきた。本書はそれら先行研究の成果を十分に活用するとともに、退役軍人医療サービスという変数を加えて、オバマ政権期までの歴史を描き出している。その意味で、極めて正統なアプローチを採用しているとともに、医療保障制度の発展を鮮やかに描き出しているのが本書の魅力である。本書は、初学者にとっては、歴史的制度論を学ぶためのテキストとして使うことも可能だろう。

その一方で、本書で著者が新たな理論的見地を付け加えたというわけではないようにも思われる。本書は利益団体などの政治アクターの活動をフォローするだけではなく、長期的に改革が成功した状況、失敗した状況を描き出しているため、オバマ政権期に医療保険の分野で政策革新が成功したのがいかに革新的だったかを説得的に論じている。ただし、その説明は理論的というよりも歴史的なものになっているという印象が残る。

実際に、大規模な景気後退が発生し、オバマのような人物が登場するという外的ショックが存在しなければ改革が実現しなかったことはおそらく事実である。また、アメリカにおいて小さな連邦政府という理念が重要な意味を持ち、多くの改革を失敗させた要因となったことは間違いないが、その要因を乗り越えて改革が実現するのはどのような場合なのだろうか。政策革新が達成されるためには一種の偶発性が必要なのは否めない事実だろうが、政策革新が発生するための必要条件や十分条件を、大きな枠組みとして理論的に提示してもらいたかったという思いが残る。

また、著者は歴史的制度論について、決定的転機で採用される政策はどのように決められるかを明らかにしていないという理論的問題点を指摘している。しかし、著者自身は自らが提起した課題に関してどのような立場を示しているのかが明確でないように思われる。オバマ改革の形成過程や論点を詳細に論じた第4章と第5章で、著者は改革につながるアイデアがどこから提起されてきたのか、また、そのアイデアが民間医療保険などの既存の制度とどのような関係に立っていたのかなどの点について詳細に検討している。新たに導入される政策案が何らかの歴史的経緯を経て、既存プログラムとの整合性を意識する形で導入されたということは、歴史的制度論の枠組みと整合性がある。ただし、そのような指摘は従来の歴史的制度論者も行っており、理論的な新しさがあるわけではない。そもそも、それらは歴史学的な研究でも必ず指摘されるはずの要因であり、歴史的制度論という理論枠組みを用いたメリットがどこにあるか、必ずしも明確になっていないように思われる。

歴史的制度論は、それ以前の政治学に見られた方法論的個人主義や非歴史性などの問題点を克服しようとする重要な試みである。しかし、歴史的制度論の適用範囲を拡大し、そ

の説明能力を高めようとする、それはしばしば歴史学の研究と近接することになる。歴史学的な手法で説明できない事柄を説明するために理論的枠組みが求められるのだとするならば、そのような歴史研究との近接は理論化の放棄を意味する。これは、歴史的制度論が方法論的に抱える問題であり、それをどのように克服するかは、興味深い課題である。

(2) 医療政策の特殊性について

次に、医療政策研究としてみた場合の本書の意義について検討したい。医療保険の問題がアメリカの政治発展の中で占める位置づけを明確にしたのは本書の大きな意義である。医療保険の問題がアメリカの政治社会で重要な意味を持ってきたことは間違いのない事実であり、日本語でもオバマ改革をめぐる天野拓の研究など優れた先行研究がある。天野の研究が利益集団や政党政治の枠組みを基本としているのに対し、それとは異なるアプローチを採用する本書が出たことは、日本のアメリカの医療政策研究を考える上で意義深いことであり、両書を併せ読むことを推奨させていただきたい。

しかし、理論的に見た場合の医療政策の重要性や特殊性については、本書でも必ずしも十分な説明がされていないように思われる。医療政策は、公的扶助や年金などをめぐる政治と、どのような点が共通し、どこが違っているのだろうか。一般に医療政策は公的扶助政策などと比して医療についての専門知識が必要になるため、医療専門家としての医師が政治アクターとして果たす役割が大きくなる。また、保険一般について、保険会社と保険契約者との間に情報の非対称性が存在するため、逆選択やモラル・ハザードと呼ばれる問題が発生しやすいことなども指摘されている。これらの問題は先行研究で繰り返し指摘されてきたことであり、本書の中でも簡単に言及されている部分はある。だが、これらの要素がアメリカの医療保険制度の発達史の中でどのような意味を持ってきたかについても理論的に抽出することに成功していれば、政策類型論、政策過程論に対しても大きく理論的に貢献できたはずであるし、医療問題に関心の低い読者をひきつけることもできたであろう。

おわりに

以上、方法論と政策研究という観点からコメントをしてきたが、本書評で記したことはある意味「ないものねだり」である。このような「ないものねだり」をしたくなるのは、まさに本書の完成度が高く、学術的価値が高いためである。広範な内容を持つ本書はアメリカの医療保険制度に関心を持つ人は言うに及ばず、アメリカ史、政治学、公共政策、社会科学方法論など、多様な関心を持つ読者にとって読む価値が高く、末永く読み続けられるべき名著である。本書の刊行を心より喜ばしく思う次第である。

Kazuyo Tsuchiya,
*Reinventing Citizenship: Black Los Angeles,
Korean Kawasaki, and Community Participation*

(Minneapolis: University of Minnesota Press, 2014)

村田 勝 幸

この文章を記している「今ここ」に触れることから始めたい。2014年11月24日、ミズーリ州のセントルイス郡大陪審は、無防備の黒人青年マイケル・ブラウンを射殺した白人警官ダレン・ウィルソンを起訴しないとの評決を下した。これにより今後、州法による起訴という途は事実上塞がれた。市民権侵害という罪状により連邦法で裁くことは可能ではあるが、起訴までのハードルはきわめて高い。もちろん、この事件に立ち入って論じることが評者に与えられた役割から大きく離れている。それでも敢えてこの件を持ち出したのは、8月9日にファーガソンという地で事件が発生してから無罪評決に至るまでの報道の在り方に、黒人コミュニティが置かれている状況やアメリカの刑事司法制度がはらむ構造的な人種主義を深層から理解しようという姿勢が(リベラルなメディアに至るまで)ほとんどみられないという異常さを、本書で丹念に扱われているロサンジェルス黒人や川崎の在日韓国・朝鮮人の住民たちによる抵抗運動が思い起こさせてくれるからである。デモを行う黒人らにリベラルな姿勢を見せているかにみえる新聞記事においてさえも、関心の中心は「デモ隊の暴徒化」であって、警察や司法を信じることができない黒人たちがもつリアルな経験に根ざした集会的記憶やコミュニティでの日常は添え物程度に扱われているにすぎない。¹⁾ 深層を見通す洞察力と共感こそが眼前の世界を内在的に理解する唯一の術であることを、太平洋を跨いだ二つのコミュニティにおける闘いを子細に描いた本書は示している。その点でも本書の今日的な意義(relevance)は大きい。

本書の比較アプローチの特徴は、検討されている複数の事例・対象が歴史実態として連関している点にある。川崎の在日住民の闘争がロサンジェルスでの貧困との戦いや「黒人神学」から思想的・人的に影響を受けていたという事実は、その具体例である。本書は、研究者の想像力によって複数の対象を関連づけるというような、多くの比較文学研究にみられるアプローチとは性格を異にしており、比較研究であると同時に交渉史としての性格ももちあわせている。以下ではまず本書の内容を簡単に整理しておきたい。

まず序論では、ともに1960年代から70年代に展開された、ロサンジェルス黒人住民による福祉をめぐる戦いと川崎の在日コリアン住民による権利闘争を比較することにかなる歴史的意義があるのかの説明される。ふたつの運動の間には実態として交渉が存在

¹⁾ 無数にあるが、たとえば「黒人らデモ「正義を」叫ぶ——警察官不起訴 暴徒化し略奪」『朝日新聞』(朝刊)(2014年11月26日)。

し、1960年代の社会運動が惹起した、「危機」への対処として現出した両者が構造的に地続きになっているという見取り図が提示された後、各章の内容が紹介される。「シティズンシップの再創造」という切り口こそが、例外主義や一国史的記述の克服と、トランスナショナルな反人種主義ネットワークの意義の理解を可能にすると著者は強調する。

本論の口火を切る第1章は、コミュニティ活動事業 (CAP) とその基本原理である貧困層の「可能な限り最大限の参加 (maximum feasible participation)」が1960年代初頭に誕生し議論された経緯とその後の展開を扱う。1964年に「発見された」貧困が個人の問題ではなくコミュニティの病理と捉えられたこと、その定義をめぐるコンセンサスがないまま人種 (主義) との関連への指摘が徹底して回避されたことなどが、CAP登場以前の展開として重要である。L・ジョンソン大統領によって押し進められた、「地方主導の包括的なコミュニティ活動計画」たるCAPは、事業計画の設計や目的の面で全体にわたり曖昧であった。「可能な限り最大限の参加」条項についてとくにその傾向は顕著であり、貧困層自身の参加がどれほど認められるべきかに関して意見は割れていた。この曖昧さこそが、関係するアクター間のせめぎ合いを惹起し、貧困層が参加主体として論争や運動に加わることを可能にした。また、貧困との戦いが資本主義の優越性を印象づけるというアメリカの冷戦戦略の一部であったこと、家父長主義的家族の再建のために男性に職を与えることが目的であるという点でCAPがジェンダー化された政策であったこと、などが詳述されている。

日本の状況に目を移した第2章では、「モデル・コミュニティ計画 (MCP)」の背景に「コミュニティ」の解体があったことがまず確認される。著者は、住民運動の高まりが日本全土の政治風景を変質させるなかで、住民の福祉ニーズに応えるだけでなく分断された社会を再統合する技術として1970年代初頭にMCPが構想・展開されたのだと論じる。そのさいCAPは重要なモデルであったが、CAPが住民参加による「革命的な」活動と捉えられていたのに対して、MCPは「穏健な」性格をもっていた。対抗運動の高まりに対抗すべくコミュニティ意識を高め、住民にそれを自発的に内面化するよう仕向けることでコミュニティの発展に献身する勢力へと住民を改造するという動機が、MCPの背景にあった。また、MCPに懐疑的な層を懐柔するために新たなモデルが戦前の「町内会」とは異なると印象づけるべく「コミュニティ」という外来語が便宜的に採用された、との指摘は重要である。コミュニティ意識が包括性や開放性に向かうのではなく容易に国民意識の醸成や多様性の排除へと帰結したことを理解するうえでも、この点は興味深い。MCPが女性を「健全な家族」の守護者と捉えたこと、非日本国籍者の排除により国籍が「コミュニティ」のメンバーシップを決定するさい固定的な基準となったこと、なども指摘されている。

第3章は、ロサンジェルスの中産階級黒人指導者と市政のせめぎ合いに目を凝らす。貧困との戦いの主導権を掌握しようとするロサンジェルス市長のS・ヨーティに対抗すべく、1964年4月、黒人指導者たちは経済機会同盟 (EOF) を創設して、貧困層自身の貧困との戦いへの参加を求めた。連邦の経済機会局 (OEO) の介入、青年機会委員会 (YOB) と EOF の合併への動き、そしてヨーティの分断戦略などで膠着していた状況を大きく動かしたのが、1965年8月11日のワッツ反乱 (Watts Rebellion) である。ジョンソン大統領が経済支援を承認したことで、ここにロサンジェルスにおける貧困との戦いがスタートすることとなった。著者は、貧困層を犠牲にして計画の主導権をとろうとする政府の役人や

ヨーティ市長と対峙するアリーナに、同地の貧困撲滅計画を政治的に利用する黒人指導者がいたと説明する。CAPはロサンジェルス黒人指導者にとって新たな政治機会をもたらす契機であり、同時にその「成果」は一般の黒人住民にトリクルダウンしたのである。

続く第4章は、ロサンジェルスにおける貧困との戦いの実践局面に注目する。OEOの資金を受け、貧困との戦いの統括機関であるロサンジェルス経済・青少年機会局(EYOA)を通して設立された近隣成人参加事業(NAPP)の責任者として1965年に就任したのが、黒人女性のソーシャルワーカー、O・ジョーンズであった。彼女は一貫して近隣の貧困層住民を貧困撲滅計画に動員することに献身し、NAPPへの参加者を福祉の受給者ではなく共同活動家とみなすとともに、「誠実さ」を欠いたプロの活動家——大半はミドルクラスの高学歴白人——に対して批判的であった。ここには、人種差別と貧困は不可分の信念があったのである。加えて、本章でとくに注目されているのが、ワッツ労働者コミュニティ行動委員会(WLCAC)のT・ワトキンスと「貧困児童手当を受給する名もない母親たち(ANC Mothers Anonymous)」のJ・ティルモンである。前者の基幹計画のひとつ、コミュニティ保全部隊(CCC)では、コミュニティ意識の重要性が強調されていた。男性中心主義的というジェンダー的制約を抱えながらも、そこで想定されていたコミュニティの成員が人種エスニック的な多様性に開かれていたという点で先進的である。ティルモン率いる「名もなき母親たち」のほうは、ジェンダー正義を求める組織である。彼女は、「可能な限り最大限の参加」を一貫して要求し、「福祉」と「労働」という二分法的な理解を乗り越える必要性を強く訴え続けた。具体的には、託児所の設立を要求し、福祉を受給する女性が外で働くか家にとどまって子育てと家事に専念するかを本人が選択できるシステムの構築を求めている。ここでのティルモンに関する詳細な描写は、「わたしたちの子ども取り戻せ母親の会(Mother ROC)」による、人種主義的な刑事司法制度や刑務所システムへの戦いを詳述したR・W・ギルモアの研究を彷彿とさせる、本書のクライマックスのひとつとっていいだろう。²⁾

川崎の在日コリアンの闘争を描いたのが、続くふたつの章である。第5章はまず、1960年代末から70年代初頭にかけて川崎市臨海部に在日コリアン居住区が形成され、その地が在日の活動拠点として発展していく経緯が説明される。かれらに「シティズンシップの再創造」のための場を提供したのが、国籍を理由に就職を拒否された在日二世の朴鐘硯が起こした日立就職差別裁判であった。著者は、闘争に関わる在日コリアンの教会が黒人神学の影響を強く受け、自らの運動に新たな意味を付け加えたのだと論じる。世界大に広がる宗教組織のネットワークを経由して黒人指導者に会い、かれらの運動との間に「共通の地盤」を見出したことが裁判での勝訴をもたらし、ひいてはそれが日本における在日コリアンの闘争にとっての画期となった。

第6章は、川崎の在日コリアンが市や国の排他的な福祉政策と立ち向かうなかで、福祉権を求める主張を展開し、新たなシティズンシップ像を提示したことを描き出す。社会福祉法人青丘社の創設と活動、川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会の立ち上げ、若い

²⁾ Ruth Wilson Gilmore, *Golden Gulag: Prisons, Surplus, Crisis, and Opposition in Globalizing California* (Berkeley: University of California Press, 2007).

日と日本国籍住民の間の文化交流の促進を目指した川崎市ふれあい館の設立、在日の母親のひとりとして桜本保育園の父母会の代表となり川崎での市民運動の中心的存在となった宋富子による「女性としてあるべき役割 (appropriate women's role)」への挑戦などが、裁判後の川崎の在日コミュニティの変化を反映している。伊藤三郎革新市政が掲げた「人間都市 (humanitarian city)」の実現というナラティブを戦略的に領有することで、川崎の在日コリアンは同市を市民的権利闘争の先駆的都市として位置づけることに成功した。だが、こうした身振りを日和見主義と捉える在日住民も少なからずいたことからわかるように、川崎の在日コミュニティが一枚岩であったわけではない。著者は、「多文化共生」の旗印のもと部落民やコリアン以外の非日本国籍住民との共闘を後押ししたのが在日コミュニティの内的多様性であり、それが新たなコミュニティの在り方を提示していると評価する。

そして結論は、シティズンシップ概念に注目しつつ丹念に全体像を整理し直す。そのうえで、一国史的な枠を破ってトランスナショナルな観点から反人種主義の連帯を比較史や関係史として描くという、序で提起された課題の重要性を確認することで結ばれている。

さて、以下では、「無い物ねだり」との批判を覚悟のうえで、評者が受けた触発の痕跡を記しておきたい。比較研究が複数の対象の異同性を共通の土俵の上で検討するというアプローチをとっていること、本書においてそうした土俵のひとつとしてタイトルワードでもある「シティズンシップ」が設定されていることは論を俟たないだろう。

「シティズンシップ」概念の扱い方に関して特徴的なのは、ロサンジェルスと川崎に関する具体的な歴史事例を対象とした実証分析を積み上げるという手順を踏む本書が、シティズンシップの具体的な含意を実質的にブランクにしたまま議論を展開している点であろう。最初に明確な概念規定をせよ、という日本の社会科学でお馴染みのクリシェで、本書を一面的に評価するのはおそらく有効ではない。ふたつの比較対象の間にあるシティズンシップのズレと連携と、それぞれが歴史的にみせた流動性を動的に描き出す戦略として、あえて冒頭で概念の含意を囲い込むことを避けたのではないか、というのが評者の推察である。不備によって概念規定が欠落しているわけではないことは、著者が川崎の在日コリアンによる運動に焦点化した日本語論文の冒頭で、以下のように明確に概念規定していることからわかる。「本章で用いる『市民権』(シティズンシップと同義——引用者)とは、社会を構成する成員として法律上だけでなく事実上その資格が認められることをさす。ここでは、移民や国際労働力移動、グローバル化をめぐる議論で問われる国民国家の境界線の問題ではなく、国民国家の内部に存在し、社会的包摂／排除のメルクマールとなる市民権を意味する」。³⁾

ここにはおそらく広義の「翻訳」の問題が伏在している。シティズンシップの一般的な訳語は「市民権」であり、日本では「国籍」と同義なものとして扱われることが多い。上述した概念規定の要諦は、そうした事情を踏まえて、国籍としてではなく、社会学者T・H・マーシャルがいうところの「ある共同体における完全な成員である人びとに与えられ

³⁾ 土屋和代「『黒人神学』と川崎における在日の市民運動——越境のなかの『コミュニティ』」樋口映美編『流動する〈黒人〉コミュニティ——アメリカ史を問う』(彩流社、2012年)、177頁。

た地位身分⁴⁾としてシティズンシップを枠づけたところにあるのだろう。「ナショナルリズム」が慣習上、文脈に応じて「民族主義」と「国民主義／国家主義」とに訳し分けられるのと同様に、「シティズンシップ」も内容限定的に訳し分けするのが好ましいとの見方はあろう。だが、「ナショナルリズム」にせよ「シティズンシップ」にせよ、原語の指示機能とニュアンスを重視するならば、複数の意味が一語のなかで同時に響いていると理解すべきではないか。その意味で、ひとまず「シティズンシップ」概念を緩やかに捉え、個々の歴史事例の検討を積み上げる過程で概念に込められた具体的な含意をその動態性に注目して分析するというアプローチは、本書の説得性を高めるのに有用であった。

そのような説得性の高さは読者の好奇心を刺激しもする。ロサンジェルスの人住の事例と川崎の在日住の事例の比較検討が、緩く規定されたシティズンシップを「共通の土俵」とすることで可能になったと前述したが、実証的な比較検討を踏まえたうえで、シティズンシップ概念をあらためて理論的に省察することは有意義ではないだろうか。このようなシティズンシップ概念への「差し戻し」によって、複数の事例が現出する異同性の基底にある、より根源的な意味や価値という問題系に迫ることが可能になると思われる。

たとえば、結論で展開されている「川崎の韓国・朝鮮人たちによる闘争は、シティズンシップと国籍の等置を問題化し、シティズンシップをめぐる新しいポストナショナルな像を生み出した」(168)という説明に注目してみたい。「グローバル・シティズンシップ」や「世界市民」などの発想にも通じるこの議論は、川崎の在日コリアンの運動が「日本におけるシティズンシップの狭隘な定義 (narrow definition of Japanese citizenship)」を書き換えていったという著者の歴史評価と呼応している。シティズンシップの要件から国籍を引き剥がそうというダイナミックな展開は、川崎における「シティズンシップの再創造」の固有性を象徴していた。では翻って、ロサンジェルスの人住にとって「シティズンシップの再創造」の要諦は何であったのか。そこでは国籍が事実上問題とならなかったことは明らかであり、「二級市民としての資格 (second-class citizenship)」という言葉が象徴的に示す、ネイティヴィズムなきレイシズムの問題への挑戦として、「シティズンシップの再創造」が実践されていたのである。第4章で分厚く記述されているように、「可能な限り最大限の参加」を求めて貧困との戦いに身を投じ、ときには体制側のマスターナラティブを領有する (appropriate) ことで参加主体としての自己を確立しつつコミュニティ・コントロールの範囲を拡大することが、ロサンジェルスの人住が達成した「シティズンシップの再創造」の内実であった。このように、「国籍という制約を克服したポストナショナルな権利主体としての自己実現」と「レイシズムに抗して自治の拡大をはかる参加主体としての自己実現」というふたつの像が、シティズンシップ概念を遡及的に辿ることによって立ち現れる。「グローバル・シティズンシップ」などの新たなモデルの実現は、概念をめぐるこのようなズレを止揚した先にはじめて可能になるといえるだろう。

さらに、シティズンシップ概念に別の角度から新しい光を与えてくれるものとして、コロニアリズムという概念(ないし枠組み)がある。川崎の在日コリアンのシティズンシップのあり方を決定づけたのは、かつて「帝国日本」の臣民であったかれらが1952年以後

4) T・H・マーシャル、トム・ボットモア(岩崎信彦・中村健吾訳)『シティズンシップと社会的階級』(法律文化社、1993年)、37頁。

「外国人」として放逐されたというコロニアルな歴史である。他方、ロサンゼルスにおいてコロニアリズムの影響下にあったのはメキシコ系住民であった。そのことは、メキシコ系の闘争史を記した先駆的研究の多くが「国内植民地論」の枠組みでなされていることからもうかがえる。⁵⁾ それゆえに、川崎の在日コリアンが体現するシティズンシップとロサンゼルス系のメキシコ系住民のそれとの間には、共通する部分が多い。(70年代末以降「問題」化される) 非合法的なメキシコ人住民にとって、シティズンシップは国籍を重要な争点としており、⁶⁾ レイシズムの規定力が強い黒人住民のシティズンシップのよりも川崎の在日コリアンのそれに近接しているといえるだろう。コロニアリズムという補助線を引くことによって、「シティズンシップの再創造」という視角はいつそう精緻なものになるのではなかろうか。

ロサンゼルス系黒人住民らのコミュニティ・コントロールを求める闘いと川崎の在日コリアン住民による権利闘争を歴史的想像力によって結びつけたという点にこそ、本書の意義はあった。著者の分析力の鋭さと対象に対する共感の深さこそが、この研究そのものを人種間連帯の実践として結実させたのである。

⁵⁾ 最も代表的な研究として、Rodolfo Acuña, *Occupied America: The Chicano's Struggle toward Liberation* (San Francisco: Canfield Press, 1972).

⁶⁾ 移民のシティズンシップと「国籍」については、たとえば以下の研究など。William Rogers Brubaker, ed., *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America* (Lanham, Md.: University Press of America, Inc., 1989); Rogers M. Smith, *Civic Ideals: Conflicting Views of Citizenship in U.S. History* (New Haven: Yale University Press, 1997).

小林剛著
『アメリカン・リアリズムの系譜』
——トマス・エイキンズからハイパーリアリズムまで』

(関西大学出版、2014年)

江崎 聡 子

視覚芸術の理論と実践の長い歴史において、外界の事物をそれに似せて再現することは、中心的な課題であり続けてきた。動物が疾走する姿を描いた古代の洞窟壁画から、ルネサンスの遠近法による空間表現、さらにはCGなどの現代の高度な複製技術に基づいたイメージに至るまで、いかに「本物そっくり」に再現するかが、それを制作するアーティストの強い動機の一つであり続けていた。最も初期の絵画論においても、現実を真似ることへの言及が見られる。プリニウスは『博物誌』において「人間の影の輪郭線をたどること」において絵画が始まったと述べている。¹⁾ 別の箇所においてプリニウスは、古代ギリシアの画家、ゼウクシスとパラシオスに言及し、二人の画家がいかにリアルに描くことに腐心し、そして競いあっていたかという逸話を披露している。この逸話では、よりリアルに描いたという点において、パラシオスが勝利したとされ、リアルに描くことに価値が付与されていたことがわかる。²⁾ またルネサンス期においては、レオナルド・ダ・ヴィンチが鏡像と絵画の類似性を指摘し、絵画制作において、外界の自然を鏡のように正確に写し取ることが重要であると述べている。「君の作品とモデルとを同時に反映する鏡をもってそのやうに自己を批判せよ…もし君の絵が全く自然の物象に一致して居るかを見たいと思ふ時には、鏡を取って生きたモデルを反映せしめ、此の反映を君の作品と対照せしめ、原図が模写と一致するかをよく見よ。何よりも第一に鏡を師とせよ。」³⁾ ダ・ヴィンチは画家は鏡像を手本として、自らが描いた作品を鏡像と照らし合わせ、うまく描けているかどうかをチェックすべきであると、模範としての鏡像の優位性を認めている。

古来より、現実の世界の物体との類似性を追求することに始まった絵画のみならず、外界を記号によって再現するという表象行為全般の根幹にあったのは、いわゆるミメーシス(模倣)の考えかたであった。「イデア」を含む事物の「モデル」(原像)、すなわち「オリジナル」が現実の世界に存在し、表現者はその特質を探究し、制作においてモデルやオリジナルに似せた形象へと像を結んでいく、このコンセプトとその実践こそがまさにリアリズムの起

¹⁾ プリニウス『プリニウスの博物誌 第三巻』(中野定雄ほか訳、雄山閣出版、1986年)、1409頁。

²⁾ プリニウスによるこの二人の画家の腕比べに関する逸話は、ゼウクシスが葡萄の房を描いたところ、それを小鳥がついばみにきたので、ゼウクシスは勝ち誇って、パラシオスに彼の描いた絵画作品の覆いをとって、はやく作品を見せるように言ったところ、その覆いが実はパラシオスの描いた絵であり、小鳥よりも画家の目をあざむいたという理由でパラシオスに軍配があがったというものである。ここでは、いかにリアルに描くかという点において、二人の作品が競われていたことになる。プリニウス『プリニウスの博物誌 第三巻』、1421頁。

³⁾ レオナルド・ダ・ヴィンチ『レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画論』(加藤朝鳥編訳、北泉社、1996年)、39-40頁。

源であり、その根底にあったものである。そしてこういった現実に対する態度は、西欧の視覚芸術の歴史全般において通奏低音として響いていたものでもあった。西欧美術の狭義の文脈において、「リアリズム」はとりわけ19世紀のフランスにおいて見られた新古典主義絵画に対抗する新しい理論と実践を指すが、しかし広義においては、リアルなものを追究する態度はいかなる時代においても見られ、リアルに表現するということが、多少なりとも、そしてそれに賛同するにせよ、抵抗するにせよ、時代を超えて普遍的に表現者の意識の底にあり続けてきたことは明らかである。

現代においては、複製技術の発展や、テレビやインターネットといったマスメディアの普及、あるいはまたより広義の文脈においてはバイオテクノロジーの技術革新などを要因として、現実とそのコピー、オリジナルと複製といった対立概念の境界線が曖昧になり、「現実」や「オリジナル」の概念それ自体に疑いがさしはさまれ、その基盤が足元から揺らいでいる。しかしながら依然として、視覚文化の多様な側面において、リアルなものやオリジナルなものへの衝動や志向が見られるのもまた事実である。アメリカに限定していえば、テレビではリアリティー番組が人気であるし、またドキュド라마のようなものも数多く制作され続けている。もちろん「現実の世界」で起きたことを報道する報道番組やジャーナリズムも存在感を失ってはいない。アニメーションやゲームソフトの世界では3DCGの技術が多用され、空気の質感にいたるまで、いかに現実の世界に似せるかが競われている。そしてアートの世界においても、その制度上、オリジナルの作品の価値は揺らいではいない。オリジナルとコピーという対立概念を一笑に付したアンディー・ウォーホルらのポップアートの作品が、「オリジナル」の作品として美術館に収蔵され、うやうやしく展示されている。あるいはまた、有名作品の引用によってオリジナリティーの概念に疑いを投げかけたシェリー・レヴィーンやシンディー・シャーマンなどの写真作品においても、引用元の作品への言及によって、逆説的にオリジナルの価値が最強化される場合が見られる。現代アメリカの視覚文化においても、依然として「リアル」や「オリジナル」なものが、多様な側面において、多少なりとも意味をもち、主要な問題意識となっているのである。

本書の冒頭において小林自身は、なぜ今の時代にリアリズムという問題意識が重要なのか、その理由について以下のように説明している。一言でいえば、先進国の文化において現代ほど現実世界の実感や体感が希薄な時代はないからということになる。デジタルメディアが浸透し、そしてそれに基づいたその文化が高度に発達している現代においては、現実世界を自らの聴覚、触覚、そして視覚で体感する機会は激減し、逆にカメラやイヤフォン、あるいはタッチパネルといった身体の拡張機能としてのデジタルメディアを通じて間接的に身の回りの世界を体験する機会が増大しているのは疑いもない事実である。小林は、こういったデジタルな文化体験全盛期にアメリカの視覚文化研究者の専門家として大学での教育活動にたずさわってきた経験が、この問題に取り組む一つの大きな契機を与えてくれたと述べている。

ベルリンの壁もとうの昔に崩壊し、グローバル資本主義がほぼ単一の経済システムとしてこの惑星全体を多岐に及ぼし、さらにウィンドウズ95が発売されたことによってインターネット時代の幕開けとなった1995年に生まれた彼らハイパーリアリズム

世代の学生たちにとって、マトリックスやシーヘブンでの生活の方がより「リアル」であると感じるのはある意味当然のことなのかもしれない。彼らのなかには私に「先生が言うオリジナルなものとかリアルなものというのはいったい何のことなのですか？ 私には先生が説明してくれたシミュラクルの方が理解しやすく、オリジナルというのは何なのか掴みにくいのですが」と言ってくる学生も多くいて、実際にはボードリヤールが言うような、目の前にある世界が「もはや実在ではなく、ハイパーリアルとシミュレーションの段階にある」という世界認識の方法を彼らは無意識に選びとっていると言ってもいいような状況がそこには明らかに存在するのである。(11)

リアリティーやリアルということに関して、学生達は自分達の世界認識を疑うことはほとんどなく、こういった問題意識自体が彼らにとって馴染みの薄いものであるがゆえに、敢えて問題提起をする重要性を小林は指摘する。本書において小林はこの様な教育現場での経験を踏まえた上で、広くその考察の射程を広げ、日本の視覚文化にも多大な影響を与え続けてきたアメリカの視覚芸術や視覚文化の歴史全般において、リアリズムとはいかなる意味をもちうるのか、それはそもそもどのようにして定義されるのか、そして「アメリカのリアリズム」はどのような伝統をもち、どのように展開してきたのだろうかという問題に取り組んでいる。

本書は、第一章：トマス・エイキンズと「写真的視覚」の発見、第二章：リアリズム絵画と写真の交錯、第三章：異なる近代、異なる視覚、第四章：社会的リアリズムと抽象表現主義をめぐる「文化冷戦」、第五章：指標的リアリズムからハイパーリアリズムへ、の五章で構成されている。

第一章は、アメリカン・リアリズムの伝統や展開に関する小林の議論の中核をなしており、19世紀後半のアメリカ視覚文化における絵画と写真の密接な関係が集中的に議論され、文化の中心であったヨーロッパに対抗する一つ的手段として写真的リアリズムが勃興し、それを基盤としてこの時代のアメリカの芸術思想が形成されていく過程が描かれている。その際に小林は、主にトマス・エイキンズの絵画作品とその芸術理論を取り上げ、フォーエ主義などの同時代のヨーロッパのリアリズム芸術思想や、ギュスターヴ・クールベ、ジャン＝レオン・ジェロームらの作品と対比しながら、エイキンズが独自に達成しつつあった写真的リアリズム、あるいは「写真的視覚」の性質を明らかにし、さらに、その「写真的視覚」がアメリカ合衆国の視覚制度や文化の構築にどのような影響を与えたのかを考察している。

この章において小林は、エイキンズの作品や芸術理論、あるいは書簡などを詳細に分析し、エイキンズのリアリズムこそが視覚文化におけるアメリカン・リアリズムの源流であるとの主張を展開する。注目すべきは、小林がチャールズ・サンダース・パースによる記号の分類概念、すなわち、類似記号(アイコン)、指標記号(インデックス)、象徴記号(シンボル)を分析の枠組みとして導入していることである。そして小林はとりわけ指標の概念に着目し、エイキンズのリアリズムはその指標的性質ゆえに同時代のヨーロッパのリアリズム絵画—例えば彼がバリのエコール・デ・ボザール(国立高等美術学校)に留学していたときの教師であったジャン＝レオン・ジェロームなどのそれ—とは全く異なるものであったとの結論に達するのである。小林の分析に従えば、エイキンズと同様にジェロームも写真を補助

的に使用し、細部の緻密な描写に基づいた写実的な作品を生み出したが、しかしその写実的性質はあくまでも絵画作品の内容、とりわけ19世紀フランスの植民地主義イデオロギーを補強するような「わかりやすい」表現形式にすぎず、植民地のリアリティーの表象からは程遠いものであった。一方、ヨーロッパから帰国したエイキンズは自分が生まれたアメリカという国、故郷、地域、土地を具体的に作品に描き、普遍性よりは個別性を、地理性を超越した「中心」よりは地理性に豊かに彩られた「周縁」をリアルに表現したのであった。このエイキンズのリアリズムの中心にあった性質はまさに、「そこにかつてあった」ことを具体的な痕跡を伴って示す記号、すなわち指標的性質とも呼ぶことができるものであり、こういった指標性を抑圧しない態度は、ヨーロッパのリアリズムにはほとんど見られない特別なものであったと小林は分析する。ではなぜエイキンズはこういったヨーロッパとは異なる、もう一つのリアリズムを志向したのであろうか。この問いに小林は以下のように答えている。

アメリカで生まれ、アメリカの画家になろうと思い続けてきたエイキンズにとって、技法や構図を学ぶことはできても、師ジェロームのように描くことはできなかった。その結果、彼がたどり着いたのは、ヨーロッパではアイコンのもつ普遍性・等価性を損なうものとして忌避された写真イメージの持つ指標的性質をあえて抑圧しないという方法論だった。つまり「過去」を参照するのではなく、自分が立脚している「場所」を参照の基盤とするやり方である。言い換えれば、エイキンズの絵画が表象しているのは、慣れ親しんだ彼の周りの場所や彼の周りの会話を交わす固有名詞をもった人物であり、写真がそうであるように、それは決してそれ単独でそれ以上の何かを指し示したりはしないのである。(71)

この章や後の第二章、第三章の面白さは、視覚文化のリアリズムという限定的な要素を扱っているにも関わらず、すぐれたアメリカ文化論、もっといえばアメリカという国家のアイデンティティというより大きな問題に関連するような議論がなされている点である(興味深いことに、ルパート・ウィルキンソンなどが主張するように、アメリカ文化の特質を考察すること自体が、アメリカ文化の特質に含まれているというパラドックスがここにも見られるのである)⁴⁾ エイキンズや同時代のアメリカの画家達のリアリズムは、19世紀アメリカ美術というごく限定的な局面における動向ではなく、より広いアメリカ文化全体の精神や特質に通底する重要な問題であると小林は考えている。そしてその際に、一つの機械的技術であった写真や、その写真がもたらした「写真的視覚」の果たした役割は決して過小評価すべきではなく、むしろ中心にすえて考察されるべきであるという小林の議論には説得力がある。

十九世紀終わりまで文化的周縁に置かれていたアメリカにとって、個別性を主張し、自らのアイデンティティの基盤として提示することに重要な意味があることは言うまでもなく、実際、アメリカのリアリズムが台頭してくるのもそのような時代において

⁴⁾ Rupert Wilkinson, *The Pursuit of American Culture* (New York: Harper and Row, 1988), 2.

であった。とくに、写真という機械的リアリズム装置が、世紀転換期のアメリカにおいて果たした役割は小さくないばかりか、ロマン主義からリアリズムへの価値転倒の動きを美学的・社会的に先導したと言っても過言ではないだろう…アメリカでは逆に、写真は、現実の「アメリカ」を表象する主要なメディアとしての地位を築きつつあった。写真がもたらす「場所」を共有するという仮想的感覚は、当時のアメリカ人に「場所の意味」を構築する契機を与え、それこそが、普遍性に対抗しうる個別性の基盤となったのである。(80)

第二章においては、19世紀から20世紀初頭の世紀転換期のアメリカ美術においてそれぞれ独自に運動を展開していた二つのグループ、すなわちヨーロッパモダニズムの強い影響下にあったスタジオ「291」のメンバー達と、ハドソン・リバー派やペンシルヴァニア美術アカデミー出身の「ジ・エイト」の画家達の思想や作品が比較対照され、後者がまさにエイキンズにみられたリアリズム的衝動を(エイキンズの理論や方向性と完全に一致していたかどうかは別として)受け継ぐ一方で、前者、とりわけそのリーダー的存在であったアルフレッド・ステイグリッツもまた、ピクトリアリズムを経由しながらも最終的には「写真的視覚」を獲得し、さらには絵画とは異なる自律した表現形式としての写真と新しい視覚空間を構築することに先駆的に成功していたという議論が展開される。その際に、小林はアメリカ美術におけるリアリズムという主題に関して唯一の網羅的な専門書であるエドワード・ルーシー＝スミスの『アメリカン・リアリズム』を参照しながら、「モダニズム中心のアメリカ美術史をリアリズムという観点から修正した」ルーシー＝スミスの修正史観をさらに別の視点、すなわち写真の指標性や、「写真的視覚」への意識とその獲得という観点から読み直し、この時代のアメリカ美術を再考している。

第三章においては、視点がやや変わり、20世紀前半のアメリカ美術における三つの異なる「伝統」が俯瞰され、そのうえで、第一章、第二章において小林が主張してきた意味でのアメリカン・リアリズムの系譜が、20世紀前半、とりわけ1920-30年代のいわゆるアメリカン・モダニズムの芸術においてはいかなる展開をみせ、またアメリカ美術全体の流れにおいてどのように位置づけられうるのかという問題が考察されている。この章で小林はとりわけ画家、版画家、写真家、そして美術教育者であったアーサー・ウェズリー・ダウと、その美術理論の形成に大きな影響を与えたアーネスト・フェノロサの美術理論を取り上げ、この二人の美術理論の後の世代への多大なる影響を再検討している。小林はとりわけダウが執筆した美術の教科書『コンポジション』に焦点をあて、そのアメリカン・モダニズムへの具体的な影響としての「線的」な概念に着目し、それによって、ヨーロッパ起源のモダニズムとは異なるもう一つのモダニズムがアメリカに生み出されることになったと議論する。興味深いのは、ダウやその師フェノロサがヨーロッパの影におびえつつも、文化の周縁というコンプレックスを超越し、美術理論を構築し展開していく際に、日本の美術や文化をオルタナティブとして参照し、利用した点である。小林はこの点に関し、フェノロサやダウに関連する一次資料にあたりながら、丹念に検証している。

第四章において小林は、1930-40年代にかけて主流であった左翼的傾向の強い社会的リアリズム運動が、戦後のアメリカ美術史の言説においていかに抑圧され、意図的に歴史の闇に葬り去られてしまったのかという問題を考察している。その際に小林は、修正主義に

において主張されてきた反共的な「文化冷戦」のイデオロギーのみならず、ニューディール期のWPAのような公的美術支援システムから戦後の資本主義的マーケット・システムへの移行という経済的・社会的要因をも新たな切り口として導入し、第二次大戦後の文化政策とリアリズムの受難に関するより包括的な論考を展開している。具体的には、『進化するアメリカ美術展』の開催をめぐる一連の騒動や、国吉康雄のアメリカ国内での評価の変化、あるいはウッドストックのようなアート・コロニーの衰退といった要素に焦点があてられ、「抽象表現主義=現代アメリカ美術」という冷戦期のイデオロギーに支えられた、偏向した、しかし強固な言説や文化政策がいかんにして形成され、そして社会的リアリズムの流れを「現代アメリカ美術」の物語の外へと一気に押し流してしまったのかという興味深い問題が議論されている。

第五章においては抽象表現主義以降の戦後のアメリカのリアリズム芸術の流れが、「抽象／具象」、「アヴァンギャルド／キッチュ」、「ハイ・アート／ポップカルチャー」といったわかりやすい二項対立的な図式からいったん切り離され、パースによる記号の分類概念が再び導入された上で再検討されている。小林は、ルーシー＝スミスの戦後リアリズム分析を批判的に検証し、かわりにロザリンド・クラウスの「指標論」や、アレックス・ポッツが『モダン・リアリズムの試み』において展開している、生活世界の現実と芸術表現を結び付けようとする「リアリズム的衝動」の概念をヒントに、エイキンズ以来、地下水脈のようにアメリカの視覚文化に底流してきた「指標的リアリズム」や「リアリズム的衝動」が60年代以降のアート・シーンにおいても着実に、脈々と受け継がれていることを証明してみせる。さらに、デジタルメディアによるアイコン的イメージの増殖とその世界認識への浸透という表象における一大転換期、すなわち「アイコン的転回」を経験した2000年以降の現在において、「指標的リアリズム」はいかんにして成立しうるかという重大な、そして興味深い問に対して小林は以下のように答え、議論を終えるのである。

現代の作家は一つのメディアムでは表現できなくなってしまったこのハイパーリアリズム的世界の現状に合わせるかのように、様々なメディアムを使ったレイヤーとしてこの世界を表現しようとしている…おそらく、現代のリアリズムは、単にアイコンでもなく、単に指標でもなく、単に象徴でもないという記号の表意様式のせめぎ合いのなかで、独自の芸術表現のあり方を見つけ、そこに何かを表象し、そこに観者の注意を向け、そこに何らかの自律的意味を付与していこうとする、単一の表意様式を超えた表現行為のなかにこそあるのであろう。そして、その核にあるのは、エイキンズの時代と同じように「自分が立っている場所」を再確認するという作業なのだと思う。(244-45)

本書の意義は、表象行為におけるリアリズムという時代を超えた普遍的な衝動が、アメリカの視覚文化の歴史と文脈においていかなる意味を持ってきたのかを考察した点にあるといえる。19世紀にリアリズム的衝動がアメリカという場所と結びついたときに何が起こっていたのか、アメリカのアーティスト達がヨーロッパとは異なる別のリアリズムを選択したときにどのような化学変化が起きていたのかという問題が、著者の該博な知識に基づいて多用な角度から分析されているという点において、既存の美術研究の限定的文脈におけ

るアメリカン・リアリズム論と異なり、大いに評価されるべきである。また、最終的に現代に至るまでのアメリカの視覚文化の流れや枠組みにおいて、リアリズム的衝動がそのアメリカ的特質の形成にどのように影響を及ぼし、貢献し続けてきたのかが議論されており、優れたアメリカ文化論になっていることも本書の価値を増す要因となるだろう。評者としては早くも次作が待ち遠しく感じられるのだが、次作においては、本書の各章で検討された主題の一つ一つが、より多くの作品分析とそれに基づいた精緻な考察とに伴われ、さらに深く議論されることが期待される。

2014年度(平成26年度)活動報告

I. セミナー

テーマ	講師(所属機関)	司会	期日	主催者	共催者
“Google as Gatekeeper: How Google’s Search Algorithm Promotes Better Citizenship”	Sean Richey (Georgia State University)	西崎文子	2014年 5月12日	CPAS	
“Narratives of National Belonging: The Domestic, the Wild, and the Mutant in Australian Film”	Catriona Elder (The University of Sydney)	遠藤泰生	2014年 5月19日	CPAS	グローバル共生 プログラム(GHP)
“Chinese Gold Miners and the Chinese Question in Pacific Settler Countries: California and Australia”	Mae M. Ngai (Columbia University)	遠藤泰生	2014年 6月10日	CPAS	基盤研究(A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」、 グローバル共生 プログラム(GHP)
“Mr. Paine’s Iron Bridge: Architecture and Politics in the Age of Democratic Revolutions”	Edward Gray (Florida State University)	遠藤泰生	2014年 7月24日	CPAS	基盤研究(A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」
“Hoover Institution: Its Mission, Its Activities, and Its Asian Collection”	Eric Wakin (Stanford University)	遠藤泰生	2014年 10月15日	CPAS	
“Genius in Bondage: Theories of Genius / Mental Ability and Social Inequality in Early America”	Joyce E. Chaplin (Harvard University)	遠藤泰生	2014年 12月5日	CPAS、基盤 研究(A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」	
“Fortune Telling in the Modern United States: The Progressives and the Trade in Prophecy”	David Goodman (The University of Melbourne)	遠藤泰生	2015年 1月9日	CPAS	基盤研究(A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」、 基盤研究(B)「移民とその故郷——非同 化適応戦略と トランスナショナリズム 表象」
“Wars, Citizens, and Citizenship in the Modern United States”	David Goodman (The University of Melbourne) Christopher Capozzola (Massachusetts Institute of Technology)	遠藤泰生	2015年 1月10日	CPAS	基盤研究(A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」、 基盤研究(B)「移民とその故郷——非同 化適応戦略と トランスナショナリズム 表象」

“Brothers of the Pacific: America’s Forgotten Filipino Soldiers from 1898 to the War on Terror”	Christopher Capozzola (Massachusetts Institute of Technology)	遠藤泰生	2015年 1月14日	CPAS	基盤研究(A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」、基盤研究(B)「移民とその故郷——非同化適応戦略とトランスナショナリズム表象」
“Surviving Creative Destruction: Entrepreneurial Capitalism and the Expansion of Slavery in the United States”	Edward E. Baptist (Cornell University)	橋川健竜	2015年 2月20日	CPAS	基盤研究(A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」、若手研究(B)「環大西洋経済圏における北アメリカ植民地と西インド諸島植民地の貿易の展開」

II. シンポジウム等

- ・シンポジウム「移民国家のつくられ方——アメリカ、オーストラリア、スペインの比較」

日時：2014年6月14日(土) 13時半～17時

場所：東京大学駒場キャンパス 18号館1階ホール

報告：Mae M. Ngai (コロンビア大学教授)

“The United States as a Nation of Immigrants: A Short History of an Idea”

Catriona Elder (シドニー大学准教授)

“Imaging Borders / Policing Borders: Australia, Asylumseekers and the Oceans of the Asia Pacific”

深澤晴奈 (東京大学教養学部非常勤講師)

「新しい移民流入国としてのスペイン——市民社会の反応を中心に」

小田悠生 (中央大学助教)

「アメリカ移民法における「家族」——市民権、永住権と家族の権利」

応答：北村暁夫 (日本女子大学教授)

挨拶：高橋均 (東京大学大学院教授)

司会：遠藤泰生 (東京大学大学院教授)

主催：基盤研究(B)「移民とその故郷——非同化適応戦略とトランスナショナリズム表象」
(代表：高橋均)

共催：基盤研究(A)「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」(代表：遠藤泰生)、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、東京大学大学院グローバル共生プログラム、東京大学グローバル地域研究機構、東京大学アメリカ太平洋地域研究センター

- ・シンポジウム「アジア太平洋の経済秩序とアメリカ——新しい秩序は生まれるのか」

日時：2014年11月29日(土) 15時～18時

場所：東京大学駒場キャンパス 18号館4階コラボレーションルーム1

報告：菊池努（青山学院大学教授）

「TPPとアジア太平洋の通商秩序」

片田さおり（南カリフォルニア大学准教授）

「BRICSの金融戦術とアジア太平洋」

Park, Chang-Gun（国民大学教授）

「G2時代韓国のFTA——“グローバルハブ（global hub）”から“ヘッジ（hedging）”戦略への転換」

司会：古城佳子（東京大学大学院教授）

主催：東京大学アメリカ太平洋地域研究センター

共催：基盤研究（C）「現代国際関係における「共通利益」の形成過程に関する政治学的研究」（代表：古城佳子）、基盤研究（B）「近・現代アメリカ論の系譜——学際的・比較論的視点から」（代表：西崎文子）、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻

Ⅲ. 研究プロジェクト

- ・日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（A）
「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」（代表：遠藤泰生）
- ・日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（B）
「近・現代アメリカ論の系譜——学際的・比較論的視点から」（代表：西崎文子）

Ⅳ. 出版活動

- ・『CPAS Newsletter』Vol. 15, No. 1（2014年9月）、No. 2（2015年3月）
- ・『アメリカ太平洋研究』第15号（2015年3月）
- ・『日本におけるアメリカ研究 オーラルヒストリー——宮里政玄先生に聞く』第32巻（2014年5月）

Ⅴ. センター所属教員の2014年1月から12月までの研究活動

遠藤泰生

[学術論文]

- ・「「信教の自由」から考える自由の二元的性格」『アメリカ太平洋研究』第14号（2014年3月）、130-38頁。

[その他の執筆]

- ・「2013年度『アメリカ太平洋研究』の刊行によせて」『アメリカ研究振興会 会報』第74号（2014年2月）、2頁。
- ・「書評フォーラム 森本あんり著『アメリカ的理念の身体——寛容と良心・政教分離・信教の自由をめぐる歴史の実験の軌跡』をめぐって」『アメリカ太平洋研究』第14号（2014年3月）、129頁。

- ・「日本におけるグローバルスタディーズの受容と地域研究（座談：福武新太郎・臼杵陽・遠藤泰生・寺田勇文・宮崎恒二他）」『地域研究』第14巻1号（2014年3月）、33-60頁。
- ・センタープロジェクト紹介「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」『CPAS Newsletter』Vol. 14, No. 2（2014年3月）、11頁。
- ・「本当の「独立」を目指して——ジャマイカ人の深いジレンマ」『Transit』第24号（2014年3月）、92-93頁。
- ・「日本におけるアメリカ研究 オーラス・ヒストリー」第32巻『日本におけるアメリカ研究 オーラルヒストリー——宮里政玄先生に聞く』第32巻（2014年5月）、巻頭言。
- ・センタープロジェクト紹介「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」『CPAS Newsletter』Vol. 15, No.1（2014年9月）、6頁。

[学会活動等]

- ・企画および司会
シンポジウム「移民国家のつくられ方——アメリカ、オーストラリア、スペインの比較」
東京大学アメリカ太平洋地域研究センター主催、東京大学駒場キャンパス、2014年6月14日。
- ・討論
シンポジウム“Water and Faith: Shared Values”第3回スルタン・カブース学術講座、東京大学、2014年10月3日。
- ・International Contributing Editor, *Journal of American History*

西崎文子

[論文]

- ・「米国外交からみた集团的自衛権」奥平康弘・山口二郎編『集团的自衛権の何が問題か——解釈改憲批判』（岩波書店、2014年）、237-49頁。

[その他の執筆]

- ・「特集：それぞれの戦後——アメリカとベトナム 特集にあたって」『アメリカ太平洋研究』第14号（2014年3月）、5-6頁。
- ・新聞記事「紛争と国家の行方——『民族自決』の夢を問い直せ」『毎日新聞』、2014年3月10日夕刊。
- ・新聞記事「核といのちを考える——『被曝体験』を原点に」『朝日新聞』、2014年8月9日朝刊。

[学会活動等]

- ・講演
「日本国憲法と日米関係の現在」北京大学国際関係学院、2014年3月28日。
「核兵器廃絶への道——原点を見つめ、『核の傘』を越える」朝日新聞社主催国際平和シンポジウム、長崎市、2014年8月2日。
「貧困の発見と『アメリカの世紀』」長野市民教養講座、長野市、2014年9月12日。
- ・報告
“A Story of ‘Self-Government’: A Contested Legacy of Wilsonian Diplomacy” ヴァージニア大学歴史学部、2014年9月5日。

「history と historiography のあいだ——『新外交』をめぐる考察」シンポジウム「第一次世界大戦とアメリカ」日本アメリカ史学会第11回年次大会、亜細亜大学、2014年9月27日。

- ・司会

ワークショップ“Pacific Worlds: Empire, Environment, Embodiment”日本アメリカ学会第48回年次大会、沖縄コンベンションセンター、2014年6月8日。

- ・司会および討論

分科会「アメリカの安全保障政策」日本政治学会2014年度研究大会、早稲田大学、10月11日。

- ・日本学術会議第一部会員

- ・理事 アメリカ学会

古城佳子

[学術論文]

- ・「世界金融危機に国家は対応できるのか」遠藤乾・遠藤誠治編『日本の安全保障 第8巻』（岩波書店、2015年刊行予定）。

[その他の執筆]

- ・部会報告「新たな経済交渉方式としてのTPP——異なるディシプリンからのアプローチ」『日本国際政治学会ニューズレター』第142号（2015年1月）。

[学会活動等]

- ・報告

「国際レジーム論は何処へ——国際制度論への移行か」京都国際関係研究会、同志社大学、2014年4月19日。

「『韓流』の政治経済学——企業とソフト・パワーの源泉についての一考察」高麗大学日本研究センター、2014年9月11日。

- ・討論

シンポジウム“On Overcoming Conflicts for Korea-China-Japan Trilateral Cooperation”韓国国民大学、ソウル、2014年9月12日。

シンポジウム「国際関係理論の日本の特徴の再発見——理論の『輸入』と『独創』をめぐる」東京大学駒場キャンパス、2014年12月6日。

- ・司会

シンポジウム「設立50周年記念シンポジウム 第2部」国際関係論研究会、東京大学駒場キャンパス、2014年10月4日。

部会「新たな経済交渉方式としてのTPP——異なるディシプリンからのアプローチ」日本国際政治学会2014年度研究大会、福岡国際会議場、2014年11月15日。

シンポジウム「アジア太平洋の経済秩序とアメリカ——新しい秩序は生まれるのか」東京大学アメリカ太平洋地域研究センター主催、東京大学駒場キャンパス、2014年11月29日。

- ・評議員 日本国際政治学会

- ・評議員 国際法学会

- ・理事 日本政治学会

- ・日本学術会議第一部会員

橋川健竜

[著書]

- ・『南北アメリカの歴史』(網野徹哉共編著)(放送大学教育振興会、2014年)。

[学会活動等]

- ・受賞 清水博賞(アメリカ学会)
- ・編集委員 アメリカ学会 *The Japanese Journal of American Studies*

島貫香代子

[学術論文]

- ・“The Impact of Quentin’s Death on Caddy: Re-reading *The Sound and the Fury* from the Compson Appendix” 日本英文学会『英文学研究 支部統合号』第6号(2014年1月)、315-22頁。

[学会活動等]

- ・報告
「アイクとサム系の連動性——「熊」における物語の再構築」日本ウィリアム・フォークナー協会第17回全国大会、藤女子大学、2014年10月3日。

[その他の執筆]

- ・“The Two-Sided Triangle: America Publishes Australia” デイヴィッド・カーター セミナー参加記『CPAS Newsletter』Vol. 15, No.1 (2014年9月)、2-3頁。
- ・“Lion” から “The Bear” へ——Lion と Sam Fathers の関係性』日本英文学会『第86回大会 Proceedings (付 2013年度支部大会 Proceedings)』(2014年9月)、240-41頁。

高野麻衣子

[学会活動等]

- ・報告
「1920年代の地域主義とマッケンジー・キング自由党政権」日本カナダ学会第39回年次研究大会、関西学院大学、2014年10月4日。

[その他の執筆]

- ・書評「細川道久著『カナダの自立と北大西洋世界——英米関係と民族問題』」『日本カナダ学会ニューズレター』第98号(2014年7月)、7-9頁。

グローバル地域研究機構運営委員会（2014年度）

大学院総合文化研究科・教養学部

(機構長・運営委員長)

(副研究科長)

(言語情報科学専攻)

(言語情報科学専攻)

(超域文化科学専攻)

(超域文化科学専攻)

(地域文化研究専攻)

(地域文化研究専攻)

(国際社会科学専攻)

(国際社会科学専攻)

(生命環境科学系)

(相関基礎科学系)

(広域システム科学系)

(機構)

(機構)

(機構)

(機構)

(機構)

(機構)

(機構)

(機構)

(機構)

(機構)

(機構)

大学院法学政治学科・法学部

大学院人文社会学研究科・文学部

大学院経済学研究科・経済学部

大学院教育学研究科・教育学部

大学院新領域創成科学研究科

東洋文化研究所

遠藤泰生	教授
田中純	教授
加藤恒昭	教授
山田広昭	教授
菅原克也	教授
高田康成	教授
村田雄二郎	教授
和田毅	准教授
松原隆一郎	教授
酒井哲哉	教授
豊島陽子	教授
岡本拓司	准教授
梶田真	准教授
西崎文子	教授
古城佳子	教授
橋川健竜	准教授
石田勇治	教授
森井裕一	准教授
佐藤安信	教授
丸山真人	教授
遠藤貢	教授
杉田英明	教授
古田元夫	教授
月脚達彦	教授
久保文明	教授
飯田敬輔	教授
寺谷広司	教授
源河達史	准教授
水島司	教授
中村雄祐	准教授
諏訪部浩一	准教授
小野塚知二	教授
北村友人	准教授
中山幹康	教授
柳田辰雄	教授
長澤榮治	教授
佐藤仁	准教授

以上、37名

執筆者一覧（掲載順）

Mae M. Ngai	コロンビア大学
Catriona Elder	シドニー大学
深澤晴奈	東京大学（非常勤講師）
小田悠生	中央大学
北村暁夫	日本女子大学
菊池努	青山学院大学
片田さおり	南カリフォルニア大学
朴昶建	国民大学
佐藤麻貴	東京大学（院）
中谷早苗	ハワイ大学（院）
遠藤寛文	東京大学／ニューヨーク州立大学（院）
金志映	東京大学（院）
児玉真希	東京大学（院）
鰐淵秀一	ハーヴァード大学（院）
中野博文	北九州市立大学
湯浅成大	東京女子大学
上村直樹	南山大学
信岡朝子	東洋大学
藤永康政	山口大学
西山隆行	成蹊大学
村田勝幸	北海道大学
江崎聡子	神奈川大学（非常勤講師）

**『アメリカ太平洋研究』(Pacific and American Studies) 第16号
論文公募について
(最新の公募案内は、2015年6月に発表されます)**

東京大学大学院総合文化研究科 アメリカ太平洋地域研究センターの研究紀要『アメリカ太平洋研究』(Pacific and American Studies)は、学内外の研究者、大学院生、および大学院修士課程・博士課程修了者*を対象として、アメリカ太平洋地域の研究に資するオリジナルな論文を公募いたします。2015年度の『アメリカ太平洋研究』は、2016年3月に刊行予定です。 *大学院博士課程単位取得退学者を含みます。

公募要領

- 1) 申し込みの締め切り：2015年7月1日
下記連絡先まで、氏名、所属、連絡先、e-mail アドレス、論文の題目を明記して、お申し込みください。
- 2) 原稿の締め切り：2015年9月1日 必着
アメリカ太平洋地域研究センターまで、ハードコピーを4部、郵送または持参してください。
- 3) 採否：レフェリー制をとり、採否は、2015年10月中旬に連絡します。
- 4) ネット上での公開
採用された論文はアメリカ太平洋地域研究センターのWeb上に掲載されます。掲載資料・図版等の著作権の許諾は、必ず著者の責任でお願いします。

執筆上の注意

- 1) 日本語 400 字詰め原稿用紙 60 枚（図、注等含む）以内。枚数厳守。英語の場合には 8,000 words（図、注等含む）以内。語数厳守。
- 2) 日本語の場合 200-250 words の英文要旨を、英語の場合 700-800 字程度の和文要旨を付ける。
- 3) 日本語の場合も横書きとする。
- 4) 論文の形式は、アメリカ太平洋地域研究センターに執筆要項を請求し、参照すること。原則として *The Chicago Manual of Style*, 16th ed. に準拠すること。
- 5) 著者の第一言語以外で執筆する場合は、専門家等による校閲を必ず受けること。
- 6) 著者校正は初校のみとする。校正段階での大幅な修正は認められない。
- 7) 著者には2部送呈し、別刷りは著者の負担とする。

連絡先

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1
東京大学大学院総合文化研究科 アメリカ太平洋地域研究センター
電話：03-5454-6969 Fax：03-5454-4509

『アメリカ太平洋研究』編集委員会

編集後記

本誌は、本センターの学術的成果を示すものである。本号もその役割を果たすことができ嬉しく思っている。昨年行われた2つの公開国際シンポジウム(「移民国家のつくり方——アメリカ、オーストラリア、スペインの比較」と「アジア太平洋の経済秩序とアメリカ——新しい秩序は生まれるのか」)の報告者の方々からの玉稿を始めとする優れた論文を収めることができた。また、今号から投稿を広く呼びかけたところ、前号以上に多くの投稿を集め、掲載本数を増やすことができた。公募の効果が早速出たのではないかと喜んでいる。

最後に、2年目の編集委員長の務めを無事に果たせたのは、高野麻衣子さんの丁寧で的確な編集作業に負う所が多かったことを申し添えたい。引き続き多くの方からの投稿により、アメリカ太平洋研究の成果発表の場として本誌がより発展していくことを期待したい。

第15号 編集委員長 古城佳子

編集委員

古城佳子(委員長)、西崎文子(副委員長)、高橋均、内野儀、酒井哲哉、菅原克也、橋川健竜、遠藤泰生、シーラ・ホーンズ、高野麻衣子

アメリカ太平洋研究 Vol. 15 2015

平成27年3月

発行 東京大学大学院総合文化研究科附属
グローバル地域研究機構
アメリカ太平洋地域研究センター
〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学教養学部
Tel 03-5454-6137, 6969 Fax 03-5454-4509

印刷 清正堂加藤株式会社
〒156-0041 東京都世田谷区大原1-59-21
Tel 03-3466-9103 Fax 03-3485-0814

『アメリカ太平洋研究』(旧『アメリカ研究資料センター年報』(1978~1995)および旧『東京大学アメリカン・スタディーズ』(1996~2000))は毎年3月に東京大学アメリカ太平洋地域研究センターが刊行しています。本年は合算37号にあたります。

* 表紙地図 ©Huntington Library, CA

Special Topic:**Immigrant Nations: America, Australia, and Spain**

Introduction	YASUO ENDO
Undocumented Immigration to the United States: Historical and Contemporary Perspectives	MAE M. NGAI
Imagining Borders / Policing Borders: Australia, Asylum Seekers and the Oceans of the Asia Pacific	CATRIONA ELDER
Spain as an Immigration Country: Reactions of the Civil Society	HARUNA FUKASAWA
Family Rights and Citizenship Rights: "Family" in American Immigration Law	YUKI ODA
Comments	AKEO KITAMURA

Asia-Pacific Economic Order and the U.S.

Introduction	YOSHIKO KOJO
The Future of the Asia-Pacific Trade Architecture and TPP	TSUTOMU KIKUCHI
The Financial Statecraft of the BRICS Powers and Asia-Pacific	SAORI N. KATADA
The Korean International Trade Policy in the Era of G2: FTA Hedging Strategy	CHANG-GUN PARK

Articles

The Implication of Aesthetic Appreciations of Nature: Comparison of Emerson and Thoreau	MAKI SATO
"Successful" Nisei: Politics of Representation and the Cold War American Way of Life	SANAE NAKATANI
A "Heretical" Conception of Early American Nationalism: Reexamining the Force Bill Debate in the Nullification Crisis (1828-33)	HIROBUMI ENDO
The U.S.-Japan Cultural Interchange Program and Japanese Literary Scene in the Post-Peace Treaty Period: A Study of the Rockefeller Foundation's Creative Fellowship	JIYOUNG KIM
The Extent of Slaveholder's Rights in the Early 19th Century North Carolina: An Examination of Court Decisions Written by Thomas Ruffin	MAKI KODAMA
The Founding of the Academy of Philadelphia: The Making of a Public Sphere in Mid-Eighteenth-Century Philadelphia	SHUICHI WANIBUCHI

Book Reviews

Toshihiro Nakayama, <i>American Ideology: Conservatism and Political Divide</i> (2013); <i>American Intervention: Creedal Nation and the World</i> (2013)	HIROFUMI NAKANO
Fumiaki Kubo, Akio Takahata, and the Research Project on Contemporary American Studies, The Tokyo Foundation, <i>America's Rebalancing to Asia:</i> <i>Evaluating Foreign and National Security Policy of the Obama Administration</i> (2013)	SHIGEHIRO YUASA
Hideki Kan, <i>The Cold War and Alliances:</i> <i>From the Perspective of the End of the Cold War</i> (2014)	NAOKI KAMIMURA
Kazuto Oshio, <i>American Environmental History</i> (2014)	ASAKO NOBUOKA
Kazuteru Omori, <i>The Burden of Being African and American:</i> <i>Black Intellectuals and Racism after the Civil War</i> (2014)	YASUMASA FUJINAGA
Takakazu Yamagishi, <i>A Political History of American Health Care:</i> <i>The 20th Century Experience and Obamacare</i> (2014)	TAKAYUKI NISHIYAMA
Kazuyo Tsuchiya, <i>Reinventing Citizenship:</i> <i>Black Los Angeles, Korean Kawasaki, and Community Participation</i> (2014)	KATSUYUKI MURATA
Go Kobayashi, <i>The Genealogy of American Realism: From Thomas Eakins to Hyperrealism</i> (2014)	SATOKO ESAKI